

令和5年 かわごえ

市 政 概 要



時が人を結ぶまち川越

川越市議会事務局

か わ ご え

市 政 概 要

川 越 市 議 会 事 務 局

は し が き

この市政概要は、川越市の行政を簡便にご理解いただくため、本市議会の常任委員会の所管ごとに、市政の概要を収録したものです。

なお、編集にあたっては原則として令和4年4月1日現在を基準に、令和3年度を中心とする過去3年間の実績を盛り込むよう努力いたしました。

内容については不備・不体裁などところがあるかと思えます。今後の市政概要充実のためにも、忌憚のないご意見をお待ち致しております。

本書編集にあたり、資料を提供していただく等ご協力いただいた関係各位に対し深く感謝申し上げます。

川越市議会事務局

川越市民憲章

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

昭和57年12月1日制定

市 章



中央に川越の「川」を置き、
周囲にカタカナの「コ」「エ」を
配し、「川越」を象徴している。

(明治 45 年 5 月 11 日制定)

▶ 市の木 か し ◀



(昭和 57 年 10 月 15 日制定)

▶ 市の花 山 吹 ◀



(昭和 57 年 10 月 15 日制定)

▶ 市の鳥 雁 ◀



(平成 4 年 12 月 1 日制定)

市 勢 1

市 議 会 13

総務財政 27

文化教育 123

保健福祉 197

産業建設 309

消防・外郭団体 393

目 次

市 勢

I	概 要	3
1	川越市の沿革	3
2	年表（明治以降）	5
3	川越市の気象	8
4	市域の沿革	8
5	地目別土地面積	8
6	人口の推移	9
7	年齢別（5歳段階）男女別人口ピラミッド	10
8	産業別15歳以上就業者数	11
II	名 誉 市 民	12

市 議 会

I	議 会	15
1	歴代正副議長	15
2	構 成	17
3	議会活動	20
4	議員報酬・旅費等	23
II	議 会 事 務 局	25

総 務 財 政

《広 報 室》

I	広 報	29
1	広 報	29

《防災危機管理室》

I	防 災	31
1	川越市地域防災計画	31
2	防災意識の普及高揚	31
3	防災施設の整備及び防災用資機材の備蓄	32
4	災害時の相互応援体制の確立	36
5	自主防災組織	38
6	川越市指定緊急避難場所等一覧表	38

《総合政策部》

I	政 策	43
1	第四次川越市総合計画	43
2	川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略	46
3	広域行政	46

4	地方分権	46
II	社会資本マネジメント	48
1	実施の目的	48
2	これまでの取り組み	48
III	行政改革推進	49
1	行政改革	49
2	組織管理	49
3	事務改善	49
4	行政評価	50
IV	行政デジタル化施策	51
1	行政デジタル化施策の概要	51
2	行政デジタル化施策の経過	51
3	「川越市情報化推進プラン（2022～2025）」の取り組み	52
V	電算事務	53
1	電算事務	53
2	住民記録・税・国民健康保険システムのクラウド化	53
VI	統計事務	54
1	統計事務の概要	54

《総務部》

I	情報公開と個人情報保護	55
1	情報公開	55
2	個人情報保護	55
II	市職員	56
1	特別職	56
2	一般職	65
III	契約事務	72
1	競争入札参加資格登録業者数	72
2	建設工事、工事業務委託	72
3	電子入札制度	73
4	小規模修理・修繕等契約希望者登録制度	73
5	物品調達	73
IV	工事検査	74
1	工事検査	74
2	工事成績評定	74
V	人権推進	75
1	人権啓発事業の内容	75

《財政部》

I	予算	76
1	各会計予算総括表	76
2	一般会計歳入予算款別比較	77
3	一般会計歳出予算款別比較	78
4	一般会計歳出予算性質別比較	79
5	一般会計市債現在高	79
II	決算	80
1	各会計令和3年度決算	80
2	一般会計決算（歳入）	81
3	一般会計決算（歳出）	82
4	財務状況（普通会計）	82
III	市有財産	83

1	行政財産	83
2	普通財産	83
3	基金	83
4	庁用車両	84
5	市庁舎	84
IV	市 税	88
1	税目・税率	88
2	令和3年度収入状況	90
3	決算状況	90
4	市民税調定額（決算）「現年度分」	90
V	収 納 対 策	91
1	収納対策	91
2	第四次川越市市税等収入率向上プラン	91

《市 民 部》

I	市民活動支援	92
1	協働の推進	92
2	自治振興	92
3	地域会議の推進	93
II	地域ふれあいセンター	94
1	川越市北部地域ふれあいセンター	94
2	川越市東部地域ふれあいセンター	96
III	広 聴 活 動	98
1	広 聴	98
2	市民相談	99
3	消費者行政	101
IV	防犯・交通安全	103
1	川越市防犯のまちづくり基本方針と防犯推進体制	103
2	防 犯 灯	103
3	交通事故発生状況	104
4	交通安全運動の推進（令和3年度）	104
5	交通安全思想の普及	104
6	交通安全施設設置状況	105
7	放置自転車対策	106
V	男女共同参画社会	107
1	男女共同参画	107
VI	戸籍・住民・国民年金	108
1	戸 籍	108
2	市民センター別人口及び世帯数の推移	108
3	戸籍・住民基本台帳処理件数	108
4	戸籍・住民基本台帳等証明件数並びに手数料	109
5	国籍・地域別外国人住民登録数	109
6	国民年金	110
VII	斎 場	112
1	施設の概要	112
2	利用状況	113
3	施設使用料金	114
VIII	市民聖苑やすらぎのさと	115
1	施設の概要	115
2	利用状況	116
3	施設使用料金	117

IX	市民センター等	118
1	市民センター	118
2	市民センター等の所在地及び職員数	118

《選挙管理委員会》

1	選挙管理委員	119
2	投票所・登録者数	119
3	市長と市議の選挙	120
4	最近の選挙（市長と市議の選挙を除く）	120

《監査制度》

1	監査委員	121
2	包括外部監査	122

文化 教 育

《文化スポーツ部》

I	文化芸術振興	125
1	文化事業の推進	125
2	生涯学習の推進	127
3	成人式	127
II	文化施設等	128
1	川越市やまぶき会館	128
2	川越駅東口多目的ホール	130
3	川越西文化会館（メルト）	131
4	川越南文化会館（ジョイフル）	133
III	川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設	135
1	文化芸術振興施設（大ホール等）	136
2	市民活動・生涯学習施設	138
3	男女共同参画推進施設	142
IV	都市交流と地域の国際化	144
1	棚倉町	144
2	小浜市	144
3	中札内村	145
4	オッフエンバッハ市	145
5	セーレム市	145
6	オータン市	146
V	スポーツ振興	147
1	目 標	147
2	体育・スポーツ関係の主な行事	147
3	スポーツ施設	148
4	総合体育館	150
5	陸上競技場	152
6	テニスコート	153
VI	美術館	154
1	施設概要	154
2	館内の主なスペースと面積	154
3	利用状況	155

《教育総務部》

I	教育総務	156
1	教育長・教育委員	156
2	活動状況	156
3	教育委員会の所管する各種委員会等	156
4	令和4年度 教育行政の基本方針と重点施策	157
5	育英資金の貸付制度	159
6	川越市大学奨学金支給事業	160
7	教育費	161
II	教育財務	162
1	学校施設	162
2	就学援助	166
3	学童保育室	167
III	地域教育支援	168
1	地域教育の推進	168
2	人権教育の推進	170
IV	文化財保護	171
V	公民館	172
1	主な活動	172
2	施設の概要及び利用状況	173
VI	図書館	174
1	施設の概要	174
2	蔵書	174
3	利用状況	174
4	視聴覚ライブラリー	175
VII	博物館	176
1	施設の概要	176
2	各スペースと面積	176
3	入館者数	177
VIII	川越市蔵造り資料館	177
IX	川越城本丸御殿	178
1	入館者数	178

《学校教育部》

I	学校教育	179
1	生きる力を育む学校教育の推進	179
2	特別支援教育就学奨励	180
3	市立学校の概況	180
4	児童・生徒数と教職員数	181
5	学校職員等の概要	183
II	教育指導	184
1	学校保健	184
2	学校環境衛生検査センター	188
III	学校給食	189
1	給食施設	189
2	給食対象	190
3	給食費保護者負担額	190
4	1食当りの保護者負担額	190
IV	教育センター	191
1	教育センター	191
2	教育センター第一分室（リバーラ）	192

3	英語指導助手配置事業の概要.....	194
4	特別支援教育の概要.....	195

保 健 福 祉

《福 祉 部》

I	地域福祉の推進.....	199
1	地域福祉計画の推進.....	199
2	民生委員・児童委員活動の充実	199
II	社会福祉施設等に対する指導監査.....	200
1	社会福祉施設等に対する指導監査.....	200
2	社会福祉法人の設立の認可.....	200
III	生活保護・生活困窮者自立支援.....	201
1	保護の動向	201
2	生活保護状況	201
3	扶助費別保護状況.....	201
4	生活扶助基準	201
5	生活困窮者自立支援制度.....	202
IV	障害者福祉	203
1	障害者福祉事業.....	205
2	川越市総合福祉センター.....	207
3	川越市みよしの支援センター.....	210
4	川越市職業センター.....	210
5	川越市障害者総合相談支援センター.....	210
V	高齢者福祉	211
1	高齢者人口の実態.....	211
2	高齢者福祉事業.....	211
3	在宅福祉事業	213
4	老人クラブ	214
5	高齢者福祉施設.....	214
6	地域包括支援センター.....	215
7	福祉相談センター.....	215
VI	介護保険.....	216
1	被保険者と保険料.....	216
2	認 定	217
3	保険給付と利用者負担.....	218
4	介護保険施設	219

《こども未来部》

I	子育てへの支援.....	220
1	子ども・子育て支援新制度.....	220
2	児童福祉	221
3	ひとり親福祉	225
II	青 少 年	228
1	基本施策	228
2	関係機関・団体.....	228
3	川越市青少年を育てる市民会議.....	228
4	青少年団体	228
5	少年指導センター.....	229
6	児童センターこどもの城.....	230

7	川越駅東口児童館.....	230
8	高階児童館.....	231
9	児童遊園.....	231
III	医療助成.....	232
1	こども医療費の支給.....	232
2	ひとり親家庭等医療費の支給.....	232
IV	こどもの教育・保育.....	233
1	幼稚園.....	233
2	認定こども園.....	233
3	保育園.....	233
4	児童発達支援施設.....	241

《保健医療部》

I	保健医療推進.....	245
1	救急医療体制.....	245
2	医療供給体制の整備.....	245
II	国民健康保険.....	246
1	国民健康保険制度.....	246
2	特定健康診査等.....	249
III	後期高齢者医療制度.....	250
1	後期高齢者医療制度.....	250
IV	医療助成.....	251
1	重度心身障害者医療費の支給.....	251

《保健所》

I	保健衛生.....	252
1	施設の概要.....	252
2	医療機関等数及び医師等数.....	252
3	医薬品販売業等施設数.....	253
4	毒物劇物販売業等施設数.....	253
5	医事・薬事事務.....	253
II	保健予防.....	254
1	精神保健福祉.....	254
2	感染症予防.....	255
III	食品環境衛生.....	258
1	食品衛生事務.....	258
2	環境衛生事務.....	259
3	狂犬病予防関係事務.....	260
4	動物管理指導関係.....	260
IV	衛生検査.....	261
1	理化学検査.....	261
2	微生物等検査.....	261
V	総合保健センター.....	262
1	施設の概要.....	262
2	母子公費負担医療.....	262
3	特定不妊治療費の助成.....	263
4	難病対策.....	263
5	肝炎対策.....	263
6	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係.....	263
7	予防接種.....	264
8	がん検診.....	265

9	歯周病検診	266
10	骨密度検診	266
11	乳幼児健診	266
12	健康相談	267
13	発育発達相談	267
14	健康教育	267

《ふれあい歯科診療所》

I	ふれあい歯科診療所	268
1	概 要	268
2	診 療	268

《環 境 部》

I	川越市環境審議会	269
II	環 境 政 策	271
1	第三次川越市環境基本計画の概要	271
2	川越市環境マネジメントシステムの概要	275
3	環境教育・学習の推進	277
4	省エネの推進と再生可能エネルギーの導入促進	278
5	緑地保全及び緑化推進	281
III	環 境 保 全	285
1	あき地の環境保全	285
2	住民による河川浄化活動	285
3	環境保全対策	286
IV	産 業 廃 棄 物 指 導	292
1	産業廃棄物処理業及び一般・産業廃棄物処理施設の許可申請等の状況	292
2	使用済自動車のリサイクルに係る登録・許可申請等の状況	292
3	土砂のたい積の許可申請等の状況	293
4	立入検査の状況	293
V	資 源 循 環 の 推 進	294
1	ごみ処理	294
2	し尿処理	297
VI	ご み の 収 集	298
1	ごみの収集状況	298
VII	ごみ等の処理施設	302
1	清掃関係施設	302
2	ごみ処理手数料	306
3	し尿処理施設	306
4	し尿処理手数料	307
5	し尿処理車両	307

産 業 建 設

《産業観光部》

I	商 工 業	311
1	商工業の概要	311
2	商 業	311
3	飲食店の概況	313
4	工 業	313
5	中小企業関係融資	316

6	産業観光館 ～鏡山酒造跡地の活用～	316
II	地域経済への対策	318
1	雇用支援	318
2	労働政策	318
III	農業	320
1	農業の現状	320
2	グリーンツーリズム拠点施設（農業ふれあいセンター）	322
3	農業集落排水事業	323
V	観光事業	324
1	概要	324
2	基本方針	324
3	新たな観光事業の企画・実施	324
4	川越まつりの実施	324
5	観光施設の運営	324

《農業委員会》

1	構成	326
2	農地事務取扱状況	326

《都市計画部》

I	都市計画	327
1	概要	327
2	市街化区域及び市街化調整区域	327
3	用途地域	328
4	その他の地域地区	328
5	地区計画	329
6	都市計画道路	330
7	川越市都市計画審議会	332
II	都市景観	333
1	都市景観行政	333
2	川越市歴史的風致維持向上計画	333
3	伝統的建造物群保存地区	334
4	屋外広告物許可事務	335
5	歴史的建造物活用推進事業	335
III	都市基盤整備	337
1	再開発事業	337
2	駅周辺整備事業	337
3	町名地番整理事業	338
4	土地区画整理事業	339
IV	交通政策	340
1	市内循環バス「川越シャトル」	340
2	デマンド型交通「かわまる」	342
3	自転車シェアリング事業	343
V	都市公園	344
1	都市計画決定公園	344
2	都市計画未決定公園	348
3	都市公園種別総括表	370
VI	建築指導行政	371
1	建築物確認・許可状況	371
2	川越市建築審査会	371
VII	開発行為等の規制	372

1	開発行為の許可等の状況.....	372
2	建築の許可状況.....	372
3	国土利用計画法の届出.....	372
4	川越市開発審査会.....	372
5	川越市ホテル等建築審議会.....	373

《建設部》

I	地籍調査事業.....	374
II	道路と橋りょう.....	374
	1 市道の推移.....	374
	2 市橋りょうの推移.....	375
	3 市道内訳.....	375
	4 道路占用料.....	376
III	街路.....	377
	1 歴史的地区環境整備街路.....	377
IV	道路環境の整備.....	378
	1 道路の維持補修.....	378
	2 電線類地中化事業.....	378
V	河川整備.....	380
	1 中小河川排水路整備.....	380
	2 準用河川整備.....	380
	3 桜つつみ整備.....	380
	4 都市下水路.....	381
VI	公共建築物市有施設建設.....	382
VII	市営住宅.....	383
	1 構造別建設戸数.....	383
	2 市営住宅の入居者募集.....	383
	3 入居資格.....	383
	4 市営住宅団地別一覧表.....	386

《上下水道局》

I	水道事業.....	387
	1 概要.....	387
	2 施設.....	387
	3 業務概要.....	388
	4 水道料金.....	388
	5 拡張事業の経過.....	389
II	公共下水道事業.....	390
	1 概要.....	390
	2 下水道普及状況.....	391
	3 水洗化促進事業.....	391
	4 受益者負担金制度・下水道使用料.....	392

川越地区消防組合・川越市土地開発公社

公益財団法人 川越市施設管理公社・社会福祉法人 川越市社会福祉協議会

公益社団法人 小江戸川越観光協会・公益社団法人 川越市シルバー人材センター

公益財団法人 川越市勤労者福祉サービスセンター

川越総合卸売市場 株式会社・川越都市開発 株式会社

《川越地区消防組合》

I	予算・職員・施設	395
1	川越市・川島町予算（一般会計）消防組合予算（当初）	395
2	消防吏員、消防車等の人口、世帯、面積の割合	395
3	基準消防力と現有消防力との比較	396
4	職員の配置状況	396
5	消防自動車の配置状況	397
6	消防庁舎の現況	397
7	非常備消防（川越市消防団）	398
8	消防団員（実員数）及びポンプ自動車の配置状況（川越市消防団）	398
9	消防団員の報酬（川越市消防団）	399
10	消防水利の状況	399
II	救 急	400
1	救急活動の状況	400
2	救急活動の推移	401
3	1日平均救急出場件数	401
III	火 災	402
1	火災の概況	402
2	地区別火災の概況	402
3	月別火災の概況	403
4	出火原因別火災件数	403

《川越市土地開発公社》

1	令和3年度事業実績	404
2	令和4年度事業計画	404

《公益財団法人 川越市施設管理公社》

1	組織概要	405
2	令和3年度事業実績	405
3	令和4年度事業計画	406

《社会福祉法人 川越市社会福祉協議会》

1	組 織	408
2	自主事業	409
3	受託事業	411
4	指定管理者業務	412
5	介護保険事業	412
6	地域生活支援事業	412

《公益社団法人 小江戸川越観光協会》

1	概 要	413
2	会員数（令和3年度）	413
3	主な事業実績（令和3年度）	413

《公益社団法人 川越市シルバー人材センター》

1	年度別事業実績	415
2	契約額の内訳	415
3	令和3年度 職業分類別実績表	416

《公益財団法人 川越市勤労者福祉サービスセンター》

1	会員数の推移	417
2	令和3年度の主な事業実績	417

《川越総合卸売市場 株式会社》

1	市場の概要	418
2	施設の概要	419
3	取扱高の推移	419
4	買受人市町村別一覧表	420
5	青果・水産物出荷業者都道府県別一覧表	421

《川越都市開発 株式会社》

1	会社の概要	422
2	主な事業内容	422

市 勢

市 勢

市 勢

I 概 要

1 川越市の沿革

(地 勢)

川越市は埼玉県の中央部よりやや南、武蔵野台地と呼ばれる台地の東北端に位置し、入間川が西部から北部にかけて流れている。土地は概ね平坦で北東部は水田地帯、南西部は畑地帯に二分されており、気候はほぼ温帯な土地である。

(原始・古代)

紀元前5～6千年前の昔には東京湾が仙波付近まで入り込んでおり、人間が生活するのに条件がよかったためかその頃すでに人が住んでいたものと思われる。仙波台地・新河岸台地には、縄文・弥生時代の住居址が多く見られ、密集地であったといえる。

古墳時代に入ると小畔川流域、入間川流域、赤間川上流及び仙波台地には大小の古墳が造られ、それぞれ下小坂古墳群、的場古墳群、南大塚古墳群、仙波古墳群を形成している。

奈良・平安時代には文化も開け「入間郡三芳野の里」として遠く都にも聞こえた地方文化として「伊勢物語」にも登場するようになった。

(中 世)

平安末期から鎌倉にかけて武蔵武士が勃興し、河越・山田・仙波・古尾谷の各荘園が実権を握るようになった。とりわけ河越氏が強大で河越太郎重頼は鎌倉幕府の御家人として重用され、その娘は源頼朝の媒酌で義経の正妻となり、三男重員は武蔵野国留守所惣検校職という重職に補されている。上戸地区常楽寺に現存する土塁はその館跡であるといわれており、現在国指定史跡となっている。

室町時代の中頃、長祿元年(1457)上杉氏の命により太田道灌が川越城を築くと、川越の中心は現在の所に移った。川越城は上杉氏6代、北条氏4代の城となるがこの交替期に有名な「川越夜戦」が起こっている。北条氏の末期頃から兵農分離による家臣団の城下集中が進み、初期の城下町が形成された。

(近 世)

安土・桃山時代の天正18年(1590)徳川家康の関東入部に伴い、川越藩がおかれて以来明治維新まで川越は江戸北辺の護りとして、また豊富な物資の供給地として大いに栄えた。

江戸幕府は川越を重視し親藩・譜代の有力大名を配し、8家21人の藩主のうち大老2名(1名は大老格)、老中6名を数えている。特に川越の町割、新河岸川の開削などを行った老中松平信綱、三富地区の開拓を行った大老格柳沢吉保は幕政にも大きな影響を与えた有力大名であった。

また、松平大和守は徳川家康の次男結城秀康を祖とする御家門の家柄で領高も17万石を数え7代100年にわたり川越藩主をつとめた。「小江戸」と呼ばれるほどに繁栄をみせたのもこの頃である。これは新河岸川を利用し、大消費地である江戸への物資の舟運による経済効果によるところが大きく、毎月九斎の市が開かれ業種別の十組問屋が株仲間を組織していた。町には蔵造りの店舗が軒を並べ、祭礼には江戸の天下祭をそのまま模した絢爛豪華な山車が町衆によって曳き回された。

(近 代)

明治になってからも川越は県内第一の商業都市として大いに力を発揮した。主なものは穀物の集散で、織物、たんすは特産物であった。明治26年には、町の3分の1を焼失するという大火にみまわれたが、焼け残った土蔵造りの家を見て直ちに防火建築としての蔵造り店舗を続々と建設するほどの経済力を持っていた。

明治22年の市町村制施行により川越町となり、大正11年には仙波村を合併し県下で初の市制を施行した。その後、昭和14年に田面沢村を、昭和30年には周辺の9か村（芳野・古谷・南古谷・高階・福原・大東・霞ヶ関・名細・山田）を合併して現在の川越市になった。

(現 代)

昔から城下町として発展していた川越市は、第二次世界大戦の戦火から免れたこともあり、喜多院、蔵造り店舗あるいは時の鐘など市内の随所に重要な文化財が昔のままにあり、文化財の宝庫とも言われている。

このように古い文化と伝統をもつ川越市も新しい時代への脱皮を図り、「近代都市川越」と変わってきている。

工業では川越狭山工業団地や芳野地区の川越工業団地など各所に工場を誘致するとともに、商業では卸商団地をつくるなど、新時代に即した施策をとっている。平成11年3月に「業務核都市」に指定され、平成15年4月には「中核市」へ移行しており、現在35万人を超える埼玉県南西部地域の中心都市として発展している。都心からおよそ30キロメートルに位置するベッドタウンでありながら、商品作物などを生産する近郊農業、交通の利便性を生かした流通業、伝統に培われた商工業、豊かな歴史と文化を資源とする観光など、充実した都市機能を有していることが川越市の特徴であり魅力であるといえる。

少子高齢化に伴う人口減少社会において、本市の活力を未来につなぐため、行政面では平成28年度から令和7年度までを計画期間とする第四次川越市総合計画に本市の将来像として「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」を掲げ、少子化対策や子育て支援など様々な施策に取り組むとともに、人口減少への対策と地域経済の活性化を図るため、若者が住み続けたいまちを目指し地方創生の施策についても推進している。

2 年表（明治以降）

年号	川越の主なできごと	年号	川越の主なできごと
明治元	川越藩兵、彰義隊残党を大砲で攻撃（飯能戦争）	昭和 26	川越市政だより（現広報川越）第1号発行
4	廃藩置県 川越県設置（後に入間県に吸収される）	27	川越市教育委員会委員第1回公選、川越市教育委員会発足
6	入間県が熊谷県となる	30	川越市、周辺9村と合併
9	熊谷県が埼玉県に合併される	31	新教育委員会法公布（教育委員任命制となる）
10	川越米穀取引所開設	32	川越・大宮間有料橋（上江橋）開通
11	第八十五国立銀行川越に設立	33	埼玉県川越職業訓練所開設（現県立川越高等技術専門校）
12	川越に入間高麗郡役所が置かれる	35	川越乗用車争議 417 日ぶりに妥結
13	私立川越銀行開行	〃	川越市、町名地番整理の実験都市に指定される
17	群馬事件・加波山事件・秩父事件等起こる	〃	川越百万灯提灯まつり始まる
18	小仙波村高林謙三、諸種茶葉機械を発明し特許を得る	36	川越東照宮解体修理完成
22	川越町発足	〃	東洋大学工学部開校
26	川越大火（1,302 戸焼失）	37	市内（川越局）自動式電話に切り替え
27	時の鐘再建	38	市内のごみ定時収集開始
28	川越・国分寺間に川越鉄道ができる（現西武鉄道）	39	市民会館完成
29	川越貯蓄銀行設立	〃	市立養護学校（現市立特別支援学校）開校
30	星野女塾開校（現星野高校）	〃	滝ノ下終末処理場完成（昭和 39 年から運転開始）
32	県立川越中学校開校（現川越高校）	41	川越・狭山工業団地造成完成
33	川越商業会議所設立認可される	〃	川越市霞ヶ関第二出張所開設（現霞ヶ関北市民センター）
34	大洪水で入間川の堤防決壊	〃	中央公民館南分館開館（現南公民館）
〃	最初の幼稚園（私立）開設	42	川越城本丸御殿が県指定文化財になる
37	川越町電話所開設	43	川越の山車 10 台が県指定文化財になる
〃	川越に県下で初めて電灯がつく	44	学校給食センター完成
39	川越（久保町）・大宮間に電車開通（川越電気鉄道）	45	川越市が文化庁の文化財愛護モデル指定地区になる
41	県立川越染織学校開校（現川越工業高校）	〃	川越市婦人会館が新設開館
43	未曾有の大洪水、県下死者 324 人、流失家屋 1,679 戸	46	川越市予防歯科センター開設
44	県立川越高等女学校開校（現川越女子高校）	〃	大沢家住宅が重要文化財に指定される
大正元	川越地方陸軍特別大演習	〃	老人会館完成
3	東上線開通（池袋・川越間）	〃	市営母子寮開設
4	私立川越図書館創立（大正 7 年に町立となる）	〃	伊佐沼東側に市民の森できる
9	県立川越蚕業学校設立（現川越総合高校）	47	川越市と福島県棚倉町との友好都市調印式
11	川越町、仙波村を合併し市制を施行（人口約 3 万 1 千人）	〃	現在の市役所本庁舎完成
15	川越商業学校開校（現市立川越高校）	〃	県立川越養護学校（現県立川越特別支援学校）開校（古谷上）
昭和 4	東上線電化	48	仙波浄水場運転開始
6	新河岸川舟運に通船停止の県令	〃	市立診療所新築統合
8	入間川筋の砂利採取反対で川越辺りの農民県庁へ請願	49	川越環状線開通
14	田面沢村合併	〃	川越武道館開館
15	国鉄川越線開通	〃	県立川越福祉センター完成（南公民館・南連絡所併設）
18	第八十五銀行ほか 3 行が合併、埼玉銀行創立	50	県立川越南高校開校
19	川越保健所設置（県）	〃	県立川越図書館開館
23	川越商業高校（現市立川越高校）、市立高等女学校を合併し、川越市立高等学校となる	51	市立みよしの授産学園開園
25	川越市立高等学校、市立川越商業高校と改称	〃	市営火葬場を改築、川越市斎場と命名
		52	蔵造り資料館オープン

年号	川越の主なできごと	年号	川越の主なできごと
昭和 53	西清掃センター本運転開始	平成 2	防災行政無線放送開始
54	西後楽会館オープン	3	川越市総合計画後期基本計画スタート
〃	県立川越西高校開校	〃	脇田歩道橋開通
〃	テレビ広報番組「わが街川越」放送開始	〃	川越総合卸売市場株式会社設立
56	高階南公民館開館	〃	本川越駅証明センター、北公民館オープン
〃	国道 254 号バイパス開通 (川越・富士見間)	〃	川越ケーブルテレビジョン (KCV) 開局
57	“ふるさと歩道” がオープン	4	一番街の電線類地中化
〃	市の木 (かし)、市の花 (山吹) 制定	〃	高階土地区画整理事務所設置
〃	川越百万灯夏まつり始まる	〃	やまぶき会館完成
〃	福井県小浜市と姉妹都市提携	〃	川越運動公園陸上競技場、城下公園庭球場オープン
〃	市民憲章制定	〃	市の鳥「雁」に決定
58	川越市総合計画スタート	〃	相原求一朗さんが初雁文化章受章
〃	県立川越初雁高校開校	〃	田部井淳子さんが七大陸最高峰登頂
〃	児童センター「こどもの城」オープン	5	川越景観百選決定 キュービック (レインボー) 百景決定
〃	初雁球場ナイター設備	6	鐘つき通り電線類地中化
〃	西ドイツ (現ドイツ) ・オッフェンバッハ市と姉妹都市の提携	〃	埼玉川越総合地方卸売市場営業開始
59	入間大橋開通	〃	川越南文化会館、川越親水公園オープン
〃	友好の森林 (棚倉町)、契約調印	〃	川越西消防署開設
〃	市立図書館 (現中央図書館)、大東南公民館オープン	7	川越市総合福祉センター・オアシス、川越運動公園総合体育館、パスポートセンター川越支所オープン
〃	小林斗盒さんが初雁文化章 (第 1 号) 受章	8	「川越シャトル」運行開始
〃	河越館跡が国指定史跡になる	〃	第二次川越市総合計画スタート
60	高崎市と災害相互応援協定を締結	〃	小ヶ谷老人憩いの家、高階北老人憩いの家、霞ヶ関東老人デイサービスセンター、川越運動公園テニスコートオープン
〃	川越線の全線電化と埼京線の開業	〃	「時の鐘」が「残したい“日本の音風景百選”(環境庁) に選ばれる
61	福祉環境整備要綱制定	〃	自動交付機で住民票の写し・印鑑登録証明書を発行
〃	札ノ辻ポケットパーク完成	〃	「あさひ銀行川越支店」が県内第 1 号の登録文化財となる
〃	東清掃センター完成	〃	川越市ホームページを開設
〃	アメリカ・セーレム市と姉妹都市の提携	〃	J A いるま野発足
62	窓口事務のオンラインスタート	9	クレアモールの電線類地中化
〃	東上線と有楽町線の相互直通運転開始	〃	並木大クス公園、菅間緑地オープン
〃	市内 11 農協が合併、川越市農協発足	〃	住宅用太陽光発電システム設置補助スタート
〃	第三セクター川越都市開発株式会社発足	〃	「上江橋」完成 (当時河川橋梁では日本最長)
63	県営川越公園、川越西文化会館オープン	〃	小江戸サミット川越大会
〃	川越商業高校 (現市立川越高校) がノースセーレム高校 (米国) と姉妹校提携	〃	川越市オンブズマン制度スタート
〃	初の川越市民栄誉賞を田部井淳子さん・牛窪多喜男さんが受賞	10	岸町健康ふれあい広場オープン
平成 元	小畔の里クリーンセンターが運転開始	〃	市政への提案ファックス設置
〃	川鶴連絡所、川鶴公民館、農業ふれあいセンターオープン	〃	10・8・28 集中豪雨災害 (激甚災害)
〃	国民文化祭さいたま 89 開催	11	総合保健センターオープン
〃	川越市都市景観条例施行	〃	I SO14001 認証取得
〃	家老詰所を移築復元	〃	「蔵造りの町並み」が「グッドデザイン賞特別賞アーバンデザイン賞」受賞 (財) 日本産業デザイン振興会)
〃	NHK 大河ドラマ「春日局」放送		
2	市立博物館オープン		
〃	川越橋開通		
〃	第 1 回小江戸花火大会		
〃	「アトレ」オープン (南連絡所移転)		
〃	人口 30 万人突破		

年 号	川越の主なできごと	年 号	川越の主なできごと
平 成 11	「蔵造りの町並み」が「重要伝統的建造物群保存地区」(国)に選定される	平 成 21	市の中心市街地活性化基本計画を国が認定
12	市民聖苑やすらぎのさと使用開始	〃	国指定史跡河越館跡史跡公園オープン
〃	大東健康ふれあい広場オープン	〃	名細市民センターオープン
〃	「川越歴史的町並み地区」が都市景観大賞「都市景観百選」(建設省)に選定される	22	資源化センターオープン
13	第二次川越市総合計画後期基本計画スタート	〃	川越市産業観光館(小江戸蔵里)オープン
〃	さわやか活動館オープン	〃	川越城中ノ門堀跡オープン
〃	第5回音風景保全全国大会を開催(やまぶき会館)	23	川越市マスコットキャラクター「ときも」誕生
〃	「川越の菓子屋横丁」が「かおり風景100選」(環境省)に認定される	〃	第三次川越市総合計画後期基本計画スタート
14	市立川越商業高校、市立川越高校と改称	〃	仲町観光案内所・鍛冶町広場オープン
〃	市立美術館、西図書館、伊勢原公民館、市民相談室分室、川越駅東口複合施設「クラッセ川越」、障害者就労支援センター、北部地域ふれあいセンター、クリアパークオープン	〃	市の歴史的風致維持向上計画を国が認定
〃	フランス・オータン市と姉妹都市の提携	〃	「川越きもの日」が誕生
〃	北海道中札内村と友好都市の提携	〃	川越市キャッチフレーズ決定「時が人を結ぶまち川越」
15	中核市移行	24	市制施行90周年
〃	川越まつり会館オープン	〃	川越市シンボルマーク決定
16	川越市保健所、仙波河岸史跡公園オープン	〃	なぐわし公園P i KOAオープン
〃	小江戸川越大使誕生	〃	原動機付自転車のオリジナルナンバー導入
17	「川越氷川祭の山車行事」が「重要無形民俗文化財」(国)に指定される	25	東上線と東急東横線・横浜高速みなどみらい線の相互直通運転開始
〃	川越駅観光案内所がi案内所に指定	26	川越駅西口駅前広場改修事業完成
18	第三次川越市総合計画スタート	〃	「川越市市民センター条例」施行(出張所から市民センターへ)
〃	「川越」ナンバー導入	〃	大東市民センターオープン
19	小江戸川越観光親善大使誕生	27	市の新たな中心市街地活性化基本計画を国が認定
〃	天皇、皇后両陛下とスウェーデン国王、王妃両陛下が川越ご訪問	〃	ウェスタ川越オープン
〃	「川越市路上喫煙の防止に関する条例」施行	〃	元町休憩所オープン
〃	観光振興に関する表彰の「岩切章太郎賞」を川越市が受賞	28	第四次川越市総合計画スタート
〃	市内4大学との連携に関する基本協定を締結	〃	本川越駅西口完成
〃	「西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)」に関する協定を埼玉県と締結	〃	旧山崎家別邸一般公開開始
〃	「川越市地球温暖化対策条例」施行	〃	女子栄養大学と連携協力に関する包括協定を締結
20	旧鏡山酒造の明治蔵・大正蔵・昭和蔵が国の登録有形文化財に登録される	〃	「川越氷川祭の山車行事(川越まつり)」が「ユネスコ無形文化遺産」に登録される
〃	スポーツパーク福原オープン	29	「武蔵野の落ち葉堆肥農法」日本農業遺産認定
〃	東部地域ふれあいセンター開館	〃	新斎場オープン
〃	高階市民センターオープン	〃	新河岸駅自由通路・橋上駅舎完成
〃	東上線と副都心線の相互直通運転開始	31	霞ヶ関西公民館がオープン
21	川越が舞台のNHK連続テレビ小説「つばさ」放送	〃	児童発達支援センターがオープン
		令 和 元	旧山崎家別邸が国指定重要文化財となる
		2	複合施設U PLACE(ユープレイス)がオープン
		3	東京2020オリンピック競技大会ゴルフ競技を霞ヶ関カンツリー倶楽部にて開催
		〃	子育て安心施設「すくすく川越」オープン

3 川越市の気象

年次	区分	気温 (°C)			平均湿度 (%)	風速 (m/s)		降水量 (mm)	
		平均	最高	最低		平均	最大	降水量	1日最大
平成	29年	15.3	36.9	-5.4	68.0	2.2	24.9	1,336.0	134.0
	30	16.4	39.8	-6.4	62.6	2.1	32.8	1,052.0	47.0
令和	元	16.1	38.2	-3.6	63.2	2.2	30.1	1,666.0	279.5
	2	16.1	39.0	-4.0	66.4	2.1	24.9	1,380.5	91.0
	3	16.0	37.5	-6.0	64.7	2.1	24.8	1,402.5	73.5
令和3年	1月	4.1	16.8	-6.0	53.5	1.8	20.3	35.0	18.0
	2	6.9	22.1	-2.8	45.7	2.4	19.8	49.5	47.0
	3	11.7	24.5	1.2	55.7	2.6	23.4	143.0	73.5
	4	14.6	26.3	4.9	52.5	2.6	18.3	48.5	22.5
	5	19.3	30.4	9.2	67.0	2.1	17.7	80.5	25.0
	6	22.9	32.0	15.9	72.2	2.1	14.5	152.5	38.0
	7	26.1	36.6	19.1	78.6	1.8	18.2	275.0	62.5
	8	27.5	37.5	18.0	76.3	2.2	20.3	197.0	44.0
	9	22.1	32.3	15.1	77.9	1.7	10.2	143.5	38.5
	10	17.7	30.8	6.0	72.5	1.9	15.6	119.5	58.0
	11	12.3	22.1	1.0	65.4	1.4	16.2	64.0	38.0
	12	6.6	20.3	-4.4	58.0	2.1	24.8	94.5	51.0

(「統計かわごえ」、川越地区消防組合より)

4 市域の沿革

年月日	沿革	面積 (km ²)
大正11年12月1日	入間郡仙波村(2,159人)が入間郡川越町(28,200人)に編入合併し、県下初の市制施行(計5,414戸、30,359人)	12.36
昭和14年12月1日	入間郡田面沢村(3,362人)が川越市(34,216人)に編入合併(計37,578人)	16.68
昭和30年4月1日	入間郡芳野村(4,442人)、古谷村(5,247人)、南古谷村(5,428人)、高階村(5,779人)、福原村(5,013人)、大東村(6,920人)、山田村(3,499人)、名細村(5,522人)、霞ヶ関村(6,293人)が川越市(56,711人)に編入合併(計19,799世帯、104,854人)	110.28
平成6年5月1日	川越市、狭山市、日高市の申請により境界修正	109.16
平成26年10月1日	全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院公表)により修正	109.13

(「統計かわごえ」より)

5 地目別土地面積

(各年1月1日現在 単位: km²)

年次	区分	総数	地目							その他
			宅地	田	畑	山林	池・沼	原野	雑種地	
平成	30年	109.13	35.29	20.70	17.10	3.40	0.07	0.41	9.54	22.60
	31	109.13	35.41	20.42	16.77	3.33	0.07	0.39	9.98	22.76
令和	2	109.13	35.52	20.36	16.70	3.29	0.07	0.39	10.03	22.77
	3	109.13	35.71	20.27	16.60	3.24	0.07	0.39	10.06	22.79
	4	109.13	35.87	20.22	16.49	3.17	0.06	0.39	10.12	22.81

※ 雑種地には、ゴルフ場・鉄軌道用地等、その他には、道路・河川等を含む。

(「統計かわごえ」・資産税課より情報提供)

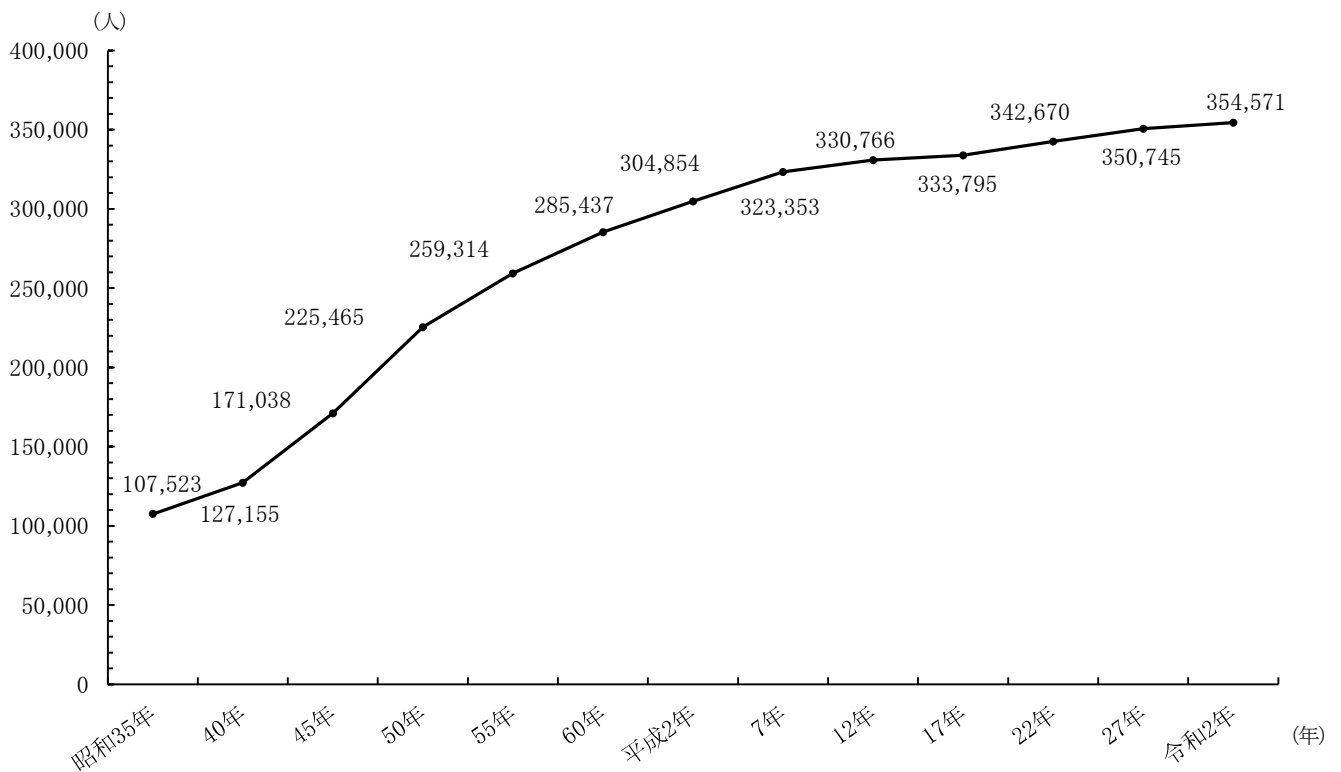
6 人口の推移

(各年10月1日現在)

年	区分	総人口 (人)	性 別 (人)		世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
			男	女		
昭和 35 年 (国 勢 調 査)		107,523	52,965	54,558	21,552	986
40 年 (")		127,155	63,574	63,581	29,145	1,166
45 年 (")		171,038	86,810	84,228	44,610	1,568
50 年 (")		225,465	114,704	110,761	63,076	2,067
55 年 (")		259,314	132,572	126,742	76,080	2,377
60 年 (")		285,437	145,644	139,793	85,450	2,616
平成 2 年 (")		304,854	155,822	149,032	97,332	2,792
7 年 (")		323,353	164,351	159,002	109,205	2,962
12 年 (")		330,766	167,514	163,252	117,986	3,030
17 年 (")		333,795	168,943	164,852	125,112	3,058
22 年 (")		342,670	171,590	171,080	137,121	3,139
27 年 (")		350,745	175,559	175,186	145,715	3,214
令和 2 年 (")		354,571	177,480	177,091	153,376	3,249

(情報統計課 統計資料より)

人口の推移

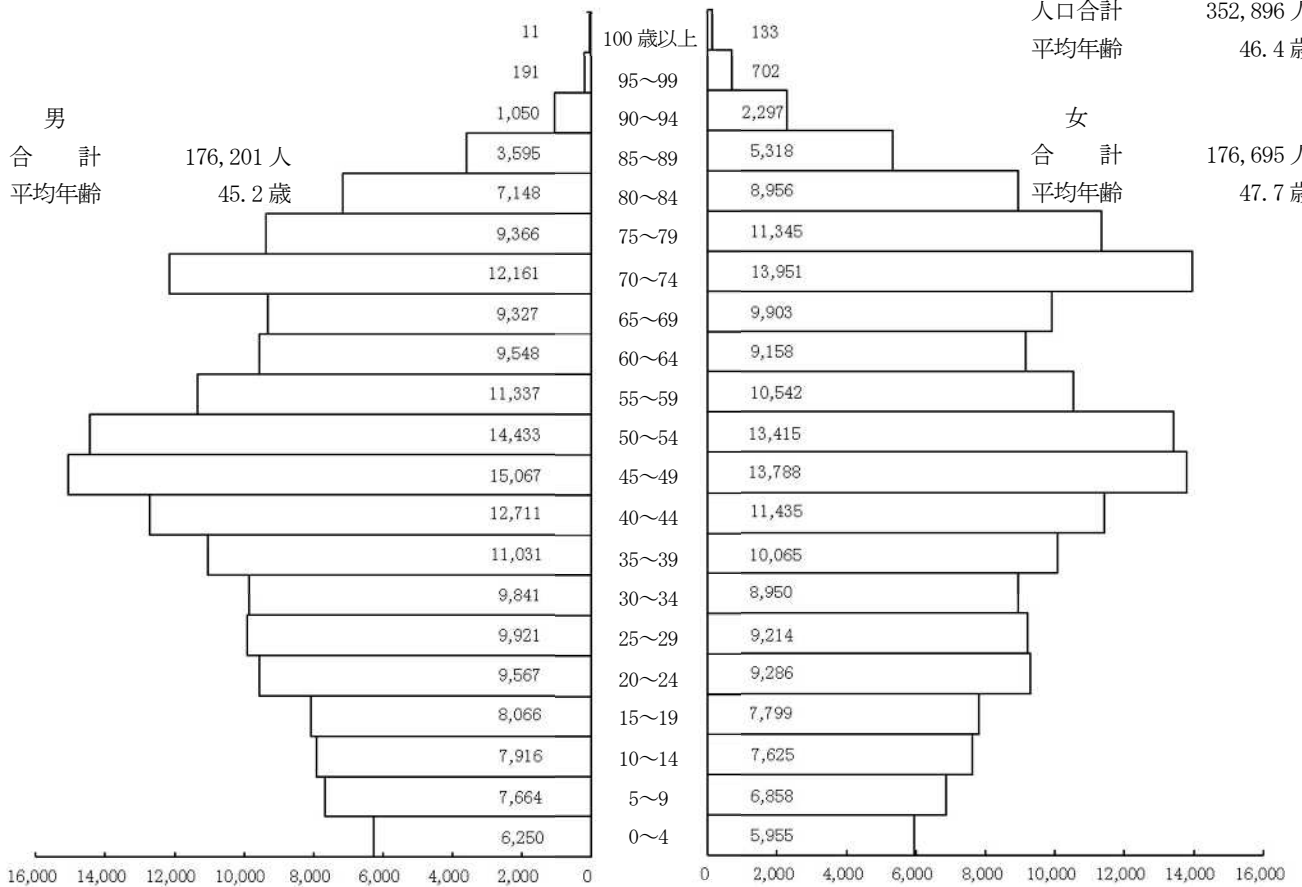


7 年齢別（5歳段階）男女別人口ピラミッド

(令和4年4月1日現在)

人口合計 352,896人

平均年齢 46.4歳



(情報統計課 統計資料より)

8 産業別 15 歳以上就業者数

(各年 10 月 1 日 国勢調査から)

産業大分類	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	計	構成比	計	構成比	計	構成比
総 数	164,573	100.0 %	161,774	100.0 %	164,496	100.0 %
第 1 次産業	3,375	2.1	2,670	1.7	2,728	1.7
農 業	3,373	2.1	—	—	—	—
林 業	1	0.0	—	—	—	—
農 業 ・ 林 業 (H22～)	—	—	2,667	1.6	2,725	1.7
漁 業	1	0.0	3	0.0	3	0.0
第 2 次産業	43,628	26.5	36,974	22.9	37,119	22.6
鉱 業	8	0.0	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業 (H22～)	—	—	12	0.0	10	0.0
建 設 業	13,044	7.9	10,951	6.8	11,058	6.7
製 造 業	30,576	18.6	26,011	16.1	26,051	15.8
第 3 次産業	111,160	67.5	106,000	65.5	109,539	66.6
電気・ガス・熱供給・水道業	730	0.4	735	0.5	730	0.4
情 報 通 信 業	5,818	3.5	4,994	3.1	5,234	3.2
運 輸 業 (H17)	8,991	5.5	—	—	—	—
運輸業・郵便業 (H22～)	—	—	9,472	5.9	9,692	5.9
卸 売 ・ 小 売 業	29,819	18.1	26,209	16.2	24,847	15.1
金 融 ・ 保 険 業	4,371	2.7	4,148	2.6	3,901	2.4
不 動 産 業 (H17)	2,832	1.7	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業 (H22～)	—	—	3,356	2.1	3,786	2.3
学術研究、専門・技術サービス業 (H22～)	—	—	5,614	3.5	5,553	3.4
飲食店、宿泊業 (H17)	7,405	4.5	—	—	—	—
宿泊業・飲食サービス業 (H22～)	—	—	8,622	5.3	8,533	5.2
生活関連サービス業・娯楽業 (H22～)	—	—	5,669	3.5	5,771	3.5
医 療 、 福 祉 (H17～)	12,414	7.5	14,825	9.2	17,509	10.6
教育、学習支援業 (H17～)	7,863	4.8	7,525	4.7	7,704	4.7
複合サービス事業 (H17～)	1,029	0.6	596	0.4	1,124	0.7
サービス業 (他に分類されないもの)	24,160	14.7	9,506	5.9	10,276	6.2
公 務 (他に分類されないもの)	5,728	3.5	4,729	2.9	4,879	3.0
分類不能の産業	2,410	3.9	16,130	10.0	15,110	9.2

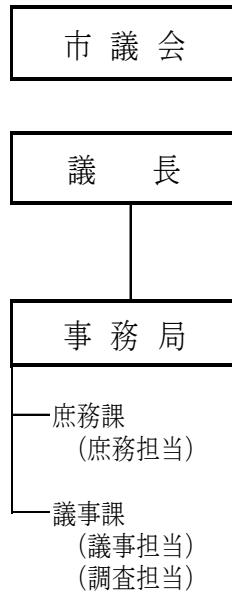
(「統計かわごえ」より)

Ⅱ 名 誉 市 民

広く社会、政治、文化の進展について功績があり、郷土の誇りとなった方に、名誉市民の称号を贈り、その功績と栄誉をたたえている。

氏名（生年月日）	推挙年月日	事 績 等
伊 藤 泰 吉 (明治32年12月17日)	昭和40年8月3日	昭和21年10月市長に就任、以来連続6期18年9月間在職。 昭和40年7月31日死去
加 藤 瀧 二 (明治31年1月1日)	昭和59年3月28日	昭和40年9月市長に就任、以来連続4期15年4月間在職。 昭和59年3月22日死去
山 崎 嘉 七 (明治25年7月8日)	昭和59年3月28日	市議会議員、市議会議長、埼玉県監査委員、川越商工会議所副会頭、埼玉銀行頭取等を務め、後に、山崎美術館を創立するなど地方自治、経済、文化の振興発展に貢献した。 昭和63年4月11日死去
川 合 喜 一 (大正6年4月28日)	平成8年3月21日	昭和56年2月市長に就任、以来連続3期12年間在職、その他市議会議員（6期）、市議会議長、市議会副議長、助役等を歴任。 平成18年10月6日死去
相 原 茂 吉 (大正7年12月3日)	平成8年3月21日	洋画家、雅号「相原求一郎」。初雁文化章受章。北国の風土等を素材にした独特の画風で知られ、国内外に「相原芸術」を確立。数多くの美術展に作品を出品し、高い評価を得る。また、本市に自らの作品を多数寄贈するなど、本市の文化向上に貢献した。 平成11年2月5日死去
舟 橋 功 一 (昭和7年4月15日)	平成25年11月28日	平成5年2月市長に就任、以来連続4期16年間在職、その他埼玉県議会議員(3期)、埼玉弁護士会会長、関東弁護士会連合会常務理事、日本弁護士連合会常務理事等を歴任。 平成27年1月4日死去

市議会



市 議 会

I 議 会

1 歴代正副議長

(1) 歴代議長

代	議長名	在 職 期 間	代	議長名	在 職 期 間
1	矢沢四郎右衛門	大正 12. 2. 24 ~ 大正 14. 2. 21	33	山本道隆	昭和 41. 4. 4 ~ 昭和 42. 5. 1
2	鈴木徳次郎	" 14. 2. 24 ~ 昭和 2. 2. 12	34	関根初治	" 42. 5. 19 ~ " 45. 6. 2
3	鈴木徳次郎	昭和 2. 2. 24 ~ " 5. 9. 15	35	坂本光雄	" 45. 6. 2 ~ " 46. 5. 1
4	栗原登喜蔵	" 5. 11. 14 ~ " 7. 2. 20	36	栗原定一	" 46. 5. 19 ~ " 47. 3. 30
5	栗原登喜蔵	" 7. 2. 24 ~ " 9. 10. 31	37	根岸春吉	" 47. 3. 30 ~ " 48. 10. 8
6	久米原脩丈	" 9. 11. 13 ~ " 13. 10. 31	38	岩崎靖夫	" 48. 10. 8 ~ " 50. 5. 1
7	河合正臣	" 13. 11. 16 ~ " 16. 2. 28	39	天沼半右衛門	" 50. 5. 15 ~ " 51. 4. 22
8	木崎守長	" 16. 3. 3 ~ " 17. 10. 31	40	伊藤宗一	" 51. 4. 22 ~ " 52. 4. 26
9	河合正臣	" 17. 11. 13 ~ " 20. 4. 16	41	戸田正雄	" 52. 4. 26 ~ " 53. 4. 6
10	伊藤長三郎	" 20. 5. 9 ~ " 21. 9. 30	42	山口登	" 53. 4. 6 ~ " 54. 5. 1
11	山崎嘉七	" 21. 11. 25 ~ " 22. 4. 30	43	森田栄	" 54. 5. 18 ~ " 55. 3. 11
12	松山莊次郎	" 22. 5. 26 ~ " 23. 5. 8	44	中里甲子寿	" 55. 3. 14 ~ " 56. 5. 21
13	須永酉馬	" 23. 5. 8 ~ " 24. 6. 13	45	森田栄	" 56. 5. 21 ~ " 57. 6. 28
14	熊井庄太郎	" 24. 6. 13 ~ " 24. 12. 26	46	伊藤義郎	" 57. 6. 28 ~ " 58. 5. 1
15	加藤熊次郎	" 24. 12. 26 ~ " 25. 3. 8	47	島村権治	" 58. 6. 1 ~ " 59. 4. 11
16	金剛秀一	" 25. 8. 29 ~ " 26. 4. 29	48	細野浩平	" 59. 4. 11 ~ " 60. 5. 13
17	樋口政一	" 26. 5. 8 ~ " 27. 6. 26	49	宇津木克雄	" 60. 5. 13 ~ " 61. 5. 12
18	飯野昌八	" 27. 6. 26 ~ " 28. 7. 2	50	小川芳雄	" 61. 5. 12 ~ " 62. 5. 1
19	大河内要三	" 28. 7. 2 ~ " 29. 7. 2	51	岡島和夫	" 62. 5. 14 ~ " 63. 6. 23
20	西川卯八	" 29. 7. 2 ~ " 30. 4. 3	52	沢田勝五郎	" 63. 6. 23 ~ 平成元. 5. 29
21	鈴木泰平	" 30. 5. 19 ~ " 31. 5. 28	53	天沼照雄	平成元. 5. 29 ~ " 2. 5. 9
22	水村三郎	" 31. 5. 28 ~ " 32. 7. 4	54	増田利夫	" 2. 5. 9 ~ " 3. 5. 1
23	岸野口太郎	" 32. 7. 4 ~ " 32. 11. 8	55	伊藤義郎	" 3. 5. 15 ~ " 4. 6. 18
24	小谷野章次	" 32. 12. 18 ~ " 34. 5. 1	56	井上勇	" 4. 6. 18 ~ " 5. 9. 6
25	松山莊太郎	" 34. 5. 26 ~ " 35. 9. 26	57	永堀善一	" 5. 9. 6 ~ " 6. 9. 6
26	櫻井角太郎	" 35. 9. 26 ~ " 36. 5. 19	58	矢部操	" 6. 9. 6 ~ " 7. 2. 22
27	神田禧一	" 36. 5. 19 ~ " 37. 6. 8	59	井上精一	" 7. 2. 28 ~ " 7. 5. 1
28	櫻井角太郎	" 37. 6. 8 ~ " 37. 9. 29	60	福田昭平	" 7. 5. 24 ~ " 8. 9. 5
29	井上彦二郎	" 37. 10. 2 ~ " 38. 5. 1	61	小山晋一	" 8. 9. 5 ~ " 9. 9. 8
30	勝田作造	" 38. 5. 27 ~ " 39. 5. 29	62	石川良三郎	" 9. 9. 8 ~ " 10. 9. 14
31	石川弥左衛門	" 39. 5. 29 ~ " 40. 3. 31	63	中村孝治	" 10. 9. 14 ~ " 11. 5. 1
32	川合喜一	" 40. 3. 31 ~ " 41. 4. 4	64	大河内 衍	" 11. 5. 18 ~ " 12. 6. 6

代	議長名	在職期間	代	議長名	在職期間
65	吉敷 賢	平成 12. 6. 6 ~ 平成 13. 3. 21	77	三上 喜久蔵	平成 23. 5. 13 ~ 平成 24. 6. 22
66	栗原 賢一	" 13. 3. 21 ~ " 14. 4. 12	78	小野澤 康弘	" 24. 6. 22 ~ " 25. 6. 7
67	新井 喜一	" 14. 4. 12 ~ " 15. 5. 1	79	江田 肇	" 25. 6. 7 ~ " 26. 10. 1
68	久保 啓一	" 15. 5. 12 ~ " 16. 6. 3	80	新井 喜一	" 26. 10. 1 ~ " 27. 5. 1
69	江田 肇	" 16. 6. 3 ~ " 17. 6. 2	81	吉田 光雄	" 27. 5. 15 ~ " 28. 4. 14
70	山口 肇	" 17. 6. 2 ~ " 18. 6. 2	82	小ノ澤 哲也	" 28. 4. 14 ~ " 29. 4. 7
71	加藤 昇	" 18. 6. 2 ~ " 19. 5. 1	83	大泉 一夫	" 29. 4. 7 ~ " 30. 4. 6
72	大河内 術	" 19. 5. 14 ~ " 20. 6. 11	84	小野澤 康弘	" 30. 4. 6 ~ 令和 元. 5. 1
73	石川 隆二	" 20. 6. 11 ~ " 21. 6. 5	85	三上 喜久蔵	令和 元. 5. 16 ~ " 2. 6. 2
74	中原 秀久	" 21. 6. 5 ~ " 21. 12. 17	86	片野 広隆	" 2. 6. 2 ~ " 3. 6. 1
75	山口 智也	" 21. 12. 17 ~ " 22. 6. 22	87	桐野 忠	" 3. 6. 1 ~ " 4. 6. 2
76	小林 薫	" 22. 6. 22 ~ " 23. 5. 1	88	小野澤 康弘	" 4. 6. 2 ~

(2) 歴代副議長

代	副議長名	在職期間	代	副議長名	在職期間
1	船津 長喜	大正 12. 2. 24 ~ 大正 14. 2. 21	29	根岸 春吉	昭和 40. 4. 1 ~ 昭和 41. 4. 4
2	綾部 恒之助	" 14. 2. 21 ~ 昭和 2. 2. 2	30	富田 雅次	" 41. 4. 4 ~ " 42. 5. 1
3	栗原 登喜蔵	昭和 2. 2. 24 ~ " 5. 9. 5	31	小沢 善作	" 42. 5. 10 ~ " 45. 6. 2
4	印藤 順造	" 5. 11. 14 ~ " 6. 2. 24	32	鈴木 啓介	" 45. 6. 2 ~ " 46. 5. 1
5	清水 友右エ門	" 6. 4. 27 ~ " 9. 10. 31	33	伊藤 宗一	" 46. 5. 19 ~ " 47. 3. 30
6	佐藤 又蔵	" 9. 11. 13 ~ " 13. 10. 31	34	深田 綱三	" 47. 3. 30 ~ " 48. 10. 8
7	新井 長治	" 13. 11. 16 ~ " 16. 2. 28	35	中野 清	" 48. 10. 8 ~ " 50. 5. 1
8	新井 平吉	" 16. 3. 3 ~ " 17. 10. 31	36	森田 栄	" 50. 5. 15 ~ " 51. 4. 22
9	伊藤 長三郎	" 17. 11. 13 ~ " 20. 5. 9	37	水村 高次	" 51. 4. 22 ~ " 52. 4. 26
10	竹内 栄吉	" 20. 5. 9 ~ " 21. 10. 25	38	宇津木 克雄	" 52. 4. 26 ~ " 53. 4. 6
11	馬場 祐作	" 21. 10. 25 ~ " 22. 4. 30	39	伊藤 義郎	" 53. 4. 6 ~ " 54. 5. 1
12	須永 西馬	" 22. 5. 26 ~ " 23. 5. 8	40	細野 浩平	" 54. 5. 19 ~ " 55. 3. 17
13	熊井 庄太郎	" 23. 5. 8 ~ " 24. 6. 10	41	島村 権治	" 55. 3. 19 ~ " 56. 5. 21
14	神山 義男	" 24. 6. 13 ~ " 26. 4. 29	42	間仁田 春二	" 56. 5. 21 ~ " 58. 5. 1
15	中村 覚之助	" 26. 5. 28 ~ " 27. 6. 26	43	小川 芳雄	" 58. 6. 1 ~ " 59. 4. 11
16	馬場 福太郎	" 27. 6. 26 ~ " 28. 7. 1	44	須永 富男	" 59. 4. 11 ~ " 60. 5. 13
17	小沢 一作	" 28. 7. 2 ~ " 29. 7. 2	45	岡島 和夫	" 60. 5. 13 ~ " 61. 5. 12
18	川合 喜一	" 29. 9. 29 ~ " 30. 5. 1	46	井上 勇	" 61. 5. 12 ~ " 62. 5. 1
19	但木 敬吾	" 30. 5. 19 ~ " 31. 5. 28	47	沢田 勝五郎	" 62. 5. 14 ~ " 63. 6. 23
20	橋本 栄一	" 31. 5. 28 ~ " 32. 7. 4	48	藤倉 太郎	" 63. 6. 23 ~ 平成 元. 5. 29
21	櫻井 角太郎	" 32. 7. 4 ~ " 32. 12. 18	49	井上 精一	平成 元. 5. 29 ~ " 2. 5. 9
22	池田 勇吉	" 33. 3. 10 ~ " 34. 5. 1	50	忍田 宗和	" 2. 5. 9 ~ " 3. 5. 1
23	櫻井 角太郎	" 34. 5. 26 ~ " 35. 9. 26	51	永堀 善一	" 3. 5. 15 ~ " 4. 6. 18
24	癸智 公太郎	" 35. 9. 26 ~ " 36. 5. 19	52	小山 晋一	" 4. 6. 18 ~ " 4. 6. 30
25	鈴木 弘一	" 36. 5. 19 ~ " 37. 6. 8	53	石川 良三郎	" 4. 6. 30 ~ " 5. 9. 6
26	神山 義男	" 37. 6. 8 ~ " 38. 5. 1	54	中村 光男	" 5. 9. 6 ~ " 6. 9. 6
27	関根 初治	" 38. 5. 27 ~ " 39. 5. 29	55	中村 孝治	" 6. 9. 6 ~ " 7. 5. 1
28	小山 米三	" 39. 5. 29 ~ " 40. 4. 1	56	山下 かつ代	" 7. 5. 24 ~ " 8. 9. 5

代	副議長名	在 職 期 間	代	副議長名	在 職 期 間
57	江 田 俊 雄	平成 8. 9. 5 ~ 平成 9. 9. 8	71	荻 窪 一 郎	平成 22. 6. 22 ~ 平成 23. 5. 1
58	大河内 術	〃 9. 9. 8 ~ 〃 10. 9. 14	72	小ノ澤 哲也	〃 23. 5. 13 ~ 〃 24. 6. 22
59	吉 敷 賢	〃 10. 9. 14 ~ 〃 11. 5. 1	73	関 口 勇	〃 24. 6. 22 ~ 〃 24. 9. 5
60	栗 原 賢 一	〃 11. 5. 18 ~ 〃 12. 6. 6	74	倉 嶋 美恵子	〃 24. 9. 5 ~ 〃 25. 6. 7
61	斉 木 隆 弘	〃 12. 6. 6 ~ 〃 13. 6. 26	75	大 泉 一 夫	〃 25. 6. 7 ~ 〃 26. 10. 1
62	高 橋 康 博	〃 13. 6. 26 ~ 〃 15. 5. 1	76	石 川 智 明	〃 26. 10. 1 ~ 〃 27. 5. 1
63	松 岡 秀 仁	〃 15. 5. 12 ~ 〃 16. 6. 3	77	関 口 勇	〃 27. 5. 15 ~ 〃 29. 4. 7
64	中 原 秀 久	〃 16. 6. 3 ~ 〃 17. 6. 2	78	中 原 秀 文	〃 29. 4. 7 ~ 〃 30. 4. 6
65	石 川 隆 二	〃 17. 6. 2 ~ 〃 18. 6. 2	79	山 木 綾 子	〃 30. 4. 6 ~ 令和 元. 5. 1
66	岩 崎 哲 也	〃 18. 6. 2 ~ 〃 19. 5. 1	80	片 野 広 隆	令和 元. 5. 16 ~ 〃 2. 6. 2
67	清 水 京 子	〃 19. 5. 14 ~ 〃 20. 6. 11	81	近 藤 芳 宏	〃 2. 6. 2 ~ 〃 3. 6. 1
68	吉 田 光 雄	〃 20. 6. 11 ~ 〃 21. 6. 5	82	川 口 啓 介	〃 3. 6. 1 ~ 〃 4. 6. 2
69	新 井 金 作	〃 21. 6. 5 ~ 〃 21. 12. 17	83	高 橋 剛	〃 4. 6. 2 ~
70	三 上 喜久蔵	〃 21. 12. 17 ~ 〃 22. 6. 22			

2 構 成

(1) 定数と現員

(令和4年12月31日現在)

条例定数
36人

現 員
35人

(2) 任 期

議 員 令和元年5月2日～令和5年5月1日
 常 任 委 員 2年
 議会運営委員 議員の任期
 図 書 室 委 員 2年
 広報紙編集委員 2年

(3) 常任委員会

(令和4年12月31日現在)

区 分	定 数	内 容
総務財政常任委員会	9人 (現員9人)	総合政策部、総務部、財政部、市民部、秘書室、広報室、防災危機管理室及び会計室並びに選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所掌に関する事項
文化教育常任委員会	9人 (現員8人)	文化スポーツ部及び教育委員会の所掌に関する事項
保健福祉常任委員会	9人 (現員9人)	福祉部、こども未来部、保健医療部及び環境部の所掌に関する事項
産業建設常任委員会	9人 (現員9人)	産業観光部、都市計画部及び建設部並びに上下水道局及び農業委員会の所掌に関する事項

(4) 議会運営委員会

協議及び諮問の範囲

- ① 本会議運営に関する事項
- ② 意見書等の起草に関する事項
- ③ 議会の条例及び規則の立案に関する事項
- ④ 議会費の歳出見積りに関する事項
- ⑤ 議員協議会に関する事項
- ⑥ その他議会運営上必要と認める事項

委員数 10人

任期 議員の任期

選出方法 委員は、各会派の所属議員数の比率により選出する。

(5) 図書室委員会

所管事項 図書室の管理及び運営に関すること

選出方法 各会派から1名及び会派に属さない議員のうちから1名を選出する。

(6) 広報紙編集委員会

所管事項 議会だよりの編集に関すること

選出方法 各会派から1名及び会派に属さない議員のうちから1名を選出する。

(7) 政務活動費経理責任者会議

所管事項 政務活動費の適正な用途に関すること

選出方法 議長、副議長及び各会派の経理責任者とする。

(8) 常任委員会正副委員長会議

所管事項 常任委員会の運営等に関すること

選出方法 副議長、常任委員会委員長及び副委員長とする。

(9) 議員倫理条例策定会議

所管事項 議員の倫理に関する事項を定める条例の策定に関すること

選出方法 議長、副議長及び各会派の代表者とする。

(10) 災害対策支援会議

所管事項 災害対策支援本部の運営及び災害発生時の議員の活動指針等に関すること

選出方法 議長、副議長及び各会派の代表者とする。

(11) 会派別議員の当選回数

(令和4年12月31日現在)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	計
自由民主党川越市議団	4	5	2		1			12
公明党議員団	1	1	1	3	1			7
政 晴 会	1	1		1	1	1		5
日本共産党議員団		2	1	1	1			5
川越政策フォーラム					3			3
無 所 属	1	1					1	3
計	7	10	4	5	7	1	1	35

3 議会活動

(1) 予算案の審査方法

一般会計、特別会計及び公営企業会計は、関係する常任委員会に分割付託している。

(2) 決算の審査方法

一般会計、特別会計及び公営企業会計決算は、4 常任委員会に分割付託している。

(3) 本会議開催状況

(令和4年中)

区 分	会 期	会期日数	会議日数	会議時間	質疑日数	質疑者 延人数	一 般 質問日数	一 般 質問者数	傍 聴
第1回定例会	2月16日～3月23日	36	9	37:11	4	26	4	28	33
第2回臨時会	4月11日	1	1	00:49	1	2	—	—	0
第3回定例会	6月2日～6月28日	27	7	27:05	3	18	4	28	44
第4回定例会	8月30日～9月29日	31	8	30:40	3	23	4	26	17
第5回定例会	11月28日～12月23日	26	7	30:08	1	22	4	31	60

※質疑日数及び質疑者延人数は、追加・即決議案に関するものを含む。

(4) 委員会等開催状況

(令和4年中)

区 分	開催日数（開催時間）			付託 議案 (件)	付託 請願 (件)	傍聴 (人)	
	会 期 中	閉 会 中	計				
常 任 委 員 会	総務財政	4日 (13:44)	—	4日 (13:44)	25	1	9
	文化教育	4日 (11:51)	—	4日 (11:51)	11	1	17
	保健福祉	6日 (23:54)	—	6日 (23:54)	33	—	1
	産業建設	4日 (17:29)	—	4日 (17:29)	44	—	1
	合 計	18日 (66:58)	0日 (0:00)	18日 (66:58)	113	2	28
議 会 運 営 委 員 会	23日 (24回)	8日 (10:39)	31日 (32回)	—	—	7	

※各常任委員会の付託議案には、一般会計予算・補正予算・決算が分割付託されたものを計上。

※議会運営委員会の日数の（ ）内数字は、委員会開催回数。

○その他の会議

図書室委員会	5日開催
広報紙編集委員会	9日開催
政務活動費経理責任者会議	5日開催
常任委員会正副委員長会議	4日開催
議員倫理条例策定会議	8日開催
災害対策支援会議	13日開催

(5) 議案審議

(令和4年中)

		第1回 定例会	第2回 臨時会	第3回 定例会	第4回 定例会	第5回 定例会	計		
市長提出 議案	専 決		1				1		
	決 算				10		10		
	条 例	9		5	5	9	28		
	予 算	18	1	4	4	8	35		
	工事請負契約	1		2			3		
	道 路 線	4	1			3	8		
	そ の 他	3		2	2	2	9		
	同 意	2			1	1	4		
	意 見			1	1		2		
	計	37	3	14	23	23	100		
結 果	承 認		1				1		
	認 定				10		10		
	可 決	35	2	13	11	22	83		
	否 決								
	同 意	2		1	2	1	6		
	継 続 審 査								
	審 議 未 了								
	撤 回 承 認								
議員提出 議案	条 例								
	規 則								
	意 見 書	1		1		1	3		
	決 議		1				1		
	調 査								
	そ の 他								
	計	1	1	1		1	4		
結 果	可 決	1	1	1		1	4		
	否 決								
	調 査 終 了								
	継 続 審 査								
	審 議 未 了								
	撤 回 承 認								
選 挙	許 可			3	5		1	3	6
推 薦	選 任				1		1		2
請 願	提 出 件 数	1				1			2
	採 択					1			1
	不 採 択	1							1
	継 続 審 査								
	取 下 げ 了 承								
	審 議 未 了								

※ 上記件数は、整理番号の付いた案件数のみを表示。

(6) 請 願

令和4年受理件数 2件

(7) 陳情・要望等

令和4年受理件数 29件

※陳情・要望等については、受理したものを議長が判断したうえで、全議員に配布した件数。

4 議員報酬・旅費等

(1) 報 酬

	平成28年12月適用	平成29年4月適用	平成29年12月適用	平成30年4月適用
議 長	641,000 円	641,000 円	641,000 円	641,000 円
副 議 長	588,000 円	588,000 円	588,000 円	588,000 円
議 員	576,000 円	576,000 円	576,000 円	576,000 円
期 末 手 当 6 月	報酬×2.025 ヶ月	報酬×2.075 ヶ月	報酬×2.075 ヶ月	報酬×2.125 ヶ月
” 12 月	報酬×2.275 ヶ月	報酬×2.225 ヶ月	報酬×2.325 ヶ月	報酬×2.275 ヶ月

	平成30年12月適用	平成31年4月適用	令和2年4月適用	令和2年12月適用
議 長	641,000 円	641,000 円	641,000 円	641,000 円
副 議 長	588,000 円	588,000 円	588,000 円	588,000 円
議 員	576,000 円	576,000 円	576,000 円	576,000 円
期 末 手 当 6 月	報酬×2.125 ヶ月	報酬×2.225 ヶ月	報酬×2.25 ヶ月	報酬×2.25 ヶ月
” 12 月	報酬×2.325 ヶ月	報酬×2.225 ヶ月	報酬×2.25 ヶ月	報酬×2.20 ヶ月

	令和3年4月適用	令和3年12月適用	令和4年4月適用	令和4年12月適用
議 長	641,000 円	641,000 円	641,000 円	641,000 円
副 議 長	588,000 円	588,000 円	588,000 円	588,000 円
議 員	576,000 円	576,000 円	576,000 円	576,000 円
期 末 手 当 6 月	報酬×2.225 ヶ月	報酬×2.225 ヶ月	報酬×2.15 ヶ月	報酬×2.15 ヶ月
” 12 月	報酬×2.225 ヶ月	報酬×2.075 ヶ月	報酬×2.15 ヶ月	報酬×2.25 ヶ月

(2) 旅 費

(平成3年4月適用)

鉄 道 費	船 賃	航 空 賃	日 当	宿 泊 料
普通運賃	上 級 の 料 金	実 費	3,300 円	16,500 円
特急・急行料金				

行政視察旅費（令和4年度当初予算）

- ・ 常任委員会 …… 1人年額 180,000 円
- ・ 議会運営委員会 …… 1人年額 100,000 円
- ・ 特別委員会 …… 1人年額 90,000 円
- ・ 海 外 …… 10人分 4,100,000 円

(3) 費用弁償

支給対象 市議会本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議案の審査若しくは議会の運営に関し、協議若しくは調整を行うための場に出席した場合

支給額 住居から議事堂までの片道の距離に応じて、費用弁償を支給する。

	2km 未満	・・・支給なし
2km 以上	4km 未満	・・・130 円
4km 以上	6km 未満	・・・160 円
6km 以上	8km 未満	・・・210 円
8km 以上	10km 未満	・・・270 円
10km 以上		・・・320 円

(4) 政務活動費

交付対象 会派（1人会派含む）

交付額 1人月額70,000円（H23.4適用）

収支報告書については、議会ホームページで公表している。

(5) 議長交際費

議長交際費（令和4年度当初予算）

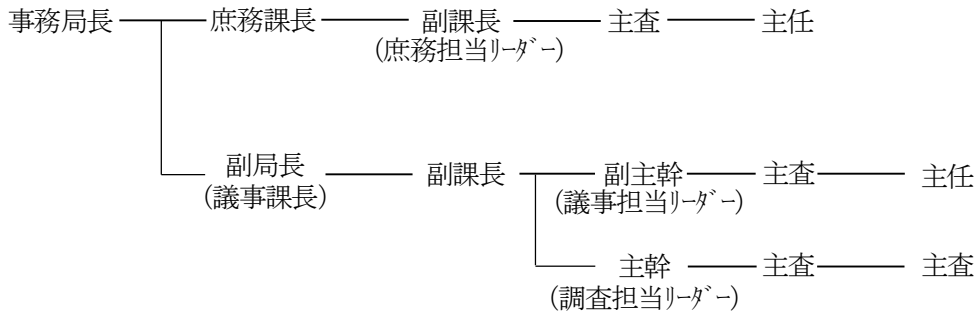
900,000 円

支出の内容は翌月10日より、議会ホームページで公表している。

II 議会事務局

(1) 構成

定数 15人 現員 13人 (令和4年4月1日現在)



(2) 各種刊行物

区分	発行回数	1回当たりの発行部数	配布先	内容
会議録	各定例会・臨時会ごと	18部	図書館、情報公開窓口等	
市議会だより	年4～5回	約167,000部	市内全世帯	議会の審議結果
議会要覧	年1回	2部	情報公開コーナー、議会閲覧コーナー	委員会の状況・議会開催状況等
市政概要	2年に1回	18部	図書館、情報公開コーナー、議会閲覧コーナー等	一般行政及び施設等の概略説明

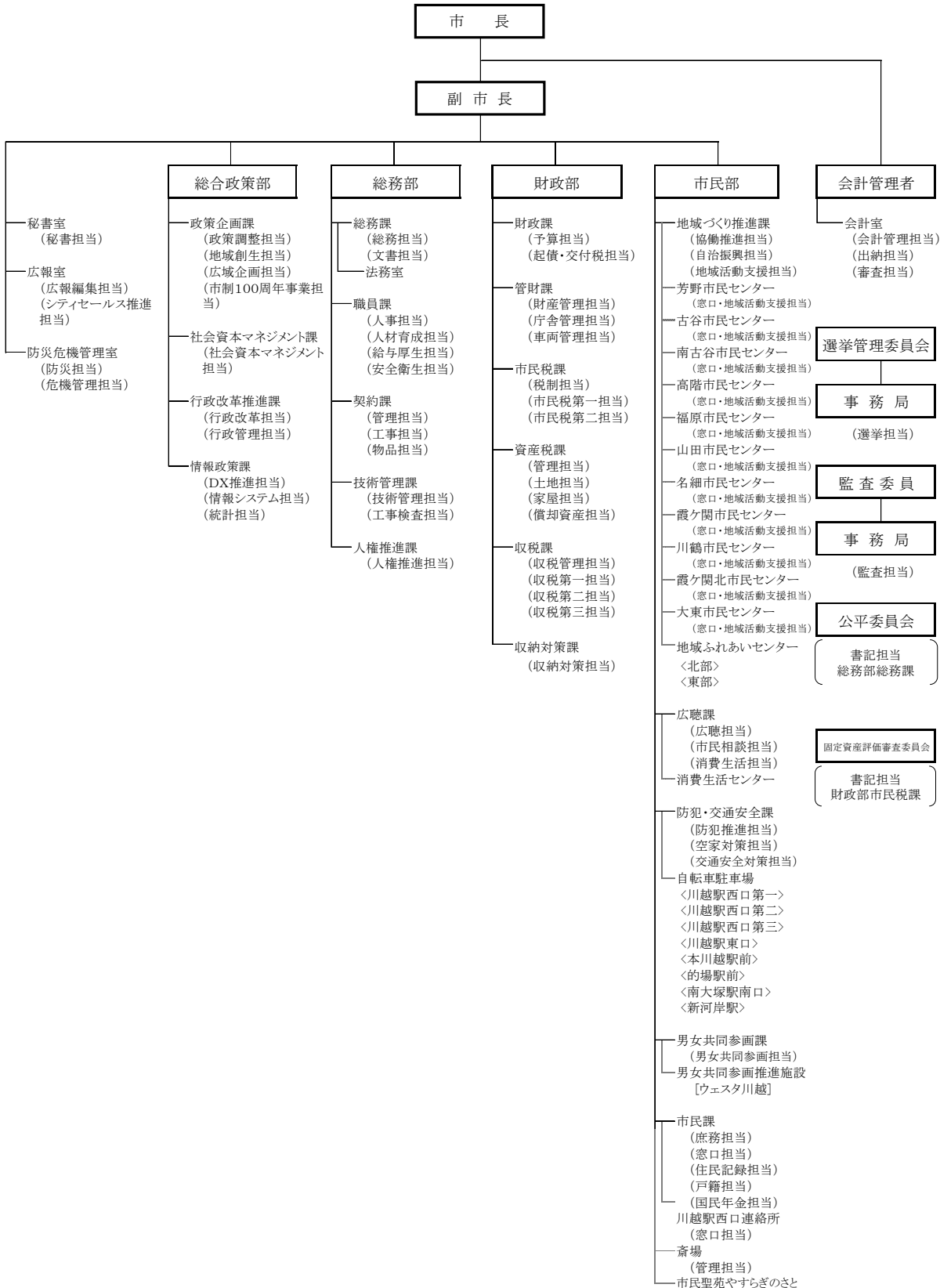
(3) 議会図書室

(令和4年4月1日現在)

分類	0 総記	1 哲学宗教	2 歴史	3 社会科学	4 自然科学	5 工学	6 産業	7 芸術	8 語学	9 文学	K 郷土
冊数	96	14	108	759	22	11	19	20	80	20	87

※ 蔵書数 1,236冊

総務財政



総務財政

広 報 室

I 広 報

1 広 報

広報活動は、行政の意思及び執行状況などを市民に的確に伝えることにより、市民の市政への理解と参加協力を促す役割を担っている。また、市の魅力を高めるとともに、それらを戦略的かつ効果的に情報発信することにより、認知度を高め、「行きたいまち」「事業・起業したいまち」となること、さらには愛着や誇りが醸成され、「住みたい、住み続けたいまち」となることを実現し、将来にわたる活力の維持、一層の活性化を図る役割を担っている。

(1) 刊行物

		発 行			1部あたりの 制作費 (円・税込)	配 布	
		回数	月 日	部 数		対 象	方 法
広 報 川 越	A4版	12	毎 月 1 日	165,340	} ※1 14.6 2,157.01 ※2	全 世 帯	委 託
点字広報川越	B5版	12	毎 月 1 日	20		視覚障害者	郵 送
声の広報川越	CD	12	毎 月 1 日	32		視覚障害者等	郵 送
市民のしおり	A4版	1	令 和 3 年 7 月	167,500	0 ※3	全世帯※4	委 託
市内案内図	四六判	1	令 和 4 年 3 月	9,000	118.8	転入市民等	市民課窓口など
市 勢 要 覧	A5版	1	令 和 3 年 8 月	2,000	792	希 望 者	広 報 室

※1 1回あたりの平均発行部数。

※2 音訳者3人に、録音1回あたり1人960円×作成時間数を謝金として支払っている。

※3 市民のしおりは、民間事業者との協働発行により、市の費用負担はなく全世帯に配布した。

※4 市民のしおりは、発行時、全世帯に配布した以降は、市民課窓口などで転入手続き時に転入世帯に配布している。

(2) 主な広報媒体

- ① 毎月1回全世帯に配布する「広報川越」
- ② 川越市公式ホームページ
- ③ 川越市公式SNS（ツイッター、フェイスブック、LINE、Instagram）
- ④ 川越市公式YouTubeチャンネル「川越市チャンネル」

(3) 広報川越の配布

広報の配布については、シルバー人材センター等に委託し、市内全世帯に配布している。

配布委託料については、配布部数に応じて支払っている。

(4) 川越市公式ホームページのアクセス件数

年 度	件 数	月 平 均
令和元年度	13,779,638	1,148,303
令和2年度	26,953,484	2,246,124
令和3年度	22,598,157	1,883,180

川越市公式ホームページ (<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>) 以下の全てのウェブページについて、Google アナリティクスでのページ別訪問者数により集計。

(5) 川越市公式ツイッター（総合アカウント）の運用

年 度	ツイート件数	フォロワー数
令和元年度	882	26,779
令和2年度	1,020	28,430
令和3年度	1,536	30,001

川越市公式ツイッター（総合アカウント）アドレス <https://twitter.com/KawagoeshiInfo>

(6) 川越市 LINE 公式アカウントの運用

年 度	配信回数	友だち数
令和元年度	—	—
令和2年度	—	—
令和3年度	81	10,994

川越市 LINE 公式アカウント運用開始日(令和3年7月15日)から集計。

(7) 川越市公式 YouTube チャンネルの運用

年 度	視聴回数	チャンネル登録者数
令和元年度	39,335	493
令和2年度	74,505	834
令和3年度	94,463	1,142

川越市公式 YouTube チャンネル（川越市チャンネル）アドレス https://www.youtube.com/channel/UC_FsvmrZUJryDK_VHvGdBOA

防災危機管理室

I 防 災

1 川越市地域防災計画

川越市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、川越市防災会議が作成する計画であり、本市の地域に係る災害に関し、本市、川越地区消防組合、埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体がその全機能を有効に発揮し、市民の協力の基に、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施することにより、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として定めたものである。

本市では、令和 3 年度に川越市地域防災計画の修正を行った。

2 防災意識の普及高揚

防災訓練の実施をはじめ、自主防災組織の結成促進、防災ポスターコンクール及び防災用品の展示開催、防災用パンフレットやハザードマップの配布等により市民に対し防災意識の普及高揚を図っている。

防災訓練実施状況

年 度（訓 練 内 容）	開 催 月 日	会 場	参 加 人 数（人）
令和元年度 （避難所開設・運営訓練）	11 月 16 日・17 日	初雁中学校	415
令和 2 年度 （避難所開設・運営訓練）	8 月 20 日 10 月 9 日	教育センター	51（職員のみで実施） 41（職員のみの実施）
令和 3 年度 （避難所開設・運営訓練）	7 月 28 日	川越小学校	127（職員のみの実施）

3 防災施設の整備及び防災用資機材の備蓄

災害時の非常用飲料水を確保するため災害用給水井戸の設置、備蓄品を保管するための災害備蓄庫及び備蓄品保管室の整備、迅速な情報連絡を図るための防災行政無線や衛星携帯電話の導入及び避難場所標識の設置等防災施設の整備充実を図っている。なお、本市の防災行政無線（同報系）は、設備の老朽化や住環境の変化により難聴地域が発生していることなどを踏まえ、平成29年度から令和元年度までの3年をかけて、アナログ方式からデジタル方式に設備の更新を行った。

また、備蓄品については、食料や生活必需品、応急対策用資機材等の備蓄に加え、東日本大震災や熊本地震の経験から、プライバシー確保のためのパーテーションや感染症防止のためのマスクなどの備蓄を進めている。

(1) 災害用給水井戸の設置状況

(令和4年4月1日現在)

年 度	設 置 数 (井)	設 置 場 所	能 力
昭和 57	2	かほく運動公園地内・高階南小学校地内	1井につき 216 t / 24h 深さ 100m
58	2	初雁中学校地内・野田中学校地内	
59	2	山田小学校地内・月越小学校地内	
60	1	大東中学校地内	
平成 7	9	城南中学校地内・川越第一中学校地内・富士見中学校地内 高階北小学校地内・古谷小学校地内・南古谷小学校地内 芳野小学校地内・名細小学校地内・霞ヶ関小学校地内	
8	3	仙波小学校地内・大東西小学校地内・川越西小学校地内	
9	2	市立川越高等学校地内・霞ヶ関西中学校地内	
10	1	鯨井中学校地内	

※ 一井について30,000人分の給水可能（1人1日=3ℓとして1日10h稼動した場合）

(2) 飲料水兼用耐震性貯水槽設置状況

(令和4年4月1日現在)

年 度	設 置 場 所	容 量 (m ³)
平成8	高階小学校地内	100

(3) 災害備蓄庫の建設状況

(令和4年4月1日現在)

年 度	場 所	面 積 (㎡)	構 造
昭和 56	仙波町4丁目18番地	117	鉄筋コンクリート造平屋建
57	岸町3丁目28番地9	142	鉄骨造平屋建
58	大字鯨井1118番地1	108	鉄筋コンクリート造平屋建
59	大字古谷上2968番地3	95	鉄筋コンクリート造平屋建
60	南台3丁目5	66	鉄筋コンクリート造平屋建
61	大字今福508番地	48	鉄筋コンクリート造平屋建
平成 4	大字砂77番地1	59	鉄骨造平屋建
〃	大字砂649番地3	52	鉄骨造平屋建
〃	伊勢原町5丁目5番地4	53	鉄筋コンクリート造平屋建
5	藤原町18番地6	13	コンクリート造平屋建
6	並木西町16番地	13	コンクリート造平屋建
8	宮下町1丁目21番地3	309	鉄骨造2階建
24	鯨井1216番地 (なぐわし公園P i KOA内)	340	鉄骨造2階建
26	新宿町1丁目17番地17 (ウエスタ川越内)	100	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

(4) 備蓄品保管室整備状況

(令和4年4月1日現在)

地区	設置場所	階数	教室	地区	設置場所	階数	教室	
本 庁	月越小学校	—	プレハブ物置	高 階	高階中学校	1	半	
	新宿小学校	2	半		寺尾中学校	3	半	
	今成小学校	—	プレハブ物置		川越初雁高校	—	プレハブ物置	
	中央小学校	3	半・体育館	福 原	福原小学校	1	半	
	川越小学校	3	半		福原中学校	1	半	
	泉小学校	—	体育館	大 東	武蔵野小学校	—	プレハブ物置	
	仙波小学校	—	プレハブ物置		大塚小学校	4	半	
	第一小学校	—	プレハブ物置		大東東小学校	1	1/4	
	城南中学校	1	半		大東西小学校	—	プレハブ物置	
	富士見中学校	4	半		大東中学校	1	半	
	野田中学校	1	半		大東西中学校	—	プレハブ物置	
	川越第一中学校	3	教材室		川越南高校	—	プレハブ物置	
	市立川越高校	—	プレハブ物置		霞ヶ関	霞ヶ関小学校	2	半
	川越女子高校	—	プレハブ物置			霞ヶ関西小学校	—	プレハブ物置
県立川越高校	B1	体育館棟地下	霞ヶ関南小学校			4	半	
川越工業高校	B1	クローバー館地下	霞ヶ関西中学校	3		全		
芳 野	芳野小学校	—	プレハブ物置	霞ヶ関中学校	3	準備室		
	芳野中学校	—	プレハブ物置	川越西高校	—	プレハブ物置		
古 谷	古谷小学校	—	プレハブ物置	川 鶴	川越西小学校	—	プレハブ物置	
	教育センター	3	エレベータホール		川越西中学校	—	体育館	
	東中学校	2	半	霞ヶ関北	霞ヶ関東小学校	4	半	
南古谷	南古谷小学校	—	体育館		霞ヶ関北小学校	2	全	
	牛子小学校	3	半		霞ヶ関東中学校	1	全	
	南古谷中学校	—	プレハブ物置	名 細	広谷小学校	4	半	
高 階	高階小学校	4	全		上戸小学校	1	半	
	寺尾小学校	3	半		名細小学校	3	半	
	高階西小学校	2	半		名細中学校	2	半	
	高階北小学校	3	体育館		鯨井中学校	3	半	
	高階南小学校	2	半	山 田	山田小学校	—	プレハブ物置	
	高階西中学校	4	半		山田中学校	—	プレハブ物置	
	砂中学校	1	半					

(5) 主な備蓄品の状況

(令和4年4月1日現在)

備蓄品	数	備蓄品	数	備蓄品	数
災害対策用パン	99,466食	コードリール	572台	無線機	11基
アルファ米	62,250食	土のう袋	11,605袋	水道铸铁管	各種
おかゆ	24,800食	排水ポンプ	68台	ろ水機	7台
毛布	17,713枚	メガホン	252個	路上給水装置	32基
釜	29基	懐中電灯	999個	可搬式給水タンク	1個
発電機	164基	ロープ	539巻	給水用ポリタンク	1,716個
投光器	699基	非常用キャンドル	132個	組み立て水槽	16基

(6) 防災行政用無線の概要

固定系親局 防災危機管理室内、遠隔制御器（川越地区消防組合）

固定系子局 市内295局

4 災害時の相互応援体制の確立

地震時の大災害時において被害者の救援等の応急措置を相互に応援するため、群馬県高崎市をはじめとする66の協定を締結している。

災害時における応援協定締結状況

(令和4年4月1日現在)

番号	締結年月日	協 定 名	相 手 方
1	昭和60年8月3日	災害時における相互応援に関する協定書	群馬県高崎市
2	平成6年3月22日	災害時等における精米の優先供給に関する協定	(株)イトーセーブ
3	平成7年3月27日	災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定	朝日航洋(株)
4	平成8年7月9日	震災時における緊急設備支援に関する協定	(株)セレスポ
5	平成8年8月1日	災害時の避難場所相互利用に関する協定	さいたま市
6	平成9年12月18日	災害時の情報提供等に関する協定	市内タクシー会社9社
7	平成10年6月1日	災害時における相互応援に関する協定	坂戸市、鶴ヶ島市、川島町 毛呂山町、越生町
8	平成10年11月18日	災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定	(一社)埼玉県エルピーガス協会 川越支部
9	平成11年1月25日	災害時における相互応援に関する協定	福島県棚倉町
10	平成11年3月24日	災害時における防災施設の運営に関する協定	川越公園管理事務所
11	平成12年5月29日	災害時における物資の輸送に関する協定	(一社)埼玉県トラック協会川越支部
12	平成15年1月22日	災害時における相互応援に関する協定	東京都八王子市
13	平成15年9月1日	中核市災害相互応援協定	中核市災害相互応援協定締結市
14	平成16年12月22日	災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定	コカ・コーライーストジャパン(株)
15	平成17年7月1日	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	(一社)埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉西部支部
16	平成18年7月7日	災害時等における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定	いるま野農業協同組合
17	平成18年7月7日	災害時における特別法律相談に関する協定	埼玉弁護士会川越支部
18	平成19年5月1日	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県及び県内市町村
19	平成21年3月30日	災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定	埼玉電気工事工業組合
20	平成21年6月8日	災害時におけるバス利用に関する協定	(一社)埼玉県バス協会西部地区部会
21	平成23年2月1日	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局
22	平成24年6月25日	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	埼玉県石油商業組合川越支部
23	平成24年8月1日	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)
24	平成24年9月3日	災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定	(公社)埼玉県柔道整復師会川越支部
25	平成25年8月30日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい

番号	締結年月日	協 定 名	相 手 方
26	平成25年11月28日	災害時における飲料水の提供に関する協定	(株)伊藤園
27	平成26年2月以降	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	市内特別支援学校ほか、28件
28	平成26年2月20日	災害時における葬祭協力等に関する協定	埼玉葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会
29	平成27年11月25日	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉土地家屋調査士会
30	平成27年12月25日	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)川越市医師会
31	平成27年12月25日	災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定	(一社)川越市医師会
32	平成28年3月14日	防災情報等の放送に関する協定	(株)ジェイコム埼玉・東日本
33	平成28年3月25日	災害時における生活物資等の供給に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン
34	平成28年6月1日	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	川越第一ホテル、川越プリンスホテル、 川越温泉湯遊ランド・ホテル三光
35	平成28年7月28日	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会
36	平成28年10月24日	災害時における仮設設備等の優先提供に関する協定	グランド産業(株)
37	平成28年11月17日	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会
38	平成29年5月31日	川越市と川越市内郵便局との包括提携協定 (災害発生時の協力に関する覚書)	川越西郵便局
39	平成29年7月11日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン
40	平成30年5月9日	災害時における応急復旧業務に関する協定	川越市建設業協会
41	平成30年8月29日	災害時における住家被害認定調査等に関する協定	(公社)埼玉県不動産鑑定士協会
42	平成30年10月30日	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)マミーマーケット
43	平成31年1月30日	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ヤオコー
44	平成31年3月1日	災害時における食糧供給等の協力に関する協定	山崎製パン(株) 埼玉工場 埼玉第一工場
45	令和元年6月27日	災害時における相互協力に関する協定	川越少年刑務所
46	令和元年12月25日	災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定	モスト技研(株)
47	令和2年1月28日	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社)川越市歯科医師会
48	令和2年2月14日	災害時応援協定	(公社)川越青年会議所
49	令和2年3月31日	災害時における応急復旧業務に関する協定	川越緑地協会
50	令和2年8月18日	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	(株)デベロッパ
51	令和2年8月19日	災害時における車両貸出及び給電等並びに被災者救済活動に関する協定	ネットヨタ東埼玉(株)
52	令和2年9月14日	災害時における物資の調達支援協力に関する協定	(株)OSG コーポレーション
53	令和2年9月28日	水害時における施設の利用に関する協定	学校法人城北埼玉学園

番号	締結年月日	協 定 名	相 手 方
54	令和 2 年 9 月 28 日	水害時における施設の利用に関する協定	医療法人聖心会
55	令和 2 年 10 月 13 日	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)川越支社
56	令和 2 年 11 月 9 日	水害時における施設の利用に関する協定	(株)ピーアンドディコンサルティング 及び(株)ウニクス
57	令和 2 年 12 月 22 日	災害時における物資提供等の協力に関する協定	ムサン王子コンテナ(株)
58	令和 3 年 2 月 19 日	災害時等における物資供給に関する協定	(株)出羽紙器製作所
59	令和 3 年 4 月 12 日	災害時における車両貸出及び給電等に関する協定	アースシグナル(株)
60	令和 3 年 5 月 17 日	災害時緊急放送に関する協定	(株)小江戸 FM
61	令和 3 年 6 月 23 日	風水害時における車両避難場所としての駐車場利用確認書	イオンタウン(株)
62	令和 3 年 8 月 18 日	水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定	学校法人東洋大学
63	令和 3 年 10 月 25 日	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ふくしま
64	令和 3 年 12 月 22 日	災害時応援協定	(株)原一
65	令和 4 年 2 月 17 日	川越市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人川越市社会福祉協議会
66	令和 4 年 3 月 28 日	災害時における資機材の優先提供に関する協定	(株)ワンウェイ

5 自主防災組織

自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、自発的意思により結成する組織のことで、市としては、実践的・継続的な活動を行えるように、自治会を単位とした組織作りを呼びかけている。令和 4 年 4 月 1 日現在、219 組織が活動している。

6 川越市指定緊急避難場所等一覧表

本市では、地震災害時など、市民が安全に身を守ることができる場所を選んで、次のとおり指定緊急避難場所等を指定している。

日頃から指定緊急避難場所および指定避難所までの最も安全な経路を確かめておき、いざという時に家族との連絡がとれるよう話し合っておくことが必要である。

指定緊急避難場所及び指定避難所までの経路は 1 箇所だけでなく、2 箇所確かめておくことが大切である。

・指定緊急避難場所

身の安全を確保するために一時的に避難する場所（公園、グラウンド、学校の校庭など）

・指定避難所

家屋などの倒壊の恐れがある場合などに、避難生活を送るための施設（学校の体育館など）

指定緊急避難場所の指定状況

(令和4年4月1日現在)

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ	
本庁中央	1	川越第一中学校	小仙波町 5-6	○	○	○	○	○
	2	川越総合高等学校	小仙波町 5-14	○	○	○	○	○
	3	中央小学校	中原町 1-25	○	○	○	○	○
	4	川越工業高等学校	西小仙波町 2-28-1	○	○	○	○	○
	5	仙波小学校	富士見町 4-1	○	○	○	○	○
	6	川越女子高等学校	六軒町 1-23	○	○	○	○	○
	7	川越工業高等学校グラウンド	大字小仙波 847	×	×	○	○	—
本庁南	8	市立川越高等学校	旭町 2-3-7	○	○	○	○	○
	9	城南中学校	新宿町 3-19-1	○	○	○	○	○
	10	新宿小学校	新宿町 6-9-1	○	○	○	○	○
	11	岸町健康ふれあい広場	岸町 3-32	×	×	○	○	—
	12	野田中学校	野田町 2-19-14	○	○	○	○	○
	13	富士見中学校	東田町 17-1	○	○	○	○	○
	14	泉小学校	大字小室 463	●2	●2	○	○	○
15	山村学園高等学校第一運動場	大字野田 1311-84	×	×	○	○	—	
本庁北	16	星野高等学校第二校舎	石原町 2-71-11	×	×	○	○	—
	17	濯紫公園	喜多町 8-10	×	×	○	○	—
	18	川越小学校	郭町 1-1-1	○	○	○	○	○
	19	やまぶき会館	郭町 1-18-1	×	×	○	○	—
	20	川越第一小学校	郭町 1-21	○	○	○	○	○
	21	川越高等学校	郭町 2-6	○	○	○	○	○
	22	初雁公園	郭町 2-13-1	×	×	○	○	—
	23	月越小学校	月吉町 51	●2	●2	○	○	○
	24	初雁中学校	宮下町 1-21-3	○	○	○	○	○
	25	市民グラウンド	宮元町 23-22	×	×	○	○	—
	26	今成小学校	今成 2-42-1	●2	●2	○	○	○

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ	
芳野	27	芳野中学校	大字石田本郷 733	●2	●2	○	○	○
	28	農業ふれあいセンター	大字伊佐沼 887	×	×	○	○	—
	29	芳野小学校	大字鴨田 331	●2	●2	○	○	○
	30	カライ川越・芳野台体育館	芳野台 1-103-57	×	×	○	○	—
	31	伊佐沼公園	大字伊佐沼 584	×	×	○	○	—
古谷	32	東中学校	大字小中居 278	●3	●3	○	○	○
	33	川越運動公園	大字下老袋 388-1	●2	●2	○	○	—
	34	古谷小学校	大字古谷上 5465	●3	●3	○	○	○
	35	教育センター	大字古谷上 6083-10	●2	●2	○	○	○
南古谷	36	牛子小学校	大字牛子 418	●3	●3	○	○	○
	37	南古谷小学校	大字木野目 1451	●3	●3	○	○	○
	38	南古谷中学校	大字久下戸 3721	●3	●3	○	○	○
	39	城北埼玉高等学校	大字古市場 585-1	●2	●2	○	○	—
	40	並木西町公園	並木西町 16	×	×	○	○	—
	41	東邦音楽大学校庭	大字今泉 84	×	×	○	○	—
	42	川越東高等学校	大字久下戸 6060	×	×	○	○	—
高階	43	砂中学校	大字砂 260	●3	●3	○	○	○
	44	高階運動広場	大字砂 451-1	×	×	○	○	—
	45	高階小学校	大字砂新田 58	○	○	○	○	○
	46	川越初雁高等学校	大字砂新田 2564	○	○	○	○	○
	47	高階西中学校	大字砂新田 2593	○	○	○	○	○
	48	寺尾小学校	大字寺尾 979-2	●3	●3	○	○	○
	49	寺尾中学校	大字寺尾 1068	●3	●3	○	○	○
	50	高階中学校	大字藤間 10	○	○	○	○	○
	51	高階西小学校	大字藤間 1102	○	○	○	○	○
	52	高階北小学校	砂新田 1-16-1	●2	●2	○	○	○
	53	高階南小学校	諏訪町 12-3	○	○	○	○	○
	54	藤原町第二公園	藤原町 18-6	×	×	○	○	—

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複	
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ		
福原	55	福原小学校	大字今福 508	○	○	○	○	○	
	56	福原中学校	大字今福 512	○	○	○	○	○	
	57	南文化会館(ｼﾞｮｲﾌﾙ)	大字今福 1295-2	○	○	○	○	—	
	58	日本大学経済学部ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	大字中福 868-1	×	×	○	○	—	
大東	59	川越(水上)公園	大字池辺 880	×	×	○	○	—	
	60	大東西中学校	藤倉 1-1-1	○	○	○	○	○	
	61	武蔵野小学校	むさし野 14-1	○	○	○	○	○	
	62	大東東小学校	豊田本 4-16-1	○	○	○	○	○	
	63	川越南高等学校	南大塚 1-21-1	○	○	○	○	○	
	64	大東中学校	南大塚 1-20-1	○	○	○	○	○	
	65	大塚小学校	大塚 2-10-1	○	○	○	○	○	
	66	大東西小学校	大字山城 32-5	○	○	○	○	○	
	67	南台かすみ公園	南台 2-10	×	×	○	○	—	
	68	南台ふじみ公園	南台 3-5	×	×	○	○	—	
	69	尚美学園大学川越キャンパス	豊田町 1-1-1	×	×	○	○	—	
	70	川越少年刑務所鍛錬所前駐車場	南大塚 6-40-1	×	×	○	○	—	
	霞ヶ関	71	霞ヶ関中学校	大字笠幡 72	○	○	○	○	○
		72	霞ヶ関小学校	大字笠幡 177	○	○	○	○	○
73		川越西高等学校	大字笠幡 2488-1	○	○	○	○	○	
74		霞ヶ関西中学校	大字笠幡 3464-3	○	○	○	○	○	
75		霞ヶ関西小学校	大字笠幡 3971-4	●2	●2	○	○	○	
76		秀明高等学校	大字笠幡 4792	×	×	○	○	—	
77		霞ヶ関南小学校	かすみ野 1-1-4	○	○	○	○	○	
78		水久保第一公園	かすみ野 1-10	×	×	○	○	—	
79		的場たぬき山公園	的場 1-19	×	×	○	○	—	
80		的場原公園	的場 2-17	×	×	○	○	—	
81		東京国際大学第2キャンパス	大字的場 2509	×	×	○	○	—	
82		特別支援学校塙保己一学園	大字笠幡 85-1	×	×	○	○	—	

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ	
川鶴	83	川越西中学校	川鶴 1-1	○	○	○	○	○
	84	川越西小学校	川鶴 1-5	○	○	○	○	○
	85	笠幡公園	川鶴 2-7	×	×	○	○	—
霞ヶ関北	86	霞ヶ関東中学校	大字的場 2706	●2	●2	○	○	○
	87	霞ヶ関東小学校	大字的場 2735-2	●2	●2	○	○	○
	88	東京国際大学第1キャンパス	的場北 1-13-1	×	×	○	○	—
	89	かほく運動公園	霞ヶ関北 6-30-1	×	×	○	○	—
	90	霞ヶ関北小学校	伊勢原町 5-1-1	○	○	○	○	○
	91	御伊勢塚公園	伊勢原町 3-3	×	×	○	○	—
名細	92	上戸小学校	大字上戸 390-1	●2	●2	○	○	○
	93	鯨井中学校	大字鯨井 562-2	●2	●2	○	○	○
	94	東洋大学川越キャンパス	大字鯨井 2100	×	×	○	○	—
	95	名細中学校	大字小堤 14	○	○	○	○	○
	96	名細小学校	大字小堤 214	●2	●2	○	○	○
	97	広谷小学校	大字下広谷 558-1	○	○	○	○	○
	98	西文化会館(メト)	大字鯨井 1556-1	○	○	○	○	—
	99	みよしの公園	大字吉田 685-1	×	×	○	○	—
	100	あおい公園	上戸新町 36-5	×	×	○	○	—
	101	なぐわし公園	大字鯨井 1216	×	×	○	○	—
山田	102	山田小学校	大字山田 167	●2	●2	○	○	○
	103	山田中学校	大字山田 550	●2	●2	○	○	○
	104	城西大学付属川越高等学校	大字山田 1042	×	×	○	○	—
	105	北部地域ふれあいセンター	大字山田 1578-1	×	×	○	○	—

注) 表中の「対象とする災害」欄の表記は「○：使用可、●2：2階以上使用可、●3：3階以上使用可、×：使用不可」を表す。

総合政策部

I 政策

1 第四次川越市総合計画

(1) 総合計画とは

総合計画は、市民と行政にとって、まちづくりを進める指針となるもので、目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めたものである。第四次川越市総合計画は、川越市総合計画策定条例に基づき策定した計画で、平成28年度以降10年間のまちづくりの指針となるものである。

計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層から構成される。「基本構想」は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想であり、「基本計画」は、基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画であり、「実施計画」は、基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画である。

(2) 計画の特徴

第四次川越市総合計画は、日本が直面する少子高齢化にともなう人口減少社会に、市としていかに対処し持続ある社会を形成するか主眼を置くとともに、「子ども・子育て」を新たな柱として計画に位置付け、少子化対策や子育て支援に取り組むこととし、さらに「住民自治の推進」を新たな施策に位置付け、住民自治に資する仕組の充実を図ることとした。

また、本市の人口については、計画に位置付けた施策を確実にを行うことにより、人口35万人を目指すこととしている。

(3) 基本構想の理念

基本構想を定めるに当たっての市民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方を示したものである。川越市民憲章の考え方を尊重し、本市を取り巻く社会状況の変化を認識して、基本構想の理念を定めた。

基本構想の理念

■人と人とのつながりから広がるまちづくり

さまざまな主体との協働を進めるとともに、人與人、人と地域などの連携や協力によって、結びつきを広げながら、みんなでまちをつくります。

■魅力を高め、活力を生み出すまちづくり

先人から受け継いだ歴史や文化、豊かな自然を大切にしながら、新たな価値を創造し、訪れたい、しごとをしたい、住み続けたいまちをつくります。

■持続可能なまちづくり

人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化、環境問題などに対応しながら、未来に向けて、平和で安全に、安心して過ごせるまちをつくります。

(4) 将来都市像

基本構想の理念に基づき、本市の目指すべき姿、10年後の川越市が表現された姿として、将来都市像を定めた。

将来都市像

人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越

(5) 分野別の基本目標と施策

将来都市像を実現するために、8つの分野別の基本目標を定め、52の施策を位置づけた。

分野別の基本目標と施策

① 子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち —子ども・子育て—

- 1 少子化対策の推進
 - 2 児童福祉の推進
 - 3 幼児期の教育・保育と学童保育の充実
 - 4 青少年健全育成の推進
-

② 住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち —福祉・保健・医療—

- 5 高齢者福祉の推進
 - 6 障害者福祉の推進
 - 7 地域福祉の推進
 - 8 社会保障の適正運営
 - 9 健康づくりの推進
 - 10 保健衛生・医療体制の充実
-

③ 歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち —教育・文化・スポーツ—

- 11 生涯学習活動の推進
 - 12 生きる力を育む教育の推進
 - 13 教育環境の整備・充実
 - 14 文化芸術活動の充実
 - 15 文化財の保存・活用
 - 16 多文化共生と国際交流・協力の推進
 - 17 生涯スポーツの推進
-

④ 安全で快適な基盤を備え、歴史や自然と調和した魅力あるまち —都市基盤・生活基盤—

- 18 協働による計画的なまちづくりの推進
 - 19 市街地整備の推進
 - 20 景観まちづくりの推進
 - 21 道路交通体系の整備
 - 22 交通ネットワークの充実
-

- 23 治水事業の推進
- 24 水道水の安定供給
- 25 公共下水道事業の充実
- 26 公園・緑地の充実
- 27 良好な住環境の創出

⑤ 地域資源をいかした、にぎわいと活力にあふれるまち

—産業・観光—

-
- 28 産業間の連携と中小企業支援
 - 29 就労の支援と労働環境の改善
 - 30 農業の振興
 - 31 商業の振興
 - 32 工業の振興
 - 33 観光の振興
-

⑥ 地球環境にやさしい、豊かな自然とともに生きるまち

—環境—

-
- 34 環境活動の推進
 - 35 地球温暖化対策の推進
 - 36 循環型社会の構築
 - 37 自然共生の推進
 - 38 生活環境の保全
-

⑦ 地域で支え合う、安全で安心なまち

—地域社会・市民生活—

-
- 39 地域コミュニティ活動の推進
 - 40 平和で思いやりのある社会づくり
 - 41 男女共同参画の推進
 - 42 防災体制の整備
 - 43 消防・救急体制の充実
 - 44 防犯対策の推進
 - 45 交通安全対策の推進
 - 46 市民生活の支援
-

⑧ つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進

—住民自治・行財政運営—

-
- 47 住民自治の推進
 - 48 行政経営マネジメントの推進
 - 49 社会資本マネジメントの推進
 - 50 情報化施策の推進
 - 51 広域的な連携の推進
 - 52 時勢に応じた施策の推進
-

2 川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 実施の目的

国では、進行する人口減少問題に本格的に取り組んでいくため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年12月には、全国の現状と将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び5か年の国の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。さらには、令和元年12月に、第2期となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。

本市は、東京圏にありながらも、他の地方都市と同様、少子高齢化が進行する中で人口減少期を迎えることが予測されていることから、国の地方創生の動きを好機として活かし、人口減少問題及び経済規模の縮小等へ積極的に対応するため、「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これに基づく取組みを推進していく。

(2) これまでの取組み

本市における地方創生の取組を推進するため、平成28年1月に「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、公表した。策定にあたっては、学識経験者、市内の公共的団体、金融機関の代表者等を委員とする「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」を開催し、答申を踏まえて策定した。

現在は、第四次川越市後期基本計画に同戦略の考え方を継承し、地方創生の取組みを包含する形で、関係機関と調整を図りながら取り組んでいる。

3 広域行政

近年、交通網の整備、情報化の進展などに伴い、住民の日常生活圏が拡大するとともに、社会経済状況の変化や地球環境問題への対応など、行政に対する住民ニーズは多様化・広域化してきた。

こうした中、住民ニーズに的確に対応し、行財政の効率的な運営を図るためには関係する市町村が連携・協力して広域的な行政を推進する必要がある。

(1) 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会

埼玉県川越都市圏まちづくり協議会は、生活都市圏が密着している3市3町（川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町）で構成され、構成市町が相互に補完し合い、ひとつの都市圏として発展すべく昭和62年9月、任意の協議会として設立された。平成28年4月、第3次埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画（レインボープラン）を策定し、現在次の事業を推進している。

- ① レインボー交流事業・婚活事業の実施
- ② 図書館などの公共施設の相互利用
- ③ 広報紙相互掲載
- ④ 災害時における相互応援協定
- ⑤ 観光PR及び広域観光キャンペーンの実施

4 地方分権

(1) 中核市制度の概要

中核市制度は、一定規模の行財政能力のある都市に対して都道府県の権限を移譲し、住民に身近な行政を実現するために平成6年に創設された制度で、令和4年4月1日時点では本市を含め62市が中核市に移行している。県内では、本市と川口市及び越谷市が中核市となっている。

中核市に移譲される事務は、民生行政、保健衛生行政、環境行政、都市計画行政等の多岐の分野にわたっているが、本市については約2,500項目の事務が埼玉県から移譲された。

また、中核市は地域保健法により保健所を設置することとなる。本市においても中核市移行と同時に地域保健対策の中核的機能を担うため、市立保健所を設置した。

埼玉県から本市に移譲された中核市関連の主な事務

区 分	事務項目数	主 な 事 務
民 生 行 政	337	社会福祉法人等の指導監査、身体障害者手帳の交付等
保 健 衛 生 行 政	355	飲食店の営業許可、結核患者への医療費負担等
環 境 行 政	119	ダイオキシン類の監視、振動・悪臭の規制等
都市計画・建設行政	432	屋外広告物の掲出の規制、開発審査会の設置等
産 業 ・ 経 済 行 政	43	計量器の定期検査等
文 教 行 政	11	県費負担教職員の研修等
そ の 他	11	激甚災害の財政援助に関する事務等
保健所政令市関係	1,146	診療所の開設許可、理容所、美容所の開設届の受理等
合 計	2,454	

(2) 地方分権改革の推進

平成11年第1次地方分権改革一括法が成立し、国と地方は「対等・協力」の関係となり、機関委任事務の廃止や国の関与に係る基本ルールなど、地方分権の理念・基礎が形成された。埼玉県においても、国の動きと同様に分権を推進するための「埼玉県分権推進計画」が同年に策定されている。

平成18年に地方分権改革推進法が成立し、地方に対する規制の緩和や事務・権限の移譲がさらに進められることとなった。さらに、平成26年からは、地方公共団体が抱える業務上の支障事例から、全国的な制度改正の提案を広く募る「提案募集方式」が導入されている。

これら地方分権の流れは、地域の事情や課題に精通した地方の「発意」と「多様性」を重視する方向性を示しており、本市では、より市民に近い行政を行うため国や県の分権制度の活用に加え、中核市として、中核市市長会を通じ国に対する提言活動など、地方分権に係る諸活動を行っている。

Ⅱ 社会資本マネジメント

1 実施の目的

市では、市民生活と経済活動を支える基盤である学校、公民館、道路、上下水道など、さまざまな社会資本を昭和40年代半ばから50年代半ばにかけて集中的に整備してきた。

このことは、人口急増に伴う市民サービスへの需要の高まりに対応したことが背景になっている。

社会資本のうち、学校や公民館などの公共施設については、その多くが今後の10年から30年の間に更新の時期を迎え、また、道路、上下水道などのインフラも老朽化が進んでいる。

今後、厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により社会資本の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、総合的かつ長期的な視点を持って、整備・更新、保全・長寿命化等を計画的に行うことにより社会資本の適正な配置を行い、需要の変化に対応した継続的な市民サービスの提供と社会資本に係る財政負担の軽減や平準化を図る。

2 これまでの取組み

本市が所有し、又は管理する公共施設の利用状況やコスト情報などを可視化し、市民の方々への情報公開を行うため、平成25年3月に「川越市公共施設マネジメント白書」を策定した。

平成26年度以降、総務省から策定の要請があった公共施設等総合管理計画の策定に向けた検討を行い、平成28年6月、老朽化が進行する公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などに計画的に対応するための方針である「川越市公共施設等総合管理計画」を策定した。

その後、「川越市公共施設等総合管理計画」で示した基本方針や施設類型別のマネジメント方針を踏まえた、施設ごとの具体的な取組みを示す「個別施設計画」の策定を進め、道路舗装、橋りょうに係る個別施設計画を平成31年3月に、公共施設に係る個別施設計画を令和2年10月に、排水機場、排水ポンプ場に係る個別施設計画を令和3年3月に策定した。

なお、国が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成30年2月）にて新たに示された、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等の項目に対応することを主な目的として「川越市公共施設等総合管理計画」を令和4年1月に改訂した。

Ⅲ 行政改革推進

本市では、地方分権や多様化する行政需要に的確に対応するため、事務事業の見直しや、組織機能の簡素合理化、民間活力の導入などにより、市民サービスの充実と行政コストの抑制に努めている。

1 行政改革

本市では、平成18年4月に「川越市集中改革プラン」及びその取組事項を示す「集中改革プラン実施プログラム」を策定し、民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与等の適正化等の具体的な取組みを実施してきた。

しかしながら、少子高齢化に伴う介護や医療等に係る社会保障費の増大、子育て支援や教育環境の整備等の行政需要への対応等により、経常的な支出の割合が非常に高い財政構造となるとともに不測の事態に備える財政調整基金の残高が低い水準となっている。

このような状況であっても将来にわたりさまざまな行政課題に対応し、安定的に行政サービスを提供し続けていけるよう令和3年10月に「川越市行財政改革推進計画」及び取組項目の進捗管理を図るため令和4年3月に「同アクションプラン」を策定し、令和7年度までを計画期間として、「経常収支比率95%以下」、「財政調整基金の年度末残高50億円以上」の目標を掲げ、事務事業の見直しや民間委託等の推進など20の項目に取り組んでいる。

2 組織管理

行政組織については、社会環境の変化に応じた簡素で効率的な組織を目指し、定期的に見直しを行っている。

主な組織改正は、過去10年間において、平成25年、平成28年に行っており、平成28年には、政策立案、政策調整機能の強化を図るとともに、重点的に取り組むべき課題に対応するため、政策財政部を総合政策部と財政部に分割し、機能別にそれぞれの部門の強化を図った。

今後も、これまでの効率的な行政組織確立に加え、地方分権の進展や市民のニーズに対応できる行政を確立するため、見直していく予定である。

市長部局における行政組織の変遷

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人 口	353,456	353,442	352,896
部 相 当	12	12	12
課 相 当	77	77	76

※ 人口は各年度とも4月1日現在

3 事務改善

これまで、「川越市事務改善提案規程」に基づく事務改善提案（事務の改善案の提案）を実施してきたが、平成27年度からは、「川越市職員業務改善運動実施要領」に基づく業務改善運動（職員が取り組んだ改善事例の報告）を実施し、職員の改善意識の向上を図るとともに、改善事例を庁内で共有することにより、事務能率の向上、市民サービスの向上等を図っている。

今後もこれらの事務改善への取組みを充実し、事務能率の向上を図り、市民サービスの向上に努めていく。

4 行政評価

本市の行政評価制度は、平成 15 年度に事務事業評価を導入し、平成 29 年度からは①成果を重視した事業の改善、②行政の透明性の向上、③職員の意識改革を目的とし、投資的事業を除く全ての事務事業を簡易的に評価し、見直しが必要な事業について詳細評価を行い、詳細評価を行った事業の中から一定基準を設けて対象事業を選定して外部評価を行っている。

令和 3 年度及び令和 4 年度は、令和 3 年 10 月に策定した「川越市行財政改革推進計画」の優先的な取組みとして、事務事業の見直しに重点を置いた取組みを集中的に行っている。

IV 行政デジタル化施策

1 行政デジタル化施策の概要

近年、オンラインサービスの充実等によって、あらゆる手続きがオンラインで完結する社会の仕組みが構築されようとしている。国は「自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」を策定し、行政が社会情勢の変化に取り残されないよう、各自治体に対し、計画に基づいて各種施策に取り組むよう求めている。

本市も、社会情勢や国の動向を踏まえ、本市行政のデジタル化をさらに推進するため、令和4年4月に「川越市行政デジタル化推進プラン」を策定し、デジタルを活用した業務改革を進めるとともに、情報セキュリティ対策や人材育成のさらなる充実を図っている。

2 行政デジタル化施策の経過

平成 8 年度	川越市公式ホームページを開設し、観光情報を中心とした情報提供開始
平成 10 年度	市政全般に関する情報提供開始
平成 13 年度	図書館蔵書検索・予約システム稼働
平成 14 年度	申請用紙ダウンロードサービス開始
平成 15 年度	例規集検索システム稼働 川越市情報セキュリティポリシー制定 防災気象情報提供開始 市議会議事録検索システム稼働
平成 16 年度	総合施設案内及び地図案内（小江戸川越マップ）サービス開始
平成 17 年度	電子申請システム稼働 「川越市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」制定
平成 18 年度	小江戸川越防犯のまちづくり情報等のメール配信サービス開始
平成 20 年度	公共施設予約システム稼働 川越市公式ホームページにバナー広告設置
平成 24 年度	ツイッター（防災情報）アカウント開設 ICT-BCP（ICT部門における業務継続計画）策定
平成 25 年度	ツイッター総合アカウント開設
平成 26 年度	川越市公式ホームページ全面リニューアル及びクラウド化 公共施設予約システムのクラウド化
平成 27 年度	「川越市情報化推進プラン（2016～2020）」策定
平成 28 年度	川越市CSIRT設置要綱制定
平成 29 年度	埼玉県自治体情報セキュリティクラウドへ接続
令和元年度	埼玉県市町村共同クラウドへ接続
令和 4 年度	「川越市行政デジタル化推進プラン（2022～2025）」策定

3 「川越市行政デジタル化推進プラン（2022～2025）」の取組み

「川越市行政デジタル化推進プラン（2022～2025）」は、「第四次川越市総合計画後期基本計画」の「第8章 No. 50 情報化施策の推進」の目的である「ICTを活用し、市民の利便性の向上や効率的な行財政運営を行うこと。」の実現に向けて、本市行政のデジタル化の推進を目的として令和4年4月に策定し、以下の施策に取り組んでいる。

（1） 行政サービスのデジタル化

- ① 行政手続きのオンライン化の推進
- ② 窓口のデジタル化の推進
- ③ WEB会議の利活用
- ④ SNSの利活用

（2） 庁内事務のデジタル化

- ① AI・RPA等のデジタル技術の利活用
- ② テレワークの推進
- ③ ペーパーレス化の推進
- ④ 国の施策に基づく取組の実施

（3） データの利活用

- ① オープンデータの推進
- ② データ利活用環境の整備及びEBPMの推進

（4） 経営資源の整備及び配慮すべき事項

- ① デジタル人材の育成・確保
- ② デジタルデバイドに配慮した取組の推進
- ③ ICT-BCPの着実な実施
- ④ 情報セキュリティ対策の徹底
- ⑤ 適正なシステム運用の推進

V 電 算 事 務

1 電算事務

本市は、昭和44年4月に汎用電子計算機を導入し、税関係処理、水道料金・下水道使用料計算、給与計算等広範な事務の電算化を行った。また、住民情報のオンライン化を皮切りに、各種オンラインシステムの開発も積極的に進められ、汎用電子計算機を利用した業務システムが飛躍的に拡大した。

平成26年には、汎用電子計算機と連動する各種業務システムのサーバ機器を仮想化技術で集約・統合する統合基盤システムを導入し、サーバ環境の最適化並びにシステム運用・保守の統一性を図り、情報保全の確実性を高めながら運用をおこなってきた。

このように長きにわたって運用してきた汎用電子計算機であるが、令和2年1月に、基幹業務の根幹である「住民記録」「税」「国民健康保険」業務を、クラウドを利用したパッケージシステムに移行した。今後は、システムの安定的な運用や情報セキュリティの向上などを目的として、パッケージシステムの利用およびクラウド化を推進していき、汎用電子計算機は令和4年度を目途に廃止する。

制度面においては、平成28年からマイナンバー制度の運用が開始された。今後マイナンバー制度は、社会保障、税制度等の行政手続きだけにとどまらず、マイナポイント付与に代表されるような市民サービスのために一層拡充されていくことが想定される。

2 住民記録・税・国民健康保険システムのクラウド化

昨今の法改正へのプログラム改修への対応などのシステム維持管理事務の負担の軽減等を目的として、汎用電子計算機からパッケージシステムへ移行した。また、情報セキュリティの向上やシステム保守管理経費等の削減のため庁舎外のデータセンターを利用し、クラウド化を行った。

なお、汎用電子計算機で稼働している福祉・医療系のシステムについても令和5年1月にクラウド化する。

(主な利用業務)

- ・住民記録業務
- ・国民年金業務
- ・住民税（個人・法人）業務
- ・軽自動車税業務
- ・印鑑登録業務
- ・国民健康保険業務
- ・事業所税業務
- ・税収納業務

VI 統 計 事 務

1 統計事務の概要

本市では、法定受託事務として、各種基幹統計調査を実施するとともに、統計調査員の確保及び資質向上を図るため、「川越市統計調査員希望者確保対策要綱」を定め、調査を円滑に実施するための体制づくりに努めている。

また、各種統計資料を収集し、行政関連業務統計・各種基幹統計調査結果を中心に編集した「統計かわごえ」と、年齢別・町字別の「人口統計」を作成し、本市の基礎的な行政資料にするとともに一般利用者にもホームページ・冊子等で公開している。

基幹統計調査

国・県の委託を受け実施する統計調査は以下のとおりである。(○印は令和4年度実施)

統 計 調 査 名	実 施 者	調 査 周 期
国 勢 調 査	総 務 省	5 年 毎
経 済 セ ン サ ス	総 務 省 ・ 経 済 産 業 省	5 年 毎
○ 学 校 基 本 調 査	文 部 科 学 省	毎 年
住 宅 ・ 土 地 統 計 調 査	総 務 省	5 年 毎
○ 住 宅 ・ 土 地 統 計 調 査 単 位 区 設 定	総 務 省	5 年 毎
○ 就 業 構 造 基 本 調 査	総 務 省	5 年 毎
全 国 家 計 構 造 調 査	総 務 省	5 年 毎
農 林 業 セ ン サ ス	農 林 水 産 省	5 年 毎

総 務 部

I 情報公開と個人情報保護

1 情報公開

市民の請求を受け、市が持っている情報（公文書）を公開する制度である。これにより、市の諸活動について説明する責務が全うされるようにするとともに、市民参加を実りあるものとし、市政の公正な執行と、市民の信頼の確保に努め、よりいっそう開かれた市政を進めていくことを目指している。

請求・申出の処理件数

		受付件数	全部公開	部分公開	非公開	取 下 げ
令和元年度	請求	149	60	43	34	12
	申出	80	29	42	3	6
	合計	229	89	85	37	18
令和2年度	請求	109	54	22	25	8
	申出	54	19	20	2	13
	合計	163	73	42	27	21
令和3年度	請求	94	59	14	11	10
	申出	106	69	19	3	15
	合計	200	128	33	14	25

〔請求：平成9年4月1日以後に市が作成又は取得した公文書の公開を請求権者が求めること。〕
〔申出：請求以外の場合〕

2 個人情報保護

市が取り扱う個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるとともに、市民の請求を受け、市が持っている自己に関する個人情報の開示、訂正等を行う制度である。これにより、個人の権利利益を保護し、公正で信頼される市政を進めていくことを目指している。

開示・訂正等請求の処理件数

	受付件数	全部開示・訂正等	部分開示・訂正等	不開示・訂正等不可	取 下 げ
令和元年度	237	46	28	161	2
令和2年度	398	45	37	313	3
令和3年度	448	73	52	321	2

Ⅱ 市 職 員

1 特 別 職

(1) 歴代三役

① 市 長

(令和4年4月1日現在)

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	綾 部 利右エ門	大正 11. 12. 1	大正 12. 2.	16	加 藤 瀧 二	昭和 40. 9. 19	昭和 44. 9. 18
2	武 田 熊 蔵	" 12. 8. 1	昭和 2. 7. 31	17	"	" 44. 9. 19	" 48. 9. 18
3	寺 尾 規矩郎	昭和 2. 9. 22	" 6. 9. 21	18	"	" 48. 9. 19	" 52. 9. 18
4	林 寿 夫	" 6. 10. 13	" 7. 1. 15	19	"	" 52. 9. 19	" 56. 1. 7
5	早 川 金十郎	" 7. 3. 1	" 10. 8. 13	20	川 合 喜 一	" 56. 2. 8	" 60. 2. 7
6	橋 本 定五郎	" 10. 8. 17	" 14. 8. 16	21	"	" 60. 2. 8	平成 元. 2. 7
7	伊 達 徳次郎	" 14. 8. 24	" 18. 8. 23	22	"	平成 元. 2. 8	平成 5. 2. 7
8	渋 谷 塊 一	" 18. 9. 14	" 20. 3. 16	23	舟 橋 功 一	" 5. 2. 8	" 9. 2. 7
9	河 合 正 臣	" 20. 4. 21	" 21. 8. 16	24	"	" 9. 2. 8	" 13. 2. 7
10	伊 藤 泰 吉	" 21. 10. 7	" 22. 3. 22	25	"	" 13. 2. 8	" 17. 2. 7
11	"	" 22. 4. 5	" 26. 4. 4	26	"	" 17. 2. 8	" 21. 2. 7
12	"	" 26. 5. 5	" 30. 5. 4	27	川 合 善 明	" 21. 2. 8	" 25. 2. 7
13	"	" 30. 5. 5	" 34. 5. 4	28	"	" 25. 2. 8	" 29. 2. 7
14	"	" 34. 5. 5	" 38. 5. 4	29	"	" 29. 2. 8	令和 3. 2. 7
15	"	" 38. 5. 5	" 40. 7. 31	30	"	令和 3. 2. 8	

② 助 役 ・ 副 市 長 (平成19年4月1日から)

(令和4年4月1日現在)

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	早 川 金十郎	大正 11. 12. 1	大正 12. 8. 12	20	川 合 喜 一	昭和 52. 12. 26	昭和 56. 1. 29
2	"	" 12. 10. 13	昭和 2. 10. 12	21	石 川 計 一	" 56. 3. 28	" 60. 3. 27
3	"	昭和 2. 10. 24	" 6. 10. 23	22	"	" 60. 3. 28	平成 元. 3. 27
4	東 山 栄三郎	" 6. 11. 18	" 10. 10. 9	23	村 上 貞 夫	" 63. 7. 5	" 4. 7. 4
5	伊 達 徳次郎	" 10. 11. 22	" 14. 8. 24	24	石 川 計 一	平成 元. 3. 29	" 2. 10. 4
6	奥 平 巧	" 14. 10. 18	" 18. 10. 17	25	藤 田 信 明	" 2. 12. 26	" 6. 12. 25
7	"	" 18. 10. 18	" 20. 5. 3	26	村 上 貞 夫	" 4. 7. 5	" 8. 7. 4
8	西 朴	" 20. 5. 4	" 21. 7. 5	27	藤 田 信 明	" 6. 12. 26	" 10. 12. 25
9	畑 尾 源太郎	" 21. 8. 8	" 22. 1. 4	28	初 野 敬 彦	" 10. 12. 24	" 14. 10. 29
10	恩 田 得 也	" 22. 6. 27	" 23. 2. 25	29	藤 田 信 明	" 10. 12. 26	" 13. 2. 7
11	岸 藤三郎	" 23. 2. 26	" 27. 2. 25	30	細 田 照 文	" 15. 3. 24	" 19. 3. 23
12	荒 井 益 美	" 28. 6. 1	" 32. 5. 31	31	井 上 晶 子	" 15. 4. 1	" 18. 3. 31
13	新 井 正 義	" 34. 7. 6	" 38. 7. 5	32	細 田 照 文	" 19. 3. 24	" 20. 11. 14
14	"	" 38. 7. 6	" 42. 7. 5	33	大 野 英 夫	" 21. 4. 1	" 24. 3. 31
15	都 築 肇	" 41. 7. 1	" 45. 6. 30	34	石 川 稔	" 21. 4. 1	" 23. 3. 31
16	"	" 45. 7. 1	" 48. 5. 2	35	宍 戸 信 敏	" 23. 4. 1	" 25. 3. 31
17	渋 谷 庄 次	" 48. 5. 14	" 52. 5. 13	36	風 間 清 司	" 24. 7. 1	" 28. 3. 31
18	川 合 喜 一	" 48. 12. 26	" 52. 12. 25	37	奥 山 秀	" 25. 4. 1	" 27. 3. 31
19	渋 谷 庄 次	" 52. 5. 14	" 56. 1. 5	38	栗 原 薫	" 28. 4. 1	令和 2. 3. 31

代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
39	板東博之	平成 28. 4. 1	平成 30. 3. 31	41	栗原 薫	令和 2. 4. 1	
40	宍戸信敏	" 30. 4. 10	令和 4. 4. 9	42	宮本一彦	" 4. 4. 10	

③ 収入役

(平成 20 年 12 月 31 日まで在任)

代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	林 之 定	大正 11. 12. 1	大正 12. 10. 13	13	但 木 敬 吾	昭和 39. 10. 1	昭和 43. 9. 30
2	豊 田 熊次郎	" 12. 10. 13	昭和 2. 10. 12	14	"	" 43. 10. 1	" 47. 9. 30
3	"	昭和 2. 10. 24	" 6. 10. 23	15	"	" 47. 10. 1	" 48. 7. 23
4	奥 平 巧	" 6. 11. 5	" 10. 11. 4	16	須ヶ間 太 平	" 48. 11. 2	" 52. 11. 1
5	"	" 10. 11. 22	" 14. 10. 18	17	"	" 52. 11. 2	" 54. 12. 14
6	佐々木 彦 吉	" 14. 11. 6	" 18. 11. 5	18	松 本 博 吉	" 56. 3. 28	" 60. 3. 27
7	"	" 18. 11. 11	" 20. 5. 3	19	"	" 60. 3. 28	平成 元. 3. 27
8	畑 尾 源太郎	" 20. 5. 10	" 21. 8. 8	20	"	平成 元. 3. 29	" 5. 3. 28
9	小 峰 伊三郎	" 21. 10. 24	" 25. 10. 23	21	"	" 5. 3. 29	" 9. 3. 28
10	新 井 長 治	" 26. 10. 8	" 30. 10. 7	22	福 島 忠 雄	" 9. 3. 29	" 13. 3. 28
11	但 木 敬 吾	" 31. 9. 27	" 35. 9. 26	23	坂 口 一 雄	" 13. 6. 27	" 17. 6. 26
12	"	" 35. 10. 1	" 39. 9. 30	24	井 上 勇	" 17. 9. 29	" 20. 12. 31

(2) 報酬・給料

① 常勤の特別職等の給料

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

職 名	支給区分	給料額 (円)
市 長	月額	1,073,000
副市長	月額	896,000
常勤の監査委員	月額	563,000
上下水道事業管理者	月額	540,000
教育長	月額	801,000

② 非常勤の特別職の報酬

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

種 類	支給区分	報酬額 (円)
教育委員会	委員	月額 79,800
選挙管理委員会	委員長	月額 44,700
	委員	月額 34,400
公平委員会	委員長	年額 81,900
	委員	年額 66,800
監査委員	代表監査委員	月額 103,700
	識見を有する者のうちから選任された委員	月額 94,600
	市議会議員のうちから選任された委員	月額 46,700

種 類		支給区分	報酬額 (円)	
執行機関	農業委員会	会長	77,200	
		会長代理	51,900	
		委員	42,800	
	固定資産評価審査委員会	委員長	9,000	
		委員	8,000	
投票所の投票管理者		日額	12,800	
期日前投票所の投票管理者		日額	11,300	
開票管理者		一回	10,800	
選挙長		一回	10,800	
投票所の投票立会人		日額	10,900	
期日前投票所の投票立会人		日額	9,600	
開票立会人		一回	8,900	
選挙立会人		一回	8,900	
農地利用最適化推進委員		月額	42,800	
附属機関	いじめ問題再調査委員会	委員長	日額 15,000	
		副委員長	日額 13,000	
		委員	日額 12,000	
	介護給付費等支給審査会の委員		日額	16,000
	介護認定審査会の委員		日額	16,000
	開発審査会	会長	日額	15,000
		委員	日額	12,000
	感染症診査協議会の委員		日額	16,000
	行政不服審査会	会長	日額	15,000
		副会長	日額	13,000
		委員	日額	12,000
	建築審査会	会長	日額	15,000
		委員	日額	12,000
	建築紛争調停委員会	会長	日額	15,000
		委員	日額	12,000
	公務災害補償等審査会	会長	日額	15,000
		委員	日額	12,000
個人情報保護審査会	会長	日額	15,000	
	副会長	日額	13,000	

種 類		支給区分	報酬額 (円)
個人情報保護審査会	委員	日額	12,000
災害弔慰金等審査委員会の委員		日額	16,000
社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会の委員及び臨時委員		日額	16,000
小児慢性特定疾病審査会の委員		日額	16,000
情報公開審査会	会長	日額	15,000
	副会長	日額	13,000
	委員	日額	12,000
特定教育・保育施設等重大事故検証委員会	委員長	日額	15,000
	副委員長	日額	13,000
	委員	日額	12,000
廃棄物処理施設設置等調整委員会	会長	日額	15,000
	委員	日額	12,000
廃棄物処理施設専門委員会	委員長	日額	15,000
	委員	日額	12,000
予防接種健康被害調査委員会の委員		日額	16,000
いじめ問題対策委員会	委員長	日額	8,000
	副委員長	日額	7,100
	委員	日額	6,900
医療問題協議会	会長	日額	8,000
	副会長	日額	7,100
	委員及び専門委員	日額	6,900
公の施設指定管理者選定委員会	委員長	日額	8,000
	副委員長	日額	7,100
	委員	日額	6,900
介護保険事業計画等審議会	会長	日額	8,000
	副会長	日額	7,100
	委員	日額	6,900
学校給食センター運営委員会	会長	日額	8,000
	副会長	日額	7,100
	委員	日額	6,900
学校運営協議会	会長	日額	教育委員会が定める額
	副会長	日額	教育委員会が定める額

	種 類	支給区分	報酬額 (円)	
附属機関	学校運営協議会	委員	教育委員会が定める額	
	学校評議員		3,000	
	川越高等学校教育審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	川越氷川祭の山車行事山車等 修理検討委員会	委員長	日額	8,000
		副委員長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	河越館跡整備検討委員会	委員長	日額	8,000
		副委員長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	環境審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	観光振興計画審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	教育振興基本計画審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	協働事業審査委員会	委員長	日額	8,000
		副委員長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	健康づくり推進協議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	公共調達審議会	会長	日額	8,000
委員		日額	6,900	
交通政策審議会	会長	日額	8,000	
	副会長	日額	7,100	
	委員	日額	6,900	
公民館運営審議会	会長	日額	8,000	
	副会長	日額	7,100	
	委員	日額	6,900	
公務災害補償等認定委員会	委員長	日額	8,000	

	種 類	支給区分	報酬額 (円)
附属機関	公務災害補償等認定委員会	委員	日額 6,900
	国際化基本計画審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
	国際化基本計画審議会	委員	日額 6,900
	国民健康保険運営協議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	国民保護協議会	委員	日額 6,900
	個人情報保護審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	小堤集会所運営委員会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	産業振興審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	山王塚古墳調査検討委員会	委員長	日額 8,000
		副委員長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	児童館運営委員会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	し尿処理審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	社会福祉審議会	委員長	日額 8,000
		副委員長	日額 7,100
		委員及び臨時委員	日額 6,900
	就学支援委員会	委員長	日額 8,000
副委員長		日額 7,100	
委員		日額 6,900	
生涯学習基本計画審議会	会長	日額 8,000	
	副会長	日額 7,100	
	委員	日額 6,900	

	種 類	支給区分	報酬額 (円)	
附属機関	障害者施策審議会	会長	日額 8,000	
		副会長	日額 7,100	
		委員	日額 6,900	
	上下水道局営業業務委託事業者選定委員会	委員長及び委員	日額	上下水道事業管理者が定める額
	上下水道事業経営審議会	会長、副会長及び委員	日額	上下水道事業管理者が定める額
	少年指導センター運営委員会	会長	日額 8,000	
		副会長	日額 7,100	
		委員	日額 6,900	
	スポーツ推進審議会	会長	日額 8,000	
		副会長	日額 7,100	
		委員	日額 6,900	
	青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会	会長	日額 8,000	
		委員	日額 6,900	
	総合計画審議会	会長	日額 8,000	
		副会長	日額 7,100	
		委員	日額 6,900	
	総合福祉センター運営協議会	会長	日額 8,000	
		副会長	日額 7,100	
		委員	日額 6,900	
	退職手当審査会	会長	日額 8,000	
		委員	日額 6,900	
	男女共同参画審議会	会長	日額 8,000	
		副会長	日額 7,100	
委員		日額 6,900		
地域包括支援センター等運営協議会	会長	日額 8,000		
	副会長	日額 7,100		
	委員	日額 6,900		
伝統的建造物群保存地区保存審議会	会長	日額 8,000		
	副会長	日額 7,100		
	委員	日額 6,900		
同和対策審議会	会長	日額 8,000		
	副会長	日額 7,100		
	委員	日額 6,900		
特別職報酬等審議会	会長	日額	8,000	

	種 類	支給区分	報酬額 (円)
附属機関	特別職報酬等審議会	委員	日額 6,900
	都市計画審議会	会長	日額 8,000
		委員、臨時委員及び専門委員	日額 6,900
	都市景観審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員及び専門委員	日額 6,900
	都市再生整備計画審議会	会長	日額 8,000
		委員	日額 6,900
	図書館協議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	土地区画整理審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	入札監視委員会	委員長	日額 8,000
		委員	日額 6,900
	農業集落排水施設使用料等審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	農業振興審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	廃棄物減量等推進審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	博物館協議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
委員		日額 6,900	
初雁公園基本計画審議会	会長	日額 8,000	
	副会長	日額 7,100	
	委員	日額 6,900	
美術館協議会	会長	日額 8,000	
	副会長	日額 7,100	
	委員	日額 6,900	
美術館美術品等選考評価委員会	委員長	日額 8,000	

種 類		支給区分	報酬額 (円)
附属機関	美術館美術品等選考評価委員会	副委員長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	人・農地プラン検討委員会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	文化芸術振興計画審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	文化財保護審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	保育所入所選考審査会	会長	日額 8,000
		委員	日額 6,900
	防災会議	委員及び専門委員	日額 6,900
	放置自転車対策審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員及び臨時委員	日額 6,900
	ホテル等建築審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員及び臨時委員	日額 6,900
民生委員推薦会	委員長	日額 8,000	
	委員	日額 6,900	
幼児教育振興審議会	会長	日額 8,000	
	副会長	日額 7,100	
	委員	日額 6,900	
歴史的風致維持向上協議会	会長	日額 8,000	
	副会長	日額 7,100	
	委員及び専門委員	日額 6,900	
老人ホーム入所判定委員会	委員長	日額 8,000	
	委員	日額 6,900	
学校医		年額	306,000 以内
		日額	33,000 (就学時の健康診断に従事し 場合に限る。)
学校歯科医		年額	306,000 以内

種 類	支給区分	報酬額 (円)
学校歯科医	日額	33,000 (就学時の健康診断に従事した場合に限る。)
学校薬剤師	年額	173,700
産業医	月額	100,000
児童発達支援センター嘱託医	日額	36,000
社会教育委員	議長	年額 61,900
	副議長	年額 59,100
	委員	年額 57,100
スポーツ推進委員	年額	22,600
生活保護嘱託医	月額	81,300 以内
保育園嘱託医	日額	43,500
その他の非常勤の特別職	日額 34,200 円を超えない範囲内において、規則で定める額	

2 一 般 職

(1) 職 員 数

① 定数と現員

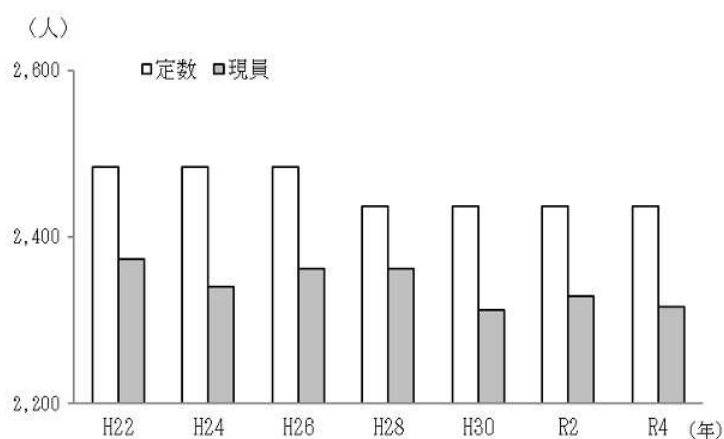
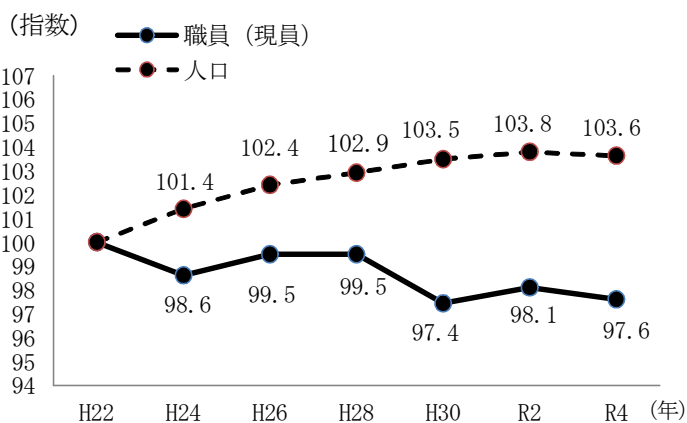
(令和4年4月1日現在)

事務部局	条例定数 (人)	現 員 (人)					性 別 (人)	
		事務職員	技術職員	技能労務職員	教育職員	計	男	女
市 長	1,787	1,270	292	189	0	1,751	1,032	719
市 議 会	15	13	0	0	0	13	9	4
上下水道	156	50	64	20	0	134	112	22
教 委	447	230	10	108	44	392	235	157
選 管	9	6	0	0	0	6	5	1
監 査	9	7	1	0	0	8	6	2
農 委	12	12	0	0	0	12	9	3
公 平	2	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2,437	1,588	367	317	44	2,316	1,408	908

※ 条例定数には、再任用短時間勤務職員を含まず、現員には含む(②において同じ)。

② 職員数の推移 (基準日 各年4月1日)

		平成30年	令和2年	令和4年
市長	定数	1,787	1,787	1,787
	現員	1,745	1,763	1,751
市議会	定数	15	15	15
	現員	13	13	13
上下水道	定数	156	156	156
	現員	139	138	134
教委	定数	447	447	447
	現員	390	388	392
選管	定数	9	9	9
	現員	5	6	6
監査	定数	9	9	9
	現員	8	8	8
農委	定数	12	12	12
	現員	12	12	12
公平	定数	2	2	2
	現員	0	0	0
合計	定数	2,437	2,437	2,437
	現員	2,312	2,328	2,316
一般行政職員数		1,270	1,308	1,336
職員1人あたりの市民数		152	152	152
一般行政職員1人あたりの市民数		277	270	264
市民数		352,418	353,456	352,896



(2) 給与

① 行政職給料表級別基準職務表 (令和4年4月1日現在)

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	主任の職務
4 級	主査の職務
5 級	副主幹の職務
6 級	副課長又は主幹の職務
7 級	課長又は副参事の職務
8 級	副部長又は参事の職務
9 級	部長又は理事の職務

② 平均給料

(令和4年4月1日現在)

		職員数(人)	平均給(円)	男性職員		女性職員	
				職員数(人)	平均給(円)	職員数(人)	平均給(円)
行 政 職	1 級	157	201,401	59	199,063	98	203,001
	2 級	243	220,598	107	221,721	136	219,714
	3 級	304	256,827	167	257,109	137	256,482
	4 級	552	343,849	307	341,305	245	347,037
	5 級	223	363,476	164	361,577	59	368,753
	6 級	190	397,181	123	395,417	67	400,418
	7 級	70	434,006	55	434,302	15	432,920
	8 級	49	462,500	47	462,321	2	466,700
	9 級	19	502,421	17	503,818	2	490,550
計		1,807	316,665	1,046	330,117	761	298,175
医療職(一)		3	560,833	2	570,700	1	541,100
医療職(二)		50	323,724	12	344,100	38	317,289
技能労務職		296	329,046	209	336,137	87	312,010
企業職(一)		116	328,924	92	335,424	24	304,008
企業職(二)		19	355,300	19	355,300	0	—
教育職		44	364,650	30	362,663	14	368,907
合計		2,335	320,527	1,410	332,847	925	301,746

※ 他の団体から給料を支給されている職員及び再任用短時間勤務職員を除く。

③ 期末勤勉手当

(令和4年4月1日現在)

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6 月	1.20 月	0.950 月	2.150 月
12 月	1.20 月	0.950 月	2.150 月
計	2.40 月	1.90 月	4.30 月

④ 管理職手当

(令和4年4月1日現在)

職 名	手 当 月 額
部長、局長、秘書広報監、危機管理監、保健所長、会計管理者、議会事務局長	75,000 円
副部長、参事、副局長、副危機管理監、法務統括監、保健所副所長、議会事務局副事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長	61,000 円
課長、室長、防災危機管理室長、場長、副参事、法務監、市民センターの所長、児童発達支援センター所長、新河岸駅周辺地区整備事務所長、美術館長、選挙管理委員会事務局副事務局長、監査委員事務局副事務局長、農業委員会事務局副事務局長、事務長、中央図書館長、上下水道管理センター所長	55,000 円
副課長、副室長(課内室の副室長を除く。)、主幹、統括幹、調整幹、所長、館長、園長、副所長、副場長、美術館副館長、歯科医師、中央公民館副館長、中央図書館副館長	45,000 円

(3) 職員研修

① 研修体系

(令和4年度)

研修分類	研修名	
(1) 自主研修	1 自主研究グループ活動支援 2 通信教育講座 3 eラーニング	
(2) 職場研修	1 個別指導、集団指導、職場会議 2 新規採用職員OJT	
(3) 職場外研修	① 基本研修 (階層別研修)	1 新規採用職員研修(前期、後期、フォローアップ) 2 一般職員研修Ⅰ(一般課程) 3 一般職員研修Ⅰ(行政法課程) 4 一般職員研修Ⅱ 5 一般職員研修Ⅲ 6 管理監督者研修Ⅰ 7 管理監督者研修Ⅱ 8 管理監督者研修Ⅲ 9 技能労務職員研修Ⅰ 10 技能労務職員研修Ⅱ
	② 専門研修	1 政策形成能力向上研修(令和4年度は実施しない) 2 マネジメント能力向上研修 3 コミュニケーション能力向上研修 4 業務遂行能力向上研修
	③ 特別研修	1 トップセミナー(令和4年度は実施しない) 2 育休復帰支援セミナー 3 女性リーダーミーティング 4 仕事と家庭の両立支援講座 5 ハラスメント研修 6 コンプライアンス研修 7 再任用職員研修 8 手話研修(令和4年度は実施しない) 9 交通安全研修 10 労働安全衛生研修(令和4年度は実施しない) 11 昇任者社会資本マネジメント研修 12 昇任者人権問題研修 13 昇任者環境問題研修 14 危機管理研修 15 地方分権改革研修 16 人権問題研修 17 協働研修 18 男女共同参画職員研修 19 普通救命講習 20 環境マネジメント研修
	④ 技術研修	1 技術職員研修 2 保健師現任教育研修

研修分類		研修名
	⑤ 派遣研修	<p>【派遣予定研修機関】</p> <p>1 国土交通大学校</p> <p>2 市町村職員中央研修所</p> <p>3 全国建設研修センター</p> <p>4 自治人材開発センター</p> <p>5 総務省統計研究研修所</p> <p>6 実務研修派遣（他団体）</p> <p>7 日本経営協会</p> <p>8 その他研修機関</p>

② 研修対象及び内容

(令和4年度)

研 修 名	対 象	内 容	日 数
自主研究グループ活動支援	全 職 員	自己啓発学習に対する支援	随 時
通信教育講座	全 職 員	自己啓発学習に対する支援	随 時
eラーニング	全 職 員	自己啓発学習に対する支援	随 時
新規採用職員研修 (前期、後期、フォローアップ)	新規採用職員	市職員としての基礎的知識の習得、福祉施設体験	9日
一般職員研修Ⅰ(一般課程)	主事相当職昇任者	職務遂行能力の向上と自己啓発意欲の向上	3日
一般職員研修Ⅰ(行政法課程)	主事相当職昇任者	専門的行政知識の習得	2日
一般職員研修Ⅱ	主任相当職昇任者	組織における役割の認識及び業務意欲の向上	4日
一般職員研修Ⅲ	主査相当職昇任者	職場のリーダーとしての役割、立場の認識	3日
管理監督者研修Ⅰ	副主幹相当職昇任者	監督者としての心構えの習得及び指揮・監督能力の向上	4日
管理監督者研修Ⅱ	副課長相当職昇任者	経営管理(マネジメント)に関する基礎知識の習得	4日
管理監督者研修Ⅲ	課長相当職昇任者	行政経営能力の習得、上級管理者としての意識向上	2日
技能労務職員研修Ⅰ	技能労務職員	公務員倫理、労働安全衛生、ハラスメント	1日
技能労務職員研修Ⅱ	上席の技能労務職員	公務員としての自覚、立場と役割、職場コミュニケーション	1日
(マネジメント能力向上研修)			
OJT受入担当者研修	新規採用職員(行政職)受入担当者	新規採用職員の育成指導にあたり必要なスキルの習得	1日
課長級実務能力向上研修 (コミュニケーション能力向上研修)	課長相当職	地方自治法に関する理解、知識等の習得	1日
説明力向上研修	全 職 員	相手の理解・納得性を高めるスキルの習得、コミュニケーション能力の向上	1日
(業務遂行能力向上研修)			
法制執務研修	副主幹相当職以下の者等	法制執務に関する専門的知識の習得	2日
育休復帰支援セミナー	関係職員	育休休業の取得及び職場復帰に向けての不安等の解消及び必要な情報提供	1日
女性リーダーミーティング	副主幹相当職から副課長相当職までの女性職員	女性活躍推進法の理解及び女性リーダーの意見交換	2日
仕事と家庭の両立支援講座	所 属 長	職員の仕事と家庭の両立を支援するための所属長としての心がけや意識の醸成	1日
ハラスメント研修	副主幹相当職昇任者	ハラスメントについての正しい理解と適切に対応するための知識や考え方の習得	1日
コンプライアンス研修	副課長相当職	コンプライアンスの必要性、リスク管理体制の重要性に関する知識の習得	1日
再任用職員研修	再任用職員	組織における役割の認識及び能力発揮のための意識改革	1日
交通安全研修	関係職員	安全運転に必要な意識及び技術の向上	1日
昇任者社会資本マネジメント研修	関係職員	社会資本マネジメントに対する知識及び意識の習得	1日
昇任者人権問題研修	関係職員	人権問題への正しい理解と認識を深め人権意識を向上	1日
昇任者環境問題研修	関係職員	環境問題を正しく理解し環境負荷軽減の知識を習得	1日
危機管理研修	課長相当職以上の者	危機管理に関する職員の意識の高揚と能力の向上を図る	1日
地方分権改革研修	関係職員	地方分権に取り組むための基本的な考えを学ぶ	1日
人権問題研修	全 職 員	人権問題に関する講演会	1日
協働研修	全 職 員	市民と行政の協働によるまちづくり推進のための考え方の習得	1日
男女共同参画職員研修	関係職員	男女共同参画に対する理解を深める講演会	1日

研 修 名	対 象	内 容	日 数
普 通 救 命 講 習	全 職 員	救命に必要な心肺蘇生法やAEDの操作等の習得	1 日
環 境 マ ネ ジ メ ン ト 研 修	全 職 員	環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築 法を学ぶ	1 日
技 術 職 員 研 修	技 術 職 員	技術職員の技能向上及び専門知識の習得	随時
保 健 師 現 任 教 育 研 修	保 健 師	保健師の資質向上	随時
国 土 交 通 大 学 校 主 催 研 修	関 係 職 員	技術部門の職員を対象に高度な専門知識の習得	3～12 日
市 町 村 職 員 中 央 研 修 所 主 催 研 修	関 係 職 員	高度な専門知識の習得	3～11 日
全 国 建 設 研 修 セ ン タ ー 主 催 研 修	関 係 職 員	技術部門の職員を対象に高度な専門知識の習得	2～11 日
自 治 人 材 開 発 セ ン タ ー 主 催 研 修	関 係 職 員	講師養成研修、選択研修、特別研修等	1～4 日
総 務 省 統 計 研 究 研 修 所 主 催 研 修	関 係 職 員	統計に関する専門知識の習得	2～5 日
実 務 研 修 派 遣 (他 団 体)	関 係 職 員	国・県へ派遣し、他団体の実務を習得	1～2 年
日 本 経 営 協 会	関 係 職 員	高度な専門知識の習得	1～3 日
そ の 他 専 門 教 育 機 関 主 催 の 研 修	関 係 職 員	高度な専門知識の習得	随時

※ 令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部研修の実施を見送りとした。また、一部科目についてオンライン研修を実施。

(4) 職員の健康管理

職員の心身の健康を確保するため、各種健康診断等及び各種相談事業を行っている。

健康診断等（主なもの）

事 業 名	対 象	内 容
定 期 健 康 診 断	全 職 員	労働安全衛生法等に基づく健康診断
特 別 健 康 診 断	特 定 業 務 従 事 者	労働安全衛生法等に基づく健康診断
採 用 時 健 康 診 断	新 規 採 用 職 員	労働安全衛生法等に基づく健康診断
ス ト レ ス チ ェ ッ ク	全 職 員	労働安全衛生法等に基づく検査

健康相談

事 業 名	対 象	内 容
メ ン タ ル ヘ ル ス 相 談	全 職 員	臨床心理士によるメンタルヘルス相談
産 業 医 に よ る 健 康 相 談	全 職 員	産業医による心身の健康相談
保 健 師 に よ る 健 康 相 談	全 職 員	保健師による心身の健康相談
ハ ラ ス メ ン ト の 相 談	全 職 員	相談員等による各種ハラスメントの相談

Ⅲ 契 約 事 務

市が発注する建設工事や工事業務委託、物品等を購入する際の入札など契約に関する業務を行っている。適正な契約事務を執行するため、競争入札参加資格審査を行い、入札、契約等を各課からの依頼に基づき行っており、契約方法は、競争入札による契約と随意契約を採用している。

1 競争入札参加資格登録業者数

業 種	平成 29 年度～30 年度			令和元年度～2 年度			令和 3 年度～4 年度		
	市内業者	市外業者	計	市内業者	市外業者	計	市内業者	市外業者	計
建 設 工 事	239	1,472	1,711	236	1,468	1,704	247	1,589	1,836
設計・調査・測量	68	1,054	1,122	72	1,026	1,098	77	1,123	1,200
土木施設維持管理	96	294	390	96	287	383	103	310	413
維持管理業務	278	1,294	1,572	276	1,317	1,593	262	1,406	1,668
建 設 資 材	19	53	72	20	58	78	20	52	72
物 品	263	818	1,081	264	809	1,073	261	884	1,145
合 計	963	4,985	5,948	964	4,965	5,929	970	5,364	6,334

2 建設工事、工事業務委託

建設工事・工事業務委託契約の推移

区 分		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
建 設 工 事	土 木 工 事	46	868,860	36	850,001	33	507,446
	建 築 工 事	35	2,150,873	23	706,913	16	1,067,121
	電 気 工 事	15	391,908	8	203,733	12	146,445
	舗 装 工 事	18	278,035	10	207,007	7	109,188
	そ の 他 工 事	60	3,149,738	58	2,356,127	39	874,267
	小 計	174	6,839,417	135	4,323,782	107	2,704,468
工 事 業 務 委 託		75	264,369	63	192,549	45	161,234
合 計		249	7,103,786	198	4,516,332	152	2,865,702

※ 千円未満は切り捨てとしたため、合計が一致しない場合がある。

3 電子入札制度

入札の透明性を確保及び事務の効率化を図るため、インターネットを利用した電子入札を推進している。なお、この電子入札は、埼玉県電子入札共同システムにより、埼玉県及び県内市町等と共同で運用している。

電子入札活用実績の推移

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
建 設 工 事	166	4,481,281	116	3,828,537	94	2,292,181
工 事 業 務 委 託	75	264,369	62	170,549	45	161,234

※ 千円未満は切り捨て。

4 小規模修理・修繕等契約希望者登録制度

小規模な修理・修繕等契約について、市内の小規模事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図ることを目的とした制度である。

契約の推移

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)
611	37,219,475	619	35,818,651	451	16,869,126

登録業者数の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度
87	97	61

5 物品調達

物品調達の集中管理と事務手続きの合理化によって適正な執行を行っている。

物品購入契約の推移

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
消 耗 品 費	1,368	296,948	1,488	526,825	1,296	519,295
印 刷 製 本 費	464	94,174	400	82,847	387	87,871
備 品 購 入 費	631	236,531	771	1,698,450	577	202,470
そ の 他	80	20,433	64	21,580	65	15,151
合 計	2,543	648,086	2,723	2,329,702	2,325	824,787

※ 千円未満は切り捨てとしたため、合計が一致しない場合がある。

IV 工事検査

1 工事検査

川越市が発注する建設工事のうち請負契約金額が500万円以上の工事を対象に、工事目的物が契約内容どおり完成されているかを確認するため、契約書類、出来形管理基準及び品質管理基準等に基づき工事検査を実施している。

2 工事成績評定

請負契約金額が500万円以上の工事を対象とし「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の基本理念に基づき工事成績評定を行っている。

川越市建設工事成績評定要領

工事成績評定は、厳正かつ的確な評定を実施することにより受注者の適正な選定及び指導育成並びに建設産業の健全な発展を図るため、「川越市建設工事成績評定要領」を定め実施している。

評定は、施工状況、施工体制の把握等の評価を含め幅広い観点から客観的に行い、評価段階の細分化などにより、きめ細かい評価となっている。評定結果は受注者へ通知するとともに、閲覧により公開している。

なお、受注者から評定の結果に対し説明の申し出があった場合は、建設工事成績評定委員会において審議が行われる。

V 人 権 推 進

「人権の世紀」といわれる 21 世紀、わが国にはさまざまな人権問題（女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人等）が存在している。これらの人権問題の解決を図るため、人権推進課では、人権に関する各関係部署と連携を図り、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等を踏まえ、「第四次川越市総合計画」に基づき、人権に関する諸施策を推進し、差別のない明るい社会の実現をめざす。

1 人権啓発事業の内容

人権問題の正しい理解と早期解決のために下記に示した啓発事業を実施する。（教育委員会で実施している事業は除く。）

事 業 名	内 容
人権問題講演会	市民、市内企業等を対象に、人権問題に関する講演会を開催
人権啓発用品の作成・配布	人権啓発用品を作成し、講演会、公共施設等で配布
人権啓発冊子等の配布	人権啓発冊子等を講演会、公共施設等で配布
人権啓発ポスターの作成	人権啓発ポスターを作成し、掲示を自治会等に依頼し、市の掲示板に掲示
人権啓発映画の貸し出し	人権啓発映画を購入し、学校や各関係機関が実施する研修会用に無料で貸し出し
人権週間等における駅頭啓発	市内の駅において人権啓発用品を配布
研修会の企画及び講師派遣・相談	各関係機関が実施する研修会企画等の相談に応じる

財 政 部

I 予 算

1 各会計予算総括表

(単位：千円)

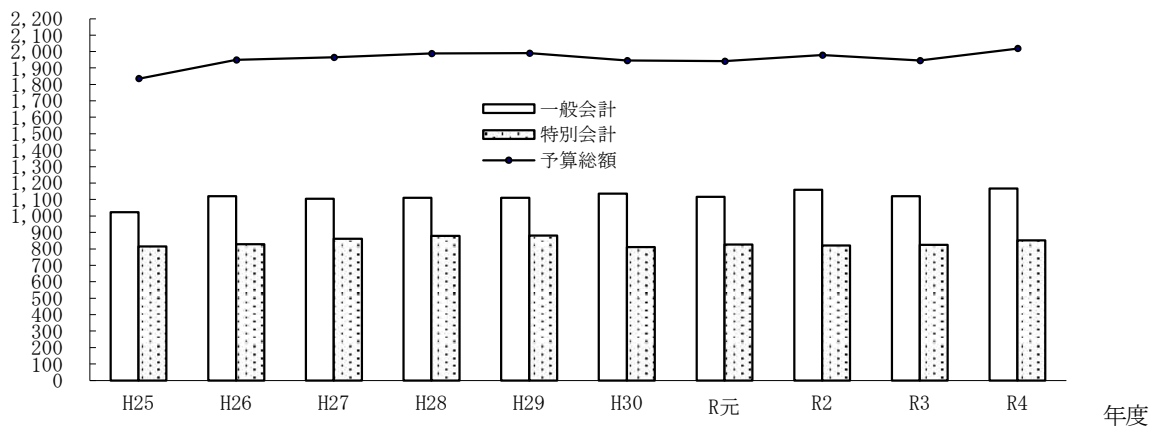
会計別	年度	令和 2 年度当初予算			令和 3 年度当初予算			令和 4 年度当初予算		
		予 算 額	対前年度増減額	対前年度増減率 (%)	予 算 額	対前年度増減額	対前年度増減率 (%)	予 算 額	対前年度増減額	対前年度増減率 (%)
一 般 会 計		115,850,000	4,300,000	3.9	112,070,000	△3,780,000	△ 3.3	116,720,000	4,650,000	4.1
特 別 会 計	国民健康保険事業	33,128,300	△1,612,600	△ 4.6	33,423,000	294,700	0.9	33,794,000	371,000	1.1
	後期高齢者医療事業	4,674,000	253,800	5.7	4,712,100	38,100	0.8	5,315,100	603,000	12.8
	歯科診療事業	85,100	3,500	4.3	78,900	△ 6,200	△ 7.3	78,500	△ 400	△ 0.5
	介護保険事業	24,087,200	413,300	1.7	24,189,300	102,100	0.4	25,141,800	952,500	3.9
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	91,100	6,100	7.2	75,600	△ 15,500	△17.0	75,700	100	0.1
	川越駅東口公共地下駐車場事業	116,300	△ 19,200	△14.2	112,800	△ 3,500	△ 3.0	112,800	0	0.0
	農業集落排水事業	148,200	900	0.6	155,900	7,700	5.2	224,800	68,900	44.2
	水道事業	9,940,952	△ 165,296	△ 1.6	10,222,235	281,283	2.8	10,701,338	479,103	4.7
	公共下水道事業	9,799,326	534,548	5.8	9,509,051	△ 290,275	△ 3.0	9,744,615	235,564	2.5
	特別会計小計	82,070,478	△ 584,948	△ 0.7	82,478,886	408,408	0.5	85,188,653	2,709,767	3.3
総 計		197,920,478	3,715,052	1.9	194,548,886	△3,371,592	△ 1.7	201,908,653	7,359,767	3.8

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

予算額

億円

予算の推移 (10年間)

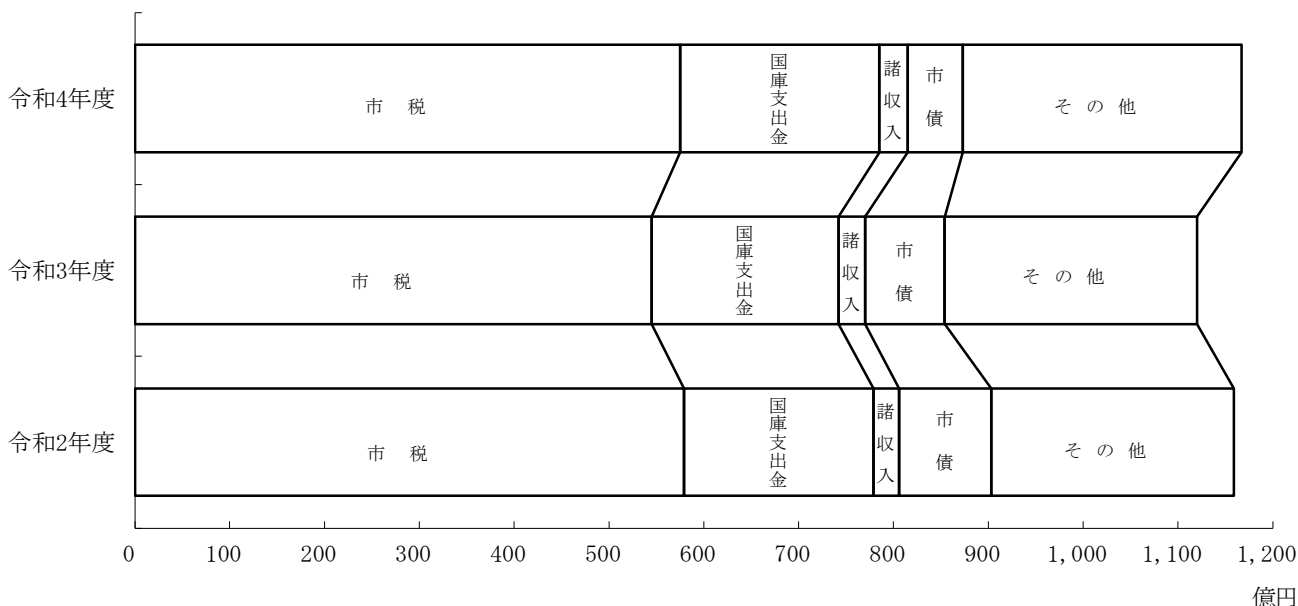


2 一般会計歳入予算款別比較

(単位：千円)

年度 款別	令和2年度当初予算			令和3年度当初予算			令和4年度当初予算		
	予算額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)	予算額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)	予算額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)
市 税	57,864,574	49.9	0.7	54,513,974	48.6	△ 5.8	57,477,597	49.2	5.4
地方譲与税	743,268	0.6	1.5	678,708	0.6	△ 8.7	853,554	0.7	25.8
利子割交付金	30,000	0.0	△ 56.4	30,000	0.0	0.0	30,000	0.0	0.0
配当割交付金	204,397	0.2	△ 15.9	200,000	0.2	△ 2.2	200,000	0.2	0.0
株式等譲渡所得割交付金	187,977	0.2	△ 25.2	200,000	0.2	6.4	200,000	0.2	0.0
法人事業税交付金	400,000	0.3	皆増	320,000	0.3	△ 20.0	510,000	0.4	59.4
地方消費税交付金	7,141,016	6.2	15.6	7,500,000	6.7	5.0	7,700,000	6.6	2.7
ゴルフ場利用税交付金	50,000	0.0	△ 7.9	32,959	0.0	△ 34.1	52,000	0.0	57.8
環境性能割交付金	92,928	0.1	69.8	80,000	0.1	△ 13.9	80,000	0.1	0.0
地方特例交付金	428,800	0.4	△ 6.2	428,800	0.4	0.0	371,065	0.3	△ 13.5
地方交付税	1,500,000	1.3	64.8	1,440,000	1.3	△ 4.0	2,340,000	2.0	62.5
交通安全対策特別交付金	42,102	0.0	△ 4.3	40,796	0.0	△ 3.1	42,102	0.0	3.2
分担金及び負担金	900,732	0.8	△ 25.4	912,662	0.8	1.3	879,533	0.8	△ 3.6
使用料及び手数料	2,093,456	1.8	△ 9.7	2,049,306	1.8	△ 2.1	1,955,790	1.7	△ 4.6
国庫支出金	20,013,108	17.3	6.9	19,731,430	17.6	△ 1.4	21,019,208	18.0	6.5
県支出金	7,644,958	6.6	11.1	7,842,472	7.0	2.6	8,472,102	7.3	8.0
財産収入	300,917	0.3	△ 50.0	207,257	0.2	△ 31.1	233,832	0.2	12.8
寄附金	30,330	0.0	50.7	60,340	0.1	98.9	221,979	0.2	267.9
繰入金	2,771,016	2.4	△ 17.9	3,579,471	3.2	29.2	4,220,246	3.6	17.9
繰越金	1,000,000	0.9	△ 33.3	1,000,000	0.9	0.0	1,000,000	0.9	0.0
諸収入	2,741,421	2.4	△ 2.4	2,805,625	2.5	2.3	3,011,592	2.6	7.3
市 債	9,669,000	8.3	29.9	8,416,200	7.5	△ 13.0	5,849,400	5.0	△ 30.5
歳入合計	115,850,000	100.0	3.9	112,070,000	100.0	△ 3.3	116,720,000	100.0	4.1
内訳									
自主財源	67,702,446	58.4	△ 2.3	65,128,635	58.1	△ 3.8	69,000,569	59.1	5.9
依存財源	48,147,554	41.6	14.0	46,941,365	41.9	△ 2.5	47,719,431	40.9	1.7

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

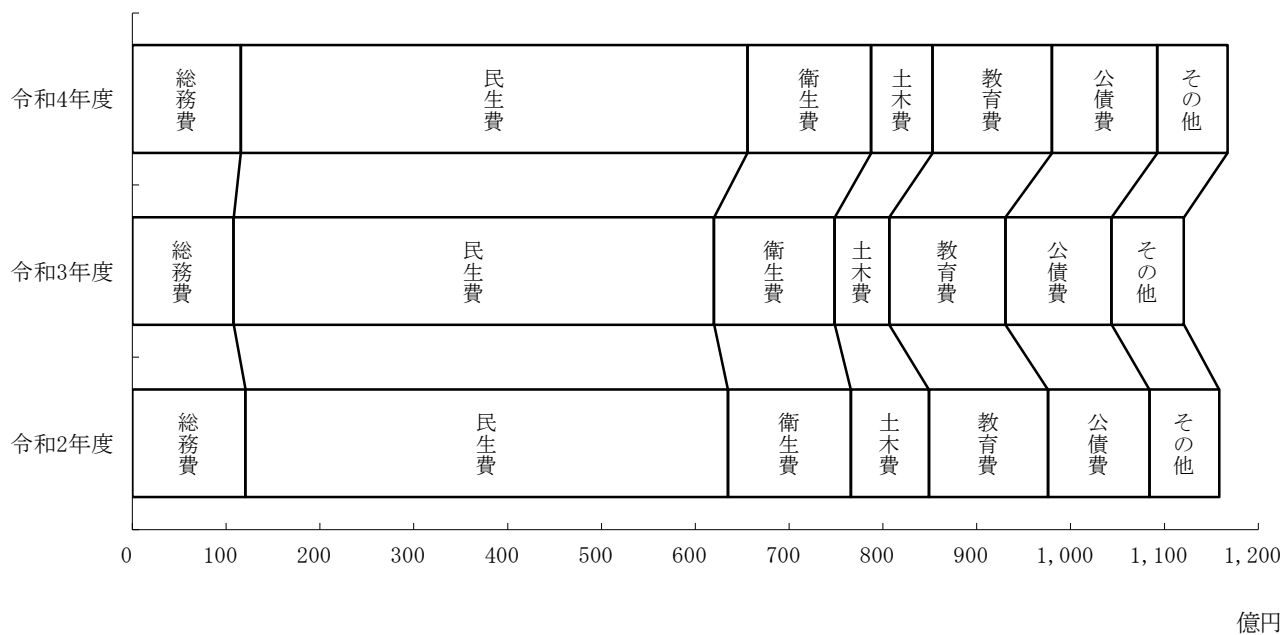


3 一般会計歳出予算款別比較

(単位：千円)

年度 款別	令和2年度当初予算			令和3年度当初予算			令和4年度当初予算		
	予 算 額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)	予 算 額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)	予 算 額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)
議 会 費	654,682	0.6	△ 0.8	673,951	0.6	2.9	640,083	0.5	△ 5.0
総 務 費	12,048,357	10.4	7.1	10,786,074	9.6	△ 10.5	11,565,178	9.9	7.2
民 生 費	51,430,421	44.4	2.9	51,208,001	45.7	△ 0.4	54,001,561	46.3	5.5
衛 生 費	13,102,948	11.3	14.0	12,855,879	11.5	△ 1.9	13,173,806	11.3	2.5
労 働 費	165,143	0.1	△ 5.1	168,996	0.2	2.3	150,814	0.1	△ 10.8
農林水産業費	592,669	0.5	△ 18.3	1,217,431	1.1	105.4	782,008	0.7	△ 35.8
商 工 費	778,472	0.7	△ 18.1	840,860	0.8	8.0	946,112	0.8	12.5
土 木 費	8,309,824	7.2	△ 0.8	5,828,273	5.2	△ 29.9	6,545,798	5.6	12.3
消 防 費	4,967,470	4.3	△ 2.3	4,567,808	4.1	△ 8.0	4,683,841	4.0	2.5
教 育 費	12,700,089	11.0	6.9	12,378,241	11.0	△ 2.5	12,730,215	10.9	2.8
災 害 復 旧 費	2,000	0.0	0.0	2,000	0.0	0.0	2,000	0.0	0.0
公 債 費	10,803,627	9.3	1.2	11,306,536	10.1	4.7	11,216,707	9.6	△ 0.8
諸 支 出 金	174,298	0.2	0.1	115,950	0.1	△ 33.5	131,877	0.1	13.7
予 備 費	120,000	0.1	0.0	120,000	0.1	0.0	150,000	0.1	25.0
歳 出 合 計	115,850,000	100.0	3.9	112,070,000	100.0	△ 3.3	116,720,000	100.0	4.1

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。



4 一般会計歳出予算性質別比較

(単位：千円)

性質別		令和2年度当初予算			令和3年度当初予算			令和4年度当初予算		
		予算額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)	予算額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)	予算額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)
消費的経費		50,236,566	43.4	1.5	48,633,992	43.4	△ 3.2	52,204,439	44.7	7.3
内 訳	人件費	22,447,613	19.4	5.0	21,644,685	19.3	△ 3.6	22,097,150	18.9	2.1
	物件費	17,098,584	14.8	0.7	16,909,589	15.1	△ 1.1	19,680,601	16.9	16.4
	維持補修費	793,707	0.7	3.0	612,451	0.5	△ 22.8	855,261	0.7	39.6
	補助費等	9,896,662	8.5	△ 4.7	9,467,267	8.4	△ 4.3	9,571,427	8.2	1.1
投資的経費		10,777,983	9.3	3.7	6,609,984	5.9	△ 38.7	6,426,133	5.5	△ 2.8
内 訳	普通建設事業費	10,775,983	9.3	3.7	6,607,984	5.9	△ 38.7	6,424,133	5.5	△ 2.8
	補助事業	2,897,327	2.5	△ 22.5	1,770,425	1.6	△ 38.9	1,529,505	1.3	△ 13.6
	単独事業	7,839,029	6.8	21.0	4,789,919	4.3	△ 38.9	4,857,190	4.2	1.4
	県営事業負担金	39,627	0.0	△ 76.2	47,640	0.0	20.2	37,438	0.0	△ 21.4
	災害復旧事業費	2,000	0.0	0.0	2,000	0.0	0.0	2,000	0.0	0.0
	失業対策事業費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
扶助費		34,237,853	29.5	10.1	34,844,896	31.1	1.8	35,807,906	30.7	2.8
公債費		10,803,589	9.3	1.2	11,306,507	10.1	4.7	11,216,707	9.6	△ 0.8
積立金		61,962	0.1	△ 58.9	26,540	0.0	△ 57.2	7,802	0.0	△ 70.6
投資及び出資金		—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付金		100,272	0.1	△ 28.0	70,974	0.1	△ 29.2	40,237	0.0	△ 43.3
繰出金		9,511,775	8.2	0.2	10,457,107	9.3	9.9	10,866,776	9.3	3.9
予備費		120,000	0.1	0.0	120,000	0.1	0.0	150,000	0.1	25.0
歳出合計		115,850,000	100.0	3.9	112,070,000	100.0	△ 3.3	116,720,000	100.0	4.1
内訳	義務的経費	67,489,055	58.3	6.9	67,796,088	60.5	0.5	69,121,763	59.2	2.0
	非義務的経費	48,360,945	41.7	△ 0.1	44,273,912	39.5	△ 8.5	47,598,237	40.8	7.5

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

5 一般会計市債現在高

(単位：千円)

区分	令和2年度末 現在高	令和3年度末 現在高見込額	令和4年度中増減見込額		令和4年度末 現在高見込額
			令和4年度中 起債見込額	令和4年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	63,015,149	60,417,151	3,449,400	6,961,793	56,904,758
1 総務	8,070,084	7,849,688	937,000	906,153	7,880,535
2 民生	4,725,702	4,470,228	267,700	343,847	4,394,081
3 保育所	1,318,128	1,251,885	36,400	110,753	1,177,532
4 衛生	10,320,877	10,049,564	174,000	1,630,074	8,593,490
5 労働	41,386	35,472	—	5,914	29,558
6 農業	218,790	713,151	70,800	19,325	764,626
7 商工	360,070	303,168	—	57,335	245,833
8 土木	22,643,463	21,602,711	1,491,100	2,199,950	20,893,861
9 公営住宅	112,988	129,320	52,900	16,308	165,912
10 消防	529,448	497,248	6,100	62,478	440,870
11 教育	6,715,185	6,351,438	236,200	704,324	5,883,314
12 義務教育	7,869,841	7,082,479	177,200	894,192	6,365,487
13 災害復旧	89,187	80,799	—	11,140	69,659
2. その他	35,310,799	35,260,901	2,400,000	3,650,935	34,009,966
1 減収補てん債	1,095,731	939,429	—	156,302	783,127
2 減税補てん債	680,520	449,455	—	169,404	280,051
3 臨時財政対策債	33,534,548	33,872,017	2,400,000	3,325,229	32,946,788
計	98,325,948	95,678,052	5,849,400	10,612,728	90,914,724

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

Ⅱ 決 算

1 各会計令和3年度決算

(1) 一般・特別会計決算

(単位：千円)

会計別	区分	予算現額	歳 入		歳 出		歳入歳出 差引残額
			収入済額	予算対比(%)	支出済額	予算対比(%)	
一 般 会 計		137,479,722	133,537,340	97.13	125,913,436	91.59	7,623,903
特 別 会 計	国民健康保険事業	34,112,073	34,324,590	100.62	33,107,592	97.06	1,216,997
	後期高齢者医療事業	4,511,498	4,558,403	101.04	4,486,914	99.46	71,489
	歯科診療事業	78,900	81,083	102.77	73,211	92.79	7,872
	介護保険事業	25,271,725	25,343,422	100.28	24,527,160	97.05	816,261
	母子父子寡婦 福祉資金貸付事業	75,600	152,258	201.40	45,779	60.55	106,479
	川越駅東口公共 地下駐車場事業	112,800	120,850	107.14	101,634	90.10	19,215
	農業集落排水事業	239,751	248,264	103.55	177,379	73.98	70,885
	小 計	64,402,347	64,828,873	100.66	62,519,671	97.08	2,309,201
合 計		201,882,069	198,366,214	98.26	188,433,108	93.34	9,933,105

※ 千円未満は切り捨てとしたため、差引額及び合計額が一致しない場合がある。

(2) 水道事業会計決算

(単位：千円)

区 分	予算現額	決算額	予算対比(%)	区 分	予算現額	決算額	予算対比(%)
収益的 収入	7,077,578	6,946,608	98.15	資本的 収入	901,968	884,511	98.06
支出	6,453,324	6,251,106	96.87	支出	3,344,294	3,004,844	89.85

(3) 公共下水道事業会計決算

(単位：千円)

区 分	予算現額	決算額	予算対比(%)	区 分	予算現額	決算額	予算対比(%)
収益的 収入	6,334,697	6,212,121	98.07	資本的 収入	895,597	682,921	76.25
支出	6,204,010	5,876,134	94.72	支出	3,598,908	3,026,880	84.11

2 一般会計決算（歳入）

（単位：千円）

年度 款別	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)
市 税	57,888,269	51.5	1.2	57,681,465	37.3	△ 0.4	56,974,715	42.6	△ 1.2
地 方 譲 与 税	738,031	0.7	1.2	745,511	0.5	1.0	758,312	0.6	1.7
利 子 割 交 付 金	38,199	0.0	△48.1	40,490	0.0	6.0	33,616	0.0	△17.0
配 当 割 交 付 金	249,594	0.2	22.1	214,559	0.2	△14.0	330,858	0.2	54.2
株式等譲渡所得割交付金	150,924	0.1	△19.7	257,205	0.2	70.4	393,186	0.3	52.9
法 人 事 業 税 交 付 金	—	—	—	376,147	0.2	皆増	666,799	0.5	77.3
地 方 消 費 税 交 付 金	6,007,795	5.3	△ 3.7	7,291,219	4.7	21.4	7,955,214	6.0	9.1
ゴルフ場利用税交付金	50,866	0.1	△14.6	44,605	0.0	△12.3	51,730	0.0	16.0
自動車取得税交付金	164,961	0.2	△46.9	—	—	皆減	41	0.0	皆増
環境性能割交付金	49,936	0.1	皆増	103,235	0.1	106.7	99,306	0.1	△ 3.8
地 方 特 例 交 付 金	896,907	0.8	146.3	460,452	0.3	△48.7	911,492	0.7	98.0
地 方 交 付 税	1,807,110	1.6	42.5	1,660,189	1.1	△ 8.1	4,135,926	3.1	149.1
交通安全対策特別交付金	42,015	0.0	△ 5.7	47,365	0.0	12.7	45,078	0.0	△ 4.8
分 担 金 及 び 負 担 金	977,955	0.9	△10.3	741,701	0.5	△24.2	827,339	0.6	11.5
使用料及び手数料	2,142,999	1.9	△ 7.3	1,800,399	1.2	△16.0	1,854,505	1.4	3.0
国 庫 支 出 金	19,382,864	17.2	7.9	60,934,015	39.4	214.4	33,875,377	25.4	△44.4
県 支 出 金	7,110,378	6.3	16.4	7,883,793	5.1	10.9	7,836,959	5.9	△ 0.6
財 産 収 入	623,466	0.6	218.4	173,679	0.1	△72.1	203,987	0.2	17.5
寄 附 金	47,665	0.0	12.0	70,989	0.0	48.9	307,282	0.2	332.9
繰 入 金	1,240,996	1.1	255.9	252,935	0.2	△79.6	255,370	0.2	1.0
繰 越 金	3,067,623	2.7	△38.9	3,417,644	2.2	11.4	4,274,724	3.2	25.1
諸 収 入	2,828,302	2.5	△19.5	2,621,919	1.7	△ 7.3	2,908,715	2.2	10.9
市 債	7,015,900	6.2	△25.7	7,869,453	5.1	12.2	8,836,811	6.6	12.3
合 計	112,522,755	100.0	△ 0.2	154,688,968	100.0	37.5	133,537,341	100.0	△13.7

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

3 一般会計決算（歳出）

（単位：千円）

年度 款別	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)
議会費	633,691	0.6	0.7	610,199	0.4	△3.7	630,186	0.5	3.3
総務費	11,010,785	10.1	3.1	46,908,803	31.2	326.0	10,834,751	8.6	△76.9
民生費	49,647,793	45.5	1.7	50,976,657	33.9	2.7	60,724,558	48.2	19.1
衛生費	10,987,443	10.1	△4.8	12,873,147	8.6	17.2	16,618,483	13.2	29.1
労働費	160,553	0.1	△4.2	156,588	0.1	△2.5	153,662	0.1	△1.9
農林水産業費	697,292	0.6	24.0	586,729	0.4	△15.9	1,167,732	0.9	99.0
商工費	1,050,510	1.0	△20.9	1,960,904	1.3	86.7	1,532,250	1.2	△21.9
土木費	7,132,042	6.5	1.7	6,870,509	4.6	△3.7	6,209,156	4.9	△9.6
消防費	5,081,281	4.7	3.3	4,875,935	3.2	△4.0	4,346,724	3.5	△10.9
教育費	12,217,485	11.2	△11.0	13,932,221	9.3	14.0	12,576,463	10.0	△9.7
災害復旧費	21,955	0.0	△88.5	26,076	0.0	18.8	0	—	皆減
公債費	10,437,087	9.6	3.9	10,611,934	7.1	1.7	11,085,078	8.8	4.5
諸支出金	27,147	0.0	△29.4	24,545	0.0	△9.6	34,393	0.0	40.1
予備費	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合計	109,105,064	100.0	△0.5	150,414,245	100.0	37.9	125,913,437	100.0	△16.3

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

4 財務状況（普通会計）

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
基準財政需要額	48,253,102	50,198,351	51,008,809
基準財政収入額	46,849,373	48,782,344	47,173,129
標準財政規模	64,006,993	65,885,027	69,162,366
財政力指数	0.975	0.974	0.956
実質収支比率	5.2%	6.2%	11.1%
実質公債費比率	5.7%	5.8%	6.2%
将来負担比率	68.9%	69.7%	62.2%
義務的経費比率	55.8%	43.4%	58.6%
経常収支比率	99.8%	96.9%	95.2%

Ⅲ 市 有 財 産

1 行政財産

(令和4年3月31日現在)

区 分		土 地	建 物
公 用 財 産	本 庁 舎 (市民センター・分室を含む)	32,259.87 m ²	25,841.80 m ²
	そ の 他 の 施 設	283,715.61 m ²	51,639.05 m ²
公 共 用 財 産	学 校	1,027,765.37 m ²	410,291.63 m ²
	公 営 住 宅	76,372.58 m ²	57,982.86 m ²
	公 園	750,544.64 m ²	26,629.65 m ²
	そ の 他 の 施 設	334,270.39 m ²	168,967.71 m ²

2 普通財産

(令和4年3月31日現在)

雑 種 財 産	81,708.75 m ² (土地)	2,723.04 m ² (建物)
収 益 財 産	122,021.06 m ² (土地)	1,296.04 m ² (建物)
有 価 証 券	9,979,550 千円	
出 資 及 び 出 捐 金	355,305 千円	
債 権	539,008 千円	

3 基 金

基 金 名	令和2年度末現在高	令和3年度中増減		令和3年度末現在高	
		増	減		
市有林維持基金	土地(山林)	5,962 m ²	0 m ²	0 m ²	5,962 m ²
	公衆用道路	808 m ²	0 m ²	0 m ²	808 m ²
	立木	329 m ³	0 m ³	0 m ³	329 m ³
財 政 調 整 基 金	3,058,388 千円	695,622 千円	4,908 千円	3,749,103 千円	
福 祉 基 金	28,204 千円	8 千円	2,500 千円	25,713 千円	
商 業 振 興 施 設 整 備 基 金	42,339 千円	0 千円	3,406 千円	38,934 千円	
職 員 退 職 手 当 基 金	589,169 千円	177,508 千円	0 千円	766,678 千円	
初 雁 公 園 整 備 基 金	274,627 千円	3 千円	15,299 千円	259,332 千円	
緑 の 基 金	166,637 千円	7,516 千円	2,818 千円	171,335 千円	
庁 舎 建 設 基 金	1,572,906 千円	22 千円	0 千円	1,572,928 千円	
平 和 基 金	47,916 千円	0 千円	53 千円	47,863 千円	
介 護 保 険 保 険 給 付 費 等 準 備 基 金	3,375,846 千円	679,127 千円	683,000 千円	3,371,974 千円	
文 化 芸 術 ス ポ ー ツ 振 興 基 金	40,100 千円	4,254 千円	1,668 千円	42,687 千円	
み ん な で 支 え る 観 光 基 金	22,605 千円	8,542 千円	0 千円	31,148 千円	
公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 基 金	552,016 千円	7 千円	0 千円	552,024 千円	
減 債 基 金	400,295 千円	5 千円	0 千円	400,301 千円	
大 学 奨 学 金 基 金	30,399 千円	21,508 千円	5,234 千円	46,673 千円	
市 制 施 行 百 周 年 記 念 事 業 基 金	85,709 千円	33,753 千円	50,000 千円	69,462 千円	
森 林 環 境 基 金	24,614 千円	12,375 千円	0 千円	36,989 千円	

※ 表中の金額は千円未満を切り捨てとしたため、差引額が一致しない場合がある。

定額基金

(単位：千円)

基金名	設定年度	設定額	令和2年度 までの貸付額	令和3年度 貸付額	令和2年度 までの償還額	令和3年度 償還額	差引基金現在高
育英資金貸付基金	昭和40	471,841	1,348,277	28,014	1,056,178	46,529	198,257
災害援護特別資金貸付基金	昭和48	5,000	8,870	0	8,870	0	5,000

※ 育英資金貸付基金の昭和40年度から令和2年度までの一般会計繰入金（設定額）は、471,995千円である。
平成30年度不納欠損額（1人・154千円）については、時効の援用によるものである。

(単位：千円)

基金名	設定年度	設定額	令和2年度末 現在高	令和3年度 運用額	令和3年度 回収額	令和3年度末 現在高
土地開発基金	昭和44	500,000	87,677	0	50,937	138,614
美術品等取得基金	平成元	110,600	14,906	400	0	14,506

※ 千円未満は切り捨てとしたため、差引額が一致しない場合がある。

4 庁用車両

行政需要と社会情勢とに起因して、庁用自動車の保有台数が年々増加の傾向にある中で、車の管理が主管課にまかされていたため、運行、維持管理、交通事故処理等の統一性がなく、非効率な管理が多く見受けられた。そこでプロジェクトチームが編成され、長期にわたり検討された結果、庁用自動車を集中管理することにより、効率的な利用と人員、経費の大幅な節減が図れるとして、現在の管理体制が確立されている。また、平成18年度には、給油専用カード（クレジット）による給油方式が導入された。

車両の種類と台数（上下水道局、消防組合を除く）

(令和4年4月1日現在)

種類	乗用車	ライトバン	バス	ダンプ	塵芥収集車	し尿車
台数	33	18	2	24	28	1
種類	貨物	広報車	軽四輪	その他	計	原動機付自転車
台数	35	1	150	41	333	2

5 市庁舎

(1) 本庁舎

(令和4年4月1日現在)

	内	容
工期	昭和46年8月6日～昭和47年9月29日	
敷地面積	9,272.96㎡	
建築面積	1,606.20㎡	
延床面積	12,012.80㎡	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上7階建	
高さ	軒高 26.90m	最高部高 36.20m
建設費	10億5,000万円	

(2) 東庁舎

(令和4年4月1日現在)

	内 容
工 期	平成14年10月1日～平成15年2月28日
建 築 面 積	615.36 m ²
延 床 面 積	1,812.34 m ²
構 造	鉄骨造地上3階建

(3) 庁舎分室

(令和4年4月1日現在)

	内 容
工 期	昭和60年3月28日～昭和61年1月22日
建 築 面 積	269.00 m ²
延 床 面 積	1,068.83 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建

(4) 小仙波庁舎

(令和4年4月1日現在)

	内 容
工 期	平成24年9月14日～平成25年1月31日
建 築 面 積	885.25 m ²
延 床 面 積	1634.30 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造地上2階建

(5) 駐 車 場

(令和4年4月1日現在)

	場 所	収 容 台 数 (台)	面 積 (m ²)
来 庁 者 用	庁舎南側	106	3,035.79
	庁舎北側	90	4,034.23
公 用 車 用	郭町公用車第一駐車場	61	1,072.40
	宮下町公用車第二駐車場	22	454.54
	宮下町公用車第三駐車場	24	565.06
	元町公用車第六駐車場	18	519.74

(6) 公用車管理棟

(令和4年4月1日現在)

	内 容
工 期	平成15年10月31日～平成16年3月15日
建 築 面 積	165.00 m ²
延 床 面 積	161.47 m ²
構 造	鉄骨造地上1階建

IV 市 税

1 税目・税率

(令和4年4月1日現在)

税 目		税 率 等			
市 民 税	個 人	均 等 割	3,500 円		
	所 得 割	100 分の 6			
	法 人	均 等 割	○公共法人及び公益法人等のうち均等割を課することができないもの以外のもの ○人格のない社団等 ○一般社団法人及び一般財団法人 ○保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの	50,000 円	
			資 本 金 等 の 金 額 (※) 区 分	市内従業者数	税 率
			1 千万円以下の法人	50 人以下	50,000 円
				50 人超	120,000 円
			1 千万円を超え 1 億円以下の法人	50 人以下	130,000 円
				50 人超	150,000 円
			1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人以下	160,000 円
				50 人超	400,000 円
10 億円を超え 50 億円以下の法人			50 人以下	410,000 円	
			50 人超	1,750,000 円	
50 億円を超える法人	50 人以下	410,000 円			
	50 人超	3,000,000 円			
法 人 税 割	○資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 ○資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額 (分割前) が年 400 万円を超える法人 (資本金、出資金を有しない法人等も含む。)		8.4%		
	○上記以外の法人 (資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額 (分割前) が年 400 万円以下)		6.0%		
(※) 平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について、「資本金等の額」が、「資本金及び資本準備金の合算額 又は出資金の額」に満たない場合、上記の表の「資本金等の額」は「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の 額」となる。					

税 目	税 率 等																																									
固定資産税	100 分 の 1.4																																									
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc 以下 2,000 円 50cc 超～90cc 以下 2,000 円 90cc 超～125cc 以下 2,400 円 ミニカー 3,700 円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農 耕 用 2,400 円 その他のもの 5,900 円 ・二輪の小型自動車 <ul style="list-style-type: none"> 6,000 円 																																									
	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 二輪 3,600 円 																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> <th>(エ)</th> <th>(オ)</th> <th>(カ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100 円</td> <td>3,900 円</td> <td>4,600 円</td> <td>1,000 円</td> <td>2,000 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> <td>6,900 円</td> <td>8,200 円</td> <td>1,800 円</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> <td>10,800 円</td> <td>12,900 円</td> <td>2,700 円</td> <td rowspan="2">適用無し</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> <td>3,800 円</td> <td>4,500 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> <td>5,000 円</td> <td>6,000 円</td> <td>1,300 円</td> </tr> </tbody> </table>			(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	四輪	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円	適用無し	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円
			(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)																																		
	三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円																																		
	四輪	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円																																		
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円	適用無し																																		
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円																																			
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円																																			
	(ア) 平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査をした車両について適用される。																																									
(イ) 平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査をした車両について適用される。																																										
(ウ) 賦課期日 (4 月 1 日) 時点で最初の新規検査から 13 年を経過している車両について適用される。ただし、「電気軽自動車」、「天然ガス軽自動車」、「メタノール軽自動車」、「混合メタノール軽自動車」、「ハイブリット軽自動車」、「被けん引車」については対象外となる。																																										
◎グリーン化特例																																										
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両で、次の基準を満たすものについては、令和 4 年度分に限り、(イ) にかかわらず、グリーン化特例により軽課税率が適用される。																																										
(エ) 電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車 (平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 以上低減又は平成 30 年排出ガス規制適合)																																										
(オ) 平成 30 年排出ガス基準 50% 低減又は平成 17 年排出ガス基準 75% 低減であって、 令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90% 達成																																										
(カ) 平成 30 年排出ガス基準 50% 低減又は平成 17 年排出ガス基準 75% 低減であって、 令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70% 達成																																										
※なお、三輪のものグリーン化特例(オ)(カ)欄については乗用営業用のみが対象となる。																																										
市たばこ税	1,000 本につき 6,552 円																																									
入湯税	1 人 1 日につき 150 円																																									
特別土地保有税	土地の保有 100 分の 1.4 土地の取得 100 分の 3 ※ 平成 15 年度以降、新たな課税は実施しない。																																									
都市計画税	100 分 の 0.3																																									
事業所税	資 産 割 事業所床面積の合計面積 1 m ² 600 円 従 業 者 割 従業者給与総額 100 分の 0.25																																									

2 令和3年度収入状況

(単位：千円)

税目	種別	予算現額	調定額	収入済額	収入率 (%)	
					対予算	対調定
市民税		23,300,000	26,437,937	25,666,787	110.16	97.08
固定資産税		22,373,736	23,191,346	22,649,788	101.23	97.66
軽自動車税		644,431	705,739	672,600	104.37	95.30
市たばこ税		1,900,000	2,123,528	2,123,528	111.76	100.00
入湯税		564	610	610	108.11	100.00
事業所税		1,707,764	1,720,908	1,720,492	100.75	99.97
都市計画税		4,103,931	4,241,085	4,140,911	100.90	97.63
合計		54,030,426	58,421,152	56,974,715	105.45	97.52

※ 単位未満は四捨五入したため、収入率及び合計が一致しない場合がある。

3 決算状況

(単位：千円)

税目	年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		調定額	対前年比	調定額	対前年比	調定額	対前年比
市民税		27,559,158	100.55	26,940,296	97.75	26,437,937	98.14
固定資産税		23,565,186	101.31	23,867,890	101.28	23,191,346	97.17
軽自動車税		634,564	105.59	680,474	107.23	705,739	103.71
市たばこ税		2,047,042	100.87	1,978,968	96.67	2,123,528	107.30
入湯税		524	皆増	567	108.40	610	107.45
事業所税		1,674,804	99.91	1,692,503	101.06	1,720,908	101.68
都市計画税		4,307,699	101.39	4,339,422	100.74	4,241,085	97.73
合計		59,788,976	100.95	59,500,121	99.52	58,421,152	98.19

※ 単位未満は四捨五入したため、合計が一致しない場合がある。

4 市民税調定額（決算）「現年度分」

年度	区分	個人				法人					
		納税義務者(人)	均等割額(千円)	所得割額(千円)	調定額(千円)	納税義務者1人当り調定額(円)	納税義務者(社)	均等割額(千円)	法人税割額(千円)	調定額(千円)	納税義務者1社当り調定額(円)
令和元		181,670	633,598	21,118,218	21,751,816	119,733	8,281	1,013,965	3,524,459	4,538,425	548,053
令和2		183,551	637,371	21,424,012	22,061,384	120,192	8,320	987,781	2,716,219	3,704,000	445,192
令和3		183,469	637,992	21,015,291	21,653,283	118,021	8,491	997,997	2,803,319	3,801,316	447,688

V 収 納 対 策

1 収納対策

川越市の25の債権の累積滞納額削減のため、滞納整理マニュアルを作成するとともに、債権ごとに収納対策基本計画を策定し、収入率向上に取り組んでいる。

業務・整備内容

- ① 債権徴収事務に係る指導、助言及び総合調整に関すること。
- ② 債権回収対策本部に関すること。
- ③ 債権（債権を所管する課から移管を受けたものに限る。）の徴収及び滞納整理に関すること。
- ④ 交付要求に関すること（収税課の主管に属するものを除く。）。
- ⑤ 公売に関すること。

2 第四次川越市市税等収入率向上プラン

主要な自主財源である市税等の安定的な確保を図り、併せて市民間の税等負担の公平性を図るため、引き続き、令和4年度を目標年次とする「第四次川越市市税等収入率向上プラン」を推進し、目標が達成できるよう集中的かつ全庁的に取り組んでいる。

(1) 基本目標と数値目標

- ① 現年課税分収入率の向上
市税の現年課税分収入率 99.24%を目指す。
国民健康保険税の現年課税分収入率 91.80%を目指す。
- ② 累積滞納額の削減
各債権別に個々の目標値を設定し、25債権に係る累積滞納額総額の約22.0%相当額の削減を目指す。

(2) 収入率向上のための取組

- ① 早期の対応
- ② 納付（税）意識の啓発
- ③ 口座振替による納付の促進
- ④ 滞納処分・法的措置の強化
- ⑤ 回収不能債権の適正処理
- ⑥ 納付方法の拡充
- ⑦ 各債権担当課での取組

(3) 収納対策課の取組

- ① 専門的知識を持つ職員の育成
- ② 国税徴収OB採用による滞納整理事務の執行
- ③ 各種債権の進行管理

市民部

I 市民活動支援

1 協働の推進

少子高齢化や地方分権の進展に伴う地域の様々な課題や市民ニーズにきめ細やかに対応していくためには、「協働」の推進が重要である。

本市では、協働に係る考え方や協働を実施するうえでのルールなどの基本的事項を定めた「川越市協働指針」を平成21年1月に策定した。その後、平成30年3月に「第四次川越市総合計画」に基づき改定し、「川越市協働指針（第3版）」を策定した。

また、平成21年度に協働を推進する制度として「川越市協働推進事業制度（提案型協働事業補助金、協働委託事業）」を創設した。

(1) 提案型協働事業補助金

市民活動団体等が地域のさまざまな課題を解決するために、主体的に行う本市との協働事業に対して、事業費の一部を補助し協働を積極的に推進する。

- 令和元年度 11事業
- 令和2年度 2事業
- 令和3年度 5事業

(2) 協働委託事業

本市が行う事業のうち、市が単独で行うよりも一層効果的な公共サービスが提供できる事業を選定し、市民活動団体等と協働して事業を実施する。

- 令和元年度 4事業
- 令和2年度 2事業
- 令和3年度 4事業

2 自治振興

(1) 自治会数

区分 年度	本庁管内		市民センター管内		合計	
	自治会数	世帯数	自治会数	世帯数	自治会数	世帯数
令和元年度	80	40,623	211	76,903	291	117,526
令和2年度	80	40,639	211	76,213	291	116,852
令和3年度	80	40,727	211	76,059	291	116,786

(2) 自治会への助成

助成名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自治会協力報償金(円)	29,007,740	28,942,360	28,788,500

(3) 集会所設置状況

集会所施設数 265 施設

3 地域会議の推進

地域会議とは、地域の中で活動する各種団体等が主体となり、地域が抱えるさまざまな課題について話し合い、課題の解決に向けた取組や将来の方向性について協議する場として設置するもので、住みよい地域づくりを市と協働して推進していくことを目的としている。

(1) 川越市地域会議補助金

- 令和元年度 19 事業
- 令和2年度 7 事業
- 令和3年度 19 事業

II 地域ふれあいセンター

1 川越市北部地域ふれあいセンター

川越市北部地域ふれあいセンターは、市民に文化活動や学習の場を提供することにより、市民の相互交流を促進し、もって市民の文化の向上と心豊かな地域社会づくりに資することを目的に、本市で初めての住民管理方式による施設として、平成14年12月にオープンした。

多目的ホール、大広間、会議室、和室、音楽室、調理実習室、創作室を有しており、多目的な利用ができるようになっている。

(1) 施設の概要

所在地	大字山田1578番地1
敷地面積	3,680.61㎡
建築面積	1,211.94㎡
建築延面積	1,259.48㎡
構造	鉄骨造平屋建（一部2階建）
多目的ホール	電動式移動観覧席・定員205席（車椅子スペース4台分）
会議室	広間1（35畳50名）、広間2（30畳40名）、会議室1（56.21㎡35名）、会議室2（40.15㎡25名） 和室1（12畳15名）、和室2（15畳15名）、音楽室（58.80㎡25名）、調理実習室（54.30㎡30名） 創作室（46.80㎡30名）

※ 広間1、広間2をとおして使用可能（65畳90名）
会議室1、会議室2をとおして使用可能（96.36㎡60名）
和室1、和室2をとおして使用可能（27畳30名）

(2) 利用状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	
総数	3,151	50,751	1,663	19,823	2,345	29,266	
広間1	305	5,399	164	2,231	242	3,366	
広間2	275	4,725	185	2,333	200	2,397	
会議室1	295	5,739	151	1,734	228	3,123	
会議室2	313	4,302	151	1,319	247	2,274	
和室1	264	2,248	88	476	147	732	
和室2	289	3,136	134	867	207	1,392	
音楽室	519	4,189	267	1,235	376	2,165	
調理実習室	122	1,669	40	378	66	680	
創作室	304	3,741	190	1,859	217	2,108	
多目的ホール	いす利用	36	3,470	16	810	17	1,240
	いすなし	429	12,133	277	6,581	398	9,789

(3) 施設使用料金

(令和4年4月1日現在)

利用区分		時間区分	午 前 (円) (午前9時から正午まで)	午 後 (円) (午後1時から 午後5時まで)	夜 間 (円) (午後5時30分から 午後9時まで)	
広	間	1	1,100	1,500	1,700	
広	間	2	750	1,000	1,150	
会	議	室	1	700	950	
会	議	室	2	500	700	
和	室	1	300	400	450	
和	室	2	350	450	500	
音	楽	室	750	1,000	1,150	
調	理	実	習	室	700	900
創	作	室	600	800	900	
多 目 的 ホ ール	可動いすを利用する場合		2,900	3,850	4,400	
	可動いすを利 用しない場合	舞台を利用 する場合	2,100	2,800	3,200	
		舞台を利用 しない場合	1,550	2,050	2,300	

備考 区域外居住者（本市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有しない者及び当該区域内に事務所、事業所等を有しない法人をいう。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の5割相当額を加算した額とする。

2 川越市東部地域ふれあいセンター

川越市東部地域ふれあいセンターは、市民に文化活動や学習の場を提供することにより、市民の相互交流を促進し、もって市民の文化の向上と心豊かな地域社会づくりに資することを目的に、北部地域ふれあいセンターに続き住民管理方式による施設として、平成20年4月にオープンした。

多目的ホール、会議室、リハーサル室、調理実習室を有しており、多目的な利用ができるようになっている。

(1) 施設の概要

所在地	大字並木452番地1
敷地面積	2,538.53 m ²
建築面積	950.38 m ²
建築延面積	977.44 m ²
構造	鉄骨造平屋建（一部2階建）
多目的ホール	定員200席
会議室	会議室1（61.88 m ² 40名）、会議室2（47.63 m ² 24名）、リハーサル室（34.43 m ² ）、調理実習室（44.84 m ² 24名）

※ 会議室1、会議室2をとおして使用可能（109.51 m² 64名）

(2) 利用状況

	平成元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
総数	2,256	31,567	1,119	11,012	1,485	15,909
会議室1	520	6,600	289	2,457	347	3,076
会議室2	533	4,522	330	2,137	407	2,662
リハーサル室	342	1,895	93	353	119	379
調理実習室	164	1,351	15	71	42	620
多目的ホール	697	17,199	392	5,994	570	9,172

(3) 施設使用料金

(令和4年4月1日現在)

利用区分	時間区分	午 前 (円) (午前9時から正午まで)	午 後 (円) (午後1時から 午後5時まで)	夜 間 (円) (午後5時30分から 午後9時まで)
	会議室 1		800	1,050
会議室 2		600	800	900
リハーサル室		450	600	650
調理実習室		550	750	850
多目的 ホール	舞台及び控室を 利用する場合	2,300	3,100	3,500
	舞台及び控室を 利用しない場合	1,600	2,150	2,450

備考 区域外居住者（本市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有しない者及び当該区域内に事務所、事業所等を有しない法人をいう。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の5割相当額を加算した額とする。

Ⅲ 広 聴 活 動

1 広 聴

市の主役である市民との対話の市政を目指し、「開かれた市政」を実現するため、市長と直接対話をする「市政懇談会」の開催や市内の公共施設に設置の「市民意見箱」により、多くの市民から市政に対する建設的な意見・提案をいただいている。また、このほかにも「陳情・要望」の受付け、さらには市民の生活リズムの広がりに対応するため、24 時間体制で「インターネット」「ファクス」による市政への提案窓口を設け、多種多様な広聴活動を推進している。さらに、平成 21 年 3 月から市長と市民が直接対話を行う「タウンミーティング」を開催している。

これらにより、いただいた意見・提案等はできるだけ速やかに検討し、その後の施策や新たな政策の立案に積極的に反映するように努め、市民本位の市政運営を目指している。

意見等受理件数

年度	市政懇談会	市民意見箱	陳情・要望	窓口・電話・メール等	計
令和元年度	50	724	147	362	1,283
令和2年度	15	1,065	170	311	1,561
令和3年度	18	905	169	298	1,390
計	83	2,694	486	971	4,234

タウンミーティング

市長と市民が直接対話を行い、市民の要望、意見を聴くとともに、市政に関する情報を提供することにより、市民の立場に立った公正・公平な市政運営に資することを目的としている。

年度	対象（テーマ）	開催日	参加者数	意見数
令和元年度	川越市保健推進員協議会	10月8日	20	14
	川越市青少年相談員協議会、 川越市少年の船・翼修了者の会	10月26日	11	17
	川越市障害者団体連絡協議会	11月12日	25	4
	川越市立川越高等学校生徒	2月4日	20	23
令和2年度	—	—	—	—
令和3年度	—	—	—	—
計			76	58

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期。

2 市民相談

多種多様化する市民の声を行政に反映させ、また市民の家庭及び社会生活上のあらゆる相談に応じ、適切な指導助言を行い、市民生活の安定と福祉の増進に努めている。

市民相談件数

相談名	年度	令和元年度 (件)	令和2年度 (件)	令和3年度 (件)
一般相談		410	326	240
交通事故相談		70	19	15
法律相談		1,671	1,408	1,396
建築相談		26	18	11
結婚相談		5,769(20)	3,189(11)	3,807(10)
内職相談		304	239	241
登記相談		95	87	91
税務相談		182	185	193
行政書士相談		28	19	14
社会保険労務相談		24	21	18
多重債務相談		9	19	19
住宅修繕相談		15	9	10
不動産相談		52	32	28
マンション管理相談		34	15	22
公正証書相談		13	—	—
合計		8,702	5,586	6,105

※ 結婚相談の（ ）内の数字は結婚成立組数。

※ 令和元年7月、公正証書相談を閉鎖。

市役所内相談室

(令和4年4月1日現在)

相談名	相談内容	曜日	時間
一般相談	家庭及び社会生活上における心配ごと及び法令、社会慣習等に関する事	月・火・第1水曜日・木・金曜日	10時～16時 (12時～13時を除く)
法律相談	市民相談全般の中で特に法的解釈及び判断を要する問題に関する事	月・水・金曜日 (ただし第5週は実施しない日あり) 【第1・第3水はオンライン相談可】 市民相談室(ウェスタ川越3階): 第1水曜日 電話相談:第2木曜日	〃
建築相談	家屋の建築、設計、設備、建設資金の問題等に関する事	第3火曜日	〃
登記相談	土地及び家屋の表示の登記及び測量、境界に関する事	第2木曜日	〃
	相続での不動産登記手続き、遺言に基づく登記手続き等に関する事	第3木曜日	〃
税務相談	相続税、贈与税、所得税等に関する事	第1・3木曜日	〃
行政書士相談	官公庁に提出する許認可申請、紛争のおそれのない遺言書や遺産分割協議書作成(相談者の意向を取りまとめる範囲)等に関する事	第4木曜日	〃
社会保険労務相談	年金その他労働保険、社会保険諸法令に関する事	第2金曜日	〃
多重債務相談	多重債務問題に関する事	月曜日～金曜日	8時30分～17時15分
住宅修繕相談	住宅等の修繕、増改築、付帯設備工事に関する事	第2・4火曜日	13時～16時
不動産相談	不動産の売却・購入、空き家の利活用等に関する事	第1木曜日	10時～16時 (12時～13時を除く)
マンション管理相談	管理組合、日常生活、建物や設備についてなど、マンションの管理に関する事	第1火曜日	〃

市民相談室(ウェスタ川越3階)

交通事故相談	交通事故に起因する諸問題に関する事	第2・第4水曜日	10時～16時 (12時～13時を除く)
結婚相談	結婚を希望する者に対し、配偶者の紹介、男女間の交際等結婚に関する事	月曜日・水曜日 第2日曜日・第4土曜日	〃
内職相談	内職の求人、求職等のあっせん等に関する事	月曜日	〃

3 消費者行政

高齢化の進行、成年年齢の引き下げやコロナ禍における「新しい生活様式」の実践、急速なデジタル化の進展といった社会情勢の変化等様々な要因を背景に消費者問題も多様化・複雑化し、新たな形態の消費者トラブルが発生している。これらの消費者トラブルの未然防止及び解決に向け対応する。

これにより、新たな形態の消費者トラブルが発生している。これらの未然防止及び解決に向け対応する。
また、消費者自らが、自立的、合理的な消費生活を行うことができるよう、消費者教育の充実を図る。

(1) 消費者の啓発

消費者が安全で豊かな生活を営むために、新しい時代に即した消費生活の知識や情報を提供して、消費者意識の啓発を図っている。

① 消費生活講座の開催

消費者啓発の一環として、次のような事業を実施している。

(令和3年度実績)

事業名	内容	実績
消費者カレッジ	身近で関心のありそうな事柄をテーマに講座を開催 ・消費者被害に遭わないための金融知識と資産運用について	回数 1回 参加人員 14人
出前講座	地域の消費者を対象に講座を実施（講師を派遣） ・身近に潜む詐欺的勧誘にご用心	回数 1回 参加人員 14人

② その他

市広報紙及び市ホームページ、大型モニターに情報提供や契約トラブル未然防止のため、相談事例、注意喚起等を随時掲載し啓発に努めた。

また、令和4年4月1日からの成年年齢引き下げについて、消費生活の関連情報を周知するため市ツイッターを通じて情報提供した。

ポスター、リーフレットを市の関係機関に配布し、消費者への啓発を実施した。

(2) 消費生活相談

消費者被害の救済のため、専門の相談員を配置し、苦情処理・相談を実施。

(令和4年4月1日現在)

相談名	相談内容	場 所	曜 日	時 間
消費生活相談	商品や契約に関するトラブル及び苦情についての相談	消費生活センター (広聴課内)	月曜日～金曜日	10時～16時 (12時～13時を除く)

相談名	年度	令和元年度 (件)	令和2年度 (件)	令和3年度 (件)
	商 品 一 般	187	142	133
食 料 品	105	187	127	
住 居 品	39	92	89	
光 熱 水 品	30	48	47	
被 服 品	58	92	86	
保 健 衛 生 品	81	155	129	
教 養 娛 楽 品	86	170	168	
車 両 ・ 乗 り 物	35	55	60	
土 地 ・ 建 物 ・ 設 備	50	52	66	
他 の 商 品	1	1	2	
ク リ ー ニ ン グ	6	5	5	
レ ン タ ル ・ リ ー ス ・ 賃 借	58	85	90	
工 事 ・ 建 設 ・ 加 工	42	72	118	
修 理 ・ 補 修	32	48	48	
管 理 ・ 保 管	1	5	4	
役 務 一 般	1	4	8	
金 融 ・ 保 険 サ ー ビ ス	88	92	129	
運 輸 ・ 通 信 サ ー ビ ス	253	382	149	
教 育 サ ー ビ ス	5	8	10	
教 養 ・ 娛 楽 サ ー ビ ス	44	70	173	
保 健 ・ 福 祉 サ ー ビ ス	56	90	73	
他 の 役 務	68	99	117	
内 職 ・ 副 職 ・ ね ず み 講	8	13	28	
他 の 行 政 サ ー ビ ス	4	7	8	
他 の 相 談	14	26	35	
合 計	1,352	2,000	1,902	

IV 防犯・交通安全

1 川越市防犯のまちづくり基本方針と防犯推進体制

平成16年に市内の刑法犯認知件数が9,519件に達し、犯罪も凶悪化・多様化していることから、このような状況に対処するため、本市では、防犯のまちづくり庁内検討会議を設置し、平成16年3月に、「川越市防犯のまちづくり基本方針」を策定した。その後、平成16年をピークとして、市内の刑法犯認知件数は令和3年末で1,805件まで減少している状況にある。

この「川越市防犯のまちづくり基本方針」は防犯対策の緊急性を考慮し、行政の立場で取り組むべき防犯のまちづくりの基本方針をまとめたもので、①防犯意識の高揚、②規範意識の高揚と防犯教育の推進、③地域コミュニティの推進、④安全な都市環境の創出の推進を定めている。市民の防犯意識のさらなる高揚を図るため、本方針は平成26年4月及び令和3年3月に改定を行い、新たに⑤市民に不安を与える犯罪への対応を加え、特殊詐欺への対応や暴力排除の推進、声かけ事案等への対応及び犯罪被害者等への支援など、新たな課題等への取り組みについて定めている。

平成17年度からは、埼玉県警察本部より警察官（派遣）を配置することで、防犯・暴力等に対する専門的な知識を習得・周知するとともに、平成19年度組織改正では、安全安心生活課（平成25年度より防犯・交通安全課）が新設され、交通安全対策担当と統合し組織の強化を図った。

現在では、実質的な活動主体となる自治会を中心とした地域や関係団体等と行政、警察、関係機関等が緊密に連携して、「みんなで つくろう 小江戸川越 防犯のまち」を合言葉に、犯行の機会を与えない、犯罪を起こさせない地域環境づくりを行う「防犯のまちづくり」の各種事業に取り組んでいる。

なお、平成25年1月には、市民生活の安全と平穏を確保し、社会経済活動の健全な発展を目指すため「川越市暴力団排除条例」を施行した。また、平成25年4月には、近年社会的問題となっている管理不全な空き家対策として「川越市空き家等の適正管理に関する条例」を施行したが、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことを受け、この条例を全部改正し、平成30年4月に新たに「川越市空家等の適切な管理に関する条例」を制定した。これらの法や条例の規定に基づき、本市の空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成30年7月に「川越市空家等対策計画」を策定した。

「小江戸川越防犯のまちづくり情報」メール配信サービス登録件数

年度	区分	登録件数(件)	メール配信数(件)
令和元年度		8,741	180
令和2年度		9,748	240
令和3年度		9,964	303

2 防犯灯

市民生活に身近な犯罪の防止を図ることを目的として、犯行の機会を与えない、犯罪を起こさせない地域環境づくりを行う「防犯のまちづくり」を推進するため、各自治会からの要望等に基づき、LED型防犯灯の新設及び既設の整備を行い、夜間の犯罪の予防に努めている。

また、各自治会等に対し電気料の2分の1（平成26年度までは3分の2）を限度とし、予算の範囲内で補助を行っている。

(各年度末現在)

年度	区分	設置数(基)	総数(基)	補助金(円)
令和元年度		123	22,724	19,785,728
令和2年度		105	22,861	17,974,845
令和3年度		86	22,967	17,500,228

※ 総数には市が設置したもののほか、開発に伴う寄付等も含む。

3 交通事故発生状況

年	区分	人身事故数(件)	死亡者(人)	傷者(人)
令和元年中		1,272	4	1,552
令和2年中		978	7	1,133
令和3年中		1,041	6	1,207

4 交通安全運動の推進(令和3年度)

春の全国交通安全運動	4月6日～4月15日
夏の交通事故防止運動	7月15日～7月24日
秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日
冬の交通事故防止運動	12月1日～12月14日

5 交通安全思想の普及

(1) 交通安全教育

幼稚園、小学校、自治会等関係機関・団体と連携を密にし、自他の生命尊重という基本理念の下、幼児・児童を中心とした交通安全教育を実施した。交通安全教室においては、各種指導器材を使用して、「道路の安全な渡り方」「自転車の安全な乗り方」の指導に努めた。

交通安全教室の開催状況

(令和3年度)

	幼児	小学生	中学生	保護者等	高齢者	一般	合計
回数(回)	4	77	0	15	0	12	108
人員(人)	497	8,386	0	1,579	0	80	10,542

(2) 啓発活動

年4回の交通安全運動期間を中心に、交通弱者、特に、歩行者・自転車利用者の安全確保と交通ルールの遵守実践化を図るため、市・警察・交通指導員・交通安全協会・交通安全母の会等の関係機関・団体が、チラシ、啓発品を配布するなど創意工夫をこらし効果ある啓発活動に努めた。

(3) 広報活動

広報を通じて市民の交通安全意識の高揚と安全な行動の実践を図るため、市広報紙・機関紙に掲載するほか、庁内放送、ポスターの掲示などの広報活動を推進した。

6 交通安全施設設置状況

交通安全対策の一つとして、住民要望等を受けて道路標示、道路反射鏡、道路照明灯、標識・看板等の交通安全施設を設置しており、近年では小中学校関係者からの要望により通学路安全対策を強化している。

施設名	令和元年度実施	令和2年度実施	令和3年度実施
道路標示(km)	8	2	4
道路反射鏡(基)	40	29	30
道路照明灯(灯)	0	0	0
標識・看板(基)	24	27	39

※ 修繕を除く

7 放置自転車対策

川越市内にある11駅のうち、5駅に市営の有料自転車駐車場、2駅に無料の自転車置場を設置し、自転車利用者の便宜を図っている。

また、駅周辺における自転車の放置対策として、置き方指導及び整理、月に数回の放置自転車の撤去を実施している。

川越駅西口第一自転車駐車場ほか7施設利用状況

施設名	令和元年度 利用者数（月平均）	令和2年度 利用者数（月平均）	令和3年度 利用者数（月平均）
川越駅西口第一自転車駐車場 （昭和57年5月開設）	1,293人	1,276人	1,247人
的場駅前自転車駐車場 （昭和63年6月開設）	601人	499人	510人
川越駅東口自転車駐車場 （昭和63年6月開設）	2,130人	1,917人	1,945人
川越駅西口第二自転車駐車場 （平成2年7月開設）	1,181人	1,107人	1,105人
南大塚駅南口自転車駐車場 （平成5年4月開設）	284人	265人	258人
新河岸駅自転車駐車場 （平成6年4月開設）	398人	302人	247人
本川越駅前自転車駐車場 （平成15年2月開設）	234人	221人	224人
川越駅西口第三自転車駐車場 （平成27年4月開設）	1,024人	930人	871人

V 男女共同参画社会

1 男女共同参画

豊かで活力ある社会を築いていくためには、一人ひとりが主体性と責任をもって家庭や地域社会に積極的に参画していくことが必要である。

しかし、現実には今もなお家庭、地域、職場などあらゆる分野において、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残り、人々がそれぞれの個性に基づいて、十分に活動する機会を妨げる要因となっている。男女が性別にかかわらずお互いに人格を尊重し、個性と能力を十分発揮し、かつ責任を分担する男女共同参画社会とするためには、男女双方の意識の改革が必要である。

更に、あらゆる分野に男女が共同して参画できるよう政策方針決定過程への女性の参画も重要とされる。

本市では、「第六次川越市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して関連施策を総合的に推進している。

〈事業内容〉

普及・啓発に関すること

団体育成に関すること

調査・研究に関すること

男女共同参画基本計画の管理に関すること

配偶者暴力相談支援センターに関すること

女性相談（配偶者暴力相談支援センター）利用状況 (単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数（延べ）	440	516	518
うちDV（主訴のみ）	189	249	240

カウンセリングルーム利用状況 (単位：人)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人員（延べ）	62	25	27

VI 戸籍・住民・国民年金

1 戸 籍

(令和4年4月1日現在)

本籍数 119,864 戸籍 本籍人口数 296,490 人

2 市民センター別人口及び世帯数の推移

	令和2年4月1日		令和3年4月1日		令和4年4月1日	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
市内全域	353,456	160,831	353,442	163,023	352,896	164,413
本庁管内	105,858	51,213	106,048	52,000	105,789	52,436
市民センター管内	247,598	109,618	247,394	111,023	247,107	111,977
芳野	5,627	2,243	5,550	2,231	5,456	2,227
古谷	10,472	4,410	10,351	4,448	10,240	4,444
南古谷	25,193	10,530	25,116	10,630	25,111	10,747
高階	52,989	25,077	53,439	25,598	53,408	25,794
福原	20,690	8,599	20,831	8,801	21,062	9,027
大東	35,198	15,406	35,277	15,732	35,195	15,794
霞ヶ関	32,567	14,036	32,504	14,203	32,347	14,250
川鶴	5,662	2,546	5,588	2,567	5,555	2,592
霞ヶ関北	17,100	8,113	16,876	8,039	16,741	8,099
名細	30,061	13,684	29,896	13,755	30,048	13,930
山田	12,039	4,974	11,966	5,019	11,944	5,073

※ 在住外国人を含む

3 戸籍・住民基本台帳処理件数

(1) 戸 籍

(令和3年度)

区分	新戸籍編製	戸籍全部消除	違反通知	戸籍の再製補完	その他	計
件数	2,421	1,882	50	0	12	4,365

(2) 住民基本台帳

(令和3年度)

区分	記載 (転入、出生等)	消除 (転出、死亡等)	修正 (転居、婚姻等)	戸籍の附票・記載	戸籍の附票・消除	計
件数	13,559	14,878	28,474	5,563	6,379	68,853

4 戸籍・住民基本台帳等証明件数並びに手数料

(令和3年度)

種 別		件 数 (件)	単 価 (円)	金 額 (円)		
戸	全 部 事 項 証 明	戸籍	35,896	450	16,153,200	
		除籍	3,826	750	2,869,500	
	個 人 事 項 証 明	戸籍	6,182	450	2,781,900	
		除籍	128	750	96,000	
	一 部 事 項 証 明	戸籍	5	450	2,250	
		除籍	6	750	4,500	
	膳 本	戸籍	0	450	0	
		除籍	14,652	750	10,989,000	
	抄 本	戸籍	0	450	0	
		除籍	121	750	90,750	
	籍	記 載 事 項 証 明	戸籍	5	350	1,750
			除籍	0	450	0
受 理 証 明		1,697	350	593,950		
手数料の標準政令第5号 ただし書証明		44	1,400	61,600		
届書に基づく証明		130	350	45,500		
小 計		62,692	—	33,689,900		
住 民 基 本 台 帳	住 民 票 の 写 し	164,821 (16,638)	200	32,964,200		
	住 民 票 の 除 票 の 写 し	10,598	200	2,119,600		
	広 域 交 付 住 民 票	237	200	47,400		
	戸 籍 の 附 票	4,489	200	897,800		
	戸 籍 の 附 票 の 除 票	399	200	79,800		
	記 載 事 項 証 明	3,919	200	783,800		
	除 票 記 載 事 項 証 明	3	200	600		
	閲 覧	0	200	0		
	補 助 簿 閲 覧	34	400	13,600		
小 計		184,500	—	36,906,800		
諸 証 明	印 鑑 証 明 書	97,843 (12,269)	200	19,568,600		
	身 分 証 明 書	2,679	200	535,800		
	埋 火 葬 証 明 書	0	200	0		
	そ の 他 の 証 明 書	868	200	173,600		
	小 計		101,390	—	20,278,000	
自 動 車 臨 時 運 行 許 可		2,661	750	1,995,750		
個 人 番 号 カ ー ド 再 交 付 手 数 料		180	800	144,000		
合 計		351,423	—	93,014,450		

※ 括弧内はコンビニ交付の件数

5 国籍・地域別外国人住民登録数

(令和4年4月1日現在)

国名	中国	ベトナム	フィリピン	ネパール	韓国及び朝鮮	ブラジル
人数	2,457	1,963	917	795	548	353
国名	インドネシア	タイ	ペルー	米国	その他	計
人数	204	138	136	122	1,091	8,724

6 国民年金

国民年金は、収入の保障を計り、生活の安定、向上を目的として、昭和34年4月に発足した制度である。

昭和61年4月、公的年金制度を長期にわたり運営していくため、基礎年金制度が導入され、国民年金から「老齢基礎年金」「障害基礎年金」「遺族基礎年金」の給付を行うこととなった。

また、平成29年8月、老齢基礎年金の年金受給資格期間が25年以上から10年以上に短縮された。

(1) 拠出年金

新国民年金法による給付

(令和4年4月1日現在)

種 類	受 給 要 件	年 金 額	
老 齢 基礎年金	保険料を納めた期間、保険料の免除期間と合算対象期間（カラ期間）、厚生年金保険加入期間、共済組合加入期間などを合わせて10年以上ある人が65歳になったとき。（昭和5年4月1日までに生まれた人は期間が短縮される）	777,800円× 納付月数+全額免除月数×1/2+3/4 免除月数× 5/8+半額免除月数×3/4+1/4 免除月数×7/8 <hr/> 加入可能年数×12月	
障 害 基礎年金	国民年金の加入期間中に初診日のある傷病で障害になり、障害の程度が国民年金法の1級か2級に該当し、次の①か②の納付要件を満たしているとき。 ①初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して2/3以上あること。 ②初診日が令和8年3月31日以前の場合は、直近1年間に滞納がないこと。 ※ 18歳未満の子、または20歳未満で障害等級が1級・2級の子を扶養しているときは、子の加算あり。	1級 2級 子の加算 1人目、2人目 3人目以上1人増毎に	972,250円 777,800円 223,800円 74,600円
遺 族 基礎年金	国民年金の加入中（納付要件あり）または老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者、又は子に支給。 ※ 子とは18歳未満または20歳未満で障害等級が1級・2級 保険料納付要件は障害基礎年金と同じ	基本額 子の加算	777,800円 障害基礎年金と同じ
付加年金	老後により多くの年金を受けたいという人が、希望で付加保険料を納め、老齢基礎年金の受給権を得たときに支給される。 （第1号被保険者・任意加入被保険者が加入）	老齢基礎年金の上積み 200円×付加保険料納付済期間の月数	
寡婦年金	保険料を10年以上納めた（免除を含む）期間のある夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給しないうちに死亡したとき10年以上婚姻関係にあった妻に60歳から65歳までの間支給。	夫の老齢基礎年金額の3/4	
死亡一時金	保険料納付済期間の合計が3年以上ある人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合、生計同一の遺族に支給。	保険料を納めた期間	金 額
		3年以上15年未満 15年以上20年未満 20年以上25年未満 25年以上30年未満 30年以上35年未満 35年以上	120,000円 145,000円 170,000円 220,000円 270,000円 320,000円

旧国民年金法による給付

(令和4年4月1日現在)

種 類	受 給 要 件	年 金 額
老齢年金	大正15年4月1日以前に生まれた人で、昭和61年3月以前に受給権が発生した人を対象に保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が25年以上ある人が65歳になったとき。この25年の期間は年齢に応じて、10年から24年に短縮される。	※(2,491円×保険料納付済期間の月数)+(2,491円×保険料免除期間の月数×1/3) 5年年金 402,200円
通 算 老齢年金	大正15年4月1日以前に生まれた人で、昭和61年3月以前に受給権が発生した人を対象に通算対象期間(国民年金保険料納付済期間、厚生年金、共済組合等)が25年以上あるか、国民年金以外の通算対象期間が20年以上ある人が65歳になったとき。	(2,491円×保険料納付済期間の月数)+(2,491円×保険料免除期間の月数×1/3)

拠出年金被保険者数

(令和4年3月末現在)

項 目	被 保 険 者 数				免 除 該 当 者					付加年金 加 入 者
	第1号	任意加入	第3号	計	法 免	申 免	納付猶予	学生特例	計	
人 数	41,003	527	24,400	65,930	3,333	6,301	1,810	5,301	16,745	2,019

受給状況

(各年3月末現在)

項 目 年 度	老齢年金	通算老齢 年 金	基 礎 年 金				障 害 年 金	母 子 年 金	遺 児 年 金	寡 婦 年 金	国民年金 総 数
			老 齢	障 害 (新法)	障 害 (福祉)	遺 族					
令和元	690 20	526	88,043	942 1,147	2,438	451 101	49	0	0	17	94,424
令和2	585 20	448	89,100	976 1,183	2,524	450 104	48	0	0	17	95,455
令和3	511 20	358	89,603	1,026 1,228	2,606	439 109	45	0	0	17	95,962

- ※ 老齢年金の下段の数字は、5年年金受給者
- ※ 障害基礎年金のうち新法は昭和61年4月からの該当者
- ※ " 福祉は20歳前障害等の受給者
- ※ 障害基礎・遺族基礎年金の上段の数字は、厚生年金(共済年金)と基礎年金とを併せて受給している受給者

(2) 老齢福祉年金

国民年金発足当時すでに高年齢に達していた人は、拠出年金を受けるための受給資格期間を満たせないために無拠出の老齢福祉年金が支給される制度である。

老齢福祉年金受給状況

(令和4年3月末現在)

受 給 権 者	受 給 者	年 金 額
0人	0人	0円

Ⅶ 斎 場

斎場は、今後増加する火葬需要に対応するとともに、葬儀の多様化、個別化など市民ニーズを十分反映した施設とするため新たに建設し、平成29年4月1日から供用開始した。

環境性能に優れた火葬炉を設置するとともに、CO₂排出抑制のため太陽光発電システムや地中熱利用による空調設備の採用、雨水のトイレ洗浄等への利用、LED照明の採用など、環境に配慮した建物としている。

また、利用諸室はすべて1階に配置し、バリアフリー構造となっている。

1 施設の概要

所在地	大字小仙波 786 番地 1
敷地面積	17,880.75 m ²
延床面積	7,316.42 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建 (2 階は機械室)
火葬炉	13 炉 (内 1 炉は小動物用)
式場	2 室 (各式場に遺族控室、式場控室、司式控室、受付ロビー、クロークを設置。更衣室は共用) 小式場 1 (30 席) 小式場 2 (30 席)
待合室	10 室 小 8 室 (40 席) 大 2 室 (60 席)
霊安室	1 室 (遺体保冷库 4 基)
職員	場長ほか計 8 名 (全員市民聖苑やすらぎのさとと兼務)

2 利用状況

区分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		件数	人(日)数	件数	人(日)数	件数	人(日)数	
火 葬	市 内	3,191 件	—	3,381 件	—	3,569 件	—	
	市 外	586 件	—	602 件	—	814 件	—	
小動物火葬	市 内	1,032 件	—	1,032 件	—	1,034 件	—	
	市 外	106 件	—	102 件	—	101 件	—	
式 場	通夜	小式場1	234 件	3,835 人	208 件	1,797 人	221 件	1,802 人
		小式場2	243 件	4,468 人	216 件	2,216 人	196 件	1,542 人
	告別式	小式場1	282 件	4,645 人	288 件	3,361 人	294 件	3,391 人
		小式場2	287 件	4,939 人	291 件	3,521 人	292 件	3,095 人
待 合 室		3,261 件	53,890 人	3,344 件	39,843 人	3,657 件	43,258 人	
霊 安 室		319 件	1,215 日	359 件	1,357 日	391 件	1,485 日	
霊 柩 車		29 件	—	—	—	—	—	
祭 壇		0 件	—	—	—	—	—	
葬祭用具		79 件	—	11 件	—	15 件	—	
小動物用葬祭用品		1,106 件	—	1,113 件	—	1,126 件	—	

備考 小動物用葬祭用品は、小動物用骨つぼ等。

令和2年4月1日をもち霊柩車の運行、祭壇の貸出、一部の葬祭用具の実費販売事業を廃止した。

3 施設使用料金

(令和4年4月1日現在)

区 分		単 位	使用料
火葬	満12歳以上であった者	市内居住者	1体 無料
		市外居住者	1体 48,000円
	満12歳未満であった者	市内居住者	1体 無料
		市外居住者	1体 32,000円
小動物火葬	10キログラム未満	市内居住者	1体 7,000円
		市外居住者	1体 14,000円
	10キログラム以上25キログラム未満	市内居住者	1体 14,000円
		市外居住者	1体 28,000円
	25キログラム以上60キログラム未満	市内居住者	1体 21,000円
		市外居住者	1体 42,000円
式場	小式場1	通夜等及び告別式	1回 40,000円
		告別式のみ	1回 20,000円
	小式場2	通夜等及び告別式	1回 40,000円
		告別式のみ	1回 20,000円
待合室	待合室(小)	市内居住者	1回 2,000円
		市外居住者	1回 4,000円
	待合室(大)	市内居住者	1回 3,000円
		市外居住者	1回 6,000円
霊安室		1棺24時間	1,000円

備考 霊安室について、利用の許可を受けた時間を超過して利用する場合の使用料は、12時間(12時間に満たない場合は、12時間とする。)につき500円とする。

VIII 市民聖苑やすらぎのさと

市民聖苑やすらぎのさととは、近年の生活様式の変化などにより、自宅で行うことが難しくなった通夜、告別式及び法要を行う場所として、多くの市民の要望にもとづき建設した施設で、平成12年7月1日にオープンした。

祭壇（無料）を常設した式場が、大小6つあり、式場毎の独立性を保つことができる配置となっている。

法要室は、和室1室、洋室3室があり、精進落としや年回忌法要等が行える。

また、地球環境の保全や資源の有効活用として、太陽光発電（約20キロワット）や雨水利用設備も備えた施設である。

1 施設の概要

所在地	大字小仙波 867 番地 1
敷地面積	22,036.15 m ²
延床面積	4,698.79 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建（耐火構造）
式場	6 室（各式場に遺族控室、会葬者控室、司式控室、受付ロビー、クローク、更衣室等を設置） 第 1 式場（150 席）、第 2 式場（150 席）、第 3 式場（60 席）、第 4 式場（60 席） 第 5 式場（100 席）、第 6 式場（30 席） ※ 第 1、第 2 式場は間仕切りをはずし「大式場」として利用可能（350 席）。第 6 式場は会葬者控室、受付ロビー、クローク、更衣室等の設置なし。
法要室	4 室（各室に配膳室を設置） 法要和室（40 席）、法要洋室 1（40 席）、法要洋室 2（40 席）、法要洋室 3（40 席） ※ 法要洋室 1、2 は間仕切りをはずし「大洋室」として利用可能（80 席）
霊安室	2 室（遺体保冷库 10 基）

2 利用状況

			令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			件数	人(日)数	件数	人(日)数	件数	人(日)数
式場	通夜	第1式場	80件	9,993人	50件	2,269人	74件	4,230人
		第2式場	68件	9,064人	35件	2,284人	26件	1,337人
		第3式場	268件	11,775人	237件	4,877人	228件	4,523人
		第4式場	241件	10,369人	206件	4,366人	218件	3,541人
		第5式場	203件	14,113人	142件	5,043人	170件	4,283人
		第6式場	142件	1,325人	155件	607人	163件	494人
		第1・第2式場	3件	430人	1件	75人	2件	330人
	小計	1,005件	57,069人	826件	19,521人	881件	18,738人	
	告別式	第1式場	81件	4,011人	53件	1,359人	80件	1,837人
		第2式場	68件	3,323人	42件	1,072人	27件	498人
		第3式場	285件	8,245人	278件	5,074人	283件	4,781人
		第4式場	260件	6,700人	254件	4,395人	253件	3,872人
		第5式場	208件	8,026人	163件	3,851人	196件	3,976人
		第6式場	207件	2,917人	232件	2,346人	250件	2,313人
第1・第2式場		3件	150人	1件	50人	2件	50人	
小計	1,112件	33,372人	1,023件	18,147人	1,091件	17,327人		
合計			2,117件	90,441人	1,849件	37,668人	1,972件	36,065人
法要室	精進落とし	法要和室	1件	40人	0件	0人	0件	0人
		法要洋室1	6件	100人	2件	49人	3件	32人
		法要洋室2	6件	92人	3件	78人	0件	0人
		法要洋室3	16件	380人	8件	125人	5件	75人
		法要洋室1・2	0件	0人	0件	0人	1件	42人
		小計	29件	612人	13件	252人	9件	149人
	年回忌法要	法要和室	4件	57人	0件	0人	0件	0人
		法要洋室1	12件	134人	9件	76人	16件	156人
		法要洋室2	11件	161人	2件	17人	4件	33人
		法要洋室3	47件	517人	43件	378人	51件	370人
		小計	74件	869人	54件	471人	71件	559人
	通夜振る舞い	法要和室	0件	0人	0件	0人	0件	0人
		法要洋室1	2件	53人	1件	12人	0件	0人
		法要洋室2	9件	153人	1件	26人	0件	0人
法要洋室3		45件	714人	19件	267人	3件	19人	
小計		56件	920人	21件	305人	3件	19人	
合計			159件	2,401人	88件	1,028人	83件	727人
霊安室			470件	1,955日	388件	1,580日	435件	1,906日

3 施設使用料金

(令和4年4月1日現在)

区分		単位	使用料
式場	第1式場	通夜等及び告別式	1回 80,000円
		告別式のみ	1回 40,000円
	第2式場	通夜等及び告別式	1回 80,000円
		告別式のみ	1回 40,000円
	第3式場	通夜等及び告別式	1回 30,000円
		告別式のみ	1回 15,000円
	第4式場	通夜等及び告別式	1回 30,000円
		告別式のみ	1回 15,000円
	第5式場	通夜等及び告別式	1回 50,000円
		告別式のみ	1回 25,000円
	第6式場	通夜等及び告別式	1回 8,000円
		告別式のみ	1回 4,000円
法要室	法要和室		2時間 2,500円
	法要洋室1		2時間 2,500円
	法要洋室2		2時間 2,500円
	法要洋室3		2時間 2,500円
霊安室		1棺 24時間	1,000円

- 備考1. 法要室について、利用の許可を受けた時間を超過して利用する場合の使用料は、1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）につき1,250円とする。
2. 霊安室について、利用の許可を受けた時間を超過して利用する場合の使用料は、12時間（12時間に満たない場合は、12時間とする。）につき500円とする。

IX 市民センター等

1 市民センター

地域における市民の自主的な活動を支援し、市民及び市が協働して行う地域づくりを推進するとともに、地域における行政の窓口として市民の利便に供するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する出張所として、川越市市民センター（以下「市民センター」という。）を設置しているものである。

なお、地域活動支援及び地域づくりの推進に当たっては、市民センター併設の公民館と連携し、一体的に実施していく。

2 市民センター等の所在地及び職員数

（令和4年4月1日現在）

名 称	所 在 地	職員数（人）	備 考
川越駅西口連絡所	脇田本町8番地1	13	U_PLACE(ユープレイス)3階
芳野市民センター	大字北田島119番地2	7	公民館と併設
古谷	大字古谷上3830番地2	7	公民館と併設
南古谷	大字今泉371番地1	8	公民館と併設
高階	大字藤間27番地1	15	公民館、図書館、児童館と併設
福原	大字今福481番地3	7	公民館と併設
山田	大字山田161番地7	7	公民館と併設
名細	大字小堤662番地1	8	公民館と併設
霞ヶ関	大字笠幡177番地1	8	公民館と併設
川鶴	川鶴2丁目8番地3	7	公民館と併設
霞ヶ関北	霞ヶ関北3丁目12番地4	10	
大東	豊田本5丁目16番地1	10	公民館と併設
合 計		107	

※ 市民センターの職員数は公民館との兼務を含む。

※ 川越駅西口連絡所については、地域活動支援を行っていない。

選挙管理委員会

選挙管理委員会は議会の議員及び長の選挙に関する事務を管理し、また、法令によってその権限とされたその他の選挙に関する事務（例 国、都道府県の選挙に関する事務）及びこれに関係ある事務を管理する。組織としては4人の委員による合議制の機関で、選挙管理委員は、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから議会により選挙され、その任期は4年である。なお、事務局職員は6人である。

最近の投票率の低下傾向に対処するため、川越市明るい選挙推進協議会の皆様の協力を得ての街頭啓発、広報車による宣伝及び大型店舗内での店内放送等で棄権防止に努めている。

また、任意制の選挙公報の発行及び選挙運動用ポスター掲示を公営掲示場とする選挙公営も昭和61年に条例化、さらに平成6年に選挙運動用ポスター・自動車等の公営制度、平成20年に市長選挙における選挙運動用ビラの公営制度、平成30年に市議会議員選挙における選挙運動用ビラの公営制度を条例化した。

1 選挙管理委員

職名	氏名	委員就任年月日
委員長	堀越 孝	平成22年12月17日 (委員長 平成27年6月30日)
委員長職務代理者	中村 孝治	平成27年6月30日 (委員長職務代理者 平成27年6月30日)
委員	新井 哲三郎	平成27年6月30日
委員	駒井 雅之	令和元年6月30日

2 投票所・登録者数

(令和4年3月1日現在)

区分	登録者数(人)	投票所数(ヶ所)	区分	登録者数(人)	投票所数(ヶ所)
本庁管内	89,050	15	霞ヶ関市民センター管内	26,630	5
芳野市民センター管内	4,494	2	川鶴市民センター管内	4,961	1
古谷市民センター管内	8,786	2	霞ヶ関北市民センター管内	14,274	4
南古谷市民センター管内	20,424	3	名細市民センター管内	24,495	5
高階市民センター管内	44,824	9	山田市民センター管内	9,692	2
福原市民センター管内	16,894	3	計	294,255	56
大東市民センター管内	29,731	5			

3 市長と市議の選挙

	投票年月日	当日有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)
市長選挙	平成21年1月25日	269,490	98,389	36.51
	平成25年1月27日		無投票	
	平成29年1月22日	288,373	85,640	29.70
	令和3年1月24日	290,275	64,008	22.05
市議会議員選挙	平成19年4月22日	265,308	122,598	46.21
	平成21年1月25日 (補欠選挙)	269,490	98,251	36.46
	平成23年4月24日	273,959	110,937	40.49
	平成27年4月26日	278,928	113,210	40.59
	平成29年1月22日 (補欠選挙)	288,373	85,562	29.67
	平成31年4月21日	287,768	109,217	37.95
	令和3年1月24日 (補欠選挙)	290,275	63,958	22.03

4 最近の選挙（市長と市議の選挙を除く）

	投票年月日	当日有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)
県議会議員選挙	平成31年4月7日	288,266	102,413	35.53
参院(埼玉県選出)	令和元年7月21日	292,162	131,626	45.05
参院(比例代表)	令和元年7月21日	292,162	131,607	45.05
県知事選挙	令和元年8月25日	289,124	87,395	30.23
参院補選(埼玉県選出)	令和元年10月27日	292,479	56,403	19.28
衆院(小選挙区)	令和3年10月31日	293,470	154,034	52.49
衆院(比例代表)	令和3年10月31日	293,470	154,011	52.48

監査制度

1 監査委員

監査委員は法令によって与えられた権限に基づいて、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営にかかる事業の管理を、更に必要があると認める時は、地方公共団体の財務以外の事務の執行等を監査し、その結果を報告、公表することにより、住民の福祉の増進と効率的な行政の執行に寄与している。

本市の監査委員制度は昭和23年4月1日川越市監査委員設置条例の施行にともない、知識経験を有する者と議員のうちから選任された委員1人の計2人で発足した。

現在の監査委員の定数は4人で、識見を有する者のうちから選任された委員2人（うち、1人常勤）と議員のうちから選任された委員2人の計4人からなり、職員8人をもって構成する事務局を設置し監査事務に携わっている。

委員の任期は、識見を有する者のうちから選任された委員は4年、議員のうちから選任された委員は議員の任期と定められている。

なお、監査委員は独任制の機関のため、監査の結果に関する報告の決定等は合議を原則としている。また、代表監査委員は委員の合議によって決定される。

(1) 委員構成

(令和4年4月1日現在)

氏名	就任年月日	備考
中 沢 雅 生	令和3年4月1日	識見を有するもの（代表・常勤）
石 川 隆 二	平成28年9月2日	識見を有するもの
矢 部 節	令和3年6月25日	議会選出
三 上 喜久蔵	令和3年6月25日	議会選出

(2) 監査状況

区分 年度	定期監査及び行政監査 ※上下水道局 定期監査含む (課所)	定期監査及び行政監査 (施設監査) (施設)	定期監査 (工事監査) (件)	財政援助 団体等監査 (団体)	例月出納 検査 (回)	住民監査 請求 (件)	決算審査 (基金の運用状況 審査含)	財政健全化等 審査
令和元	47	33	2	4	12	1	一般・特別会計 公営企業会計	財政健全化審査 経営健全化審査
令和2	52	0	3	2	12	0	一般・特別会計 公営企業会計	財政健全化審査 経営健全化審査
令和3	47	13	3	2	12	1	一般・特別会計 公営企業会計	財政健全化審査 経営健全化審査

※令和3年度は上記のほか随時監査を1件実施した。

2 包括外部監査

平成 15 年度の中核市移行に伴い、同制度を導入した。

本市では、公認会計士を包括外部監査人として、各年度ごとに包括外部監査契約を締結している。包括外部監査人は、自ら監査テーマを選定し、監査を実施し、「包括外部監査の結果報告書」を各年度内に提出している。

「包括外部監査の結果報告書」に指摘された事項については、それを真摯に受け止め対応していくこととしている。

「包括外部監査の結果報告書」及び措置を講じた事項については、その内容を公表している。

「包括外部監査の結果報告書」

令和元年度

テーマ： 「一般会計における補助金等に関する事務の執行について」

川越市包括外部監査人 鎌田 竜彦(公認会計士)

令和2年度

テーマ： 「観光振興及び街づくりに関する施策に係る事務の執行について」

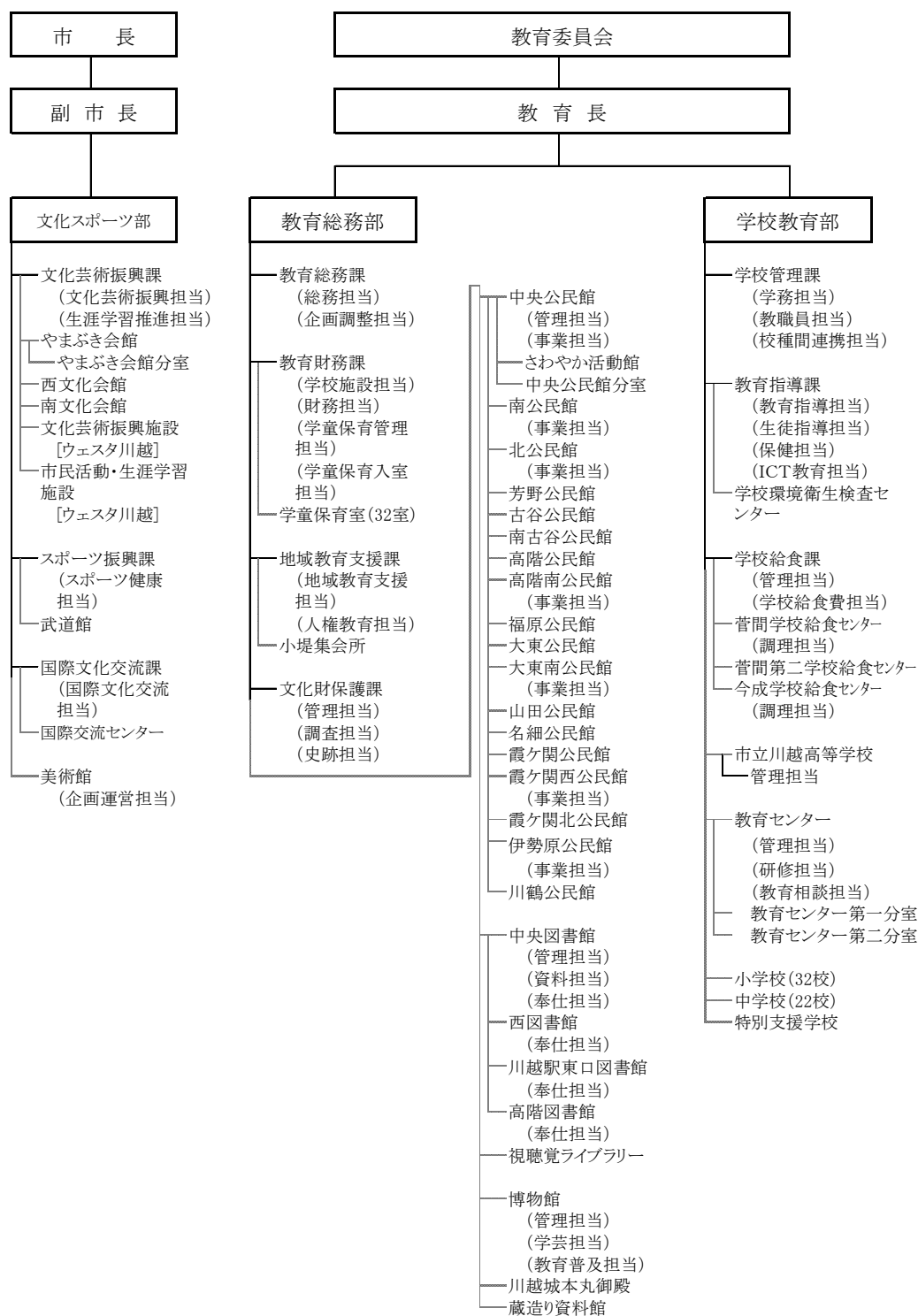
川越市包括外部監査人 佐久間 仁志(公認会計士)

令和3年度

テーマ： 「子ども・子育て支援に係る事業の管理及び財務事務の執行について」

川越市包括外部監査人 佐久間 仁志(公認会計士)

文化教育



文化教育

文化スポーツ部

I 文化芸術振興

1 文化事業の推進

市民の文化活動の発表及び鑑賞の機会の充実を図るとともに、地域に根差した文化活動の支援を行う。

平成27年度に設置した「川越市文化芸術スポーツ振興基金」の活用を図りながら、本市の文化芸術の振興を図る上での基本理念や取り組むべき施策を示した第三次川越市文化芸術振興計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）の推進を図る。

(1) 市民文化祭

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加団体数（団体）	228	—	71
観覧者数（人）	51,081	—	40,781
総参加者数（人）	54,308	—	41,171

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止

(2) 総合文化祭

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総参加者数（人）	4,603	—	—

※ 令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止

(3) 地区文化祭補助金

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施地区数（地区）	15	0	0

(4) 小江戸川越第九の会（市民公募による）演奏会

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入場者数（人）	1,338	—	777

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止

(5) 2音大クラシック・コンサート

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入場者数（人）	632	—	—

※ 尚美学園大学、東邦音楽大学によるクラシックコンサート

※ 令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止

(6) 市美術展覧会

	令和元年度 第68回展	令和2年度	令和3年度
出品点数(点)	633	—	—

※ 出品点数は、5部門(日本画、洋画・彫塑、工芸、書、写真)の合計数

※ 令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止

(7) 文芸川越

	令和元年度 第40号	令和2年度 第41号	令和3年度 第42号
掲載者数(人)	237	208	210
掲載作品数(点)	845	748	622

※ 掲載数は、詩、短歌、随筆、俳句、川柳、小説の合計数

(8) 子どもの文化芸術体験事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施校数(校)	19	9	17

※ 市立小学校を対象としたアウトリーチ活動

(9) 人材発掘・支援事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
オーディション合格組数(組)	3	—	4

※ 各種事業に協力いただける人材を発掘するとともに活動の機会を提供する。

※ 令和2年度より隔年開催とし、令和2年度は開催なし。

(10) 高校生小説大賞

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
応募数(点)	11	—	—
入賞(点)	5	—	—

※ 令和元年度に事業終了。

2 生涯学習の推進

市民一人ひとりが生涯を通じて学習し、その成果を生かすことができる体制の充実に努める。また、第四次川越市生涯学習基本計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）の推進を図るため、市の関係課・関係機関、大学などの高等教育機関と連携し、学習情報の発信や市民向けの講座を開催する。

(1) 川越大学間連携講座

令和3年度実施講座	講義回数 (回)	受講者数 (人)	延出席者数 (人)
①東洋大学共催事業「東京オリンピック・パラリンピックを100倍楽しむ科学的方法」	4	17	56
②東邦音楽大学共催事業「東邦音楽大学ピアノ講座」	3	28	75
合 計	7	45	131

3 成人式

成年に達した若者の新しい門出を祝福するとともに、成人としての自覚と市民としての意識を高めるため、成人式を開催する。

会場：ウェスタ川越大ホール等

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催日	令和2年1月12日（日）	令和3年4月4日（日）	令和4年1月9日（日）
対象者数（人）	3,689	3,549	3,528
参加者数（人）	2,299	1,816	2,237
参加率（%）	62	51	63
記念品	印鑑ケース	エコバック	ステンレスブックマーク（栞）

Ⅱ 文化施設等

1 川越市やまぶき会館

川越市やまぶき会館は、市民の文化芸術活動への施設建設の要望に応えた中ホールとして平成4年6月にオープンした。ホールには残響可変装置を設置し、客席508席の他に車椅子席、親子席を設けたほか、リハーサル室、会議室も併設している。

(1) 施設の概要

所在地	郭町1丁目18番地1
敷地面積	2,953.35 m ²
建築延面積	4,909.12 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建
ホール	518席(固定席508席、車椅子席5席、親子席5席) 楽屋2室(洋室、和室各1室)、講師控室(25.20 m ²)、シャワー室3室、 第1リハーサル室(109.21 m ²)、第2リハーサル室(144.53 m ²)
会議室	A会議室(67.10 m ² 20名)、B会議室(66.75 m ² 36名)、C会議室(68.61 m ² 36名)
その他	地下駐車場(43台うち障害者用2台) 第2駐車場(20台)

※ B、C会議室をとおして使用可能(135.36 m² 72名)

(2) 利用状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
総数	1,533	81,713	870	19,492	1,135	33,619
ホール	251	59,813	84	10,610	149	21,934
舞台のみ	18	385	3	123	7	57
第1リハーサル室	144	3,691	68	812	77	969
第2リハーサル室	177	3,145	135	1,457	182	2,565
A会議室	314	3,865	173	1,829	217	2,291
B会議室	315	5,616	197	2,326	233	2,752
C会議室	314	5,198	210	2,335	270	3,051

(3) 施設使用料

(令和4年4月1日現在)

利用区分		時間区分	午前 (円)	午後 (円)	夜間 (円)	
			(午前9時から 正午まで)	(午後0時30分から 午後5時まで)	(午後5時30分から 午後9時30分まで)	
ホ ー ル	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合 (基本使用料)	平日	8,200	14,800	19,700	
		土曜・日曜	9,800	17,600	23,500	
	1,000円以下のとき	平日	9,800	17,600	23,500	
		土曜・日曜	11,800	21,200	28,300	
	1,000円を超え2,000円以下のとき	平日	12,300	22,100	29,500	
		土曜・日曜	14,800	26,600	35,500	
	2,000円を超えるとき	平日	16,400	29,500	39,400	
		土曜・日曜	19,700	35,500	47,300	
	第1リハーサル室		平日	1,100	1,600	1,900
			土曜・日曜	1,300	1,900	2,200
第2リハーサル室		平日	1,400	2,000	2,400	
		土曜・日曜	1,700	2,500	2,900	
A 会議室		平日	1,100	1,600	1,900	
		土曜・日曜	1,300	1,900	2,200	
B 会議室		平日	1,100	1,600	1,900	
		土曜・日曜	1,300	1,900	2,200	
C 会議室		平日	1,100	1,600	1,900	
		土曜・日曜	1,300	1,900	2,200	

- 備考 1. 午前及び午後、午後及び夜間又は全日を通じて利用する場合は、それぞれの規定の金額を加えた金額をもって使用料とする。
2. 区域外居住者（本市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有しない者及び当該区域内に事務所、事業所等を有しない法人をいう。以下同じ。）が利用する場合又は区域外居住者を主たる対象として利用する場合は、ホールについては基本使用料の、その他の貸室等については規定使用料の5割相当額を割増使用料として徴収する。
3. 準備又は練習のため舞台のみを利用する場合の使用料は、ホール基本使用料の7割相当額とする。
4. 利用時間を超過して利用する場合の使用料は、1時間（1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき規定使用料の1時間当たり相当額の3割増の額とする。
5. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に利用するときの使用料は、土曜・日曜の規定使用料とする。

2 川越駅東口多目的ホール

川越駅東口多目的ホールは、平成14年7月に、市民の文化、芸術活動及び軽運動の場を提供するため、「クラッセ川越」内6階にオープンした。

会議、講演会、研修会、集会、ギャラリー、映写会、社交ダンス、エアロビクス等様々な形態での利用が可能となっている。

(1) 施設の概要

所在地	菅原町23番地10 クラッセ川越6F
施設面積	多目的ホール 144.9㎡ (机無席数 204席 机有席数 108席) 控室 10㎡ 男性更衣室 7㎡ 女性更衣室 8㎡

(2) 利用状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
多目的ホール	680	22,052	367	5,956	492	8,425

(3) 施設使用料

(令和4年4月1日現在)

利用区分	時間区分	午前 (円)	午後 (円)	夜間 (円)
		(午前9時30分から 午後0時30分まで)	(午後1時から 午後5時まで)	(午後5時30分から 午後9時30分まで)
全 面	平 日	2,100	2,900	3,700
	土曜・日曜	2,600	3,400	4,500
2 / 3 面	平 日	1,400	2,000	2,500
	土曜・日曜	1,800	2,300	3,000
1 / 3 面	平 日	700	900	1,200
	土曜・日曜	800	1,100	1,500

- 備考 1. 午前及び午後、午後及び夜間又は全日を通じて使用する場合は、それぞれの規定の金額を加えた金額をもって使用料とする。
2. 区域外居住者（本市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有しない者及び当該区域内に事務所、事業所等を有しない法人をいう。以下同じ。）が使用する場合は区域外居住者を主たる対象として使用する場合は、規定使用料の5割相当額を割増使用料として徴収する。
3. 利用時間を超過して利用する場合の使用料は、1時間（1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき規定使用料の1時間当たり相当額の3割増の額とする。
4. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に使用するときの使用料は、土曜・日曜の規定使用料とする。
5. 2/3面とは舞台側を使用することをいい、1/3面とは舞台側以外の側を使用することをいう。

3 川越西文化会館（メルト）

川越西文化会館は、昭和63年11月地域文化向上の拠点としてオープンした。

ホールは、音楽、演劇、舞踏等のあらゆる催物に利用でき、その他リハーサル室、会議室、和室（水屋付）、創作室、健康体操等に利用できる健康増進室、展示用パネル21枚を備えた展示ロビー、児童図書コーナー等を有する多目的施設となっている。

(1) 施設の概要

所在地	大字鯨井1556番地1
敷地面積	6,316.89㎡
建築延面積	3,191.34㎡
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造） 2階建搭屋付
ホール	352席（固定席 347席、車椅子席 5席） 楽屋 3室（洋室2室、和室1室）、シャワー室 2室、リハーサル室（108㎡ 50名）
会議室等	第1会議室（110㎡ 72名）、第2会議室（55㎡ 36名）、第3会議室（114㎡ 54名）、 研修室（69㎡ 20名）、和室（水屋付）（21畳 30名）、健康増進室（105㎡ 30名）、 創作室（78㎡ 30名）
その他	展示ロビー（162㎡）、児童図書コーナー（54㎡）、相談室（24㎡） ボランティアビューロー（39㎡）、駐車場（140台のうち障害者用4台）

※ 第1、第2会議室をとおして使用可能（165㎡ 108名）

(2) 利用状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
総数	2,693	79,519	1,860	33,917	2,600	51,352
ホール	178	28,023	80	7,347	158	17,289
舞台のみ	5	43	0	0	2	2
リハーサル室	270	6,760	173	2,105	317	4,190
第1会議室	242	11,356	185	7,691	263	9,108
第2会議室	391	7,319	210	2,812	296	3,573
第3会議室	327	7,554	303	4,800	340	4,933
研修室	198	2,419	116	1,186	149	1,291
和室	165	2,061	61	311	90	587
健康増進室	666	10,212	528	5,826	741	8,099
創作室	251	3,772	204	1,839	244	2,280

(3) 施設使用料

(令和4年4月1日現在)

利用区分		時間区分	午 前 (円)	午 後 (円)	夜 間 (円)	
			(午前9時から 正午まで)	(午後0時30分から 午後5時まで)	(午後5時30分から 午後9時30分まで)	
ホ ー ル	入場料その他これに類する 料金を徴収しない場合 (基本 使用料)	平 日	6,000	10,800	14,400	
		土曜・日曜	7,200	13,000	17,300	
	入場料その他これに類する料金を徴収する場合	1,000 円以下の とき	平 日	7,200	13,000	17,300
			土曜・日曜	8,600	15,500	20,600
		1,000 円を超え 2,000 円以下の とき	平 日	9,000	16,200	21,600
			土曜・日曜	10,800	19,400	25,900
		2,000 円を超え るとき	平 日	12,000	21,600	28,800
			土曜・日曜	14,400	25,900	34,600
	リ ハ ー サ ル 室		平 日	1,100	1,600	1,900
			土曜・日曜	1,300	1,900	2,200
	第 1 会 議 室		平 日	1,800	2,600	3,100
			土曜・日曜	2,200	3,200	3,700
第 2 会 議 室		平 日	900	1,300	1,500	
		土曜・日曜	1,100	1,600	1,900	
第 3 会 議 室		平 日	1,900	2,800	3,200	
		土曜・日曜	2,300	3,300	3,900	
研 修 室		平 日	1,300	1,900	2,200	
		土曜・日曜	1,600	2,300	2,700	
和 室		平 日	1,000	1,500	1,700	
		土曜・日曜	1,200	1,700	2,000	
健 康 増 進 室		平 日	1,000	1,500	1,700	
		土曜・日曜	1,200	1,700	2,000	
創 作 室		平 日	800	1,200	1,400	
		土曜・日曜	1,000	1,500	1,700	

- 備考1. 午前及び午後、午後及び夜間又は全日を通じて利用する場合は、それぞれの規定の金額を加えた金額をもって使用料とする。
2. 区域外居住者（本市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有しない者及び当該区域内に事務所、事業所等を有しない法人をいう。以下同じ。）が利用する場合又は区域外居住者を主たる対象として利用する場合は、ホールについては基本使用料の、その他の貸室等については規定使用料の5割相当額を割増使用料として徴収する。
3. 準備又は練習のため舞台のみを利用する場合の使用料は、ホール基本使用料の7割相当額とする。
4. ホールと同時に利用しない場合のリハーサル室の使用料は、規定使用料の3割相当額を増徴する。
5. 利用時間を超過して利用する場合の使用料は、1時間（1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき規定使用料の1時間当たり相当額の3割増の額とする。
6. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に利用するときの使用料は、土曜・日曜の規定使用料とする。

4 川越南文化会館（ジョイフル）

川越南文化会館は、川越西文化会館につづき2館目の地域文化向上の拠点として、平成6年5月にオープンした。

ホールは、音楽、演劇、舞踏等のあらゆる催物に利用でき、その他リハーサル室、会議室4室、茶室を有した第1和室と、その他2室の和室、トレーニング室、コミュニティスペース（図書コーナー付）を有する多目的施設となっている。

(1) 施設の概要

所在地	大字今福 1295 番地 2
敷地面積	14,670.00 m ²
建築延面積	4,297.60 m ²
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 3階建
ホール	368席（固定席 358席、車椅子席 5席、親子席 5席） 楽屋 3室（洋室2室、和室1室）、シャワー室 2室、リハーサル室（116 m ² 60名）
会議室等	第1会議室（95 m ² 60名）、第2会議室（63 m ² 36名）、第3会議室（72 m ² 20名）、 第4会議室（102 m ² 60名）、第1和室（12畳 20名）、第2和室（21畳 30名）、 第3和室（21畳 30名）、茶室（4.5畳 5名）、第1健康増進室（146 m ² 36名）、 第2健康増進室（127 m ² 31名）、創作室（65 m ² 24名）
その他	コミュニティスペース（396 m ² ）、トレーニング室（104 m ² ）、シャワー室 2室 健康相談室（28 m ² ）、ボランティアビューロー（38 m ² ）、駐車場（190台 うち障害者用4台）

※ 第1、第2会議室をとおして使用可能（158 m² 96名） ※ 第2、第3和室をとおして使用可能（42畳 60名）

(2) 利用状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
総数	3,562	78,816	2,249	35,261	2,997	46,832
ホール	157	23,999	68	5,871	109	10,738
舞台のみ	9	118	1	20	2	6
リハーサル室	260	4,491	185	2,199	315	3,472
第1会議室	211	8,475	160	5,330	230	7,378
第2会議室	315	6,294	148	2,278	224	3,060
第3会議室	196	2,382	97	1,225	147	1,573
第4会議室	218	7,748	115	3,451	162	3,873
第1和室	229	1,959	104	521	120	496
第2和室	118	1,420	100	950	107	866
第3和室	145	1,487	82	779	119	749
茶室	8	37	3	14	6	23
第1健康増進室	680	7,954	453	4,394	548	5,327
第2健康増進室	731	9,659	562	7,022	693	7,792
創作室	285	2,793	171	1,207	215	1,479

(3) 施設使用料

(令和4年4月1日現在)

利用区分		時間区分	午 前 (円)	午 後 (円)	夜 間 (円)	
			(午前9時から 正午まで)	(午後0時30分から 午後5時まで)	(午後5時30分から 午後9時30分まで)	
ホ ー ル	入場料その他これに類する料金を 徴収しない場合 (基本使用料)	平 日	6,000	10,800	14,400	
		土曜・日曜	7,200	13,000	17,300	
	料 金 を 徴 収 す る 場 合	1,000 円以下のとき	平 日	7,200	13,000	17,300
			土曜・日曜	8,600	15,500	20,600
		1,000 円を超え 2,000 円 以下のとき	平 日	9,000	16,200	21,600
			土曜・日曜	10,800	19,400	25,900
		2,000 円を超えるとき	平 日	12,000	21,600	28,800
			土曜・日曜	14,400	25,900	34,600
	リ ハ ー サ ル 室		平 日	1,100	1,600	1,900
			土曜・日曜	1,300	1,900	2,200
第 1 会 議 室		平 日	1,500	2,200	2,600	
		土曜・日曜	1,800	2,600	3,100	
第 2 会 議 室		平 日	1,000	1,500	1,700	
		土曜・日曜	1,200	1,700	2,000	
第 3 会 議 室		平 日	1,400	2,000	2,400	
		土曜・日曜	1,700	2,500	2,900	
第 4 会 議 室		平 日	1,600	2,300	2,700	
		土曜・日曜	1,900	2,800	3,200	
第 1 和 室		平 日	1,000	1,500	1,700	
		土曜・日曜	1,200	1,700	2,000	
第 2 和 室		平 日	1,500	2,200	2,600	
		土曜・日曜	1,800	2,600	3,100	
第 3 和 室		平 日	1,200	1,700	2,000	
		土曜・日曜	1,400	2,000	2,400	
茶 室		平 日	700	1,000	1,200	
		土曜・日曜	800	1,200	1,400	
第 1 健 康 増 進 室		平 日	1,400	2,000	2,400	
		土曜・日曜	1,700	2,500	2,900	
第 2 健 康 増 進 室		平 日	1,200	1,700	2,000	
		土曜・日曜	1,400	2,000	2,400	
創 作 室		平 日	600	900	1,000	
		土曜・日曜	700	1,000	1,200	

- 備考 1. 午前及び午後、午後及び夜間又は全日を通じて利用する場合は、それぞれの規定の金額を加えた金額をもって使用料とする。
2. 区域外居住者（本市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有しない者及び当該区域内に事務所、事業所等を有しない法人をいう。以下同じ。）が利用する場合又は区域外居住者を主たる対象として利用する場合は、ホールについては基本使用料の、その他の貸室等については規定使用料の5割相当額を割増使用料として徴収する。
3. 準備又は練習のため舞台のみを利用する場合の使用料は、ホール基本使用料の7割相当額とする。
4. ホールと同時に利用しない場合のリハーサル室の使用料は、規定使用料の3割相当額を増徴する。
5. 利用時間を超過して利用する場合の使用料は、1時間（1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき規定使用料の1時間当たり相当額の3割増の額とする。
6. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に利用するときの使用料は、土曜・日曜の規定使用料とする。

Ⅲ 川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設

川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設は、文化芸術の振興並びに市民の活動及び交流の促進を図り、もって市民の文化の発展及び福祉の増進に資するために設置された。

川越市、埼玉県共同事業として民間の参画を得て整備された西部地域振興ふれあい拠点（街区愛称：ウェスタ川越 平成27年オープン）の公共施設棟内に、文化芸術振興施設（大ホール等）、会議室、活動室等で構成される市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設を有する。

公共施設棟の概要

所在地	新宿町1丁目17番地17
敷地面積	13,524 m ²
建築面積	8,763 m ²
建築延面積	40,211 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下2階地上6階建
その他	地下駐車場 普通自動車（204台 うち障害者用6台）、自動二輪車（12台） 屋外駐輪場 自転車（193台）、原動機付自転車（17台）

※ 埼玉県施設を含む公共施設棟全体の概要

1 文化芸術振興施設（大ホール等）

大ホールは、オペラやクラシックコンサート、バレエ、演劇、伝統芸能など、目的に合わせた多彩な催し物に対応できる。リハーサル室（小ホール）は、発表会等の利用もできる。

（1）施設の概要

大ホール等	プロセニウム形式（可変） 1,712席（複床式3層） / 別途 親子席10席 ・1階席 982席（車イス席4席含む） ・2階席 154席 ・3階席 576席
その他	リハーサル室（小ホール） 大楽屋 2室、中楽屋 4室、小楽屋 4室、シャワー室 2室、外部スタッフ室、更衣室 2室

（2）利用状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
総数	675	285,275	276	35,526	666	121,541
大ホール	299	249,802	83	29,212	239	104,554
リハーサル室（小ホール）	376	35,473	193	6,314	427	16,987

（3）施設利用料金

大ホール（全席利用の場合）

（令和4年4月1日現在）

入場料徴収額	時間区分	午前(円)	午後(円)	夜間(円)	午前・午後(円)	午後・夜間(円)	全日(円)
		(午前9時～正午)	(午後1時～午後5時)	(午後6時～午後10時)	(午前9時～午後5時)	(午後1時～午後10時)	(午前9時～午後10時)
入場料徴収無	平日	58,800	78,400	78,400	137,200	156,800	215,600
	土日祝日	70,500	94,000	94,000	164,500	188,000	258,500
500円以下	平日	70,500	94,000	94,000	164,500	188,000	258,500
	土日祝日	84,600	112,800	112,800	197,400	225,600	310,200
500円を超え 1,000円以下	平日	76,200	101,600	101,600	177,800	203,200	279,400
	土日祝日	91,500	122,000	122,000	213,500	244,000	335,500
1,000円を超え 2,000円以下	平日	82,200	109,600	109,600	191,800	219,200	301,400
	土日祝日	98,700	131,600	131,600	230,300	263,200	361,900
2,000円を超え 3,000円以下	平日	88,200	117,600	117,600	205,800	235,200	323,400
	土日祝日	105,600	140,800	140,800	246,400	281,600	387,200
3,000円を超え 4,000円以下	平日	93,900	125,200	125,200	219,100	250,400	344,300
	土日祝日	112,800	150,400	150,400	263,200	300,800	413,600
4,000円を超え 5,000円以下	平日	99,900	133,200	133,200	233,100	266,400	366,300
	土日祝日	119,700	159,600	159,600	279,300	319,200	438,900
5,000円を超える とき	平日	117,600	156,800	156,800	274,400	313,600	431,200
	土日祝日	141,000	188,000	188,000	329,000	376,000	517,000

大ホール（一階席のみ利用の場合）

時間区分		午前(円) (午前9時～ 正午)	午後(円) (午後1時～ 午後5時)	夜間(円) (午後6時～ 午後10時)	午前・午後(円) (午前9時～ 午後5時)	午後・夜間(円) (午後1時～ 午後10時)	全日(円) (午前9時～ 午後10時)
入場料徴収額	平日	41,100	54,800	54,800	95,900	109,600	150,700
	土日祝日	49,200	65,600	65,600	114,800	131,200	180,400
500円以下	平日	49,200	65,600	65,600	114,800	131,200	180,400
	土日祝日	59,100	78,800	78,800	137,900	157,600	216,700
500円を超え 1,000円以下	平日	53,400	71,200	71,200	124,600	142,400	195,800
	土日祝日	64,200	85,600	85,600	149,800	171,200	235,400
1,000円を超え 2,000円以下	平日	57,600	76,800	76,800	134,400	153,600	211,200
	土日祝日	69,000	92,000	92,000	161,000	184,000	253,000
2,000円を超え 3,000円以下	平日	61,500	82,000	82,000	143,500	164,000	225,500
	土日祝日	73,800	98,400	98,400	172,200	196,800	270,600
3,000円を超え 4,000円以下	平日	65,700	87,600	87,600	153,300	175,200	240,900
	土日祝日	78,900	105,200	105,200	184,100	210,400	289,300
4,000円を超え 5,000円以下	平日	69,900	93,200	93,200	163,100	186,400	256,300
	土日祝日	83,700	111,600	111,600	195,300	223,200	306,900
5,000円を超える とき	平日	82,200	109,600	109,600	191,800	219,200	301,400
	土日祝日	98,700	131,600	131,600	230,300	263,200	361,900

備考1. 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日は土日祝日の料金を適用。

2. 入場料徴収額は、一人当たりの最高額を適用。

リハーサル室（小ホール）

午前(円) (午前9時から正午)	午後(円) (午後1時～ 午後5時)	夜間(円) (午後6時～ 午後10時)	午前・午後(円) (午前9時～ 午後5時)	午後・夜間(円) (午後1時～ 午後10時)	全日(円) (午前9時～ 午後10時)
8,500	11,400	11,400	19,900	22,800	31,300

楽屋

	午前(円) (午前9時～ 正午)	午後(円) (午後1時～ 午後5時)	夜間(円) (午後6時～ 午後10時)	午前・午後(円) (午前9時～ 午後5時)	午後・夜間(円) (午後1時～ 午後10時)	全日(円) (午前9時～ 午後10時)
小楽屋	600	800	800	1,400	1,600	2,200
中楽屋	700	1,000	1,000	1,700	2,000	2,700
大楽屋	1,300	1,800	1,800	3,100	3,600	4,900

その他

	午前(円) (午前9時～ 正午)	午後(円) (午後1時～ 午後5時)	夜間(円) (午後6時～ 午後10時)	午前・午後(円) (午前9時～ 午後5時)	午後・夜間(円) (午後1時～ 午後10時)	全日(円) (午前9時～ 午後10時)
外部スタッフ室	300	400	400	700	800	1,100
シャワー室1,2	300	400	400	700	800	1,100
更衣室1,2	300	400	400	700	800	1,100

2 市民活動・生涯学習施設

市民活動・生涯学習施設は、自主的な学習活動を支援し、市民活動の場や生涯学習の機会を提供することを目的とし、活動室（5室）、会議室（5室）、音楽室（3室）、和室があり、学習活動やレクリエーション活動・会議など、幅広い活動に利用できる。

(1) 施設の概要

所在地	新宿町1丁目17番地17 公共施設棟 2F			
会議室等	活動室1	約160㎡	スクール形式（3名掛け）約96名、（2名掛け）約64名	
	活動室2	約100㎡	スクール形式（3名掛け）約63名、（2名掛け）約42名	
	活動室3	約103㎡	スクール形式（3名掛け）約63名、（2名掛け）約42名	
	活動室4	約58㎡	スクール形式（2名掛けのみ）約30名	
	活動室5	約49㎡	スクール形式（3名掛け）約30名、（2名掛け）約20名	
	会議室1	約115㎡	スクール形式（3名掛け）約48名、（2名掛け）約32名	
	会議室2	約65㎡	スクール形式（3名掛け）約30名、（2名掛け）約20名	
	会議室3	約34㎡	ロの字のみ約18名	
	会議室4	約28㎡	ロの字のみ約18名	
	会議室5	約24㎡	ロの字のみ約12名	
	音楽室1	約55㎡	グランドピアノ（有料貸出備品）有	
	音楽室2	約22㎡		
	音楽室3	約20㎡		
	和室	約34㎡	20畳/別途水屋	
		※別途、ワークショップ・情報コーナー有		
	※ 活動室1,2をとおして使用可能	約260㎡	スクール形式（3名掛け）約168名、（2名掛け）約112名	
	※ 会議室1,2をとおして使用可能	約180㎡	スクール形式（3名掛け）約108名、（2名掛け）約72名	
	※ 会議室4,5をとおして使用可能	約52㎡	ロの字のみ約24名	

(2) 利用状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
総 数	7,493	125,101	4,532	38,644	6,914	64,492
活動室1	403	22,419	202	5,747	323	7,380
活動室2	387	13,655	215	4,471	314	4,866
活動室1・2	7	729	0	0	93	4,712
活動室3	430	11,443	227	3,401	466	6,743
活動室4	461	7,390	263	2,161	439	3,680
活動室5	561	8,248	328	2,638	534	4,401
会議室1	437	17,426	264	4,965	396	7,559
会議室2	471	10,042	299	3,013	379	4,174
会議室1・2	12	1,012	1	20	66	2,415
会議室3	682	5,958	429	2,744	625	4,078
会議室4	758	5,755	452	2,474	691	3,612
会議室5	853	4,848	554	2,150	771	3,050
会議室4・5	0	0	0	0	13	117
音楽室1	471	7,572	247	1,656	435	3,055
音楽室2	502	2,358	285	742	334	915
音楽室3	749	3,392	562	1,114	674	1,494
和 室	309	2,854	204	1,348	361	2,241

(3) 施設利用料金

① 区域内居住者が利用する場合

活 動 室

(令和4年4月1日現在)

	午前(円) (午前9時～ 正午)	午後(円) (午後1時～ 午後5時)	夜間(円) (午後6時～ 午後10時)	午前・午後(円) (午前9時～ 午後5時)	午後・夜間(円) (午後1時～ 午後10時)	全日(円) (午前9時～ 午後10時)
活動室1	4,950	6,600	6,600	11,550	13,200	18,150
活動室2	3,150	4,200	4,200	7,350	8,400	11,550
活動室3	4,200	5,600	5,600	9,800	11,200	15,400
活動室4	1,950	2,600	2,600	4,550	5,200	7,150
活動室5	1,650	2,200	2,200	3,850	4,400	6,050

会議室

(令和4年4月1日現在)

	午前(円) (午前9時～ 正午)	午後(円) (午後1時～ 午後5時)	夜間(円) (午後6時～ 午後10時)	午前・午後(円) (午前9時～ 午後5時)	午後・夜間(円) (午後1時～ 午後10時)	全日(円) (午前9時～ 午後10時)
会議室1	3,450	4,600	4,600	8,050	9,200	12,650
会議室2	1,950	2,600	2,600	4,550	5,200	7,150
会議室3	1,050	1,400	1,400	2,450	2,800	3,850
会議室4	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
会議室5	750	1,000	1,000	1,750	2,000	2,750

音楽室、和室

(令和4年4月1日現在)

	午前(円) (午前9時～ 正午)	午後(円) (午後1時～ 午後5時)	夜間(円) (午後6時～ 午後10時)	午前・午後(円) (午前9時～ 午後5時)	午後・夜間(円) (午後1時～ 午後10時)	全日(円) (午前9時～ 午後10時)
音楽室1	2,850	3,800	3,800	6,650	7,600	10,450
音楽室2	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400
音楽室3	1,050	1,400	1,400	2,450	2,800	3,850
和室	2,400	3,200	3,200	5,600	6,400	8,800

② 区域外居住者(川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有しない者及び当該区域内に事務所、事業所等を有しない法人をいう。)が利用する場合又は区域外居住者を主たる対象として利用する場合

活動室

(令和4年4月1日現在)

	午前(円) (午前9時～ 正午)	午後(円) (午後1時～ 午後5時)	夜間(円) (午後6時～ 午後10時)	午前・午後(円) (午前9時～ 午後5時)	午後・夜間(円) (午後1時～ 午後10時)	全日(円) (午前9時～ 午後10時)
活動室1	7,410	9,880	9,880	17,290	19,760	27,170
活動室2	4,710	6,280	6,280	10,990	12,560	17,270
活動室3	6,300	8,400	8,400	14,700	16,800	23,100
活動室4	2,910	3,880	3,880	6,790	7,760	10,670
活動室5	2,460	3,280	3,280	5,740	6,560	9,020

会議室

(令和4年4月1日現在)

	午前(円) (午前9時～ 正午)	午後(円) (午後1時～ 午後5時)	夜間(円) (午後6時～ 午後10時)	午前・午後(円) (午前9時～ 午後5時)	午後・夜間(円) (午後1時～ 午後10時)	全日(円) (午前9時～ 午後10時)
会議室1	5,160	6,880	6,880	12,040	13,760	18,920
会議室2	2,910	3,880	3,880	6,790	7,760	10,670
会議室3	1,560	2,080	2,080	3,640	4,160	5,720
会議室4	1,350	1,800	1,800	3,150	3,600	4,950
会議室5	1,110	1,480	1,480	2,590	2,960	4,070

音楽室、和室

(令和4年4月1日現在)

	午前(円) (午前9時～ 正午)	午後(円) (午後1時～ 午後5時)	夜間(円) (午後6時～ 午後10時)	午前・午後(円) (午前9時～ 午後5時)	午後・夜間(円) (午後1時～ 午後10時)	全日(円) (午前9時～ 午後10時)
音楽室1	4,260	5,680	5,680	9,940	11,360	15,620
音楽室2	1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600
音楽室3	1,560	2,080	2,080	3,640	4,160	5,720
和室	3,600	4,800	4,800	8,400	9,600	13,200

3 男女共同参画推進施設

さまざまな男女が共に自立し、あらゆる分野に対等に参画できるよう、応援・支援を行っていく、男女共同参画のための拠点施設。男女共同参画推進のための自主活動や研修を目的とした施設の貸出しのほか、就労支援講座の開催などの活動を幅広く応援する。

(1) 施設の概要

所在地	新宿町1丁目17番地17 公共施設棟 3F
研修室等	研修室1 約38㎡ スクール形式 (3名掛け) 約24名、(2名掛け) 約16名 ロの字約18名 研修室2 約46㎡ スクール形式 (3名掛け) 約33名、(2名掛け) 約22名 ロの字約24名 研修室3 約46㎡ スクール形式 (3名掛け) 約36名、(2名掛け) 約24名 ロの字約24名 研修室4 約59㎡ スクール形式 (3名掛け) 約39名、(2名掛け) 約26名 ロの字約24名 ※ 別途、交流サロン (オープンスペース)、相談室 有

※ 研修室2,3をとおして使用可能 約92㎡ スクール形式 (3名掛け) 約69名、(2名掛け) 約46名 ロの字約42名

(2) 利用状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
総数	2,360	28,544	1488	11,411	2,207	16,965
研修室1	673	7,608	374	2,912	578	3,974
研修室2	587	6,352	387	2,796	492	3,175
研修室3	592	5,813	418	3,045	546	3,521
研修室2・3	37	720	4	26	159	2,203
研修室4	471	8,051	305	2,632	432	4,092

(3) 施設利用料金

① 区域内居住者が利用する場合

(令和4年4月1日現在)

	午前(円) (午前9時～ 正午)	午後(円) (午後1時～ 午後5時)	夜間(円) (午後6時～ 午後10時)	午前・午後(円) (午前9時～ 午後5時)	午後・夜間(円) (午後1時～ 午後10時)	全日(円) (午前9時～ 午後10時)
研修室1	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400
研修室2	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500
研修室3	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500
研修室4	1,950	2,600	2,600	4,550	5,200	7,150

② 区域外居住者(川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有しない者及び当該区域内に事務所、事業所等を有しない法人をいう。)が利用する場合又は区域外居住者を主たる対象として利用する場合

(令和4年4月1日現在)

	午前(円) (午前9時～ 正午)	午後(円) (午後1時～ 午後5時)	夜間(円) (午後6時～ 午後10時)	午前・午後(円) (午前9時～ 午後5時)	午後・夜間(円) (午後1時～ 午後10時)	全日(円) (午前9時～ 午後10時)
研修室1	1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600
研修室2	2,250	3,000	3,000	5,250	6,000	8,250
研修室3	2,250	3,000	3,000	5,250	6,000	8,250
研修室4	2,910	3,880	3,880	6,790	7,760	10,670

IV 都市交流と地域の国際化

本市は、昭和47年1月18日に福島県東白川郡棚倉町と「友好都市」の提携を行い、その後、昭和57年11月30日には福井県小浜市と「姉妹都市」の提携を行った。また、昭和58年8月24日にドイツ連邦共和国ヘッセン州オッフエンバッハ市と、昭和61年8月1日にはアメリカ合衆国オレゴン州セーレム市とそれぞれ「姉妹都市」の提携を行った。さらに、市制施行80周年にあたる平成14年には、10月18日にフランス共和国ブルゴーニュ州オータン市と「姉妹都市」の提携を行い、引き続き11月30日に北海道河西郡中札内村と「友好都市」の提携を行った。

これら各都市との交流は、教育・文化・青少年・経済などの市民交流を通じて、市民相互の理解と友好親善を図ると共に都市相互の発展と繁栄に努めるものである。

また、平成14年7月に地域国際化の拠点施設として「川越市国際交流センター」を開設し、日本語学習ボランティア講座や国際理解講座などを開催し、地域の国際化を担う人材の育成に努めている。また、外国籍市民への日本語教室や相談事業なども定期的に行っている。

1 棚倉町

(1) 概況

友好都市棚倉町は、福島県の南部に位置し、面積159.93km²、人口約13,000人で農業、林業、畜産を主要産業としながら、企業誘致にも積極的に取り組んでいる。毎年春に開催される十万石棚倉城まつりの会場となる棚倉城跡（亀ヶ城公園）は、平成31年に国指定史跡となり、春は桜の名所としても名高い。また、総合的レクリエーション施設「ルネサンス棚倉」や町のシンボルである「棚倉・時の鐘」を設置するなど、住民と行政が協働したまちづくりが進められている。本市との友好都市提携は、令和4年度で50周年を迎える。

(2) 令和3年度の主な事業

11月 小江戸蔵里「11周年誕生記念祭」において棚倉町の物産販売

2 小浜市

(1) 概況

姉妹都市小浜市は、福井県の南西部に位置し、面積233.11km²、人口約28,000人で農林水産業や若狭塗などの伝統産業が盛んである。若狭湾で獲れる海の幸は、古くから「鯖街道」を通じて京都にまで運ばれ、平成27年には和食文化の確立を支えた「御食国（みけつくに）」としての取組みが、文化庁から日本遺産に認定された。また、江戸時代、川越藩主であった酒井讃岐守忠勝が若狭小浜藩へ転封する際、本市に伝わる「ささら獅子」の演者を召し連れ、その後、「雲浜獅子」として継承されるなど、地域資源を生かしたまちづくりが進められている。本市との姉妹都市提携は、令和4年度で40周年を迎える。

(2) 令和3年度の主な事業

11月 小江戸蔵里「11周年誕生記念祭」において小浜市の物産販売

3 中札内村

(1) 概 況

友好都市中札内村は、北海道十勝平野の南西部に位置し、面積 292.69 km²、人口約 3,900 人で農業と畜産業を基幹産業としている。同村は日高山脈に囲まれ、清流日本一にも輝いた札内川を有するなど、「花と緑とアートの村」を目指したまちづくりが進められている。また、村内には、本市との友好都市提携の礎を築いた相原求一朗氏（川越市名誉市民）の作品を集めた「相原求一朗美術館」が設けられている。本市との友好都市提携は、令和 4 年度で 20 周年を迎える。

(2) 令和 3 年度の主な事業

新型コロナウイルス感染症の影響により中止

4 オッフェンバッハ市

(1) 概 況

姉妹都市オッフェンバッハ市は、ドイツ連邦共和国ヘッセン州、マイン川南岸に位置し、面積約 45 km²、人口約 142,000 人の皮革産業、機械、化学工業を中心とした工業都市であるが、1977 年に千年祭を迎えるなど、その歴史は古い。伝統的な皮革産業を紹介する市内のドイツ皮革博物館には、同じく市内にあるビューズイング宮殿とともに多くの観光客が訪れている。また、本市の中学生と同市の青少年が相互に訪問し、ホームステイ体験などを通じて、国際理解を図る青少年交流が活発に行われている。本市との姉妹都市提携は、令和 4 年度で 39 周年を迎える。

(2) 令和 3 年度の主な事業

新型コロナウイルス感染症の影響により中止

5 セーレム市

(1) 概 況

姉妹都市セーレム市は、アメリカ合衆国オレゴン州の州都としてウィラメット盆地の中心に位置し、面積約 124 km²、人口約 180,000 人、農業や食品加工業を主要産業とする。また、同市内にあるウィラメット大学は、日本研究にも力を注いでおり、本市内にキャンパスを有する東京国際大学の姉妹校であるなど、教育面での交流も活発に行われてきた。姉妹都市提携 30 周年を記念して、平成 27 年には同市訪問団が本市を訪問し、平成 28 年には本市市民号が同市を訪問するなど、市民間交流が長年に渡って継続されている。本市との姉妹都市提携は、令和 4 年度で 36 周年を迎える。

(2) 令和 3 年度の主な事業

新型コロナウイルス感染症の影響により中止

6 オータン市

(1) 概 況

姉妹都市オータン市は、フランス共和国ブルゴーニュ州、パリの南東約 300 キロメートルに位置し、面積約 61 km²、人口約 14,000 人で農業、林業、畜産業、製造業を主要産業としている。1987 年に二千年祭を迎えるなど、その歴史は古く、現在もなおローマ時代の城壁や門が残されており、長年に渡る歴史の歩みが日常生活の中に色濃く息づいている。また、同市市庁舎には、本県出身である高橋久雄画伯（オータン市名誉市民）によるフレスコ画が描かれている。平成 30 年には、同市訪問団が本市を訪問し、市内の教育機関や福祉施設などを視察した。本市との姉妹都市提携は、令和 4 年度で 20 周年を迎える。

(2) 令和 3 年度の主な事業

新型コロナウイルス感染症の影響により中止

V スポーツ振興

1 目 標

市民の健康に対する関心が高まる中、生涯スポーツ社会の実現に向けた諸施策がますます重要になってきている。こうした状況をふまえ、体育施設の整備・充実を図るとともに、スポーツに親しむ機会を市民に提供するための各種スポーツ教室及びスポーツ大会等の開催、また、各スポーツ団体の育成やスポーツ指導者の養成等につとめ、生涯スポーツの振興を図っていく。

2 体育・スポーツ関係の主な行事

- | | | | |
|-----|-------------------|----|--------------------|
| 4月 | ○スポーツ指導者養成講座 | 1月 | ○スポーツ少年団新春マラソン大会 |
| 5月 | ○スポーツ少年団体育祭 | | ○小江戸川越トラックフェスティバル |
| | ○市民体育祭各種目 | 2月 | ○スポーツ功労者並びに優秀選手表彰式 |
| 6月 | ○小江戸川越市民ゴルフデイ | | ○スポーツ講演会 |
| | ○スタートコーチ養成講習会 | 3月 | ○ジュニアスキー教室 |
| | ○校区少年・少女スポーツ大会 | | |
| 7月 | ○ジュニアアスリート育成事業 | | |
| | ○学校プール開放 | | |
| | ○市民ラジオ体操会 | | |
| 8月 | ○川越フューチャーカップ(KFC) | | |
| 9月 | ○スポーツ少年団体力テスト会 | | |
| 11月 | ○生涯スポーツフェスティバル | | |
| | ○グラウンドゴルフ中央大会 | | |
| | ○小江戸川越ハーフマラソン | | |
| 12月 | ○市民駅伝競走大会 | | |

3 スポーツ施設

(令和4年4月1日現在)

施設名	施設・内容	面数	有・無料	申込場所
川越運動公園 総合体育館 (10,240.57 m ²) 陸上競技場 (5,962.03 m ²) テニスコート (12,330.05 m ²)	メインアリーナ・サブアリーナ 武道場・弓道場 トレーニングルーム 陸上競技場 サッカー場 テニスコート	1 1 1 12	有料 " " " "	総合体育館 (224) 8765
川越武道館 (1,860.59 m ²)	二階道場 一階道場 地下一階道場	1 1 1	" " "	川越武道館 (224) 7220
初雁公園 (44,757 m ²)	野球場 プール	1 4	" "	公園管理事務所 (222) 1301
城下公園 (3,539 m ²)	テニスコート	2	"	"
芳野台グラウンド (24,393 m ²)	野球場兼サッカー場 (少年用・先行予約に限る)	2	無料 "	"
芳野台南公園 (11,849 m ²)	テニスコート	4	有料	"
笠幡公園 (21,860 m ²)	野球場	1	無料	上戸緑地管理詰所 (231) 6401
山王久保緑地 (1,708 m ²)	テニスコート	2	"	"
安比奈親水公園 (184,979 m ²)	陸上競技場兼サッカー場 野球場 ソフトボール場 テニスコート 広場	1 2 2 6 8	" " " " "	"
霞ヶ関東緑地 (25,045 m ²)	マレットゴルフ場	1	"	"
上戸緑地 (57,630 m ²)	サッカー場(一般兼少年用) ソフトボール場 野球場 マレットゴルフ場	1 2 2 1	" " " " "	"
寺山緑地 (42,217 m ²)	野球場 ソフトボール場	1 3	" "	公園管理事務所 (222) 1301 山田市民センター (222) 0693

施設名	施設・内容	面数	有・無料	申込場所
平塚緑地 (12,273㎡)	ソフトボール場	2	無料	名細市民センター (231) 2202
入間大橋緑地 (81,562㎡)	ソフトボール場	8	〃	公園管理事務所 (222) 1301
市民グラウンド (15,299㎡)	野球場	2	〃	〃
八瀬大橋緑地 (14,512㎡)	ソフトボール場	2	〃	大東市民センター (243) 3426
高階運動広場 (8,014㎡)	ソフトボール場 広場	1 1	〃 〃	高階市民センター (242) 0600
芳野台体育館 (768.15㎡)	バレーボール バドミントン 卓球	1 3 6	有料 〃 〃	サンライフ川越 (225) 5445
サンライフ川越 (138.06㎡)	トレーニング室	1	〃	〃
農業ふれあいセンター 多目的ホール (526㎡)	バレーボール バドミントン 卓球	1 2 10	〃 〃 〃	農業ふれあいセンター (226) 6551
的場緑地 (27,048㎡)	ソフトボール場 広場	3 1	無料 〃	上戸緑地管理詰所 (231) 6401
御伊勢塚公園 (44,220㎡)	テニスコート 広場	2 1	有料 無料	〃
雁見緑地 (6,859㎡)	広場	1	〃	公園管理事務所 (222) 1301
上江橋緑地 (13,435㎡)	広場	1	〃	古谷公民館 (235) 1834
南部地域公共広場 (14,774㎡)	広場	2	〃	高階市民センター (242) 0600
高階南公共広場 (15,704㎡)	広場	2	〃	〃
スポーツパーク福原 (22,371㎡)	広場	2	〃	福原市民センター (243) 4015
かほく運動公園 (11,220㎡)	広場	1	〃	霞ヶ関北公民館 (231) 4455

4 総合体育館

川越運動公園内にある総合体育館は、生涯スポーツの振興に寄与することを目的に建設され、健康増進、住民のコミュニケーションの場として幅広い層の市民に利用されている。

メインアリーナ、サブアリーナ、武道場1・2、弓道場、トレーニングルーム等の施設を有し、メインアリーナでは、各種スポーツのほか多目的なイベントやコンサートにも対応できる音響設備や可動席、可動ステージ等の機能を備えている。

(1) 施設の概要

所在地	大字下老袋 388 番地 1
敷地面積	22,000.00 m ²
建築面積	6,581.78 m ²
建築延面積	10,240.57 m ²
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建
メインアリーナ	観覧席 2,292 席 (固定席 976 席、移動席 1,296 席、車イス 20 席) 高さ 17m 可動ステージ有 主な競技 バレーボール 3 面 (練習用 4 面)、バスケットボール 3 面、バドミントン 10 面 (練習用 12 面)、卓球 20 面 (練習用 30 面)、テニス 2 面 (練習用 3 面) ハンドボール 1 面 その他 新体線、ソフトバレー、バウンドテニス等
サブアリーナ	高さ 10.6m 主な競技 バレーボール練習用 1 面、バスケットボール練習用 1 面、バドミントン 練習用 3 面、卓球練習用 10 面 その他 ソフトバレー等
武道場 1	主な競技 剣道 2 面、薙刀、空手、少林寺拳法等
武道場 2	主な競技 柔道 2 面、合気道、躰道等
弓道場	主な競技 弓道 (近的 5~6 人立)
トレーニングルーム	ウェイトトレーニング、柔軟運動等
その他	ランニングコース (214.5m)、会議室、選手控室、幼児室、更衣室 (ロッカー 648 個、シャワールーム 30 室)

(2) 利用状況

	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	専用利用		個人利用	専用利用		個人利用	専用利用		個人利用
	件数	人数	人数	件数	人数	人数	件数	人数	人数
総数	6,312	104,915	32,007	6,472	55,697	15,249	8,669	82,696	23,794
メインアリーナ	2,927	61,701	—	4,140	34,153	—	5,639	52,622	—
サブアリーナ	1,844	21,239	—	1,534	11,920	—	2,099	19,858	—
武道場 1	332	6,125	1,553	275	3,819	1,494	145	2,059	2,889
武道場 2	329	6,121	1,076	215	2,958	2,023	165	2,318	2,412
弓道場	44	1,672	667	5	35	308	32	285	1,353
会議室	836	8,057	—	303	2,812	—	589	5,554	—
トレーニングルーム	—	—	28,711	—	—	11,424	—	—	17,140

(3) 施設使用料

専用利用

施設区分		基本使用料（1時間につき）		
		施設使用料 (円)	附帯設備使用料	
			照明設備(円)	その他の設備
メインアリーナ	全 面	4,000	2,600	冷暖房設備（観覧席） 6,700円 電光得点表示装置（一式） 300円 放送設備（一式） 300円
	3 分 の 2	2,700	1,800	
	2 分 の 1	2,000	1,300	
	3 分 の 1	1,400	900	
	バドミントン1面	400	100	
	卓 球 1 面	200	100	
サブアリーナ	全 面	1,000	300	
	バドミントン1面	400	100	
	卓 球 1 面	200	100	
武道場 1・2、弓道場		600		
会議室 1・2・3、選手控室 1・2		各100		

割増使用料（上記の基本使用料にそれぞれ加算されます）

- ※ 市外居住者の利用…施設使用料・付帯設備使用料相当額（1時間につき）
- ※ アマチュアのスポーツ又はレクリエーション以外の利用…施設使用料の2倍の額（1時間につき）
- ※ 営利又は宣伝を目的とする利用…施設使用料の9倍の額（1時間につき）
- ※ 入場料等を徴収する利用…1人1回に徴収する最高の入場料等の100倍の額（1日につき）

個人利用

施設区分	基本使用料（円）	回数券（11枚綴り）
武道場 1・2	100（1時間につき）	1時間券 1,000円
弓道場	100（1時間につき）	1時間券 1,000円
トレーニングルーム	300（1回につき）	1回券 3,000円
	◎市外居住者：2倍の額	◎市外居住者：2倍の額

※ 小・中学生は上記の半額。（トレーニングルームを除く）

※ 坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・川島町・毛呂山町・越生町に住所を有する方、もしくは在勤、在学の方が利用する場合は、市内居住者と同一料金で施設の利用ができる。

5 陸上競技場

川越運動公園内にある陸上競技場で、芝生張りのフィールドはサッカー場を兼ねている。建設以来、陸上やサッカーをはじめとした各種競技の大会及び練習会場等として幅広い層の市民に利用されている。

(1) 施設の概要

所在地	大字下老袋 388 番地 1		
敷地面積	51,000.00 m ²		
建築面積	2,593.05 m ²		
建築延面積	5,962.03 m ²		
構造	鉄筋コンクリート造 3 階建		
メインスタンド	観覧席	4,500 席	雨天走路 4 レーン 52m (全天候ウレタン舗装)
芝生スタンド	収容人員	4,000 人	
フィールド	トラック	400m×8 レーン (全天候ウレタン舗装)	
	主な競技施設	走り幅跳び、三段跳び、走り高跳び、棒高跳び、円盤投げ、砲丸投げ、槍投げ、障害走	
インフィールド	106m×70m 高麗芝		
その他	スコアボード、来賓室、記者室、更衣室、シャワー室等		

(2) 利用状況

	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	専用利用		個人利用	専用利用		個人利用	専用利用		個人利用
	件数	人数	人数	件数	人数	人数	件数	人数	人数
総数	134	53,850	11,566	68	13,786	13,547	85	29,016	17,940

(3) 施設使用料

専用利用

区分	午前(円)	午後(円)	1日(円)	延長料金(円) (4/1~8/31) 17時~18時
	9時~12時	13時~17時	9時~17時	
陸上競技場	4,500	6,000	12,000	1,500
放送設備	700	900	1,800	225
スコアボード	700	900	1,800	225

※ 入場料等を徴収して利用する場合は、陸上競技場使用料の10倍の額。

※ 市外居住者が利用する場合は、使用料の2倍の額。

個人利用

区分	使用料(円)		回数券(11枚綴り)(円)	
	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者
一般	200	400	2,000	4,000
小・中学生	100	200	1,000	2,000

※ 坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・川島町・毛呂山町・越生町に住所を有する方、もしくは在勤、在学の方が利用する場合は、市内居住者と同一料金で施設の利用ができる。

6 テニスコート

川越運動公園内にあるテニスコートは、市民が気軽に利用できるテニスコートとして建設され、利用率の高い施設である。特徴としては、全天候型壁打ちコートがあり、1人でも気軽に利用できる施設となっている。また、一部にナイター設備を有し、夜間の利用も盛んである。

(1) 施設の概要

所在地	大字下老袋 388 番地 1
施設面積	12,330.05 m ²
テニスコート	砂入り人工芝 12 面 (照明施設 6 面)
壁打ちコート	砂入り人工芝 2 面
観覧席	ベンチタイプ 950 席 芝タイプ 350 席 合計 1,300 席

(2) 利用状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
テニスコート	11,194	60,363	9,967	47,622	11,804	58,985
壁打ちコート	2,887	3,620	2,959	4,004	3,532	4,466
合計	14,081	63,983	11,926	51,626	15,336	63,451

(3) 施設使用料

施設等	区分	時間単位	市内居住者(円)		市外居住者(円)
			一般	児童・生徒	
テニスコート		2 時間	400	200	800
付帯設備	夜間照明	1 時間	200	100	400
壁打ちコート		1 時間	100	50	200

※ 「児童・生徒」とは、小学生・中学生・高校生をいう。

※ 坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・川島町・毛呂山町・越生町に住所を有する方、もしくは在勤、在学の方が利用する場合は、市内居住者と同一料金で施設の利用ができる。

VI 美術館

川越市立美術館は、川越市市制施行 80 周年に当たる平成 14 年 12 月 1 日(市民の日)に開館した。郷土ゆかりの作家・作品を中心に収蔵品を展示する常設展示室、洋画家相原求一郎を顕彰する相原求一郎記念室、作品に触れての鑑賞が可能なタッチアートコーナー(観覧無料)は、それぞれ年 4 回の展示替えを行っている。また、企画展示室では年数回の特別展を行い、質の高い多様な文化芸術を身近なところで気軽に鑑賞できる機会を提供するとともに講演会やイベント等を通して美術館利用の向上を図っている。このほか、市民ギャラリーおよび創作室を有料で貸し出し、市民が発表または制作により芸術活動に参加する機会づくりに努め、さらには次代を担う子どもたちが美術を体験することができる教育普及事業を実施している。

1 施設概要

所在地	郭町 2 丁目 30 番地 1
敷地面積	3,407.61 m ²
美術館棟	建築面積:1,023.99 m ² 延床面積:2,929.50 m ² 構造:RC 造(免震構造)・地下 1 階地上 3 階建て
創作棟	延床面積:159.89 m ² 構造:RC 造一部木造・鉄骨造平屋建て
美術品保管倉庫	延床面積:56.31 m ² 構造:鉄骨造
駐輪場	延床面積:52.50 m ² 構造:RC 造・平屋建て

2 館内の主なスペースと面積

名称	面積 (m ²)	名称	面積 (m ²)
エントランスホール	125.98	収蔵庫 A	195.42
常設展示室	292.38	収蔵庫 B	61.17
企画展示室	468.52	一時保管庫	33.14
相原求一郎記念室	109.44	作業室兼スタジオ	44.23
市民ギャラリー	184.00	事務・学芸員室	55.04
アートホール	132.07	応接室	14.45
タッチアートコーナー	33.30	荷解きスペース	55.08
美術情報コーナー	20.56	搬入・搬出室	39.40
会議室	39.94		

3 利用状況

(単位：人)

種 別 年 度	開 館 日 数	1 日 平 均	常 設 展				特 別 展				その他 の施設 ※	合 計
			有 料		無 料	合 計	有 料		無 料	合 計		
			一般	大高生			一般	大高生				
令和元年度	274日	214	10,749	855	23,745	35,349	11,299	490	11,407	23,196	41,775	100,320
令和2年度	163日	56	5,417	615	3,101	9,133	0	0	0	0	12,180	21,313
令和3年度	298日	138	9,588	1,068	18,259	28,915	6,247	373	5,454	12,074	30,144	71,133

※ アートホール、市民ギャラリー、創作室等の利用者数

令和3年度特別展

企 画 展 名	内 容
画業60年のかわいい伝説 花村えい子と漫画	川越出身のマンガ家・花村えい子（1929-2020）の初期から晩年の漫画の原画やイラスト約150点および資料を展示した。
没後70年 吉田博展	明治、大正、昭和にかけて風景画の第一人者として才能を発揮していた吉田博（1876-1950）が後半生を捧げた版画約150点を展示した。

教育総務部

I 教育総務

1 教育長・教育委員

(令和4年4月1日現在)

職名	氏名	現任期
教育長	新保正俊	令和4年4月1日～令和7年3月31日
教育長職務代理者	梶川牧子	平成30年12月28日～令和4年12月27日
委員	長谷川均	令和3年4月1日～令和7年3月31日
委員	嶋野道弘	平成31年4月1日～令和5年3月31日
委員	佐久間佳枝	令和2年4月1日～令和6年3月31日

2 活動状況

(令和3年度)

項目	定例会	臨時会	学校等 視察	首長との 意見交換	総合教育会議の 開催回数	その他の活動	
						主な活動	
	12回	2回	35回	0回	2回	10回	市議会、教育委員会連合会等

3 教育委員会の所管する各種委員会等

(令和4年4月1日現在)

名称	人員	名称	人員
川越市社会教育委員協議会	21人	川越市公民館運営審議会	22人
川越市人権教育推進協議会	16人	川越市立図書館協議会	15人
川越市小堤集会所運営委員会	8人	川越市立博物館協議会	15人
川越市文化財保護審議会	11人	川越市幼児教育振興審議会	10人
川越市河越館跡整備検討委員会	9人	川越市いじめ問題対策委員会	8人
川越市山王塚古墳調査検討委員会	5人	川越市立学校給食センター運営委員会	13人
川越氷川祭の山車行事山車等修理検討委員会	5人	川越市就学支援委員会	15人
川越市文化財保存活用地域計画策定協議会	12人		

4 令和4年度 教育行政の基本方針と重点施策

川越市と川越市教育委員会では、「第三次川越市教育振興基本計画」に定める「基本理念」と「3つの目標」を基に9つの施策を示し、令和3年度から5年間、特に力を注ぐべき「重点施策」を選定し、総合的、計画的に施策を推進していく。

第三次川越市教育振興基本計画に定める「基本理念」と「3つの目標」

<基本理念>

生きる力を育み未来を拓く川越市の教育

<3つの目標>

志を高くもち、自ら学び考え、行動する子どもの育成

安全・安心で学びを保障する教育環境の整備

郷土に誇りをもち、生きがいや思いやりに満ちた、誰もが活躍できる社会の実現

令和4年度 教育行政の重点施策

川越市教育委員会では、第三次川越市教育振興基本計画の9つの施策を基本方針とし、重点施策を定める。

施策1 確かな学力の育成

(1) 学力向上の推進

- ①主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進
- ②各種調査結果の分析・活用
- ③少人数指導の推進
- ④ICT活用の推進
- ⑤家庭学習の充実

(2) 校種間連携の推進

- ①小中連携、小中一貫教育の推進

(3) グローバル化に対応する教育の推進

- ①英語指導助手の配置事業の充実
- ②小学校・中学校英語教育の充実

(4) 学校教育の情報化の推進

- ①情報活用能力の育成
- ②情報セキュリティ・モラルに関する資質・能力の育成
- ③教育の情報化に関する推進体制の充実
- ④ICT環境の整備

施策2 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 豊かな心を育む教育の推進

- ①道徳教育の充実
- ②規律ある態度の育成の推進
- ③読書活動の充実
- ④伝統や文化に関する教育の充実
- ⑤体験活動の充実

(2) 生徒指導の充実

- ①いじめ防止対策の推進
- ②不登校対策の推進
- ③教育相談の充実

(3) 健康の保持増進と体力向上の推進

- ①学校保健活動の推進
- ②「いのちの教育」の推進

施策3 自立する力の育成

- (1) 進路指導・キャリア教育の充実
 - ①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実
 - ②小学校・中学校・高等学校の系統的なキャリア教育の充実
- (2) 主体的に社会の形成に参画する力の育成
 - ①消費者教育の推進
 - ②環境教育の推進
 - ③主権者教育の推進

施策4 多様なニーズに対応した教育の推進

- (1) 特別支援教育の充実
 - ①一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実
 - ②就学支援の充実
- (2) 一人ひとりの状況に応じた支援
 - ①多様化する学校課題を解決する事業の推進

施策5 教育の質を高める環境の充実

- (1) 教職員の資質向上
 - ①教職員研修の充実
 - ②中堅教職員・臨時的任用教員の育成
 - ③教職員研修の効果的な実施
- (2) 教職員の働き方改革
 - ①勤務時間を意識した働き方の推進
 - ②事務負担軽減への取組
- (3) 魅力ある市立川越高等学校づくりの推進
 - ①市立川越高等学校の活性化・特色化の推進
- (4) 市立特別支援学校の充実
 - ①市立特別支援学校の整備・充実

施策6 学びを支える教育環境の整備・充実

- (1) 学校施設の整備・充実
 - ①小・中学校施設大規模改造工事の推進
 - ②小・中学校重要設備の更新
- (2) 子どもたちの安全・安心の確保
 - ①防災教育の推進
 - ②学童保育の充実

施策7 家庭・地域の教育力の向上

- (1) 家庭や地域の教育力向上
 - ①家庭教育の支援
- (2) 家庭・地域と学校の連携・協働
 - ①コミュニティ・スクールの導入の推進
 - ②学校・家庭・地域の連携推進
 - ③放課後子供教室の推進

施策8 生涯学習活動の推進

- (1) 市立公民館の充実
 - ①ライフステージにおける課題や現代的課題の学習
- (2) 市立図書館の充実
 - ①図書館サービスの充実
 - ②図書館施設運営整備事業の推進

施策9 文化財の保存と活用

- (1) 文化財の保存と活用
 - ①文化財の保存と活用
 - ②無形民俗文化財の保存と後継者の育成
- (2) 地域の歴史や伝統文化の継承
 - ①地域の歴史・伝統文化の継承に向けた学びの促進

5 育英資金の貸付制度

経済的に教育費などの支出が困難な方に、資金の貸付を行う。

育英資金の貸付状況（貸付対象：高等学校・中等教育学校（後期課程に限る）・高等専門学校・大学（短期大学を含む）・専修学校に入学する方、又は在学中の方）（単位：人・円）

種別	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	貸付者数	貸付金額	貸付者数	貸付金額	貸付者数	貸付金額
学 資 金	109(31)	32,719,000	83(9)	25,615,000	72(18)	21,834,000
入学準備金	10	3,070,000	16	5,390,000	19	6,180,000

※ （ ）内は新規・内数

6 川越市大学奨学金支給事業

学業成績が優秀な学生であって、経済的理由により大学（大学院及び短期大学を除く）における修学が困難なものに対して、奨学金を支給する。

奨学金の支給状況

(単位：人・円)

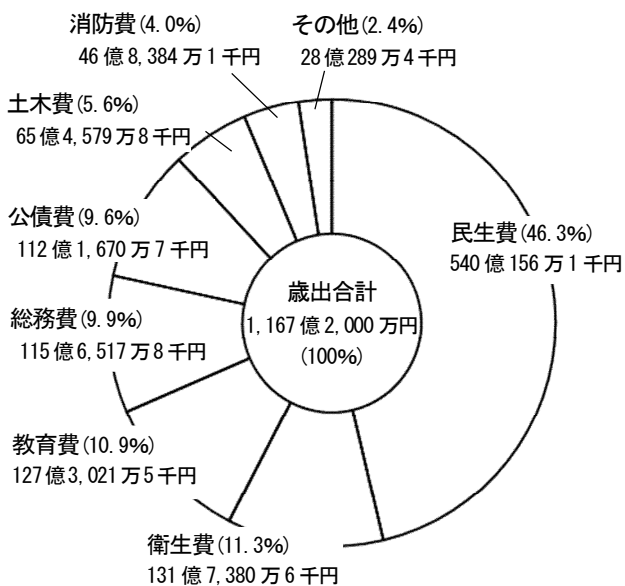
種別	年度	令和3年度	
		支給者数	支給金額
学資金		20	4,692,000
入学準備金		5	680,000

※ 令和3年度に決定した奨学生に対する学資金の支給は令和4年度予算による

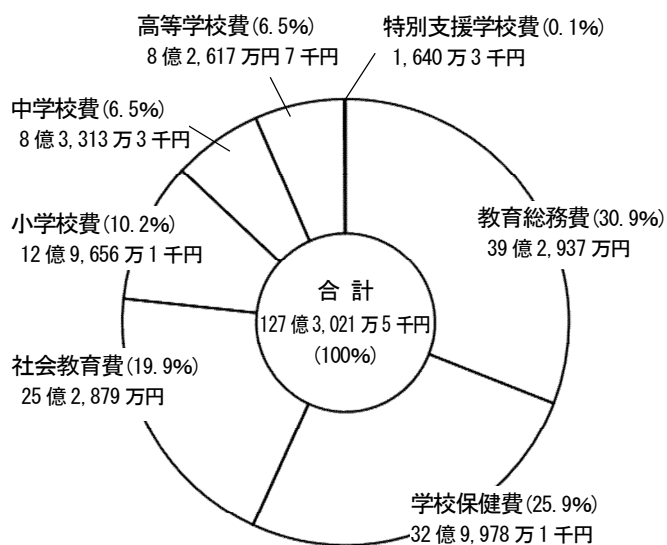
7 教育費

(1) 教育財政

令和4年度 川越市一般会計歳出（当初予算）



令和4年度 教育費目的別当初予算の構成



(2) 児童生徒1人あたり教育費及び需用費

(単位：円)

種別	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度(当初予算)	
			左の うち 需用費		左の うち 需用費		左の うち 需用費
小学校		121,350	23,647	50,865	19,764	54,822	20,969
中学校		144,018	29,612	82,831	27,143	72,878	26,645
市立川越 高等学校		801,168	37,212	919,981	34,447	984,348	37,759
市立特別 支援学校		802,511	184,564	493,863	81,090	341,729	76,146

※ 教育振興費及び学校建設費を除く

Ⅱ 教育財務

1 学校施設

(1) 小学校

	学校名	校舎保有面積 (㎡)				屋内運動場保有面積 (㎡)		
		鉄筋 コンクリート造	鉄骨その他造 (鉄筋コンクリート造 換算)	木造 (鉄筋コンクリート造 換算)	計	一人 当たり 面積	鉄骨 その他造	一人 当たり 面積
1	川越第一小	5,070	126	—	5,196	7.8	809	1.2
2	川越小	8,088	41	—	8,129	13.9	788	1.3
3	中央小	5,030	48	—	5,078	9.6	808	1.5
4	仙波小	7,356	—	—	7,356	9.2	809	1.0
5	武蔵野小	6,088	116	—	6,204	9.4	809	1.2
6	新宿小	5,434	105	—	5,539	8.9	1,053	1.7
7	大塚小	5,042	109	—	5,151	11.2	859	1.9
8	泉小	4,895	81	—	4,976	9.5	1,022	1.9
9	月越小	6,396	38	—	6,434	20.9	804	2.6
10	今成小	4,004	223	—	4,227	11.8	883	2.5
11	芳野小	3,699	144	—	3,843	12.3	829	2.7
12	古谷小	4,859	92	70	5,021	11.1	805	1.8
13	南古谷小	6,765	148	—	6,913	6.6	793	0.8
14	牛子小	5,374	78	—	5,452	12.3	820	1.8
15	高階小	6,551	131	—	6,682	10.0	813	1.2
16	高階南小	5,222	120	—	5,342	13.7	792	2.0
17	高階北小	5,375	143	—	5,518	9.4	800	1.4
18	高階西小	5,169	179	—	5,348	10.3	883	1.7
19	寺尾小	6,054	103	—	6,157	15.1	793	1.9
20	福原小	7,146	94	—	7,240	9.7	800	1.1
21	大東東小	4,487	173	20	4,680	8.5	883	1.6
22	大東西小	4,529	489	20	5,038	8.4	803	1.3
23	霞ヶ関小	7,012	106	—	7,118	10.8	841	1.3
24	霞ヶ関南小	4,544	250	—	4,794	19.8	738	3.0
25	霞ヶ関北小	8,219	88	—	8,307	17.7	1,476	3.1
26	霞ヶ関東小	4,653	93	—	4,746	13.7	839	2.4
27	霞ヶ関西小	5,347	148	—	5,495	8.1	803	1.2
28	川越西小	6,398	110	—	6,508	12.5	1,053	2.0
29	名細小	6,027	81	—	6,108	9.5	813	1.3
30	上戸小	5,137	124	—	5,261	9.4	793	1.4
31	広谷小	5,762	124	—	5,886	15.3	966	2.5
32	山田小	5,321	162	—	5,483	7.4	1,056	1.4
	計	181,053	4,067	110	185,230	10.6	27,836	1.6

(文部科学省の令和4年度公立学校施設実態調査による、令和4年4月
1日現在の令和4年度公立学校施設台帳データに基づき本表を作成)

校 地 保 有 面 積 (㎡)				
建 物 敷 地	屋外運動場	一人当たり 屋外運動場 面 積	計	一 人 当 た り 校 地 面 積
7,302	8,225	12.3	15,527	23.3
7,669	6,175	10.6	13,844	23.7
5,144	5,802	10.9	10,946	20.7
6,876	6,013	7.5	12,889	16.1
7,150	9,263	14.1	16,413	24.9
5,441	6,655	10.6	12,096	19.4
5,829	5,980	13.0	11,809	25.6
4,701	6,645	12.6	11,346	21.6
10,219	7,872	25.6	18,091	58.7
4,488	8,467	23.7	12,955	36.2
4,911	13,822	44.3	18,733	60.0
8,092	10,951	24.1	19,043	41.9
7,691	5,733	5.5	13,424	12.8
7,617	6,120	13.8	13,737	30.9
6,048	10,861	16.3	16,909	25.3
7,444	7,518	19.3	14,962	38.4
5,045	7,522	12.8	12,567	21.4
6,293	9,186	17.7	15,479	29.8
4,982	6,739	16.5	11,721	28.7
6,558	10,390	13.9	16,948	22.7
5,105	6,592	12.0	11,697	21.2
6,966	7,553	12.5	14,519	24.1
9,788	8,904	13.6	18,692	28.5
7,690	7,637	31.6	15,327	63.3
14,573	9,488	20.2	24,061	51.2
4,830	8,884	25.7	13,714	39.6
5,636	7,629	11.2	13,265	19.5
9,818	12,542	24.1	22,360	42.9
6,321	13,123	20.4	19,444	30.2
4,136	10,159	18.2	14,295	25.7
6,728	7,230	18.8	13,958	36.3
10,451	9,334	12.6	19,785	26.8
221,542	269,014	15.4	490,556	28.0

(2) 中学校

	学校名	校舎保有面積 (㎡)				屋内運動場保有面積 (㎡)		
		鉄筋 コンクリート造	鉄骨その他造 (鉄筋コンクリート造 換算)	木造 (鉄筋コンクリート造 換算)	計	一人 当たり 面積	鉄骨 その他造	一人 当たり 面積
1	川越第一中	5,408	459	—	5,867	10.8	766	1.4
2	初雁中	6,717	144	50	6,911	14.1	1,320	2.7
3	富士見中	5,425	239	—	5,664	15.3	789	2.1
4	野田中	6,245	436	—	6,681	23.8	1,455	5.2
5	城南中	5,589	451	—	6,040	10.3	794	1.4
6	芳野中	4,057	186	—	4,243	27.0	810	5.2
7	東中	5,597	472	—	6,069	15.9	813	2.1
8	南古谷中	5,883	423	—	6,306	13.5	1,449	3.1
9	高階中	6,014	47	—	6,061	13.4	793	1.8
10	高階西中	5,381	409	—	5,790	21.7	1,435	5.4
11	寺尾中	6,269	118	—	6,387	15.5	794	1.9
12	砂中	7,020	580	—	7,600	17.0	909	2.0
13	福原中	5,663	403	—	6,066	14.6	804	1.9
14	大東中	6,598	350	—	6,948	12.3	813	1.4
15	大東西中	6,155	109	—	6,264	19.5	1,436	4.5
16	霞ヶ関中	4,453	672	—	5,125	13.1	817	2.1
17	霞ヶ関東中	5,537	185	—	5,722	17.9	809	2.5
18	霞ヶ関西中	7,443	113	—	7,556	21.4	1,409	4.0
19	川越西中	6,252	423	—	6,675	19.0	1,453	4.1
20	名細中	5,547	396	—	5,943	10.9	818	1.5
21	鯨井中	4,614	90	—	4,704	18.2	910	3.5
22	山田中	4,555	444	—	4,999	15.0	789	2.4
	計	126,422	7,149	50	133,621	15.3	22,185	2.5

(3) 特別支援学校

市立特別支援学校	1,372	413	—	1,785	38.0	—	—
----------	-------	-----	---	-------	------	---	---

(4) 高等学校

市立川越高校	17,603	—	—	17,603	21.0	3,799	4.5
--------	--------	---	---	--------	------	-------	-----

(文部科学省の令和4年度公立学校施設実態調査による、令和4年4月1日現在の令和4年度公立学校施設台帳データに基づき本表を作成)

校 地 保 有 面 積 (㎡)				
建 物 敷 地	屋 外 運 動 場	一 人 当 たり 屋 外 運 動 場 面 積	計	一 人 当 たり 校 地 面 積
6,752	13,629	25.1	20,381	37.5
14,600	11,290	23.1	25,890	52.9
7,137	17,565	47.3	24,702	66.6
10,870	17,906	63.7	28,776	102.4
9,242	14,296	24.3	23,538	40.0
3,909	9,605	61.2	13,514	86.1
9,401	12,016	31.5	21,417	56.1
11,154	17,474	37.3	28,628	61.2
6,945	10,240	22.7	17,185	38.1
13,318	15,960	59.8	29,278	109.7
7,105	12,682	30.9	19,787	48.1
10,647	20,566	45.9	31,213	69.7
12,645	12,560	30.3	25,205	60.7
9,841	15,575	27.5	25,416	44.8
10,304	13,386	41.7	23,690	73.8
11,203	11,812	30.1	23,015	58.7
7,538	13,373	41.8	20,911	65.3
12,580	14,645	41.5	27,225	77.1
12,305	13,823	39.3	26,128	74.2
8,819	11,384	20.9	20,203	37.1
9,312	13,053	50.4	22,365	86.4
6,845	15,879	47.7	22,724	68.2
212,472	308,719	35.4	521,191	59.8

1,160	2,000	41.7	3,160	65.8
-------	-------	------	-------	------

13,612	27,437	32.7	41,049	48.9
--------	--------	------	--------	------

(5) 学校施設の大規模改造事業

老朽化した学校施設の耐久性の向上を図るため、平成 25 年度から大規模改造工事等を計画的に実施する。

令和 3 年度事業実績

事業名	学校名	主な改修内容
大規模改造（外部）工事	中央小学校、川越西小学校体育館	外部改修
トイレ改修工事	新宿小学校	大便器の洋式化，床の乾式化， 配管改修
	鯨井中学校、大東西中学校、福原中学校、 川越西中学校	

2 就学援助

経済的な理由により、小学校及び中学校に就学することが困難な児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の援助を行っている。

(令和 3 年度)

区分	小学校			中学校		
	人員(人)	1人当たり年額(円)	決算額(円)	人員(人)	1人当たり年額(円)	決算額(円)
学用品費等	2,738	12,966	35,501,420	1,599	23,221	37,130,958
新入学児童生徒 学用品費等	355	51,060	18,126,300	423	60,000	25,380,000
修学旅行費	401	8,905	3,571,100	283	19,660	5,563,800
通学費	0	0	0	4	18,256	73,022
学校給食費	2,738	40,273	110,266,940	1,581	49,406	78,111,642
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	0	0	0	0	0	0

※ 学用品費等に通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)含む。

※ 新入学児童生徒学用品費等は平成 30 年 3 月より早期支給を開始。

3 学童保育室

昼間保護者のいない家庭の児童について、安全等を確保するとともに遊びを通じた自主性・社会性・創造性の向上を図るため、市立 32 小学校に学童保育室を開設して放課後の生活と遊びの場を提供し、心の豊かさを育てる保育の充実に努めている。

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

保育室名	設置年度	所在地	電 話	支援単位数	在籍人数
月 越	昭和 45	月吉町 51 番地	224-6656	2	74
霞ヶ関北	〃 48	伊勢原町 5 丁目 1 番地 1	232-5253	2	100
高 階 南	〃 49	諏訪町 12 番地 3	244-4667	2	71
大 塚	〃 49	大塚 2 丁目 10 番地 1	245-2552	3	110
霞ヶ関南	〃 50	かすみ野 1 丁目 1 番地 4	232-7070	1	45
高 階 北	〃 50	砂新田 1 丁目 16 番地 1	245-3906	2	98
大 東 西	〃 50	大字山城 32 番地 5	246-8780	3	94
名 細	〃 51	大字小堤 214 番地	232-4519	3	134
上 戸	〃 51	大字上戸 390 番地 1	232-4518	3	78
大 東 東	〃 52	豊田本 4 丁目 16 番地 1	244-9783	2	91
牛 子	〃 51	大字牛子 418 番地	246-0741	3	103
寺 尾	〃 52	大字寺尾 979 番地 2	246-0740	2	71
今 成	〃 53	今成 2 丁目 42 番地 1	225-3747	2	71
霞ヶ関東	〃 53	大字的場 2735 番地 2	232-7959	2	67
高 階 西	〃 54	大字藤間 1102 番地	244-6752	3	91
南 古 谷	〃 54	大字木野目 1451 番地	235-1863	4	192
山 田	〃 54	大字山田 167 番地	222-4151	4	157
霞ヶ関西	〃 52	大字笠幡 3971 番地 4	232-5508	3	134
仙 波	〃 54	富士見町 4 番地 1	222-4877	4	182
霞ヶ関	〃 54	大字笠幡 177 番地	232-1328	3	121
高 階	〃 54	大字砂新田 58 番地	244-6753	4	175
中 央	〃 54	中原町 1 丁目 25 番地	224-3999	2	93
川 越	〃 54	郭町 1 丁目 1 番地 1	224-4755	2	90
川越第一	〃 55	郭町 1 丁目 21 番地	224-4134	3	120
古 谷	〃 55	大字古谷上 5465 番地	235-4725	2	96
泉	〃 56	大字小室 463 番地	245-7232	2	89
広 谷	〃 56	大字下広谷 558 番地 1	233-4790	2	76
武 蔵 野	〃 56	むさし野 14 番地 1	242-6132	3	125
新 宿	〃 57	新宿町 6 丁目 9 番地 1	242-6129	2	71
福 原	〃 58	大字今福 508 番地	246-0036	4	127
川 越 西	〃 59	川鶴 1 丁目 5 番地	232-5601	2	73
芳 野	平成 6	大字鴨田 331 番地	224-7976	1	49

Ⅲ 地域教育支援

学校・家庭・地域の連携をさらに進め、地域ぐるみの教育を振興し、児童・生徒の「生きる力」を育む教育を推進するとともに、家庭や地域の教育力の向上を図る。

また、社会教育の充実を図るため、公民館をはじめとする学習施設の整備・充実に努めるとともに、生涯の各時期において生じる課題や社会の変化に応じた学習課題に関する学習機会の充実を図る。

1 地域教育の推進

(1) 青少年教育関係事業

事業名	事業内容	対象者(市子連加盟団体)
ジュニアリーダースクール	ジュニアリーダーとしての知識・技術を身につけ、子ども会活動の指導者を育成する	小学校6年生
子ども会育成者研修会	子ども会育成者としての資質の向上と単位子ども会活動の振興を図る	校区・単位育成会長、市子連理事等
子ども会かるた大会	かるた大会をとおして、参加者の交流を図る	子ども会会員、育成者、ジュニア・ユースリーダー
川越市校区子ども会育成団体事業補助金交付事業	川越市校区子ども会育成団体が実施する事業を支援し、子ども会活動の活性化を図る	各校区子ども会育成団体
川越市ジュニアリーダーズクラブ連絡協議会事業補助金交付事業	川越市ジュニアリーダーズクラブ連絡協議会事業を支援し、子ども会活動の活性化を図る	ジュニアリーダーズクラブ
川越市子ども会育成団体連絡協議会事業費補助金交付事業	川越市子ども会育成団体連絡協議会の事業を支援するため補助金を交付する	市子ども会育成団体連絡協議会

(2) 家庭教育関係事業

事業名	事業内容	対象者
P T A運営講座	P T A活動の充実推進のため、常置委員会関係者の指導・育成を図る	各常置委員会正副委員長
高校説明会	公立高校及び私立高校の合同説明会を実施し、進路指導・進路選択の一助とする	P T A会員
P T A研究集会	P T A活動の成果や諸問題について研究討議し、P T A活動の充実を図る	P T A役員
P T A講演会	児童生徒の健全育成に資するため、P T A役員・会員を対象に講演会を開催する	P T A役員・会員
親の学習講座	就学時健診等に親のための学習講座を開催し、親としての自覚や子育ての技術や知識を学ぶ	保護者
子ども情報誌の発行	子どもたちの休日における体験活動を支援するため、子ども情報誌「小江戸探検隊」を発行する	小学生世帯
川越市P T A連合会補助金交付事業	川越市P T A連合会の事業を支援するため補助金を交付する	市P T A連合会
幼保高家庭教育講座	保護者会等に、保護者向けの家庭教育講座を開催し、子育ての技術や知識を学ぶ	幼稚園・保育園・高等学校保護者

(3) 社会教育一般事業

事業名	事業内容	対象者
社会教育委員協議会	社会教育に関する調査研究を行うとともに、教育委員会に対し提言する	社会教育委員
障害者対応事業を実施するための研修会	障害者が広く参加することのできる事業の充実を推進するため、障害者を理解するための研修会を開催する	社会教育施設職員等

(4) 川越市子どもサポート推進事業

事業名	事業内容	対象者
川越市子どもサポート本部会議	子どもたちが生きる力を身に付け、健やかに育ちゆくために、学校・家庭・地域の連携を図る	子どもサポート本部委員及び協力委員
川越市子どもサポート推進事業	学校・家庭・地域の連携協力による子育てを推進するため、各地区にサポート推進事業を委託する	児童生徒及び地域住民
学校・家庭・地域連携研究委嘱事業	「学校・家庭・地域連携」を推進するために、市内小中学校に研究を委嘱する	学校関係者
「学校・家庭・地域の連携」に関わる研修会	「学校・家庭・地域連携」を推進するための研修会	子どもサポート委員、地域住民、学校関係者
子どもサポート発表会	子どもサポート推進事業や研究委嘱校の発表及び子どもサポートコンクール表彰	児童生徒、子どもサポート委員、地域住民、学校関係者
子どもサポートコンクール「小江戸見つけ隊」	地域の良さや人とのふれあいを作文・絵画・新聞の3部門で募集する	児童生徒

(5) その他関係事業

事業名	事業内容	対象者
霞ヶ関北公民館整備事業	霞ヶ関北公民館の老朽化及び狭隘化に伴い、移転改築を推進する	公民館利用者及び地域住民
仮称西公民館建設事業	本庁管内西部地区内に公共施設としての公民館を建設推進する	公民館利用者及び地域住民
川越市子ども会育成団体連絡協議会事務補助	川越市子ども会育成団体連絡協議会の事務補助並びに子ども会安全会加入事務等の補助	市子ども会育成団体連絡協議会
川越市PTA連合会事務補助	川越市PTA連合会の事務補助	市PTA連合会

2 人権教育の推進

(1) 人権教育関係事業

事業名	事業内容	対象者
人権教育実践報告会	実践報告にもとづいて意見交換をすることにより、人権教育の一層の充実に資する	保育園職員、学校教職員、公民館・図書館職員、博物館・美術館職員、社会教育委員
PTA・子ども会育成会 人権啓発フィルム研修会	人権啓発映画を鑑賞し、テーマにそって話し合いを行うことで、人権を尊重する教育の重要性について認識を深める	市PTA連合会 市子ども会育成団体連絡協議会
人権教育啓発資料作成	作文・標語や絵画制作への取組をとおして、児童生徒の人権への関心を高め、自らの生き方を考えさせるとともに人権意識の高揚を図る	市立学校児童・生徒
人権教育指導者養成講座	全地域の各種団体及び各家庭に一人ずつの、人権尊重の社会づくりのための指導者育成を目指す	市内全公民館・利用団体・一般受講者
人権教育推進事業委嘱	公民館と学校・当該PTAを一単位として人権教育に取り組むよう公民館と学校を指定し委嘱する	市内公民館3～4館 市内小・中学校10～11校

(2) 小堤集会所の概要及び関係事業

概要

施設名	建設年度	所在地	令和3年度利用状況
小堤集会所	昭和45年度 (平成8年度改築)	大字小堤784番地	159回 ・ 1,947人

※ 利用状況には小堤区自治会関係の活動も含む

関係事業

事業名	事業内容	対象者
小堤集会所ふれあいまつり	集会所事業における各教室・講座で得られた学習成果の発表を行い、ふれあいの輪を広げていく	集会所周辺住民
小堤集会所事業	集会所周辺住民の自主的組織的教育活動を助長し、教育・文化水準の向上を図る	集会所周辺住民

令和3年度事業 指導者養成講座、習字教室、カラオケ教室

※高齢者学級、成人学習講座、女性講座、フレンドスクール、普通救命講習会は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため未実施

IV 文化財保護

川越は県内でも有数の伝統文化が息づき、多くの観光客が蔵造りの町並みを訪れている。地域において保存・伝承されてきた歴史的建造物や史跡・天然記念物、伝統的な芸能や風俗習慣など、伝統文化を将来の世代に護り伝えると共に、それら文化財の活用を積極的に推進する。

- ・指定文化財の保存活用を図ると共に、川越を代表する町並みである重要伝統的建造物群保存地区（平成 11 年 12 月 1 日選定）の保存・整備を図る。
- ・郷土芸能の保存・継承のための後継者の育成を図る。
- ・開発等により破壊される遺跡の発掘調査を行い、記録保存する。
- ・国指定史跡「河越館跡」の発掘調査を実施、成果に基づく整備を推進する。

文化財一覧

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

国指定等文化財			県指定文化財			市指定文化財		
種別		数	種別		数	種別		数
重要文化財	建造物	5	有形文化財	建造物	9	有形文化財	建造物	51
	絵画	2		絵画	2		絵画	1
	工芸品	3		彫刻	2		彫刻	12
	書跡・典籍・古文書	1		工芸品	5		工芸品	18
記念物	史跡	1		書跡・典籍・古文書	7		書跡・典籍・古文書	28
民俗文化財	無形民俗文化財	1		考古資料	1		考古資料	6
計		13	歴史資料	1	歴史資料	6		
登録有形文化財		12	民俗文化財	有形民俗文化財	1	民俗文化財	有形民俗文化財	20
登録記念物		1		無形民俗文化財	6		無形民俗文化財	12
重要伝統的建造物群保存地区		1	記念物	史跡	3	記念物	史跡	32
重要美術品		2		天然記念物	1		天然記念物	8
				旧跡	4			
計		29	計		42	計		194

総計 265 件

V 公 民 館

【目標】

生涯の各時期における課題や現代的・社会的課題の学習機会の提供に努め、市民の学習活動を支援するとともに、地域コミュニティの形成と地域の教育力の向上を目指す。また、単独公民館と市民センター併設公民館とが連携し、共同で実施する事業の充実を図る。

併せて、市民の身近な社会教育施設として、誰もが気軽に利用できる施設運営を行う。

【方針】

- 1 地域の教育力向上のための取り組みを進める。
- 2 ライフステージに応じた学習機会及び現代的・社会的課題に対応した学習機会の充実のための事業を実施する。
- 3 公民館の運営体制の整備・充実を目指す。
- 4 公民館の施設整備の整備・充実を図る。

1 主な活動

(1) 地域の教育力の向上のための事業

- ① 地域の教育活動の支援
ジュニアリーダーと遊ぼう、町内公民館講座等
- ② 公民館登録グループの育成・支援
- ③ 公開講座や公民館まつりの推進

(2) ライフステージに応じた学習機会及び現代的・社会的課題に対応した学習機会の充実

- ① 青少年教育の充実
わくわく生きもの探検隊、障がい者青年学級等
- ② 家庭教育の充実
どならない子育て練習法、ワーキングママサロン等
- ③ 高齢者教育の充実
中央かがやき学園、ゆう遊学級等
- ④ 人権学習の充実
災害時における人権への配慮について、外国人との共生等
- ⑤ 環境学習の充実
SDGs ゲームで遊ぼう・作ろう、廃油キャンドルづくり講座等
- ⑥ 情報学習の充実
初めてのスマホ講座、エクセル・ワード中級編等
- ⑦ 地域学習講座の実施
歴史講座、歴史散歩等
- ⑧ 地域の課題発見・解決のための取り組みの実施
防犯講習会、かぞくの介護教室等

(3) 公民館の運営体制の整備・充実

- ① 各館の目標を設定し、地域の実情に合った事業の実施
- ② 公民館運営協力委員制度等を活用し、公民館事業を自己点検・評価
- ③ 公民館職員研修の充実

(4) 公民館の施設設備の整備・充実

- ① 計画的な修繕・改修工事の実施
- ② 公民館施設設備の充実

2 施設の概要及び利用状況

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地	対象人口	利用状況(令和3年度)				職員数	建築年度
			主催		貸出			
			件数	人員	件数	人員		
中央公民館	三久保町18番地3	105,789	42	2,148	4,546	54,219	8	昭和44
さわやか活動館 (公民館分館)	大字的場2649番地1		-	-	2,928	35,630		平成12(改築)
中央公民館分室	六軒町2丁目15番地1		-	-	-	-		昭和14(移築)
南公民館	新宿町1丁目17番地17		25	1,161	3,442	92,469	5	平成26
北公民館	氷川町107番地		42	2,413	2,022	26,748	4	平成3
芳野公民館	大字北田島119番地2	5,456	11	489	461	5,905	7	昭和44
古谷公民館	大字古谷上3830番地2	10,240	14	548	549	8,727	7	昭和45
南古谷公民館	大字今泉371番地1	25,111	20	1,054	1,244	19,903	8	昭和51
高階公民館	大字藤間27番地1	53,408	17	878	3,731	66,539	15	平成19
高階南公民館	藤原町23番地7		21	879	2,689	46,127	4	昭和55
福原公民館	大字今福481番地3	21,062	15	724	1,085	22,150	7	昭和53
大東公民館	豊田本5丁目16番地1	35,195	21	1,450	2,935	48,514	10	平成26
大東南公民館	南台3丁目4番地3		41	1,864	2,019	35,099	4	昭和59
霞ヶ関公民館	大字笠幡177番地1	32,347	12	692	1,411	21,558	8	昭和51
霞ヶ関西公民館	大字笠幡3001番地12		28	1,410	657	8,688	4	平成30
霞ヶ関北公民館	的場北1丁目18番地6	16,741	18	481	2,171	29,542	10	昭和49
伊勢原公民館	伊勢原町5丁目1番地1		22	961	3,153	48,445	4	平成13
川鶴公民館	川鶴2丁目8番地3	5,555	15	814	2,042	28,914	7	昭和63
名細公民館	大字小堤662番地1	30,048	25	1,339	3,066	47,171	8	平成21
山田公民館	大字山田161番地7	11,944	18	1,020	841	9,396	7	昭和46
計		352,896	407	20,325	40,992	655,744	127	

※ 伊勢原公民館の利用状況には霞ヶ関北小学校特別教室の利用を含む。

※ 平成31年4月1日から中央公民館分室は老朽化等のため貸出停止。

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため令和3年4月1日から令和3年10月24日まで夜間帯(19時以降)の新規予約受付停止。

VI 図 書 館

1 施設の概要

館 名	所 在 地	延床面積	施 設	現在館の開館日
中 央 図 書 館	三久保町2番地9	5,931.27 m ²	複合（視聴覚ライブラリー）	昭和59年10月31日
西 図 書 館	伊勢原町5丁目1番地1	2,068.60 m ²	複合（霞ヶ関北小学校・伊勢原公民館）	平成14年4月1日
川越駅東口図書館 （クラッセ川越）	菅原町23番地10	1,315.87 m ² クラッセ川越 2,641.19 m ²	複合（老人憩いの家・川越駅東口児童館・国際交流センター・多目的ホール）	平成14年7月21日
高 階 図 書 館 （高階市民センター）	大字藤間27番地1	1,235.71 m ² 高階市民センター 4,442.53 m ²	複合（高階市民センター、高階公民館、高階児童館）	平成20年5月1日

2 蔵 書

（令和4年4月1日現在）

中 央 図 書 館										
一般図書	児童図書	郷土資料	近世史料	和 書	貴重図書	そ の 他	障害資料	AV資料	マイクロ資料	計
326,720	126,397	28,709	111	10,041	208	48	290	6,861	1,801	501,186

西 図 書 館					川 越 駅 東 口 図 書 館				
一般図書	児童図書	障害資料	AV資料	計	一般図書	児童図書	障害資料	AV資料	計
126,488	45,803	1,252	11,277	184,820	37,254	24,116	113	11,202	72,685

高 階 図 書 館					図 書 館 蔵 書 総 計
一般図書	児童図書	障害資料	AV資料	計	
83,341	29,779	1,536	9,259	123,915	882,606

※ 中央図書館の蔵書数は、霞ヶ関南分室の蔵書分を含む。

3 利用状況

（1）年齢別有効登録者数

（令和4年4月1日現在）

年 齢	0～6	7～12	13～15	16～18	19～22	23～29	30～39	40～49	50～59	60～	計
登録者数	2,132	7,244	3,045	2,194	3,483	4,869	9,039	12,308	8,628	19,109	72,051

(2) 貸出冊数

(令和3年度)

	一般	児童	郷土	障害	雑誌	AV	計
中央図書館 (内霞ヶ関南分室)	298,882 (3,373)	188,838 (549)	25 (0)	129 (0)	28,448 (311)	13,476 (23)	529,798 (4,256)
西図書館	244,287	140,746	6	156	26,986	19,466	431,647
川越駅東口図書館	114,441	65,480	0	33	14,290	12,816	207,060
高階図書館	174,418	121,132	0	787	18,221	32,403	346,961
計	832,028	516,196	31	1,105	87,945	78,161	1,515,466

(3) レファレンス受付件数

(令和3年度)

	レファレンス	所蔵調査	計
口頭	171	348	519
電話	54	1,580	1,634
文書	4	4	8
電子申請	20	4,982	5,002
計	249	6,914	7,163

※ 中央図書館レファレンスカウンター受付件数

(4) 中央図書館展示室等の利用者数

(令和3年度)

展示室		視聴覚ホール		グループ研究室		講座室	
31件	4,415人	83件	1,813人	2件	20人	19件	405人

※ 図書館主催事業を含む。同一団体が同一内容で連続利用した場合、1件と数える。

(5) 障害者サービス状況

(令和3年度)

録音図書作成 (タイトル)		録音図書貸出 (タイトル)		点字図書貸出 (タイトル)	対面朗読		テキスト 資料作成 サービス (タイトル)
川越市立図書館所蔵資料	プライベート 資料	川越市立図書館利用者 への貸出	他施設(点字 図書館等)へ の貸出	川越市立図書館利用者への 貸出	延べ利用 者数(人)	時間数(h)	
8	9	766	378	53	176	336.0	1

※ 録音図書はテープ、アクセシブルな情報システム(DAISY)の総計(雑誌も含む)。

4 視聴覚ライブラリー

設置年度	所在地	電話
昭和51年度	三久保町2番地9 中央図書館内	222-0559

主な貸出機材と利用状況

(令和3年度)

種類	所有数	利用数	種類	所有数	利用数
16ミリフィルム等	835本	143本	DVDデッキ等	4台	19回
16ミリ映写機等	19台	19回	スクリーン	8台	8回
OHP等	4台	0回	ビデオプロジェクター	3台	33回

VII 博 物 館

川越市立博物館は、市制 60 周年記念事業の一環として、平成 2 年 3 月 1 日に開館した。常設展示室では、原始・古代、中世、近世、近・現代の歴史展示および民俗展示を行い、川越の歴史を総合的に理解できる展示とした。特に川越藩の城下町として栄えた近世を重点とし、「城下町模型」や「蔵造りの町並み復元模型」、また蔵造りの通りの外観を再現した展示室、原寸大の蔵造りの建物など、立体的に川越の特色を体感できる展示構成となっている。また、特別展示室では、年 4 回の企画展示を行い、日常の調査・研究で明らかになった知見などを公開する場となっている。さらに、市民の郷土理解を深め、郷土に誇りを持ち、将来のくらしと文化の創造をめざすことを目的に、各種の教育普及事業を実施している。

1 施設の概要

所在地	郭町 2 丁目 30 番地 1
敷地面積	5,606.17 m ²
建築面積	3,368.11 m ²
延床面積	3,985.97 m ²
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄骨造
階数	地上 2 階、地下 1 階

2 各スペースと面積

室名	面積 (m ²)	室名	面積 (m ²)
エントランスホール	184.84	一般収蔵庫	562.60
常設展示室	982.43	特別収蔵庫	122.14
特別展示室	232.06	荷解室	54.60
ギャラリー	195.68	燻蒸室	25.65
体験学習室	123.14	補修工作室	51.15
ビデオルーム	60.36	事務学芸員室	95.25
視聴覚ホール	117.00	資料調査室	50.11
図書閲覧室	39.97	文献資料室	39.93
ティーラウンジ	76.09	その他	972.97

3 入館者数

種別 年度	開館日数 (日)	1日平均 (人)	有 料 (人)		無 料 (人)	合 計 (人)
			一 般	大学生・高校生		
令和元年度	268	289	26,108	1,929	49,419	77,456
令和2年度	161	131	9,862	911	10,332	21,105
令和3年度	292	183	18,015	1,755	33,671	53,441

※ 令和元年度は、台風第19号のため10月12日は休館。

※ 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月3日から休館。

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4月1日から6月18日及び12月28日から3月21日まで休館。

VIII 川越市蔵造り資料館

川越市には、国指定文化財の大沢家住宅をはじめとする蔵造りの建物が数多く存在し、川越の町並みの中核を形づくっている。川越市蔵造り資料館は、明治26年の川越大火直後に建てられた蔵造りの建物を、昭和52年に川越市が買い取り、資料館として開設したものである。

この建物は、煙草卸商を営む4代目小山文蔵が建てたもので、屋敷配置は店蔵の裏に2階建ての住居棟があり、さらに文庫蔵、煙草蔵、文庫蔵と続く。

蔵造り資料館は、建物自体で蔵造りの構造が理解できるようになっているとともに、当時の商家の敷地空間の使われ方についても理解できるようになっている。また、館内には川越大火関連資料や消防の道具、煙草卸商当時の関連資料が展示されている。

平成26年度より川越市蔵造り資料館耐震化事業を実施している。平成26年度は耐震診断を行い、それに基づき、平成27年度は実施設計を行った。平成28年度に耐震化工事の発注準備を行い、平成29年度より耐震化工事を行っている。

IX 川越城本丸御殿

川越城本丸御殿は、嘉永元年（1848）に時の城主松平大和守齊典が造営したもので、16棟、1,025坪の規模を有していた。造営当時の川越藩の領地は最大の17万石で、現存する遺構は、唐破風の玄関、楕形塀ならびに36畳の広間他8室を残す御殿と、その奥に移築された家老詰所である。特に、唐破風の玄関は、三つ葉葵の紋所付き鬼飾りを乗せた銅板葺きの屋根で、霧除けが付いた格調高い意匠を有している。

江戸時代から明治時代に移ると、新政府の命により東京周辺の城郭は早い時期に解体されてしまったが、幸いなことに、川越城本丸御殿の一部は県庁舎として残され、さらに学校等の利用を経て、昭和42年の埼玉国体を記念して復原された。平成20年度から22年度にかけて、雨漏りや損朽箇所などの修理と耐震補強を中心とした保存修理工事が行われた。

また、家老詰所は、明治6年（1873）現ふじみ野市の福田屋の分家に移築され、昭和62年まで母屋として使用されていたものを現在の場所に移築復原したものである。かつては本丸奥にあって、他の建物から独立していたが、本丸御殿に接して復原された。藩政を実質的に支えた家老詰所であり、全国的にも貴重な遺構である。

1 入館者数

種別 年度	開館日数 (日)	1日平均 (人)	有 料 (人)		無 料 (人)	合 計 (人)
			一 般	大学生・高校生		
令和元年度	273	452	86,890	5,151	31,293	123,334
令和2年度	166	241	26,326	1,878	11,874	40,078
令和3年度	297	249	43,907	3,531	26,519	73,957

※ 令和元年度は、台風第19号のため10月12日は休館。

※ 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月3日から休館。

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4月1日から6月18日及び12月28日から3月21日まで休館。

学校教育部

I 学校教育

1 生きる力を育む学校教育の推進

1 確かな学力の育成

- ① 学力向上対策の推進
- ② 各学校の課題に応じた学校支援事業の推進

2 校種間連携の推進

- ① 小学校・中学校連携の推進
- ② 中学校・市立川越高等学校連携の推進

3 グローバル化に対応する教育の推進

- ① 英語指導助手（AET）の配置事業の充実
- ② 小学校外国語活動の推進
- ③ 国際理解教育の推進

4 情報教育の推進

- ① ICT教育の推進
- ② 情報モラル教育の推進
- ③ コンピュータ施設・設備の充実と活用

5 特別支援教育の充実

- ① 一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実

6 生徒指導の充実

- ① いじめ防止対策の推進
- ② 不登校対策の推進
- ③ 教育相談の充実

7 教職員の資質向上

- ① 経験者・特定研修の充実
- ② 管理職等研修の充実
- ③ 専門研修の充実
- ④ 若手・中堅教員の育成
- ⑤ 大学等進学指導力向上研修の推進

8 学習環境の整備・充実

- ① 大規模改造工事等学校施設の整備の推進
- ② 教育機会均等化のための支援

9 学校給食の充実

- ① 給食内容の充実
- ② 学校給食施設の整備

10 市立川越高等学校の改革・充実

- ① 市立川越高等学校教育環境の整備・充実

2 特別支援教育就学奨励

(令和3年度実績)

区 分	小 学 校			中 学 校		
	人員(人)	1人当たり年額(円)	決算額(円)	人員(人)	1人当たり年額(円)	決算額(円)
学 校 給 食 費	203	21,654	4,395,822	72	24,795	1,758,289
通 学 費	120	2,485	298,200	26	7,305	189,946
職 場 実 習 交 通 費	—	—	—	0	0	0
交 流 学 習 交 通 費	0	0	0	0	0	0
修 学 旅 行 費	28	4,283	119,930	11	7,989	87,879
校 外 活 動 費 (泊なし)	132	786	103,849	22	1,019	22,427
校 外 活 動 費 (泊あり)	0	0	0	0	0	0
学 用 品 等 購 入 費	198	4,778	946,101	72	6,394	460,393
新 入 学 児 童 生 徒 学 用 品 費 等	30	20,393	611,804	17	26,307	447,225

3 市立学校の概況

(令和4年5月1日現在)

区 分	学 校 数	学 級 数	児 童 ・ 生 徒 数	教 員 数	教 員 1 人 当 たり 児 童 ・ 生 徒 数	1 学 級 当 たり 児 童 ・ 生 徒 数
小 学 校	32	638	17,498	847	20.7	27.4
中 学 校	22	282	8,715	524	16.6	30.9
特 別 支 援 学 校	1	6	48	22	2.2	8.0
高 等 学 校	1	24	839	31	27.1	35.0

4 児童・生徒数と教職員数

(1) 小学校

(令和4年5月1日現在)

	学校名	令和4年度					教職員数			開校年
		児童数	学級数	特別支援 学級児童数	特別支援 学級数	合計 児童数	校長・ 教員	養護	事務	
1	川越第一小	657	21	10	2	667	29	1	1	明治6年
2	川越小	556	18	29	4	585	32	1	1	明治6年
3	中央小	516	18	19	3	535	30	1	1	明治7年
4	仙波小	788	24	16	3	804	35	1	1	明治27年
5	武蔵野小	637	21	22	3	659	32	1	1	昭和45年
6	新宿小	619	19	6	1	625	26	1	1	昭和57年
7	大塚小	441	16	20	3	461	26	1	1	昭和51年
8	泉小	507	17	16	3	523	26	1	1	明治7年
9	月越小	290	11	18	3	308	19	1	1	昭和34年
10	今成小	358	12	—	—	358	17	1	1	昭和49年
11	芳野小	312	12	—	—	312	17	1	1	明治6年
12	古谷小	432	15	22	3	454	24	1	1	明治7年
13	南古谷小	1,025	30	23	4	1,048	43	2	2	明治6年
14	牛子小	435	14	9	2	444	21	1	1	昭和52年
15	高階小	649	20	19	3	668	31	1	1	大正12年
16	高階南小	379	14	10	2	389	21	1	1	昭和45年
17	高階北小	561	18	25	4	586	27	1	1	昭和48年
18	高階西小	501	16	18	3	519	24	1	1	昭和49年
19	寺尾小	399	13	10	2	409	21	1	1	昭和53年
20	福原小	723	24	25	4	748	37	1	2	明治7年
21	大東東小	542	18	9	2	551	26	1	1	明治6年
22	大東西小	597	20	8	2	605	27	1	1	明治7年
23	霞ヶ関小	624	19	33	5	657	36	1	1	明治6年
24	霞ヶ関南小	236	10	6	2	242	17	1	1	昭和49年
25	霞ヶ関北小	460	15	12	2	472	22	1	1	昭和44年
26	霞ヶ関東小	340	13	6	1	346	19	1	1	昭和50年
27	霞ヶ関西小	663	20	16	3	679	29	1	1	昭和53年
28	川越西小	520	18	1	1	521	24	1	1	昭和58年
29	名細小	609	19	35	5	644	33	1	1	明治7年
30	上戸小	556	19	—	—	556	24	1	1	昭和51年
31	広谷小	377	12	8	2	385	19	1	1	昭和56年
32	山田小	715	22	23	3	738	33	1	1	明治8年
	計	17,024	558	474	80	17,498	847	33	34	

※ 「教職員数」には、加配教職員を含む。

(2) 中学校

(令和4年5月1日現在)

	学校名	令和4年度					教職員数			開校年
		生徒数	学級数	特別支援 学級生徒数	特別支援 学級数	合計 生徒数	校長・ 教員	養護	事務	
1	川越第一中	542	15	2	1	544	27	1	1	昭和22年
2	初雁中	470	13	19	3	489	28	1	1	昭和22年
3	富士見中	350	10	21	4	371	29	1	1	昭和24年
4	野田中	281	9	—	—	281	18	1	1	昭和57年
5	城南中	575	16	14	2	589	32	1	1	昭和22年
6	芳野中	157	6	—	—	157	14	1	1	昭和22年
7	東中	373	11	9	2	382	24	1	1	昭和36年
8	南古谷中	464	12	4	1	468	25	1	1	昭和58年
9	高階中	423	12	28	5	451	31	1	2	昭和22年
10	高階西中	268	8	—	—	268	16	1	1	昭和60年
11	寺尾中	402	12	8	2	410	26	1	1	昭和52年
12	砂中	445	12	4	2	449	24	1	1	昭和56年
13	福原中	409	12	6	2	415	26	1	1	昭和22年
14	大東中	560	16	6	2	566	32	1	1	昭和22年
15	大東西中	321	9	—	—	321	18	1	1	昭和62年
16	霞ヶ関中	382	11	10	2	392	24	1	1	昭和22年
17	霞ヶ関東中	319	10	2	1	321	20	1	1	昭和52年
18	霞ヶ関西中	343	10	10	2	353	23	1	1	昭和58年
19	川越西中	353	11	—	—	353	20	1	1	昭和58年
20	名細中	527	15	17	3	544	31	2	1	昭和22年
21	鯨井中	258	8	—	—	258	16	1	1	昭和55年
22	山田中	327	9	6	1	333	20	1	1	昭和22年
	計	8,549	247	166	35	8,715	524	23	23	

※ 「教職員数」には、加配教職員を含む。

(3) 特別支援学校・高等学校の生徒数

(令和4年5月1日現在)

学校名	1年	2年	3年	合計
特別支援学校	16 (2)	16 (2)	16 (2)	48 (6)
市立川越高校	282 (8)	278 (8)	279 (8)	839 (24)

※ () 内は学級数

5 学校職員等の概要

(1) 小・中・特別支援学校教職員等の数

(令和4年5月1日現在)

区分	校長		教頭		教諭		養護		栄教・学栄		事務		用務員		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学校	23	9	26	7	296	516	0	38	1	5	13	22	12	6	371	603
中学校	18	4	16	6	284	218	0	26	0	4	9	15	17	2	344	275
小計	41	13	42	13	580	734	0	64	1	9	22	37	29	8	715	878
特別支援学校	0	1	1	0	8	13	0	1	0	0	1	1	0	1	10	17
合計	41	14	43	13	588	747	0	65	1	9	23	38	29	9	725	895
男女計	55		56		1,335		65		10		61		38		1,620	

※ 加配教職員・代替教職員を含む。

※ 兼務者数を除く。

(2) 高等学校教職員等の数

(令和4年5月1日現在)

校長	教頭	教諭		非常勤講師		養護	事務長	事務		用務員		計		
男	男	男	女	男	女	女	男	男	女	男	女	男	女	計
1	1	20	9	9	9	1	1	3	3	2	0	37	22	59

※ 再任用教諭、臨時的任用教諭を除く。

Ⅱ 教育指導

1 学校保健

(1) 学校保健の概要

学校における保健教育と保健管理の諸活動を適切に行うことによって児童生徒や教職員の健康を保持増進し、教育の目的の達成に寄与することを目指して活動を進めている。

(2) 令和4年度学校保健関係行事

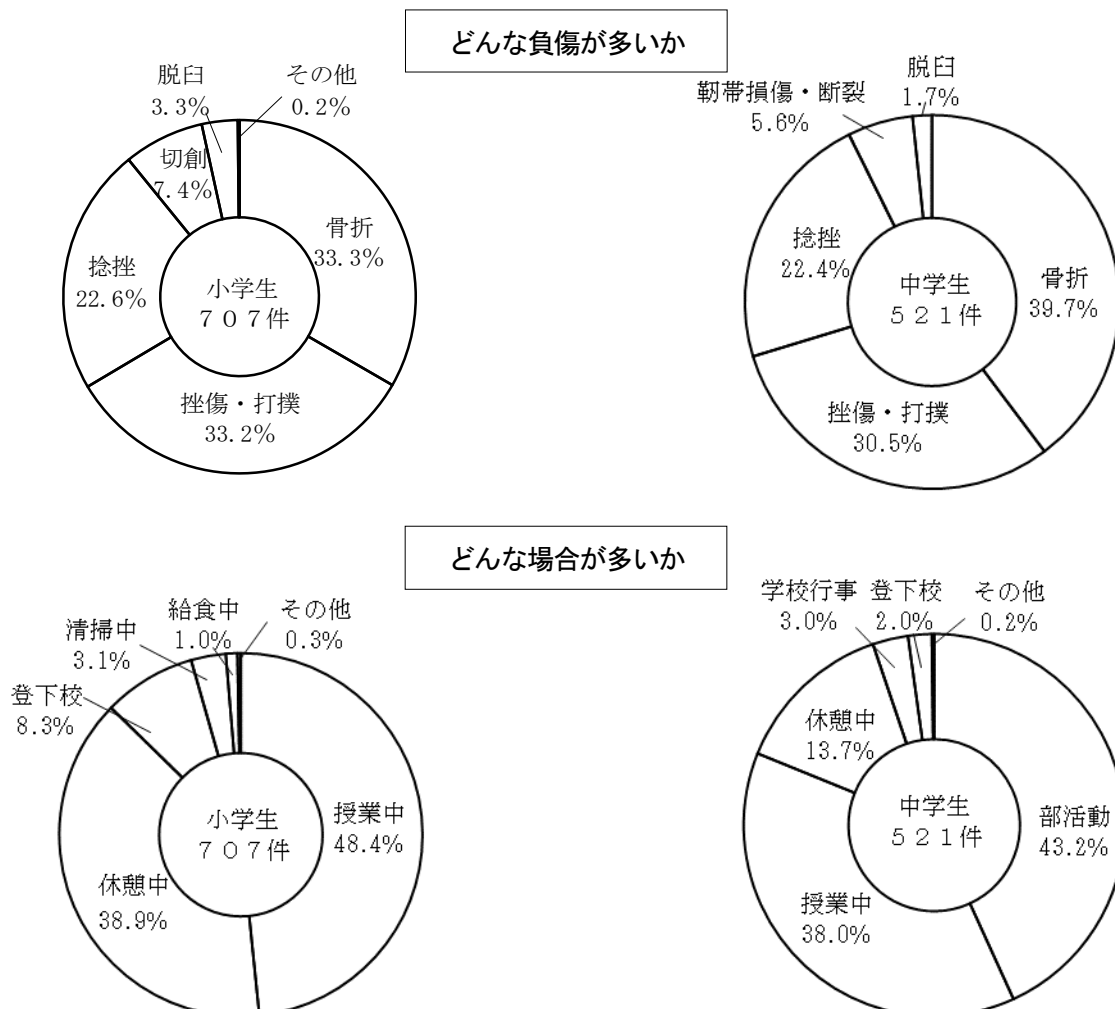
- ・ 児童生徒定期健康診断 (4月～6月)
- ・ 児童生徒心臓検診 (4月～6月)
- ・ 教職員健康診断 (4月～8月)
- ・ 保健主事研修会・養護教諭研修会 (4月～3月)
- ・ 学校飲料水検査 (5月)
- ・ 普通救命講習会 (5月)
- ・ B型肝炎予防接種(養護教諭) (6月～3月)
- ・ 学校環境衛生一斉検査 (前期6月～10月 後期1月～2月)
- ・ 学校プール水質検査 (6月)
- ・ 児童生徒脊柱側弯検査 (7月)
- ・ 川越市学校保健会総会及び講演会 (7月)
- ・ 小児生活習慣病予防検診 (7月～9月)
- ・ 教室等の空気検査 (7月～8月)
- ・ 学校環境衛生検査器具取扱い講習会 (7月)
- ・ 応急手当普及員講習会 (7月)
- ・ 学校歯科保健優良校地区審査会 (9月)
- ・ 砂場の細菌検査 (10月)
- ・ 就学時健康診断 (10月～11月)
- ・ 歯科保健指導 (10月～1月)
- ・ 歯科保健指導者研修会 (11月)
- ・ 埼玉県学校健康教育推進大会 (1月)
- ・ 川越市学校保健会理事会 (3月)

(3) 令和3年度 日本スポーツ振興センター災害共済給付状況（医療費）

月別	小 学 校		中 学 校		特別支援学校・市立高校		件数計 (件)	金 額 計 (円)
	件 数 (件)	給 付 額 (円)	件 数 (件)	給 付 額 (円)	件 数 (件)	給 付 額 (円)		
4	174	1,209,830	89	676,594	21	102,240	284	1,988,664
5	0	0	0	0	0	0	0	0
6	79	462,746	80	554,798	33	283,732	192	1,301,276
7	153	936,937	80	749,240	14	155,982	247	1,842,159
8	111	910,539	77	617,634	19	310,575	207	1,838,748
9	92	714,236	115	945,500	17	203,760	224	1,863,496
10	138	1,110,811	146	997,397	34	325,239	318	2,433,447
11	48	534,353	110	1,090,456	14	73,162	172	1,697,971
12	105	566,829	113	1,435,857	16	118,662	234	2,121,348
1	86	1,271,103	90	788,426	16	131,768	192	2,191,297
2	0	0	0	0	0	0	0	0
3	208	1,772,906	145	1,159,885	57	525,312	410	3,458,103
計	1,194	9,490,290	1,045	9,015,787	241	2,230,432	2,480	20,736,509

※平成29年度給付総計 3,503件 26,764,935円
 平成30年度給付総計 3,303件 23,986,796円
 令和元年度給付総計 2,928件 21,741,535円
 令和2年度給付総計 2,285件 17,575,461円

◎令和3年度 事故発生件数（日本スポーツ振興センターにかかわる事故による）



(5) 児童・生徒の「新体力テスト」平均値

(令和3年度)

種目名	学 校		小 学 校						中 学 校		
	学 年		1	2	3	4	5	6	1	2	3
50m走 (秒)	川越市	男子	11.60	10.70	10.25	9.83	9.40	8.94	8.60	7.88	7.48
			埼玉県	11.50	10.68	10.14	9.71	9.34	8.91	8.54	7.90
	川越市	女子	11.86	11.07	10.52	10.12	9.58	9.25	9.08	8.69	8.60
			埼玉県	11.80	10.99	10.41	9.94	9.53	9.15	9.01	8.70
立ち幅とび (cm)	川越市	男子	112.97	123.90	133.24	142.36	151.79	163.49	178.31	194.31	212.12
			埼玉県	116.92	127.54	137.66	146.26	155.29	166.32	183.26	200.64
	川越市	女子	106.83	117.59	126.17	136.36	147.47	152.73	162.46	167.82	173.99
			埼玉県	109.85	120.35	131.12	140.66	150.05	158.23	166.79	173.70
ボール投げ (m)	川越市	男子	7.88	10.20	13.22	15.66	19.26	22.80	17.11	20.82	23.84
			埼玉県	7.87	10.61	13.49	16.60	19.78	23.01	17.63	21.14
	川越市	女子	5.72	7.23	9.05	10.86	12.95	14.44	11.12	13.23	14.37
			埼玉県	5.69	7.39	9.27	11.26	13.40	15.26	11.78	13.72
握力 (kg)	川越市	男子	9.16	10.56	12.35	14.12	16.03	18.81	24.02	29.18	34.25
			埼玉県	9.06	10.65	12.40	14.23	16.28	19.17	23.92	29.48
	川越市	女子	8.84	10.04	11.65	13.74	16.04	18.58	21.92	24.05	25.60
			埼玉県	8.67	10.17	11.90	13.84	16.29	19.12	21.76	24.36
上体起こし (回)	川越市	男子	11.66	15.02	17.49	19.20	20.69	22.60	25.04	28.66	30.83
			埼玉県	12.31	14.94	17.30	19.16	20.89	22.69	24.95	28.59
	川越市	女子	11.28	14.74	16.98	18.75	20.39	20.65	22.18	25.24	26.79
			埼玉県	12.14	14.61	16.84	18.69	20.19	21.35	22.49	25.53
長座体前屈 (cm)	川越市	男子	26.88	28.46	29.77	32.08	33.76	36.92	41.92	47.02	49.56
			埼玉県	27.18	28.84	30.91	32.65	35.00	37.34	42.92	48.04
	川越市	女子	28.91	31.46	33.60	36.15	39.18	41.88	46.05	48.83	51.25
			埼玉県	29.64	31.81	34.52	36.86	39.89	42.62	46.47	50.55
反復横とび (点)	川越市	男子	27.42	30.35	33.95	37.31	41.52	45.17	46.60	50.99	53.41
			埼玉県	28.06	31.52	35.12	39.15	42.80	46.13	48.16	52.32
	川越市	女子	26.35	28.93	32.24	35.29	40.14	41.90	43.31	45.33	46.48
			埼玉県	26.98	30.28	33.47	37.26	41.09	43.86	44.94	47.43
20mシャトルラン (指数)	川越市	男子	21.50	28.59	37.09	42.40	48.57	58.08	-	-	-
			埼玉県	22.13	30.09	37.74	45.29	52.17	59.76	-	-
	川越市	女子	18.17	23.38	29.97	34.79	41.12	46.24	-	-	-
			埼玉県	18.99	24.90	30.53	36.89	43.79	48.86	-	-
持久走 (分秒)	川越市	男子	-	-	-	-	-	-	7分04秒88	6分24秒83	6分14秒11
			埼玉県	-	-	-	-	-	-	7分01秒13	6分28秒89
	川越市	女子	-	-	-	-	-	-	5分00秒20	4分46秒44	4分45秒99
			埼玉県	-	-	-	-	-	-	4分56秒89	4分45秒70

※ 小学校は、20mシャトルラン。中学校は、持久走。持久走の距離は、男子が1500m、女子が1000m。

2 学校環境衛生検査センター

学校保健安全法では、学校において、保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならないとされている。

このうち、環境衛生については、学校医及び学校薬剤師の指導と助言を得て、その維持、改善を図ることとされている。

本市では、環境衛生の管理を含む学校保健活動を充実、発展させ、児童生徒の健康の保持増進を図るため、この施設を建設したものである。

施設の概要

所在地	小仙波町2丁目55番地1
構造	鉄筋コンクリート造2階建 延 253.61 m ² 1階 140.00 m ² (実験室2、事務室、湯沸室、便所、玄関等) 2階 113.61 m ² (会議室、資料室等)

Ⅲ 学 校 給 食

給食指導の充実

学校給食の目標に向けて、学級活動としての学校給食は毎日実施されるところに意義があり、また食事という子どもたちの生活に密着した実践活動を通して食事に関する知識、習慣を身につけさせ、しかもその中で社会性を養い、かつ好ましい人間関係を図るものである。

このねらいを踏まえて学校の実態に即して、また児童生徒の発達段階に応じ、より具体的なねらいを設定し給食指導に対する学校と給食センターとの共通理解を深め効果的な指導に努める。

給食内容

学校給食の内容は、学校給食摂取基準を満たした献立内容であることはもとより、より魅力ある給食を目指し、地元の食材を取り入れ、児童生徒のし好を考慮した献立の工夫・改善を行う。

施設、設備の整備と運営の充実

学校給食が安全で衛生的に調理できるよう施設設備の維持管理に努めるとともに、学校と給食センター相互の連携を密にして、学校給食業務が協力体制のもとに円滑に行なわれるよう管理運営の充実を図る。

1 給食施設

(令和4年4月1日現在)

名 称	所在地	設立	対象学校数		敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
			小学校	中学校		
菅間学校 給食センター	大字菅間 18 番地 9	平成 17 年 8 月	20 校	—	9,908.41	5,699.60
菅間第二学校 給食センター	大字菅間 18 番地 1	平成 29 年 8 月	12 校	12 校 (特別支援学校 1 校含む)	13,133.21	7,370.47
今成学校 給食センター	今成 2 丁目 35 番地 5	昭和 44 年 平成 5 年(改)	—	11 校	5,476.01	3,272.11

2 給食対象

令和4年度学校給食センター別給食数及び担当校一覧

(令和4年5月1日現在)

センター名	給食数	担	当	校
菅間学校 給食センター	11,439食	小学校20校	川越第一・川越・中央・仙波・武蔵野・大塚・泉・月越・今成・芳野・古谷・南古谷・牛子・寺尾・大東東・大東西・霞ヶ関東・上戸・広谷・山田	
菅間第二学校 給食センター	7,176食	小学校12校	新宿・高階・高階南・高階北・高階西・福原・霞ヶ関・霞ヶ関南・霞ヶ関北・霞ヶ関西・川越西・名細	
	4,791食	中学校11校 特別支援学校1校	初雁・城南・芳野・東・南古谷・高階・高階西・砂・寺尾・福原・山田・特別支援学校	
今成学校 給食センター	4,608食	中学校11校	川越第一・富士見・野田・大東・大東西・霞ヶ関・霞ヶ関東・霞ヶ関西・川越西・名細・鯨井	
計	28,014食	55校		

※ 数値は、令和4年度公立学校施設実態調査から参照。

3 給食費保護者負担額

給食費の支払いは、児童生徒の保護者から口座振替又は納付書による振込の何れかにより、毎月収納を行っている。
(令和4年4月1日現在)

区分	月額	年額	徴収月数	給食日数	1食当り単価	備考
小学校	4,350円	47,850円	11ヶ月	190日	251円84銭	平成27年4月改訂
中学校	5,250円	57,750円	11ヶ月	190日	303円94銭	平成27年4月改訂

4 1食当りの保護者負担額

(令和4年4月1日現在)

区分	主食	牛乳	副食	計
小学校	46円66銭	200cc 53円49銭	151円69銭	251円84銭
中学校	57円50銭	200cc 53円49銭	192円95銭	303円94銭

IV 教育センター

1 教育センター

所在地	大字古谷上 6083 番地 10 (電話 235-7591 FAX 230-1023)
沿革	昭和 56 年 8 月 1 日 教育研究所準備室設置 昭和 61 年 4 月 1 日 教育研究所開設 平成 12 年 4 月 1 日 川越市教育総合相談センター・リベアラ開設 平成 15 年 4 月 1 日 中核市移行に伴い、学校教育部教育研究所に組織改編し、管理係、研修係、教育相談係を置く。 平成 19 年 4 月 1 日 係制から担当制に組織改編し、管理担当、研修担当、教育相談担当を置く。 平成 21 年 4 月 1 日 旧川越市立古谷東小学校を教育研究所(旧古谷東小)施設とする。 平成 22 年 4 月 1 日 教育研究所を廃止し、教育センター及び教育センター分室(リベアラ)設置 平成 27 年 4 月 1 日 いじめ相談直通電話を教育センター分室(リベアラ)より移設
業務	① 教育に関する専門的事項及び技術的事項の調査研究に関すること ② 教育関係職員の研修に関すること ③ 教育に関する資料の収集及び提供に関すること ④ 教育相談に関すること ⑤ 特別支援教育の推進並びに障害のある児童及び生徒の就学支援に関すること ⑥ その他教育の充実及び振興を図るための必要な業務に関すること
職員	所長、副所長、研修担当、教育相談担当、管理担当、学校専門指導員、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、教育相談支援員

川越市の求める教職員像

- ① 教育者としての使命感、責任感をもち、指導力のある意欲的な教職員
- ② 児童生徒理解に基づく教育を推進する人間性豊かな教職員
- ③ 時代の変化に対応した魅力ある教育の創造に全力をあげる教職員

教職員研修	① 教職員の経験や職務内容に応じ、専門的な知識及び技能の習得を目指す研修を実施する。 ② 児童生徒理解を基盤として、児童生徒の「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の育成をねらいとした指導方法の工夫・改善に資する研修を実施する。 ③ 社会の変化や川越市立学校の様々な教育課題に対応し、学校教育の改善に資する研修を実施する。 ④ 公教育に携わる教職員として、人間性や識見を高めるとともに、社会の構成員としての視野を広げる研修を実施する。 ⑤ 地域社会や関係諸機関等との関連を生かし、各学校の特色ある学校づくりに資する研修を実施する。
-------	--

2 教育センター第一分室（リベール）

所在地	大字的場 2649 番地 1（電話 234-8333 FAX 234-8337）	
沿革	昭和 39 年	川越市教育相談室を川越小学校内に開設
	昭和 53 年	中央小学校内に移設（川越小学校校舎改修のため）
	昭和 55 年	初雁中学校内に移設（中央小学校校舎改修のため）
	昭和 56 年	川越小学校内に移設（川越小学校新築に伴い）
	昭和 58 年	電話相談室を川越小学校内に開設
	平成元年	学校カウンセラー室を川越小学校内に開設
	平成 6 年	学校適応指導教室を中央公民館内に開設
	平成 12 年	川越市教育総合相談センター・リベール開設
	平成 15 年	中核市移行に伴い、学校教育部教育研究所所管となる
	平成 18 年	いじめ相談直通電話を開設
	平成 22 年	教育センター分室（リベール）開設
	平成 25 年	いじめ相談電子窓口を開設
	平成 27 年	いじめ相談直通電話を教育センターに移設
	令和元年	教育センター第二分室開設
	令和 4 年	適応指導教室を教育支援室に名称変更・小学生学習支援室開設
業務	①	教育相談・就学相談の企画及び実施に関すること
	②	教育相談・就学相談に関する調査研究及び研修に関すること
	③	教育相談・就学相談にかかわる関係機関との連携及び調整に関すること
	④	学校・家庭・地域との連携にかかわる相談及び助言に関すること
	⑤	不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援及び相談に関すること
	⑥	その他教育相談及び就学相談に関すること

教育相談の内容等

幼児、児童及び生徒の教育にかかわるさまざまな悩みについて、カウンセリングや遊戯療法等を用いて相談に応じる。また、不登校の児童生徒に対して、社会的自立や学校復帰を目指した相談を行う。

① 相談内容

- ・学校生活に関しての相談
- ・子育てや家庭の相談
- ・発達やことばの相談
- ・困った行動の相談
- ・こころやからだの相談
- ・就学や進路の相談
- ・その他

② 相談受理対象者

川越市内に居住する幼児、児童、生徒及びその保護者並びに川越市立学校教職員

③ 相談日時

- ・面接相談（予約制）
月～金曜日（祝休日、年末年始を除く）午前 9：00～午後 5：00
- ・電話相談
月～金曜日（祝休日、年末年始を除く）午前 9：00～午後 4：00
- ・いじめ相談直通電話
月～金曜日（祝休日、年末年始を除く）午前 9：00～午後 5：00

土・日・祝休日（12月29日から1月3日を除く）午前9：00～正午

・いじめ相談電子窓口

川越市公式ホームページから電子メールで相談する。

④ 教育支援室（つばさ教室）＊小学生及び中学生対象教室

・開設日 月～金曜日（祝休日を除く）

・開設時間 午前9：30～午後3：00

〈通室までの手順及び手続き〉

直接又は校長と相談の上、申込み→面接相談→体験通室→通室申請→通室決定

⑤ 教育支援室（小学生学習支援室）＊小学生対象教室

・開設日 月～金曜日（祝休日を除く）

・開設時間 午前9：00～正午

〈通室までの手順及び手続き〉

直接又は校長と相談の上、申込み→面接相談→体験通室→通室申請→通室決定

不登校児童生徒支援プラン

不登校児童生徒の現状に対応するため、学校や地域、専門家等の機能や能力を生かして、相談体制の充実を図り、家庭訪問や相談活動、学習支援等を通して不登校児童生徒及びその傾向にある児童生徒を支援し、不登校状況の改善を目指すものである。

① さわやか相談員配置事業

埼玉県の「心のオアシスづくり事業」（いじめ・不登校問題対策事業）の一環として、平成8年度からさわやか相談室が中学校に順次設置され、平成10年度までにすべての中学校に設置された。川越市の「不登校児童生徒支援プラン」の一環として、22名の川越市さわやか相談員を1日4時間、週5日、全市立中学校に配置している。

② 学生による不登校児童生徒支援事業（学生支援員）

不登校児童生徒に対して、学生ボランティアによる学習支援や相談活動を行い、児童生徒の学習保障や学校復帰等を支援する。

③ 臨床心理士配置事業

教育センター第一分室（リベアラ）に臨床心理士を配置することにより、リベアラの相談活動の一層の充実を図るとともに、各学校からの相談依頼に対して専門的見地から対応し、川越市の教育相談体制の一層の充実を図っている。

④ いじめ・不登校対策検討委員会 不登校対策部

不登校の現状や対応について協議・検討を行い、川越市の不登校対策の在り方の方向性を定め、予防及び適切な指導援助の推進を目的とする。

⑤ 不登校支援セミナーの実施

保護者を対象に、座談会、個別相談形式で、社会的自立や学校復帰等に向けた手立てなどを一緒に考える。

⑥ 教育支援室（つばさ教室・小学生学習支援室）の設置

何らかの理由により登校できない状態にある児童生徒に対して、社会的自立や学校復帰等を目指すための指導や援助を行う。

⑦ スクールソーシャルワーカー配置事業

課題を抱える児童生徒の背景にある生活環境へ働きかけ、改善していくため、教育と社会福祉等の分野について専門的知識と経験を有する者を配置する。

3 英語指導助手配置事業の概要

(1) 英語指導助手配置事業の趣旨

今日、地方自治体にとって国際化への対応は、情報化とともに避けることのできない重要課題といえる。

そこで、地方自治体ならびに自治省（現総務省）、文部省（現文部科学省）及び外務省の協力の下に、昭和 62 年 8 月から「語学指導等を行う外国青年招致事業」（J E T）が実施されることになった。本市はこの事業に基づき、昭和 63 年度から平成 14 年度まで外国青年の招致を行ってきた。

平成元年度から「川越市姉妹都市交流事業」（K E T）に基づく外国青年の招致も開始するとともに、平成 15 年度から業務委託、川越市在住の英語指導助手、平成 23 年度から業務委託に替え、派遣業務による英語指導助手の配置を行っている。又、平成 30 年度 8 月から J E T の英語指導助手を配置している。

英語指導助手の配置は、英語教育の充実と国際理解教育の推進に大きく寄与しており、諸外国との相互理解を深め、本市の国際化へ向けた役割が期待されている。

(2) 英語指導助手の業務と配置状況

英語指導助手の業務内容

- ① 小学校における外国語活動並びに小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における外国語科授業の補助
- ② 課外活動への協力及び指導
- ③ 英語補助教材の作成及び英語スピーチコンテストへの協力
- ④ 教職員等への研修活動の補助
- ⑤ 国際交流関係事務
- ⑥ 職員又は地域住民に対する語学指導及び国際交流活動への協力
- ⑦ その他、教育委員会が必要と認めた事務

英語指導助手配置状況の推移

(各年 4 月 1 日現在)

年度	配置人員(人)	K E T (人)	現地 (人)	J E T (人)	派遣 (人)
令和元年度	30	2	5	6	17
令和 2 年度	30	2	5	6	17
令和 3 年度	31	2	3	9	17

4 特別支援教育の概要

(1) 特別支援学級

川越市立小中学校には、知的な障害のある児童生徒を対象にした知的障害特別支援学級、自閉症又は情緒に障害のある児童生徒を対象にした自閉症・情緒障害特別支援学級、視覚に関する障害のある児童を対象にした弱視特別支援学級の3種類の特別支援学級が設置されている。これらの学級には、当該学校の学区内の児童生徒だけでなく、特別支援学級を設置していない近隣の学校の児童生徒も入級している。

小学校

(令和4年4月1日現在)

学校名	知的障害特別支援学級	自閉症・情緒障害特別支援学級	弱視特別支援学級	学校名	知的障害特別支援学級	自閉症・情緒障害特別支援学級	弱視特別支援学級
川越第一小学校	1学級	1学級	—	川越小学校	1学級	3学級	—
中央小学校	1学級	2学級	—	仙波小学校	1学級	2学級	—
武蔵野小学校	1学級	2学級	—	新宿小学校	—	1学級	—
大塚小学校	1学級	2学級	—	泉小学校	1学級	2学級	—
月越小学校	1学級	2学級	—	古谷小学校	1学級	2学級	—
南古谷小学校	2学級	2学級	—	牛子小学校	1学級	1学級	—
高階小学校	1学級	2学級	—	高階南小学校	1学級	1学級	—
高階北小学校	2学級	2学級	—	高階西小学校	1学級	2学級	—
寺尾小学校	1学級	1学級	—	福原小学校	2学級	2学級	—
大東東小学校	1学級	1学級	—	大東西小学校	1学級	1学級	—
霞ヶ関小学校	2学級	3学級	—	霞ヶ関南小学校	1学級	1学級	—
霞ヶ関北小学校	1学級	1学級	—	霞ヶ関東小学校	—	1学級	—
霞ヶ関西小学校	1学級	2学級	—	川越西小学校	—	—	1学級
名細小学校	2学級	3学級	—	広谷小学校	1学級	1学級	—
山田小学校	1学級	2学級	—				

中学校

(令和4年4月1日現在)

学校名	知的障害特別支援学級	自閉症・情緒障害特別支援学級	学校名	知的障害特別支援学級	自閉症・情緒障害特別支援学級
川越第一中学校	—	1学級	初雁中学校	1学級	2学級
富士見中学校	2学級	2学級	城南中学校	1学級	1学級
東中学校	1学級	1学級	南古谷中学校	—	1学級
高階中学校	2学級	3学級	寺尾中学校	1学級	1学級
砂中学校	1学級	1学級	福原中学校	1学級	1学級
大東中学校	1学級	1学級	霞ヶ関中学校	1学級	1学級
霞ヶ関東中学校	—	1学級	霞ヶ関西中学校	1学級	1学級
名細中学校	1学級	2学級	山田中学校	—	1学級

(2) 通級指導教室

通常の学級に在籍している言語や聴覚に軽度の障害がある児童を対象とした教室が川越小学校内・霞ヶ関小学校内に、また通常の学級に在籍している軽度の発達障害や情緒障害がある児童生徒を対象とした教室が中央小学校・高階小学校・霞ヶ関小学校・名細小学校・富士見中学校・高階中学校に設置されている。各教科の指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別な指導を他の指導の場で行うという「通級による指導」が実施されている。

(3) 市立特別支援学校

昭和 39 年に小学部、中学部を設置し、県内最初の知的障害養護学校として開校した。また、昭和 41 年に高等部が設置された。しかし、昭和 47 年 4 月、県立川越養護学校（現県立川越特別支援学校）が開校したのに伴い、小学部、中学部は県立に移管し、現在は高等部だけである。平成 22 年 4 月、川越市立特別支援学校に名称が変更され、整備された校舎で、社会的自立をめざして生徒たちが勉学に励んでいる。

(4) 就学支援委員会

川越市立小・中学校への就学予定者及び在籍する児童生徒のうち、特別な教育的ニーズや支援を必要とする者に対する就学に係る教育的支援に関する事項について調査審議するため、条例に基づき川越市就学支援委員会を置いている。就学支援委員会は学識経験者、医師、学校教育機関の代表者、関係行政機関の職員で構成されている。

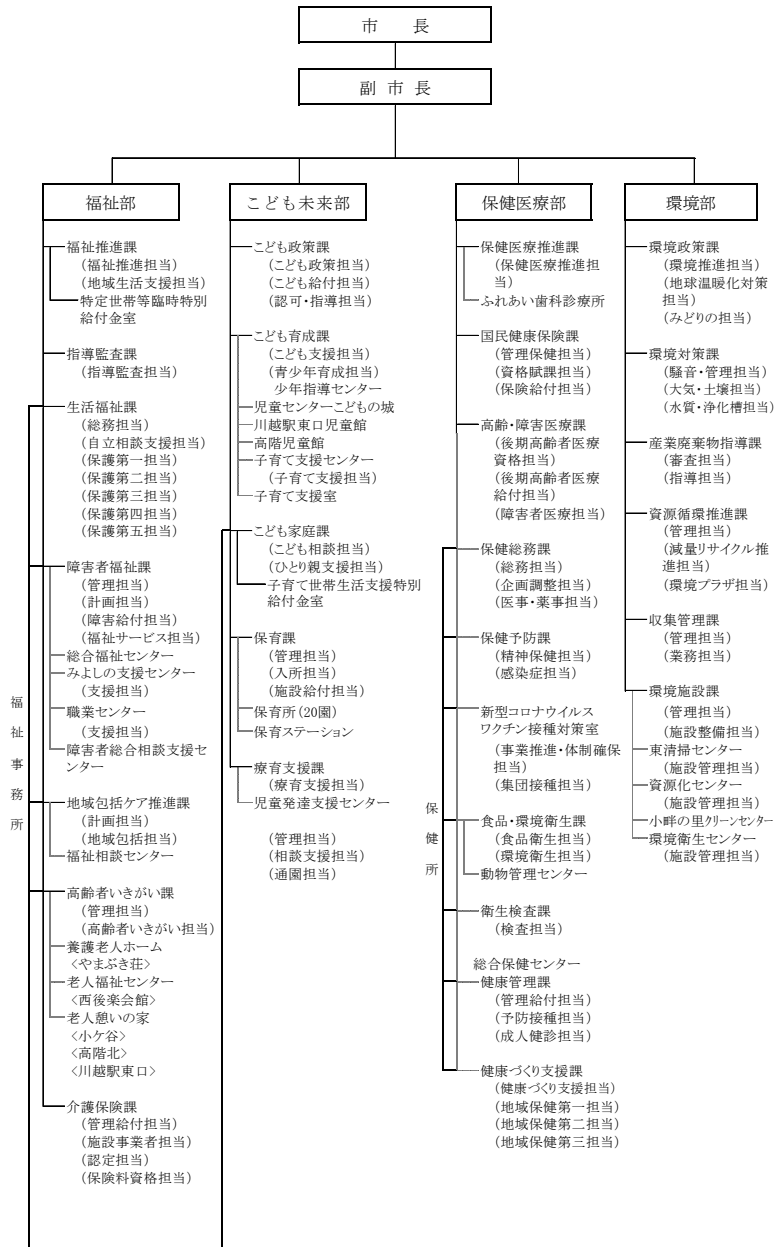
(5) 学級運営支援員及び特別支援教育支援員の配置

通常の学級に在籍し生徒指導上の課題や、LD・ADHD・ASD等の発達障害のある児童生徒に対して、学習指導における個別の指導や支援を実施するために、学級運営支援員を配置している。また、市立小・中学校に在籍する知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱等の障害のある児童生徒に対し特別支援教育支援員を配置している。

(6) スクールソーシャルワーカーの配置

いじめ、不登校等の課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを教育センター第一分室（リバーラ）及び学校に配置している。

保健福祉



保健福祉

福祉部

I 地域福祉の推進

障害の有無や年齢、性別などに関係なく、住民の一人ひとりが、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるよう、住民同士、各種団体や事業者等と行政の支え合い・助け合いによる地域共生社会の実現を目指す。

1 地域福祉計画の推進

地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、市町村が策定する計画で、地域における高齢者、障害者、児童等の福祉に関し、共通して取り組む事項、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項等を一体的に定めるものである。

本市では、令和3年3月に、川越市社会福祉協議会と一体的に「みんなでつくる福祉のまち川越プラン～第四次川越市地域福祉計画・第五次川越市地域福祉活動計画～」を策定し、地域福祉の推進を図っている。

2 民生委員・児童委員活動の充実

令和4年4月1日現在、民生委員・児童委員492人（主任児童委員46人含む。）が担当地域の住民に対し相談・支援を行い、地域住民の福祉の増進を図っている。

民生委員・児童委員の活動状況（令和3年度）

○内容別相談・支援件数内訳

種別	件数
在宅福祉	595
介護保険	357
健康・保健医療	1,128
子育て・母子保健	62
子どもの地域生活	160
子どもの教育・学校生活	151
生活費	171
年金・保険	29
仕事	53
家族関係	300
住居	115
生活環境	356
日常的な支援	2,441
その他	2,456
計	8,374

○分野別相談・支援件数内訳

種別	件数
高齢者に関すること	5,845
障害者に関すること	491
子どもに関すること	696
その他	1,342
計	8,374

○その他の活動件数

種別	件数
調査・実態把握	112,300
行事・事業等への参加・協力	7,384
地域福祉活動・自主活動	21,546
民児協運営・研修	16,588
証明事務	345
要保護児童の発見の通告・仲介	23
計	158,186

Ⅱ 社会福祉施設等に対する指導監査

1 社会福祉施設等に対する指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設等の健全かつ適正な運営を確保するため、指導監査を行う。

令和3年度指導監査件数

指導監査対象		指導監査件数	指導監査対象	指導監査件数
社会福祉法人		10	民間の認可保育所	38
高齢者施設	特別養護老人ホーム	20	地域型保育事業	30
	養護老人ホーム	1	認定こども園	7
	軽費老人ホーム	1	認可外保育施設	44
	介護保険サービス事業所	85	一時預かり事業	11
障害者支援施設		7	私立幼稚園	5
障害福祉サービス事業所		104	病児・病後児保育事業	1
障害児通所支援事業所		21	放課後児童健全育成事業	1
			母子生活支援施設	1
			公立保育園	20
			合 計	407

※ 指導監査件数は指導監査を行った延回数である。

2 社会福祉法人の設立の認可

社会福祉法人の設立、運営に関する申請、届出を法令等に基づき審査し、法人の認可等を行う。

社会福祉法人設立認可申請（新設法人）

年度 \ 区分	申 請 (件)	認 可 (件)
令和元年度	0	0
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0

Ⅲ 生活保護・生活困窮者自立支援

1 保護の動向

川越市における保護の動向は景気を持ち直し等により、現在は落ち着いた状態となっている。

令和3年度末の被保護世帯は、3,423世帯（前年度3,509世帯）、被保護人員4,264人（前年度4,455人）、1世帯平均1.3人であり、保護率は1.21%である。

(各年度末)

年度	区分	高齢者世帯		母子世帯		傷病・障害世帯		その他の世帯		合計 世帯
		世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%	
令和元年度		1,762	52	183	5	872	26	601	18	3,418
令和2年度		1,807	51	187	5	866	25	649	18	3,509
令和3年度		1,788	52	153	4	854	25	628	18	3,423

2 生活保護状況

(各年度末)

年度	区分	人口(人)	被保護世帯 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率(%)		年間保護費(円)	1人当り年間 保護費(円)
					市	県		
令和元年度		353,114	3,418	4,396	1.24	1.33	7,340,934,664	1,669,912
令和2年度		353,247	3,509	4,455	1.26	1.33	7,417,082,715	1,664,890
令和3年度		352,868	3,423	4,264	1.21	1.22	7,260,159,916	1,702,665

3 扶助費別保護状況

(各年度末)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活扶助費	2,283,937,282	2,338,470,859	2,314,704,111
住宅扶助費	1,421,806,315	1,438,864,305	1,443,329,089
教育扶助費	24,361,342	27,718,909	23,809,277
医療扶助費	3,351,426,310	3,343,091,490	3,206,981,147
出産扶助費	3,374,825	4,712,763	709,600
生業扶助費	11,001,439	11,091,166	10,822,065
葬祭扶助費	14,104,015	18,196,103	17,131,720
施設事務費	32,666,114	29,232,800	27,353,166
介護扶助費	195,795,805	203,191,143	213,506,333
就労自立給付金	2,161,217	1,913,177	1,513,408
進学準備給付金	300,000	600,000	300,000
扶助費合計(円)	7,340,934,664	7,417,082,715	7,260,159,916

4 生活扶助基準

標準 3人世帯 男 33歳 女 29歳 子 4歳

標準世帯基準額(月額:円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
135,090	137,080	137,170

※ 川越市は2級地-1

5 生活困窮者自立支援制度

平成27年4月1日、生活困窮者自立支援法の施行により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを目的としている。

主な事業として、自立相談支援事業では、川越市自立相談支援センターを開設し、お金がない、仕事がない等生活困窮に関する相談への対応、状況に応じた自立支援計画の作成、就労支援も含めた包括的な支援、ハローワーク等への同行支援を行っている。特定非営利活動法人に運営を委託している。

その他の事業として、離職等により、住居を喪失した又はおそれのある者に、家賃相当分の住居確保給付金の支給、直ちに一般就労への移行が困難な者に対して、基礎能力の形成を行う就労準備支援事業、住居のない者に一時的に衣食住を提供する一時生活支援事業、家計に問題を抱える者に助言・指導等を行う家計改善支援事業、貧困の連鎖を防止するための学習・生活支援事業がある。

自立相談支援事業

区分	年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
新規相談受付件数(件)		687	2,091	991
支援決定、確認件数(件)		132	127	133
就労・増収件数(件)		106	100	87

住居確保給付金の支給

区分	年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
支給決定件数(件)		5	178	117
支給額(円)		584,000	32,070,400	23,928,500

就労準備支援事業

区分	年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
支援決定件数(件)		2	5	1

一時生活支援事業

区分	年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
支援決定件数(件)		2	2	7

家計改善支援事業

区分	年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
支援決定件数(件)		44	13	25

学習・生活支援事業

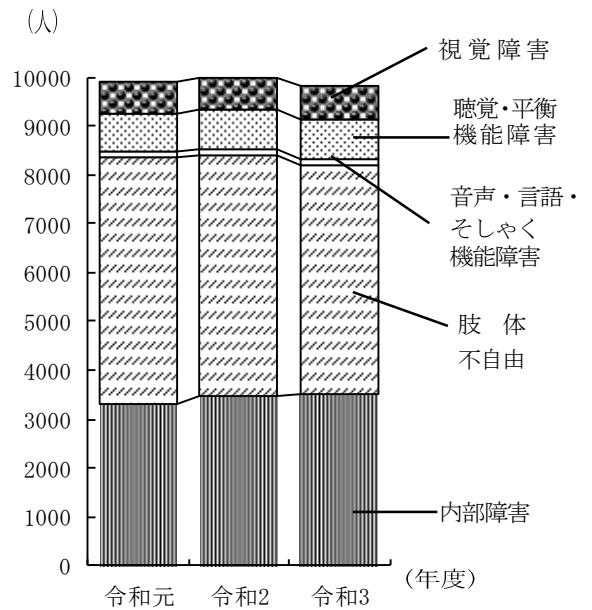
区分	年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
教室参加小学4・5・6年生(人)		13	11	6
教室参加中学生(人)		23	19	22
教室参加高校生(人)		5	5	7

IV 障害者福祉

令和4年3月末日現在、本市における身体障害者手帳所持者は、9,813名（児童232名を含む）、療育手帳所持者は2,830名（児童828名を含む）、精神障害者保健福祉手帳所持者は3,425名（児童113名を含む）である。これらの障害者の福祉を図るため、障害者総合支援法、身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法に定めるもののほか、本市独自の制度も加えて、在宅サービス、住みよい環境づくりや社会参加等の援助のほか、必要な援助を行っている。

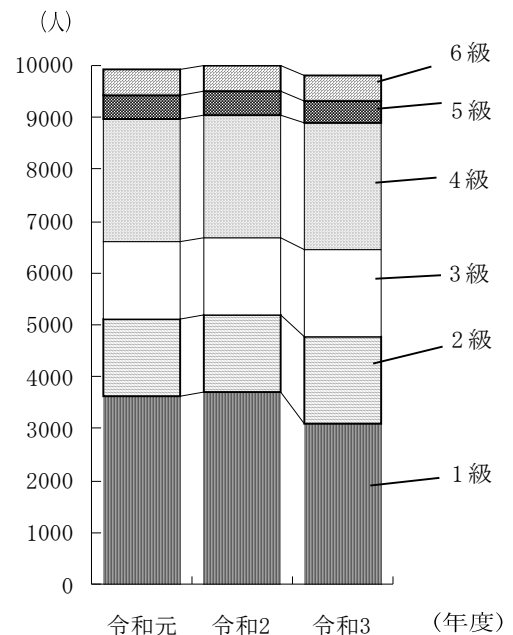
身体障害者手帳所持者数の推移（障害の種類別）

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	視覚障害	18歳未満	16	12
	18歳以上	657	662	674
	計	673	674	688
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	44	42	41
	18歳以上	736	770	779
	計	780	812	820
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	0	0	0
	18歳以上	118	120	120
	計	118	120	120
肢体不自由	18歳未満	152	151	144
	18歳以上	4,890	4,789	4,543
	計	5,042	4,940	4,687
内部障害	18歳未満	24	29	33
	18歳以上	3,282	3,431	3,465
	計	3,306	3,460	3,498
合計（人）	18歳未満	236	234	232
	18歳以上	9,683	9,772	9,581
	計（人）	9,919	10,006	9,813



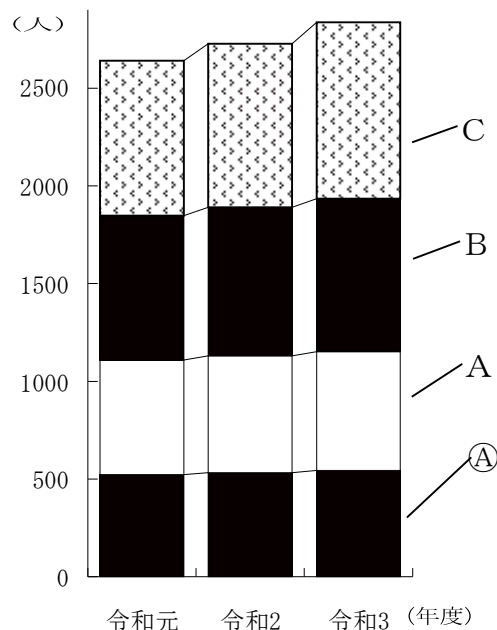
身体障害者手帳所持者数の推移（障害の等級別）

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級		3,631	3,715	3,082
2級		1,465	1,458	1,674
3級		1,521	1,513	1,710
4級		2,331	2,338	2,414
5級		461	461	445
6級		510	521	488
合計（人）		9,919	10,006	9,813



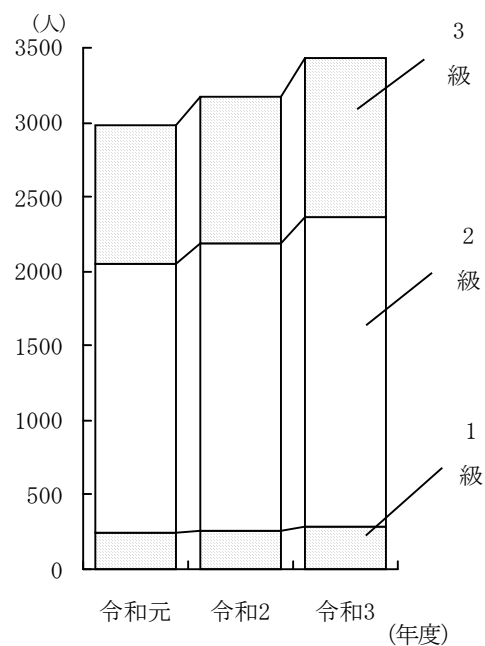
療育手帳所持者数の推移（障害の等級別）

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
㊤	18歳未満		133	132	141
	18歳以上		394	403	404
	計		527	535	545
A	18歳未満		121	120	122
	18歳以上		460	478	486
	計		581	598	608
B	18歳未満		145	144	154
	18歳以上		591	610	628
	計		736	754	782
C	18歳未満		371	393	411
	18歳以上		422	445	484
	計		793	838	895
合計（人）	18歳未満		770	789	828
	18歳以上		1,867	1,936	2,002
	計（人）		2,637	2,725	2,830



精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害の等級別）

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級	18歳未満		7	10	11
	18歳以上		239	254	275
	計		246	264	286
2級	18歳未満		67	69	71
	18歳以上		1,738	1,854	2,002
	計		1,805	1,923	2,073
3級	18歳未満		21	27	31
	18歳以上		905	956	1,035
	計		926	983	1,066
合計（人）	18歳未満		95	106	113
	18歳以上		2,882	3,064	3,312
	計（人）		2,977	3,170	3,425



1 障害者福祉事業

事業名	主体	事業内容	令和3年度														
1 特別障害者手当等	国市	在宅の重度障害者に手当を支給 ①特別障害者手当(20歳以上) 月額27,350円 ②障害児福祉手当(20歳未満) 月額14,880円 ③経過福祉手当 月額14,880円 (①②以外で、昭和61年制度改正前の福祉手当受給者) 金額は令和4年3月31日現在	特別障害者手当 延 3,434人 93,919,900円 障害児福祉手当 延 2,183人 32,483,040円 経過福祉手当 延 54人 803,520円														
2 在宅心身障害者手当支給	県市	在宅の心身障害者に手当を支給 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">障害の種別及び程度</th> <th colspan="2">年齢区分</th> </tr> <tr> <th>20歳未満の者(円)</th> <th>20歳以上の者(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体1級・知的④・精神1級</td> <td>月額9,500</td> <td>月額6,000</td> </tr> <tr> <td>身体2級・知的A</td> <td>〃 8,500</td> <td>〃 5,000</td> </tr> <tr> <td>身体3級・知的B・精神2級</td> <td>〃 3,500</td> <td>〃 3,000</td> </tr> </tbody> </table>	障害の種別及び程度	年齢区分		20歳未満の者(円)	20歳以上の者(円)	身体1級・知的④・精神1級	月額9,500	月額6,000	身体2級・知的A	〃 8,500	〃 5,000	身体3級・知的B・精神2級	〃 3,500	〃 3,000	支給実績 延 63,625人 293,013,500円
障害の種別及び程度	年齢区分																
	20歳未満の者(円)	20歳以上の者(円)															
身体1級・知的④・精神1級	月額9,500	月額6,000															
身体2級・知的A	〃 8,500	〃 5,000															
身体3級・知的B・精神2級	〃 3,500	〃 3,000															
3 相談員の設置	市	障害者の悩みごとを解決するため相談員を設置	身体障害者相談員 15人 知的障害者相談員 5人														
4 入浴サービス	国市	在宅の重度障害者に巡回入浴車を派遣	利用人数 33人 延 1,174回														
5 寝具乾燥	市	在宅の重度障害者の衛生と健康保持のため寝具を乾燥	利用人数 33人 延 306回														
6 寝具丸洗い	市	在宅の重度障害者の衛生と健康保持のため寝具を丸洗い	利用人数 39人														
7 補装具費の支給	国市	障害者の身体機能を補完し、又は代替する補装具の購入又は修理にかかる費用を補装具費として支給	購入 448件 49,938,981円 修理 256件 17,740,692円														
8 更生医療の給付	国市	障害の部位を改善、軽減するために手術や医療が必要な場合、指定医療機関で医療を給付	761人(実人員) 602,854,204円														
9 精神通院医療の給付	県市	通院治療を受けている精神障害者の方が、医療費の軽減を図るために、公費負担を受ける申請手続	5,601人														
10 介護給付、訓練等給付費等の支給	国市	居宅などで利用できる「訪問系サービス」、施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設などに入所して利用できる「居住系サービス」に対し、介護給付、訓練等給付費等を支給	実績額 6,806,183,898円														
11 日常生活用具費の支給	国市	障害者の日常生活の利便を図るため、入浴補助用具、点字タイプライター、視覚障害者用時計等の購入又は修理にかかる費用を日常生活用具費として支給	7,541件 79,494,393円														
12 移動支援	国市	社会生活上必要な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援	延人員 1,483人 34,227,823円														
13 日中一時支援	国市	日中における活動の場の提供、見守り、社会に適応するための日常的な訓練やその他の支援	延べ利用日数 521日 4,095,572円														
14 地域活動支援センター	国市	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等	延人員 11,627人 157,345,880円														

事業名	主体	事業内容	令和3年度
15 居宅改善整備費補助	県市	下肢、体幹又は移動機能障害 1~2 級で、室内での日常生活が営みやすいように家屋の改善をする場合、工事費を補助 ○補助上限額 400,000 円	件数 金額 6 件 2,214,900 円
16 診断書料補助	市	身体障害者手帳申請時の診断書料補助 ○補助額 3,000 円を上限とした実費	件数 金額 889 件 2,654,882 円
17 福祉タクシー利用券の交付	市	重度心身障害者（身体障害者手帳 1~2 級、療育手帳(A)~A 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者）に対し、福祉タクシー利用券を交付 ○補助額 初乗運賃相当額（年度最大 48 枚）	件数 金額 31,644 件 19,638,380 円
18 ガソリン利用券の交付	市	重度心身障害者（身体障害者手帳 1~2 級、療育手帳(A)~A 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者）に対し、ガソリン利用券を交付 ○補助額 年間 12,000 円（1,000 円×12 枚）	件数 金額 25,245 件 25,245,000 円
19 ガソリン税補助	市	車いすを使用し、就労目的で車を運転している障害者に対し、月 80 %を限度に、ガソリン税相当額を補助	利用人数 金額 12 人 334,550 円
20 福祉バス貸出	市	障害者団体に対し、福祉バスの貸出し	貸出回数 0 回
21 運転免許取得費補助	市	障害者が、自営や就労等のため運転免許が必要な場合、取得費の一部を補助 ○補助上限額 100,000 円	4 人 400,000 円
22 自動車改造費補助	市	上肢、下肢又は体幹機能障害者で、就労のため自ら所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある場合、改造費の一部を補助 ○補助上限額 100,000 円	件数 金額 4 件 400,000 円
23 盲人ガイドヘルパー派遣	市	重度の視覚障害者が外出するとき付添者がいない場合に派遣	利用延時間 利用延人数 1,515 時間 715 人
24 手話通訳者派遣	国市	聴覚障害者（ろう者）が生活しやすいように手話通訳者を派遣	派遣件数 利用時間 766 件 996 時間 12 分
25 要約筆記者派遣	国市	聴覚障害者が生活しやすいように要約筆記者を派遣	派遣件数 利用時間 32 件 10 時間 25 分
26 全身性障害者介護人派遣	市	全身性障害者（身体障害者手帳所持者で、かつその障害の程度が特別障害者手当の支給要件に該当するもの及び脳性まひによる障害の程度が 1 級のもの）が外出にあたり、適当な介護者がいない場合に派遣	利用登録者 利用時間 金額 27 人 3,590 時間 3,302,800 円
27 難病患者見舞金	国市	1 年以上市内に住所を有し、かつ埼玉県指定難病医療受給者証・埼玉県特定疾患医療受給者証・埼玉県指定疾患医療受給者証・川越市小児慢性特定疾患医療受給者証のいずれかの交付を受けている方に見舞金（年額 36,000 円）を支給	2,377 人 85,572,000 円
28 手話講習会	国市	聴覚障害者（ろう者）の言葉である手話を学び、聴覚障害者全般の理解を深めるための講座、また手話通訳者を養成するための講座を開催	3 講座 22 人
29 要約筆記講習会	国市	聴覚障害者全般を理解し、要約筆記者を養成するための講座を開催	1 講座 5 人

事業名	主体	事業内容	令和3年度
30 障害者スポーツ大会	国市	障害者がスポーツを楽しみ、健康の保持と増進を図るとともに、障害者への理解促進するために、市民参加を得てスポーツ大会を開催	令和3年度は開催中止
31 「障害者週間」記念事業	国市	市民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する機会を広げることを目的として開催	令和3年度は開催中止
32 障害者福祉団体の育成	市	障害者福祉団体の自主的活動を推進するための助成	助成団体 15 団体
33 障害者等生活サポート事業	県市	迅速、柔軟なサービス提供を実施する生活サポート事業者に運営費の一部を補助し、利用者の負担を軽減	事業所数 18 か所 利用延時間 14,905.5 時間
34 紙おむつ給付	市	身体障害者手帳1、2級又は療育手帳㊤、Aの3歳以上の在宅生活者で、失禁の状態にあり排せつの介護を必要とするものに紙おむつを給付	利用人数 273 人

2 川越市総合福祉センター

川越市総合福祉センターは、平成7年7月、ふれあいとやすらぎのある人間性豊かな福祉社会の実現をめざし福祉の向上と地域福祉の促進拠点として建設された。

主に、市内に住む高齢者や障害者の方を対象とし、種々の研修・相談・訓練等を通じて自立を支援し、創作活動・レクリエーション等への参加交流を通じて生きがいのある生活と文化を創造し、併せてスポーツの場・入浴サービス・給食サービス等を提供することにより健康の維持増進を図るための施設である。

(1) 施設の概要

所在地	小仙波町2丁目50番地2
敷地面積	5,721.59 m ²
建築面積	2,820.79 m ²
延床面積	6,523.48 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建
施設の内容	1階 障害者デイサービス室 (120.69 m ²)、食堂 (114.47 m ²)、相談室 (10.46 m ²) 温水プール (695.97 m ²)
	2階 機能回復訓練室 (143.59 m ²)、看護室 (47.59 m ²)、日常生活訓練室 (87.71 m ²) 創作室 (74.51 m ²)、調理実習室 (62.74 m ²)、おもちゃライブラリー (78.85 m ²) 高齢者デイサービス室 (108.05 m ²)、浴室・特浴室 (189.79 m ²)、体育室 (710.70 m ²)
	3階 ボランティア室 (77.66 m ²)、団体交流室 (77.66 m ²)、教養娯楽室 (29.02 m ²) 大広間 (105.97 m ²)、社会適応訓練室 (111.41 m ²)、第一研修室 (67.50 m ²) 第二研修室 (92.38 m ²)、図書コーナー (22.56 m ²)

(2) 主な施設設備

- ・温水プール
25m×13m (6 コース)、水深 1.15～1.35m (2 コース分はプールフロア設置により 75 cm)、水温 30～31 度、入水部身障ユニット装置
- ・体育室
バスケットボールコート 1 面、バレーボールコート 1 面、バドミントンコート 3 面、視覚障害者用卓球台
- ・特別浴室
座立式特殊入浴装置、仰臥立式特殊入浴装置
- ・日常生活訓練室
昇降式洗面化粧台、昇降式台所装置、昇降式トイレ装置、身障者用水平移動装置
- ・機能回復訓練室
各種機能回復訓練用装置
- ・調理実習室
3 台の調理台のうち 1 台が昇降装置付
- ・視覚障害者誘導システム (磁気ループ、音声案内、音声標識装置)
- ・聴覚障害者誘導システム (表示灯・モニターテレビを用いた字幕案内設備)

(3) 実施事業

- ① 高齢者福祉センター事業
地域の高齢者 (60 歳以上) に対して、各種相談に応じ、健康の増進・教養の向上等のための便宜を提供し、高齢者の福祉の向上を図る。
- ② 障害者福祉センター事業
在宅の障害者に対して、通所の場を設け、創作的活動・機能回復訓練等各種事業を実施し、障害者の福祉の向上を図る。

(4) 利用状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高 齢 者 福 祉 セ ン タ ー 事 業	64,724 人	16,415 人	19,069 人
障 害 者 福 祉 セ ン タ ー 事 業	19,424 人	3,406 人	5,164 人
各 種 相 談	1,028 人	139 人	286 人
視 察	71 人	0 人	0 人
プ ー ル 一 般 利 用	6,035 人	0 人	0 人
体 育 室 一 般 利 用	1,072 人	0 人	0 人
計	92,354 人	19,960 人	24,519 人

(5) 施設の運営

指定管理者	社会福祉法人川越市社会福祉協議会
開館時間	午前9時から午後9時まで
休館日	毎週月曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
利用対象者	次に掲げる方で、市内に住所を有する方（市内に在勤・在学の方も含む） <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者（60歳以上）及び障害者 ・高齢者、障害者の福祉増進を目的とする公共団体又は公共的団体 ・当施設の利用又は管理上支障がない範囲で利用する一般の方（プール、体育室）

(6) 施設使用料

温水プール、体育室のみ有料。ただし、高齢者、障害者およびその付添人は無料。

温水プール

区 分	使用料（2時間につき）
一 般	300 円
小学校児童・中学校生徒	150 円

※ 市外居住者が利用する場合の使用料は、規定使用料の5割増の額となる。（10円未満の端数は切り捨て。）

体育室

・専用使用料

区 分	午 前 (午前9時～正午)	午 後 (午後1時～午後5時)	夜 間 (午後6時～午後9時)	一 日 (午前9時～午後9時)
全 面	1,500 円	2,500 円	3,000 円	6,000 円
半 面	750 円	1,250 円	1,500 円	3,000 円

・個人使用料

専用使用料 150 円（水曜日・土曜日の午後）

※ 市外居住者が利用する場合の使用料は、規定使用料の5割増の額となる。（10円未満の端数は切り捨て。）

(7) 施設使用区分

温水プールの使用区分

区 分	火	水	木	金	土	日
午前10時～正午	高齢者 障害者	高齢者	障害者	高齢者 障害者	高齢者 障害者	障害者
午後1時～3時	高齢者 障害者	高齢者 障害者	高齢者	高齢者 障害者	高齢者 障害者	高齢者 障害者
午後3時30分 ～5時30分	一 般	一 般	一 般	一 般	一 般	一 般
午後6時30分 ～8時30分	一 般	一 般	一 般	一 般	一 般	一 般

体育室の使用区分

区 分		火	水	木	金	土	日
午前	午前9時 ～正午	センター事業	センター事業	センター事業	センター事業	センター事業	団体使用
午後	午後1時 ～5時	団体使用	個人使用	団体使用	団体使用	個人使用	団体使用
夜間	午後6時 ～9時	団体使用	団体使用	団体使用	団体使用	団体使用	団体使用

3 川越市みよしの支援センター

一般企業に雇用されることが困難な障害者を対象とし、生産活動の機会を通じて必要な訓練を行うとともに、自立を促進するための支援を行う。

昭和51年5月 開設

定 員 45名

作 業 種 目 (1) リサイクル分別作業 (2) キャップ（缶蓋）加工作業
 (3) 電車模型組立・電子部品加工作業 (4) 尿検査キット封入作業
 (5) ボールペン芯の箱詰め作業 (6) 七福神製作作業
 (7) 縫製品製作作業 (8) アクセサリー制作作業
 (9) その他内職作業等

4 川越市職業センター

一般企業に雇用されることが困難な障害者や身体上、精神上の理由又は世帯の事情等により就業能力の限られた要保護者に働く機会を提供するとともに、自立した日常生活や社会生活ができるよう必要な訓練・支援を行う。

昭和57年5月 開設

定 員 80名（障害福祉サービス部門 30名、生活保護法による授産部門 50名）

作 業 種 目 (1) キャップ（缶蓋）加工 (2) タオルの選別・結束
 (3) 紙加工 (4) スプレー噴口（ノズル）加工
 (5) 電気機器類の部品加工 (6) 組版・印刷

5 川越市障害者総合相談支援センター

障害者が、安心して充実した生活を送ることができるよう、障害のある方及びそのご家族からの相談に応じ、生活・就労の両面から総合的な支援を行う。

※令和2年6月8日より、川越市障害者就労支援センター及び川越市障害者基幹相談支援センターは川越市障害者総合相談支援センターへ統合された。

V 高齢者福祉

本市における高齢化率は令和4年4月1日現在、27.05%となっており、令和22年には32.3%、市民の約3人に1人が高齢者になると見込まれている。

今後、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、地域包括ケアシステムの深化と推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるまちの実現を目指していく。

高齢者福祉を推進する施策については、介護が必要な高齢者に対する施策の充実は勿論のことであるが、健康で元気な方が今後も豊かで快適に生きがいを持って暮らすことができる施策を、更に充実させる必要がある。そのため、高齢者自らが健康の保持、趣味・教養の充実、社会奉仕などの健康づくり・生きがいづくりの開拓に努めることができる高齢者福祉事業や在宅福祉事業を実施している。

また、認知症高齢者で成年後見等の審判請求を行う親族がない場合に、市長が申し立てを行う成年後見等制度利用支援事業を実施し、高齢者福祉の充実を図っている。

1 高齢者人口の実態

(各年4月1日現在)

区分 年度	総人口 (A) (人)	65歳以上 (B) (人)	B/A (%)	年 齢 別 人 口 (人)				
				60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳以上
令和2年度	353,456	94,356	26.70	18,495	21,872	25,294	21,567	25,623
令和3年度	353,442	95,082	26.90	18,434	20,354	26,665	20,643	27,420
令和4年度	352,896	95,454	27.05	18,706	19,230	26,112	20,711	29,401

2 高齢者福祉事業

事業名	主体	事業内容	令和3年度
1 市内循環バス（シャトル）特別乗車証交付事業	市	70歳以上の方に市内循環バス（シャトル）の特別乗車証を交付する。 (70歳以上90歳未満：1乗車100円、90歳以上：無料)	新規交付人数 1,192人
2 健康ふれあい入浴事業	市	65歳以上の高齢者が市の指定した入浴施設を利用した場合、利用料を1回200円、年6回補助する。	利用延人数 7,619人 金額 1,523,800円
3 敬老マッサージサービス事業	市	70歳以上の高齢者に無料のマッサージ券（年1回分）を発行する。（あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう）	利用者数 1,278人 金額 2,939,400円
4 長寿祝い金支給事業	市	77歳、88歳、99歳及び100歳以上の高齢者に対して、長寿祝い金として1人10,000円～50,000円を贈呈する。	対象者数 6,197人 金額 82,930,000円
5 金婚祝記念品贈呈事業	市	年内に結婚50年を迎えるご夫婦に記念品を贈呈する。	対象者数 561組
6 在宅高齢者居宅改善費助成事業	市	65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険非該当または未申請で、対象者及び同居者それぞれの市民税所得割額が10万円以下の方が居宅の改善を行う場合、対象経費の3分の1（10万円限度）以内を助成する。	件数 63件 金額 3,932,000円

事業名	主体	事業内容	令和3年度	
7 家具転倒防止器具等取付事業	市	65歳以上のみで構成される世帯に、家具の転倒防止器具の取付（1世帯3台まで無料、器具購入は自己負担）を行う。	件数	8件
8 住替家賃助成事業	市	65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯が家主の都合により立ち退き等により転居した場合、家賃の差額（月額3万円を限度、終期10年間）及び転居一時金（6万円を限度）を助成する。	件数 金額	7件 1,356,000円
9 高齢者住宅整備資金貸付	市	60歳以上の高齢者と同居するため家屋を増改築しようとする人（貸付資金の償還能力を有する人）に200万円の限度内にて貸付する。	件数 金額	0件 0円
10 老人アパート提供事業	市	現在立ち退きを要求されている等、著しく住宅に困窮し住宅の確保に緊急を要するひとり暮らしの高齢者に対して、市が借り上げているアパートを提供する。（空きがでると募集）	利用人数	5人
11 老人クラブ育成補助事業	国 市	高齢者の生きがいを増進する老人クラブの育成とクラブ活動の促進を図り、会員数に応じて補助金を交付する。	クラブ数 金額	93クラブ 3,696,832円
12 老人クラブ連合会委託事業	市	○シニアスポーツ大会 健康の増進と、相互の友愛親睦を深めるため開催する。	令和3年度は開催中止	
		○シニア芸能大会 日ごろの趣味と特技を発表し、同好の和を広げ、明日の生活の張りを見出し生きがいを高揚する。	令和3年度は開催中止	
		○趣味の作品展 日ごろの趣味と特技を発表し、同好の和を広げ、明日の生活の張りを見出し生きがいを高揚する。	開催 出品数 入場者	R3.7 146点 372人
		○シニアゲートボール大会、シニアグラウンドゴルフ大会 スポーツを通じて、健康の増進と、相互の友愛親睦を深め、もって老人福祉の向上を図る。	令和3年度は開催中止	
		○囲碁・将棋大会 趣味を通じて、友愛親睦の和を広げる。	令和3年度は開催中止	
13 自治会老人憩いの家管理運営費補助事業	市	自治会がその集会所等に付加または単独で、高齢者のふれあいの場を提供するために整備された老人憩いの家を管理運営する場合に費用の一部を補助する。	憩いの家箇所数 金額	51箇所 1,088,470円
14 高齢者等世話付住宅生活援助員派遣事業	市	高齢者に配慮した設備を備えた市営住宅の入居者に対し、生活援助員を派遣し、生活相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを行う。	入居世帯数	27世帯
15 成年後見等制度利用支援事業	市	判断能力の十分でない高齢者が成年後見等（後見、保佐、補助）の審判請求を行う場合に、配偶者や2親等以内の親族がいない、又は配偶者等が審判請求を行う見込みがない場合に市長が審判請求を行う。	件数	40件
16 成年後見制度推進事業	県 市	成年後見制度の利用を希望する市民が身近な地域で相談でき、また、権利擁護が必要な人を早期に発見・支援するため、成年後見センターを設置し、相談業務等を実施する。	一般相談件数 弁護士等相談件数	363件 45件

3 在宅福祉事業

事業名	主体	事業内容	令和3年度
1 要介護高齢者 手当支給事業	市	65歳以上で在宅の要介護高齢者（要介護3～5の認定を受けている方）に月額8,000円を支給する。	利用延人数 31,684人 金額 253,472,000円
2 家族介護慰労金 支給事業	市	要介護4・5と認定されている方を、現に在宅で介護している家族に年間100,000円の慰労金を支給する。要介護者は、継続して1年間介護保険のサービス及び老人保健法に定める訪問看護を利用していないこと。また、要介護者、家族のいずれも市民税が非課税であること。 ※要介護高齢者手当との重複利用は可能。	件数 4件 金額 400,000円
3 在宅要介護 高齢者等 紙おむつ給付事業	市	要介護高齢者（要介護1～5）で常時失禁の状態にあり、排泄の介助を要する65歳以上の方に紙おむつを給付し、本人及び家族の精神的・経済的負担の軽減を図る。（月5,000円分の現物給付）	利用人数 2,029人
4 訪問 理美容サービス 事業	市	理容師又は美容師が居宅を訪問して理容サービス又は美容サービスを提供する。対象者は、65歳以上の方で、加齢に伴う身体機能の低下や病気などにより、理容所や美容所へ出向くことが困難な在宅高齢者のうち、要介護認定の結果、要支援1・2又は要介護1～5に認定された方。 費用は、調髪又はカットのみで自己負担額は2,000円。	利用延人数 1,051人 金額 2,312,200円
5 在宅高齢者 配食サービス 事業	市	市内に住所を有する65歳以上の方で、老衰、心身の障害及び傷病の理由により自ら食事を調理すること及び買いに行くことが困難である一人暮らしの方に対し、栄養価に配慮した食事を配食し、安否の確認も行う。費用は1食当たり500円。1日1食（昼食又は夕食）、週4回まで利用できる。	利用延人数 4,699人 配食延数 63,694食 金額 22,292,900円
6 要介護高齢者・ひとり暮らし高齢者寝具丸洗い事業	市	65歳以上の要介護高齢者、ひとり暮らし高齢者の寝具を丸洗いし、高齢者の衛生と健康の保持を図る。（年1回・無料） ・要介護高齢者…要介護高齢者手当を受給し、対象者及び同居する者のそれぞれが市民税所得割額が非課税の方。 ・ひとり暮らし高齢者…市民税所得割額が非課税の方。	利用人数 183人
7 要介護高齢者 寝具乾燥事業	市	要介護高齢者の寝具を乾燥し、衛生と健康の増進を図る。（年10回）要介護高齢者手当受給者で対象者及び同居する者のそれぞれが市民税所得割額が非課税の方。	利用人数 6人
9 生活管理指導員等 派遣事業	市	65歳以上の介護保険の非該当または未申請の方及び介護予防生活支援サービス事業の対象とならない方のうち、日常生活を営むことが困難な方に対し生活管理指導員等の派遣を行う。	利用人数 30人 利用延人数 280人
10 生活管理指導 短期宿泊事業	市	65歳以上の介護保険の非該当または未申請の方のうち、基本的な生活習慣が欠如している方に対し、施設への短期宿泊による日常生活の支援・指導を行う。（1年度につき7日以内）	利用延人数 5人 入所延日数 126日
11 徘徊高齢者 家族支援サービス	市	65歳以上の高齢者で、認知症などにより道に迷うおそれのある方を居宅で介護している家族等を対象に、住み慣れた地域で安心して介護ができる環境の整備を図る。 ・徘徊高齢者家族支援サービス…徘徊探知システムの利用に係る経費の一部を助成する。 ・お帰り安心ステッカー…在宅高齢者が行方不明となった場合に、早期発見、事故の未然防止のためのステッカーを無料で配布する。	徘徊高齢者家族 支援サービス利 用者数 13人 お帰り安心ステ ッカー交付者数 97人

事業名	主体	事業内容	令和3年度
12 介護支援 いきいきポイント 事業	市	65歳以上の事業対象者が、市の指定する介護関連施設等においてボランティア活動を行った際に、その活動実績に応じたポイントを付与する。蓄積したポイントは、対象者の申し出に基づき、活動奨励金や市の特産品等と交換する。	対象者数 523人
13 日常生活用具 給付等事業	市	・電磁調理器・・・65歳以上の在宅で、ひとり暮らし高齢者に給付。 ・火災警報器・自動消火器・・・65歳以上の在宅で、要介護1～5に認定された方及びひとり暮らし高齢者の方に給付。 (上記については、生計中心者の所得によって自己負担有) ・老人用電話・・・65歳以上でひとり暮らしの市民税所得割額が非課税かつ、電話加入権を有していない方に貸与。(利用料、通話料は自己負担)	給付・貸与人数 電磁調理器 13台 自動消火器 2台 火災警報器 7台 老人用電話 9台
14 緊急通報 システム事業	市	65歳以上の独居高齢者で慢性疾患等があり、常時注意を要し、既に電話が設置されている方に対し、緊急事態発生時に消防本部に緊急通報できる装置の貸与を行う。	設置台数 73台 取付総台数 430台
15 救急情報キット 配布事業	市	ひとり暮らしの高齢者世帯等に対し、民生委員を通じ救急時に必要な情報を保管する救急情報キットの配布及び設置補助を行い、日常的な見守り活動を促進する。	件数 778件

4 老人クラブ

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	老人クラブ数	104	95	93
会員数(人)	6,790	5,919	5,553	
支給補助金(円)	5,700,200	4,520,695	3,696,832	

5 高齢者福祉施設

(1) 老人福祉センター

名称	開設年月日	収容人員(人)	利用者数(人)		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
西後楽会館	昭和54年4月1日	300	53,831	4,646	7,156

(2) 老人憩いの家

名称	開設年月日	利用定員(人)	開館時間	休館日
小ヶ谷老人憩いの家	平成8年4月1日	75	午前9:00～午後4:30	火曜、年末年始
高階北老人憩いの家	平成8年4月1日	36	午前9:00～午後4:30	火曜、年末年始
川越駅東口老人憩いの家	平成14年7月21日	24	午前9:30～午後5:30	火曜、年末年始

※ 休館日(火曜日)が国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日にあたる場合は、その以後の直近の同法が規定する休日以外の日が休日となる。

(3) 生活支援ハウス

名 称	利用定員 (人)	年度末入居者数 (人)		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
メ ト レ	18	13	14	11

(4) 老人ホーム

(令和4年4月1日現在)

名 称	施設の種類	設 置 者	設置年月日	入所者数(人)	職員数(人)
やまぶき荘	養護老人ホーム	川 越 市	昭和58年10月1日	58	14 (8)
花の人の家	軽費老人ホーム (A型)	社会福祉法人育美会	昭和53年8月27日	50	11 (1)
みなみかぜ	ケアハウス	社会福祉法人健友会	平成10年4月1日	15	5 (0)
主 の 園	〃	社会福祉法人キング ス・ガーデン埼玉	平成7年10月20日	78	9 (5)

※ () 内数字は非常勤職員数

6 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるために、保健・医療・福祉・介護などのさまざまな面から総合的に支える市の委託機関である。

同センターでは、保健師又は看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職が、高齢者が抱える問題の解決に向けて支援している。市内9ヶ所に設置している。

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総合相談件数(件)	35,427	45,487	53,231
権利擁護相談(件)	240	182	403
予防給付ケアプラン作成(件)	27,297	26,230	27,616
担当圏域ケア会議(回)	37	10	20
ケアマネジャー情報交換会(回)	66	19	62

7 福祉相談センター

どこに相談して良いか、誰に相談して良いか迷っている問題を整理し、解決に向けた総合的な支援調整を行う。また、高齢者のあらゆる相談に応じ、必要な支援を行う。

VI 介護保険

介護保険は、高齢社会において老後の最大の不安要因である介護問題に対して、共同連帯の理念に基づき、社会保険の仕組みを活用して社会全体で対応していくために、平成12年4月に開始された制度である。

保険者は市町村であり、その財源は、被保険者から集める保険料が二分の一、国・県・市町村からの公費が二分の一となっている。

1 被保険者と保険料

介護保険の被保険者には、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の医療保険加入者の第2号被保険者がある。このうち市町村の被保険者管理の対象となる第1号被保険者の状況は以下のとおりである。

(令和4年3月31日現在)

65歳以上 75歳未満 (人)	75歳以上 (人)	合計 (人)	うち外国人被保険者 (人)	うち住所地特例被保険者 (人)
45,306	50,034	95,340	327	433

第1号被保険者の保険料は市町村によって異なるが、令和4年度の川越市の年額保険料は以下のとおりである。

(令和4年4月1日現在)

所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	年額保険料 (円)
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.30	18,972
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.50	31,620
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.70	44,268
第4段階	世帯に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	56,916
第5段階	世帯に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	63,240
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.10	69,564
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.25	79,050
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	1.50	94,860
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	1.65	104,346
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	1.80	113,832
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.00	126,480

※ 実際に納める金額は、100円未満を切り捨てた金額となる。

2 認 定

介護保険のサービスを利用するためには介護（支援）が必要かどうかの認定を受ける必要がある。認定者数は、以下のとおりである。

(各年3月末日現在)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
令和元年度の認定者数（人）	1,808	1,755	3,433	2,678	2,205	1,973	1,395	15,247
割 合（％）	11.9	11.5	22.5	17.6	14.5	12.9	9.1	100.0

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
令和2年度の認定者数（人）	1,924	1,764	3,707	2,709	2,304	2,039	1,332	15,779
割 合（％）	12.2	11.2	23.5	17.2	14.6	12.9	8.4	100.0

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
令和3年度の認定者数（人）	2,095	1,859	3,853	2,709	2,459	2,179	1,320	16,474
割 合（％）	12.7	11.3	23.4	16.4	14.9	13.3	8.0	100.0

3 保険給付と利用者負担

要支援または要介護と認定された方は介護保険のサービスが利用できる。サービスを利用すると、原則として、かかった費用の9割～7割が介護保険から給付され、1割～3割は利用者の負担になる。この利用者負担については、次のような軽減制度がある。

① 高額介護サービス費の支給

支払いが高額になった場合や低所得者に配慮して利用者負担の1か月の上限額を設けている。

② 居住費、食費の負担軽減

低所得者が介護保険施設に入所したときなどの居住費、食費の負担を軽減する。

③ 介護サービス等利用者負担額の軽減

①②に加え、川越市独自の軽減措置として、住宅改修と福祉用具購入を除く介護サービスを利用したときの低所得の利用者負担を軽減する。

(令和4年4月1日現在)

対 象 者		①高額介護サービス 費の支給(1か月の個人 負担上限額)(円)	②居住費、食費の負担軽減 (1日の負担上限額)			③介護サービス 等利用者負担額 の軽減 (軽減率) (%)
			食 費 (円)	居 住 費 (円)		
				多床室	ユニット型個室	
生活保護を受けている方等		15,000				—
世帯全員 が市民税 非課税	高齢福祉年金受給者の方	15,000(個人) 24,600(世帯)	300	0	820	50
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等		390 (600)	370	820	
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方等		650 (1,000)	370	1,310	25
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方等		1,360 (1,300)	370	1,310	
市民税 課税世帯	年収約383万円未満の方	44,400	—	—	—	—
	年収約383万円以上770万円未満の方	44,400	—	—	—	
	年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000	—	—	—	
	年収約1,160万円以上の方	140,100	—	—	—	

※()内は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額

介護サービス等利用者負担額支給状況

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
50%助成対象者	件数(件)		16,860	17,870	18,333
	負担額(円)		82,615,551	88,695,489	88,158,710
25%助成対象者	件数(件)		10,435	10,496	11,694
	負担額(円)		31,225,405	31,771,589	34,409,629
合計	件数(件)		27,295	28,366	30,027
	負担額(円)		113,840,956	120,467,078	122,568,339

※ 件数は年間の延べ申請件数

高額介護サービス費等支給状況

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(件)			39,830	41,501	43,707
支給額(円)			510,849,619	551,768,315	560,640,042

4 介護保険施設

介護保険施設には、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院（介護療養型医療施設）の3種類があり、川越市内の施設は以下のとおりである。

介護療養型医療施設は、平成29年度末で廃止されたが、令和5年度末まで経過措置あり。

介護老人福祉施設（令和4年4月1日現在）

施設名	定員(人)
真寿園	100
陽光園	80
川越キングス・ガーデン	80
みなみかぜ	80
すみれの里・川越	98
ぽぷらの樹	74
アイリス	60
蔵の町・川越	90
八瀬の里	96
小江戸の庭	90
はつかりの里	90
アイリス式番館	50
みどりのまち親愛	90
ここしあ	100
やすらーじゅ瑞穂	100
清風園川越	100
みなみかぜ・燦	20
ひろ家	29
計 18施設	1,427

介護老人保健施設（令和4年4月1日現在）

施設名	定員(人)
プライムケア川越	80
川越ケアセンター	100
いぶき	120
ケアハイツ・川越	100
瑞穂の里	100
小江戸の郷	60
ユニット型・小江戸の郷	40
はつかり	100
計 8施設	700

介護医療院（介護療養型医療施設）

（令和4年4月1日現在）

施設名	定員(人)
埼玉病院	61
計 1施設	61

※令和5年3月1日、介護医療院へ転換

こども未来部

I 子育てへの支援

1 子ども・子育て支援新制度

(1) 概要

平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」等）」の施行により、平成27年度から幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度が実施されることとなった。本市においても、平成27年3月に「川越市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画の基本理念である「安心して子育てができるまち川越」の実現のため、総合的、重点的に子育て支援の取組を進めてきた。

5年間の計画期間満了に伴い、子ども・子育て環境を取り巻く社会状況の変化等を考慮し、令和2年度を始期とする「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とし、将来を担う子どもたちが歴史と文化に育まれたまち川越で健やかに成長でき、保護者が地域の人々とともに安心して子どもを生き育てることができ、更に子育ての楽しさや喜びを実感できるまちを目指している。

(2) 策定の目的

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に対する提供体制の確保方策等を定めて、本市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(3) 計画期間等

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

策定後、毎年度本計画に基づく施策の達成状況の点検・評価を行う。

(4) 推進体制

① 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、児童福祉に関する事項を調査審議する機関に加えて地方版子ども・子育て会議として位置づけられたことから、本専門分科会に子ども・子育て支援事業計画の策定等について審議をしていただいた。

策定後は、総括的に計画の進行管理を行うとともに、計画の達成状況、課題等について調査審議等を行っている。また、認定こども園や保育所の認可に関し、審議等を行っている。

② 川越市子ども・子育て支援推進会議

庁内関係課により組織し、川越市子ども・子育て支援事業計画の円滑かつ計画的な推進を図る。

2 児童福祉

(1) 家庭児童相談

家庭における児童の日常生活上の問題及び知能・言語等に関する相談に応じる。相談内容の内訳は次のとおり。

これらの他に、グループ指導会、1歳6か月児健診事後フォロー、3歳児健診事後フォロー、発育発達クリニック、統合保育の入園等についての相談及び助言を実施している。

(単位：件)

区分 年度	性格・生活習慣	知能・言語	学校生活	非行	家族関係	環境福祉	心身障害	その他	計
令和元年度	103	661	171	1	6,340	396	190	59	7,921
令和2年度	289	265	508	2	9,132	2,245	190	215	12,846
令和3年度	197	57	423	0	8,469	1,272	82	252	10,752

相談件数

(単位：件)

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度	564	706	696	705	461	695	747	684	720	701	644	598	7,921
令和2年度	855	921	1,346	1,117	891	1,031	1,183	1,115	1,080	1,084	969	1,254	12,846
令和3年度	794	907	997	845	797	786	1,092	1,128	844	660	824	1,078	10,752

(2) 手当等について

種別 区分		児童手当	児童扶養手当	
概要		児童を養育している者に支給することにより家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする	父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている方や児童を育てている父又は母に一定の障害があるときに支給し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする	
要件		中学校修了前の児童を養育している者	①父母が婚姻を解消した児童 ②父又は母が死亡した児童 ③父又は母が重度の障害の状態にある児童 ④父又は母の生死が明らかでない児童 ⑤父又は母が引続き1年以上遺棄している児童 ⑥父又は母にDV防止法による保護命令が出された児童 ⑦父又は母が引続き1年以上拘禁されている児童 ⑧婚姻（事実婚を含む）によらないで生まれた児童 ⑨棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童 ⑩所得・年金併給制限等 ⑪児童が児童福祉施設等に入所していないこと	
支給額		児童1人につき 0歳～3歳になる月まで 月額15,000円 3歳～小学校修了前 (第1子第2子)※ 月額10,000円 (第3子以降)※ 月額15,000円 中学生 月額10,000円 児童の養育者の所得が所得制限限度額以上の場合 月額一律5,000円 児童の養育者の所得が所得上限限度額以上の場合 支給なし ※18歳に達した日の属する年度の末日までの児童から順に数える。	児童1人の場合 月額43,070円 <43,060～10,160円> 児童2人の場合 月額53,240円 <53,220～15,250円> 以降1人増すごとに 6,100～3,050円加算 < >内は一部支給停止の場合	
該当実績	年度	児童数(人)	総額(千円)	各年12月31日現在の受給者数(人)
	令和元	延493,923	5,297,035	2,171
	令和2	延486,908	5,198,210	2,072
	令和3	延476,944	5,075,860	2,053

(令和4年4月1日現在)

特別児童扶養手当	遺児手当	
<p>精神又は身体に一定の障害を有する20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として、その児童を養育している方に支給される</p>	<p>遺児の保護者に手当を支給することにより、これら遺児の健全育成を目的とする</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・精神又は身体に一定の障害を有する20歳未満の児童を養育していること ・申請する者や児童が日本国内に住所を有していること ・児童が児童福祉施設等に入所していないこと ・児童自身が障害を事由とする年金給付を受けていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・父母がいない(父母が児童と同居せず、扶養していない場合も含む)義務教育修了前の遺児を養育していること ・遺児及び保護者は本市に住所を有し、同居していること ・遺児が養護施設に入所していないこと 	
<p>1級 月額52,400円 2級 月額34,900円</p> <p>※申請者や配偶者、及び同居等生計を同じくする扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得が、所得制限額を超えた場合は手当の支給が停止になります</p>	<p>遺児1人に対し 月額8,500円</p>	
<p>各年12月31日現在の 受給者数(人)</p>	<p>児童数(人)</p>	<p>総額(千円)</p>
<p>622</p>	<p>延132</p>	<p>1,122</p>
<p>638</p>	<p>延136</p>	<p>1,156</p>
<p>636</p>	<p>延140</p>	<p>1,190</p>

(3) 川越市子育て短期支援事業

保護者の疾病、仕事その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、宿泊を伴うショートステイ事業や平日の夜間にトワイライトステイ事業を実施し、必要な養育を行う。

		年度		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
トワイライトステイ	利用世帯数(世帯)	17	8	9
	利用児童数(人)	25	11	9
	延利用人数(人)	339	77	29
ショートステイ	利用世帯数(世帯)	8	7	8
	利用児童数(人)	9	8	9
	延利用人数(人)	186	179	134

(4) 児童虐待防止SOSセンター

児童虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援を図るため、専用のフリーダイヤル電話を設け市民等から児童虐待に関する通告、相談に応じる。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受付件数(件)	505	564	580

(5) ファミリー・サポート・センター事業

「子どもの一時預かり」「保育施設などへの送迎」等の会員同士の相互援助活動を支援し、地域全体で子育てを支援する環境のさらなる整備と促進を図っている。

(6) 緊急サポートセンター事業

ファミリー・サポート・センター事業では対応の難しい「緊急時の一時預かり」「病児・病後児の預かり」「宿泊を伴う預かり」等の会員同士の相互援助活動を支援し、地域全体で子育てを支援する環境のさらなる整備と促進を図っている。

(7) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童を、保護者の勤務の都合や疾病、事故、出産等の理由により家庭において保育できない場合、一時的に預けることができる。

(8) 地域子育て支援拠点事業

育児に悩む保護者のために、電話及び面接相談の実施や子育て支援センター・つどいの広場・わくわく広場を開室し、子育ての交流の場や情報を提供するとともに、子育て講座の開催、子育てサークル等の育成支援を行っている。

(9) 利用者支援事業(基本型)

子育て家庭の身近な場所で相談を受け、ニーズに合った子育て支援の施設やサービスの情報の提供及び円滑にサービスが利用できるよう支援を行っている。

(10) 放課後児童健全育成事業（民間放課後児童クラブ）

就労等により、保護者が昼間家庭にいない児童の放課後等における健全な育成を図るため、市内1箇所の民間放課後児童クラブに対し、事業の実施に要する経費の一部について補助を行っている。

(11) 川越市多子世帯応援クーポン事業

多子世帯の育児に係る経済的・身体的負担を軽減し、子育てしやすい環境を提供することを目的として、埼玉県が実施する第3子以降の子どもが生まれた世帯に子育て支援サービス等に利用できるチケットを配布する事業において、金額を上乗せした「川越市3キュー子育てチケット」を申請により配布している。

年度	配布件数（件）
令和元年度	349
令和2年度	369
令和3年度	338

3 ひとり親福祉

ひとり親家庭の保護者の中には、子育てと仕事の両立など、養育に関する不安を抱えている方も少なくない。このため、ひとり親家庭が自立して生活できるよう、相談体制を整えるとともに、日常生活や経済的な支援の充実を図る。

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援事業（就業相談）、就業支援講習会開催、就業情報提供及び養育費に関する相談を行い、「就業支援」及び「養育費の確保」の両面からひとり親家庭の自立（就労）に向け、総合的にサポートする。

(2) ひとり親家庭等生活支援事業

子育てと生計の維持の両立支援のため、ひとり親家庭の母等が定期的集い、日常の情報交換を行うとともに、お互いの悩みを打ち明け相談し合う場を提供する。

(3) ひとり親家庭等学習支援事業

市内の児童扶養手当の支給を受けているひとり親家庭等の中学生を対象に、学習の支援により基礎的な学力の向上を図るとともに、進学等の相談に応じる。

(各年度合計)

年度	利用人数（人）	授業回数（回）
令和元年度	91	167
令和2年度	91	197
令和3年度	87	217

(4) 自立支援給付金事業

① 高等職業訓練促進給付金等支給事業

ひとり親家庭の母または父が、一定資格を取得するために養成機関において1年以上のカリキュラムを修業した場合、4年間を上限として、受講期間中は高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了時に修了支援給付金を支給する。

(各年度合計)

年度	高等職業訓練促進給付金			修了支援給付金
	支給人数(人)	支給延月数(月)	該当資格(人)	支給人数(人)
令和元年度	36	379	看護師 12 理学療法士 3 准看護師 18 美容師 3	5
令和2年度	35	358	看護師 11 理学療法士 3 准看護師 18 美容師 3	12
令和3年度	31	326	看護師 11 理学療法士 3 准看護師 13 美容師 1 鍼灸師 2 保育士 1	9

② 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母または父が自主的に行う能力開発を推進するため、指定された講座を受講した場合に受講費用の一部を支給する。

年度	支給人数(人)
令和元年度	5
令和2年度	7
令和3年度	7

(5) 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者を対象に、その自立を促進するため、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等とともに自立(就労)に向けた支援を行う。

年度	プログラム策定件数(件)	うちハローワーク支援要請(件)
令和元年度	14	14
令和2年度	13	13
令和3年度	11	11

(6) ひとり親家庭相談

ひとり親家庭の様々な悩みや社会生活全般についてのあらゆる相談に応じている。

(単位：件)

年度	種別	職 業 について	公的援助 について	住 宅 について	子 供 について	生活全般	合 計
令和元年度		784	2,503	133	515	548	4,483
令和2年度		1,011	2,944	101	820	601	5,477
令和3年度		1,103	2,699	131	880	559	5,372

(7) 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭の経済的自立を図るために、福祉資金の貸付けをする。

資金名	年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
事業開始資金		0	0	1	1,000	0	0
事業継続資金		0	0	0	0	0	0
修学資金		90	54,210	60	36,866	48	33,474
技能習得資金		0	0	0	0	0	0
修業資金		5	3,462	1	720	0	0
就職支度資金		0	0	0	0	0	0
医療介護資金		0	0	0	0	0	0
生活資金		5	1,925	3	1,608	1	90
住宅資金		0	0	0	0	0	0
転宅資金		1	260	0	0	0	0
就学支度資金		28	13,450	20	10,320	23	11,845
結婚資金		0	0	0	0	0	0
合 計		129	73,307	85	50,514	72	45,409

Ⅱ 青少年

1 基本施策

次代を担う青少年が誇りと自覚を持ち、のびのびと健やかに成長していくことは、市民すべての願いである。

青少年が社会とのかかわりを自覚しながら自己を確立していけるよう、家庭、学校、警察、行政、そして関係団体など、地域を取り巻く社会が一体となり、市民総ぐるみで青少年健全育成を図るものである。

1. 自主活動の推進
2. 育成体制の充実
3. 育成施設の整備・充実
4. 非行防止の推進
5. 地域活動の推進

2 関係機関・団体

川越警察署・福祉事務所・児童相談所・家庭裁判所・公共職業安定所・少年刑務所・学校その他教育機関・PTA・子ども会育成団体連絡協議会・民生児童委員協議会連合会・保護司会・更生保護女性会・交通安全母の会・防犯協会・自治会・青年会議所・青少年を育てる市民会議・少年補導員会等

3 川越市青少年を育てる市民会議

青少年を育てる会の組織拡充のため、青少年育成関係団体と従来の地区青少年を守る会が連携して、昭和59年7月、川越市青少年を育てる市民会議が発足した。加盟の各種団体は相互に補完しあい、青少年の健全育成・非行防止・環境浄化活動を展開している。

活動例 ……犯罪被害防止及び水難事故防止活動、こども110番の家事業の推進、青少年健全育成市民大会(※)、青少年育成活動顕彰(かしの木褒賞)、青少年地域活動顕彰(やまぶき褒賞)、青少年を育てる日・家庭の日の推進、川越市少年の翼事業の受託(※)、川越市少年の主張作文など

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2、3年度は事業を実施していない。

4 青少年団体

地域社会における実践的な青少年活動を行う団体の自主活動を振興し、もって青少年の健全育成を図るため活動支援を行う。

川越市青少年相談員協議会、ボーイスカウト西部初雁地区川越協議会、ガールスカウト川越地区協議会、川越市吹奏楽団、川越市少年の船・翼修了者の会、川越少年少女合唱団、川越ジュニアオーケストラ

5 少年指導センター

学校・地域・関係機関との密接な連携を図りながら、街頭補導活動や相談業務を通して、青少年による問題行動等の未然防止、早期発見・指導及び青少年の犯罪被害防止に努めている。また、青少年に望ましい環境の確保を推進するとともに、社会のルールや生命の尊さ等、規範意識の啓発を積極的に展開している。

- | | |
|------------|----------------|
| ①街頭補導の充実 | ④広報啓発活動の推進 |
| ②相談業務の充実 | ⑤青少年に望ましい環境の確保 |
| ③関係機関等との連携 | ⑥少年補導員の資質の向上 |

年度別街頭補導実績

年度	区分	実施回数	声かけ数
令和元年度		576	2,260
令和2年度		178	564
令和3年度		250	1,083

(令和3年度)

学識別	行為別	不健全性的行為	不良交友	遊技場出入	金品持出乱費	自転車二人乗	無灯火他違反	帰宅誘導	路上遊び	怠学・怠業	喧嘩・たかり	危険な遊び	喫煙	いたずら	他機関へ連絡	その他	問題のない行為	良い行為
未就学等																1	44	
小学生							3	309	9			3				19	392	
中学生								40								6	128	
高校生								2									50	
専修・大学生																		
無職少年																		
有職少年																		
他・一般							13									5	59	
合計		0	0	0	0	0	16	351	9	0	0	3	0	0	0	31	673	0
昨年同期		0	0	0	0	0	5	333	8	0	0	7	0	0	0	17	194	0
増減		0	0	0	0	0	11	18	1	0	0	-4	0	0	0	14	479	0

6 児童センターこどもの城

所在地	石原町1丁目41番地2
建物	鉄筋コンクリート造2階建、延1,148.1㎡
施設の内容	プレイルーム、遊戯室、創作室、集会室、図書室、視聴覚室、プラネタリウム、天体観測室
対象	満18歳未満の児童及びその保護者（プラネタリウム、天体観測室は一般利用可）
料金	プラネタリウムのみ1人1回につき100円
事業内容	①乳幼児と保護者、学童、児童を対象とした集団指導 ②自由遊び等に対する個別指導 ③プラネタリウム、天体観測等天文学習指導

利用状況 (単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人員	50,102	10,210	20,416

(令和3年度 単位：人)

児童館部門	プラネタリウム部門	天体観測部門	計
19,365	981	70	20,416

7 川越駅東口児童館

所在地	菅原町23番地10 クラッセ川越4F
建物	鉄筋コンクリート造地下1階地上6階建（2,641.19㎡）うち4階部分（388.11㎡）
施設の内容	遊戯体育室、創作室、図書室、ホール、屋外広場
対象	満18歳未満の児童及びその保護者
事業内容	①乳幼児と保護者、学童、児童を対象とした集団指導 ②自由遊び等に対する個別指導

利用状況 (単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人員	34,526	4,980	6,349

8 高階児童館

所在地	大字藤間27番地1 高階市民センター 1F
建物	鉄筋コンクリート造2階建 (4,442.53㎡) うち (349.77㎡)
施設の内容	遊戯室、ホール
対象	満18歳未満の児童及びその保護者
事業内容	①乳幼児と保護者、学童、児童を対象とした集団指導 ②自由遊び等に対する個別指導

利用状況 (単位:人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人員	46,938	8,357	18,516

9 児童遊園

地域における幼児及び児童を交通禍から守り、その健全な育成を図ることを目的として、児童遊園の新設・整備を行い、遊びを創造できる自由な空間の形成に努めている。

(令和4年4月1日現在)

設置数	総面積 (㎡)	公有地 (㎡)	私有地 (㎡)	寺社地 (㎡)
144	72,786	16,518	31,361	24,907

Ⅲ 医療助成

1 こども医療費の支給

こどもの健康を守り、保護者の経済的負担を軽減するため、医療保険適用後の一部負担金を支給している。0歳児を対象に支給を開始し、平成5年10月からは対象年齢を3歳未満児まで、平成8年7月からは4歳未満児まで、平成12年7月から入院のみ未就学児まで、平成14年1月からは、通院も未就学児までとし、さらに、平成17年6月から入院のみ15歳に達した日の属する年度の末日までに拡大し、併せて「乳幼児医療」から「こども医療」へと名称を変更した。また、平成22年7月から通院を9歳に達した日の属する年度の末日までに拡大し、併せて、入院時食事療養標準負担額について支給を廃止した。

なお、平成24年10月から通院を12歳に達した日の属する年度の末日まで、平成26年1月から15歳に達した日の属する年度の末日までに拡大した。

年 度	平均受給者数 (人)	支給件数 (件)	支給金額 (千円)	1人当り支給額 (円)	1件当り支給額 (円)	支給方法
令和元年度	44,807	654,399	1,161,311	25,918	1,775	市内で受診した場合は現物給付 市外は償還
令和2年度	44,203	489,141	919,387	20,799	1,880	
令和3年度	43,702	543,184	1,040,257	23,803	1,915	

※平均受給者・・・月の初日現在の受給者数を合計して、12月で除した値。

2 ひとり親家庭等医療費の支給

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、ひとり親等及び18歳に達した日の属する年度の末日までの児童（一定の障害のある児童は20歳未満）に対し、医療保険適用後の一部負担金及び入院時食事療養標準負担額を支給している。

年 度	受給者数 (人)	支給件数 (件)	支給金額 (千円)	1人当り支給額 (円)	1件当り支給額 (円)	支給方法
令和元年度	2,842	23,359	61,264	21,557	2,623	償 還
令和2年度	2,756	21,721	57,970	21,034	2,669	
令和3年度	2,675	21,432	60,633	22,667	2,830	

IV こどもの教育・保育

1 幼稚園

市内の幼稚園は、全て私立幼稚園として設置・運営されており、学校教育法等に基づき、満3歳から小学校就学前までの子どもが通う施設である。

(各年5月1日 現在)

年度	園数	園児数(人) ※ 市外在住園児数を含む。			
		3歳	4歳	5歳	計
令和元年度	27	1,605	1,744	1,829	5,178
令和2年度	26	1,475	1,634	1,688	4,797
令和3年度	25	1,447	1,515	1,648	4,610

※ 満3歳は3歳を含む

2 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設である。幼稚園部分(1号認定)、保育部分の満3歳以上(2号認定)、保育部分の満3歳未満(3号認定)の3つの利用区分がある。

(令和4年4月1日 現在)

施設名	利用定員及び園児数(人)							
	1号		2号		3号		計	
	定員	園児数	定員	園児数	定員	園児数	定員	園児数
ひかりの子認定こども園	90	67	45	45	24	24	159	136
認定こども園のぞみ幼稚園	56	15	33	25	24	14	113	54
認定こども園泉の森川越	15	17	40	42	30	28	85	87
芳野台こども園	15	0	50	50	40	37	105	87
認定こども園ふじま幼稚園	180	70	45	68	12	15	237	153
認定こども園初雁幼稚園	45	44	12	18	18	11	75	73
認定こども園岡田幼稚園	180	98	36	39	24	17	240	154
認定こども園霞ヶ関幼稚園	127	80	33	31	17	13	177	124

3 保育園

保育園は、保護者が仕事に従事したり、病気にかかっているため、家庭において十分保育することができない就学前の児童を児童福祉法に基づき、保護者にかわって保育することを目的とする施設である。

近年、女性の職場進出に伴う低年齢児保育及び長時間保育、障害児保育等、保育需要の多様化が求められてきている。

本市においても、これらの問題に対処すべく保育園の改築に際しては保育のニーズの高い低年齢児の受け入れが容易になるよう設備の充実を図ると共に、保育の充実をめざし鋭意努力している。

(令和4年4月1日現在)

区分	施設名		定員(人)	保育の実施児童数(人)						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
法人立	1	下田保育園	100	3	12	14	18	20	19	86
	2	むさしの保育園	60	5	10	11	14	12	14	66
	3	増美保育園	120	9	16	27	25	28	24	129
	4	まきば保育園	90	5	12	14	17	20	20	88
	5	おおぞら保育園	90	—	0	0	19	18	20	57
	6	パンビ保育園	80	8	13	11	15	14	15	76
	7	貴精保育園	80	6	12	14	18	16	16	82
	8	高の葉保育園	100	8	20	21	20	21	18	108
	9	マーカレット保育園	60	3	7	7	13	13	13	56
	10	芳野保育園	60	6	11	11	13	13	10	64
	11	風の子保育園	60	3	12	12	13	13	13	66
	12	笠幡菜の花 保育園	60	5	10	11	12	13	11	62
	13	はるかぜ保育園	60	6	10	12	11	11	12	62
	14	風の子第二 保育園	60	4	12	10	13	12	9	60
	15	伊佐沼すまいる 保育園	60	0	14	14	6	10	9	53
	16	さくらんぼ 保育園	90	14	15	14	15	14	14	86
	17	あゆみ保育園	90	8	15	17	20	19	18	97
	18	おがやの里 しもだ保育園	60	6	9	11	13	12	12	63
	19	増美保育園 本川越分園	16	3	7	—	—	—	—	10
	20	ねむの木保育園	60	3	11	12	13	14	12	65
	21	かつらの木 保育園	116	9	20	24	30	25	17	125
	22	慶櫻南台保育園	60	6	14	13	10	10	12	65
	23	ともいき保育園	60	8	11	12	12	12	11	66
	24	増美保育園 田町	90	8	12	17	18	17	16	88
	25	レイモンド 川越保育園	90	6	15	15	15	16	17	84

(令和4年4月1日現在)

区分	施設名		定員(人)	保育の実施児童数(人)						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
法人立	26	星の子みのり 保育園	90	10	15	16	16	16	17	90
	27	音羽の森保育園	90	6	16	17	17	17	17	90
	28	川越七歩保育園	100	6	18	18	20	20	20	102
	29	紀秀会川越やまだ 保育園	100	6	23	18	21	22	21	111
	30	マーガレット保育園 いなほ分園	22	1	6	7	—	—	—	14
	31	増美保育園 川越駅前分園	7	2	4	—	—	—	—	6
	32	さくらんぼ第二 保育園	100	7	17	17	17	16	17	91
	33	かつらの木第二 保育園	46	3	8	10	8	6	7	42
	34	音羽の森第二 保育園	100	7	16	18	20	20	19	100
	35	おひさま川越富士見町	60	6	8	11	12	11	12	60
	36	どんぐりの森保育園	100	3	9	14	16	18	18	78
	37	高階すまいる保育園	80	16	22	25	12	10	7	92
	38	紀秀会川越南やまだ 保育園	100	6	20	21	21	19	14	101
	39	増美保育園川越	60	5	7	12	12	12	11	59
	40	星の子第二保育園	29	1	5	5	4	4	0	19
	41	まーぶるきらり保育園	60	3	10	10	12	12	8	55
	小計	3,016	230	504	543	581	576	540	2,974	

(令和4年4月1日現在)

区分	施設名		定員(人)	保育の実施児童数(人)						計
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
小規模保育・事業所内保育	1	たむら保育園	19	1	7	8	—	—	—	16
	2	すみれ保育園	19	5	7	6	—	—	—	18
	3	つぼみ保育園	19	1	8	8	—	—	—	17
	4	なのはな第二保育園	11	0	0	0	—	—	—	0
	5	あそびのてんさい新河岸第二保育園	17	2	7	6	—	—	—	15
	6	並木あすなろ保育園	19	0	8	5	—	—	—	13
	7	やしのみ保育園	19	2	9	6	—	—	—	17
	8	まーぶる保育園 しんがし園	12	4	4	4	—	—	—	12
	9	ぼっかぼか園	19	0	10	7	—	—	—	17
	10	ちゅうりっぷ園川越	19	1	7	10	—	—	—	18
	11	上戸保育園	19	0	9	8	—	—	—	17
	12	おひさま保育園川越	19	1	8	8	—	—	—	17
	13	あそびのてんさい新河岸保育園	19	2	8	8	—	—	—	18
	14	ありす保育園	19	2	9	8	—	—	—	19
	15	めだか保育園	19	1	8	5	—	—	—	14
	16	川越ベビーホーム	15	1	6	4	—	—	—	11
	17	あしたばこども園乳児舎	13	3	4	6	—	—	—	13
	18	なのはな保育園	19	6	9	5	—	—	—	20
	19	星の子乳児保育園	19	0	4	10	—	—	—	14
	20	あかり保育園	15	1	4	8	—	—	—	13
	21	さくらんぼ第三保育園	19	0	10	7	—	—	—	17
	22	ミルキーホーム川越園	17	0	8	7	—	—	—	15
	23	埼玉ヤクルト保育園 かわもぐ保育ルーム	10	1	3	3	—	—	—	7
	24	秀学会川越クレアモール 保育園	27	1	12	9	—	—	—	22
	25	かつらの木ハート保育園	15	1	3	6	—	—	—	10
	26	ベビーかろーれ川越	22	1	5	8	—	—	—	14
	27	くっきいず保育園	13	1	7	7	—	—	—	15
	28	ヤオコー川越保育園	5	1	3	5	—	—	—	9
	29	陽だまり保育園	4	0	2	2	—	—	—	4
	30	希望保育園第2	5	0	2	1	—	—	—	3
	31	あそびのてんさい新河岸 第三保育園	24	2	15	12	—	—	—	29
	小計	510	41	206	197	—	—	—	444	
市立・法人立・小規模・事業所内 合計			5,296	307	910	1,010	911	902	874	4,914

(2) 保育園入園状況

(各年4月1日現在)

年度	区分	就学前児童数 (A)	保育園入園児童数 (B)	入園率 B/A ×100
		(人)	(人)	(%)
令和2年度		15,945	4,454	27.9
令和3年度		15,433	4,504	29.2
令和4年度		14,935	4,498	30.1

※ 管外受託児童数は含まず。

(3) 保育の実施状況

(各年4月1日現在)

年度	区分	定員 (人)	入園希望児童数 (人) ①	保育の実施児童数 (人) ②	未入所児童数 (人) ③=①-②	入園希望児童に対する 保育の実施率 (%) ② / ① × 100
	令和2年度		5,767	5,560	5,239	321
令和3年度		5,861	5,666	5,353	313	94.5
令和4年度		5,891	5,750	5,428	322	94.4

※ 管外受託児童数は含まず。管外委託児童、認定こども園の保育部分含む。

(4) 令和3年度保育園経費

区分		事業費 (円)	財源内訳 (円)			
		実施弁済	国庫支出金	県支出金	保護者負担金	一般財源
運営費	公立	3,018,515,947	8,552,000	18,487,000	245,981,567	2,745,495,380
	法人立	4,350,052,909	1,827,373,917	781,374,687	435,125,830	1,306,178,475
	合計	7,368,568,856	1,835,925,917	799,861,687	681,107,397	4,051,673,855

(5) 保育料

保育料は、その世帯の市民税額により決定する。

保育料額表

3歳未満児（3歳以上児の保育料は令和元年10月から無料）

（令和4年4月1日現在）

各月初日の当該子どもが属する世帯の階層区分		保育料額（月額：円） 上段は保育標準時間認定の場合 下段は保育短時間認定の場合
階層	定義	
A	生活保護世帯等	0
		0
B	A階層を除き、市町村民税（特別区民税を含む。4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。）の非課税世帯	0
		0
C	A階層を除き、市町村民税の課税世帯のうち、均等割の額のみ課税世帯	6,000
		5,800
D1	15,000円未満	6,500
		6,300
D2	15,000円以上48,600円未満	7,400
		7,200
D3	48,600円以上53,000円未満	8,200
		8,000
D4	53,000円以上60,000円未満	9,900
		9,700
D5	60,000円以上70,000円未満	11,900
		11,600
D6	70,000円以上80,000円未満	16,200
		15,900
D7	80,000円以上100,000円未満	21,600
		21,200
D8	100,000円以上115,000円未満	28,100
		27,600
D9	115,000円以上130,000円未満	35,200
		34,600
D10	130,000円以上145,000円未満	42,200
		41,400
D11	145,000円以上170,000円未満	44,400
		43,600
D12	170,000円以上200,000円未満	50,400
		49,500
D13	200,000円以上235,000円未満	52,800
		51,900
D14	235,000円以上270,000円未満	55,200
		54,200

D15	A階層及びC階層を除き、市町村民税の課税世帯であって、その保育料算定所得割の額が次の区分に該当する世帯	270,000円以上300,000円未満	57,200
			56,200
D16		300,000円以上340,000円未満	58,500
			57,500
D17		340,000円以上365,000円未満	58,900
			57,800
D18		365,000円以上	59,300
			58,200

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 3歳未満児 当該年度の初日の前日（第8号において「基準日」という。）において3歳未満の子どもをいう。
 - (2) 保育標準時間認定 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。次号及び第6項第2号において「府令」という。）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
 - (3) 保育短時間認定 府令第4条第1項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
 - (4) 生活保護世帯等 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項並びに平成25年改正法附則第2条第3項に規定する支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親の世帯をいう。
 - (5) 非課税世帯 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法の規定による市町村民税を課されない者（同法第323条の規定により市町村民税を免除された者を含む。）である世帯をいう。
 - (6) 均等割の額 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。
 - (7) 保育料算定所得割の額 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条に規定する所得割を除く。）の額（同法第314条の7から第314条の9まで並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。
 - (8) 3歳以上児 基準日において3歳以上の子どもをいう。
- 2 保育料算定所得割の額及び均等割の額については、地方税法の規定による市町村民税の所得割及び均等割の算定方法を基準として次に定めるところにより算定するものとする。
 - (1) 保育料算定所得割の額を算定する場合において、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税の賦課期日現在において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この号において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。
 - (2) 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を保育料算定所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を保育料算定所得割の額又は均等割の額とする。
 - (4) 保育料算定所得割の額の算定については、当該子どもと同一世帯に属し、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である者に限る。）の保育料算定所得割の額の合計額とする。
- 3 C階層の世帯及びD₁階層からD₁₈階層までの世帯のうち前項に規定する保育料算定所得割の額が77,101円未満の世帯であって、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育（保育に限る。）のあった月において子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。次項及び第5項において「政令」という。）第4条第2項第6号に規定する要保護者等に該当する場合における当該子どもに係る保育料の額は、0円とする。
- 4 C階層からD₁₈階層までの世帯であって、同一世帯に負担額算定基準子ども（政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下この項及び次項において同じ。）が2人以上いる場合において、次の表の左欄に掲げる子どもが保育所等に入所しているときは、前項に規定する場合を除き、同表の右欄に掲げる額をその子どもの保育料の額とする。

(1) 負担額算定基準子どものうち最年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。）である満3歳未満保育認定子ども（政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下この表及び次項において同じ。）	保育料額表に定める額
(2) (1)以外の負担額算定基準子どものうち2番目の年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。）である満3歳未満保育認定子ども	保育料額表に定める額の2分の1の額
(3) (1)及び(2)以外の負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども	0円

5 C階層の世帯及びD₁階層からD₁₈階層までの世帯のうち第2項に規定する保育料算定所得割の額が57,700円未満の世帯であつて、特定被監護者等（政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下この項において同じ。）が2人以上いる場合において、次の表の左欄に掲げる子どもが保育所等に入所しているときは、第3項に規定する場合を除き、前項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる額をその子どもの保育料の額とする。

(1) 特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども	保育料額表に定める額の2分の1の額
(2) 特定被監護者等（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども	0円

6 次に掲げる場合における当該月の保育料の額は、日割計算によって算定した額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 月の途中において、入所し、又は退所した場合

(2) 府令第58条第4号に規定する災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされないとき。

7 本市以外の市町村において教育・保育給付認定を受けた場合の保育料の額は、当該教育・保育給付認定を行った市町村が定めるところによる。

4 児童発達支援施設

川越市児童発達支援センターは児童発達支援センター「あけぼの児童園」と児童発達支援事業所「ひかり児童園」を統合し、定員数の増員や相談支援体制の強化等の整備をした上で平成31年4月に新たにオープンした。

当センターは、地域にある身近な児童発達支援施設として、通所（通園）を利用する子どもへの支援だけでなく、発育発達に不安や心配のある子ども及びその保護者を対象とした相談支援等を行う施設である。

(1) 児童発達支援センターの概要

開設	敷地面積(m ²)	建物面積(m ²)	構造	建設費(千円)	施設内容
平成31年4月1日	4,470.39	延2,367.29 1階(1,446.38) 2階(920.91)	鉄骨造 2階建	1,009,923	指導室 プレイルーム 調理室 医務室 事務室 室内プール 会議室 相談室 療法室 言語聴覚室 待合室 その他

(2) 児童発達支援センターの職員数(人)

所長：1 副所長：1 事務員：3(1) 調理員：2(2) 用務員：(1) 補助作業員：(1)

保育士：25(28) 看護師：1(2) 保健師：1 社会福祉士：1 相談支援専門員：(2)

臨床心理士：(1) 臨床発達心理士：(2) 理学療法士：1 作業療法士：1(3)

言語聴覚士：1(3) 栄養士：2 ※その他嘱託医4人

※ 令和4年4月1日現在、()内は会計年度任用職員数

(3) 通所支援事業 通園（通園あけぼの・通園ひかり） 【法定事業】

目的 就学前の心身の発達に遅れや心配のある子どもと保護者のための通園施設。児童福祉法に規定する福祉型児童発達支援を実施。一人ひとりの発達状態及び特性に応じた個別支援計画を立て、適切かつ総合的な働きかけを早期から行うことにより成長発達を促す。

対象 就学前の心身の発達に遅れや心配のある子どもとその保護者。

定員 80人

通園あけぼの（単独クラスのみ）利用延人数

（単位：人）

年齢		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
3歳	男		802	694	1,400
	女		424	295	603
4歳	男		2,011	1,519	1,239
	女		977	514	450
5歳	男		762	2,126	1,410
	女		550	1,317	900
合計			5,526	6,465	6,002

通園ひかり（概ね0～2歳は親子クラス、3～5歳は単独クラス）利用延人数

（単位：人）

年齢		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
0歳	男		128	40	10
	女		0	11	0
1歳	男		0	161	81
	女		33	66	93
2歳	男		245	33	336
	女		295	37	72
3歳	男		934	652	0
	女		182	1,045	61
4歳	男		197	695	692
	女		766	203	1,195
5歳	男		285	185	719
	女		720	736	300
合計			3,785	3,864	3,559

(4) 相談支援事業

① 一般相談

目的 主に就学前の心身の発達や障害に関する総合的な相談。保護者や関係機関からの相談に応じ、適切な支援につなぐ。

② 障害児相談支援【法定事業】

目的 「障害児支援利用計画」の作成、モニタリング、福祉サービス等の調整を行う。

一般相談・障害児相談支援利用延人数

(単位：人)

相談内容	年度		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般相談	2,525	2,647	985
障害児相談支援	(一般相談に含む)	(一般相談に含む)	1,733
合計	2,525	2,647	2,718

③ 親子教室

目的 小集団での親子活動を楽しみながら、同年代の子どもと関わり、様々な遊びや活動を通して言葉や心身の発達を促す。

対象 主に、言語・コミュニケーションなどについて遅れや心配のある子どもとその保護者。

親子教室利用延人数

(単位：人)

教室名	年度			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
ぺんぎん (2～3歳児) (他の所属なし)	保護者	519	480	415
	子ども	518	479	414
くじら (3歳児以上) (他の所属あり)	保護者	527	270	373
	子ども	527	269	373
らっこ (3歳児以上) (他の所属なし)	保護者	—	—	134
	子ども	—	—	134
合計	2,091	1,498	1,843	

④ 専門相談

目的 0歳から18歳までの発育発達に不安や心配のある子ども及び障害のある子どもとその保護者の生活のしにくさに対し、遅れや障害、発達特性に応じて理学療法士(P T)、作業療法士(O T)、言語聴覚士(S T)、心理相談員等が個別に相談(支援)を行う。

⑤ 巡回相談

目的 保育所等からの依頼により、保育所等に通う発育発達に不安や心配のある子どもや障害のある子どもに対し、子どもの通う施設等を訪問して子どもの心身の状況及びその置かれている環境に応じた支援を行う。

対象 保育園・幼稚園などに通う発育発達に心配や不安のある子ども及び障害のある子ども

⑥ 保育所等訪問支援 【法定事業】

目的 保護者からの依頼により、保育所等に通う発育発達に不安や心配のある子どもや障害のある子どもに対し、子どもの通う施設等を訪問して子どもの心身の状況及びその置かれている環境に応じた支援を行う。

対象 保育園・幼稚園などに通う発育発達に心配や不安のある子ども及び障害のある子ども

⑦ 地域連携・研修啓発

目的 関係機関の職員、保護者、市民等を対象とした研修会・講演会の企画・実施。

専門相談等利用延人数

(単位:人)

相談内容		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
専門相談	理学療法		851	758	692
	作業療法		1,803	1,390	1,097
	言語療法		1,482	931	1,257
	心理相談	(一般相談に含む)		256	321
巡回相談	理学療法		46	35	32
	作業療法		52	82	7
	言語療法		0	0	0
	心理相談		—	31	3
	その他		—	—	4
保育所等訪問支援	理学療法		3	20	9
	作業療法		0	0	0
	言語療法		0	0	0
	心理相談		—	0	0
合計			4,237	3,503	3,422

保健医療部

I 保健医療推進

主な事務内容は、保健医療行政の企画・調整に関する事、救急医療体制に関する事、及び医療供給体制の整備に関する事である。

1 救急医療体制

病院群輪番制による第二次救急医療体制

病院群輪番制参加病院数

年度	医師会	東入間医師会			計	
	川越市医師会	富士見市	ふじみ野市	三芳町		
令和元年度	川越市	8	3	1	2	14
令和2年度	川越市	8	3	1	2	14
令和3年度	川越市	8	3	1	2	14

2 医療供給体制の整備

病診連携推進事業推進状況

年度	外来患者紹介数 (人)	研修等 (回)	検討会等 (回)
令和元年度	12,358	4	9
令和2年度	8,215	2	2
令和3年度	9,235	3	2

II 国民健康保険

1 国民健康保険制度

国民健康保険は、国民皆保険の中核として、職域を対象とする健康保険や共済保険加入者以外の人達を対象とし、地域を単位とし、昭和13年に発足した医療保険制度であり、被保険者の疾病、負傷、出産および死亡の保険事故に対し、必要な保険給付を行うものである。

当初の国民健康保険は、任意設立の組合方式であったので、なかなか普及せず、本市においても昭和20年になって初めて設立されたが、まもなく事業中止となった。

しかし、昭和23年の法律改正により、保険者は原則として市町村とすることとされ、強制加入方式を取り入れて、公営主義が打ち出された。この改正を受けて、昭和24年10月から川越市国民健康保険事業が開始された。当時の加入状況は、7,018世帯、30,481人で加入割合は全体の59%であった。

昭和34年4月には現行の国民健康保険法が施行され、令和4年4月1日現在の加入状況は、48,675世帯、72,510人、加入割合は全体の20.55%となっている。

なお、平成20年4月から、後期高齢者医療制度が始まり、被保険者の対象が75歳未満となった（一定の障害認定を受けている65歳以上75歳未満の方については後期高齢者医療制度の選択が可能）。

また、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指すこととなった。

○給付状況 —— 義務教育就学前の乳幼児については8割、70歳から74歳の前期高齢者については8割（または7割）給付となっている。

その他の一般被保険者、退職被保険者本人、同被扶養者は7割の給付となっている。

○保険税 —— 本市の保険税は、従前は4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）で納付額の算定をしていたが、昭和54年度から2方式（所得割、均等割）により算定するよう改正された。

(1) 国民健康保険加入状況

(令和4年3月末現在)

世 帯			人 口		
総世帯数 (世帯)	加入世帯数 (世帯)	加入割合 (%)	総人口 (人)	被保険者数 (人)	加入割合 (%)
164,413	48,675	29.61	352,896	72,510	20.55

(2) 年度別加入状況

(各年度末現在)

区 分	世 帯			人 口		
	総世帯数 (世帯)	加入世帯数 (世帯)	加入割合 (%)	総人口 (人)	被保険者数 (人)	加入割合 (%)
令和元年度	160,831	50,155	31.18	353,456	76,721	21.71
令和2年度	163,023	49,849	30.58	353,442	75,220	21.28
令和3年度	164,413	48,675	29.61	352,896	72,510	20.55

(3) 保険税負担の推移

(現年調定/平均)

年 度	区 分	1 世帯当たり (円)	1 人当たり (円)
	令和元年度		139,624
令和2年度		138,451	91,024
令和3年度		141,033	94,047

(4) 保険税率の推移

年 度	区 分	所 得 割	均等割 (円)	限度額 (円)	引上率 (%)
		令和2年度	医療分 $\frac{7.35}{100}$	23,300	610,000
令和2年度	支援金等分 $\frac{2.2}{100}$	7,300	190,000	所得割 — 均等割 — 限度額 —	
	介護分 $\frac{2}{100}$	10,200	160,000	所得割 — 均等割 — 限度額 —	
	令和3年度	医療分 $\frac{7.35}{100}$	24,700	630,000	所得割 — 均等割 6.01 限度額 3.28
令和3年度	支援金等分 $\frac{2.4}{100}$	8,400	190,000	所得割 9.09 均等割 15.07 限度額 —	
	介護分 $\frac{2}{100}$	11,300	170,000	所得割 — 均等割 10.78 限度額 6.25	
	令和4年度	医療分 $\frac{7.35}{100}$	24,700	630,000	所得割 — 均等割 — 限度額 —
令和4年度	支援金等分 $\frac{2.4}{100}$	8,400	190,000	所得割 — 均等割 — 限度額 —	
	介護分 $\frac{2}{100}$	11,300	170,000	所得割 — 均等割 — 限度額 —	

(5) 令和3年度国民健康保険税収入状況

(単位：千円)

予算現額	調定額	収入済額	収 入 率 (%)	
			対調定	対予算
6,803,073	9,177,118	7,011,799	76.41	103.07

(6) 国民健康保険税決算状況

(単位：千円)

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
調定額	対前年度 (%)	調定額	対前年度 (%)	調定額	対前年度 (%)
9,674,256	96.40	9,402,924	97.20	9,177,118	97.60

(7) 保険給付状況

年度別被保険者1人当たりの支給額

区 分 年 度	療養の給付 (円)	療養費 (円)	出産育児一時金 (円)	葬祭費 (円)	高額療養費 (円)	合 計 (円)
令和元年度	252,560	3,572	1,174	312	36,705	294,323
令和2年度	245,267	3,095	1,133	296	37,176	286,967
令和3年度	261,541	3,147	1,100	342	39,235	305,365

年度別支払状況

区 分 年 度	療養の給付		療 養 費		出産育児一時金		葬 祭 費		高 額 療 養 費		合 計	
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
令和元	1,260,027	19,768,910	38,417	279,600	221	91,894	488	24,400	66,084	2,873,019	1,365,237	23,037,823
令和2	1,116,403	18,725,642	31,587	236,260	200	86,505	452	22,600	40,622	2,838,325	1,189,264	21,909,332
令和3	1,163,296	19,507,321	32,073	234,721	196	82,070	510	25,500	53,632	2,926,407	1,249,707	22,776,019

療養の給付

区 分 年 度	件 数	費 用 額 (円)		負 担 区 分 (円)			受診率 (%)
		1件当たりの費用額	総 額	保険者負担	一部負担	他法負担	
令和元	1,260,027	21,399	26,962,980,292	19,768,910,381	6,467,825,479	726,244,432	1,609.76
令和2	1,116,403	22,843	25,502,362,142	18,725,641,721	5,965,833,913	810,886,508	1,462.26
令和3	1,163,296	22,794	26,515,718,069	19,507,321,321	6,173,300,884	835,095,864	1,559.67

令和3年度療養の給付内訳

区 分 種 別	件 数	費 用 額			受診率 (%)
		1件当たりの費用額 (円)	1人当たりの費用額 (円)	総 額 (円)	
入 院	14,550	631,590	123,209	9,189,634,595	19.51
入 院 外	578,227	16,716	129,589	9,665,547,464	775.25
歯 科	153,540	11,744	24,175	1,803,140,110	205.86
小 計	746,317	27,680	276,973	20,658,322,169	1,000.61
調 剤	413,486	12,479	69,178	5,159,727,039	554.37
食 事 療 養	(13,453)※	29,629	5,344	398,602,321	18.04
訪 問 介 護	3,493	85,619	4,010	299,066,540	4.68
合 計	1,163,296	22,794	355,505	26,515,718,069	1,559.67

※ 食事療養の件数は入院時の食事件数であり、入院の件数と重複するため、括弧書きで記載。

2 特定健康診査等

特定健康診査は、メタボリックシンドロームの予防・改善を目的として、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者（妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く）を対象に、6月から翌年1月まで、指定医療機関にて、個別に実施するものである。

特定保健指導は、特定健康診査の結果により保健指導が必要な方に、特定保健指導利用券を送付し、特定保健指導実施機関で保健指導を実施するものである。運動や食事等から生活習慣の改善を行う保健指導を無料で行う。

(1) 特定健康診査

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
令和元年度	51,500	21,595	41.9
令和2年度	51,039	17,419	34.1
令和3年度	49,306	18,855	38.2

(2) 特定保健指導

年度	対象者数（人）	終了者数（人）	終了者の割合（%）
令和元年度	2,329	304	13.1
令和2年度	1,979	376	19.0
令和3年度	2,294	440	19.2

Ⅲ 後期高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の施行により、従来の「老人保健制度」が廃止され、平成 20 年 4 月 1 日から発足した。75 歳以上の人（一定の障がいのある人は 65 歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人）を対象にして、保険診療による医療費（一部負担金を除く）を支給する。

制度は埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営し、市は保険料の徴収、保険証の引渡し、各種申請の受付などの窓口事務を行う。

(1) 受診の方法

診療を受ける場合は、「保険証」を医療機関の窓口で提示し、次の一部負担金を支払う。

ただし、人工透析を行っている慢性腎不全等の「特定疾病療養受療証」の交付を受けている人はこの限りではない。

① 外来の場合

窓口での支払は、医療費の 1 割、2 割または 3 割を負担する。

ただし、同一月、同一医療機関の窓口での支払いは、自己負担限度額（※）までになる。

② 入院の場合

ア 窓口での支払は、医療費の 1 割、2 割または 3 割を負担する。ただし、同一月、同一医療機関の窓口での支払いは、自己負担限度額（※）までになる。

イ 入院時食事・生活療養標準負担額。

※ 医療機関窓口での支払いを自己負担限度額までにするためには、「限度額適用認定証」（現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの区分）「限度額適用・標準負担額減額認定証」（低所得Ⅰ・Ⅱの区分）の提示が必要。

なお、自己負担限度額（1 カ月）については（2）高度療養費の支給についてを参照。

(2) 高額療養費の支給

医療費の患者負担が自己負担限度額を超える場合、超えた分が「高額療養費」として支給される。

自己負担限度額（1 カ月）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

所得区分		自己負担限度額	
		外来（個人ごと）	入院+外来（世帯合算）
現役並み※1 所得者	○現役並み所得者Ⅲ	252,600 円 + (医療費-842,000 円) × 1% (★140,100 円) ※4	
	○現役並み所得者Ⅱ	167,400 円 + (医療費-558,000 円) × 1% (★ 93,000 円) ※4	
	○現役並み所得者Ⅰ	80,100 円 + (医療費-267,000 円) × 1% (★ 44,400 円) ※4	
一 般		18,000 円 (年間上限額 144,000 円)	57,600 円 (★44,400 円) ※4
○低所得Ⅱ※2		8,000 円	24,600 円
○低所得Ⅰ※3			15,000 円

※1 同一世帯に一定の所得以上（住民税課税所得が 145 万円以上）の被保険者がいる人。ただし、収入額が所定の要件に該当する旨の申請があった場合を除く。（現役並み所得者Ⅰ課税所得 145 万円以上・現役並み所得者Ⅱ課税所得 380 万円以上・現役並み所得者Ⅲ課税所得 690 万円以上）

※2 住民税非課税の世帯に属する人。

※3 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない人。

※4 (★) 内の数字は、過去 12 カ月に 3 回以上高額療養費を受けた場合の 4 回目以降の自己負担限度額。

(3) 被保険者の状況

年 度	合計 (人)	75 歳以上 (人)	65 歳～74 歳の障害認定 (人)
令和元年度	46,371	46,102	269
令和2年度	47,193	46,928	265
令和3年度	49,083	48,841	242

※ 各年度3月31日時点での人数

(4) 保険料率の推移

保険料は埼玉県後期高齢者医療広域連合が条例で定める県内均一の所得割率及び均等割額により算出され、2年毎に見直される。

年 度	所得割率 (%)	均等割 (円)	限度 (円)
令和2年度	7.96	41,700	640,000
令和3年度	7.96	41,700	640,000
令和4年度	8.38	44,170	660,000

(5) 健康診査の実施状況

埼玉県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、被保険者を対象に年に1回健康診査を実施する。受診者の自己負担は無料。

年 度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	健康診査費用 (円)
令和元年度	40,062	12,342	30.8	134,481,614
令和2年度	42,670	11,812	27.7	130,176,117
令和3年度	43,081	12,468	28.9	140,981,470

IV 医 療 助 成

1 重度心身障害者医療費の支給

重度心身障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者手帳1～4級、療育手帳(A)・A・B、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者、又は後期高齢者医療制度による障害認定者等を対象に、保険診療による医療費の自己負担分等について助成金を支給する(本人の所得により適用外となる場合あり)。ただし、平成27年4月1日以降に65歳以上で新たに障害の程度が該当の等級になった方は対象外とする。

年 度	受給者数 (人)	支給金額 (千円)	1人当り支給額 (円)	支給方法
令和元年度	7,331	764,302	104,256	現物給付 又は償還払い
令和2年度	7,107	683,169	96,126	
令和3年度	6,897	654,617	94,913	

※ 受給者数は各年度の月平均

保 健 所

I 保 健 衛 生

保健所は、地域保健法第5条により都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区が設置することとされている。

平成14年度までは、埼玉県川越保健所が、川越市、富士見市、旧上福岡市、旧大井町及び三芳町を管轄区域として、結核・感染症予防、食品衛生、環境衛生等の業務を行っていた。一方、川越市では、平成11年4月に市民の健康づくりの拠点として川越市総合保健センターを設置し、母子保健や成人保健等の業務を行ってきた。

平成15年4月、本市は中核市に移行したことに伴い川越市保健所を開設し、これにより、従来県と市で分担して行ってきた川越市域の保健衛生業務を一括して市で行なうこととなった。

平成16年4月、川越市総合保健センター隣に保健所が完成し、業務を行っている。

1 施設の概要

区 分	内 容
名 称	川越市保健所
所 在 地	大字小ヶ谷817番地1
開設年月日	平成16年4月1日
建 物	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上3階建
施設の内容	(1階) 相談室、事務室
	(2階) 会議室、教育研修室、グループ活動室、資料展示室、診察室、相談室
	(3階) 細菌検査室、洗浄滅菌室、理化学検査室、機器分析室・天秤室、臨床検査室、検査員室

2 医療機関等数及び医師等数

(各年12月31日現在)

区分 年次	病院		一般診療所		歯科診療所	助産所	施術所	歯科 技工所	衛 生 検査所
	施設数	病床数	施設数	病床数					
令和元年	26	4,357	212	121	185	6	345	65	6
令和2年	26	4,329	212	121	186	6	352	66	6
令和3年	26	4,351	213	140	185	7	357	63	5

(各年12月31日現在)

年次	職種	医師 (人)	歯科医師 (人)	薬剤師 (人)	保健師 (人)	助産師 (人)	看護師 (人)	准看護師 (人)
	平成30年		874	277	755	85	154	3,198
令和2年		920	298	758	90	167	3,398	704

※ 医師及び歯科医師は市内の医療施設の従事者、薬剤師は市内の薬局・医療施設の従事者、その他の職種は市内で該当免許に係る業務に従事している者（隔年毎の医師・歯科医師・薬剤師統計及び埼玉県医療従事者届集計による）

3 医薬品販売業等施設数

(各年度末現在)

年度 \ 区分	薬 局	店舗販売業	卸売販売業	薬種商販売業
令和元年度	145	62	56	1
令和2年度	150	65	56	1
令和3年度	155	68	51	0

4 毒物劇物販売業等施設数

(各年度末現在)

年度 \ 区分	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業	業務上取扱者
令和元年度	100	13	4	1
令和2年度	105	11	4	1
令和3年度	100	11	4	1

5 医事・薬事事務

- ① 医療機関・施術所などの届出の受付及び許可
- ② 薬局・医薬品販売業・毒物劇物販売業などの許可及び登録
- ③ 上記の施設・事業所に対する指導
- ④ 献血への協力や薬物乱用防止に関する啓発活動

II 保健予防

保健予防対策の推進課として、精神障害者の保健福祉相談の充実、精神保健福祉に関する正しい認識と知識の普及を図るとともに精神障害者の適正な医療及び社会復帰の促進、自殺予防に関する事業をすすめている。また、感染症の発生予防の啓発や適正医療の提供など患者の人権に配慮した感染症の拡大防止対策の充実に努めているとともに、エイズ等の感染症に対する正しい知識の啓発と相談の充実に努めている。

1 精神保健福祉

事業名	主体	事業内容	令和3年度実績
1 精神保健福祉相談	市	精神保健福祉士・保健師が市民のこころの健康に関することや、精神保健福祉に関する相談を随時受け、問題解決に向けたアドバイスをを行っている。	延人数(人) 5,631
2 精神保健福祉専門相談	市	月1回精神科専門医による相談を実施している。	回数(回) 7 延来所者数(人) 16
3 訪問指導	市	精神保健福祉士・保健師が、家庭訪問をして生活上の問題を解決するための方向性をアドバイスしている。	延人員(人) 782
4 精神保健福祉家族教室	市	精神障害者を抱える家族に必要な知識や情報を提供したり、家族同士の悩みを交換しあう場を提供するための教室を実施している。	開催回数(回) 0 参加者延人数(人) 0
5 青年期ひきこもり事業	市	ひきこもりについて理解し、家族の対応を学び問題解決に向けて自助機能の向上を図る。	親の会回数(回) 1 延参加者数(人) 7
6 啓発事業	市	精神保健福祉、自殺予防に関する正しい理解と知識の普及、情報提供を図る。	研修会等(回) 2 延参加者数(人) 32 <内訳> メンタルヘルス講演会 0回 0人 出前講座 1回 23人 関係機関研修 1回 9人

※精神障害者等社会復帰相談事業（ソーシャルクラブ）は令和2年3月で廃止

2 感染症予防

(1) 結核関係

① 結核公費負担申請件数

感染症法第 37 条及び第 37 条の 2 の規定による医療費公費負担の申請。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
新規件数 (件)	55	45	38
継続件数 (件)	84	57	70

② 感染症診査協議会

感染症診査協議会を開催し、結核患者の適正な治療と公費負担制度の適用を診査する。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
開催回数 (回)	24	24	23
診査件数 (件)	139	102	108

③ 結核公費負担診査支払件数

結核患者の医療費を公費負担することにより、適正な医療の普及と患者の費用負担の軽減化を図り、結核のまん延防止を図る。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
37 条の 2 (通院) 支払件数 (件)	526	395	343
37 条 (入院) 支払件数 (件)	69	40	57

④ 結核予防費補助件数

私立学校等が行う結核定期健康診断事業に対し補助を行うことにより、受診率の向上を図り、患者の早期発見、早期治療及び感染防止を図る。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助件数 (件)	16	15	15

⑤ 接触者健診・管理検診

結核患者の接触者に対し、結核まん延防止のための健診及び治療終了した患者の結核再発防止のための検診を実施。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
開催回数 (回)	26	16	17
来所人数 (人)	93	48	36

⑥ 患者病状管理

結核患者の治療を行っている担当医から情報を入手し、結核の再発、自己中断、二次感染の防止を図る。
また、治療終了後の経過について患者本人への体調確認調査を行い、検診の案内をする等再発防止を図る。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医師への定期病状調査（件）	1	0	0
患者本人への体調確認調査（件）	113	107	96

⑦ 結核患者・接触者等の調査・相談延べ件数

保健師が結核患者に対する面接や接触者等への調査を行い、登録管理し、適正な医療の提供及び結核のまん延防止を図る。

また、本人、家族や他の接触者の相談を継続的に受け、療養等の支援をおこなう。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
面接による調査・相談件数（件）	101	32	24
電話相談件数（件）	1,151	739	468

(2) 感染症関係

① 感染症発生動向調査

感染症患者の発生状況を早期にかつ的確に把握して、その流行を予測し、適切な予防策を講じるために、決められた医療機関に依頼し、定期的に患者発生の報告を受け、その情報を全県で集約し、還元情報を関係機関に送り、参考とする。

(1) 週報：毎週報告入力及び還元事務	52 週分実施
(2) 月報：毎月報告入力及び還元事務	12 ヶ月分実施
(3) 病原体定点医療機関からの検体対応	0 検体
(4) 新型インフルエンザ等感染症	20,365 件
(5) 2 類感染症（結核を除く）	0 件
(6) 3 類感染症関係事務	2 件
(7) 4 類感染症関係事務	7 件
(8) 5 類感染症関係事務	37 件

② 感染症電話相談

感染症についての電話相談に対し随時対応。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
感 染 症 全 般（件）	3,046	42,133	16,652
性感染症電話相談（件）	121	107	94

③ 性感染症相談・検査

エイズを含む性感染症の予防啓発のため、月3回（夜間月1回を含む）血液による検査を実施。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実 施 回 数（回）	39	43	30
性感染症相談検査来所（件）	426	186	178

④ 啓発事業

感染症（結核・エイズ関係を含む）研修会 0回

依頼対応講座 14回

結核予防週間啓発キャンペーン：啓発事業実施

Ⅲ 食品・環境衛生

食品・環境衛生課では、食品関係営業施設の許可・監視指導等の食品衛生業務、理・美容所等の開設届受理・監視指導及び野犬の捕獲等の環境衛生業務を行っている。

1 食品衛生事務

(1) 食品関係営業施設の許可等状況

食品衛生法及び食品衛生に関する条例（埼玉県条例。令和3年6月1日付けで廃止。）等に基づき食品関係営業施設等の許可並びに給食施設等の届出を受けている。

年度	区分	業種数	合計	区分		
				新規許可数	更新許可数	届出数
令和元年度		6,582	1,070	466	552	52
令和2年度		6,528	1,235	543	645	47
令和3年度		5,640	2,872	751	61	2,060

(2) 食品関係営業施設等監視状況

市内食品関係営業施設、埼玉川越総合地方卸売市場内の施設、食鳥処理場等の監視指導を行っている。

年度	区分	監視延数
令和元年度		2,557
令和2年度		1,606
令和3年度		665

(3) 食品等収去等実施状況

市内で製造、販売等される食品等について収去等を実施し、食中毒の防止や不良食品の流通を防止することにより、食品等の安全確保を図っている。

年度	区分	検体数	項目数
令和元年度		266	5,125
令和2年度		178	3,016
令和3年度		150	3,804

(4) 食中毒発生状況

食中毒発生時に、原因の究明と事件の処理を行っている。

令和元年度の食中毒事件はサルモネラ、アニサキスを病因物質としたものである。

令和2年度の食中毒事件はカンピロバクター、アニサキス、ノロウイルスを病因物質としたものである。

年度	区分	発生数 (件)	患者数 (人)
令和元年度		2	11
令和2年度		3	84
令和3年度		0	0

2 環境衛生事務

(1) 環境衛生関係施設

法律、条例等に基づいた衛生基準を確保させ、経営の健全化及び活性化を図っている。

① 届出営業施設

業種	区分	施設数	新規届出数(件)
理容所		222	0
美容所		667	53
クリーニング所		160	2

② 許可営業施設

業種	区分	施設数	新規許可数(件)
旅館業		51	3
墓地		650	0
納骨堂		7	0
火葬場		1	0
公衆浴場		24	2
興行場		6	0

③ 遊泳用プール施設

業種	区分	施設数	新規届出数(件)
プール		10	0

④ 専用水道施設

業種	区分	施設数	新規布設確認数(件)
専用水道		32	1

⑤ 自家用水道施設

業種	区分	施設数	新規確認数(件)
自家用水道		5	0

⑥ 特定建築物施設

業種	区分	施設数	新規届出数(件)
特定建築物		79	1

⑦ 登録業施設数

業種	区分	施設数	新規登録数(件)
登録業		59	11

※ 表中の施設数は令和4年3月31日現在、件数は令和3年度のもの

(2) ねずみ族、昆虫等関係

ねずみ、衛生害虫などに関する相談に応じている。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談数	302	246	201

3 狂犬病予防関係事務

犬の登録と狂犬病予防注射を推進することにより、狂犬病の発生を防止する。

犬の登録等関係事務 (令和3年度)

	総数 (件)	新規 (件)
犬の登録	15,440	1,311
注射済票交付	12,000	

4 動物管理指導関係

動物による危害及び公衆衛生上の被害を防止し、不適正な飼養管理に起因する苦情等の減少を図っている。

(1) 犬・猫の引き取り頭数等

(令和3年度)

区分	受付数
犬の捕獲数 (頭)	33
飼養放棄犬の引き取り (頭)	0
所有者不明猫の引き取り (頭)	39
飼養放棄猫の引き取り (頭)	25
負傷動物の収容 (頭)	(犬:1 猫:37)
咬傷届出数 (件)	13

(2) 動物取扱業

登録を受け付け、衛生管理の指導を図っている。

業種	施設数	新規登録数 (件)
動物取扱業	130	11

(3) 特定動物

特定動物を飼養する場合は許可することにより、危害防止を図っている。

区分	施設数	新規許可数 (件)
特定動物	2	0

(4) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金交付事業

飼い主のいない猫の繁殖抑制を図り、地域の良好な生活環境の促進を図っている。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付数	94	80	65

※ (2)、(3) 表中の施設数は令和4年3月31日現在、件数は令和3年度のもの。

IV 衛生検査

収去食品の検査、食中毒の原因究明検査、苦情食品の検査、市民が利用する井水・プール水・浴槽水等の水質検査、家庭用品の検査、健康食品の検査、二・三類感染症等検査及びHIV即日検査を実施している。

1 理化学検査

- ① 食品衛生法等に基づく、収去食品等の理化学検査。(例：食品添加物、残留農薬)
- ② 水道法等に基づく、飲用水の水質検査。
- ③ 川越市プールの安全安心要綱に基づく、プール水の水質検査。
- ④ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく、家庭用品(乳幼児繊維製品)の理化学検査。
- ⑤ 健康食品の医薬品成分含有の有無の検査。

2 微生物等検査

- ① 食品衛生法等に基づく、収去食品等の細菌検査。(例：一般細菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌)
- ② 食品衛生法等に基づく、食中毒等の原因究明のための細菌検査等。(例：カンピロバクター、腸管出血性大腸菌 0157、ノロウイルス、アニサキス)
- ③ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づく、二・三類感染症等発生時の患者又は接触者に対する細菌等検査。
- ④ 川越市エイズその他の性感染症対策要綱等に基づく、性感染症予防啓発に係る血液検査。
- ⑤ 水道法等に基づく、飲用水の水質検査。
- ⑥ 川越市プールの安全安心要綱に基づく、プール水の水質検査。
- ⑦ 川越市公衆浴場法施行条例等に基づく、浴槽水等の水質検査。

水質検査検体数

区分	飲用水等	プール水等	浴槽水等
令和元年度	77	27	56
令和2年度	84	15	13
令和3年度	82	20	20

※ 他の統計については、事業担当課のページに記載。

V 総合保健センター

総合保健センターは、本格的な少子・高齢化、保健福祉ニーズの多様化、疾病構造の変化等に対応するため、市民の健康づくりの拠点として、また、保健・医療・福祉の連携の拠点として設置した。

1階は、主に健康増進事業を実施する施設。2階は、主にながん検診事業を実施する施設。3階は、健康相談や乳幼児健診など各種保健事業を実施する施設となっている。

1 施設の概要

区分	内容
名称	川越市総合保健センター
所在地	大字小ヶ谷817番地1
開設年月日	平成11年4月1日
建物	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
施設の内容	(1階) 相談室、健康増進室、プレイルーム、地域活動室、事務室他 (2階) 問診室、一般測定室、採血室、診察室、骨粗しょう症検査室、エックス線管理室、暗室、歯科検診室、歯科指導室、消毒・保管室、乾燥室、臨床検査室、読影会議室、事務室他 (3階) 多目的室、会議室、研修室、栄養指導室、保健指導相談室他
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 【健康教育】 各種集団健康教育、介護予防教室 【健康相談】 各種健康相談、乳幼児相談 【保健指導】 母子の健康教室、訪問指導 【健康増進】 運動指導、栄養指導、歯科保健指導、組織活動の支援、受動喫煙対策 【健康診査】 乳幼児健診、歯科健診、胃がん検診、肺がん（結核）検診、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、骨密度検診、歯周病検診 【予防接種】 定期の予防接種、任意の予防接種への費用助成、風しん抗体検査 【公費負担医療】 未熟児養育医療、特定不妊治療等の母子保健に係る医療費公費負担 【難病対策】 指定難病等医療給付の申請受付。難病患者、家族への支援 【その他】 健康啓発事業など

2 母子公費負担医療

(令和3年度)

事業名	内容	受給者数(人)
未熟児養育医療給付	未熟児(出生体重が2,000g以下又は一般状態、呼吸器系、消化器系が未熟な状態の児で1歳未満)に対し医療の給付を行う。	70
自立支援医療(育成医療)給付	身体に障害のある児童(18歳未満)に対し、その手術、治療に要する医療などの給付を行う。	64
結核児童療育給付	結核にかかった児童に対し、医療の給付とともに、入院中の学校教育と療養生活の指導を行う。	0
小児慢性特定疾病医療給付	18歳未満(20歳まで延長の疾患もある)の小児慢性特定疾病児童に対し医療給付を行い適正な医療の普及を図る。	386

3 特定不妊治療費の助成

特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、この経済的負担の軽減を図る。

年度	受給件数 (件)
令和3年度	612

4 難病対策

事業名	事業内容	令和3年度
指定難病等医療給付の申請事務	指定難病（特定疾病・先天性血液凝固因子欠乏症等）の治療を受けている方が、保険医療機関で保険診療を受けた際、自己負担分の医療費等の一部を、県が公費負担する制度の経由事務。	指定難病医療給付受給者数 (人) 2,631 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付受給者数 (人) 18
医療講演会	難病患者・家族・関係者に疾患・治療・福祉サービス・介護方法等について学習する場を提供し、患者のQOLの向上、家族の負担軽減を図る。	実施回数 (回) - 延参加者数 (人) - コロナ蔓延のため未実施
患者家族会への支援	同じ病気で療養している患者家族が集まり、交流を図ると共に、療養生活の悩みや苦勞の分かち合い、情報交換などの相互学習を通し、療養生活の充実を図る。	実施回数 (回) - 延参加者数 (人) - コロナ蔓延のため未実施
電話や面接、訪問等による個別支援	保健師等が関係機関と連携し、電話・面接・訪問等による個別支援を行うことで、難病患者のQOLの向上、家族の介護負担の軽減を図る。	公費負担申請・相談延人数 (人) 3,987 訪問指導実人数 (人) 6 延人数 (人) 10 電話相談延人数 (人) 1,330

5 肝炎対策

肝炎インターフェロン等治療医療費助成申請事務。

「埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づく埼玉県への進達事務。

肝炎インターフェロン等治療受給者証交付申請件数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請件数 (件)	231	201	195

6 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく、各種申請等の埼玉県への進達事務。

原爆被爆者及び被爆者二世に関わる各種申請の受付件数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
各種申請受付 (件)	42	17	7

7 予防接種

(1) 定期予防接種

感染症の発生及びまん延を防止するため、予防接種法に定められた定期予防接種を実施している。

予防接種名	接種件数 (単位: 件)			備 考	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
ヒ ブ	9,222	9,761	8,882	生後2か月～5歳未満	
小児用肺炎球菌	9,635	9,435	8,839	生後2か月～5歳未満	
四種混合1期	9,638	9,614	8,886	生後2か月～7歳6か月未満	
三種混合1期	0	0	0	生後2か月～7歳6か月未満	
二種混合1期	0	0	0	生後2か月～7歳6か月未満	
二種混合2期	2,583	2,652	2,416	11歳以上13歳未満	
不活化ポリオ	11	1	0	生後2か月～7歳6か月未満	
B型肝炎	7,029	6,982	6,547	1歳未満	
ロタ(※1)	1価	—	1,521	3,015	生後6週～生後24週0日
	5価	—	666	1,933	生後6週～生後32週0日
麻しん風しん混合	1期	2,454	2,341	2,254	1歳～2歳未満
	2期	2,807	2,761	2,702	5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間
	5期	878	606	332	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた風しんの抗体がない男性(※2)
麻しん	1期	0	0	0	1歳～2歳未満
	2期	0	0	0	5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間
風しん	1期	0	0	0	1歳～2歳未満
	2期	0	0	0	5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間
	5期	0	5	9	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた風しんの抗体がない男性(※2)
水痘(水ぼうそう)	4,753	4,769	4,368	1歳～3歳未満	
日本脳炎	1期	7,865	7,730	4,944	生後6か月～7歳6か月未満
		833	804	292	7歳6か月～20歳未満
	2期	3,692	3,538	1,189	9歳～20歳未満
B C G	2,387	2,357	2,220	1歳未満	
ヒトパピローマウイルス感染症	157	451	1,199	小学校6年生相当～高校1年生相当年齢の女子	
高齢者インフルエンザ	40,584	60,591	47,162	65歳以上の者及び60～65歳未満の者で厚生労働省令に定めるもの	
高齢者肺炎球菌	4,309	4,072	2,983	当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者及び60歳～65歳未満の者で厚生労働省令に定めるもの(※3)	
計	108,837	130,657	110,172		

※1 令和2年10月1日より定期接種開始

※2 事業延長に伴い令和6年度まで実施予定

※3 平成26年度～令和5年度までの経過措置対象者

(2) 臨時予防接種（新型コロナウイルスワクチン）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び重症化を防止するため、予防接種法に定められた臨時予防接種である新型コロナウイルスワクチン接種を実施している。(単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備 考
1回目接種件数	—	1,783	275,040	5歳以上
2回目接種件数	—	125	274,487	5歳以上
3回目接種件数	—	—	139,665	12歳以上
計	—	1,908	689,192	

※ 令和3年2月16日付け厚生労働省発健 0216 第1号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」に基づき、令和3年2月17日から開始。

(3) 任意予防接種に対する費用助成

予防接種法に基づかない任意予防接種の接種費用の一部を助成している。(単位：件)

予防接種名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備 考
高 齢 者 肺 炎 球 菌	365	281	168	75歳以上で定期予防接種の対象にならない者
風 し ん	混 合	474	373	妊娠を希望する女性とそのパートナー等のうち、風しんの抗体価が低い者
	単抗原	103	90	

(4) 風しん抗体検査

風しんの抗体検査の検査費用を助成している。(単位：件)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
妊娠を希望する女性とそのパートナー等	604	309	224
風しん第5期に係る抗体検査（※1）	4,084	3,654	1,610

※1 事業延長に伴い令和6年度まで実施予定

8 がん検診

がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

対象…40歳以上（子宮頸がん検診は20歳以上、胃がん内視鏡・前立腺は50歳以上）の市民

検診項目 年 度	胃がん検診（エックス線）			胃がん検診（内視鏡）			肺がん検診		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診者（人）	5,750	3,547	4,575	2,071	1,231	2,058	2,164	1,017	1,646
受診率（％）	5.7	3.5	2.1	4.9	3.8	2.0	2.2	1.0	0.8
精密検査対象者（人）	296	283	312	123	14	106	72	39	52

検診項目 年 度	大腸がん検診			子宮頸がん検診			乳がん検診		
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
受診者（人）	21,835	17,102	20,019	4,742	4,052	4,808	5,739	4,321	5,497
受診率（％）	21.8	17.1	9.3	12.8	11.4	6.0	18.9	16.1	8.9
精密検査対象者（人）	2,067	1,706	1,814	193	131	128	478	376	432

検診項目 年 度	前立腺がん検診		
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
受診者（人）	9,554	8,026	8,958
受診率（％）	28.2	23.7	11.7
精密検査対象者（人）	819	675	807

※ 令和3年度から受診率の算定に用いる対象人員が変更となっている。

9 歯周病検診

歯周病の早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。
対象…4月1日時点で40・45・50・55・60・65・70歳の市民

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施状況（機関）	122	122	114
受診人数（人）	301	85	266

10 骨密度検診

骨密度測定による骨粗鬆症のスクリーニング検査及び生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。
対象…40歳以上の市民 検査方式…エックス線検査

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数（回）	158	72	149
測定人数（人）	2,576	1,272	2,118

11 乳幼児健診

(令和3年度)

4 か 月 児		1 歳 6 か 月 児		3 歳 児		2 歳児親子歯科健診		妊産婦歯科健診	
回数（回）	人員（人）	回数（回）	人員（人）	回数（回）	人員（人）	回数（回）	人員（組）	回数（回）	人員（人）
48	2,121	48	2,265	48	2,434	4	101	4	61

1 2 健康相談

(1) 母子

(令和3年度)

妊娠・出産・育児・子どもの健康発達に関することを、心理相談員、保健師、栄養士、歯科衛生士が、相談事業や電話相談で対応。

回数(回)	人員(人)
213	271

(2) 成人

(令和3年度)

健康に関する不安を取り除き、日常生活の見直しを援助するため、電話・来所による相談への対応、自治会・公民館等での相談を実施。

回数(回)	人員(人)
2,576	3,093

1 3 発育発達相談

(令和3年度)

事業名	実施回数(回)	人数(人)
発育・発達相談	22	88

1 4 健康教育

生活習慣病の予防、健康増進、母と子の健康づくり等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、健康の保持増進を図る。

(令和3年度)

事業名	内 容	開催回数	参加者(人)
からだうれしい食事教室	成人市民を対象に、生活習慣病予防のための栄養に関する正しい知識の普及と食生活の改善を促す教室を実施した。	4	25
各種運動教室	成人市民を対象に、健康づくりのための運動を安全かつ効果的に実施する方法を実技を中心に行った。	39	338
プレ・パパママスクーール	夫婦で育児等について学ぶことにより、積極的に親になる準備が出来るよう、講義・実技を行う。	6	208
離乳食教室 (はじめまして、もぐもぐ)	離乳食の開始とすすめ方について学ぶ。	19	230
おやつと 歯みがき教室	おやつづくりを通して、食への興味を高めると同時に、口腔内の手入れについて、体験しながら学ぶ。	1	21
依頼・共催による健康教室	公民館等からの依頼により、保健師・栄養士・歯科衛生士等が出向き、健康や子育てに関する教室を実施した。	16	256

ふれあい歯科診療所

I ふれあい歯科診療所

1 概要

(1) 沿革

平成 24 年 4 月 1 日 昭和 52 年に開始した川越市立診療所の歯科を前身とするふれあい歯科診療所を川越市総合保健センター内に開設する。

(2) 施設概要

所在地	大字小ヶ谷 817 番地 1
延床面積	179.43 m ²
施設設備	歯科診療台 3 台 レントゲン装置 2 台

(3) 診療日及び診療時間

診療日	診療時間
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）	午前 9 時～午後 4 時

(4) 職員数

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

職種	歯科医師	歯科衛生士	事務職	総括補助作業員兼用務員	合計
現員(人)	1	3	2	1	7

2 診療

年度別患者数の推移

(単位：人、延人数)

区分	年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	患者数	4,659	4,220	3,472
内、障害者※（構成比）		2,441 (52.4%)	2,209 (52.4%)	2,032 (58.5%)
1 日平均		19.4	17.4	14.4

※ 障害者：障害等で診療に支援等が必要な方

環 境 部

I 川越市環境審議会

環境基本法の施行及び公害対策基本法の廃止に伴い、平成6年8月1日に、それまで設置されていた川越市公害対策審議会（設置根拠：公害対策基本法第30条に基づき制定された川越市公害対策審議会設置条例）を廃止し、川越市環境審議会（設置根拠：環境基本法第44条に基づき制定された川越市環境審議会条例）を新たに設置した。

その後、平成18年11月1日に川越市環境審議会条例を廃止し、同日に施行された川越市良好な環境の保全に関する基本条例第31条を設置根拠として現在に至っている。

委員は、学識経験者、公募による者、関係団体の代表者及び関係行政機関の職員により構成されている。

川越市環境審議会委員名簿

任期 2年：令和3年3月1日～令和5年2月28日

(令和4年4月1日現在)

1号委員：学識経験者（うち市議会議員7名）

(◎会長、○副会長)

氏名	期数	選出母体等
糸 真美子	2期	市議会議員
倉 嶋 雅 史	1期	市議会議員
村 山 博 紀	2期	市議会議員
池 浜 あけみ	3期	市議会議員
近 藤 芳 宏	1期	市議会議員
岸 啓 祐	1期	市議会議員
山 木 綾 子	2期	市議会議員
黒 田 泰 江	8期	消費生活アドバイザー
◎小 瀬 博 之	10期	東洋大学総合情報学部教授
○濱 口 恵 子	9期	十文字学園女子大学名誉教授

2号委員：公募による者

氏名	期数	選出母体等
太 田 耕 造	1期	公募
中 山 勝 美	1期	公募

3号委員：関係団体の代表者

氏名	期数	選出母体等
飯 島 希	2期	かわごえ環境ネット
伊 藤 幾 造	3期	川越商工会議所
小田島 隆	1期	かわごえ環境推進員協議会
鈴 木 崇 弘	3期	川越環境保全連絡協議会
藤 田 龍 一	3期	川越市医師会
船 津 和 信	4期	川越市自治会連合会

宮崎千鶴	3期	川越市女性団体連絡協議会
------	----	--------------

4号委員：関係行政機関の職員

氏名	期数	選出母体等
酒井辰夫	1期	埼玉県西部環境管理事務所

川越市環境審議会審議経過（令和2・3年度は実施されず）

（令和4年4月1日現在）

回数	開催日	内容
令和元年度 第1回	令和2年2月7日（金）	・会長・副会長の選出

Ⅱ 環 境 政 策

1 第三次川越市環境基本計画の概要

(1) 計画の目的

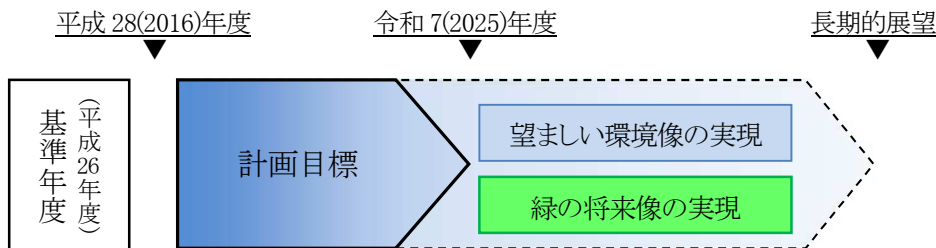
平成 19 年 3 月に策定した「第二次川越市環境基本計画」の計画期間が平成 27 年度をもって満了となったことから、平成 28 年 3 月に「第三次川越市環境基本計画」（以下「第三次計画」）を策定した。第三次計画は、「川越市良好な環境の保全に関する基本条例（平成 18 年条例第 36 号）」に基づき、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的としている。市民、事業者、民間団体及び市が、みんなで川越市の将来の「望ましい環境像」を実現することを目指している。

また、「川越市緑の基本計画改定版」が平成 27 年に短期的な目標年次を迎えたことから、良好な環境の保全・創造と緑の保全・緑地の整備・緑化の推進を一体的に取り組むことが重要であると捉え、「川越市緑の基本計画（平成 28 年 3 月改定版）」と一冊にまとめ、連携を図ることにより、各種の施策を効果的かつ効率的に推進し、両計画を一体とした進行管理を行うものとした。

(2) 計画の期間

平成 26 年度を基準年度として、目標年度は令和 7 年度とするが、地球環境や自然環境などの分野を含むため、長期的展望も踏まえている。

また、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、必要な場合は適宜見直しを行う。



(3) 計画の対象

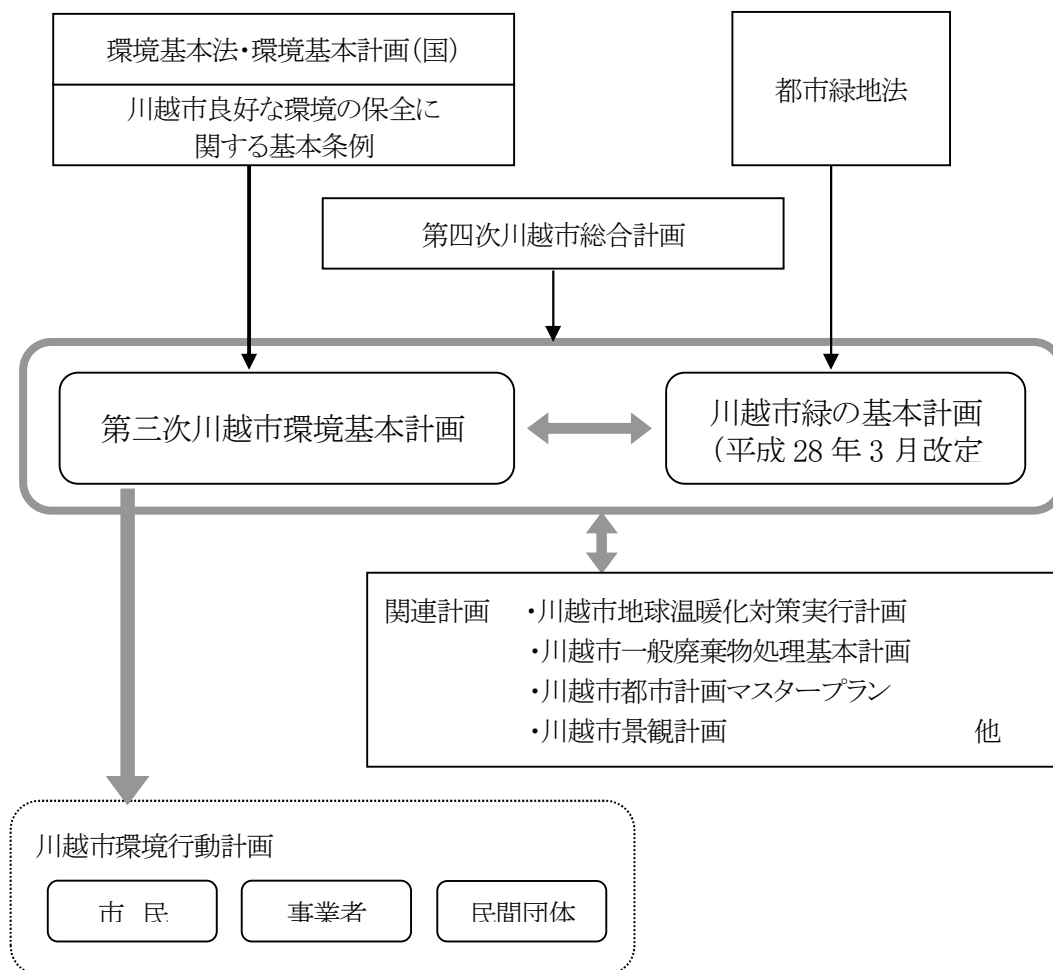
第三次計画で対象としている範囲は、次表のとおりである。

地球環境	地球温暖化（資源・エネルギー）、酸性雨、気候変動、その他の地球環境問題 等
生活環境	典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）、都市生活型公害、化学物質、廃棄物、放射性物質 等
自然環境	地形・地盤、動植物、生態系、生き物の生息・生育空間、水辺、田、畑、河川、樹林地、水の循環 等
快適環境	都市の緑化、歴史・文化、景観、交通、自然災害 等

(4) 計画の位置づけ

第三次計画は、「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」に基づく計画であり、第四次川越市総合計画を上位計画と位置付けるとともに、川越市地球温暖化対策実行計画、川越市一般廃棄物処理基本計画、川越市都市計画マスタープラン、川越市景観計画などの関連諸計画との整合を図っている。また、市民、事業者及び民間団体に対しては、望ましい環境像の実現に向け、日常生活や事業活動における環境に配慮した行動の指針を示す行動

計画として、平成 20 年 1 月に策定した川越市環境行動計画「かわごえアジェンダ 21」を改定し、平成 29 年 3 月に新たな川越市環境行動計画をかわごえ環境ネットと協働で策定している。



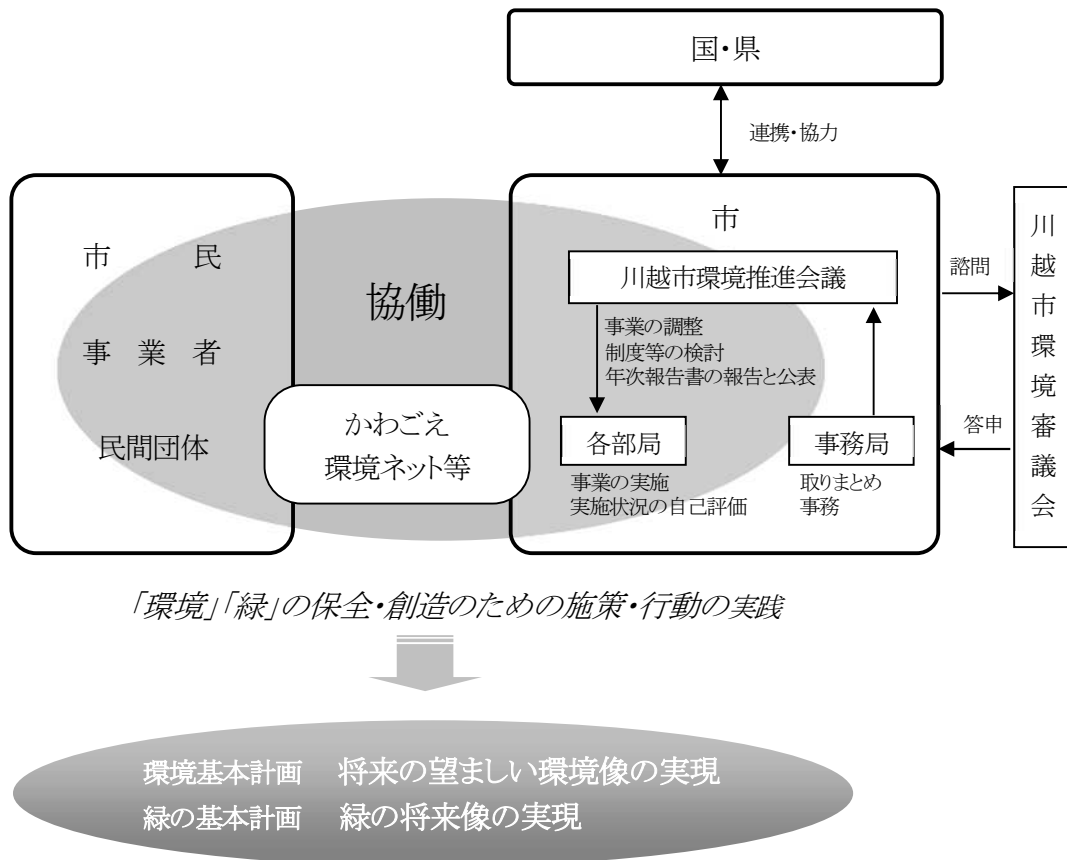
(5) 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、市民、事業者、民間団体、市及び滞在者の各主体の行動が原動力となると同時に、各主体が互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え協力しあう「協働」の視点が大切である。

広範囲にわたる各種の施策を、総合的かつ計画的に推進するため、行政内部の横断的推進組織として、「川越市環境推進会議」を設置し、計画の進捗状況や制度等の検討、複数の所管による関連事業の調整などを行っている。

計画の進捗状況については、毎年度、年次報告書として取りまとめて市民等に公表し、寄せられた意見は今後の取組に反映させている。

また、市民、事業者、民間団体及び市がパートナーシップを形成し、それぞれが役割を理解しつつ実行できるよう、協働して行う事業について情報提供や調整を図る組織「かわごえ環境ネット」が平成 12 年 8 月 5 日に設置された。「かわごえ環境ネット」は、環境に関するイベント等を開催し、提案や活動成果の発表、意見交換などを行い、各主体が一体となることにより、本市の「望ましい環境像」を実現していくための取組を展開している。



(6) 計画の進行管理

第三次計画の進行管理は、計画 (Plan) → 実施 (Do) → 点検・評価・公表 (Check) → 改善 (Action) という PDCA サイクルを基本とし、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図っている。

(7) 現状と課題

本市の環境の現状や将来の動向、市民からの意見や提案などを取り入れて、今後の課題を次の4つに整理した。

- ① 低炭素社会の実現に向けて
- ② 生物多様性の保全に配慮した自然共生に向けて
- ③ 自然災害に備えた防災・減災対策と放射性物質等による新たな環境リスクへの対応
- ④ 持続可能な社会を構築するために

(8) 望ましい環境像

本市が目指す将来の望ましい環境像は、第二次計画を引き継ぎ、第四次総合計画との整合を図りながら、次のとおりとする。

「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」

市民、事業者、民間団体及び市の各主体の協働のもとに、市街地周辺では豊かな自然環境と共生し、中心市街地では歴史・文化の香りを維持しながら、全ての事業や行動が人と環境にやさしいものとなり、その結果として環境、経済、社会のバランスが保たれ、市民一人ひとりが住みよいと感ずることができる環境づくりに努めていく。

(9) 環境目標

望ましい環境像を実現するため、5つの環境目標を設定するとともに、その達成に努める。なお、各環境目標

については、施策を展開するに当たってのキーワードを設定している。

環境目標① 地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまちを実現します

【キーワード「低炭素」】

家庭や学校等、日々の暮らしから、生産、流通、販売等の事業活動に至るまで、率先して地球温暖化防止に取り組む活動の輪を広げていき、市域における効果的な温室効果ガスの排出削減を図る。

環境目標② 資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちを実現します

【キーワード「循環」】

廃棄物等の発生・排出抑制、資源化の促進、適正な処分の実施により、新たに採取する資源をできるだけ抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会の構築を目指す。

環境目標③ 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます

【キーワード「自然共生」】

武蔵野の面影を残す雑木林をはじめとする、本市のまちの魅力であり、心に安らぎを与えてくれる自然を次の世代に引き継ぐため、都市的土地利用と自然環境的土地利用の計画的な推進により、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受でき、自然と共生するまちづくりを進める。

環境目標④ 健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります

【キーワード「安全・安心」】

身近な生活環境における大気環境の保全、水環境の保全及び化学物質等の対策を実践し、さらに国、県からの情報提供やモニタリング等の情報収集に取り組むことで、安全・安心な暮らしを確保し、市民の健康を守る。

環境目標⑤ 市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します

【キーワード「地域づくり・人づくり」】

本市の誇りであり、市民の宝である歴史的文化的遺産を大切に守り、地域の特性に応じた景観を形成するとともに、道路交通の円滑化や災害対策を充実させ、快適な都市環境を創造する。

また、幼児から大人まであらゆる年齢階層に応じて、自主的かつ主体的な環境活動を実践してするために、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点を取り入れた環境教育・環境学習の推進を図る。

（10） 施策の体系

5つの環境目標のもと、11の大施策と37の中施策を展開するとともに、各施策の実現にむけて具体的取組を設定している。

環境目標① 地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまちを実現します

地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策の計画的な推進
- 公共施設等における地球温暖化対策
- 地球温暖化対策の普及・啓発
- その他の地球温暖化対策等
- 気候変動への適応策

環境目標② 資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちを実現します

循環型社会の構築

- ごみの減量に関する教育・啓発活動・地域活動の推進
- ごみの発生・排出抑制の推進
- ごみの再資源化の推進
- 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築

環境目標③ 自然を大切に、ともに生き、次の世代に引き継ぎます

生物多様性の保全

- 生物多様性に関する調査、普及・啓発
- 生き物の生息・生育空間の保全・創出
- 野生生物の適切な保護管理と外来種対策

貴重な緑の保全

- 武蔵野の面影を残す緑の保全
- 水辺と農地の保全

多様な緑の創出・育成

- 魅力的な都市空間の創出
- 緑豊かな都市公園等の整備
- 緑に関する普及・啓発
- 協働に関する支援

環境目標⑤ 市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します

歴史と文化を生かした地域づくり

- 歴史的町並みの保存・整備
- 史跡の保存と公園整備
- 文化財の保存・活用

快適に暮らせるまちづくり

- 景観に配慮したまちづくり
- 交通の円滑化とネットワーク化の推進
- 徒歩・自転車の利用促進
- 災害対策の充実

人づくり・ネットワークづくり

- 環境教育・環境学習の推進
- 各主体をつなぐネットワークの強化
- 市域を越えた連携の推進

環境目標④ 健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります

大気環境の保全

- 大気汚染対策
- アスベスト対策
- 騒音・振動・悪臭等の対策

水環境の保全

- 水の循環
- 湧水地の調査及び環境整備等(湧水の復活)
- 水環境・土壌環境の保全対策

化学物質等の環境リスク対策

- 化学物質対策
- ダイオキシン類対策
- 放射性物質対策

2 川越市環境マネジメントシステムの概要

本市では、平成8年より「1%節電運動」に取り組み、省エネルギーによる地球温暖化対策を実施してきた。平成10年3月には、環境に関する取組を総合的・計画的に推進するため「川越市環境基本計画」を策定した。

また、平成11年2月及び5月には「川越市環境にやさしい率先実行計画(エコオフィス編)」「同(公共事業における環境配慮編)」をそれぞれ策定し、すべての活動に対してできることから率先して環境配慮を実践していく「1%節電プラス1(ワン)運動」にステップアップして取り組んできた。

そして、これらの取組の中で構築した環境マネジメントシステムをISO14001の規格要求を満たすように再構築して、平成11年11月11日に県内市町村で初めて認証を取得した。その後10年以上の取組の中で、システムの運用に習熟し環境配慮の取組が定着してきたことや、内部環境監査が高い評価を得ていることに加え、より効率的かつ実効性のある環境マネジメントシステムの構築が求められていること等を踏まえて、平成23年3月31

日に ISO14001 の認証を返上した。認証返上後は、ISO14001 を参考とした川越市独自の環境マネジメントシステムへ移行し、市が環境に与える影響の継続的改善に努めている。

(1) 目的

市内最大規模の事業者であり消費者である市役所が、率先して環境に配慮した事務・事業活動を継続的に行うことにより、環境負荷の低減、汚染・事故の予防、地域・住民への信頼性の向上を図ることを目的としている。

(2) ISO14001 とは

国際標準化機構 (ISO) が定めた「組織が環境に与える影響を継続的に改善するためのしくみ (環境マネジメントシステム)」の国際規格のことである。

(3) 川越市環境マネジメントシステムの特徴

- ① 既存の職員研修体系に環境マネジメント研修を組み込んでいる。
- ② 内部環境監査を環境部から切り離し、監査の独立性を保っている。
- ③ 家庭、事業者及び学校等へ取組を展開している。

(4) 適用範囲

全庁 (すべての公共施設) を適用範囲とし、そこで実施されるすべての事務・事業をシステムの対象として環境配慮に取り組んでいる。

(5) 川越市環境方針・部局室の環境目的

川越市環境方針は、市長が定めるもので、市役所の活動が環境に与える影響の重要性を踏まえた上で、「法規制等 (合意事項含む) の順守」「(システムの) 継続的な改善」「汚染の予防」等を約束している。

部局室の環境目的は、川越市環境方針を踏まえ、より実践的な環境配慮を推進するため、各部局室で事業の独自性を考慮して定めている。

(6) 環境に影響を与える要因

環境マネジメントシステムでは、市の事務・事業活動のうち、特に環境に大きい影響を与える、あるいは与える可能性のある要因について、改善するために管理を行っている。

この要因は、紙・ごみ・電気等のエコオフィスの取組、施設・設備の管理、公共工事の実施、環境施策の推進などの中から特定される。

(7) 環境目標

所属長は部局室の環境目的を達成するための環境目標を設定し、環境に与える影響の低減に向けた事務・事業活動を行っている。公共施設全体の目標は、地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) と共通の指標を用いている。

(8) 教育・訓練

環境マネジメントシステムに基づく取組は、職員一人ひとりの意識の向上により効果が上がる。本市システムでは、川越市職員研修体系に組み込むことで、職階に応じた研修を行う体制にしているため、市の取組を全職員が理解することができる。

(9) コミュニケーション

環境施策の事業結果を年 1 回年次報告書として作成している。

また、市民からの意見・苦情等については、窓口や電話以外にも市民意見箱の設置、川越市オンブズマン及びインターネットのメール等、様々な形で受け付けている。

(10) 環境監査

本市が定めたシステムが適切に構築・運用され、有効かつ妥当なものであるかを内部の監査員がチェックし、改善を図っている。

本市システムでの環境監査は、環境部から独立した組織として、位置づけられている。環境監査員は統括監査員を含め22名で、監査員は市長が任命する。

(11) 市長の見直し

市長は、環境推進会議の検討結果やこれまでの実施結果、市民からの意見・苦情、環境監査の結果、新規の法規制等の情報を基に、環境方針、環境に影響を与える要因、目的及び目標などに対して見直しを行い、次年度の実施にあたり必要な施策、人材及び予算の確保等について指示を出す。

(12) 継続的改善

① エコオフィスの活動について、各所属で個々に目標を設定できるよう改善を図っている。

→ 平成13年度から、コピーカードの採用による使用枚数の把握、庁用車走行距離簿への運転記録などに基づき各所属で目標を設定し、進行管理を行っている。

② 公共事業における環境配慮評価の手法をさらに客観的に評価できるように検討し、環境にやさしい公共事業を目指している。

→ 計画・設計段階及び施行段階について、チェックシートを作成し対応を図っている。

③ 市役所の取組を市民・事業者へ波及させていく。

→ 平成15年度から、市内の公立小中学校等を対象に、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れた「エコチャレンジスクール」認定事業を実施している。現在、市立の全56校（小学校32、中学校22、市立高校1、市立特別支援学校1）が認定されている。

また、平成21年度から事業者向けの事業として、環境省が策定した環境経営の認証登録制度であるエコアクション21の取得を支援する参加費無料の「エコアクション21認証・登録研修会」を開催している。

引き続き、市役所での取組を市民・事業者へと波及・発展させ、市域全体で環境問題に取り組んでいく。

3 環境教育・学習の推進

(1) こどもエコクラブ

環境省では、次世代を担う子どもたちが、仲間と協力しながら地域の身近な環境に関する学習・活動を行うことを支援するため、平成7年6月5日（環境の日）に「こどもエコクラブ」を発足した。平成23年度からは、（公財）日本環境協会が事業を行っている。

こどもエコクラブでは、学校のクラスやクラブ、近所の子どもたち、家族などが数人～30人程度集まり、地域の身近な環境活動に自主的に取り組んでいる。

令和3年度本市では、2クラブ21名がこどもエコクラブに登録し、環境保全活動に取り組んだ。

(2) 環境月間ポスターコンクール

本市では、昭和50年度より、大気汚染や水質汚染等をテーマに「環境週間ポスターコンクール」を実施し、平成7年度からは、地球規模の環境問題や自然保護等もテーマにした「環境月間ポスターコンクール」を開催している。

令和3年度は、小学生30名、中学生91名の合計121名の応募があった。(優秀作品の展示会は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。)

ポスターコンクール応募状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
応募者数	小学生(人)	459	新型コロナウイルス感染症 の影響により中止	30
	中学生(人)	63		91
	合計(人)	522		121

(3) 星空観察の集い

星空観察という身近な方法により、大気環境に対する市民の関心や意識の向上を図ることを目的に、平成5年から「川越市星空観察の集い」を夏期・冬期の年2回実施している。

星空観察の集い参加状況

年度	開催月日(夏期)	参加人数(人)	開催月日(冬期)	参加人数(人)
令和元年度	令和元年8月23日	44	令和2年1月24日	33
令和2年度	新型コロナウイルス感染症の影響により中止			
令和3年度	新型コロナウイルス感染症の影響により中止			

4 省エネの推進と再生可能エネルギーの導入促進

(1) 小江戸かわごえ脱炭素宣言

令和2年10月に国が「2050年脱炭素社会の実現、カーボンニュートラルを目指す」という方針を示して以降、地球温暖化を巡る国内の取組が大きく動き始めた。そのような中、本市においても、市、市民、事業者等が一体となって地球温暖化対策を推進するため、令和3年5月1日に「小江戸かわごえ脱炭素宣言」を表明し、2050年脱炭素社会の実現に向け、国や他の自治体とも協力し、取組を推進していくこととした。

(2) 省エネの推進

平成8年4月に市役所・公民館・学校などで、「1%節電運動」を開始した。これは、「無理なく、抵抗なく、自然体で」をモットーに、不必要な照明の消灯や、エレベーターの利用を控え階段の利用を促進するなど、業務に支障のない範囲内で出来るだけの節電を行うことを基本方針としている。各所属、各施設毎に推進員を選任し、職員による手作りポスターや庁内放送による節電の呼びかけなどを行い、市庁舎をはじめ全庁的に節電に取り組んでいる。

平成9年度からは、電力消費がピークとなる夏期7～9月の3ヶ月間(平成23年度からは5～10月の6ヶ月間)をエコ・カジュアルマンス(節電推進月間)として積極的に夏期の省エネに取り組んでいる。冷房中の室内温度を28度程度に保つことによって節電・省エネルギーに努めるとともに、職員はノーネクタイ等の軽装で勤務し、心身をリフレッシュすることにより、公務能率の向上と市民サービスの向上を目指している。

平成11年度からは、4年目を迎え大きな成果を上げてきた「1%節電運動」を、すべての活動に対して、一つずつできることから率先して環境配慮を実施していく「1%節電プラス1(ワン)運動」にステップアップした。また、平成17年度からは冬期(12月～3月)をエコ・重ね着マンスとし、暖房中の室内温度を20度程度(平成18年度からは19度程度)に保つ取組も開始した。

平成 23 年度は、同年 3 月に発生した東日本大震災の影響による電力不足から、7 月～9 月の期間、市内公共施設の消費電力量を平成 22 年度比で 15%削減するという目標を掲げ、空調運転の調整や蛍光灯の間引きなど、取組を強化した。その後も一部取組は継続して行っている。

① 川越ブランド製品の作成

市内で回収した古紙を再生し「川越ブランド製品」を作成し、利用している。

② ごみ排出量の削減

①で作成したリサイクルボックスを配布し、紙類の分別を徹底している。また、機密文書のリサイクルにも取り組んでいる。

③ 環境性能に優れた自動車の導入

環境省が策定した『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』の判断の基準を満たす車両を導入している。

④ エコドライブの推進

職員を対象に、平成 20 年度からエコドライブ教習会を実施し、座学講義や実技走行を通じてエコドライブの知識や技術の習得を推進している。また、市民を対象に、平成 27 年度から、イベント開催時にエコドライブシミュレータ体験コーナーを出展し、エコドライブ体験を実施している。

⑤ クールシェア川越の実施

平成 25 年度から市内の公共施設などを「クールシェアスポット」に選定し、夏期の暑い時間帯に自宅でのエアコンの使用を控え、みんなで涼しいところで過ごすという、節電対策を実施している。

⑥ グリーン購入基本方針・ガイドラインの策定

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく環境配慮製品、サービスの優先的購入について、本市の基本方針・ガイドラインを令和 3 年 4 月に策定し、原則としてグリーン購入の判断基準に該当する物品等を調達する重点調達品目を定めるなど、グリーン購入の取組をこれまで以上に推進することとした。

節電の成果

平成 7 年度（基準年）		令和 3 年度		
使用電力量 (kWh)	二酸化炭素排出量 (t)	使用電力量 (kWh)	二酸化炭素排出量 (t)	基準年比 (%)
48,238,416	17,366	41,114,835	14,801	86.25

※ 基準年に比べ、令和 3 年度は使用電力量 7,123,582kWh、二酸化炭素排出量 2,564 t（14.77%）をそれぞれ削減。

※ 令和元年度数値には、平成 8 年度以降に新設された施設は含まない。

節電の成果の累計（平成 8 年度～令和 3 年度）
 ＊使用電力量 102,786,960kWh の削減
 ＊二酸化炭素排出量約 37,003 t の削減
 二酸化炭素排出量の算出は係数 0.36kg-CO₂/kWh で
 計算（環境庁（現環境省）作成の環境家計簿による）

(3) 再生可能エネルギーの導入促進

地球温暖化対策には、さらなる省エネルギーの推進とともに、再生可能エネルギーの導入が不可欠である。地球環境の保全、環境への負荷の低減、化石燃料の有限性等を考えた場合、再生可能エネルギーの導入を積極的に進めていく必要がある。

〔住宅用太陽光発電システム設置者への補助〕

全国平均と比較して日照時間が長く、太陽エネルギーの活用に適した地域と考えられる本市では、平成9年度から住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対して補助を行っている。

補助の実績

年度	補助件数 (件)	補助対象出力 (kW)	補助金額 (円)
令和元年度	100	400	4,000,000
令和2年度	30	120	900,000
令和3年度	29	116	870,000
平成9年度からの累計	5,379	19,085	562,529,600

※ 令和元年度の1件当たりの補助は4kW以上4万円。令和2年度、令和3年度の1件当たりの補助は4kW以上3万円。

〔住宅用太陽熱利用システム設置者への補助〕

太陽エネルギーの一層の活用を目的として、平成21年度から住宅用に太陽熱温水器やソーラーシステムを設置する市民に対して補助を行っている。1件当たりの補助は令和元年度、令和2年度が18,000円で、令和3年度は15,000円。令和元年度以降は、補助件数が0件となっている。

〔家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）設置者への補助〕

家庭用燃料電池コージェネレーションシステムは、都市ガスなどから水素を取り出し空気中の酸素と化学反応させて発電し、発電時にでた熱を給湯に利用するシステム。自宅で発電することから送電ロスが無く、また排熱を利用することから従来の給湯機よりも効率の良い機器である。本市では、新たな省エネルギー機器の普及・促進を目的として、平成28年度から家庭用燃料電池コージェネレーションシステムを設置する市民に対して補助を行っている。1件当たりの補助は令和元年度及び令和2年度が50,000円、令和3年度は40,000円で、令和元年度7件、令和2年度3件、令和3年度1件の補助を行った。

〔定置用リチウムイオン蓄電池設置者への補助〕

蓄電池は電気を蓄え必要な時に使うことができる機器であることから、電力のピークシフト用の電源としてエネルギーの効率的な利用につながるほか、災害時の非常用電源としての利用も可能である。本市では、新たな省エネルギー機器の普及・促進を目的として、平成28年度から定置用リチウムイオン蓄電池を設置する市民に対して補助を行っている。令和元年度は、1件当たり7万円（4kWh以上のもの）の補助で117件、令和2年度は、1件当たり5万円（4kWh以上のもの）の補助で38件、令和3年度は、1件当たり4万円（4kWh以上のもの）の補助で35件の補助を行った。

※住宅用補助対象機器（上記4種類）の補助事業については、令和2年度及び令和3年度について、申請受付期間を2期制とし、申請受付期間内に申請のあったものの中から、抽選により補助対象者を決定し、補助を行っている。

〔公共施設への太陽光発電システムの導入〕

「新設の公共施設すべてに、また、小中学校は環境教育上重要なのですべてに設置する。」という方針により太陽光発電システムを積極的に導入している。令和3年度末現在で、88施設に1,503.2kWを導入した。

導入状況

年度	設置場所	設置数	設置規模 (kW)
令和元年度	—	0	0.0
令和2年度	南古谷保育園	1	15.0
令和3年度	子育て安心施設	1	4.4
平成9年度からの累計		88	1,503.2

※令和3年度に、市庁舎3kWの設備を老朽化のため撤去。

5 緑地保全及び緑化推進

都市化の進む現代は、二酸化炭素などの温室効果ガスの増大による地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少など地球規模の環境破壊が広がっている。このような中で、緑には大気を浄化したり、都市気象を緩和したり、自然生態系を維持したりするなど環境を保全する機能がある。

また、この他にも、人間の心の安定に深くかかわりがあり、緑は私たちの生活に不可欠なものである。

このように、様々な形で私たちの生活にかかわりを持つ緑を保全し、緑化の推進を行うことにより、緑豊かで潤いと安らぎのあるまちづくりを目指していく。

(1) 保存樹木・樹林指定事業

一定要件を満たす樹木、樹林を「保存樹木」、「保存樹林」に指定し、所有者に維持管理費の一部として奨励金を交付する。
(令和4年4月1日現在)

	区分	指定	令和3年度奨励金交付額 (円)	備考
樹木	市街化区域	149本	414,399	1本当たり 2,800円
樹林	市街化区域	49,103.0㎡	1,024,983	1㎡当たり 21円
	市街化調整区域	329,421.5	655,928	1㎡当たり 2円
	小計	378,524.5㎡	1,680,911	
計			2,095,310	

(2) 県条例に基づく「ふるさとの緑の景観地」

埼玉らしさを感じさせる緑の風景地を、県が条例に基づき指定する。
(令和4年4月1日現在)

区分	指定面積 (㎡)	指定年度
川越市中福ふるさとの緑の景観地	170,000	昭和54年度
川越市上松原ふるさとの緑の景観地	105,000	昭和55年度
川越市下赤坂ふるさとの緑の景観地	190,420	昭和55年度
ふじみ野市八丁ふるさとの緑の景観地 (川越市分)	14,100	昭和55年度
計 (4ヶ所)	479,520	

(3) 市民の森指定事業

民有樹林を借り上げ、保全するとともに、市民に憩いの場として開放する。(令和4年4月1日現在)

区 分	指定面積 (㎡)	指定箇所
市 街 化 区 域	6,458	1
市 街 化 調 整 区 域	33,185	4
計	39,643	5

(4) 公共施設緑化樹木等植栽本数実績(環境政策課実施分、緑の募金交付金事業等を含む)

緑豊かなまちづくりを進めていく上で先駆的役割を担うべく、公共施設の緑化を行う。

年度	公園・緑地・学校・その他公共施設(本)
令和元年度	993
令和2年度	2,314
令和3年度	2,810

※ 本数には、地被類を含む。

(5) 苗木配布事業

市民の緑化意識の向上と各家庭の緑化の推進を図るため、苗木の無料配布を実施する。

年度	配布本数	主な配布樹種
令和元年度	秋 305本	ブルーベリー、ムクゲ等
令和2年度	0本	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止
令和3年度	0本	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止

※ 市の花ヤマブキ・市の木カシは毎回配布

(6) みどりの補助金交付事業

みどり豊かな都市景観の形成を図るとともに、地球温暖化対策に役立てるため、民間施設における緑化事業に対し、補助金を交付する。ただし、令和2年度より補助金交付を休止している。

生け垣設置

年度	設置件数	設置延長 (m)	補助金交付額 (円)	備 考
令和元年度	2	13.0	68,400	生け垣設置補助 1m当たり最高3,600円 既存塀撤去補助 1m当たり最高3,600円 ※ 補助金交付額については、既存塀撤去補助含む。
令和2年度	0	0	0	
令和3年度	0	0	0	

屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化

年度	補助件数	設置面積 (㎡)	補助金交付額 (円)	備 考
令和元年度	屋上 0	—	—	屋上緑化補助 1㎡当たり 最高 18,000 円 登はん型壁面緑化補助 1㎡当たり 最高 4,500 円 下垂型壁面緑化補助 1㎡当たり 最高 9,000 円 駐車場緑化補助 1㎡当たり 最高 3,000 円
	壁面 0	—		
	駐車場 0	—		
令和2年度	屋上 0	—	—	
	壁面 0	—		
	駐車場 0	—		
令和3年度	屋上 0	—	—	
	壁面 0	—		
	駐車場 0	—		

※ 平成26年度まで、生け垣設置、屋上緑化・壁面緑化に対し別々の補助金制度を設置していたが、平成27年度から駐車場緑化を新たに追加し、みどりの補助金交付制度を創設した。

(7) 市民花壇設置事業

自治会その他の2人以上のグループが自主的に維持管理する花壇を指定し、春と秋に花苗を支給する。

年度	設置延べ件数	設置延べ面積 (㎡)	花苗支給本数
令和元年度	82	1,758.6	11,867
令和2年度	88	1,929.5	12,275
令和3年度	81	1,881.4	12,145

(8) 緑の募金等交付金事業

緑の募金を活用して、公共施設の緑化等を実施する。

年度	実施箇所
令和元年度	川越駅東口ペDESTロリアンデッキ、霞ヶ関西小学校
令和2年度	川越市立初雁中学校、日東町公園、埼玉川越総合地方卸売市場、川越市職業センター、川越市北公民館
令和3年度	石原町第二公園、かわつる三芳野団地、笠幡グリーンパーク、レーベンスクエアコンサルティエ、野田神社、霞ヶ関駅北口駅前広場

※ 緑の募金には、自治会を通して集められる家庭募金と、学校募金、職場募金、街頭募金等がある。

(9) 緑のカーテンモデル事業

緑のカーテンを学校、保育園、公民館などの公共施設に設置することにより、「設置のモデル」を市民に示し、一般家庭等への普及を図る。

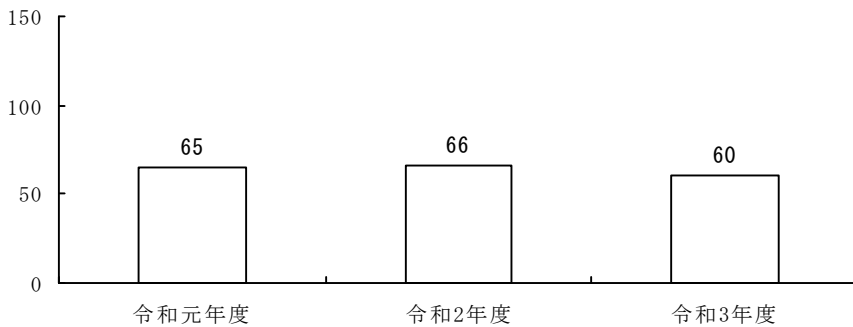
年度	設置箇所数	設置箇所
令和元年度	69	市役所本庁舎、保育園 17 園、小中学校 29 校 他
令和2年度	36	市役所本庁舎、保育園 15 園 他
令和3年度	27	市役所本庁舎、保育園 10 園 他

Ⅲ 環 境 保 全

1 あき地の環境保全

雑草が繁茂し放置されているあき地は、害虫の発生や防犯上の危険などにより近隣住民の生活環境を阻害している。本市では、昭和44年11月1日「川越市あき地の環境保全に関する条例」を制定し、あき地の所有者または管理者に対し良好な管理を行うよう指導している。

あき地の苦情処理件数（単位：件）



2 住民による河川浄化活動

(1) 新河岸川を守る会

昭和45年12月に新河岸川上流地域の25自治会で発足し、令和3年度末では28自治会（野田町1丁目～岸町1丁目）が加盟している。

主な活動としては、河川の清掃、沿岸の雑草除去、河川浄化啓発を目指した桜まつり、河川浄化大会などがある。

(2) 不老川を守る会

水質汚濁の進んだ不老川の浄化を図るため、昭和63年4月に、大東・福原・高階地区及び岸町・新宿町地区の流域65自治会で結成された。令和3年度末では流域・近隣の43自治会が加盟している。

主な活動としては、河川の清掃、生活雑排水浄化の啓発などがある。

(3) 霞ヶ関小畔川をきれいにする会

昭和51年4月に、霞ヶ関地区の小畔川流域地元住民によって結成された。

主な活動としては、河川の清掃、不法投棄防止の啓発などがある。

(4) 小畔川を守る会

小畔川の関越自動車道から東武東上線の間約2kmの範囲の環境保全を図るため、平成2年8月に名細・霞ヶ関・霞ヶ関北地区の関係自治会により結成された。

主な活動としては、河川の清掃、河川浄化の啓発活動などがある。

(5) 伊佐沼の蓮を咲かそう会

平成10年8月に、伊佐沼の水質向上と周辺環境の美化を図り、沼に蓮を咲かせる環境づくりを目指して伊佐沼周辺住民によって結成された。

主な活動としては、伊佐沼の清掃活動、蓮の移植などがある。

3 環境保全対策

(1) 大気汚染防止対策

① 大気汚染常時監視

大気汚染の常時監視を川越、高階、霞ヶ関、仙波測定局の4局で行い、各測定局のデータをテレメータシステムにより集約し、下記の項目について汚染状況を把握している。

各測定局と測定項目

○：監視している項目

測定局名		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質	二酸化窒素	非メタン炭化水素	風向風速 温湿度
川越測定局	一般環境	○	○	○	—	○	○	○	○
高階測定局		—	○	○	—	○	○	○	○
霞ヶ関測定局		—	○	○	—	○	○	—	—
仙波測定局	沿道環境	—	○	—	○	○	○	—	○

二酸化硫黄濃度の経年変化

(年平均値 ppm)

測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
川越測定局	0.001	0.001	0.001

浮遊粒子状物質濃度の経年変化

(年平均値 mg/m³)

測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
川越測定局	0.013	0.014	0.012
高階測定局	0.013	0.013	0.011
霞ヶ関測定局	0.015	0.014	0.011
仙波測定局	0.014	0.014	0.012

光化学オキシダント濃度の経年変化

(昼間の1時間値の年平均値 ppm)

測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
川越測定局	0.034	0.033	0.035
高階測定局	0.035	0.033	0.036
霞ヶ関測定局	0.034	0.033	0.034

一酸化炭素濃度の経年変化

(年平均値 ppm)

測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
仙波測定局	0.2	0.2	0.2

微小粒子状物質濃度の経年変化

(年平均値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
川越測定局	11.3	8.7	7.5
高階測定局	9.7	9.3	7.6
霞ヶ関測定局	7.8	8.6	8.4
仙波測定局	8.0	7.9	7.3

二酸化窒素の濃度経年変化

(年平均値 ppm)

測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
川越測定局	0.012	0.011	0.010
高階測定局	0.011	0.010	0.010
霞ヶ関測定局	0.011	0.011	0.010
仙波測定局	0.017	0.017	0.015

非メタン炭化水素の経年変化

(6～9時の年平均値 ppm)

測定局名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
川越測定局	—	0.15	0.13
高階測定局	—	0.16	0.13

※令和2年8月より測定開始

② 大気事業所立入検査

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき立入検査を行い、施設の適正管理について指導している。

大気事業所立入検査結果

年度	立入事業所数 (延べ事業所数)	行政措置	
		注意	勧告
令和元年度	251	0	0
令和2年度	211	0	1
令和3年度	169	0	0

③ 光化学スモッグ注意報等発令状況

市民の健康被害防止のため、埼玉県からの光化学スモッグ注意報等の発令に伴い「川越市大気汚染緊急時対策要綱」に基づく情報の周知徹底を図っている。

光化学スモッグ注意報等の発令日数と健康被害届出人数

年度	発令日数(県南西部地区)			健康被害(川越市)	健康被害(県全体)
	予報	注意報	警報	届出人数(人)	届出人数(人)
令和元年度	9	5	0	0	1
令和2年度	2	3	0	0	2
令和3年度	2	2	0	0	0

(2) 水質汚濁防止対策

① 公共用水域調査

市内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、主要河川等9地点において年12回、17地点において年4回水質測定を実施している。

下記表は、河川別BOD年平均値の3年間の推移を表したものである。

主要河川等のBOD年平均値の推移

(単位：mg/l)

名称	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入間川		0.8	1.5	0.8
新河岸川		1.5	2.3	1.3
不老川		0.8	1.2	1.3
大谷川		1.2	2.5	1.7
天の川		2.0	4.1	2.3
小畔川		1.2	2.6	3.4
久保川		1.3	2.3	1.5
九十川		3.3	3.8	7.7
伊佐沼		4.8	6.7	10

※ 同一河川で測定地点が複数の場合は平均している。

② 地下水汚染調査

昭和59・60年度に実施した市内全域調査でトリクロロエチレン等の汚染が認められた地域について、引き続き市継続監視調査を行っている。また、水質汚濁防止法に基づいて、毎年新規井戸で実施する県概況調査については全ての健康項目で調査を行い、汚染が認められた井戸については継続して県継続監視調査を行っている。各調査結果は下表のとおりである。

地下水汚染調査結果

年度	調査数		基準超過数				
			トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	クロロエチレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ヒ素
令和元年度	概況調査	3	0	0	0	0	0
	継続監視調査	17	0	2	1	3	1
令和2年度	概況調査	3	0	0	0	1	0
	継続監視調査	17	0	3	1	3	1
令和3年度	概況調査	3	0	0	0	1	0
	継続監視調査	18	0	3	1	4	1

③ 河川底質調査

公共用水域における有害物質及び有機物の蓄積状況を把握するため、4河川（入間川、新河岸川、不老川及び小畔川）4地点で底質の測定を実施している。（※令和3年度は不老川のみ実施）

底質に含まれる有害物質のうち水銀とPCBについては汚染の基準として「底質の暫定除去基準」が定められているが、最近3年間のすべての検体について基準以下である。

④ 水質事業所立入検査

水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例に基づき、事業所への立入検査を実施し、このうち排水基準を超過したものについて指導している。

水質事業所立入検査結果（延べ事業所数）

年 度	立入検査 事業所数	採水調査 事業所数	基準超過 事業所数	行 政 措 置			超過率 (%)
				命 令	勸 告	注 意	
令和元年度	279	216	28	0	2	26	13.0
令和2年度	226	171	22	0	1	21	12.9
令和3年度	183	138	12	1	0	11	8.7

⑤ 異常水質事故

河川への油流出等の異常水質事故が発生すると、広域にわたる被害が予想されるため、関係機関と協力し、現地調査や被害の拡大防止対策を行い、原因物質・発生源の究明に努めている。発生源に対しては、応急措置を求め、改善対策や再発防止の指導を行っている。

現象別異常水質事故件数

年 度	合 計	現象内訳			
		魚	油	着色濁水	その他
令和元年度	11	4	6	1	0
令和2年度	4	2	1	1	0
令和3年度	14	5	7	1	1

(3) その他の公害対策

① 騒音・振動・悪臭

苦情等があった事業所等の発生源に対して調査を実施し、改善指導を行っている。

騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法・埼玉県生活環境保全条例に基づく調査・指導状況

年度	区分	騒 音		振 動		悪 臭	
		調 査	文書指導	調 査	文書指導	調 査	文書指導
令和元年度		51	1	5	0	20	0
令和2年度		59	0	9	0	13	0
令和3年度		53	1	13	0	13	0

② 自動車騒音常時監視

高速自動車国道、一般国道、県道沿道の環境基準の達成状況を評価している。

環境省のマニュアルに基づき、測定区間を計画的に選択し、騒音測定を実施している。

環境基準達成状況

年 度	区間延長 (km)	環境基準達成状況の評価結果			
		昼夜とも達成 (%)	昼のみ達成 (%)	夜のみ達成 (%)	昼夜とも超過 (%)
令和3年度	111.8	90.0	4.9	0.2	4.9

③ 特定化学物質届出事務

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、事業者からの届出にて特定化学物質排出量等の集計結果を公表している。対象事業所は前年度実績を届出することが義務付けられており、国及び都道府県等は届出の集計結果をまとめることになっている。

排出量等

届 出 年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
届出件数	PRTR法	83	80	80
	県 条 例	87	85	86
集 計 結 果		(平成30年度排出)	(令和元年度排出)	(令和2年度排出)
化学物質 トン/年	取 扱 量	45,481	41,986	39,816
	排 出 量	319	317	266
	移 動 量	420	425	398

④ 公害苦情

市民から寄せられた公害苦情については、法令に基づく指導や行政指導により解決を図っている。ここ3年間の公害苦情処理件数を見ると、騒音に関する苦情が一番多く、大気汚染、悪臭に関する苦情がそれに次いでいる。

公害苦情処理件数

年 度	大気汚染	水質汚染	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	その他	合 計
令和元年度	24	2	0	51	5	0	19	0	101
令和2年度	18	0	0	59	9	0	12	4	102
令和3年度	25	0	0	53	13	0	12	2	105

⑤ 公害防止組織

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき事業所内の公害防止組織の整備を図っている。

公害防止管理者等が未選任の事業所には選任するよう指導を行っている。

⑥ ダイオキシン類調査

令和3年度ダイオキシン類環境調査結果

大気環境中のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/m³)

区 分	春 期	夏 期	秋 期	冬 期	年平均値	環境基準値
川 越 測 定 局	0.012	0.010	0.011	0.0096	0.011	0.6
川 越 南 文 化 会 館	0.0085	0.010	0.013	0.011	0.011	

土壌中のダイオキシン類濃度 (単位：pg-TEQ/g)

区 分	測 定 値	環境基準値
山 田 中 学 校	1.4	1,000
武 蔵 野 小 学 校	0.085	

底質中のダイオキシン類濃度 (単位：pg-TEQ/g)

区 分	測 定 値	環境基準値
初 雁 橋 (入 間 川)	0.27	150
旭 橋 (新 河 岸 川)	4.7	
不 老 橋 (不 老 川)	0.96	

河川水中のダイオキシン類濃度 (単位：pg-TEQ/L)

区 分	測 定 値	環境基準値
初 雁 橋 (入 間 川)	0.045	1
旭 橋 (新 河 岸 川)	0.10	
不 老 橋 (不 老 川)	0.044	

⑦ 石綿 (アスベスト) 調査

令和3年度アスベスト大気環境調査結果 総繊維数 (本/ℓ)

調 査 場 所	夏期平均	冬期平均	年平均
川 越 測 定 局	0.17	0.18	0.17

※ 平均は幾何平均値

※ 調査は、アスベストモニタリングマニュアルに基づき実施、総繊維数濃度が10当たり1本を超えた場合に詳細分析を行う。令和3年度は、総繊維数濃度が10当たり1本を超えた検体がなかったため、詳細分析は行わなかった。

※ 大気汚染防止法第18条の10で定める石綿製品製造事業所が遵守しなければならない敷地境界基準は10本/ℓ

⑧ 特定粉じん排出等作業届出規制事務

令和3年度届出及び立入検査回数

届出件数 (件)	立入検査回数 (回)
13	15

IV 産業廃棄物指導

平成 15 年 4 月の中核市移行に伴い、産業廃棄物に関する事務が埼玉県から移譲された。

主な移譲業務は、産業廃棄物処理業の許可に関する事務、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設設置の許可に関する事務、産業廃棄物の適正処理に関する指導事務である。

平成 16 年 7 月 1 日より「使用済自動車の再資源化等に関する法律」が施行されたことから、引取業及びフロン類回収業の登録に関する事務、解体業及び破砕業の許可に関する事務、同事業者に対する適正処理の指導事務も加えて行なっている。

また、「川越市土砂のたい積等の規制に関する条例」により、土砂のたい積の許可に関する事務も行っている。

1 産業廃棄物処理業及び一般・産業廃棄物処理施設の許可申請等の状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、川越市内で産業廃棄物処理業、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置等を行う場合には、川越市長の許可を受けなければならない。

種 別	業	令和元年度	令和2年度	令和3年度
産 業 廃 棄 物	収 集 運 搬 業	4	4	3
	処 分 業	4	7	5
特別管理産業廃棄物	収 集 運 搬 業	0	0	0
	処 分 業	0	0	0
変 更 届 件 数		38	43	40
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設		0	0	0
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設		0	1	0
許 可 件 数 ※		9	11	8

※ 許可件数については、許可を行った年度に算入するため、申請年度と異なる場合がある。

2 使用済自動車のリサイクルに係る登録・許可申請等の状況

川越市内で使用済自動車の引取業及びフロン類回収業を行う場合には、川越市への登録が必要である。また、解体業及び破砕業を行う場合には、「使用済自動車の再資源化に関する法律」に基づき、川越市長の許可を受けなければならない。

種 別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
引 取 業	8	2	4
フ ロ ン 類 回 収 業	3	1	1
登 録 件 数 計 (件)	11	3	5
解 体 業	6	0	0
破 砕 業	3	0	0
許 可 件 数 計 (件)	9	0	0
変 更 届 件 数 (件)	25	29	16

3 土砂のたい積の許可申請等の状況

川越市内で 500 m³以上の区域において土砂をたい積する場合には、「川越市土砂のたい積等の規制に関する条例」に基づき、川越市長の許可等を受けなければならない。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
許可件数	4	2	3
届出件数	18	9	10

4 立入検査の状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物処理業者、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設並びに産業廃棄物排出事業者等に対して立入検査を実施し、廃棄物の適正処理に向けた指導をしている。

(1) 処理業者等

種 別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
産業廃棄物処理業者	96	72	72
一般廃棄物処理施設	4	4	4
産業廃棄物焼却施設	3	3	3
計	103	79	79

(2) 医療機関

感染性産業廃棄物の適正処理指導のため、保健所と合同で医療機関を対象にした立入調査を実施している。

種 別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
病 院 ・ 診 療 所	8	0	0

(3) PCB廃棄物保管事業所等

PCB廃棄物を保管している事業所等を対象に立入検査を実施し、適正保管について指導している。

種 別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
PCB保管事業所等	59	9	8

(4) 苦情処理件数

処理項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
野 外 焼 却	10	11	17
不 法 投 棄	10	15	10
廃棄物の保管方法等	6	2	5
土砂のたい積・散乱	3	1	1
そ の 他	6	5	6
計	35	34	39

V 資源循環の推進

1 ごみ処理

(1) ごみ処理事業の現況

廃棄物の適正処理は、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図る上で最も基本的な要件であり、また、社会の維持発展に不可欠な要件である。そして、その処理は、ごみを生活圏から速やかに排除し、減容化、安定化、無害化することを目的としている。しかし、近年における廃棄物の量的増大及び質的多様化並びに市民の快適な環境へのニーズの高まりの中で、ますます複雑化、困難化する状況にある。

本市における市民生活や事業活動によって発生するごみの量は、集団回収量を除き年間約 103,000 トンで推移している。市ではこれらのごみを処理するにあたって、特に清潔な環境の確保、循環型社会への適応等に留意して次のようなプロセスで処理している。すなわち、可燃ごみについては、東清掃センター・資源化センターにおいて全量焼却処分を行い一部を熱回収している他、不燃ごみについては、粉碎処理により徹底した減容化を行うとともに、その処理過程で鉄、アルミ、カレット類を回収し、資源化再利用と最終処分量の減量化に努めている。さらに、焼却残渣についてもセメント原料等として資源化を実施し、焼却灰、破碎残渣等の最終処分については、管理型の最終処分場を確保し、完全衛生処分を行っている。

また、プラスチック製容器包装及びペットボトルについては、分別基準適合物にするための選別と圧縮梱包をして、指定法人ルートを通じて再資源化に努めている。

今後の課題として、リサイクルの推進に努めるため、資源物排出機会の拡大、草木類資源化拡大、焼却灰等の再資源化の推進等を図るとともに、市民・事業者・行政が、それぞれの役割と責任を果たすとともに、それぞれの能力や特性を活かしながら、協働して循環型社会を作り上げていく必要がある。

(2) ごみの減量化とリサイクル

環境問題の中で廃棄物対策の比重が高くなってきています。その対策を進める上で、市民がどのようにしてごみの減量・資源化ができるかが重要になります。

そこで、ごみの基本原則である 3 つの 'R' を念頭に行動する必要があります。

①Reduce リデュース：減量	ごみになるものを買わない、使わない。②③の前に最優先で実施しなければならない。
②Reuse リユース：再利用	リターナブルびんのように、使えるものは何度でも繰り返し使う。
③Recycle リサイクル：再資源化	再生紙のように、廃棄されたものを原料にして再製品化する。①②がどうしてもできない時の最後の手段。

川越市の取り組み

① 集団回収事業

ごみの減量・資源化を図るため、子供会、自治会、PTA等が行う紙類等の集団回収事業に対して、回収量 1kg について、6 円の報償金を交付する制度。団体・業者とも登録制になっている。

令和 3 年度実績 登録団体数：312 団体（うち実施団体：266 団体）

回収量：4,198t

報償金額：25,190,136 円

② 家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業

家庭から出る生ごみの自家処理を促進していくため、コンポスト容器購入（購入額の半額で限度額 2,700 円）、電気式生ごみ処理機購入（購入額の半額で限度額 18,000 円）、EM 容器購入（購入額の半額で限度額 1,800 円）に補助金を交付している。

令和 3 年度実績 コンポスト 23 基 54,290 円

電気式生ごみ処理機 29 基 403,200 円

EM 容器 3 基 3,250 円

③ 小型家電回収事業

使用済小型家電製品には、金・銀・銅などの有用金属が含まれており、これらを回収しリサイクルしていくことが重要となっている。そのため、公共施設へ回収ボックスを設置し、資源の有効利用の促進を図っている。

令和 3 年度実績 回収量：0t ※令和 3 年度 ボックス回収はしたものの引渡しをしていない。

④ 3R 推進とごみの散乱防止ポスターコンクール

廃棄物の減量・資源化と散乱ごみ防止を啓発するため、市内小・中学生からポスターを募集し、コンクールを実施し、優秀作品は環境行政の各種広報に使用している。

令和 3 年度実績

	応募数 (件)
小学生	429
中学生	209

⑤ つばさ館のリサイクル体験講座

環境プラザつばさ館では、リサイクル体験講座をとおして 3R の普及・啓発につとめる。

令和 3 年度実績 18 回開催 198 名参加

⑥ エコストア・エコオフィス認定制度

ごみの減量・資源化や、地球にやさしい活動などを積極的に行っている事業者を認定し、資源の循環型社会の構築および地球環境の保全を推進する制度。

一定の基準を満たせば認定し、さらに厳しい基準を満たせばゴールドへステップアップする。

令和 3 年度末現在の認定数 エコストア 78 店、エコオフィス 48 事業者

ゴールドエコストア 6 店、ゴールドエコオフィス 27 事業者

⑦ かわごえ環境推進員制度

各自治会より推薦された者が地域のリーダーとして、ごみの減量化・資源化の推進・啓発、ごみの分別指導、地域の環境美化活動の推進・啓発を行う制度。

平成 14 年度より、衛生委員制度とリサイクル推進員制度を統合し新たに発足し、市民と行政が一体となり環境問題に対処し、住みよい魅力あるまちにすることを目的として、市内で約 870 名の推進員が活動している。

⑧ 出前講座

市内の学校・自治会・公民館などを対象にごみ減量やリサイクルに関する講座を開催している。

令和3年度実績 開催回数： 9回

参加人数： 552名

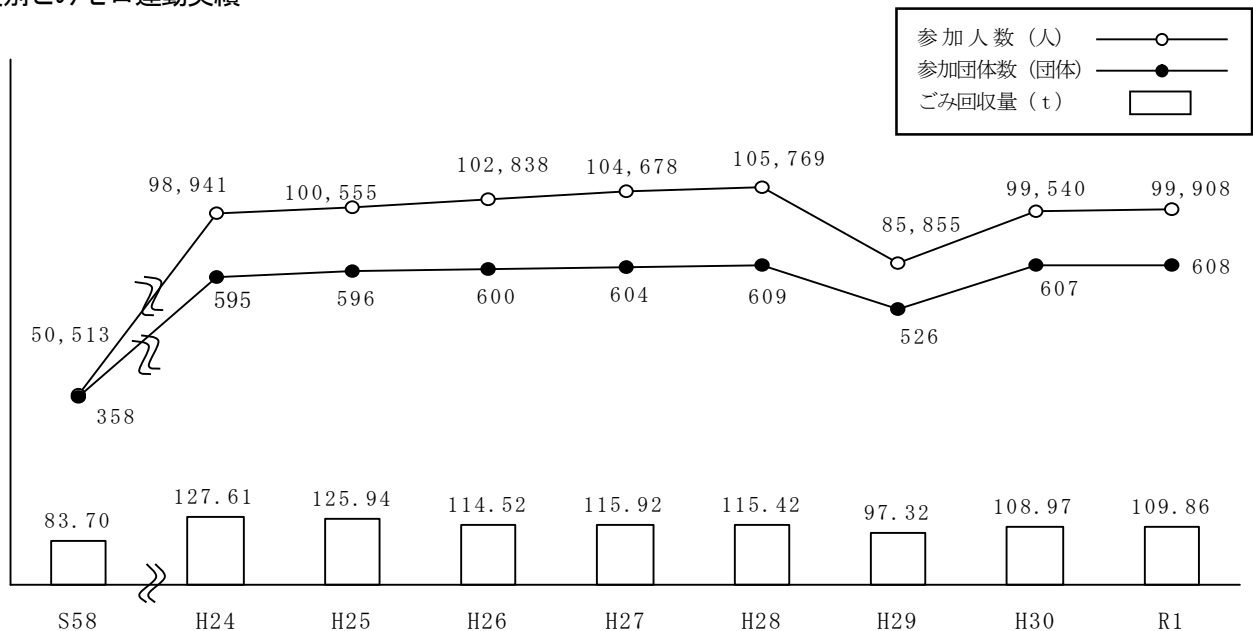
⑨ クリーン川越市民運動（ごみゼロ運動）

公共の場の快適な環境づくりを推進するため、昭和58年5月に、クリーン川越市民運動推進協議会が設置され、同月第1回のごみゼロ運動が実施された。この運動は春と秋の年2回行い、それぞれの地域で美化清掃活動を実施している。

この運動の目的は、参加者が美化清掃活動を実際に体験することで市民としての誇りと自覚を身につけ、ごみを投げ捨てない心を育てていくことである。例年、多くの参加がある。

令和2年度・令和3年度ともに新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑みて中止とした。

年度別ごみゼロ運動実績



⑩ 環境美化活動支援制度

地域住民が自らの意思で道路、公園、河川などの公共施設の清掃や草刈等を行おうとすることに対して、市が清掃用具の支給や収集されたごみの処理を行う制度。

令和3年度実施団体 75団体

※令和2年度、令和3年度はごみゼロ運動が中止となった影響で実施団体数が増加していると思われる。

また、市の制度のほか、埼玉県が実施している「彩の国ロードサポート制度」、「川の国応援団美化活動団体支援制度」において、市は、収集されたごみの処理を協力している。

令和3年度団体登録数

彩の国ロードサポート制度 (団体)	43
川の国応援団美化活動団体支援制度 (団体)	22

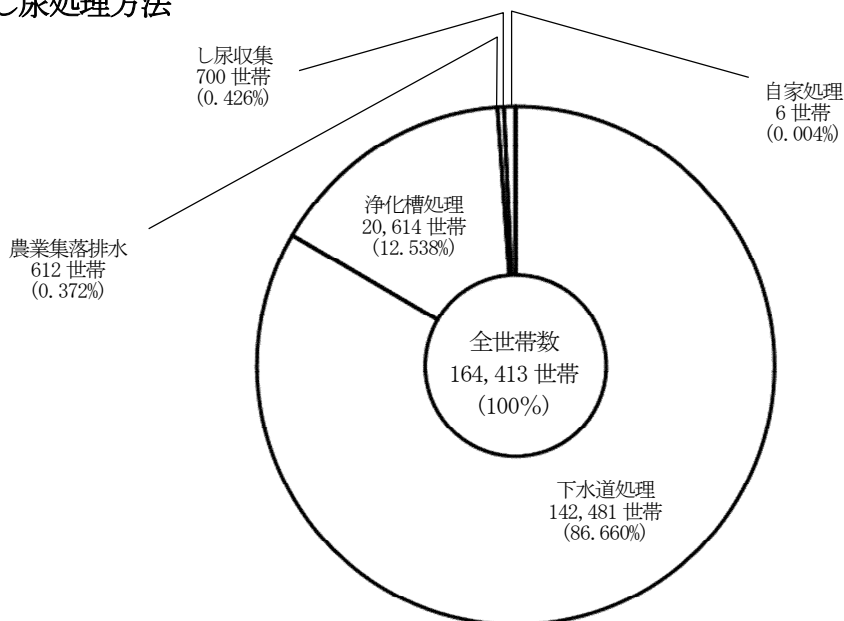
2 し尿処理

令和4年4月1日におけるし尿収集対象世帯は、総世帯数の0.426%、浄化槽世帯12.538%、農業集落排水世帯0.372%、下水道処理世帯86.660%である。

令和3年度のし尿の収集量は、委託収集、許可業者収集1,933.6kℓ、その他浄化槽汚泥33,981.8kℓ（家庭雑排水含む）で、1日98.4kℓを処理している。

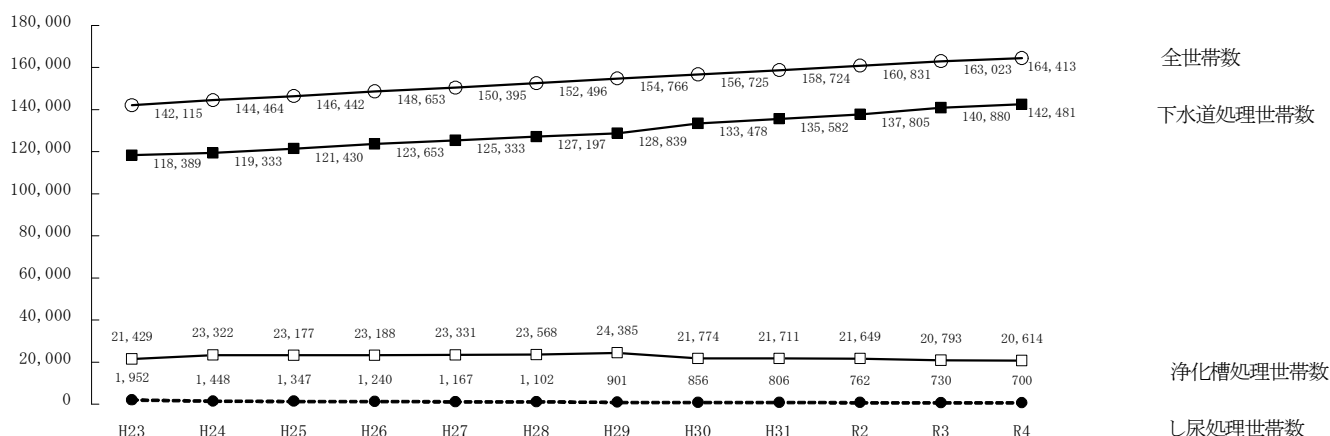
収集については、許可（委託を兼ねる）業者7社、車両27台、人員37名により行い、施設及び管理関係5名により処理を行っている。

(1) し尿処理方法



(2) し尿処理方法の推移

(令和4年4月1日現在)



※ グラフの中の数値は、毎年4月1日現在のデータ。

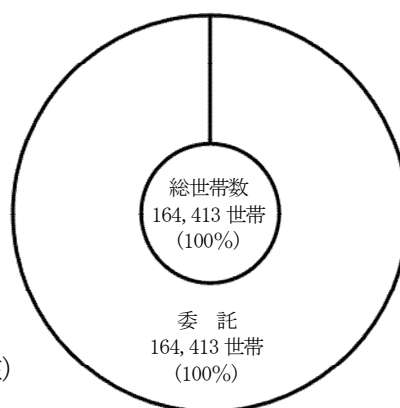
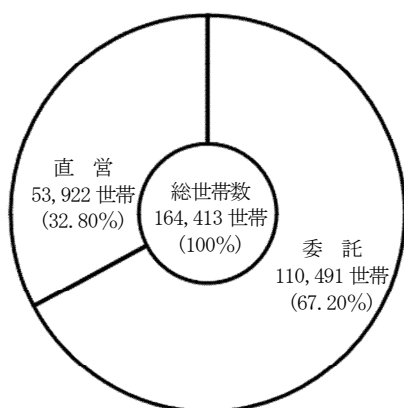
VI ごみの収集

1 ごみの収集状況

(1) 収集体制（定時）

《可燃ごみ》

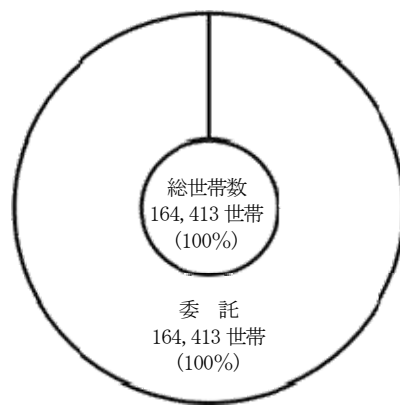
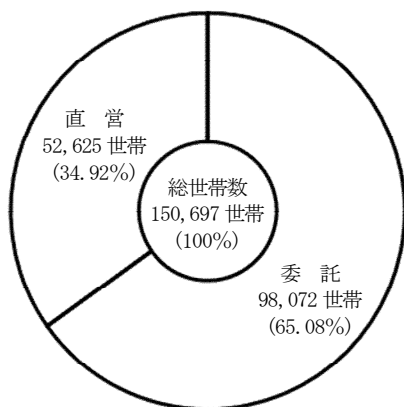
《不燃・有害ごみ、びん・かん、ペットボトル》



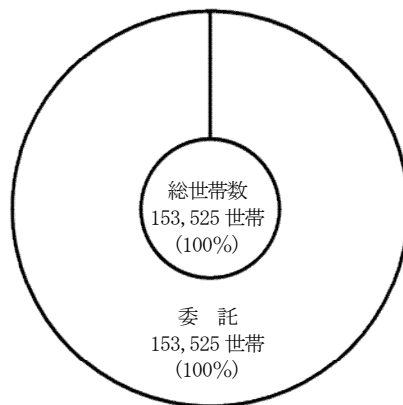
(令和4年4月1日現在)

《紙類》

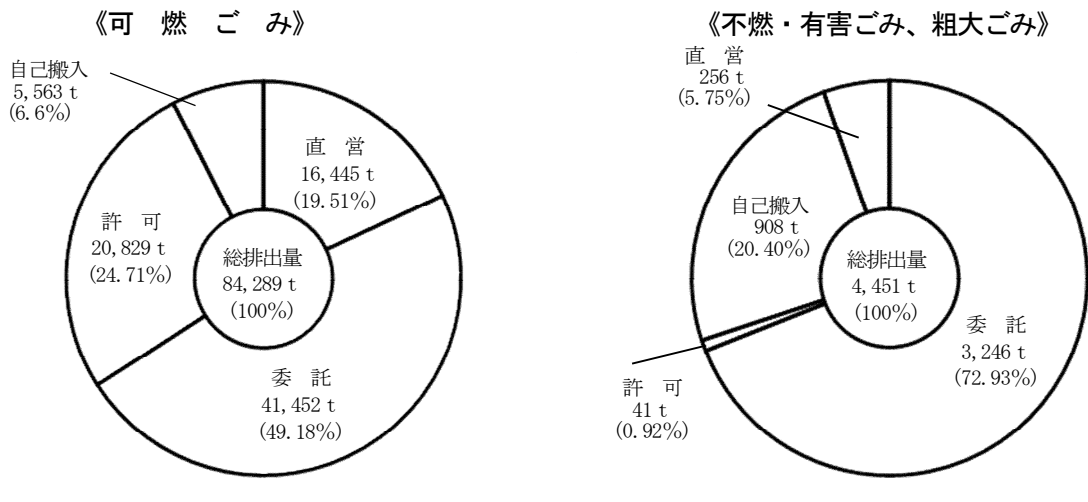
《プラスチック製容器包装》



《布類》

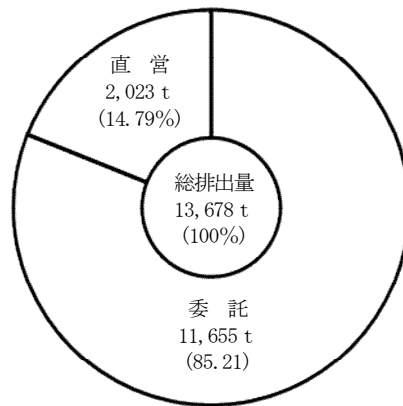


(2) 排出量 (令和3年度)

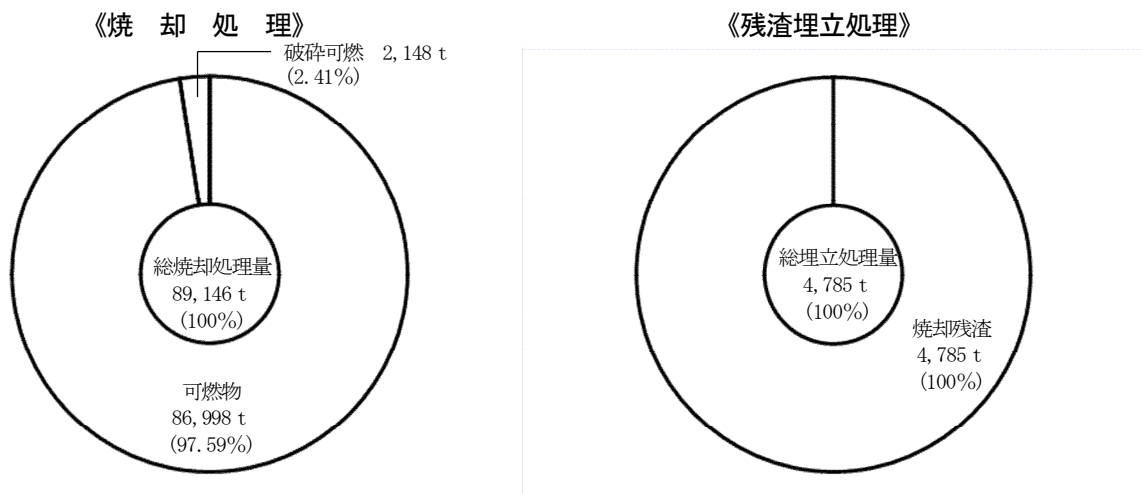


《資源ごみ》

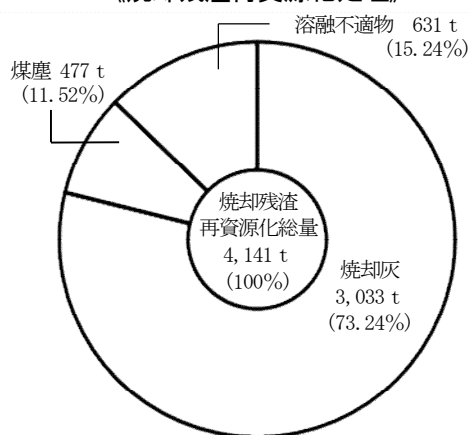
(その他プラスチック製容器包装、びん・かん、ペットボトル、紙類、布類、小型家電類(拠点回収))



(3) 処理・処分量 (令和3年度)



《焼却残渣再資源化処理》



(4) 分別収集

	収集回数	収集対象物	収集方法	収集形態
可燃ごみ	週2回	厨芥類、木屑類、小型プラスチック類	ステーション方式	直営・委託
びん・かん	2週1回	飲食料品・化粧品のみん 飲料用・缶詰・スプレー缶	ステーション方式	委託
ペットボトル	2週1回	飲料水・酒類・醤油容器	ステーション方式	委託
不燃ごみ	4週1回	ガラス類、せとの類、小型家電製品 金属類、自転車、大型プラスチック類等	ステーション方式	委託
有害ごみ	4週1回	乾電池、蛍光管、体温計等水銀含有ごみ	ステーション方式	委託
粗大ごみ	随時	タンス、机、ベッド等	戸別軒下収集	直営
紙類	月1回	新聞紙、段ボール、紙パック、雑紙等	ステーション方式	直営・委託
布類	4週1回	布類、下着類、毛布、タオル、シーツ等	ステーション方式	委託
プラスチック製 容器包装	週1回	緩衝材類、チューブ類、網・ネット類、トレイ類、 ポリ袋・ラップ類、カップ・パック類等	ステーション方式	委託

※ プラスチック製容器包装は、平成16年10月から川越市全域で収集開始。

※ 令和4年4月1日より、「その他プラスチック製容器包装」から「プラスチック製容器包装」に名称変更。

(5) ごみ集積所数

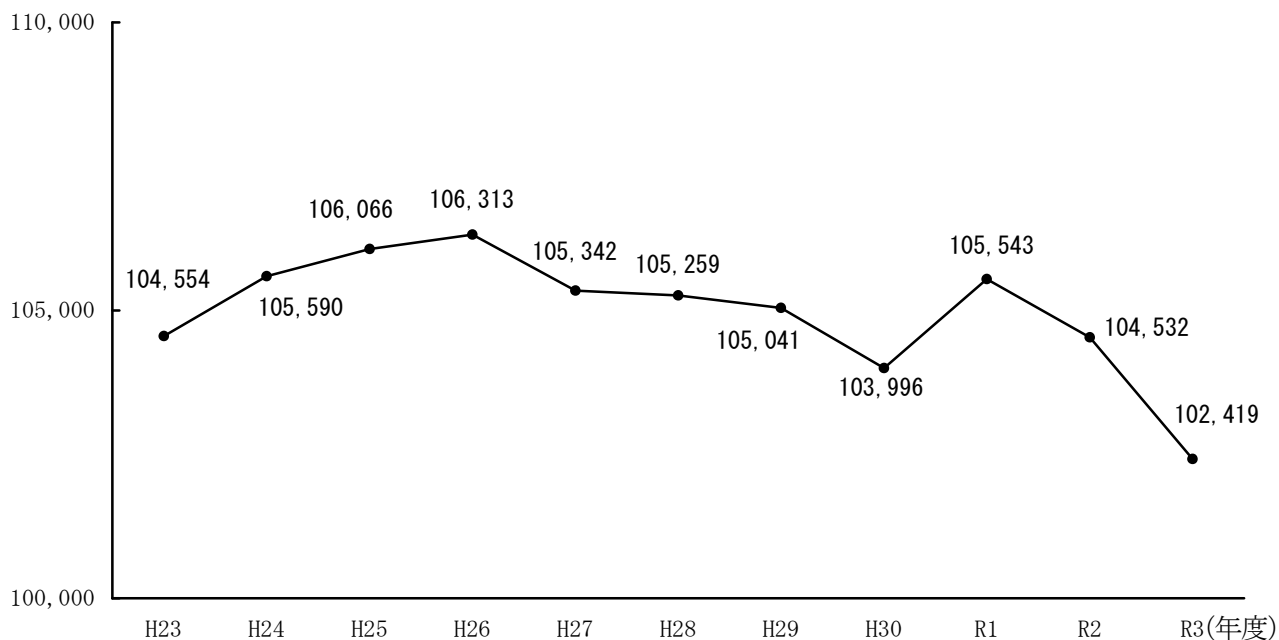
(令和4年4月1日現在)

項目	地区別												計
	本庁地区	芳野地区	古谷地区	南古谷地区	高階地区	福原地区	大東地区	霞ヶ関地区	霞ヶ関北地区	名細地区	川鶴地区	山田地区	
集積所数	3,703	91	136	577	1,759	459	904	867	578	854	107	346	10,381
1ヶ所当りの世帯数	14.2	24.5	32.7	18.6	14.7	19.7	17.5	16.4	14.0	16.3	24.2	14.7	15.8

(6) ごみ排出量の推移

(可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ・その他プラスチック製容器包装・びん・かん・ペットボトル・紙類・布類・粗大ごみ合計)

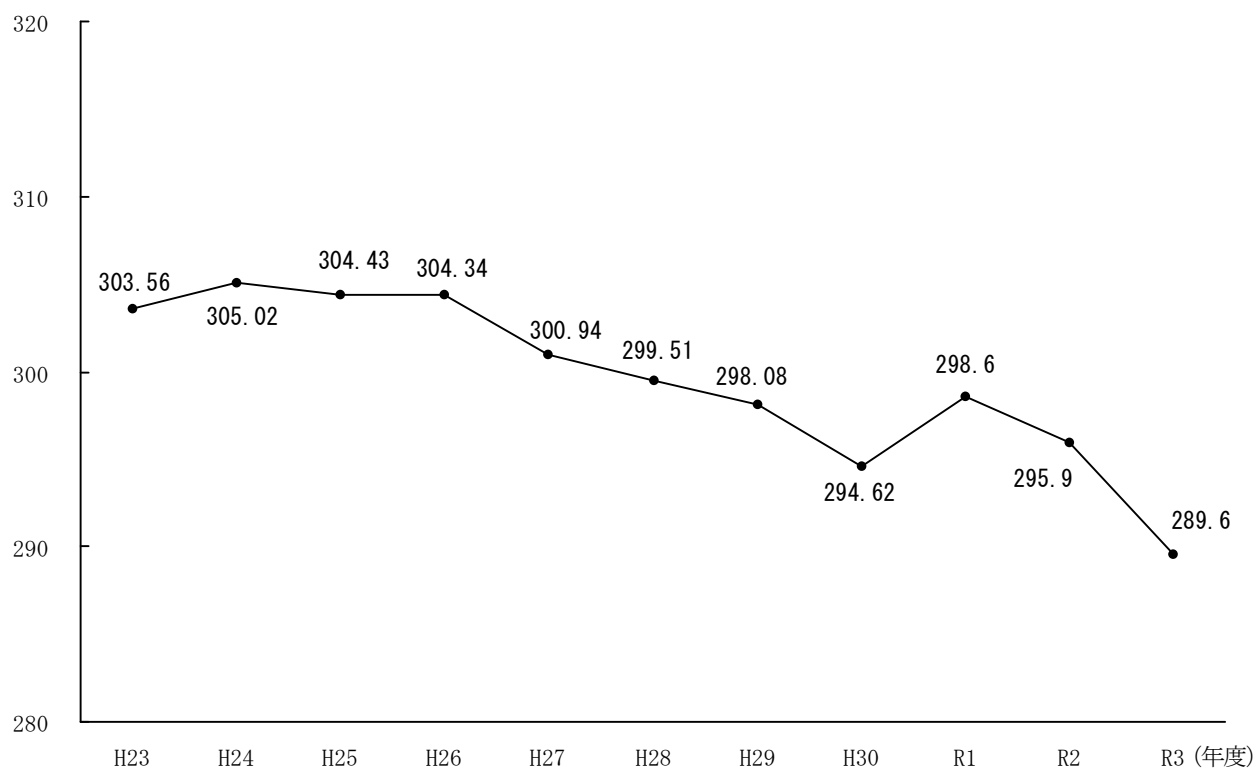
(単位：kg)



(7) 市民一人あたり（年間）のごみ排出量の推移

(可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ・その他プラスチック製容器包装・びん・かん・ペットボトル・紙類・布類・粗大ごみ合計)

(単位：kg)



VII ごみ等の処理施設

1 清掃関係施設

東清掃センター

(令和4年4月1日現在)

所在地	芳野台2丁目8番地18
敷地面積	約10,400㎡

焼却施設

建物構造	工場棟：鉄筋コンクリート造・鉄骨造地下1階地上3階建 管理棟：鉄筋コンクリート造2階建	
延べ面積	4,803㎡(全体)	
公称能力	140t/日(70t/24h×2基)	
処理方式	全連続燃焼式	
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ	
竣工年月	昭和61年11月	
施工業者	(株)タクマ	
主な設備	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式 ごみピット容量：1,400㎡
	燃焼設備	燃焼装置：ストーカ方式
	排ガス処理設備	ばいじん除去：ろ過式集じん器 塩化水素除去：乾式(消石灰噴霧式)
	通風設備	煙突：高さ59m 頂部口径0.88m×2本
	灰出し設備	焼却灰：灰押出機→フライトコンベヤ→灰ピット(80㎡) 飛灰：飛灰コンベヤ→飛灰貯留槽(50㎡)
	排水処理設備	中和→凝集沈殿→ろ過→再利用
	余熱利用設備	施設内の給湯
	その他設備	計量器：20t、可燃性粗大破砕機(10t/5h)

リサイクル施設

建物構造	工場棟：鉄筋コンクリート造・鉄骨造地下1階地上2階建 管理棟：鉄筋コンクリート造3階建
延べ面積	3,901㎡(全体)
処理対象物	不燃ごみ、ペットボトル、粗大ごみ
公称能力	60t/日(5h)
処理形式	手選別、破砕、機械選別
竣工年月	平成5年3月
施工業者	タクマ・岩堀特別共同企業体
主な設備	供給クレーン、供給コンベヤ、手選別コンベヤ、磁選機、ペットボトル等圧縮機、排出コンベヤ、破砕機、不燃物可燃物等選別装置、鉄類風力選別装置、アルミ選別機、貯留ホッパ 計量器：25t

資源化センター

所在地	大字鯨井 782 番地 3
敷地面積	約 106,278 m ²

熱回収施設

建物構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造地上 5 階建	
延べ面積	13,919.28 m ² (本体)	
公称能力	265t/日 (132.5t/24h×2 基)	
処理方式	全連続燃焼式	
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ	
竣工年月	平成 22 年 3 月	
施工業者	(株)神鋼環境ソリューション	
主な設備	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式 ごみピット容量：10,350 m ³
	燃焼設備	燃焼装置：流動床式ガス化溶融炉
	燃焼ガス冷却施設	ボイラ：伝熱面積 1,516 m ² 最高使用圧力 5.3Mpa・G 常用使用圧力 4 Mpa
	排ガス処理設備	ばいじん及びダイオキシン類除去：ろ過式集じん器 (1 系列につき 2 基：活性炭吹込式)
		塩化水素及び硫黄酸化物除去：湿式洗浄方式 (苛性ソーダ噴霧式)
		窒素酸化物除去：触媒反応方式 (アンモニア水噴霧)
	通風設備	煙突：高さ 90m 頂部口径 1.05m×2 本
	スラグ搬出設備	スラグ冷却装置→スラグ破砕機→スラグ磨砕機→スラグ分級装置→スラグバンカ
	溶融飛灰搬出設備	飛灰コンベヤ→混煉機→養生コンベヤ→固化物バンカ
	余熱利用設備	発電設備：蒸気タービン・発電機 (定格出力 4,000kw、5,000kVA) ※場内及び敷地内他施設の電力利用 (余剰電力については売電)
		敷地外への高温水供給 (130℃) 場内及び敷地内他施設の給湯 (60℃)
	排水処理設備	有機系排水：接触ばっ気→中和→凝集沈殿→ろ過→再利用及び炉内噴霧
洗煙系排水：ばっ気→中和→凝集沈殿→中和→ろ過 (ろ過・キレート樹脂・活性炭) →中和→再利用及び場外排水		
その他設備	計量器：30t×3 基、50t×1 基 可燃性ごみ切断機：4.9t/5h	

リサイクル施設

建築物構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造地上4階建、地下1階	
延べ面積	8,281.12 m ²	
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ、びん・缶、その他プラスチック製容器包装	
公称能力	53t/日 (5h)	
処理形式	破碎、選別処理	
竣工年月	平成22年3月	
施工業者	神鋼・岩堀・三澤屋・梶野・佐伯特別共同企業体	
主な設備	不燃ごみ処理設備	受入ヤード、受入ホッパ、受入コンベヤ、破袋機、有価物回収・不適物除去コンベヤ
	粗大ごみ処理設備	受入ヤード、受入ホッパ、受入コンベヤ、前処理破碎機、破碎機投入コンベヤ 堅型回転式破碎機、破碎物搬送コンベヤ、磁選機、可燃不燃選別機、アルミ選別機 可燃物バンカ、残渣バンカ、鉄類バンカ、アルミ類バンカ
	びん・缶処理設備	受入ヤード、受入ホッパ、受入コンベヤ、破除袋機、手選別コンベヤ、缶類磁選機 缶類アルミ選別機、金属プレス機、カレットストックヤード
	その他プラ容器処理設備	受入ヤード、受入ホッパ、受入コンベヤ、破除袋機、手選別コンベヤ、機械式選別機 圧縮梱包機

草木類資源化施設

建築物構造	鉄骨造平屋建て
延べ面積	1,926.75 m ²
処理対象物	剪定枝、刈草
公称能力	6.1t/日 (5h)
処理形式	破碎処理
竣工年月	平成22年2月
施工業者	[建築] 川口土木建築工業株 [電気] 飯島電器工事株 [空調] 株テクノエス
主な設備	破碎機、磁選機、草木処理機、投入ホッパ、投入コンベヤ、破碎物コンベヤ、チップ取出コンベヤ 定量供給装置、排出コンベヤ、発酵ヤード、熟成ヤード

環境プラザ（つばさ館）

建 物 構 造	鉄骨造地上3階建て	
延 べ 面 積	4,345.12 m ²	
竣 工 年 月	平成22年1月	
施 工 業 者	[建築] 初雁・三光・三ツ和特定共同企業体 [電気] おぎでん・小室特定共同企業体 [空調] 日開・石井特定共同企業体 [給排水] 埼玉設備工業株	
主 な 設 備	<p>1階 エコタワー 3R 体験コーナー クエストブック 家具・自転車再生工房 再生品等展示スペース</p> <p>2階 リサイクル体験工房 活動交流室 情報・資料コーナー</p> <p>3階 研修室</p>	<p>市内から排出される1日のごみの量等を表示 3Rについて遊びながら学べるコーナー 地球環境について学ぶコーナー ごみとして出された家具・自転車を修理・再生するコーナー 家具・自転車再生工房で修理した再生品等を実費頒布</p> <p>リサイクルの大切さを体験しながら学ぶ講座を開催 ごみや環境問題に関心を持っているグループ等の話し合い・学習・実習の場として利用 環境に関する図書等の閲覧等やインターネットでの環境情報の検索が可能</p> <p>資源化センター見学時の説明や集団回収の説明会等を開催 収容人数150人</p>

最終処分場

施 設 名 称	川越市小畔の里クリーンセンター	
所 在 地	大字平塚新田160番地	
敷 地 面 積	96,395 m ²	
埋 立 容 量	213,000 m ³ （第1期）	
埋 立 面 積	39,000 m ² （第1期）	
建 物 構 造	管理棟：鉄筋コンクリート造平屋建 薬品棟：鉄骨造平屋建 車庫棟：鉄骨造平屋建	
延 べ 面 積	639.96 m ² （全体）	
埋 立 対 象 物	焼却残渣、破碎残渣	
埋 立 期 間	平成元年4月～（現在埋立中）	
埋 立 方 式	サンドイッチ工法による準好気性埋立方式	
竣 工 年 月	平成元年3月	
施 工 業 者	埋立処分地：間・内川特別共同企業体 浸出水処理施設：住友重機械・初雁興業特別共同企業体	
主 な 設 備	埋立処分地：平面しゃ水（ゴムシート1.5mm）、鉛直しゃ水（鋼鉄板10mm）、浸出水集水（有孔ヒューム管）、地下水集水（有孔ヒューム管） 浸出水処理施設：150 m ³ /日（回転円板＋凝集沈澱方式） 計量器：30t	

2 ごみ処理手数料

(令和4年4月1日現在)

種別	取扱区分	単位	収集・運搬に関する手数料(円)	処分に関する手数料(円)	備考
動物の死体	犬・猫及びその他の動物	1頭につき	500	500	
上記以外の一般廃棄物	普通世帯から戸別収集される粗大ごみ	1個につき	500～2,000		
	市の処理施設に搬入される家庭系廃棄物(50kg以上のもの)	10kgにつき		50	
	市の処理施設に搬入される事業系廃棄物	10kgにつき		220	

○一般廃棄物処理業許可申請手数料…1件につき3,000円

3 し尿処理施設

(令和4年4月1日現在)

施設名称	川越市環境衛生センター
所在地	大字大仙波1249番地1
敷地面積	12,380 m ²
建物構造	機械棟：鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建 管理棟：鉄筋コンクリート造2階建 処理棟：鉄筋コンクリート造地下1階地上1階建 車庫棟：鉄骨造地上2階建
延べ面積	4,546 m ² (全体)
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥
公称能力	150kℓ/日
処理方式	標準脱窒素処理方式
竣工年月	昭和55年3月
施工業者	荏原インフィルコ(株)
主な設備	受入貯留設備、脱窒素処理設備、汚泥処理設備、脱臭装置、薬注設備

4 し尿処理手数料

(令和4年4月1日現在)

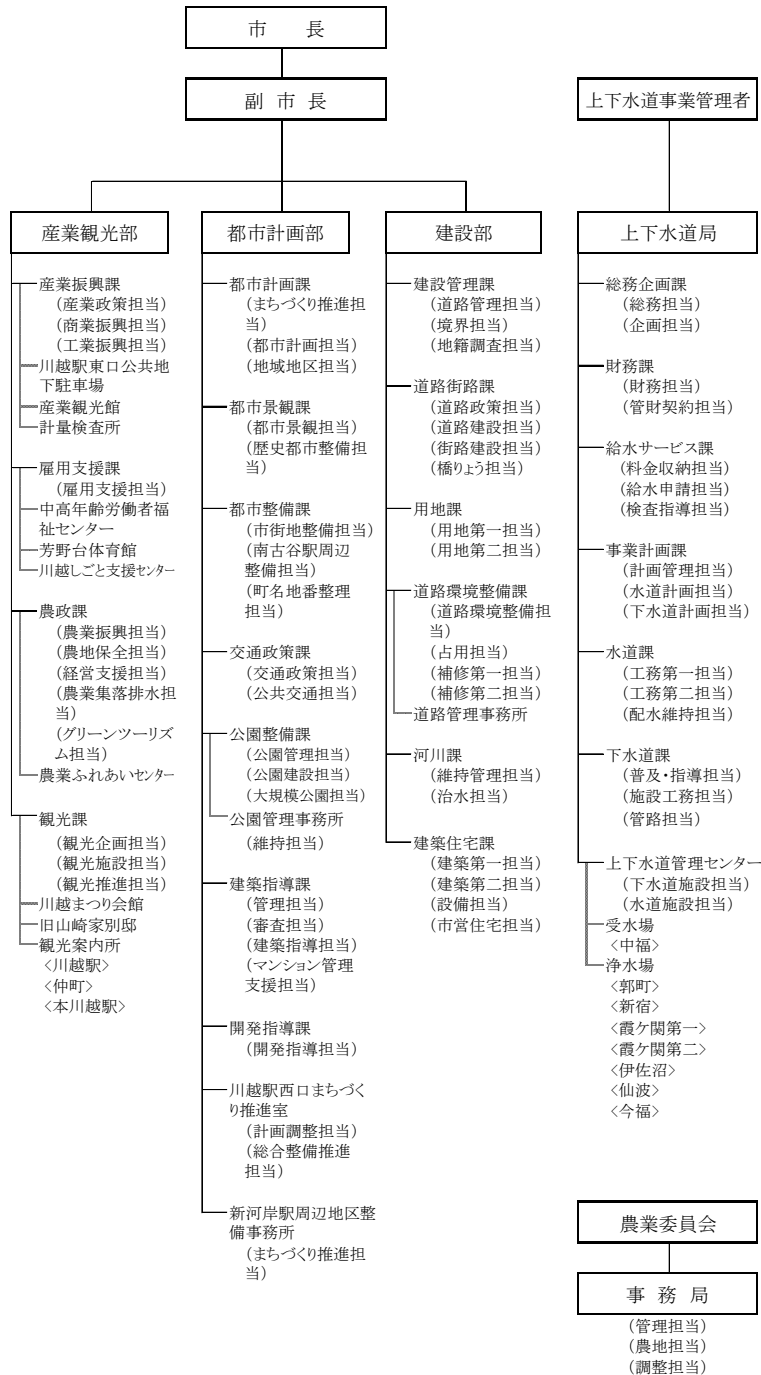
取 扱 区 分		収 集 ・ 運 搬 手 数 料 (円)	摘 要	
普 通	く み 取 便 槽	月 額 1 世 帯 に つ き	180	2 歳 未 満 は 無 料 と す る
		月 額 世 帯 員 1 人 に つ き	250	
世 帯	改 良 便 槽 又 は 特 別 の 収 集 に よ る も の	月 額 1 世 帯 に つ き	180	泡 末 式 ・ 水 洗 式 汲 取 便 槽 に 適 用
		3 6 0 に つ き	200	
事 業 所 そ の 他 多 数 の 者 が 利 用 す る 施 設		月 額 1 世 帯 に つ き	680	
		3 6 0 に つ き	260	

5 し尿処理車両

(令和4年4月1日現在)

	車 種	最 大 積 載 量	台 数	備 考
直 営	バ キ ュ ー ム 車	1,800 0	1	
	深 ダ ンプ	2 t	1	し 渣 搬 出 用
	〃	4 t	1	脱 水 汚 泥 搬 出 用
許 可 業 者	バ キ ュ ー ム 車	2,450 kg	0	糞 尿 車
	〃	3,000 kg	9	〃
	〃	3,100 kg	0	〃
	〃	3,600 kg	0	〃
	〃	3,700 kg	17	〃
	〃	9,300 kg	0	〃

産業建設



産業建設

産業観光部

I 商工業

1 商工業の概要

川越市は江戸時代から城下町として発達し、経済文化の中心として当時「小江戸」と呼ばれるほどの繁栄をみせた。特に商業は、城下町時代の基盤を背景に明治以降も県南西部地域の拠点として発展してきた。

一方、工業においては、工業団地の構成などにより、商業と同様県南西部地域の拠点として発展してきている。

このように、バランスのとれた形で発展し、産業文化の面でも都市の機能がますます拡充されている。

2 商業

(1) 商業（卸売及び小売業）の概要

(平成28年6月1日現在)

産 業 分 類		商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	売場面積 (㎡)
卸 売 業 合 計		490	6,400	41,820,900	—
小 売 業	各 種 商 品	6	817	2,571,300	29,102
	織物・衣服・その他身の回り品	259	1,505	2,212,600	45,827
	飲 食 料 品	526	7,229	10,315,100	94,811
	機 械 器 具	234	1,624	6,442,000	29,208
	そ の 他	622	5,132	10,580,500	123,238
	無 店 舗	45	728	2,667,200	—
小 売 業 合 計		1,692	17,035	34,788,700	322,186
総 計		2,182	23,435	76,609,600	322,186

※ 平成28年経済センサス—活動調査より収録。

※ 年間商品販売額は、10万円単位で四捨五入を行っている為、数値の積み上げは合計値と一致しない場合がある。

(2) 推 移

	商 店 数		従 業 者 数		年 間 商 品 販 売 額	
	商 店	49年=100	従業者(人)	49年=100	販売額(万円)	49年=100
昭和49年	2,735	100	12,351	100	19,200,823	100
51	3,125	114	14,047	114	25,085,820	131
54	3,361	123	15,693	127	39,371,341	205
57	3,584	131	17,775	144	49,981,770	260
60	3,418	125	18,243	148	60,368,878	314
63	3,393	124	19,916	161	72,649,515	378
平成 3	3,491	128	21,616	175	87,135,882	454
6	3,332	122	23,040	187	83,290,830	434
9	3,076	112	22,364	181	84,678,581	441
11	3,237	118	25,968	210	86,385,271	450
14	3,005	110	25,758	209	77,125,225	402
16	2,847	104	24,560	199	78,577,704	409
19	2,661	97	23,542	191	74,208,205	386
24	1,976	72	17,768	144	61,435,300	320
26	1,850	68	18,651	151	63,951,600	333
28	2,182	80	23,435	190	76,609,600	399

※ 昭和49年～平成19年は商業統計調査結果より収録し、平成24～28年は経済センサスより収録。

※ 商業統計調査と経済センサスでは、名簿や調査方法の違いから、結果として集計対象等が異なっている。

※ 昭和49・51・60年は5月1日現在、平成3・6・11年は7月1日現在、平成24年は2月、平成26・28年は6月現在。

(3) 卸商団地

名 称	協同組合 川越バンテアン
組 合 設 立	昭和43年11月6日
組 合 員	46社(食料品6社、文具・事務機3社、医療品5社、雑貨・洗剤3社、建築関係資材6社、その他23社)
敷 地 面 積	136,598.45 m ²
施 設	組合員店舗・倉庫 敷地(81,343 m ²)
	組合会館(2,817.77 m ²)

3 飲食店の概況

(平成28年6月1日現在)

業種別	事業所数			従業者数				
	総数	個人	法人	総数	男	女	個人	法人
飲食店合計	1,097	585	510	10,256	4,127	6,073	1,905	8,334
管理・補助的経済活動を行う事業所	4	—	4	44	22	22	—	44
食堂・レストラン (専門料理店を除く)	92	24	68	1,436	354	1,082	59	1,377
専門料理店	388	180	208	3,865	1,650	2,195	615	3,250
そば・うどん店	95	54	40	628	221	404	192	434
すし店	36	20	16	486	203	283	45	441
酒場・ビヤホール	255	166	89	1,905	1,086	791	534	1,371
バー・キャバレー・ナイトクラブ	74	63	11	345	107	238	233	112
喫茶店	109	65	43	778	183	590	168	595
その他の飲食店	44	13	31	769	301	468	59	710

※ 平成28年経済センサス-活動調査より収録。

※ 事業所数、従業者数の総数は、法人でない団体を含む。

※ 従業者数の総数は男女別の不詳を含む。

4 工業

(1) 推移

(各年12月31日現在)

年次	項目 事業 所数	従業者数(人)			製造品出荷額等(年間:万円)				製造品総出荷額 対前年比(%)
		合計	男	女	合計	製造品出荷額	加工賃収入額	その他収入額	
平成16年	580	22,550	15,433	7,117	94,564,565	89,905,781	4,574,755	84,029	134.3
17	602	24,153	16,753	7,400	99,858,857	96,512,391	3,251,796	94,670	105.6
18	563	24,705	16,892	7,813	101,137,132	97,526,284	3,489,467	121,381	101.3
19	591	25,018	17,167	7,851	106,159,575	100,149,252	3,714,355	2,295,968	105.0
20	575	24,641	17,085	7,556	86,477,948	79,585,636	3,600,367	3,291,945	81.5
21	513	22,159	15,637	6,522	78,684,855	73,028,388	2,826,669	2,829,798	91.0
22	504	21,901	15,699	6,202	83,171,466	77,661,736	2,757,633	2,752,097	105.7
23	554	23,029	16,713	6,546	93,703,632	82,037,222	5,241,285	6,425,125	112.7
24	486	22,332	15,993	6,339	89,955,999	81,789,625	3,179,935	4,986,439	96.0
25	489	22,200	15,850	6,350	103,128,113	95,489,837	2,624,006	5,014,270	114.6
26	472	22,826	15,894	6,932	97,417,656	89,339,174	2,815,027	5,263,455	94.5
27	519	22,186	16,206	6,506	109,753,688	101,344,659	2,990,843	5,418,186	112.7
28	457	22,970	15,887	7,083	95,430,058	88,237,180	2,429,198	4,763,680	86.9
29	448	23,230	15,999	7,231	87,838,434	80,547,780	2,753,397	4,537,257	92.0
30	445	23,205	15,861	7,344	87,489,558	77,966,132	4,708,709	4,814,717	99.6
令和元	441	22,818	15,608	7,210	84,079,735	74,717,320	4,714,178	4,648,237	96.1

※ 工業統計調査結果より収録。従業者4人以上の事業所について集計。

※ 平成23年、平成27年は経済センサス-活動調査より収録。従業者数の合計は別経営の事務所へ出向または派遣している人(送出者)を含むため男女の合計とは異なる。

※ 事業所及び従業員数は、平成27年次以降は、各年次翌年の6月1日現在の集計値。

(2) 従業者規模別工場数

(令和元年12月31日現在)

従業者規模	組織別事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
総計	441	22,818	84,079,735
4～9	138	913	1,152,360
10～19	120	1,700	4,109,442
20～29	59	1,460	3,228,112
30～49	37	1,436	3,690,623
50～99	39	2,746	5,298,853
100～199	26	3,689	12,969,876
200～299	8	1,956	17,518,601
300～499	9	3,517	21,277,822
500～999	3	1,679	×
1000～	2	3,722	×

※ 2019年工業統計調査結果より収録。事業所数・従業者数については令和2年6月1日現在の集計値。

※ ×は該当の事業所が少なく、個々の事業所の秘密が漏れる恐れがあることから、事業所以外の数字は秘匿。

(3) 産業別概況

(令和元年12月31日現在)

産業種別	事業所数	従業員数(人)			原材料使用額等(万円)	製造品出荷額等(万円)
		計	男	女		
合計	441	22,818	15,608	7,210	50,091,837	84,079,735
食料品	59	4,516	1,784	2,732	5,035,338	9,167,550
飲料・たばこ・飼料	2	203	128	75	×	×
繊維工業	3	115	78	37	120,417	193,959
木材・木製品	4	27	19	8	17,831	38,085
家具・装備品	5	30	26	4	21,623	43,714
パルプ・紙・紙加工品	16	334	229	105	582,545	895,760
印刷・同関連	35	1,733	1,312	421	1,302,687	3,123,929
化学工業	24	3,661	2,445	1,216	21,326,232	27,794,080
石油製品・石炭製品	2	29	25	4	×	×
プラスチック製品	33	1,403	1,024	379	1,477,652	2,627,959
ゴム製品	5	80	46	34	32,932	103,861
なめし皮・同製品・毛皮	2	12	4	8	×	×
窯業・土石製品	14	343	279	64	360,020	952,632
鉄鋼	8	190	161	29	522,767	747,650

産業種別	事業所数	従業員数(人)			原材料使用額等(万円)	製造品出荷額等(万円)
		計	男	女		
非鉄金属	11	269	179	90	663,238	931,647
金属製品	62	1,202	946	256	1,275,427	2,620,581
はん用機械器具	14	453	371	82	392,737	900,027
生産用機械器具	39	872	698	174	1,992,341	2,847,240
業務用機械器具	16	729	544	185	4,041,152	11,335,802
電子部品・デバイス・電子回路	12	319	219	100	133,740	372,056
電気機械器具	25	1,243	896	347	2,740,397	4,381,337
情報通信機械器具	5	2,642	2,178	464	3,144,365	7,262,750
輸送用機械器具	29	2,192	1,887	305	3,958,368	6,370,401
その他	16	221	130	91	76,467	202,607

※ 2020年工業統計調査結果より収録。従業者4人以上の事業所について集計。

※ 事業所数、従業員数については令和2年6月1日現在の集計値。

※ 「製造品出荷額等」は、製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びその他の収入額を合計したもの。

※ ×は該当の事業所が少なく、個々の事業所の秘密が漏れる恐れがあることから、事業所以外の数字は秘匿。

(4) 工業団地

名称	設立主体	所在地	着工～完成	面積(ha)	企業数(社)
川越・狭山工業団地	住宅公団	川越市南台 狭山市新狭山	昭和38～41年	189.6	74 (川越分33)
富士見工業団地	住宅公団	川越市大字竹野 坂戸市千代田 鶴ヶ島市富士見	昭和48～55年	96	50 (川越分8)
川越工業団地	埼玉県	川越市芳野台	昭和48～55年	71.6	109
川越第二産業団地	埼玉県 川越市	川越市芳野台	平成19～21年	19.3	13

※ 企業数は令和4年4月1日現在

※ 企業数は操業中の民間企業の工場・研究施設、本社・支社、流通施設の合計。

※ 川越工業団地と川越第二産業団地の双方に工場がある会社が2社あるが、双方の企業数に計上。

(5) 工場アパート

名称	設立主体	所在地	着工～完成	面積(m ²)	工場数(社)
芳野台工業協同組合	埼玉県	川越市芳野台	昭和55～58年	10,546	7

※ 工場数は令和4年4月1日現在

5 中小企業関係融資

融資の目的

川越市中小企業融資制度要綱により、本市における中小企業の育成振興を図るため、市内金融機関及び埼玉県信用保証協会の協力のもとに、市内中小企業者に対し運転及び設備資金の融資を行うことを目的としている。

融資制度名	区 分	限 度 額	貸 付 期 間		利 率	令 和 3 年 度 実 績	
			運 転 資 金	設 備 資 金		件 数 (件)	融 資 額 (千 円)
川越市新規創業者支援資金融資		3,500万円以内	10年以内	10年以内	0.9%	3	20,000
川越市特別小口無担保無保証人融資		2,000万円以内	10年以内	12年以内	1.2%	2	6,700
川越市中小企業中口事業資金融資		5,000万円以内	10年以内	12年以内	1.4%	1	1,000
〃 (事業承継枠)		5,000万円以内	10年以内	12年以内	1.2%	0	0
川越市小規模企業者セーフティ融資		500万円以内	5年以内	7年以内	1.1%	0	0

※ 利率は令和4年4月1日現在

6 産業観光館 ～鏡山酒造跡地の活用～

鏡山酒造跡地は、明治8年に現在地で創業し、平成12年9月をもって「酒造り」の幕を閉じた酒造会社の跡地である。当該地は、一旦マンション業者が取得したものの、地元住民等から、酒造りが行われていた建物や市の指定保存樹木となっていたクスノキの保存・活用等の要望が寄せられ市が取得するに至った。

市では、南北に細長い中心市街地の両地区を結節する位置にあるこの建物を保存・活用し、地域の食・特産物の提供、市民の文化活動の場の提供、地域情報の発信等を通じて、新たなにぎわいを創出する核施設として整備することとした。

施設の管理運営は指定管理者制度を導入することとし、平成22年10月に公募により決定した愛称「小江戸蔵里」としてオープンした。平成30年3月に昭和蔵は県内34蔵の地酒の購入と飲み比べができる機能を加えた施設のリニューアルを行った。

施設の概要

所在地	新富町1丁目10番地1				
地積 (㎡)	3,064.09				
主な建物名	明治蔵 (おみやげ処)	大正蔵 (まかない処)	昭和蔵 (ききざけ処)	展示蔵 (つどい処)	
施設概要	特産品提供	飲食提供	特産品提供 飲食提供	会議室 事務室	ギャラリー
床面積 (㎡)	419	313	232	282	
建築年代	明治期	大正期	昭和6年	不詳	不詳
構造	木造平屋建				

施設の利用者数

区分	飲食・物販施設 (人)			貸施設 (人)			利用者数計 (人)
	明治蔵	大正蔵	昭和蔵	ギャラリー	会議室	広場	
平成24年度	136,578	45,351	115,323	13,496	6,907	44,384	362,039
平成25年度	150,816	50,746	117,303	9,595	5,637	61,186	395,283
平成26年度	161,511	53,697	112,616	9,887	5,700	101,546	444,957
平成27年度	164,447	56,090	111,301	10,738	5,672	126,473	474,721
平成28年度	165,806	56,365	107,705	7,796	5,522	123,463	466,657
平成29年度	165,396	53,542	93,839	8,389	5,011	86,083	412,260
平成30年度	180,033	55,234	77,740	7,714	4,390	82,438	407,549
令和元年度	158,703	47,353	73,941	8,382	4,960	83,540	376,879
令和2年度	34,586	5,947	16,881	1,652	1,008	1,860	61,934
令和3年度	102,348	21,246	35,881	4,942	2,261	6,153	172,831

Ⅱ 地域経済への対策

1 雇用支援

(1) 川越しごと支援センター

所在地	脇田本町8番地1 U_PLACE3階 川越市民サービスステーション内
施設の内容	しごと相談コーナー、ハローワークコーナー、求人検索機コーナー、相談ブース
利用時間	午前10時～午後6時15分
休館日	土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
事業内容	しごと相談、ハローワーク職業相談・職業紹介、就労支援セミナー

(2) その他の事業

① 就職面接会の開催

ハローワーク川越等と共催で、就職面接会を開催している。

② 労働法ハンドブック

労働関係法令の基礎的事項の啓発を目的に、主に若年者を対象とした内容で作成、配布している。

③ 障害者雇用奨励金

障害者の雇用を促進するため、市内中小企業事業主が、市内在住の障害者を一定期間雇用した際に障害者雇用奨励金を交付している。

2 労働政策

(1) 川越市中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）および川越市芳野台体育館

所在地	芳野台1丁目103番地57
建物	サンライフ川越 鉄筋コンクリート造、2階建 延1,349.98㎡ 芳野台体育館 鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建 延 768.15㎡
施設の内容	サンライフ川越 トレーニング室、講習室、会議室、和室、研修室等 芳野台体育館 バレーボール1面、テニス1面、バドミントン3面、卓球台6面
対象	中高年齢労働者をはじめ特に制限なし
利用時間	平日：午前9時～午後9時 日曜・祝日：午前9時～午後5時
休館日	月曜、年末年始（12月29日～1月3日）
事業内容	中高年齢者の心身の健康保持、体力の増強、教養文化等のための便宜供与

利用状況

[サンライフ川越]

(令和3年度)

		講習室	トレーニング室	研修室	和室	会議室	合計
利用件数(件)		402	3,899	555	100	83	5,039
利用者数	中高年齢者(人)	3,177	2,850	3,309	635	484	10,455
	一般(人)	621	1,049	2,230	36	114	4,050
合計(人)		3,798	3,899	5,539	671	598	14,505

※ 付属設備品使用件数0件。

[芳野台体育館]

(令和3年度)

		1/6面	1/3面	全面	合計
利用件数(件)		75	795	294	1,164
利用者数(人)		159	8,648	5,038	13,845

※ その他、集会等を目的とした利用件数(0件)及び利用者数(0人)。

※ 放送設備使用件数0件。

(2) その他の事業

① 中小企業退職金共済掛金補助制度

市内の中小企業の育成、そこに働く従業員の福祉の向上及び定着を図るため、中小企業退職金共済法による掛金の一部を補助している。

② 事業所従業員定期健康診断料補助

市内の事業所に雇用されている従業員の健康管理及び労働安全衛生法の遵守を促進させるため、定期健康診断を行う事業所に対して受診料の一部を補助している。

③ 労働関係講座の開催

健全な労使関係の確立、労働者の福祉の向上を図ることを目的に、労働者、使用者及び、一般市民を対象とし、労働関係法令を中心にした講座を開催している。

Ⅲ 農 業

1 農業の現状

本市の農業は、東京圏という立地条件もあって都市化が進む中で農地の開発、生産環境の悪化、農業労働力の減少など多くの問題を抱えた状況にある。2020年農林業センサスによると本市は1,976haの経営耕地面積を有するが、3ha以上の経営耕地を有する農家が増加し、わずかではあるが農地の集積が進んでいることがうかがえる。基幹的農業従事者数は、平成27年の2,675人に対し、令和2年には、1,743人と932人減少し、基幹的農業従事者の平均年齢は、平成27年の65.9歳に対し、令和2年には66.1歳と0.2歳高齢化した。出荷状況については、主に東京圏の消費者に向けて農産物を出荷しているが、近年では農産物直売所などを通じて本市市民にも提供されている。

また、本市の農業は、市民をはじめとする消費者の食料需要に対し、新鮮で安全な生鮮食料品の供給という役割のほか、農地の自然景観や自然災害の調整機能など、多面的機能を果たしている。なお、近年は市民農園や体験農園などによって、市民の「農」に触れ合うニーズに一部応えている。

(1) 農家戸数・基幹的農業従事者数・経営耕地面積等

農家戸数

(各年2月1日現在)

区 分		年		
		平成22年	平成27年	令和2年
総 農 家 戸 数 (戸)		3,275	2,943	1,250
販 売 農 家 戸 数 (戸)		2,319	1,954	1,246
自 給 的 農 家 戸 数 (戸)		956	989	4

※ 資料：農林業センサス

基幹的農業従事者数

(各年2月1日現在)

区 分		年		
		平成22年	平成27年	令和2年
基幹的農業従事者 (人)	総数	2,946	2,675	1,743
	男	1,671	1,552	1,039
	女	1,275	1,123	704

※ 資料：農林業センサス

経営耕地面積

(各年2月1日現在)

区 分		年		
		平成22年	平成27年	令和2年
経営耕地総面積 (ha)		2,693	2,449	1,976
田 (ha)		1,674	1,520	1,186
畑 (ha)		974	892	760
樹園地 (ha)		45	38	30

※ 資料：農林業センサス

経営耕地規模別農家戸数

(各年2月1日現在)

区 分		年		
		平成22年	平成27年	令和2年
農業経営体数(戸)		3,275	2,943	1,245
経営耕地別農家戸数(戸)	0.3 ha未満	4	7	21
	0.3～0.5 ha	370	288	138
	0.5～1.0 ha	871	695	380
	1.0～1.5 ha	501	436	287
	1.5～2.0 ha	311	254	169
	2.0～3.0 ha	199	197	158
	3.0 ha以上	63	77	88
自給的農家戸数(戸)		956	989	4

※平成22年、27年は総農家戸数を示す。

※ 資料：農林業センサス

2 グリーンツーリズム拠点施設（農業ふれあいセンター）

(1) 施設の概要

(令和4年11月24日現在)

所在地	大字伊佐沼 887 番地
設置年月日	令和4年11月24日 ※平成元年12月1日設置の農業ふれあいセンターをグリーンツーリズム拠点施設として改修整備を行っている。
建物	鉄骨造平屋建 1,825.06㎡
施設内容	研修室兼視聴覚室、農業研修会議室、農産加工室、調理室、休憩コミュニティスペース、多目的ホール、カフェ、バーベキュー場、緑地広場、体験農園
事業内容	農業についての研修、地域の自然及び食文化の学習、都市住民と農業関係者との交流、農業及び観光に係る情報の発信、農業体験、農産物加工体験等

(2) 利用状況

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	308	256	改修整備工事のため閉館
利用者合計(人)	43,617	23,644	改修整備工事のため閉館

3 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、平成9年度より事業の推進を図るための組織を設け、農業集落排水施設使用料等審議会条例の制定、実施地区の選定、分担金に係る審議会の開催、分担金条例の制定を行った。また、平成11年度には鴨田地区の計画概要書の作成及び事業採択申請を行い、平成12年4月に事業採択を受けた。平成13年度より工事を進め、平成18年4月1日に鴨田農業集落排水処理施設の供用を開始した。

また、平成17年度には、石田本郷地区の計画概要書の作成及び事業採択申請を行い、平成18年4月に事業採択を受けた。平成19年度より工事を進め、平成24年4月1日に石田本郷農業集落排水処理施設の供用を開始した。

これらの施設は、農村地域の環境保全と住環境の向上を目的とし、併せて公共用水域の水質保全を図るため、農林水産省の国庫補助事業として、国費、県費、市費及び受益者分担金により建設されている。

(1) 処理施設の概要

地 区	鴨田地区	石田本郷地区
所 在 地	大字鴨田 1487 番地 1	大字石田本郷 340 番地 1
建 物	平屋建 鉄筋コンクリート造 340.97 m ²	平屋建 鉄筋コンクリート造 199.90 m ²
計画人口 (人)	2,070	1,780
計画戸数 (戸)	408	421
処 理 施 設	連続流入間欠ばっ気方式の改良型 JARUS-XIV-H 型 (日本農業集落排水協会型)	連続流入間欠ばっ気方式の改良型 JARUS-XIV-H 型 (日本農業集落排水協会型)
処理水量 (m ³ /日)	559 放流先：笹原排水路→古川排水路→入間川	481 放流先：古川排水路→入間川
管路延長 (m)	15,313	10,506

(2) 1ヶ月あたりの使用料 (一般家庭)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
基本使用料 (円)	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619
人数使用料 (円)	333	666	999	1,332	1,665	使用人数×333円
消費税 (円)	195	228	261	295	328	(基本+人数使用料)×0.1
月額使用料 (円)	2,147	2,513	2,879	3,246	3,612	基本+人数使用料+消費税

IV 観 光 事 業

1 概 要

歴史と伝統を誇る本市は、かつて城下町として発展し、蔵造りの町並みをはじめ神社仏閣、史跡等が数多く残り、有形無形の文化財にも恵まれている。

一番街を中心とした蔵造りの町並みは江戸、明治、大正にかけて形成されたものであり、歴史的建造物が集積していることから国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、最も多くの観光客が訪れる地区となっている。

これら川越の先人が築き上げてきた歴史的文化遺産を主要な観光資源として年間約 550 万 9 千人（令和 4 年）の観光客が訪れている。

2 基本方針

第四次川越市総合計画では、観光による地域経済の活性化と、市民が誇りを持てる魅力ある観光都市を形成することを目的に、戦略的な観光事業の推進、外国人観光客の誘致、観光環境の整備、広域観光の推進、市民参加型観光の推進を掲げている。

また、令和 4 年 8 月に策定した「第二次川越市観光振興計画改訂版」では、『世界に発信しよう！ EDO が粹づくまち 小江戸川越』を基本理念に、「新たな観光をつくりだそう」、「外国人も楽しめる川越を演出しよう」、「安心して観光を楽しめる環境をつくろう」、「地域全体で観光まちづくりを進めよう」を基本方針として掲げている。

3 新たな観光事業の企画・実施

東日本旅客鉄道、東武鉄道、西武鉄道、小江戸川越観光協会との連携による「川越ブランディング事業」において、主要駅へのポスター掲出及び「電車で行く！小江戸川越古地図めぐり」（デジタルスタンプラリー）、また国の地方創生臨時交付金を活用して「観光消費促進事業」（小江戸旅ギフトスタンプラリー）を実施した。

4 川越まつりの実施

370 年以上の伝統を誇る川越まつりを 10 月の第 3 日曜日とその前日に実施している。川越まつりは「川越氷川祭の山車行事」として、平成 17 年 2 月に国の重要無形民俗文化財に指定され、平成 28 年 12 月にはユネスコ無形文化遺産に登録されている。

令和 4 年度は、コロナ禍の影響により 3 年ぶりに開催され、約 57 万 4 千人の観光客が訪れた本市最大の祭礼行事である。

5 観光施設の運営

(1) 観光案内所

本市を訪れる観光客のために、川越駅、本川越駅及び仲町の計 3 ヶ所に観光案内所を設置し、令和 3 年度は約 22 万人の観光客に観光案内を行った。

(2) 川越まつり会館

川越まつり会館は、川越まつりに関する知識及び教養の向上を図るとともに、観光の振興に寄与するための施設として平成15年9月28日に開館した。本市最大の伝統行事である「川越まつり」で曳かれる実物の絢爛豪華な山車2台を常時展示し、大型スクリーンでは、川越まつりの映像を上映するなど、川越まつりをいつでも体感できる施設である。また、山車展示ホールにおいて日曜・祝日には、お囃子の実演を行っている。

(3) 旧山崎家別邸

旧山崎家別邸は、川越の老舗菓子屋「亀屋」の5代目当主である山崎嘉七氏の隠居所として大正14年に建築された。設計者は近代住宅作家のパイオニアといわれている保岡勝也であり、市民の教養及び文化の向上を図るとともに観光の振興に寄与する施設として平成28年4月1日に一般公開を開始した。令和元年9月30日には母屋が国重要文化財（建造物）に指定されている。

(4) 元町休憩所

「元町休憩所」は、観光地周辺に休憩する場所として平成27年4月2日にオープンした無料で利用できる施設である。

当施設は、冷暖房設備を完備し、飲食が出来るほか、トイレや着物の着崩れを直したり、授乳スペースとして使用できる多目的室を備えている。

農業委員会

1 構成

農業委員(人)	定数(現員)	うち認定農業者	うち女性	うち40代以下	うち中立委員
	17	9	2	0	3

区域名	田面沢	川越	山田	芳野	古谷	南古谷	高階	福原	大東	霞ヶ関	名細	定数 (現員)
農地利用最適化 推進委員(人)	1	1	1	2	2	2	1	2	2	1	1	16

2 農地事務取扱状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)
農地権利移動許可(農地法第3条)	65	104,882	72	130,196	54	86,038
農地転用受理許可(同法第4条)	60	40,234	73	30,851	55	35,008
農地転用権利移動受理許可(同法第5条)	287	200,039	301	161,741	345	157,238
合意解約通知・解約・解除・更新拒絶 (同法第18条)	6	20,871	12	13,842	7	6,692
農地の地目変更に伴う現地調査	78	—	64	—	78	—
相続税納税猶予に関する適格者証明	4	20,010	5	20,651	9	61,738
農地転用許可後の工事完了届	108	—	129	—	117	—

都市計画部

I 都市計画

1 概要

本市の都市計画行政は上位計画である川越市総合計画及び川越市都市計画マスタープランに基づいて推進されている。

都市は人々の生活の場であるとともに経済活動の場でもあるので、都市計画は良好な居住環境の確保と都市機能の増進とを目的として定めるものとされている。このためには適正な制限のもとに土地の合理的利用が図られるべきである。

都市計画の内容には区域区分（市街化区域と市街化調整区域）、地域地区（用途地域等）、都市施設（道路、公園、下水道等）、市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）、地区計画等がある。都市計画を定めると、それぞれの都市計画に応じて様々な制限（都市計画制限）が働き、都市計画に合った土地利用を図っていくこととなる。（この土地利用規制を支えている制度が建築確認、開発許可などの制度であり、また、都市計画に定めた都市施設の整備や市街地開発事業を県知事の認可等を受けて施行する事業が都市計画事業である。）土地利用規制、都市計画事業などを通じて都市計画を具現化し、より魅力的で住み良い都市を創造していくことが都市計画行政の役割である。

また、今後の人口減少や高齢化の進展の中でも、本市の魅力や市民の暮らしやすさを維持するとともに、持続可能な都市経営を可能とする都市戦略ビジョンとして川越市立地適正化計画を策定した。

2 市街化区域及び市街化調整区域

（平成 11 年 1 月 8 日最終変更）

種別	区分	川越市域	
		面積(ha)	比率(%)
市街化区域		3,218	29.48
市街化調整区域		7,698	70.52
計		10,916	100.00

3 用途地域

(令和4年4月1日現在)

種別	区分	平成30年6月29日最終変更		
		面積(ha)	構成比 (%)	全市面積対比 (%)
第1種低層住居専用地域		827.2	25.7	7.58
第2種低層住居専用地域		67.8	2.1	0.62
第1種中高層住居専用地域		427.3	13.3	3.91
第2種中高層住居専用地域		54.9	1.7	0.50
第1種住居地域		859.2	26.7	7.87
第2種住居地域		206.5	6.4	1.89
準住居地域		53.4	1.7	0.49
近隣商業地域		83.9	2.6	0.77
商業地域		114.9	3.5	1.05
準工業地域		272.8	8.5	2.50
工業地域		41.0	1.3	0.38
工業専用地域		209.6	6.5	1.92
計		3,218.5	100.0	29.48

4 その他の地域地区

(令和4年4月1日現在)

区分	面積 (ha)	告示年月日	名称	その他	
高度利用地区	2.9	昭和59年6月29日	A地区 1.8 ha	容積の最高 600%	容積の最低 300%
			B地区 1.1 ha	容積の最高 400%	容積の最低 200%
防火地域	15.8	平成21年6月26日			
準防火地域	278.6	平成30年6月29日			
生産緑地地区	138.87	令和3年11月22日	川越・本庁第1号生産緑地地区ほか508地区		
伝統的建造物群保存地区	約7.8	平成11年4月9日			

5 地区計画

(令和4年4月1日現在)

名 称	面 積 (ha)	告示年月日
川 鶴 笠 幡 地 区	約 6.6	S58. 1. 27 H 1. 4. 20 (変更) H 7. 12. 22 (変更)
川 越 笠 幡 水 久 保 地 区	約 7.5	S60. 1. 10 H 5. 6. 25 (変更) H 7. 12. 22 (変更)
霞 ケ 関 地 区	約 69.8	H 2. 11. 2 H 5. 6. 25 (変更) H 6. 6. 28 (変更) H 7. 12. 22 (変更)
南 古 谷 駅 西 地 区	約 15.7	H 5. 12. 28 H 7. 12. 22 (変更) H15. 3. 3 (変更) H30. 6. 29 (変更)
四 都 野 台 地 区	約 12.1	H 7. 12. 22
上 戸 新 町 地 区	約 12.5	H 9. 4. 15
藤 木 地 区	約 12.0	H11. 11. 19
笠 幡 東 前 原 地 区	約 2.5	H11. 11. 19
大 塚 新 田 南 大 塚 地 区	約 17.0	H13. 7. 6
川 越 駅 西 口 地 区	約 4.9	H14. 7. 9
鴨 田 地 区	約 21.3	H19. 11. 9 H20. 11. 25 (変更) H30. 6. 29 (変更)
西部地域振興ふれあい拠点地区	約 2.9	H21. 6. 26
新 河 岸 駅 周 辺 地 区	約 72.5	H23. 11. 11 H25. 12. 3 (変更) H28. 5. 20 (変更)
東 田 町 地 区	約 5.4	H23. 11. 11
本 川 越 駅 西 口 周 辺 地 区	約 6.8	H30. 6. 29
霞 ケ 関 駅 北 口 周 辺 地 区	約 3.9	H30. 6. 29
増 形 地 区	約 16.4	H30. 6. 29 R 2. 7. 20 (変更)
計	約 289.8	

6 都市計画道路

No.	道路名称		位置		幅員 (m)
	番号	路線名	起 点	終 点	
1	1. 4. 1	首都圏中央連絡自動車道	日高市大字田木字新上原	川島町大字東野地先	20.5
2	3. 3. 1	川越志木線	川島町大字正直字宮町	大字今泉字西河原	23.5
3	3. 2. 2	〃	大字今泉字南田	大字渋井字上駿河	31.5
4	3. 4. 3	中央通り線	脇田本町	大字山田字東町	16.0
5	3. 4. 4	川越環状線	脇田新町	大字小仙波字雑敷	20.0
6	3. 4. 5	東京川越線	大字藤間字南開発	宮下町1丁目	18.0
7	3. 4. 6	外環状線	大字笠幡字西前原	大字古谷本郷上組字川袋	18.0
8	3. 5. 7	南古谷伊佐沼線	大字並木字北田	大字古谷上字折本	14.0
9	3. 4. 8	南古谷駅前通り線	大字並木字中田	大字木野目字江川	18.0
10	3. 4. 9	工業団地脇田新町線	大字大袋新田字重塚	脇田新町	18.0
11	3. 4. 10	川越駅南大塚線	脇田本町	南台1丁目	16.0
12	3. 4. 11	市内循環線	脇田町	仙波町4丁目	16.0
13	3. 4. 12	三田城下橋線	石原町1丁目	大字松郷字城下町	16.0
14	3. 4. 13	本川越駅前通線	新富町1丁目	小仙波町5丁目	16.0
15	3. 4. 14	川越駅南古谷線	脇田町	大字古谷上字広見	16.0
16	3. 4. 15	新河岸駅前通り線	広栄町	大字砂字亀原	16.0
17	3. 4. 16	寺尾大仙波線	大字寺尾字大原	大字大仙波字江下ノ下	16.0
18	3. 5. 17	笠幡小仙波線	大字笠幡字本田中	大字小仙波字雑敷	15.0
19	3. 5. 18	川越所沢線	脇田本町	大字下赤坂字大塚上	12.0
20	3. 5. 19	川越上尾線	宮下町1丁目	大字中老袋字田島	12.0
21	3. 5. 20	境町神明町線	月吉町	神明町	12.0
22	3. 5. 21	川越駅前通り線	脇田町	脇田町	12.0
23	3. 4. 25	鶴ヶ島駅前通り線	大字鯨井新田字新田後	大字鯨井新田字新田後	16.0
24	3. 4. 39	的場鶴ヶ島線	大字的場字五畑	大字鯨井新田字上郷	16.0
25	3. 3. 43	小仙波上江橋線	大字小仙波字雑敷	大字古谷本郷上組字川袋	22.5
26	3. 3. 44	川越北環状線	脇田新町	大字福田字川間	25.0
27	3. 3. 45	坂戸東川越線	大字下小坂字北谷	大字寺山字宮田	25.0
28	3. 4. 47	日高川越鶴ヶ島線	日高市大字森戸新田字藤久保	大字笠幡字北久保	16.0
29	3. 5. 51	新河岸駅東口駅前通り線	大字砂字亀原	大字砂字漆谷	14.0
30	3. 5. 52	新河岸駅北通り線	大字砂新田字東裏	大字砂字桑原	14.0
31	3. 1. 53	南古谷駅南口駅前広場	大字並木字中田	大字並木字中田	18~68
32	8. 7. 1	菓子屋横丁通り線	元町2丁目	元町2丁目	4.0
33	8. 7. 2	養寿院門前通り線	元町2丁目	幸町	4.0
34	8. 7. 3	長喜院門前通り線	幸町	幸町	4.0
35	8. 7. 4	行伝寺門前通り線	幸町	幸町	4.0
36	8. 7. 5	寺町通り線	元町2丁目	仲町	5.0
37	8. 7. 6	本町稻荷横丁通り線	元町1丁目	大手町	4.0
38	8. 7. 7	鐘つき通り線	幸町	大手町	6.0
39	8. 7. 8	同心町通り線	幸町	松江町2丁目	5.0
40	8. 7. 9	大正浪漫夢通り線	仲町	連雀町	7.0
41	8. 7. 10	立門前線	連雀町	松江町2丁目	6.0
	小計	自動車専用道路 (No.1)	1路線		
	小計	幹線街路 (No.2~No.31)	30路線		
	小計	特殊街路 (No.32~No.41)	10路線		
	計		41路線		

(令和4年4月1日現在)

延長 (m)	当初決定・告示年月日及び番号	最終変更・告示年月日及び番号	整備延長 (m)
2,290	S61. 3. 28 埼玉県告示第 461 号	H 8. 4. 5 埼玉県告示第 620 号	2,290
9,290	S37. 3. 19 建設省告示第 651 号	S49. 4. 30 埼玉県告示第 587 号	6,810
1,550	S46. 3. 26 埼玉県告示第 376 号		1,550
4,400	S11. 5. 19 内務省告示第 321 号	H11. 4. 9 埼玉県告示第 605 号	768
3,950	S37. 3. 19 建設省告示第 651 号	H 1. 10. 17 埼玉県告示第 1335 号	3,800
6,500	S11. 5. 19 内務省告示第 321 号	S46. 3. 26 埼玉県告示第 376 号	450
14,210	S37. 3. 19 建設省告示第 651 号	〃	3,110
1,480	S39. 12. 21 建設省告示第3449号	H29. 12. 26 川越市告示第 837 号	0
1,250	〃	H29. 12. 26 埼玉県告示第 1386 号	604
4,220	S44. 1. 31 建設省告示第 206 号	S46. 3. 26 埼玉県告示第 376 号	4,220
3,620	S37. 3. 19 建設省告示第 651 号	〃	3,224
5,470	〃	S49. 10. 11 埼玉県告示第 1256 号	316
1,600	S11. 5. 19 内務省告示第 321 号	S46. 3. 26 埼玉県告示第 376 号	730
760	〃	〃	428
3,430	S37. 3. 19 建設省告示第 651 号	H29. 12. 26 川越市告示第 837 号	1,724
3,100	〃	H23. 11. 11 埼玉県告示第 1328 号	1,170
2,800	〃	〃	1,310
10,490	S11. 5. 19 内務省告示第 321 号	H30. 6. 29 埼玉県告示第 734 号	3,940
7,130	S37. 3. 19 建設省告示第 651 号	S46. 3. 26 埼玉県告示第 376 号	342
4,510	S11. 5. 19 内務省告示第 321 号	H30. 6. 29 埼玉県告示第 734 号	3,320
1,500	〃	S46. 4. 12 川越市告示第 57 号	1,500
70	S49. 10. 11 川越市告示第 108 号	S59. 6. 29 川越市告示第 109 号	70
980	S51. 6. 15 埼玉県告示第 841 号		980
1,840	S57. 1. 22 埼玉県告示第 128 号		1,840
3,420	S62. 3. 24 埼玉県告示第 525 号	H29. 12. 26 埼玉県告示第 1386 号	3,420
5,460	H 1. 10. 17 埼玉県告示第1335号	H28. 12. 27 埼玉県告示第 1666 号	4,250
2,150	H10. 4. 7 埼玉県告示第 527 号		0
470	H 3. 10. 1 埼玉県告示第1355号		0
260	H23. 11. 11 川越市告示第 773 号		260
620	H25. 12. 3 川越市告示第 712 号		0
44	H29. 12. 26 川越市告示第 837 号		0
100	H 1. 3. 31 川越市告示第 66 号		100
120	〃	H11. 4. 9 川越市告示第 123 号	120
130	〃	〃	130
100	〃	〃	100
430	H11. 4. 9 川越市告示第 123 号		430
150	〃		0
180	〃		180
250	〃		0
260	〃		260
220	〃		72
2,290			2,290
106,574			50,136
1,940			1,392
110,804			53,818

7 川越市都市計画審議会

都市計画審議会は、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査及び審議する機関として昭和44年11月15日に設置された。

(令和4年6月20日現在)

職名	氏名	任期	選出区分	職名	氏名	任期	選出区分
委員	竹澤 穰治	R4.6.1~ R6.5.31	工業関係	委員	川口 啓介	R4.6.20~ R6.5.31	市議会議員
〃	町田 明美	〃	商業関係	〃	長田 雅基	R4.6.1~ R6.5.31	〃
〃	青木 敏子	〃	農業関係	〃	山木 綾子	R4.6.20~ R6.5.31	〃
〃	関口 和裕	〃	建築関係	〃	梶川 牧子	R4.6.1~ R6.5.31	教育行政
〃	尾崎 晴男	〃	都市計画関係	〃	石川 秀夫	〃	農業行政
〃	小瀬 博之	〃	環境関係	〃	落合 誠	〃	県行政
〃	小高 浩行	〃	市議会議員	〃	秋山 修志	〃	市民
〃	中原 秀文	〃	〃	〃	飯島 希	〃	〃
〃	近藤 芳宏	〃	〃	〃	武 成志	〃	〃
〃	小ノ澤 哲也	〃	〃	〃	栗山 茂樹	〃	〃

II 都市景観

1 都市景観行政

川越市では、平成元年に川越市都市景観条例を施行し、蔵造りの町並みなどの歴史的景観や中心商業業務地の景観など、特色ある都市景観の保全と創造を図ってきた。

また、平成26年3月に川越市都市景観条例を景観法委任条例として制定し直し、同年7月より川越市景観計画とともに施行した。

都市景観形成地域としてすでに指定していた「川越駅西口地区」、「川越十カ町地区」、「クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区」の3地区は、川越市景観計画に位置づけし直すとともに、令和元年12月1日に新たに「喜多院周辺地区」を加え、新築・増改築・看板の設置等を行う際に、市への届出を義務づけることにより、地区の特色を踏まえた都市景観の形成を図っている。

都市景観形成地域以外の地域は、都市景観誘導地域とし、周囲の景観に大きな影響を与える大規模建築物等（建築面積1,000㎡超もしくは最高の高さ15m超）について届出を求めることで、必要な指導や助言を行い、地域の都市景観に見合ったものとなるよう誘導している。

景観上重要な価値があると認められる旧条例に基づき指定した「都市景観重要建築物等」及び景観法に基づき指定を行う「景観重要建造物」については、保存のために必要な技術的援助や費用の一部を補助する取り組みを行っている。

また、啓発事業として、「かわごえ都市景観表彰」、「川越都市景観シンポジウム」を行っている。

川越市都市景観審議会

平成元年7月17日に設置された川越市都市景観審議会は、平成26年3月20日に公布された新たな川越市都市景観条例に基づく審議会に移行し、市長の諮問に応じ、都市景観の形成に関する基本的事項又は重要事項を審議している。

(令和4年6月6日就任)

職名	氏名	任期	選出区分	職名	氏名	任期	選出区分
委員	町田明美	R4.6.6～ R6.6.5	市民の代表者	会長	倉田直道	R4.6.6～ R6.6.5	学識経験者
〃	馬場常晃	〃	〃	委員	後藤治	〃	〃
〃	和田文夫	〃	〃	〃	篠崎幸恵	〃	〃
〃	楠尚人	〃	〃	〃	飯沼哲夫	〃	〃
〃	植木守泰	〃	〃	〃	近田玲子	〃	〃
〃	正木一弘	〃	〃	副会長	日色真帆	〃	〃
〃	野原英一	〃	学識経験者	委員	神山藍	〃	〃

2 川越市歴史的風致維持向上計画

平成20年度に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき策定し、平成23年6月、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣より認定を受けた。現在は、令和3年3月に認定を受けた

第2期計画が進行中。本市の歴史的風致として、「川越祭り」「物資の集散と商業都市川越の発展」「寺社門前の賑わい」の3点に着目し、重点区域を約225ヘクタールとした。文化財建造物をはじめとするさまざまな歴史的資産の修理活用や歴史的地区環境整備街路事業、その他にソフト事業を計画している。

3 伝統的建造物群保存地区

昭和50年の文化財保護法の改正により、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群を文化財として捉えることになり、「伝統的建造物群保存地区」制度が創設された。川越市では平成11年4月9日、蔵造りの町並みを中心に幸町の全部、元町1丁目・元町2丁目及び仲町の各一部、約7.8ヘクタールを「伝統的建造物群保存地区」として都市計画決定した。また同年12月1日に、国の「重要伝統的建造物群保存地区」として選定された。伝統的建造物群保存地区内の現状変更行為許可事務を行うとともに、建物の修理・修景等に対して助言及び指導を行っている。また、地区内建築物等の保存等のためにかかる経費の一部を補助している。現在、地区内建築物等135件を、伝統的建造物として特定している。

令和元年12月1日には、国の「重要伝統的建造物群保存地区」選定20周年を迎え、まちづくりシンポジウムの開催等、記念行事を行った。

保存事業

	保存事業件数(件)※	補助金交付額(円)
令和元年度	9	30,784,000
令和2年度	11	10,260,000
令和3年度	7	22,103,000

※ 修理、修景、景観、応急修理への補助金交付件数

川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会

川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査及び審議をし、並びにこれらの事項について市長及び教育長に建議するため、平成10年6月23日設置された。

(令和4年8月30日就任)

職名	氏名	任期	選出区分	職名	氏名	任期	選出区分
会長	福川裕一	R4.8.30～ R6.8.29	学識経験者	委員	長島貴子	R4.8.30～ R6.8.29	関係地域を代表する者
委員	溝尾良隆	〃	〃	〃	石村晃龍	〃	〃
〃	田口陽子	〃	〃	副会長	隈倉雄二郎	〃	〃
〃	佐藤由美子	〃	〃	委員	山川直美	〃	〃
〃	中山昌克	〃	関係行政機関の職員	〃	原知之	〃	〃
〃	村田章人	〃	〃	〃	竹澤穰治	〃	〃

4 屋外広告物許可事務

(1) 屋外広告物

平成 15 年 4 月の中核市移行に伴い、川越市屋外広告物条例が施行された。川越市内に掲出される屋外広告物の許可事務を行うとともに、違反広告物の是正指導等を行っている。

また、条例に違反して掲出された立看板、張り紙、張り札等の簡易除却を進めている。

屋外広告物の許可件数

	申請（許可）（件）	申請手数料（円）
令和元年度	202	1,209,450
令和2年度	189	1,793,750
令和3年度	217	1,753,060

屋外広告物簡易除却件数

	張り紙（件）	張り札（件）	立看板（件）
令和元年度	418	4,387	282
令和2年度	105	3,344	227
令和3年度	97	2,379	193

(2) 市民ボランティアによる簡易除却

平成 16 年 2 月から平成 16 年 12 月まで中心市街地 6 自治会（新富町 1 丁目、新富町 2 丁目、通町、南通町、脇田町、菅原町）により試験的に実施をし、平成 17 年度から、川越市全域で市民簡易除却活動を実施する。

平成 18 年度に、「川越市の違反広告物簡易除却活動」が、彩の国景観賞「心に潤い部門」を受賞している。

屋外広告物の簡易除却においては、市民ボランティアによる活躍が目立っている。

令和 3 年度の市民ボランティア登録数は、28 団体、182 名である。

5 歴史的建造物活用推進事業

歴史的建造物活用推進事業は、歴史的風致の維持・向上並びに中心市街地の活性化に向け、歴史的風致維持向上地区内における未活用の歴史的価値を有する建造物を対象に保存・活用を推進することを目的としている。

主な事業内容は、①歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクルの構築に向けた研究、②市所有の旧川越織物市場整備となっている。

(1) 歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル構築事務の概要

所有者の経済的・技術的負担や行政の財政的負担の軽減を図るために、所有者、民間事業者及び行政の緊密な連携のもと、未活用の歴史的建造物の「健全な保全」を図ったうえで「流通の促進」及び「利活用」を進め、さらに「包括的な施設の管理・運営」を行い、事業の経済活動の中から資金を確保する仕組みの構築に向けた調査・研究を行っている。

(2) 旧川越織物市場整備・活用推進事務の概要

物資の集散地川越の繁栄を今に伝える旧川越織物市場（市指定文化財）は、屋根の損傷が激しかったため、仮設の覆い屋根をかけ、損傷の進行を防いでいたが、経年劣化による各部の老朽化が進んでいた。

また、同施設周辺の立門前界限は未活用の歴史的建造物や空き店舗も点在し、賑わいに欠けるエリアとなっている。

このため、隣接する旧栄養食配給所（市指定文化財）の建物を含む保存修理と外構工事を実施する必要から、平成29年度から令和5年度までの継続費を設定し、令和5年度末の完成を目指して整備工事を進めている。なお、活用方針としては、市指定文化財である両施設を公開するとともに、新たな価値を創出する活動を行う事業者を支援することにより、市民の文化の向上及び地域産業の活性化に寄与することとしており、令和4年9月29日に川越市文化創造インキュベーション施設条例を制定した。さらに、本施設が立門前界限の活性化に向けた地域との連携機能を有し、「歴史・文化を生かした新たな価値を創造するまちづくり」の拠点となるよう、歴史的地区環境整備街路（立門前線）による美装化工事を合わせて行うことで、歩いて楽しめる界限づくりを進めている。

Ⅲ 都市基盤整備

1 再開発事業

再開発事業区域一覧

番号	事業名	施行者	面積 (ha)	計画決定年月日	事業認可年月日	事業完了年月
1	川越駅前脇田町第一種市街地再開発事業	住宅・都市整備公団	1.1	S51. 6. 15	S53. 12. 6	S57. 7
2	川越駅東口第一種市街地再開発事業	川 越 市	1.8	S59. 6. 29	S61. 6. 20	H 3. 3

2 駅周辺整備事業

(1) 霞ヶ関駅周辺整備事業

本市の西部に位置する東武東上線霞ヶ関駅については、霞ヶ関地区の核となるような駅として駅舎の橋上化と自由通路の一体整備を行い、新たに北口を開設した。また、駅利用者だけではなく霞ヶ関地区全体の安全性と利便性の向上を図るため、北口周辺には、約 4,300 m²の駅前広場と、県道川越越生線に接続する幅員 14mのアクセス道路の整備を行い、平成 18 年に供用を開始した。今後は、駅を核とした地域の活性化と、安全で快適な住環境の実現を図るため、県道及び駅周辺の都市基盤整備に向けた調査等を進めていく。

(2) 本川越駅周辺地区整備事業

本川越駅と川越市駅との乗換所要時間を短縮し、周辺住民や駅利用者の利便性・安全性の向上による地域の活性化を図るため、本川越駅西口の開設とともに、駅前広場及びアクセス道路の整備を行い、平成 28 年 2 月に供用を開始した。今後は、周辺住民や駅利用者の利便性・安全性のさらなる向上を図るため、交差点整備に向けた検討と調整を進めていく。

(3) 中央通り地区整備事業

本川越駅から歴史的な町並み地区につながる中間地域において、交通渋滞の緩和、歩行者の安全確保及び土地利用の増進並びに沿道商店街の活性化を図るため、街路事業による都市計画道路中央通り線の整備と併せて、「中央通り沿道街区土地区画整理事業」を施行し、周辺の基盤整備を行った。また、中央通り沿道街区土地区画整理事業の整備効果の向上と渋滞緩和を図るため、連雀町交差点の改良整備を行った。

(4) 南古谷駅周辺地区整備事業

南古谷駅周辺地区の利便性、安全性の向上を図るため、駅北口開設に向け、自由通路、都市計画道路及び駅前広場整備を推進するとともに、駅周辺において、地域特性に応じたまちづくりを推進していく。

(5) 新河岸駅周辺地区整備事業

新河岸駅周辺地区全体の利便性の向上を図るため、東西駅前通り線、東西駅前広場を整備した。また、平成 29 年 12 月に新河岸駅自由通路及び橋上駅舎の供用を開始し、新たに新河岸駅東口を開設した。今後は、新河岸駅を中心に、地区の安全性と防災性を確保するとともに、利便性と地域のコミュニティ向上及び活性化を図るため、

地区の特性を考慮した多様で柔軟な整備手法を用いてまちづくりを進めていく。

(6) 川越駅西口周辺地区整備事業

市民から求められる多様な機能へ対応した新たな拠点として、また川越の新たな玄関口として、平成 26 年 3 月に川越駅西口駅前広場、平成 27 年 3 月にウエスタ川越を整備し供用を開始するとともに、令和 2 年 6 月には「川越駅西口市有地利活用事業」として、官民複合施設である U PLACE がオープンした。併せて、川越駅西口駅前広場の歩行者用デッキを延伸し施設と接続することで、施設利用者等の利便性の向上及びバリアフリー化を図った。今後は、川越駅西口周辺の整備に伴い、交通需要の変化が想定されることから、交通の円滑化と安全性の向上を図るため、都市計画道路及び補助幹線道路などの都市基盤の整備を進めていく。

(7) 笠幡駅周辺整備事業

本市の西部に位置し、乗継拠点に位置付けられている笠幡駅については、周辺住民や駅利用者の利便性・安全性の向上を図るため、平成 31 年 2 月に駅前広場等の供用を開始し、令和 2 年 3 月には駅前広場のアクセス道路と接続する主要地方道川越日高線の拡幅整備を行った。

3 町名地番整理事業

町名地番整理とは、町名を変更し、整然と地番を振りなおすことによって、従来の入り組んだ大字界や地番の混乱を解消し、暮らしやすいまちづくりを行う事業である。

川越市では、昭和 35 年から事業を実施し、令和 4 年 4 月 1 日現在までに約 2,644ha の区域が実施済みである。

町名地番整理

	新 町 名	旧 大 字 名	対象面積 (ha)	変 更 日
平成 29 年度	豊田本 3 丁目・4 丁目	豊田本、豊田新田、池辺	約 55.4	H30. 3. 5
平成 30 年度	豊田本 5 丁目	豊田本、豊田新田、藤倉	約 20.2	H31. 3. 4

※ 令和元年度以降については、町名地番整理事業の実施区域はなし。

4 土地区画整理事業

土地区画整理事業は土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業である。本市においても、無計画な宅地化（いわゆるスプロール現象）により生活環境が悪化している地域並びに今後悪化の予想される地域などで土地区画整理事業の推進を図った。本市では昭和38年より土地区画整理事業が行われ、これを契機に地主自らの手により住みよい町づくりをスローガンとして、各地域において相次いで事業の発足を見るとともに、市としても技術指導並びに財政的援助を行ってきた。

川越市土地区画整理事業一覧表

(令和4年4月1日現在)

地区名称	施行者	地区面積 (ha)	都市計画決定 年 月 日	事業認可 年 月 日	施行年度	換地処分公告日
川越狭山 工業開発	埼玉県知事	247.66 (全 体) 117.96 (川越分)	S37.9.14	S38.4.4	S37~41	S41.1.31
富士見	公団	214.90 (全 体) 28.70 (川越分)	S42.2.24	S48.4.21	S48~59	S55.3.28
高階第一	市	46.1	S42.3.8	S43.12.12	S43~53	S51.4.30
川越駅西口 (第1工区)	市	10.0	S45.1.10	S45.12.22	S45~52	S52.8.2
川越駅西口 (第2工区)	市	6.2	S45.1.10	S45.12.22	S45~H23	H19.2.9
川越・鶴ヶ島	公団	137.90 (全 体) 68.70 (川越分)	S51.6.25	S52.3.30	S51~H2	S61.9.30
霞ヶ関	公団	69.8	S56.1.27	S59.3.8	S58~H8	H4.3.31
中央通り 沿道街区	市	1.5	H19.3.13	H20.1.10	H19~R2	H28.3.25
藤間	組合	55.5	—	S38.8.16	S38~42	S42.8.31
藤間第二	組合	15.2	—	S41.10.26	S41~46	S46.11.30
並木	組合	8.7	—	S46.9.6	S46~52	S50.5.16
的場	組合	34.2	—	S47.1.4	S46~53	S52.2.12
並木西田	組合	9.5	—	S54.4.13	S54~60	S58.3.1
的場新町	組合	7.0	—	S56.6.26	S56~63	S61.3.4
大塚新田	組合	12.1	—	S61.11.18	S61~H6	H6.6.21
豊田新田 農住組合	個人・共同	2.3	—	H6.12.9	H6~10	H10.1.16
藤木	組合	12.0	—	H8.2.27	H7~17	H16.2.20
大塚新田第二	組合	27.9	—	H8.6.11	H8~22	H20.11.30
笠幡東前原	組合	2.5	—	H8.7.30	H8~11	H10.12.14
岸町三丁目	組合	1.7	—	H12.2.2	H11~16	H15.11.19

IV 交通政策

1 市内循環バス「川越シャトル」

市内循環バス「川越シャトル」は、公共交通の不便な地域や主な公共施設等への交通手段を確保し、利用者の利便性の向上を図るため計画された路線バスである。

平成8年から東・西・南・北の4コースとして運行を開始したが、概ね5年に1度の見直しを実施しており、川越市市内循環バス検討委員会の答申をもとに、平成30年4月1日より新路線として運行を開始した。主な見直し内容としては、利用者の利便性を考慮して大型商業施設や病院敷地内へのバス停の設置やバス停間隔の短縮、新河岸駅東西駅前広場を活用した路線を設定するとともに、利用者の少ない路線を見直した。また、特別乗車証制度についても、無料で乗車できる対象者の年齢要件を見直した。

運行形態は道路運送法第4条による乗合バス方式とし、運行経費から運送収入を控除した額（赤字分）をバス事業者へ補助している。

(1) 運行概要

(令和4年4月1日現在)

系 統	距 離 数	本 数 (平日・土休日)	運 賃 ()内はIC利用	運行日
10系統	霞ヶ関駅北口～名細市民センター～鶴ヶ島駅西口 線	6.60 km	18・12	十二月十九日から一月三日を除く毎日
11系統	霞ヶ関駅北口～いせはら団地～西後楽会館 線	9.90 km	20・14	
20系統	川越駅西口～総合保健センター～霞ヶ関駅北口 線	9.00 km	11・10	
21系統	川越駅西口～大塚新田～南大塚駅北口 線	5.40 km	20・16	
22系統	川越駅西口～豊田町集会所～南大塚駅北口 線	6.35 km	6・6	
23系統	南大塚駅北口～卸売市場～南大塚駅北口 線	9.10 km	5・4	
30系統	総合福祉センター～川越駅東口～南文化会館 線	10.75 km	18・12	
31系統	総合福祉センター～川越駅東口～上福岡駅西口 線	12.00 km	4・4	
32系統	総合福祉センター～川越駅東口～新河岸駅西口 線	8.10 km	4・4	
33系統	新河岸駅西口～上福岡駅西口～寺尾折り返し場 線	10.20 km	4・4	
34系統	新河岸駅東口～川越駅東口～川越総合高校～川越駅東口～新河岸駅東口 線	8.90 km	4・4	
40系統	南古谷駅～グリーンパーク～埼玉医大 線	6.00 km	22・18	
41系統	新河岸駅東口～南古谷駅～埼玉医大 線	11.80 km	8・8	
			180円 (178円) から 220円 (220円)	
			180円 (178円) から 250円 (242円)	
			180円 (178円) から 370円 (367円)	
			180円 (178円) から 310円 (305円)	

(2) 利用状況

(単位：人)

年度	有料	高齢者 100円	無料	計
令和元年度	184,614	137,314	83,561	405,489 (1,182)
令和2年度	134,209	90,937	64,538	289,684 (702)
令和3年度	157,212	102,744	74,247	334,203 (633)

※ 平成30年4月1日に新路線へ移行。

また、高齢者の運賃体系を70歳以上100円・80歳以上無料から70歳以上100円・90歳以上無料に変更。

※ ()内は、車いす利用者数。

2 デマンド型交通「かわまる」

市内の交通空白地域における市民の移動を支援し、地域の利便性を向上させるため、中心部を除いて市を3つの地区に分け、平成31年2月から地区3（霞ヶ関・霞ヶ関北・川鶴・名細・山田・本庁の一部）、令和2年2月から地区2（高階・福原・大東・本庁の一部）、令和2年12月から地区1（芳野・古谷・南古谷・本庁の一部）において、乗り合い型のデマンド型交通「かわまる」の運行を開始した。

利用登録を行った市民を対象とし、各地区1台ずつのワゴン車両が、商業施設・医療施設・公共施設・交通結節点・地域内に設置された乗降場間を運行している。

(1) 運賃体系

(単位：円)

分類	適用条件	運賃
大人	・中学生から69歳まで	500
子ども	・未就学児	無料
	・小学生	300
高齢者	・70歳以上	300
障害者	・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ・戦傷病者手帳・被爆者健康手帳・指定難病医療受給者証 ・特定疾患医療受給者証・指定疾患医療受給者証 ・川越市小児慢性特定疾病医療受給者証 ・自立支援医療受給者証 のいずれかを所持	300
	・障害者手帳等を所持している小学生	150
	・障害者の介護者（1名もしくは2名）	300
未登録の同乗者（市外・市内いずれも）		500

(2) 利用状況

(単位：人)

年度	一般	70歳以上	障害者等	小学生以下	計
令和元年度	425	4,218	146	136	4,925
令和2年度	647	7,062	275	257	8,241
令和3年度	737	8,744	661	241	10,383

※ 「障害者等」は、障害者、障害児、障害者の介護者の合計。

※ 「小学生以下」は、小学生と未就学児の合計。

※ 70歳以上の障害者は「70歳以上」に含まれる。

3 自転車シェアリング事業

中心市街地における回遊性の向上による賑わいの創出、既存公共交通機関を補完することによる観光客や市民の利便性の向上、自動車から自転車への利用転換による自動車交通量の削減等を図るため、自転車シェアリング事業を実施している。また、令和元年度より、観光客の更なる回遊性向上と地域における多様な移動手段確保のため、地域核となる駅を中心に、中心市街地以外でも展開している。

(1) 利用料金

15分あたり：60円（1日上限料金：1,000円）※令和4年3月31日時点

(2) 利用状況

年度	利用回数（回）	サイクルステーション数（箇所） （民間ステーションを含む）	現金対応窓口 （箇所）
令和元年度	86,752	30	2
令和2年度	85,721	47	2
令和3年度	131,100	52	2

V 都市公園

1 都市計画決定公園

番号	名 称		所在地	種別	
	番号	名前			ふりがな
1	2・2・01	氷川公園	ひかわこうえん	宮下町1丁目11-9	街区
2	2・2・02	南台かすみ公園	みなみだいかすみこうえん	南台2丁目10	街区
3	2・2・03	南台ふじみ公園	みなみだいふじみこうえん	南台3丁目5	街区
4	2・2・04	清水町公園	しみずちょうこうえん	清水町3-3	街区
5	2・2・05	熊野町公園	くまのちょうこうえん	熊野町11-1	街区
6	2・2・06	霞ヶ関東第一公園	かすみがせきひがしだいいちこうえん	霞ヶ関東3丁目7-1	街区
7	2・2・07	霞ヶ関東第二公園	かすみがせきひがしだいにこうえん	霞ヶ関東4丁目15-1	街区
8	2・2・08	霞ヶ関東第三公園	かすみがせきひがしだいさんこうえん	霞ヶ関東4丁目21-1	街区
9	2・2・09	霞ヶ関東第四公園	かすみがせきひがしだいやんこうえん	霞ヶ関東5丁目21	街区
10	2・2・10	霞ヶ関東第五公園	かすみがせきひがしだいごこうえん	霞ヶ関東5丁目12-1	街区
11	2・2・11	水久保第一公園	みずくぼだいいちこうえん	かすみ野1丁目10	街区
12	2・2・12	水久保第二公園	みずくぼだいにこうえん	かすみ野2丁目13	街区
13	2・2・13	水久保第三公園	みずくぼだいさんこうえん	かすみ野3丁目6	街区
14	2・2・14	水久保第四公園	みずくぼだいやんこうえん	かすみ野1丁目25	街区
15	2・2・15	水久保第五公園	みずくぼだいごこうえん	かすみ野3丁目21	街区
16	2・2・16	水久保第六公園	みずくぼだいろくこうえん	大字笠幡字水久保85-251	街区
17	2・2・17	水久保第七公園	みずくぼだいななこうえん	大字笠幡字水久保85-249	街区
18	2・2・18	藤原町第一公園	ふじわらちょうだいいちこうえん	藤原町15-4	街区
19	2・2・19	藤原町第二公園	ふじわらちょうだいにこうえん	藤原町18-6	街区
20	2・2・20	吉田公園	よしだこうえん	大字吉田字堤内631-1	街区

(令和4年4月1日現在)

地区	区域	当初計画決定 最終計画変更		当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (ha)	公告年月日	面積 (㎡)	公告年月日		
本庁	A	0.15	S26.11.9 H23.10.12	4,700 1,495	S51.11.20 H24.3.31	S31.10.15 H24.3.31	
大東	A	0.31	S42.1.18 S52.11.28	3,151	S51.11.20	S42.4.1	
大東	A	0.53	S42.1.18 S52.11.28	5,399	S51.11.20	S42.4.1	
高階	A	0.13	S52.11.28	1,314	S51.11.20	S43.4.1	
高階	A	0.15	S52.11.28	1,485 1,401	S51.11.20 H7.3.31	S43.4.1 —	
霞北	A	0.05	S52.11.28	538 539	S51.11.20 —	S45.1.13 (H16.3.31)	
霞北	A	0.07	S52.11.28	693 693	S51.11.20 H7.3.31	S45.1.13 —	
霞北	A	0.12	S52.11.28	1,150 1,151	S51.11.20 H14.3.29	S45.1.13 H14.4.1	
霞北	A	0.10	S52.11.28	1,037 1,038	S51.11.20 —	S45.1.13 (H16.3.31)	
霞北	A	0.08	S52.11.28	784 785	S51.11.20 —	S45.1.13 (H16.3.31)	
霞関	A	0.42	S52.11.28	4,213 4,211	S51.11.20 —	S47.7.26 (H16.3.31)	
霞関	A	0.25	S52.11.28	2,537 2,539	S51.11.20 —	S47.7.26 (H16.3.31)	
霞関	A	0.09	S52.11.28	868	S51.11.20	S47.7.26	
霞関	A	0.09	S52.11.28	869	S51.11.20	S47.7.26	
霞関	A	0.10	S52.11.28	955 954	S51.11.20 —	S47.7.26 (H16.3.31)	
霞関	A	0.09	S52.11.28	865 863	S51.11.20 —	S47.11.14 (H16.3.31)	
霞関	A	0.12	S52.11.28	1,198 1,199	S51.11.20 —	S47.11.14 (H16.3.31)	
高階	A	0.26	S52.11.28	2,641 2,375	S51.11.20 —	S48.4.24 (H16.3.31)	
高階	A	0.15	S52.11.28	1,931 1,925	S51.11.20 H25.3.29	S48.4.24 H25.3.29	
名細	(C)	0.16	S52.11.28	1,783 1,775	S54.5.16 —	S53.3.25 (H16.3.31)	一部河川区域

番号	名 称		所 在 地	種 別
	番 号	名 前 ふ り が な		
21	2・2・21	稲荷町公園 いなりちょうこうえん	稲荷町9-2	街区
22	2・2・22	並木新町公園 なみきしんまちこうえん	並木新町15	街区
23	2・2・23	脇田本町公園 わきたほんちょうこうえん	脇田本町11-32	街区
24	2・2・24	的場たぬき山公園 まとばたぬきやまこうえん	的場1丁目19	街区
25	2・2・25	的場原公園 まとばはらこうえん	的場2丁目17	街区
26	2・2・26	的場若宮公園 まとばわかみやこうえん	的場1丁目9-1	街区
27	2・2・27	鯨井新田公園 くじらいしんでんこうえん	吉田新町3丁目19	街区
28	2・2・28	上郷公園 かみごうこうえん	吉田新町3丁目7	街区
29	2・2・29	稲荷公園 いなりこうえん	吉田新町2丁目6-1	街区
30	2・2・30	下丹草公園 しもたんぞうこうえん	川鶴1丁目17-1	街区
31	2・2・31	上丹草公園 かみたんぞうこうえん	川鶴3丁目5	街区
32	2・2・32	白山西原公園 はくさんにしはらこうえん	大字小堤字白山西原748-1	街区
33	2・2・33	氷川町公園 ひかわちょうこうえん	氷川町78、79-2	街区
34	3・3・01	笠幡公園 かさはたこうえん	川鶴2丁目7	近隣
35	4・4・01	御伊勢塚公園 おいせづかこうえん	伊勢原町3丁目3	地区
36	5・5・01	川越（水上）公園 かわごえ（すいじょう）こうえん	大字池辺880	総合
		川越（水上）公園（2次区域） かわごえ（すいじょう）こうえん	大字池辺880	都緑
37	5・4・02	なぐわし公園 なぐわしこうえん	大字鯨井1216	総合
38	6・4・01	初雁公園 はつかりこうえん	郭町2丁目13-1	運動
39	6・5・02	川越運動公園 かわごえうんどうこうえん	大字下老袋字清蔵野388-1	運動
40	1	竹野緑地 たけのりよくち	大字竹野18	緩衝
計				

地区	区域	当初計画決定 最終計画変更		当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (ha)	公告年月日	面積 (㎡)	公告年月日		
高階	A	0.09	S52. 11. 28	886 772	S51. 11. 20 —	S43. 4. 1 (H16. 3. 31)	
南古	A	0.30	S52. 11. 28	3,009 3,012	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	
本庁	A	0.06	S52. 11. 28	617	S59. 3. 31	S59. 4. 1	
霞関	A	0.39	S52. 11. 28	3,918 3,920	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	
霞関	A	0.37	S52. 11. 28	3,686 3,688	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	
霞関	A	0.20	S52. 11. 28	2,003	S59. 3. 31	S59. 4. 1	
名細	A	0.28	S54. 12. 10	2,798 2,800	S62. 3. 31 —	S62. 4. 1 (H16. 3. 31)	
名細	A	0.26	S54. 12. 10	2,600 2,601	S62. 3. 31 —	S62. 4. 1 (H16. 3. 31)	
名細	A	0.27	S54. 12. 10	2,743 3,012	S62. 3. 31 —	S62. 4. 1 (R3. 3. 31)	一部借地
霞関	A	0.27	S54. 12. 10	2,750 2,976	S62. 3. 31 —	S62. 4. 1 (R3. 3. 31)	一部借地
霞関	A	0.25	S54. 12. 10	2,499 2,501	S62. 3. 31 —	S62. 4. 1 (H16. 3. 31)	
名細	C	0.07	S58. 8. 19	659 659	S59. 3. 31 H 7. 3. 31	S59. 4. 1 —	
本庁	A	0.32	H23. 10. 12	3,216	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
霞関	A	2.20	S54. 12. 25	21,859 21,860	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	
霞北	A	4.40	S62. 11. 17	44,220	H 2. 7. 18	H 2. 8. 1	
大東	C	28.40	S59. 3. 16	284,000	S63. 7. 2	S63. 7. 2	
		44.60	H 3. 12. 27	396,000	H17. 3. 31	H17. 3. 31	
名細	I	8.30	H20. 9. 5	20,891 53,698	H24. 8. 1 H28. 3. 31	H24. 8. 1 (H28. 3. 31)	
本庁	A	4.80	S26. 11. 9 S52. 11. 22	44,854 44,757	S51. 11. 20 H25. 3. 29	S31. 10. 25 (H25. 3. 29)	一部借地
古谷	I	13.50	S59. 1. 17	51,000 135,000	H 4. 9. 25 H13. 3. 31	H 4. 10. 1 H13. 4. 1	
名細	G	1.20	S55. 9. 19	11,526 11,522	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	
		85.55		773,378			

2 都市計画未決定公園

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
1	喜多院公園	きたいんこうえん	小仙波町1丁目20-6	街区
2	赤間川公園	あかまがわこうえん	末広町3丁目3-8	街区
3	上久保公園	かみくぼこうえん	南大塚5丁目4-2	街区
4	霞ヶ関北第二公園	かすみがせききただいここうえん	霞ヶ関北6丁目21-8	街区
5	砂新田公園	すなしんでんこうえん	砂新田2丁目13	街区
6	宮元町公園	みやもとちょうこうえん	宮元町10-10	街区
7	芳野台北公園	よしのだいきたこうえん	芳野台1丁目103-71	街区
8	浮島公園	うきしまこうえん	久保町17-1	街区
9	笠幡台公園	かさはただいこうえん	大字笠幡字大笠2735-10	街区
10	桜堤公園	さくらづつみこうえん	大字南田島字入合2503-43	街区
11	緑ヶ丘公園	みどりがおかこうえん	南大塚5丁目13-1	街区
12	並木北田第一公園	なみききただいいちこうえん	大字並木字北田94-18	街区
13	並木北田第二公園	なみききただいここうえん	大字並木字北田13-72	街区
14	霞ヶ関北第一公園	かすみがせききただいいちこうえん	霞ヶ関北3丁目19-1	街区
15	平野公園	ひらのこうえん	中台3丁目5-4	街区
16	富士見五反町公園	ふじみごたんまちこうえん	広谷新町16-2	街区
17	富士見六地藏公園	ふじみろくじぞうこうえん	広谷新町41-4	街区
18	山伝公園	さんでんこうえん	大字笠幡字山伝156-8	街区
19	岸町公園	きしまちこうえん	岸町3丁目26-45	街区
20	番匠屋敷公園	ばんしょうやしきこうえん	豊田町1丁目6-7	街区
21	みよしの公園	みよしのこうえん	大字吉田字堤内685-1	街区
22	あおい公園	あおいこうえん	上戸新町36-5	街区
23	諏訪町公園	すわちようこうえん	諏訪町12-11	街区
24	歌声の杜公園	うたごえのもりこうえん	砂新田1丁目15	街区
25	的場台公園	まとばだいこうえん	大字的場字台910-3	街区

(令和4年4月1日現在)

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
本庁	A	1,985	S51. 11. 20	S47. 8. 1	全域借地
本庁	A	751	S51. 11. 20	S48. 9. 15	全域借地
大東	A	664 660	S51. 11. 20 H23. 3. 31	S48. 2. 12 (H23. 3. 31)	
霞北	A	813 816	S51. 11. 20 —	S49. 2. 14 (H16. 3. 31)	
高階	A	1,852	S54. 12. 22	S54. 12. 1	
本庁	A	1,388	S54. 5. 16	S54. 4. 3	全域借地
芳野	G	9,008 8,997	S56. 8. 29 —	S56. 9. 1 (H16. 3. 31)	
本庁	A	2,358 1,263	S59. 3. 31 H30. 3. 30	S59. 4. 1 (H30. 3. 30)	全域借地
霞関	G	507	S59. 3. 31 H17. 3. 31	S59. 4. 1	
南古	C	396 651	S59. 3. 31 H18. 3. 31	S59. 4. 1 H18. 3. 31	
大東	A	330 334	S59. 3. 31 H23. 3. 31	S59. 4. 1 (H23. 3. 31)	
南古	A	241 243	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	
南古	A	202 201	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	
霞北	A	302 302	S59. 3. 31 H 7. 3. 31	S59. 4. 1 —	
福原	A	535 539	S59. 3. 31 H17. 3. 31	S59. 4. 1 —	
名細	A	681 677	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	
名細	A	2,611 3,264	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	一部借地
霞関	A	238 238	S59. 3. 31 H 7. 3. 31	S59. 4. 1 —	
本庁	A	130 131	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	
大東	A	728 731	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	
名細	A	5,149 5,149	S59. 3. 31 H19. 3. 30	S59. 4. 1 H19. 3. 31	一部河川区域
名細	A	2,620 3,050	S59. 3. 31 H26. 3. 4	S59. 4. 1 H26. 3. 4	
高階	A	504 346	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	
高階	A	4,519 4,503	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H15. 4. 1)	
霞関	A	2,272 2,233	S59. 3. 31 H15. 3. 31	S59. 4. 1 H15. 4. 1	全域道路占用

番号	名 称		所 在 地	種 別
	名 前	ふ り が な		
26	南田島北田公園	みなみたじまきただこうえん	大字南田島字北田 583-3	街区
27	西山公園	にしやまこうえん	大字笠幡字西山 4021-2	街区
28	滝ノ下公園	たきのしたこうえん	大字大仙波字滝ノ下 1277-1	街区
29	今福武蔵野第三公園	いまふくむさしのだいさんこうえん	中台1丁目9-3	街区
30	今福武蔵野第一公園	いまふくむさしのだいいちこうえん	中台元町2丁目10-28	街区
31	江遠島公園	えとうじまこうえん	大字古谷上字江遠島 6083-6	街区
32	並木西町公園	なみきにしまちこうえん	並木西町16	街区
33	中台第一公園	なかだいだいいちこうえん	中台2丁目10-16	街区
34	西裏公園	にしうらこうえん	大字小ヶ谷字西裏 253-1 地先	街区
35	西堤公園	にしづつみこうえん	大字南田島字堤外 2045-6	街区
36	旭町第一公園	あさひちょうだいいちこうえん	旭町2丁目8-7	街区
37	男塚公園	おとこづかこうえん	大字木野目字江川 1877	街区
38	今福武蔵野第二公園	いまふくむさしのだいにこうえん	中台元町2丁目4-8	街区
39	的場新町公園	まとばしんまちこうえん	的場新町4-2	街区
40	春日第一公園	かすがだいいちこうえん	大字小堤字春日 62-272	街区
41	春日第二公園	かすがだいにこうえん	大字小堤字春日 62-275	街区
42	春日第三公園	かすがだいさんこうえん	大字小堤字春日 62-8	街区
43	春日第四公園	かすがだいよんこうえん	大字小堤字春日 62-7	街区
44	濯紫公園	たくしこうえん	喜多町8-10	街区
45	おなぼり山公園	おなぼりやまこうえん	伊勢原町1丁目10	街区
46	かすみ野公園	かすみのこうえん	伊勢原町2丁目20	街区
47	田神公園	たがみこうえん	大字笠幡字東田神 4688	街区
48	芳野台第一公園	よしのだいだいいちこうえん	芳野台1丁目103-56	街区
49	芳野台第二公園	よしのだいだいにこうえん	芳野台1丁目103-42	街区
50	小ヶ谷公園	おがやこうえん	大字小ヶ谷字堤内 673 地先	街区
51	弁天公園	べんてんこうえん	大字的場字弁天 1425-1	街区
52	松郷公園	まつごうこうえん	問屋町12-1	街区

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
南古	G	1,772 2,273	S59. 3.31 H11. 3.31	S59. 4. 1 H11. 4. 1	一部道路占用
霞関	(C)	1,497 1,497	S59. 3.31 H 7. 3.31	S59. 4. 1 —	
本庁	I	3,315 3,426	S59. 3.31 —	S59. 4. 1 (H15. 4. 1)	
福原	A	296 295	S59. 3.31 —	S59. 4. 1 (H16. 3.31)	
福原	A	96 96	S59. 3.31 H 7. 3.31	S59. 4. 1 —	
古谷	C	3,842 3,847	S59. 3.31 —	S59. 4. 1 (H16. 3.31)	
南古	A	2,849 2,850	S59. 3.31 —	S59. 4. 1 (H16. 3.31)	
福原	G	115 116	S62. 3.31 —	S62. 4. 1 (H16. 3.31)	
本庁	(C)	1,955 1,956	S62. 3.31 —	S62. 4. 1 (H16. 3.31)	河川区域
南古	<G>	861	S62. 3.31	S62. 4. 1	
本庁	A	944 941	S62. 3.31 H16. 3.30	S62. 4. 1 H16. 3.31	
南古	I	820 822	S62. 3.31 —	S62. 4. 1 (H16. 3.31)	
福原	A	144 144	S63. 3.31 H 7. 3.31	S57. 7. 9 —	
霞北	A	2,114	H 1. 2.17	H 1. 2.17	
名細	A	998 997	H 1. 4.11 —	H 1. 4. 1 (H16. 3.31)	
名細	A	701	H 1. 4.11	H 1. 4. 1	
名細	A	685 688	H 1. 4.11 —	H 1. 4. 1 (H16. 3.31)	
名細	A	88	H 1. 4.11	H 1. 4. 1	
本庁	A	433 3,803	H 1. 5.29 —	H 1. 6. 1 (H16. 3.31)	
霞北	A	2,500	H 2. 7.18	H 2. 8. 1	
霞北	A	2,500	H 2. 7.18	H 2. 8. 1	
霞関	C	587 1,091 1,057	H 3. 6. 3 — —	H 3. 6. 1 (H16. 3.31) (R3. 3.31)	一部借地
芳野	G	1,500 1,499	S56. 8.29 —	S56. 9. 1 (H16. 3.31)	
芳野	G	2,628 2,450	S56. 8.29 —	S56. 9. 1 (H15. 4. 1)	
本庁	I	3,511 2,661	S59. 3.31 H15. 3.31	S59. 4. 1 H15. 4. 1	河川区域
霞関	A	2,396 2,391	H 1. 4.11 —	H 1. 4. 1 (H16. 3.31)	
本庁	I	3,605 3,607	H 1. 4.11 —	H 1. 4. 1 (H16. 3.31)	

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
53	明神淵公園	みょうじんぶちこうえん	大字的場字明神淵 3032 地先	街区
54	伊勢原第一公園	いせはらだいいちこうえん	伊勢原町 1 丁目 22	街区
55	伊勢原第二公園	いせはらだいにこうえん	伊勢原町 1 丁目 14	街区
56	伊勢原第三公園	いせはらだいさんこうえん	伊勢原町 1 丁目 1	街区
57	伊勢原第四公園	いせはらだいやんこうえん	伊勢原町 2 丁目 3	街区
58	やえがき公園	やえがきこうえん	大字小堤字夜幣賀伎 297-1	街区
59	南之台公園	みなみのだいこうえん	大字砂新田字南之台 381-2	街区
60	砂新田武蔵野公園	すなしんでんむさしのこうえん	大字砂新田字武蔵野元大仙波分 1764-2	街区
61	石原町公園	いしわらまちこうえん	石原町 1 丁目 27-8	街区
62	前原公園	まえはらこうえん	大字笠幡字東前原 61-33	街区
63	新田第一公園	しんでんだいいちこうえん	大字笠幡字新田 2708-13	街区
64	よつや公園	よつやこうえん	四都野台 4-5	街区
65	すぎなみ公園	すぎなみこうえん	四都野台 20	街区
66	春日第五公園	かすがだいがこうえん	大字小堤字春日 152-20	街区
67	上野田町公園	かみのだまちこうえん	上野田町 17-14	街区
68	諏訪前公園	すわまえこうえん	大字藤間字諏訪前 392-12	街区
69	ひかんした公園	ひかんしたこうえん	大字的場字飛樋下 1590-3	街区
70	小仙波町公園	こせんばまちこうえん	小仙波町 2 丁目 44-70	街区
71	並木大クス公園	なみきおおくすこうえん	大字並木字中田 267-2	街区
72	天王公園	てんのうこうえん	大字上戸 141	街区
73	中耕地公園	なかごうちこうえん	豊田町 2 丁目 20-11	街区
74	大町公園	おおまちこうえん	大字笠幡字東前原 55-17	街区
75	西原公園	にしはらこうえん	大字鯨井字西原 1515	街区
76	府川公園	ふかわこうえん	大字府川字東府川 1333-57	街区
77	中台第二公園	なかだいだいにこうえん	むさし野南 11-10	街区
78	富士見町公園	ふじみちょうこうえん	富士見町 28-1	街区
79	霞ヶ関東第六公園	かすみがせきひがしだいろうこうえん	霞ヶ関東 5 丁目 7-5	街区

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
霞関	(C)	3,323 3,414	H 1. 5. 23 —	H 1. 5. 1 (H15. 4. 1)	河川区域
霞北	A	312	H 2. 7. 18	H 2. 8. 1	
霞北	A	521	H 2. 7. 18	H 2. 8. 1	
霞北	A	562	H 2. 7. 18	H 2. 8. 1	
霞北	A	534	H 2. 7. 18	H 2. 8. 1	
名細	<I>	1,602 1,565	H 6. 4. 1 —	H 6. 4. 1 (H15. 4. 1)	
高階	A	1,542 1,616	H 6. 4. 1 —	H 6. 4. 1 (H15. 4. 1)	全域借地
高階	A	165 165	H 6. 4. 1 H 7. 3. 31	H 6. 4. 1 —	
本庁	A	108	H 6. 4. 1	H 6. 4. 1	
霞関	A	209	H 6. 4. 1	H 6. 4. 1	
霞関	I	250	H 6. 4. 1 H20. 3. 31	H 6. 4. 1	
大東	A	2,623 2,625	H 6. 7. 1 —	H 6. 7. 1 (H16. 3. 31)	
大東	A	1,300	H 6. 7. 1	H 6. 7. 1	
名細	(C)	2,040 1,986	H 6. 4. 1 —	H 6. 4. 1 (H15. 4. 1)	河川区域
本庁	A	131	H 7. 7. 1	H 7. 7. 1	
高階	A	166	H 7. 7. 1	H 7. 7. 1	
霞関	A	570 571	H 7. 7. 1 —	H 7. 7. 1 (H16. 3. 31)	
本庁	A	160	H 8. 3. 29	H 8. 4. 1	
南古	G	813 812	H 9. 3. 31 —	H 9. 4. 1 (H16. 3. 31)	
名細	A	2,358 2,434	H 9. 4. 18 —	H 9. 4. 19 (H15. 4. 1)	全域借地
大東	G	730	H10. 3. 31	H10. 4. 1	
霞関	A	1,000	H11. 3. 31	H11. 4. 1	
名細	A	2,127 2,421	H12. 3. 31 H23. 3. 31	H12. 4. 1 H23. 3. 31	一部借地
山田	I	142	H12. 3. 31	H12. 4. 1	
福原	A	267 273	H12. 3. 31 —	H12. 4. 1 (H18. 3. 31)	
本庁	A	971 968	H13. 3. 30 —	H13. 4. 1 (H18. 3. 31)	全域借地
霞北	A	726 727	H13. 3. 30 —	H13. 4. 1 (H16. 3. 31)	

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
80	霞ヶ関北第三公園	かすみがせききただいさんこうえん	霞ヶ関北5丁目21-1	街区
81	八口公園	やつくちこうえん	大字寺山字八口134-7	街区
82	新宿町公園	あらじゅくまちこうえん	新宿町5丁目4-6	街区
83	下広谷南公園	しもひろやみなみこうえん	大字下広谷字大前1066-1	街区
84	往還上公園	おうかんうえこうえん	大字下広谷字往還上447-1	街区
85	中台第三公園	なかだいだいさんこうえん	南大塚6丁目12-23	街区
86	向ノ原公園	むこうのはらこうえん	南大塚6丁目12-13	街区
87	南久我原公園	みなみくがはらこうえん	大字古市場字南久我原407	街区
88	石橋公園	いしばしこうえん	大字菅間字石橋32-23	街区
89	萱場第一公園	かやばだいいちこうえん	南大塚6丁目26-25	街区
90	萱場第二公園	かやばだいにこうえん	南大塚6丁目23-20	街区
91	南田公園	みなみだこうえん	大字並木字南田822-7	街区
92	六角公園	ろっかくこうえん	大字木野目字六角1291-6	街区
93	旭町第二公園	あさひちょうだいにこうえん	旭町3丁目5-4	街区
94	寺尾後原公園	てらおせどはらこうえん	大字寺尾字後原275-6	街区
95	木染公園	きぞめこうえん	大字府川字木染59	街区
96	藤木町第一公園	ふじきちょうだいいちこうえん	藤木町1-1	街区
97	藤木町第二公園	ふじきちょうだいにこうえん	藤木町16-2	街区
98	藤木町第三公園	ふじきちょうだいさんこうえん	藤木町25-4	街区
99	中台第四公園	なかだいだいよんこうえん	中台2丁目12-21	街区
100	川端公園	かわばたこうえん	大字砂字川端186-13	街区
101	霞ヶ関北花の丘公園	かすみがせききたはなのおかこうえん	霞ヶ関北2丁目32-1	街区
102	みなみや公園	みなみやこうえん	岸町3丁目40-20	街区
103	青葉台公園	あおばだいくわん	大字砂新田(元南田島分)字武蔵野2554-2	街区
104	日東町公園	にっとうちょうこうえん	日東町24-2	街区
105	泉町公園	いずみちょうこうえん	泉町1-17	街区
106	新道公園	しんみちこうえん	大字今福字新道520-34	街区

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
霞北	A	1,785 1,787	H13. 3. 30 —	H13. 4. 1 (H16. 3. 31)	
山田	I	104	H13. 3. 30	H13. 4. 1	
本庁	A	772 793	H14. 3. 29 —	H14. 4. 1 (H16. 3. 31)	全域借地
名細	C	2,231	H14. 3. 29 H17. 3. 31	H14. 4. 1	一部借地
名細	I	247	H14. 3. 29	H14. 4. 1	
福原	<G>	170	H14. 3. 29	H14. 4. 1	
大東	<G>	80	H14. 3. 29	H14. 4. 1	
南古	I	1,611	H15. 3. 31	H15. 4. 1	全域借地
芳野	I	132	H15. 3. 31	H15. 4. 1	
大東	A	186	H15. 3. 31	H15. 4. 1	
大東	A	180	H15. 3. 31	H15. 4. 1	
南古	A	134	H15. 3. 31	H15. 4. 1	
南古	A	112	H15. 3. 31	H15. 4. 1	
本庁	A	687	H16. 3. 30	H16. 3. 31	一部借地
高階	A	952	H16. 3. 30	H16. 3. 31	一部借地
山田	I	927 933	H16. 3. 30 —	H16. 3. 31 (H18. 3. 31)	
南古	<G>	2,078	H16. 3. 30	H16. 3. 31	
南古	A	1,068	H16. 3. 30	H16. 3. 31	
南古	A	1,089	H16. 3. 30	H16. 3. 31	
福原	G	244	H16. 3. 30	H16. 3. 31	
高階	A	145	H16. 3. 30	H16. 3. 31	
霞北	A	3,377 3,378	H16. 5. 19 —	H16. 5. 22 (H19. 3. 31)	全域下水占用
本庁	A	996	H16. 5. 19	H16. 5. 22	
高階	A	1,661	H17. 3. 30	H17. 3. 31	
大東	I	561	H17. 3. 30	H17. 3. 31	
南古	A	847	H17. 3. 30	H17. 3. 31	
福原	I	118	H17. 3. 30	H17. 3. 31	

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
107	前若宮第二公園	まえわかみやだいにこうえん	大字的場字前若宮 565-19	街区
108	南田島西田公園	みなみたじまにしだこうえん	大字南田島字西田 220-3	街区
109	あさやま公園	あさやまこうえん	砂新田 1 丁目 7-26	街区
110	牛塚公園	うしづかこうえん	大字的場字牛塚 2470-8	街区
111	大仙波新田武蔵野公園	おおせんばしんでんむさしのこうえん	中台 1 丁目 3-11	街区
112	平野第二公園	ひらのだいにこうえん	大字今福字北平野 1104-24	街区
113	大袋新田山城上公園	おおふくろしんでんやましろかみこうえん	大字大袋新田字山城上 1015-17	街区
114	脇田新町公園	わきたしんまちこうえん	脇田新町 18-4	街区
115	石原町第二公園	いしはらまちだいにこうえん	石原町 2 丁目 37-1	街区
116	御野立の森公園	おのたちのもりこうえん	旭町 1 丁目 2-45	街区
117	おおばけうえ公園	おおばけうえこうえん	大字下赤坂字大塚上(元南大塚分) 1860-2	街区
118	下広谷健康ふれあいの森	しもひろやけんこうふれあいのもり	大字下広谷字古海道 875-1	街区
119	柳原公園	やなぎはらこうえん	大字古谷本郷下組字柳原 1610-16	街区
120	前田第一公園	まえだだいいちこうえん	大字久下戸字前田 3306-37	街区
121	今福武蔵野第四公園	いまふくむさしのだいよんこうえん	中台 1 丁目 10-20	街区
122	下二階公園	しもにかいこうえん	藤倉 2 丁目 5-26	街区
123	花見堂公園	はなみどうこうえん	大字鯨井字花見堂 1759-7	街区
124	中ツ敷島第一公園	なかつしきしまだいいちこうえん	大字小堤字中ツ敷島 599-19	街区
125	寺林公園	てらばやしこうえん	大字下広谷字寺林 900-91	街区
126	子ノ神前公園	ねのがみまえこうえん	大字下広谷字子ノ神前 1128-38	街区
127	鯨井後公園	くじらいうしろこうえん	大字鯨井字後 1115-29	街区
128	月吉町公園	つきよしまちこうえん	月吉町 16-15	街区
129	菅間西浦公園	すがまにしうらこうえん	大字菅間字西浦 650-3	街区
130	前田第二公園	まえだだいにこうえん	大字久下戸字前田 3195-19	街区
131	桑原公園	くわはらこうえん	大字砂字桑原 716-16	街区
132	前畑公園	まえはたこうえん	大字大袋字前畑 190-1	街区
133	萱場第三公園	かやばだいさんこうえん	南大塚 6 丁目 36-15	街区

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
霞関	A	110	H17. 3. 30	H17. 3. 31	
南古	I	1,312 1,313	H18. 3. 30 —	H18. 3. 31 (H19. 3. 31)	
高階	A	600	H18. 3. 30	H18. 3. 31	一部借地
霞関	A	520	H18. 3. 30	H18. 3. 31	
本庁	A	184 185	H18. 3. 30 —	H18. 3. 31 (H19. 3. 31)	
福原	(C)	310	H18. 3. 30	H18. 3. 31	
大東	A	118	H18. 3. 30	H18. 3. 31	
本庁	A	1,863	H19. 3. 30	H19. 3. 31	
本庁	A	2,653 910	H19. 3. 30 H28. 3. 31	H19. 3. 31 (H28. 3. 31)	全域借地
本庁	A	600	H19. 3. 30	H19. 3. 31	
福原	I	3,266 3,278	H19. 3. 30 —	H19. 3. 31	
名細	I	6,841	H19. 3. 30	H19. 3. 31	全域借地
古谷	I	1,032 1,033	H19. 3. 30 —	H19. 3. 31	
南古	I	109	H19. 3. 30 H20. 3. 31	H19. 3. 31	
福原	A	134	H19. 3. 30	H19. 3. 31	
大東	I	132 133	H19. 3. 30 —	H19. 3. 31	
名細	I	108	H19. 3. 30	H19. 3. 31	
名細	I	129	H19. 3. 30 H20. 3. 31	H19. 3. 31	
名細	C	127	H19. 3. 30	H19. 3. 31	
名細	C	126	H19. 3. 30	H19. 3. 31	
名細	I	247 246	H19. 3. 30 —	H19. 3. 31	
本庁	A	347	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
芳野	I	110	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
南古	I	103	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
高階	A	139 61	H20. 3. 31 H27. 3. 27	H20. 3. 31 (H27. 3. 27)	
大東	I	238	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
大東	C	100	H20. 3. 31	H20. 3. 31	

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
134	石川公園	いしかわこうえん	大字笠幡字石川 753-1	街区
135	中通公園	なかどおりこうえん	大字笠幡字中通 1578-9	街区
136	笠丹草公園	かさたんぞうこうえん	大字笠幡字笠丹草 1843-41	街区
137	入公園	いりこうえん	大字笠幡字入 1930-103	街区
138	半沢公園	はんざわこうえん	大字笠幡字半沢 2401-28	街区
139	新田第二公園	しんでんだいにこうえん	大字笠幡字新田 2716-58	街区
140	中道公園	なかみちこうえん	大字天沼新田字西中道 164-127	街区
141	中ツ敷島第二公園	なかつしきしまだいにこうえん	大字小堤字中ツ敷島 604-7	街区
142	里正久保公園	りしょうくぼこうえん	大字小堤字里正久保 632-19	街区
143	稲荷窪公園	いなりくぼこうえん	大塚新町 4	街区
144	鶴野公園	つるのこうえん	大塚新町 9	街区
145	鶴塚公園	つるづかこうえん	大塚新町 49	街区
146	旭野公園	あさひのこうえん	大塚新町 54	街区
147	東山公園	ひがしやまこうえん	大塚新町 57-3	街区
148	大塚新町公園	おおつかしんまちこうえん	大塚新町 17-5	街区
149	小室明の前公園	こむろあけのまえこうえん	大字小室字明の前 224-7	街区
150	鴨田中居田町公園	かもだなかいだまちこうえん	大字鴨田字中居田町 600-9	街区
151	渋井街道端公園	しぶいかいどうばたこうえん	大字渋井字街道端 890-19	街区
152	寺尾田成公園	てらおたなりこうえん	大字寺尾字田成 813-2	街区
153	中福赤峯公園	なかふくあかみねこうえん	大字中福字赤峯 28-39	街区
154	安比奈新田下ノ瀬戸公園	あいなしんでんしものせとこうえん	大字安比奈新田字下ノ瀬戸 131-26	街区
155	笠幡東脇公園	かさはたひがしわきこうえん	大字笠幡字東脇 762-5	街区
156	笠幡西芳地戸公園	かさはたにしほうじどこうえん	大字笠幡字西芳地戸 865-16	街区
157	笠幡笠丹草第二公園	かさはたかさたんぞうだいにこうえん	大字笠幡字笠丹草 1865-3	街区
158	笠幡久保公園	かさはたくぼこうえん	大字笠幡字久保 2556-16	街区
159	笠幡宿ヶ谷戸公園	かさはたやどかやとこうえん	大字笠幡字宿ヶ谷戸 3252-9	街区
160	笠幡後口公園	かさはたうしろくちこうえん	大字笠幡字後口 4084-8	街区

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
霞関	I	120	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
霞関	I	244	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
霞関	I	281	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
霞関	I	227	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
霞関	I	169	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
霞関	I	147	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
名細	I	686	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
名細	I	176	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
名細	I	115	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
大東	A	1,170	H20. 8. 1	H20. 8. 1	
大東	A	398	H20. 8. 1	H20. 8. 1	
大東	A	974	H20. 8. 1	H20. 8. 1	
大東	A	1,384	H20. 8. 1	H20. 8. 1	
大東	A	1,596	H20. 8. 1	H20. 8. 1	
大東	A	4,350	H20. 8. 1	H20. 8. 1	
本庁	I	169	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
芳野	I	182	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
南古	I	181	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
高階	C	118	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
福原	I	295	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
霞関	I	140	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
霞関	I	193	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
霞関	I	197	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
霞関	I	120	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
霞関	I	107	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
霞関	I	291	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
霞関	I	359	H21. 3. 31	H21. 3. 31	

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
161	広栄町公園	こうえいちょうこうえん	広栄町 23-4	街区
162	鴨田渚ノ上町公園	かもだふちのうえまちこうえん	芳野台 3 丁目 3-4	街区
163	笠幡東脇第二公園	かさはたひがしわきだいにこうえん	大字笠幡字東脇 1023-6	街区
164	笠幡久保第二公園	かさはたくぼだいにこうえん	大字笠幡字久保 2552-19	街区
165	下広谷古海道公園	しもひろやふるかいどうこうえん	大字下広谷字古海道 857-4	街区
166	城下町公園	しろしたまちこうえん	城下町 44-1	街区
167	牛子河原町公園	うしこかわらまちこうえん	大字牛子字河原町 98-32	街区
168	久下戸前田第三公園	くげどまえだだいさんこうえん	大字久下戸字前田 3114-16	街区
169	今福武蔵野第五公園	いまふくむさしのだいごこうえん	大字今福字武蔵野 1645-9	街区
170	今福萱野公園	いまふくかやのこうえん	大字今福字萱野 897-17	街区
171	かし野台公園	かしのだいこうえん	かし野台 1 丁目 12-50	街区
172	笠幡上新町公園	かさはたかみしんまちこうえん	大字笠幡字上新町 1650-57	街区
173	笠幡中西公園	かさはたなかにしこうえん	大字笠幡字中西 2441-71	街区
174	下広谷在家公園	しもひろやざいけこうえん	大字下広谷字在家 438-21	街区
175	下広谷古海道第二公園	しもひろやふるかいどうだいにこうえん	大字下広谷字古海道 852-9	街区
176	鯨井菅ノ谷公園	くじらいすがのやこうえん	大字鯨井字菅ノ谷 507-16	街区
177	南山田公園	みなみやまだこうえん	大字山田字東町 1779-1	街区
178	石田八ツ島町公園	いしだやつしままちこうえん	大字石田字八ツ島町 181-12	街区
179	新宿町第二公園	あらじゆくまちだいにこうえん	新宿町 5 丁目 13-76	街区
180	東田町第一公園	ひがしたまちだいいちこうえん	東田町 4-98	街区
181	鴨田中居田町第二公園	かもだなかいだまちだいにこうえん	大字鴨田字中居田町 541-7	街区
182	古谷上堤外公園	ふるやかみていがいこうえん	大字古谷上字堤外 5557-1	街区
183	牛子東町第二公園	うしこひがしまちだいにこうえん	大字牛子字東町 315-23	街区
184	萱沼上荻野公園	かいぬまかみおぎのこうえん	大字萱沼字上荻野 2294-16	街区
185	萱沼観音坂第一公園	かいぬまかんのんざかだいいちこうえん	大字萱沼字観音坂 2657-4	街区
186	久下戸前田第四公園	くげどまえだだいやんこうえん	大字久下戸字前田 3479-13	街区

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
本庁	A	645	H22. 3. 31	H22. 3. 31	
芳野	I	5,962	H22. 3. 31	H22. 3. 31	
霞関	I	122	H22. 3. 31	H22. 3. 31	
霞関	I	111	H22. 3. 31	H22. 3. 31	
名細	I	203	H22. 3. 31	H22. 3. 31	
本庁	A	477	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
南谷	I	274	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
南古	I	126	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
福原	I	157	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
福原	I	167	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
大東	I	152	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
霞関	I	123	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
霞関	I	201	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
名細	I	140	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
名細	I	242	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
名細	I	105	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
山田	A	2,399	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
山田	I	140	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
本庁	A	250	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
本庁	A	332	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
芳野	I	145	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
古谷	I	143	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
南古	I	181	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
南古	I	104	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
南古	I	155	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
南古	I	147	H24. 3. 31	H24. 3. 31	

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
187	古市場柳坪公園	ふるいちばやなぎつぼこうえん	大字古市場字柳坪 573-16	街区
188	下松原二軒家公園	しもまつばらにけんやこうえん	大字下松原字二軒家 491-24	街区
189	中福赤峯第二公園	なかふくあかみねだいにこうえん	大字中福字赤峯 28-47	街区
190	かし野台第二公園	かしのだいだいにこうえん	かし野台 1 丁目 13-48	街区
191	笠幡下新町第一公園	かさはたしもしんまちだいいちこうえん	大字笠幡字下新町 1736-94	街区
192	笠幡下新町第二公園	かさはたしもしんまちだいにこうえん	大字笠幡字下新町 1736-162	街区
193	笠幡中西第二公園	かさはたなかにしだいにこうえん	大字笠幡字中西 2450-9	街区
194	笠幡美留橋公園	かさはたびるばしこうえん	大字笠幡字美留橋 1970-23	街区
195	上戸龍光第一公園	うわどりゅうこうだいいちこうえん	大字上戸字龍光 384-5	街区
196	上戸龍光第二公園	うわどりゅうこうだいにこうえん	大字上戸字龍光 358-15	街区
197	吉田堀之内公園	よしだほりのうちこうえん	大字吉田字堀之内 87-18	街区
198	寺井柳橋町公園	てらいやなぎばしまちこうえん	大字寺井字柳橋町 245-17	街区
199	東田町第二公園	ひがしたまちだいにこうえん	東田町 4-155	街区
200	寺尾中田公園	てらおなかだこうえん	大字寺尾字中田 1063-18	街区
201	笠幡黒浜公園	かさはたくろはまこうえん	大字笠幡字黒浜 2973-24	街区
202	笠幡塚下公園	かさはたつかしたこうえん	大字笠幡字塚下 3296-30	街区
203	吉田新田公園	よしだしんでんこうえん	大字吉田字新田 13-4	街区
204	府川高畑公園	ふかわたかばたけこうえん	大字府川字高畑 1190-5	街区
205	東田町第三公園	ひがしたまちだいさんこうえん	東田町 4-228	街区
206	小室鶴塚公園	こむろつるづかこうえん	大字小室字鶴塚 41-1	街区
207	松郷第二公園	まつごうだいにこうえん	大字松郷字杉下町 741-17	街区
208	上寺山八咫町公園	かみてらやまやたまちこうえん	大字上寺山字八咫町 479-15	街区
209	山田東町公園	やまだひがしまちこうえん	大字山田字東町 1642-4	街区
210	今泉西河原公園	いまいずみにしかわらこうえん	大字今泉字西河原 195-8	街区
211	久下戸前田第五公園	くげどまえだだいごこうえん	大字久下戸字前田 3128-10	街区
212	砂新田四丁目公園	すなしんでんよんちょうめこうえん	砂新田 4 丁目 3-1	街区
213	寺尾関端公園	てらおせきばたこうえん	大字寺尾字関端 589-2	街区

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
南古	I	100	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
福原	I	111	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
福原	I	207	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
大東	I	118	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
霞関	I	299	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
霞関	I	265	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
霞関	I	195	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
霞関	I	113	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
名細	I	128	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
名細	I	317	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
名細	I	180	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
本庁	I	127	H24. 8. 1	H24. 8. 1	
本庁	A	1,000	H24. 8. 1	H24. 8. 1	
高階	C	137	H24. 8. 1	H24. 8. 1	
霞関	I	275	H24. 8. 1	H24. 8. 1	
霞関	I	162	H24. 8. 1	H24. 8. 1	
名細	C	186	H24. 8. 1	H24. 8. 1	
山田	I	201	H24. 8. 1	H24. 8. 1	
本庁	A	300	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
本庁	<(I)>	203	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
本庁	I	102	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
山田	I	147	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
山田	(I)	123	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
南古	I	181	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
南古	I	101	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
高階	A	1,306	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
高階	<(I)>	166	H25. 3. 29	H25. 3. 29	

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
214	笠幡笹原公園	かさはたささはらこうえん	大字笠幡字笹原 2660-32	街区
215	笠幡前大町公園	かさはたまえおおまちこうえん	大字笠幡字前大町 237-23	街区
216	中通第二公園	なかどおりだいにこうえん	大字笠幡字中通 1556-16	街区
217	里正久保第二公園	りしょうくぼだいにこうえん	大字小堤字里正久保 632-38	街区
218	通町公園	とおりまちこうえん	通町 16-3	街区
219	久下戸前田いずみ公園	くげどまえだいずみこうえん	大字久下戸字前田 3372-1	街区
220	萱沼観音坂第二公園	かいぬまかんのんざかだいにこうえん	大字萱沼字観音坂 2680-6	街区
221	新宿町第三公園	あらじゆくまちだいさんこうえん	新宿町 5 丁目 7-58	街区
222	今福甲山公園	いまふくかぶとやまこうえん	大字今福字甲山 730-134	街区
223	今福大沢公園	いまふくおおさわこうえん	大字今福字大沢 741-24	街区
224	中台第五公園	なかだいだいごこうえん	大字今福(元川越分)字中台 2849-27	街区
225	みどりの広場公園	みどりのひろばこうえん	大字的場字榎下 2857-1	街区
226	今成4丁目公園	いまなりよんちょうめこうえん	今成 4 丁目 7-29	街区
227	岸町1丁目公園	きしまちいっちょうめこうえん	岸町1丁目 25-129	街区
228	下松原鶴見野公園	しもまつばらつるみのこうえん	大字下松原字鶴見野 654-111	街区
229	今福萩野公園	いまふくはぎのこうえん	大字今福字萩野 866-4	街区
230	むさし野公園	むさしのこうえん	むさし野 1-74	街区
231	笠幡山伝南公園	かさはたさんでんみなみこうえん	大字笠幡字水久保 97-4	街区
232	笠幡山伝第二公園	かさはたさんでんだいにこうえん	大字笠幡字山伝 134-3	街区
233	小堤神明公園	こづつみしんめいこうえん	大字小堤字神明 387-33	街区
234	新宿町6丁目公園	あらじゆくまちろくちょうめこうえん	新宿町 6 丁目 4-2	街区
235	萱沼中萩野公園	かいぬまなかおぎのこうえん	大字萱沼字中萩野 2530-6	街区
236	中台元町1丁目公園	なかだいもとまちいっちょうめこうえん	中台元町 1 丁目 26-43	街区
237	中台南2丁目公園	なかだいまみなみにちょうめこうえん	中台南 2 丁目 8-17	街区
238	今福北野公園	いまふくきたのこうえん	大字今福字北野 702-28	街区
239	天沼新田水窪公園	あまぬましんでんみずくぼこうえん	大字天沼新田字水窪 253-21	街区
240	的場豊後山公園	まとばぶんごやまこうえん	大字的場字豊後山 2427-33	街区

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
霞関	I	148	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
霞関	<(I)>	120	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
霞関	I	103	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
名細	I	117	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
本庁	A	1,278	H26. 3. 31	H26. 3. 31	
南古	I	442	H26. 3. 31	H26. 3. 31	
南古	I	100	H26. 3. 31	H26. 3. 31	
本庁	A	140	H27. 3. 27	H27. 3. 27	
福原	A	487	H27. 3. 27	H27. 3. 27	
福原	G	179	H27. 3. 27	H27. 3. 27	
福原	A	163	H27. 3. 27	H27. 3. 27	
名細	A	1,044	H27. 3. 27	H27. 3. 27	
本庁	A	130	H28. 3. 31	H28. 3. 31	
本庁	A	130	H28. 3. 31	H28. 3. 31	
高階	A	480	H28. 3. 31	H28. 3. 31	
福原	G	178 451	H28. 3. 31 (H31. 3. 29)	H28. 3. 31 —	
大東	A	178	H28. 3. 31	H28. 3. 31	
霞関	A	1,077	H28. 3. 31	H28. 3. 31	
霞関	A	345	H28. 3. 31	H28. 3. 31	
名細	I	152	H28. 3. 31	H28. 3. 31	
本庁	A	800	H29. 3. 31	H29. 3. 31	全域借地
南古	I	146	H29. 3. 31	H29. 3. 31	
福原	G	110	H29. 3. 31	H29. 3. 31	
福原	A	118	H30. 3. 30	H30. 3. 30	
福原	A	111	H30. 3. 30	H30. 3. 30	
名細	C	140	H30. 3. 30	H30. 3. 30	
霞関	A	136	H30. 3. 30	H30. 3. 30	

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
241	小仙波八反田公園	こせんばはったんだこうえん	大字小仙波字八反田 817 番 1	街区
242	笠幡上野前公園	かさはたうえのまえこうえん	大字笠幡字上野前 3688 番 6	街区
243	砂久保上流公園	すなくぼかみながれこうえん	大字砂久保字上流 145 番 16	街区
244	今福萩野第二公園	いまふくはぎのだいにこうえん	大字今福字萩野 884 番 14	街区
245	旭町 1 丁目公園	あさひちょういっちょうめこうえん	旭町 1 丁目 20 番 8	街区
246	中台第六公園	なかだいだいろくこうえん	中台 3 丁目 17 番 78	街区
247	上戸龍光第三公園	うわどりゅうこうだいさんこうえん	大字上戸字龍光 328 番 1	街区
248	藤間開発公園	ふじまかいひつこうえん	大字藤間字開発 330 番 12	街区
249	芳野台南公園	よしのだいまなみこうえん	芳野台 1 丁目 3015-1	近隣
250	岸町健康ふれあい広場	きしまちけんこうふれあいひろば	岸町 3 丁目 32	近隣
251	高階南公共広場	たかしなみなみこうきょうひろば	大字砂新田字藤間裏坂下 465-1	近隣
252	スポーツパーク福原	すぽーつぱーくふくはら	大字今福字新道 1758-1	近隣
253	かほく運動公園	かほくうんどうこうえん	霞ヶ関北 6 丁目 30-1	近隣
254	伊佐沼公園	いさぬまこうえん	大字伊佐沼字沼田町 584	風致
255	仙波河岸史跡公園	せんばがししせきこうえん	仙波町 4 丁目 21-2	歴史
256	国指定史跡河越館跡史跡公園	くにしていせきかわごえやかたあとしせきこうえん	大字上戸字新田屋敷 195-1	歴史
257	川越城中ノ門堀跡	かわごえじょうなかのものぼりあと	郭町 1 丁目 8-6	歴史
258	クリアパーク	くれあぱーく	脇田町 10-1	広公
259	上戸緑地	うわどりょくち	大字的場字榎下 2870 地先	都緑
260	平塚緑地	ひらつかりょくち	大字平塚字家敷 30 地先	都緑
261	入間大橋緑地	いるまおおはしりょくち	大字中老袋字笹井 150 地先	都緑
262	雁見緑地	かりみりょくち	大字鯨井字犬竹 143 地先	都緑
263	並木北田緑地	なみききただりょくち	大字並木字北田 1-29	都緑
264	市民グラウンド	しみんぐらうんど	宮元町 23-22	都緑
265	山王久保緑地	さんのうくぼりょくち	大字上戸字山王久保 70-2	都緑
266	安比奈親水公園	あいなしんすいこうえん	大字安比奈新田字下屋舗附 140-1 地先	都緑
267	上江橋緑地	かみごうばしりょくち	大字古谷上字江遠島 7902 地先	都緑

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
本庁	I	4,791	H31. 3. 29	H31. 3. 29	
霞関	G	108	H31. 3. 29	H31. 3. 29	
福原	A	124	R2. 3. 31	R2. 3. 31	
福原	A	216	R2. 3. 31	R2. 3. 31	
本庁	A	5,938	R3. 3. 31	R3. 3. 31	
福原	A	267	R3. 3. 31	R3. 3. 31	
名細	A	159	R4. 3. 31	R4. 3. 31	
高階	A	177	R4. 3. 31	R4. 3. 31	
芳野	G	11,849	S56. 8. 29	S56. 9. 1	
本庁	A	9,312 9,692	H15. 3. 31	H15. 4. 1 (H30. 3. 30)	一部借地
高階	<(I)>	15,704	H19. 3. 30	H19. 3. 31	全域借地
福原	I	22,371	H20. 3. 31	H20. 3. 31	全域借地
霞北	A	11,220	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
芳野	I	3,179 29,443	S51. 11. 20 H16. 3. 30	S47. 10. 15 H16. 3. 31	
本庁	A	9,136 9,238	H16. 5. 19 H19. 3. 30	H16. 5. 22 H19. 3. 31	一部借地
名細	I	12,172	H21. 11. 13	H21. 11. 15	
本庁	A	1,078	H22. 4. 1	H22. 4. 1	
本庁	A	1,319	H14. 12. 6	H14. 12. 7	一部借地
名細	I	23,744 57,630	S51. 11. 20 H19. 3. 30	S45. 7. 19 H19. 3. 31	河川敷
名細	I	7,435 12,273	S51. 11. 20 H19. 3. 30	S46. 3. 1 H19. 3. 31	河川敷
古谷	I	79,704 81,562	S51. 11. 20 H25. 3. 29	S50. 11. 14 H25. 3. 29	河川敷
名細	I	5,388 6,859	S51. 11. 20 H19. 3. 30	S45. 6. 10 H19. 3. 31	河川敷
南古	A	421 421	S59. 3. 31 H 7. 3. 31	S59. 4. 1 —	
本庁	A	15,299	S63. 3. 31	S62. 4. 15	
名細	A	1,708 1,708	S59. 3. 31 H 7. 3. 31	S59. 4. 1 —	全域借地
霞関	I	83,290 184,979	S59. 4. 1 H26. 3. 31	S59. 4. 1 H26. 3. 31	河川敷
古谷	I	16,005 13,435	S59. 3. 31 H19. 3. 30	S59. 4. 1 H19. 3. 31	河川敷

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
268	寺山緑地	てらやまりよくち	大字上寺山字堤外 587-1 地先	都緑
269	増形緑地	ますかたりよくち	大字増形字外上河原 1236 番地先	都緑
270	霞ヶ関東緑地	かすみがせきひがしりよくち	上戸新町 37 地先	都緑
271	吉田新町緑地	よしだしんまちりよくち	川鶴 1 丁目 3	都緑
272	川鶴緑地	かわつるりよくち	川鶴 2 丁目 9	都緑
273	高階運動広場	たかしなうんどうひろば	大字砂字卯ノ木 451-1	都緑
274	八瀬大橋緑地	やせおおはしりよくち	大字的場字西念 3529 地先	都緑
275	江遠島緑地	えとうじまりよくち	大字古谷上字江遠島 6083-13	都緑
276	牛子東町公園	うしこひがしまちこうえん	大字牛子字東町 643-1	都緑
277	的場緑地	まとばりよくち	大字的場字西念 3510 地先	都緑
278	伊勢原緑地	いせはらりよくち	伊勢原町 5 丁目 4	都緑
279	城下公園	しろしたこうえん	城下町 47-1	都緑
280	菅間緑地	すがまりよくち	大字菅間 422	都緑
281	笹原町緑地	ささはらまちりよくち	大字鴨田字笹原町 3667	都緑
282	吉田白髭緑地	よしだしらひげりよくち	大字吉田字白髭 1225-1	都緑
283	萱沼びん沼公園	かいぬまびんぬまこうえん	大字萱沼字下芝野 2377-1	都緑
284	川越駅東口緑地	かわごええきひがしぐちりよくち	脇田町 109 地先	都緑
285	池辺公園	いけのべこうえん	大字池辺字山王 1302	都緑
計				

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
山田	I	41,744 42,217	S59. 3. 31 R2. 3. 31	S59. 4. 1 R2. 3. 31	河川敷
大東	I	8,892 8,892 6,778	S59. 3. 31 H 7. 3. 31 —	S59. 4. 1 — (H30. 3. 30)	一部借地、河川敷
霞北	C	17,256 25,045	S59. 3. 31 H19. 3. 30	S59. 4. 1 H19. 3. 31	河川敷
川鶴	A	6,009 6,334	S62. 3. 31 —	S62. 4. 1 (R3. 3. 31)	一部借地
川鶴	A	714 716	S62. 3. 31 —	S62. 4. 1 (H16. 3. 31)	
高階	A	8,551 8,014	S63. 3. 31 H20. 8. 1	S63. 4. 1 H20. 8. 1	
霞関	I	11,213 14,512	S63. 3. 31 H27. 3. 27	S62. 4. 1 (H27. 3. 27)	河川敷
古谷	C	1,308 1,352	S63. 3. 31 —	S58. 4. 5 (H16. 3. 31)	
南古	<I>	1,801 1,801	H 1. 5. 1 H 7. 3. 31	H 1. 5. 1 —	全域借地
霞関	I	26,556 27,048	H 1. 5. 23 H16. 3. 30	H 1. 5. 1 H16. 3. 31	河川敷
霞北	A	6,957 6,854	H 2. 7. 18 H16. 3. 30	H 2. 8. 1 H16. 3. 31	
本庁	I	5,598 3,539	H 4.10. 23 H25. 3. 29	H 4.11. 1 H25. 3. 29	全域借地
芳野	I	7,537	H 9. 5. 23	H 9. 5. 24	
古谷	I	3,847 3,845	H12. 3. 31 —	H12. 4. 1 (H16. 3. 31)	
名細	I	89 90	H13. 3. 30 —	H13. 4. 1 (H16. 3. 31)	
南古	I	13,000	H17. 3. 30	H17. 3. 31	河川敷
本庁	A	621	H19. 3. 30	H19. 3. 31	
大東	I	13,221 13,581	H21. 3. 31 H30. 3. 30	H21. 3. 31 H30. 3. 30	河川敷
		892,156			

公園の区域

	都 市 計 画 区 域 内					都市計画 区 域 外
	線 引 済 区 域			未 線 引 区 域		
	市 街 化 区 域		市 街 化 調 整 区 域	用 途 地 域	非 用 途 地 域	
	用 途 地 域	非 用 途 地 域				
D I D	A	B	C	D	E	F
非D I D	G	H	I	J	K	L

※ D I D（人口集中地区）とは、広い意味の市街地のことで人口密度の高い国政調査区（単位区）【人口密度1k㎡あたり約4000人以上】が隣接して人口5000人以上を有する地域。

※ 〈 〉：公園がD I D地域に接している場合 ()：公園が市街化区域に接している場合

3 都市公園種別総括表

(令和4年4月1日現在)

区 分	設 置 数	面 積 (㎡)
街 区 公 園	281	276,226
近 隣 公 園	6	92,697
地 区 公 園	1	44,220
総 合 公 園	2	449,698
運 動 公 園	2	179,757
風 致 公 園	1	29,443
歴 史 公 園	3	23,602
都市緑地・緩衝緑地	28	568,572
広 場 公 園	1	1,319
合 計	325	1,665,534

※ 川越（水上）公園（2次区域）は総合公園に計上する。

VI 建築指導行政

建築基準法に基づく建築確認及び許可事務が主たる業務であるが、このほかマンション等の中高層建築物の建築による近隣住民との日照紛争の早期解決を図り、住みよい街づくりのための指導を行っている。

1 建築物確認・許可状況

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
確 認 件 数	法第6条1～3号建築物(件)	市	7	2	2
		指定確認検査 機関報告受付	252	199	261
	法第6条4号建築物(件)	市	10	14	17
		指定確認検査 機関報告受付	1,487	1,433	1,481
	工 作 物 ・ 設 備 (件)	市	16	6	2
		指定確認検査 機関報告受付	63	55	52
	合 計 (件)	市	33	22	21
		指定確認検査 機関報告受付	1,802	1,687	1,794
	完了検査済証交付件数(件)	市	17	25	23
		指定確認検査 機関報告受付	1,682	1,698	1,601
許 可 件 数 (件)	市	27	27	47	

2 川越市建築審査会

建築基準法に規定する同意、審査請求に対する裁決及び特定行政庁の諮問に応じて調査審議するための機関として、昭和55年4月1日に設置された。(令和4年4月1日現在)

職 名	氏 名	任 期	備 考
会 長	松 本 弥 生	令和4年4月1日～令和6年3月31日	弁 護 士
委 員	高 岩 裕 也	〃	大 学 専 任 講 師
〃	浦 江 真 人	〃	大 学 教 授
〃	両 岡 哲 也	〃	元 川 越 市 職 員
〃	山 元 勇 気	〃	弁 護 士

VII 開発行為等の規制

1 開発行為の許可等の状況

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
都市計画法 第29条関係	市街化区域(件)	53	55	62
	市街化調整区域(件)	194	215	282
計(件)		247	270	344
都市計画法第43条関係(件)		36	40	51
その他の(件)		993	942	1,111
合計(件)		1,276	1,252	1,506

2 建築の許可状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
都市計画法第53条関係(件)	22	18	20

3 国土利用計画法の届出

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国土利用計画法第23条関係(件)	61	31	30

4 川越市開発審査会

開発許可制度の執行に係る審査等を行う地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の執行機関の
 附属機関として、平成15年4月1日に設置された。(令和4年4月1日現在)

職名	氏名	任期	備考	職名	氏名	任期	備考
委員	佐藤 恭子	R3.4.1~ R5.3.31	法律分野	委員	石川 秀夫	R3.4.1~ R5.3.31	農業分野
〃	原 敏成	R3.4.1~ R5.3.31	経済分野	〃	神山 藍	R3.4.1~ R5.3.31	都市計画分野
〃	宇津木 二郎	R4.4.1~ R5.3.31	行政分野	—	—	—	—

5 川越市ホテル等建築審議会

川越市ホテル等建築適正化条例に規定する旅館営業を目的とする建築の同意を審査する機関として、昭和 63 年 4 月 1 日に設置された。(令和 4 年 8 月 1 日現在)

職名	氏 名	任 期	備 考	職名	氏 名	任 期	備 考
委 員	猪 口 幸 隆	R4. 8. 1～ R6. 7. 31	住民の代表	委 員	神 田 賢 志	R4. 8. 1～ R6. 7. 31	住民の代表
”	堀 満	”	住民の代表	”	教 野 純 一	”	関係機関の代表
”	和 田 文 夫	”	関係機関の代表	”	丸 山 浩	”	関係機関の代表
”	佐 藤 恭 子	”	学識経験者	”	堀 川 昭 子	”	学識経験者

建設部

I 地籍調査事業

国土調査法に基づいて国土を正確に、そしてもれなく記録するための基礎調査が「地籍調査」である。具体的には、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界を調査し、測量を行い、その結果を地図及び簿冊に取りまとめる作業をいう。昭和45年から事業を実施し、令和4年4月1日現在までに38.68km²が実施済みである。

地籍調査

	調査筆数 (筆)	計画面積 (km ²)
令和元年度	981	0.14
令和2年度	263	0.10
令和3年度	822	0.14

II 道路と橋りょう

1 市道の推移

(各年4月1日現在)

区 分		年	令和2年	令和3年	令和4年	
未	舗	装	延長 (m)	393,418	392,930	392,293
			比率 (%)	24.60	24.55	24.49
舗	セ	メント	延長 (m)	6,577	7,109	7,109
			比率 (%)	0.41	0.44	0.44
装	ア	ス	延長 (m)	249,932	249,928	249,868
			比率 (%)	15.63	15.62	15.60
	フ	アル	延長 (m)	949,417	950,438	952,384
			比率 (%)	59.36	59.39	59.46
ト	系	延長 (m)	1,599,344	1,600,405	1,601,654	
		比率 (%)	100.00	100.00	100.00	
総	計					

※ 自転車・歩行者専用道路を除く。

2 市橋りょうの推移

(各年4月1日現在)

区 分		年	令和2年	令和3年	令和4年
永 久 橋	個 数		587	588	588
	橋 長 (m)		5,164	5,215	5,215
	面 積 (m ²)		37,844	37,835	37,914
非 永 久 橋	個 数		7	7	7
	橋 長 (m)		35	35	35
	面 積 (m ²)		87	87	87
総 数	個 数		594	595	595
	橋 長 (m)		5,199	5,250	5,250
	面 積 (m ²)		37,931	37,922	38,001

※ 横断歩道橋を除く。

3 市道内訳

(令和4年4月1日現在)

実 延 長 (m)	規格改良済 延 長 (m)	未 改 良 延 長 (m)	種 類 別			
			道路延長 (m)	橋りょう (m)		
				永 久 橋	非永久橋	合 計
1,601,654	727,751	873,902	1,596,404	5,215	35	5,250

※ 自転車・歩行者専用道路を除く。

(令和4年4月1日現在)

区 分	規 格 改 良 済 (m)				未 改 良 (m)		
	19.5m以上	13.0~19.5m	5.5~13.0m	5.5m未満	5.5m以上	3.5~5.5m	3.5m未満
幅 員 別	857	2,773	304,351	419,771	9,617	90,739	773,546

※ 自転車・歩行者専用道路を除く。

4 道路占用料

(平成10年4月1日適用)

占用の種別		単位		占用料
		数量	期間	
第1種電柱		1本	1年	1,000円
第2種電柱				1,600円
第3種電柱				2,200円
第1種電話柱				930円
第2種電話柱				1,500円
第3種電話柱				2,100円
その他の柱類				72円
共架電線その他上空に設ける線類		1m	1年	10円
地下に設ける電線その他の線類				5円
路上に設ける変圧器		1個	1年	700円
地下に設ける変圧器		1㎡		480円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個	1年	1,400円
郵便差出箱				600円
広告塔		1㎡	1年	4,400円
その他のもの				1,400円
諸 管 埋 設	外径が0.1m未満	1m	1年	83円
	外径が0.1m以上0.15m未満			120円
	外径が0.15m以上0.2m未満			160円
	外径が0.2m以上0.4m未満			330円
	外径が0.4m以上1m未満			830円
	外径が1m以上			1,600円
鉄道敷・アーケード等		1㎡	1年	1,400円
地下街及び地下室	階数が1のもの	1㎡	1年	Aに0.003を乗じて得た額
	階数が2のもの			Aに0.005を乗じて得た額
	階数が3以上のもの			Aに0.006を乗じて得た額
上空に設ける通路		1㎡	1年	2,900円
地下に設ける通路				1,500円
その他のもの				1,400円
露店、商品置場		1㎡	1月	440円
看板 (アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	1㎡	1月	440円
	その他のもの	1㎡	1年	4,400円
標識		1本	1年	1,100円
旗ざお		1本	1月	440円
幕(工事中施設を除く)		1㎡	1月	440円
アーチ	車道を横断するもの	1基	1年	44,000円
	その他のもの			22,000円
太陽光発電設備及び風力発電設備		1㎡	1年	1,400円
工事中足場・一時材料置場		1㎡	1月	440円
仮設建築物		1㎡	1月	140円
建築物	階数が1のもの	1㎡	1年	Aに0.006を乗じて得た額
	階数が2のもの			Aに0.009を乗じて得た額
	階数が3のもの			Aに0.011を乗じて得た額
	階数が4以上のもの			Aに0.013を乗じて得た額
その他のもの				Aに0.006を乗じて得た額

※ Aは、近傍類似の土地の時価を表す。

Ⅲ 街 路

1 歴史的地区環境整備街路

歴史的地区環境整備街路事業（歴みち事業）は、歴史的な町並みや道すじの保全などを街路整備によって行うもので、地域の魅力の向上や活性化を図り、同時に、居住環境を高めようとするものである。

本市の歴みち事業では、古い町並みや歴史的建造物が多く残っている北部市街地を「歴史的地区」と位置づけ、地区面積約130ha、地区内に点在する歴史的資産を結び回遊する歴史的道すじや既存の観光ルートなど16路線、総延長3,850mの歩行者系ネットワークの整備を進めている。

現在、地域特性をより活かしたまちづくりの観点から、社会資本整備総合交付金を活用して事業に取り組んでいる。これまで8路線の整備が完了しており、今後も地域のまちづくりと連携をとり、順次整備を進めていく予定である。

名 称	延 長 (m)	都市計画決定	施工年度
菓子屋横丁通り線	100	平成元年3月31日	平成2年度
養寿院門前通り線	120	〃	平成3年度
長喜院門前通り線	130	〃	〃
行伝寺門前通り線	100	〃	平成13年度
寺町通り線	430	平成11年4月9日	平成17～19年度
鐘つき通り線	180	〃	平成14年度
本町稲荷横丁通り線	150	〃	
同心町通り線	250	〃	
大正浪漫夢通り線	260	〃	平成12・15年度
立門前線	220	〃	令和元年度～
仲町蓮馨寺線	210	構想路線	
石原高沢橋線	120	〃	
連雀町新富町通線	350	〃	令和3・4年度
七曲り通り線	680	〃	
喜多院門前通り線	150	〃	平成25～27年度
喜多院外堀通り線	400	〃	令和元年度

※施工年度は、本体工事を実施した年度。

IV 道路環境の整備

1 道路の維持補修

道路を常時良好な状態に保つため、道路パトロールにて道路の状況を把握し、砂利道の砕石敷き、舗装道の補修、街路樹及び植樹帯の手入れ等を、直営及び請負工事にて行い、安全かつ円滑な交通の確保に努めている。

区分	年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		件数	延長(m)	件数	延長(m)	件数	延長(m)
歩道整備工事		3	492	4	784	-	-
舗装整備工事		7	2,060	3	770	3	598
側溝整備工事		2	181	1	120	1	108
敷砂利		147	—	104	—	97	—

2 電線類地中化事業

(1) 電線類地中化計画

国の電線類地中化事業については、昭和61年度からの「電線類地中化計画」(第一期)に始まり、平成3年度からの第二期計画、平成7年度からの第三期計画、さらに平成11年度からの「新電線類地中化計画」に続き、平成16年度からは「無電柱化推進計画」により事業の推進が図られている。「第三期電線類地中化計画」までは、比較的大規模な商業地域やオフィス街、さらに駅周辺地区など電力や通信の需要が高く、町並みが成熟している地区を主な整備対象としてきたが、「新電線類地中化計画」では、地域の活性化や良好な生活空間に対する要望が高まっていることを受け、中規模な商店街や住宅地の幹線道路、さらに景観の優れた地区等に整備の対象が拡大され、「無電柱化推進計画」では、これまでの幹線道路に加え新たに主要な非幹線道路も対象となった。

本市においては、これまで街路事業や土地区画整理事業等のほか、地元商店街が実施するモール化と併せ電線類の地中化を実施してきたが、今後も「無電柱化推進計画」の主旨に基づき事業を推進する。

(2) 電線類地中化の方式

① 電線共同溝方式

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、道路管理者が電線類を收容する管路設備を敷設する方式で、管路部とハンドホール等の特殊部で構成され、特殊部には通常、電力線と通信線の両方が收容される。また、道路法では道路附属物となる。

国庫補助対象事業であり、コスト削減のため構造に様々な工夫が提案されている。

② 自治体管路方式

自治体が管路設備を敷設し、電線管理者がこれを使用するもので、施工は電線事業者に委託して行う。管路部と特殊部で構成される点は電線共同溝と同じだが、自治体管路方式では、電力線と通信線は別々の設備に收容する。道路法では道路占用物となる。

路線名	都市計画道路名・通称等	道路延長 (m)	施工年度	総事業費 (円)	地中化方式
市道 0007 号線	—	270	平成元年度	—	単独地中化方式
市道 1169 号線	菓子屋横丁通り線	102	平成元年度	43,800,000	単独地中化方式
市道 1180 号線	養寿院門前通り線	108	平成 2 年度	44,760,000	単独地中化方式
市道 1183 号線	長喜院門前通り線	118	平成 3 年度	41,420,000	単独地中化方式
県道川越坂戸毛呂山線	中央通り線 (一番街)	490	平成 3 年度 平成 4 年度	745,484,000	単独地中化方式
市道 0009 号線	中央通り線	150	平成 4 年度	197,600,000	単独地中化方式
市道 1184 号線	行伝寺門前通り線	100	平成 4 年度	47,600,000	単独地中化方式
市道 1206 号線	鐘つき通り線	180	平成 5 年度	208,200,000	自治体管路方式
市道 0006 号線	川越駅南古谷線	264	平成 6 年度	254,000,000	自治体管路方式
市道 1342 号線	クレアモール	740	平成 7 年度 平成 8 年度 平成 9 年度	411,853,000 389,007,000 239,887,000	自治体管路方式
市道 0003 号線	本川越駅前通線	247	平成 9 年度 平成 10 年度	62,410,000 81,624,000	自治体管路方式
市道 1210 号線	大正浪漫夢通り線	180	平成 11 年度	173,530,000	自治体管路方式
市道 0010 号線	川越駅南大塚線	250	平成 13 年度 平成 14 年度 平成 15 年度	98,344,000 97,139,000 66,782,000	自治体管路方式
市道 0010 号線	川越駅南大塚線 (川越駅西口第二土地区画整理事業)	390	平成 14 年度 平成 15 年度 平成 16 年度	157,018,000 89,834,000 62,050,000	自治体管路方式
市道 1210 号線	大正浪漫夢通り線	110	平成 14 年度 平成 15 年度	111,240,000 5,371,000	自治体管路方式
市道 0001 号線	三田城下橋線	370	平成 14 年度 平成 15 年度 平成 16 年度	21,330,000 37,877,000 63,030,000	電線共同溝方式
市道 0008 号線	市内循環線	362	平成 14 年度 平成 16 年度 平成 18 年度 平成 27 年度 平成 28 年度～	48,700,000 14,740,000 33,169,000 26,852,000 62,136,000	電線共同溝方式
市道 0009 号線	—	440	平成 17 年度 平成 18 年度 平成 19 年度 平成 20 年度～	47,250,000 76,125,000 42,630,000 25,200,000	電線共同溝方式
市道 1179 号線	寺町通り線	430	平成 17 年度 平成 18 年度	53,534,000 38,850,000	電線共同溝方式
市道 0001 号線	三田城下橋線	340	平成 20 年度	99,274,000	電線共同溝方式
市道 0010 号線	川越駅南大塚線	700	平成 21 年度 平成 23 年度 平成 24 年度 平成 25 年度～	32,247,000 23,609,000 24,998,000 140,243,000	電線共同溝方式
市道 0010 号線	川越駅南大塚線	170	平成 24 年度 平成 25 年度	19,384,000 24,321,000	電線共同溝方式
市道 1399 号線 市道 1401 号線	喜多院門前通り線	150	平成 25 年度～	69,892,500	電線共同溝方式
市道 0003 号線	本川越駅前通り線	181	平成 26 年度 平成 27 年度	29,648,000 36,605,000	電線共同溝方式

V 河川整備

1 中小河川排水路整備

降雨対策及び生活環境の向上を図るため、中小河川排水路の改修整備を推進している。

○中小河川排水路整備事業

水路整備工事年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工事件数	6件	8件	8件
工事延長	204.7m	346.6m	432.0m

2 準用河川整備

浸水被害の解消及び生活環境の向上を図るため、準用河川の整備を推進している。

○準用河川整備事業

水路整備工事年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工事件数	6件	3件	3件
工事延長	169.5m	123.0m	100.0m

3 桜づつみ整備

河川環境の緑化と良好な水辺空間を形成し、地域住民に憩いの場を提供することを目的として平成3年度から入間川に桜づつみ整備事業を実施している。

平成13年度までに約1,350mの区間の盛土、植栽工事等の整備をし、平成16、17年度には、鯨井地区の約450mの区間の用地買収をし、平成18、19年度で盛土工事、平成20、21年度に植栽工事等の整備を完了した。

現在は植栽管理と市民利用施設の整備に努めている。

4 都市下水路

御成都市下水路は、九十川排水区内の市街化が急速に進み、流出量が増大し、在来水路に流入する雨量が増大した結果、浸水問題が生じたため、集水面積 500ha、管渠延長 3,540mを昭和 55 年度に認可を受け、平成 3 年度までに総事業費 23 億 4,300 万円で事業が完了した。

		御成都市下水路
施 工 期 間		昭和 55 年度～平成 3 年度
工 事 延 長		3,540m
集 水 面 積		500ha
計 画 流 量		14.940 m ³ /sec
総 事 業 費		2,343,000 千円
進 捗 率		100%
構 成 市		—

VI 公共建築物市有施設建設

安全で快適な建物を提供するため、利用者の立場に立ち、利便性等を考慮し、計画、設計、工事監理を行っている。

また、省エネ、環境対策を考慮するとともに、公共建設工事における品質の確保とコストの縮減を図っている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
建築工事完成件数（件）	53	30	23
設備工事完成件数（件）	43	53	30

Ⅶ 市 営 住 宅

1 構造別建設戸数

(令和4年4月1日現在)

年度	構造別	高層耐火構造 (戸)		中層耐火構造 (戸)			低層耐火構造 (戸)		準耐火構造 (戸)		木 造 (戸)		合 計 (戸)		
		借上	管理	建設	借上	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	借上	管理
昭和23～平成5		0	0	846	0	770	30	30	228	90	263	0	1,367	0	890
平成6		0	0	32	0	32	0	0	0	0	0	0	32	0	32
平成7		0	0	18	0	18	0	0	0	0	0	0	18	0	18
平成9		0	0	16	0	16	0	0	0	0	0	0	16	0	16
平成13		94	94	0	50	50	0	0	0	0	0	0	0	144	144
計	建設戸数	0		912			30		228		263		1,433		
	借上戸数	94		50			0		0		0		144		
	廃止等	0		76			0		138		263		477		
	管 理	94		886			30		90		0		1,100		

2 市営住宅の入居者募集

市営住宅の入居者募集は、7月に抽選方式、1月に申告登録方式により、年2回実施している。申告登録方式においては、申込みの内容により一定の基準にしたがって入居の順位を決めており、登録順位に従って入居者を決定している。

3 入居資格

(1) 共通要件(単身者向住戸については、②の要件除く)

- ① 川越市に住所があること。
- ② 現に同居し、又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む)があること。
ただし、親がありながら、兄弟、姉妹だけなど不自然な家族構成の方は申込みできない。
- ③ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
自己所有の住宅、独立行政法人都市再生機構住宅、特定優良賃貸住宅、住宅供給公社住宅、県営住宅、市町村営住宅に居住している方は原則として申込みできない。
- ④ 入居しようとする世帯全員の収入総額が、収入基準の範囲内にあること。
- ⑤ 申込者及び同居(しようとする)親族が暴力団員でないこと。

(2) 単身者向住戸要件

次のいずれかに該当する者であること。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除くものとする。

- ① 60歳以上の方。
- ② 1級～4級に該当する身体障害者の方。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている精神障害者又は、みどりの手帳等の交付を受けている知的障害者の方。
- ④ 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は、同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方。
- ⑤ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方。
- ⑥ 生活保護受給者又は、特定中国残留邦人等のうち支援給付受給者である方。
- ⑦ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方。
- ⑧ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方。
- ⑨ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する配偶者等からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する方。
 - ・ 婦人保護施設での保護が終了した日から5年を経過していない。
 - ・ 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない。

(3) 収入基準

前年度の収入が「収入基準早見表」にあてはまること。

一般世帯 158,000円以下

裁量階層 158,001円以上 214,000円以下

(4) 収入基準早見表（給与所得者が1人の場合）

		現に同居し又は同居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養者数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
年間 総 収 入 金 額	一般世帯 (円)	2,967,999以下	3,511,999以下	3,995,999以下	4,471,999以下	4,947,999以下	5,423,999以下
	裁量階層 (円)	3,887,999以下	4,363,999以下	4,835,999以下	5,311,999以下	5,787,999以下	6,263,999以下

※ 裁量階層の早見表は、給与所得者が1人で本人が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「18歳未満または60歳以上」である場合をモデル世帯として算出している。入居される方の世帯構成により異なる。

(5) 裁量階層

次の表のいずれかに該当する世帯は、一般世帯に比べ収入基準が緩和される。

高 齢 者 世 帯	申込者が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「18歳未満または60歳以上」である場合。
障 害 者 世 帯	<p>申込者または同居しようとする親族のどなたかが障害者（次の条件の方）である場合。</p> <p>① 1級～4級に該当する身体障害者の方</p> <p>② 1級又は2級に該当する精神障害者の方</p> <p>③ ④、A又はBに該当する知的障害者の方</p>
戦 傷 病 者 世 帯	申込者または同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている場合。
被 爆 者 世 帯	申込者または同居しようとする親族のどなたかが原子爆弾被爆者の認定を受けている場合。
ハンセン病療養所 入 所 者 等 世 帯	申込者または同居しようとする親族のどなたかがハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所に入所していた場合。
海 外 引 揚 者 世 帯	申込者または同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない場合。
子 育 て 世 帯	同居しようとする親族に中学校卒業前の者がいる場合。

4 市営住宅団地別一覧表

(令和4年4月1日現在)

団 地 名	建設年度	構造	管理戸数		入居者の月額使用料（円） (収入超過者及び裁量階層を除く)
			棟	戸	
岸町1丁目南	昭和53・57	低耐	2	4	19,300 ～ 30,600
	昭和57	中耐	1	9	18,700 ～ 27,900
岸町1丁目東	昭和57	中耐	2	24	18,700 ～ 27,900
岸町1丁目カシの木	昭和62	中耐	1	20	20,800 ～ 31,000
岸町1丁目北	平成5	中耐	2	24	21,800 ～ 35,700
小仙波町1丁目	平成4	中耐	2	18	22,600 ～ 33,700
仙波町1丁目南	昭和58・61	中耐	2	33	20,600 ～ 32,100
仙波町1丁目北	昭和59～60	中耐	2	33	23,600 ～ 35,200
	昭和61	低耐	1	6	22,500 ～ 33,500
仙波町2丁目	昭和54～56	中耐	6	66	19,600 ～ 30,100
	昭和56	低耐	3	20	20,200 ～ 30,100
仙波町4丁目氷川	昭和48	中耐	1	40	13,700 ～ 20,400
月吉町	昭和40～42	準耐	11	56	9,100 ～ 15,300
	昭和43～44	中耐	2	40	9,000 ～ 14,300
藤倉	昭和44	準耐	2	12	9,500 ～ 13,500
寿町2丁目	昭和45～48	中耐	8	198	9,600 ～ 19,400
寿町2丁目南	平成6～7	中耐	2	50	23,600 ～ 35,300
笠幡	昭和44	準耐	4	22	9,100 ～ 12,200
的場	昭和49～53	中耐	5	165	14,900 ～ 25,400
小堤	平成元～3	中耐	3	100	22,700 ～ 34,700
岸町3丁目	平成9	中耐	1	16	16,700 ～ 44,000
月吉町北	平成13	中耐	1	50	23,100 ～ 41,600
	平成13	高層	1	94	17,400 ～ 41,600

上下水道局

I 水道事業

1 概要

本市の水道事業は、昭和29年5月に給水を開始し、以来数次にわたる拡張事業を経て市内全域への給水が行われている。

水源は当初地下水に求めたが、水需要の急増と地下水のくみ上げによる地盤沈下の影響を考慮し、昭和49年7月から県営水道（県水）の受水を開始した。その後、徐々にこの県水への転換を図り、令和3年度においては水道水の約90%を県水で賅っている。

主な事業として、水需要の増加に対応するため拡張事業を断続的に実施していたが、バブル景気後の景気低迷や一般家庭での節水機器の普及、節水意識の浸透などから水需要が減少傾向にあるため、平成13年度まで実施した第7次拡張事業をもって中断している。その一方、給水開始以来60年以上が経過し、老朽化した施設の更新や維持管理が新たな課題となっている。平成15年度から前期及び第二次浄水場整備事業として、老朽化した電気・機械設備の更新を実施し、平成25年度に完了した。平成26年度から第三次浄水場整備事業として、耐震性が不足する主要な施設に対して耐震化及び修繕工事を実施し、令和2年度に完了した。引き続き、修繕更新計画に基づき、土木施設の耐震化や修繕工事等を実施している。

今後も、市民に安全な水を安定的に供給するとともに、一層の効率的な経営と市民サービスの向上に努めるものである。

2 施設

施設名	取水・受水施設			配水池		
	水源	数	※水量(m ³ /日)	構造	数	容量(m ³)
郭町浄水場	深井戸	4	2,840	RC	2	2,600
新宿浄水場	〃	8	7,390	〃	2	3,700
霞ヶ関第一浄水場	〃	5	4,030	〃	2	2,400
今福浄水場	〃	5	8,340	〃	2	2,000
伊佐沼浄水場	〃	6	4,340	〃	2	5,400
仙波浄水場	〃	10	6,660	PC	2	14,000
霞ヶ関第二浄水場	〃	3	3,254	RC(2) 休止中	4	8,400(休止中) 25,000
	県水	—	22,130	PC(2)		
中福受水場	〃	—	75,170	SIC(2)	4	30,000 40,000
				PC(2)		

※ 令和3年度一日最大受水量、取水量

※ RC=鉄筋コンクリート PC=プレストレストコンクリート SIC=鋼板製

3 業務概要

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政人口〈A〉	(人)		353,456	353,442	352,896
給水人口〈B〉	(人)		353,411	353,410	352,867
普及率〈B〉／〈A〉	(%)		99.9	99.9	99.9
年間総配水量	(m ³)		39,674,625	40,232,518	39,735,808
1日最大配水量	(m ³)		117,705	121,484	117,803
1日平均配水量	(m ³)		108,401	110,226	108,865
1日平均受水量	(m ³)		95,392	95,017	94,078
有収率	(%)		93.25	94.02	94.71
導送配水管延長	(m)		1,480,951	1,485,301	1,488,951
職員数	(人)		76	73	71

4 水道料金

(1) 原価と売価

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給水収益(円)			5,313,019,597	5,164,966,173	5,285,139,455
年間有収水量(m ³)			36,996,965	37,828,271	37,632,911
1 m ³ 当り	供給単価(円)		143.61	136.54	140.44
	給水原価(円)		150.33	141.86	144.11

(2) 用途別使用水量及び水道料金

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般用	件数		1,013,287	1,014,732	1,033,735
	水量(m ³)		36,978,961	37,816,963	37,622,385
	料金(円)		5,769,672,224	5,679,195,766	5,811,778,828
公衆浴場用 及びプール用	件数		46	33	38
	水量(m ³)		16,906	9,794	10,193
	料金(円)		2,605,545	1,508,276	1,569,722
臨時用	件数		20	12	4
	水量(m ³)		1,098	1,514	333
	料金(円)		418,992	582,890	128,205
合計	件数		1,013,353	1,014,777	1,033,777
	水量(m ³)		36,996,965	37,828,271	37,632,911
	料金(円)		5,772,696,761	5,681,286,932	5,813,476,755

5 拡張事業の経過

		創 設	第 1 次 拡 張	第 2 次 拡 張
着	工	昭和28年 2月 4日	昭和35年 4月 1日	昭和39年 4月 1日
竣	工	〃 33年 3月 31日	〃 40年 3月 31日	〃 44年 3月 31日
総事業費(千円)		160,000	260,000	630,000
計画給水人口(人)		32,000	81,000	112,000
計画給水量(m ³)		1日最大 5,000	1日最大 16,200	1日最大 26,880
主 なる 施 設	浄水場	郭町浄水場	新宿浄水場	今福、霞ヶ関第一、伊佐沼浄水場
	水源	深井戸 3井	深井戸 5井	深井戸 11井
	着水井	RC 1井	RC 1井	RC 3井
	配水池	RC 1池	RC 2池	RC 3池
	有効容量(m ³)	600	3,700	4,900
	配水ポンプ	11~37kW 3台	11~55kW 4台	15~95kW 9台
	自家発電設備	ディーゼル機関80kVA 1台	ディーゼル機関200kVA 1台	ディーゼル機関700kVA 3台
配水管(m)		43,453	49,270	78,764
		第 3 次 拡 張	第 4 次 拡 張	第 5 次 拡 張
着	工	昭和44年 4月 1日	昭和47年 4月 1日	昭和50年 4月 1日
竣	工	〃 47年 3月 31日	〃 50年 3月 31日	〃 55年 3月 31日
総事業費(千円)		900,000	2,700,000	3,000,000
計画給水人口(人)		179,000	210,000	275,000
計画給水量(m ³)		1日最大 59,000	1日最大 90,000	1日最大 136,000
主 なる 施 設	浄水場	仙波、霞ヶ関第二浄水場	中福受水場	—
	水源	深井戸 15井	深井戸 7井	—
	着水井	—	RC 1井	受水井 2井
	配水池	RC 5池	SIC 1池・PC 1池	SIC 1池・RC 1池
	有効容量(m ³)	10,400	20,000	19,900
	配水ポンプ	75~96kW 3台	75~110kW 6台	45~215kW 4台
	自家発電設備	—	—	ディーゼル機関2,300kVA 4台
配水管(m)		51,525	96,720	38,850
		第 6 次 拡 張	第 7 次 拡 張 (中 断)	
着	工	昭和55年 4月 1日	平成 5年 4月 1日	
竣	工	〃 61年 3月 31日	〃 14年 3月 31日 (中断)	
総事業費(千円)		4,500,000	14,088,000	
計画給水人口(人)		310,000	350,000	
計画給水量(m ³)		1日最大 153,000	1日最大 172,000	
主 なる 施 設	浄水場	—	—	
	水源	—	—	
	着水井	—	—	
	配水池	PC 3池	PC 2池	
	有効容量(m ³)	39,000	35,000	
	配水ポンプ	45~110kW 4台	55~160kW 4台	
	自家発電設備	—	ガスタービン機関300kVA 1台	
配水管(m)		43,905	41,271	

※ RC=鉄筋コンクリート PC=プレストレストコンクリート SIC=鋼板製

II 公共下水道事業

1 概 要

川越市の公共下水道は、埼玉県荒川右岸流域下水道に属し、荒川右岸流域関連公共下水道として事業を推進している。

また、本市の一部地区には日高公共下水道で処理されている日高処理区と、坂戸、鶴ヶ島公共下水道で処理されている石井処理区とがある。

(1) 荒川右岸流域関連公共下水道

本市は、埼玉県流域下水道の荒川右岸処理区に属し、合計20の処理分区を有している。昭和49年に下水道上位計画である荒川右岸流域下水道計画に整合を図り分流式を採用し、計画処理面積5,177ha（鶴ヶ島市分69haを含む。）計画処理人口320,900人とする基本計画を策定した。昭和52年10月、埼玉県知事の事業認可を得て同年から事業に着手し、昭和57年8月20日に埼玉県の荒川右岸流域下水道富士見中継ポンプ場の稼働に伴い処理が開始された。

その後埼玉県は、平成22年7月に荒川右岸流域下水道事業計画を変更し、下水道整備の目標年次を令和6年、本市の全体計画の汚水計画処理面積を6,363ha（鶴ヶ島市分約74haを含む。）、計画処理人口を310,700人（鶴ヶ島市分9,200人を含む。）とした。

事業計画区域については、平成30年3月に本市の荒川右岸流域関連川越公共下水道事業計画を変更し、計画処理面積を約3,896ha（鶴ヶ島市分約74haを含む。）、計画処理人口を275,000人（鶴ヶ島市分9,350人を含む。）とし事業を推進している。

(2) 日高処理区

本市の西部に位置する笠幡地区の一部、約6haは、隣接する日高市の日高公共下水道によって処理される区域である。日高公共下水道は、昭和59年8月に事業認可を取得し、昭和63年12月から日高市浄化センターで処理している。

(3) 石井処理区

本市の北西部に位置する竹野地区ほか2地区を日本住宅公団（現在の都市再生機構）が本市と坂戸市にまたがり開発した工業団地のうち約30haは、隣接する坂戸、鶴ヶ島公共下水道によって処理される区域である。昭和51年9月から北坂戸水処理センターで処理を開始し、平成6年11月10日からは石井水処理センターで処理を行っている。

2 下水道普及状況

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政人口 (人)	353,456	353,442	352,896
処理面積 (ha)	3,754	3,771	3,780
処理人口 (人)	304,701	306,783	307,244
普及率 (%)	86.2	86.8	87.1

※ 市街化調整区域の処理面積は、宅地のみの面積とする。

3 水洗化促進事業

昭和39年12月に滝ノ下終末処理場（現在は、県の所管する「新河岸川上流水循環センター」）が運転を開始して水洗化が可能となったことから、水洗便所の普及を図るため、昭和40年度から国民年金還元融資資金を利用して水洗便所改造資金貸付事業を実施した。その後、昭和54年度には制度を融資あっせん制度に切り換え水洗化を支援している。現在では1件50万円を限度にあっせんし、40万円までの融資額の場合は市が全額利子補給、40万円を超える額についてはその超えた額に対して0.4%相当額を市が利子補給している。

(1) 実績

区分	令和2年度までの実施済	令和3年度
融資あっせん利用による改造件数 (件)	14,140	0

(2) 水洗便所普及状況

(令和4年4月1日現在)

可能世帯 (A)	水洗化世帯 (B)	水洗化率 (B) / (A)	水洗化人口
148,359 世帯	145,582 世帯	98.1 %	308,202 人

※ 認可ベースで作成。日高処理区、石井処理区を含まず、鶴ヶ島分を含む。

4 受益者負担金制度・下水道使用料

(1) 受益者負担金制度

受益者負担金制度とは、都市計画事業により著しい利益を受けるものに対し、その利益を受ける限度において事業費の一部を負担していただくもので、下水道事業については利用するものが限られ、また莫大な費用が必要とされるため、この制度を採用し事業の促進を図っている。

なお負担金は、5年20回分割により徴収している。

(令和4年4月1日現在)

負担区名	総面積(ha)	単位負担金額 (円/m ²)	令和3年度までの賦課	
			面積(ha)	負担金額(円)
第1	271.8	51	232.40	118,487,180
第2	116.2	78	78.69	61,368,120
第3	30.3	62	22.22	13,762,640
第4	86.5	176	72.18	128,642,750
第5	70.1	139	45.48	63,141,010
第6	160.0	150	127.21	190,885,310
第7	113.4	183	94.27	172,655,660
第8	47.6	219	53.15	116,349,030
第9	58.3	151	55.34	77,282,090
第10	34.0	95	22.11	20,998,890
第11	53.0	153	48.37	73,993,380
流域第1	497.4	360	360.25	1,294,892,620
流域第2	413.3	395	306.16	1,208,611,630
流域第3	711.0	425	470.74	2,001,015,730
流域第4	433.0	690	262.45	1,810,536,070
流域第5	31.0	930	4.86	45,160,690
計	3,126.9		2,255.88	7,397,782,800

(2) 下水道使用料

下水を処理して河川へ放流するため、下水道管の維持管理費（清掃や修繕）や汚水処理を行う埼玉県への維持管理負担金、ポンプ場の電気代などの費用が必要であり、公共下水道の使用者から汚水の排除量に応じた使用料を徴収している。徴収は、水道料金と合わせ2ヶ月ごとに行っている。

有収水量と下水道使用料

区分 年度	有収水量 (m ³)	調 定 額		収 入 済 額		収納率 (%)
		件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	
令和元年度	32,850,067	883,671	3,481,164,152	727,177	2,876,577,979	82.63
令和2年度	33,503,047	892,231	3,535,079,776	733,995	2,921,596,238	82.64
令和3年度	33,600,781	906,890	3,556,587,578	746,885	2,947,206,018	82.87

※ 平成15年4月1日下水道事業の公営企業化に伴い、収入済額は現年度分3月末現在の実績を記載。

消防・外郭団体

川越地区消防組合
川越市土地開発公社
公益財団法人 川越市施設管理公社
社会福祉法人 川越市社会福祉協議会
公益社団法人 小江戸川越観光協会
公益社団法人 川越市シルバー人材センター
公益財団法人 川越市勤労者福祉サービスセンター
川越総合卸売市場 株式会社
川越都市開発 株式会社

消防・
外郭団体

川越地区消防組合

本市の消防は、昭和 23 年消防組織法の施行に伴い、同年 3 月 8 日消防本部及び消防署を設置し、従来の消防団と共に常備、非常備消防の体制により自治体消防として発足した。

昭和 30 年 4 月隣接の 9 ヶ村と合併、首都圏内にあつて、急速な市の発展に伴い、消防の重要性も一層増大し、昭和 34 年には市街地南部に新宿分署、昭和 42 年 3 月には市西部に霞ヶ関分署、さらに昭和 47 年 9 月には市南部の人口急増地域に高階分署を新設し、消防体制の強化を図った。

昭和 48 年 4 月 1 日には隣接の川島町との協議により、川越地区消防組合を設立し、消防本部、消防署並びに川越市川島町両消防団により広域消防業務を開始し、昭和 49 年 1 月 7 日には川島分署を開設した。昭和 54 年 4 月 5 日市南西部に大東分署を開設し、昭和 61 年 7 月 1 日には市東部地区に東分署を開設した。平成 2 年 4 月 1 日に川島分署を川島消防署、平成 5 年 4 月 1 日に霞ヶ関分署を川越西消防署にし、平成 16 年 4 月 1 日には、市北西部に名細分署を開設した。平成 17 年 4 月 1 日に川越消防署を川越北消防署、東分署を南古谷分署、新宿分署を川越中央消防署にし、4 署 4 分署体制となり、多様化する都市災害に対処すると共に、消防に対する理解と協力を得ながら、37 万余の市町民の生命、身体、財産の保護に万全を期している。

I 予算・職員・施設

1 川越市・川島町予算（一般会計）消防組合予算（当初）

区分 年度	川越市予算 (千円)	川島町予算 (千円)	合 計 (千円)	消防組合 予 算 (千円)	市町予算合計 額に対する組 合予算の割合	住民 1 人当 たりの組合予算 (円)	消防職員 1 人 当たりの常備 消防予算(円)
令和 2 年度	115,850,000	7,146,000	122,996,000	6,327,576	5.1%	16,950	13,550,970
令和 3 年度	112,070,000	6,935,000	119,005,000	5,401,425	4.5%	14,479	11,320,659
令和 4 年度	116,720,000	7,513,000	124,233,000	5,523,176	4.4%	14,840	11,649,300

2 消防吏員、消防車等の人口、世帯、面積の割合

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

区 分	人 口	世 帯 数	面 積 (km ²)	現 有 数
消防吏員 1 人当り	858	398	0.35	434 人
消防ポンプ車 1 台当り	20,677	9,585	8.38	18 台
救急車 1 台当り	31,015	14,377	12.56	12 台
1 署 当 り	46,522	21,565	18.85	8 署

※ 定数外の職員を含む。

3 基準消防力と現有消防力との比較

(令和4年4月1日現在)

区 分	基準消防力(署)	現有消防力(署)	充足率(%)
署所の数	10	8	80

区 分	基準台数	現有台数	充足率%	基準人員	現有人員	充足率%
消防ポンプ自動車	15	13	87	411	320	78
梯子車	3	4	133			
化学車	3	3	100			
救急車	11	9	82			
救助工作車	3	3	100			
指揮車	2	1	50			
特殊車両等	20	20	100			
非常用消防自動車	2	2	100	—	—	—
非常用救急車	2	3	150	—	—	—
通信員	—	—	—	18	16	89
予防要員	—	—	—	70(16)	55(16)	79
庶務処理等の人員	—	—	—	67	70	104
合 計	—	—	—	550	445	81

※ 表中の数値は、消防力の整備指針が定める基準により算出している。

※ () は、交代制勤務の職員による兼務要員の数を内書きしたもので、合計に重複計上していない。

※ 現有人員は、再任用短時間勤務職員を含む。

4 職員の配置状況

(令和4年4月1日現在)

署 別	合 計	消 正	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	そ の 他
合 計	435(11)	1	7	24	61	163	60(11)	43	75	1
消 防 局	87(3)	1	3	11	17	34	15(3)	2	3	1
川越北消防署	48(2)	0	1	3	8	15	8(2)	5	8	0
南古谷分署	33	0	0	1	4	13	5	3	7	0
川越中央消防署	71(2)	0	1	2	9	27	10(2)	10	12	0
高階分署	33	0	0	1	4	12	3	3	10	0
大東分署	33	0	0	1	4	15	1	3	9	0
川越西消防署	42(2)	0	1	2	5	16	3(2)	3	12	0
名細分署	45	0	0	1	4	18	8	6	8	0
川島消防署	43(2)	0	1	2	6	13	7(2)	8	6	0

※ () は、再任用短時間勤務職員の数を外書きしている。

※ 定数外の職員を含む。

5 消防自動車の配置状況

(令和4年4月1日現在)

署別	合計	水槽付ポンプ車	ポンプ車	はしご車	化学車	水槽車	高規格救急車	指令車	連絡車	広報車	警防車	救助工作車	調査車	その他
合計	71	5	10	4	3	1	12	3	11	8	5	3	1	5
消防局	12	0	0	0	0	0	0	3	6	0	0	0	1	2
川越北消防署	9	0	1	1	1	0	2	0	1	1	1	0	0	1
南古谷分署	6	1	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0
川越中央消防署	11	0	2	1	1	0	2	0	2	1	1	1	0	0
高階分署	5	1	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
大東分署	5	0	1	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0
川越西消防署	7	1	2	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0
名細分署	8	1	1	0	0	0	2	0	0	1	1	1	0	1
川島消防署	8	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1

6 消防庁舎の現況

(令和4年4月1日現在)

所在地等 署別	所在地	建築年月日	構造	面積(m ²)		
				敷地面積	建物面積	延面積
消防局・川越北消防署	神明町48番地4	昭和49年11月21日 増築平成4年10月5日	鉄筋コンクリート造3階建	4,103.26	1,029.86	2,237.66
南古谷分署	大字久下戸3528番地1	昭和61年6月25日	鉄筋コンクリート造2階建一部 鉄骨造平屋建	2,432.00	367.02	451.08
川越中央消防署	新宿町2丁目14番地7	平成10年11月13日	鉄筋コンクリート造3階建	3,097.26	918.15	1,772.93
高階分署	大字砂新田16番地3	昭和47年8月30日	鉄筋コンクリート造3階建	1,755.72	409.01	1,038.13
大東分署	南大塚1丁目1番地9	昭和54年3月15日 増築平成30年3月28日	鉄筋コンクリート造一部 鉄骨造平屋建	1,578.08	447.39	441.55
川越西消防署	伊勢原町5丁目3番地	平成6年3月31日	鉄筋コンクリート造3階建	1,598.72	528.00	1,490.08
名細分署	大字鯨井589番地1	平成16年3月31日	鉄筋コンクリート造2階建	3,535.00	1,053.16	1,498.66
川島消防署	川島町大字平沼888番地	平成5年7月12日	鉄筋コンクリート造2階建	5,135.53	715.27	1,136.02

7 非常備消防（川越市消防団）

（令和4年4月1日現在）

分団名	所在地	構造	延面積 (㎡)	建築年月日
第一分団	小仙波町1丁目2番地15	鉄筋コンクリート造2階建	91.80	平成7年3月31日
第二分団	三光町2番地8	鉄筋コンクリート造2階建	109.78	平成11年3月15日
第三分団	野田町1丁目3番地8	鉄骨造2階建	104.52	平成3年3月30日
芳野分団	大字鴨田9番地1	鉄骨造平屋建	104.00	平成17年3月25日
古谷分団	大字古谷上3831番地1	鉄筋コンクリート造一部木造2階建	99.40	平成7年3月31日
南古谷分団	大字今泉307番地2	木造平屋建	103.10	平成19年3月1日
高階分団	大字藤間346番地1	鉄骨造2階建	112.00	平成16年2月20日
福原分団	大字今福1785番地5	鉄筋コンクリート造2階建	99.22	平成25年3月14日
大東分団	南大塚1丁目14番地20	鉄骨造2階建	84.20	平成元年3月11日
山田分団	大字山田167番地	鉄骨造2階建	112.00	平成15年3月14日
名細分団	大字小堤644番地3	鉄骨造平屋建	100.00	平成20年3月26日
霞ヶ関分団	大字笠幡2365番地1	鉄骨造平屋建	100.00	平成18年3月28日

8 消防団員(実員数)及びポンプ自動車の配置状況（川越市消防団）

（令和4年4月1日現在）

階級分団別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計	ポンプ自動車
団本部	1	4	1	1	1	2	13	23	0
第一分団	0	0	1	1	1	2	19	24	1
第二分団	0	0	1	1	1	2	15	20	1
第三分団	0	0	1	1	1	2	18	23	1
芳野分団	0	0	1	1	1	2	20	25	1
古谷分団	0	0	1	1	1	2	17	22	1
南古谷分団	0	0	1	1	1	2	15	20	1
高階分団	0	0	1	1	1	2	15	20	1
福原分団	0	0	1	1	1	2	9	14	1
大東分団	0	0	1	1	1	2	11	16	1
山田分団	0	0	1	1	1	2	18	23	1
名細分団	0	0	1	1	1	2	12	17	1
霞ヶ関分団	0	0	1	1	1	2	12	17	1
合計	1	4	13	13	13	26	194	264	12

9 消防団員の報酬（川越市消防団）

（令和4年4月1日現在）

内訳	階級別	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
年支給額（円）		206,000	174,000	151,000	123,000	107,000	89,000	69,000

※ 機関係員には、年額11,000円の報酬を加給する。

10 消防水利の状況

（令和4年4月1日現在）

市町別	地区名	消火栓	防 火 水 そ う												プー ル 池 等
			20 m ³ 未満			20 m ³ 以上 40 m ³ 未満			40 m ³ 以上			計			
			公設	私設	合計	公設	私設	合計	公設	私設	合計	公設	私設	合計	
川越市	市街地北部	876	19	0	19	28	5	33	48	158	206	95	163	258	10
	市街地南部	497	3	0	3	29	5	34	32	97	129	64	102	166	6
	芳野地区	304	2	0	2	31	0	31	38	28	66	71	28	99	2
	古谷地区	260	6	1	7	34	1	35	10	22	32	50	24	74	3
	南古谷地区	393	0	0	0	32	1	33	23	47	70	55	48	103	5
	高階地区	496	7	0	7	53	7	60	29	35	64	89	42	131	10
	福原地区	434	10	0	10	53	4	57	43	66	109	106	70	176	10
	大東地区	635	7	0	7	59	4	63	45	94	139	111	98	209	10
	山田地区	243	0	0	0	18	2	20	14	27	41	32	29	61	1
	名細地区	560	0	0	0	62	7	69	52	59	111	114	66	180	12
霞ヶ関地区	903	10	0	10	54	1	55	100	72	172	164	73	237	13	
計	5,601	64	1	65	453	37	490	434	705	1,139	951	743	1,694	82	
川島町	中山地区	149	0	0	0	11	5	16	20	81	101	31	86	117	2
	伊草地区	96	0	0	0	13	3	16	18	16	34	31	19	50	2
	三保谷地区	73	0	0	0	3	0	3	5	10	15	8	10	18	2
	出丸地区	57	0	0	0	3	0	3	3	7	10	6	7	13	0
	八ッ保地区	74	0	0	0	1	1	2	3	12	15	4	13	17	1
	小見野地区	53	0	0	0	9	0	9	4	3	7	13	3	16	0
	計	502	0	0	0	40	9	49	53	129	182	93	138	231	7
合 計	6,103	64	1	65	493	46	539	487	834	1,321	1,044	881	1,925	89	

Ⅱ 救 急

1 救急活動の状況

(令和3年中)

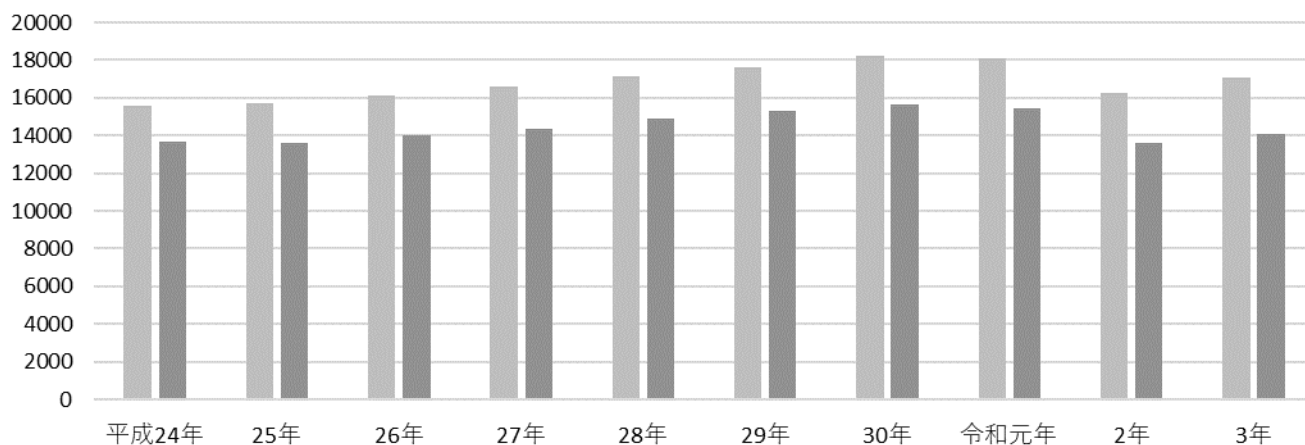
月別	事故種別 出場搬送	合 計	火 災	自 然 災 害	水 難	交 通 事 故	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他
合計	出 場 件 数	17,043	73	0	2	1,294	173	100	2,339	68	169	10,932	1,893
	搬 送 人 員	14,115	8	0	0	1,171	170	96	2,057	47	116	9,215	1,235
1	出 場 件 数	1,417	6	0	0	99	15	2	211	7	7	894	176
	搬 送 人 員	1,173	1	0	0	91	14	2	185	4	3	754	119
2	出 場 件 数	1,203	14	0	1	78	9	3	174	3	12	781	128
	搬 送 人 員	1,023	2	0	0	75	9	3	148	1	7	681	97
3	出 場 件 数	1,324	3	0	0	101	5	6	195	2	17	842	153
	搬 送 人 員	1,104	0	0	0	89	5	6	175	1	10	714	104
4	出 場 件 数	1,317	8	0	0	131	14	7	176	7	10	831	133
	搬 送 人 員	1,107	0	0	0	111	14	7	161	5	10	706	93
5	出 場 件 数	1,394	8	0	0	108	13	11	181	5	18	889	161
	搬 送 人 員	1,161	1	0	0	104	13	11	157	2	15	742	116
6	出 場 件 数	1,333	1	0	0	86	10	18	153	5	11	881	168
	搬 送 人 員	1,093	0	0	0	79	10	17	127	3	9	751	97
7	出 場 件 数	1,612	3	0	0	112	20	10	191	7	12	1,081	176
	搬 送 人 員	1,330	0	0	0	105	20	10	165	7	8	913	102
8	出 場 件 数	1,644	5	0	1	94	22	10	169	4	18	1,157	164
	搬 送 人 員	1,312	0	0	0	88	21	10	154	2	11	938	88
9	出 場 件 数	1,311	8	0	0	106	16	3	165	10	19	852	132
	搬 送 人 員	1,067	2	0	0	98	16	3	143	10	11	698	86
10	出 場 件 数	1,391	0	0	0	114	17	10	223	4	19	867	137
	搬 送 人 員	1,155	0	0	0	102	16	9	194	4	10	733	87
11	出 場 件 数	1,457	4	0	0	140	19	10	228	7	9	886	154
	搬 送 人 員	1,229	0	0	0	122	19	10	202	3	8	757	108
12	出 場 件 数	1,640	13	0	0	125	13	10	273	7	17	971	211
	搬 送 人 員	1,361	2	0	0	107	13	8	246	5	14	828	138

2 救急活動の推移

	令和元年中	令和2年中	令和3年中
出場件数	18,118	16,226	17,043
搬送人員	15,473	13,633	14,115

過去10年の推移

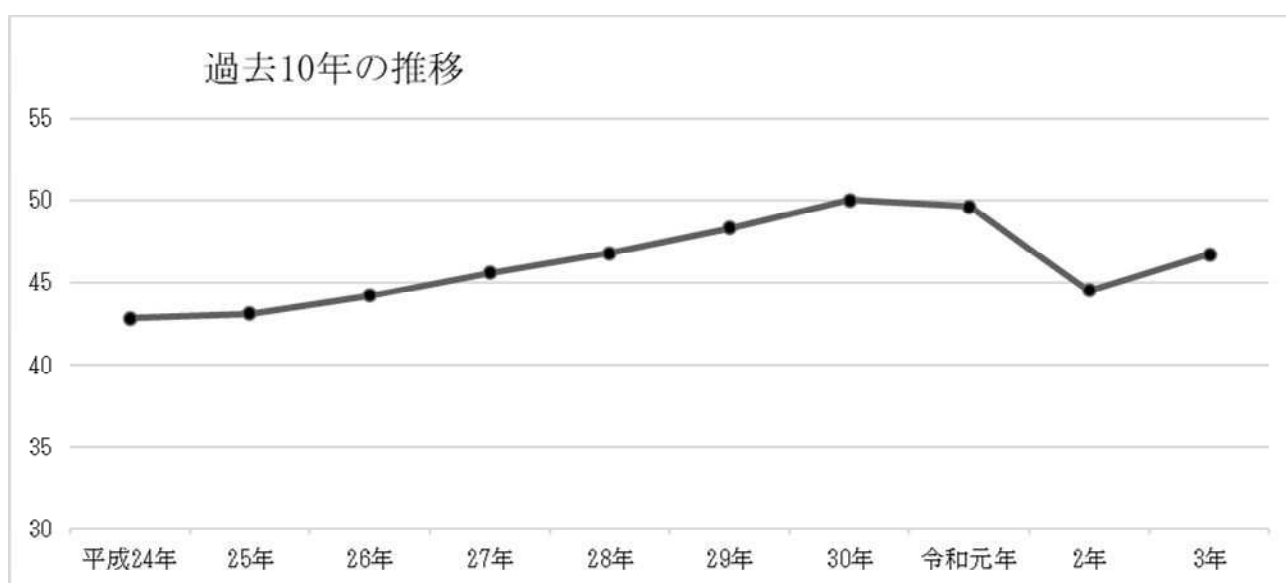
■ 出場件数 ■ 搬送人員



3 1日平均救急出場件数

	令和元年中	令和2年中	令和3年中
1日平均出場件数	49.6	44.5	46.7

過去10年の推移



Ⅲ 火 災

1 火災の概況

区分 年次	火災 件数	火災種別 (件)						焼損棟数 (棟)					り災世帯数 (世帯)				り災人員 (人) 計
		建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	計	全 損	半 損	小 損	計	
令和元年	109	65	0	10	0	0	34	23	7	44	37	111	20	4	60	84	179
令和2年	75	54	0	8	0	0	13	15	2	25	40	82	9	2	46	57	133
令和3年	84	50	0	11	0	0	23	18	2	22	26	68	11	1	33	45	97

区分 年次	死傷者 (人)		焼損面積			損害見積額 (千円)							計
	死 者	負 傷 者	焼 損 床面積 (㎡)	焼 損 表面積 (㎡)	林 野 (a)	建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他		
令和元年	9	13	2,484	686	0	323,764	0	18,618	0	0	12,982	355,364	
令和2年	2	14	1,327	431	0	163,782	0	7,506	0	0	963	172,251	
令和3年	3	6	1,875	140	0	176,668	0	4,517	0	0	2,686	183,871	

2 地区別火災の概況

(令和3年中)

区分	地区別	合	本	芳	古	南	高	福	大	山	名	霞	川
		計	庁 管内	野	谷	古 谷	階	原	東	田	細	ケ 関	島
合	計	84	19	0	2	2	4	9	7	6	6	19	10
火 災 種 別 (件)	建 物 火 災	50	10	0	1	2	3	5	3	3	4	13	6
	林 野 火 災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	車 両 火 災	11	3	0	1	0	0	0	1	2	0	2	2
	船 舶 火 災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	航 空 機 火 災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 火 災	23	6	0	0	0	1	4	3	1	2	4	2

3 月別火災の概況

(令和3年中)

区分 月別	火災件数 (件)	火災種別 (件)						焼損面積 (㎡)		死傷者数 (人)	
		建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	建物床面積	建物表面積	死者	負傷者
合計	84	50	0	11	0	0	23	1,875	140	3	6
1月	10	6	0	2	0	0	2	40	2	0	1
2月	10	6	0	2	0	0	2	428	37	1	1
3月	5	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0
4月	14	6	0	1	0	0	7	443	22	0	0
5月	6	6	0	0	0	0	0	2	1	0	1
6月	3	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0
7月	4	2	0	0	0	0	2	2	2	0	0
8月	7	4	0	1	0	0	2	17	0	1	0
9月	9	5	0	3	0	0	1	660	65	0	2
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	6	6	0	0	0	0	0	1	3	0	0
12月	10	8	0	1	0	0	1	282	8	1	1

4 出火原因別火災件数

(令和3年中)

原因別	地区別	合計	本庁管内	芳野	古谷	南古谷	高階	福原	大東	山田	名細	霞ヶ関	川島
合計		84	19	0	2	2	4	9	7	6	6	19	10
たばこ		12	4	0	0	0	1	1	2	0	0	3	1
こんろ		5	3	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
かまど		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
風呂かまど		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
炉		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却炉		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ストーブ		5	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1
こたつ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ボイラー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
煙突・煙道		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排気管		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
電気機器		3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1
電気装置		4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
電灯・電話等の配線		6	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	1
内燃機関		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配線器具		2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
火あそび		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マッチ・ライター		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
たき火		6	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	2
溶接機・切断機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
灯火		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
衝突の火花		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取灰		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火入れ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放火		9	3	0	0	0	0	1	0	1	3	1	0
放火の疑い		3	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0
その他		24	3	0	1	0	0	3	5	2	1	6	3
不明・調査中		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

川越市土地開発公社

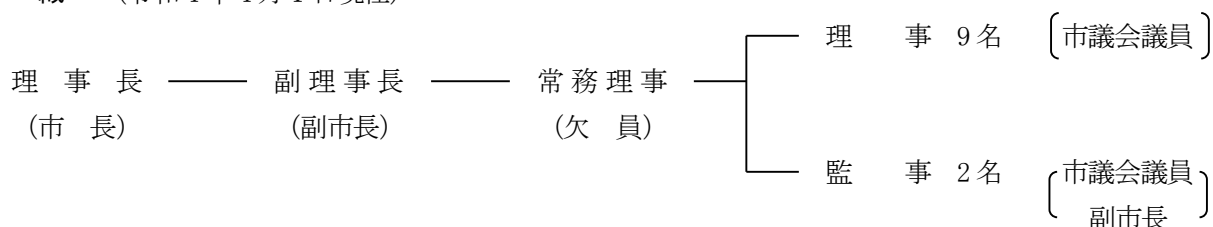
川越市土地開発公社は、その前身として昭和37年6月28日民法第34条による法人として設立された「財団法人川越市開発公社」を公有地の拡大の推進に関する法律の制定に伴い同法附則第2条により、昭和49年8月31日組織変更したものであり、特定の行政目的のために設立された、公法上の法人「公法人」である。また、一般に特別法人といわれている。

土地開発公社の目的及び事業内容としては、「公有地の拡大の推進に関する法律」第17条に掲げる公共用地、公用地の取得、管理及び処分を行うことにあり、主に市の依頼に基づく公共用地等の先行取得等の事業を推進することにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与しているところである。

理事会は年間2回程度開催され、令和3年度には5議案が承認されている。

事務局においては、市の関係各課から依頼のあった用地について、交渉、契約、登記、金融機関からの資金調達、代金支払までの一連の事務及び関係諸官庁への事務手続等の一切の事務事業を行っている。なお事務局職員は、市財政部長を事務局長として、管財課の職員が兼務している。

組 織 (令和4年4月1日現在)



1 令和3年度事業実績

公共用地取得事業

事業区分	取得面積 (㎡)	取得金額 (千円)
用地取得事業	3,556.62	158,889

公共用地処分事業

事業区分	処分面積 (㎡)	処分金額 (千円)
用地処分事業	237.50	82,639

2 令和4年度事業計画

公共用地取得事業

事業区分	取得面積 (㎡)	取得金額 (千円)
用地取得事業	1,809.11	693,475

公共用地処分事業

事業区分	処分面積 (㎡)	処分金額 (千円)
用地処分事業	759.63	217,288

公益財団法人 川越市施設管理公社

1 組織概要

(令和4年4月1日現在)

名 称	公益財団法人 川越市施設管理公社
所 在 地	郭町1丁目18番地7
設 立 年 月 日	平成2年5月1日
目 的	地域のコミュニティの育成並びに文化及びスポーツの振興を図るとともに、川越市の設置する施設の管理運営を受託し、有効かつ効率的な管理運営に務め、もって市民サービスの向上と住民福祉の増進に寄与する。
業 務 内 容	①地域のコミュニティの育成に関する事業 ②文化及びスポーツの振興に関する事業 ③川越市内の公共施設の管理運営に関する受託事業 ④その他公社の目的を達成するために必要な事業
運 営 方 針	柔軟な発想をもって行政の枠を越えた市民サービスに努める。
役 員	理事長1(※)、理事6 監事2(民間2)、評議員9(市部長2、民間7)
職 員	事務局長1、職員28、臨時職員39
資 産	基本財産 1億円

※理事長については、令和4年4月2日付けで就任。

2 令和3年度事業実績

川越市内の公共施設の管理運営に関する指定管理事業

- ①川越市やまぶき会館管理・運営事業
- ②川越西文化会館管理・運営事業
- ③川越南文化会館管理・運営事業
- ④川越運動公園陸上競技場等管理・運営事業
(総合体育館・陸上競技場・テニスコート)

受託事業

- ①川越市斎場及び川越市民聖苑やすらぎのさと
式場貸出等業務
- ②川越駅前児童館児童厚生業務
- ③川越駅東口児童館児童厚生業務
- ④子どもの文化芸術体験事業～アウトリーチ～
- ⑤人材発掘・支援事業～川越市人材発掘公開オーディション～

自主事業

- ①地域のコミュニティの育成に関する事業
 - ・文化講座事業 (5講座実施)
 - ・ふれあいコンサート (4回)
 - ・メルトミニマムコンサート
 - ・アーティストバンク支援紹介事業
 - ・KFP文化サポーターズ

②文化及びスポーツの振興に関する事業

○文化

- ・ファミリーミュージカル 「眠れる森の美女」
- ・ニューイヤーガラコンサート in 川越
- ・体験事業 (7 事業実施)

- ・YouTube2019 オンデマンド配信 (メルトピアノ
名曲コンサート～魚住幸正の世界～)

○スポーツ

- ・いきいき体操教室 1
- ・女性健康体操教室
- ・いきいき体操教室 2
- ・ソフトエアロビクス教室
- ・ヨガ教室
- ・かけっこ教室
- ・紙飛行機教室
- ・エアロビクス教室

- ・ランニング教室
- ・陸上競技記録会
- ・少年少女ドッジボール大会
- ・川越市民駅伝競走大会
- ・小江戸川越トラックフェスティバル
- ・テニスボール寄付事業

3 令和4年度事業計画

川越市の設置する施設の管理運営に関する指定管理事業

- ①川越市やまぶき会館管理・運営事業
- ②川越西文化会館管理・運営事業
- ③川越南文化会館管理・運営事業

- ④川越運動公園陸上競技場等管理・運営事業
(総合体育館・陸上競技場・テニスコート)

受託事業

- ①川越市斎場及び川越市民聖苑やすらぎのさと
式場貸出等業務
- ②児童センターこどもの城児童厚生業務

- ③川越駅東口児童館児童厚生業務
- ④子どもの文化芸術体験事業～アウトリーチ～

自主事業

①地域のコミュニティの育成に関する事業

- ・文化講座事業 (10 事業)
- ・アーティストバンク支援紹介事業
- ・KFP サポーターズ
- ・インターンシップ企画公演
- ・100 周年記念事業「気軽にクラシック」

- ・ロビーコンサート
- ・ミニマムコンサート
- ・ふれあいコンサート (5 事業)
- ・宿題サロン

②文化及びスポーツの振興に関する事業

○文化

- ・やまぶき寄席、納涼寄席
- ・ニューイヤーガラコンサート
- ・ミュージカル「人魚姫」
- ・やまぶきシネマ
- ・荒馬座公演

- ・森は生きている公演
- ・メルトコンサート
- ・中国伝統芸能祭
- ・ホール独り占め
- ・ジョイフル寄席

- ・ジョイフルおんがく発表会
- ・MEET THE MUSIC
～アーティストが学校にやってくる！

- ・MEET THE DANCE
～アーティストが学校にやってくる！
- ・文化体験事業（12 事業）

○スポーツ

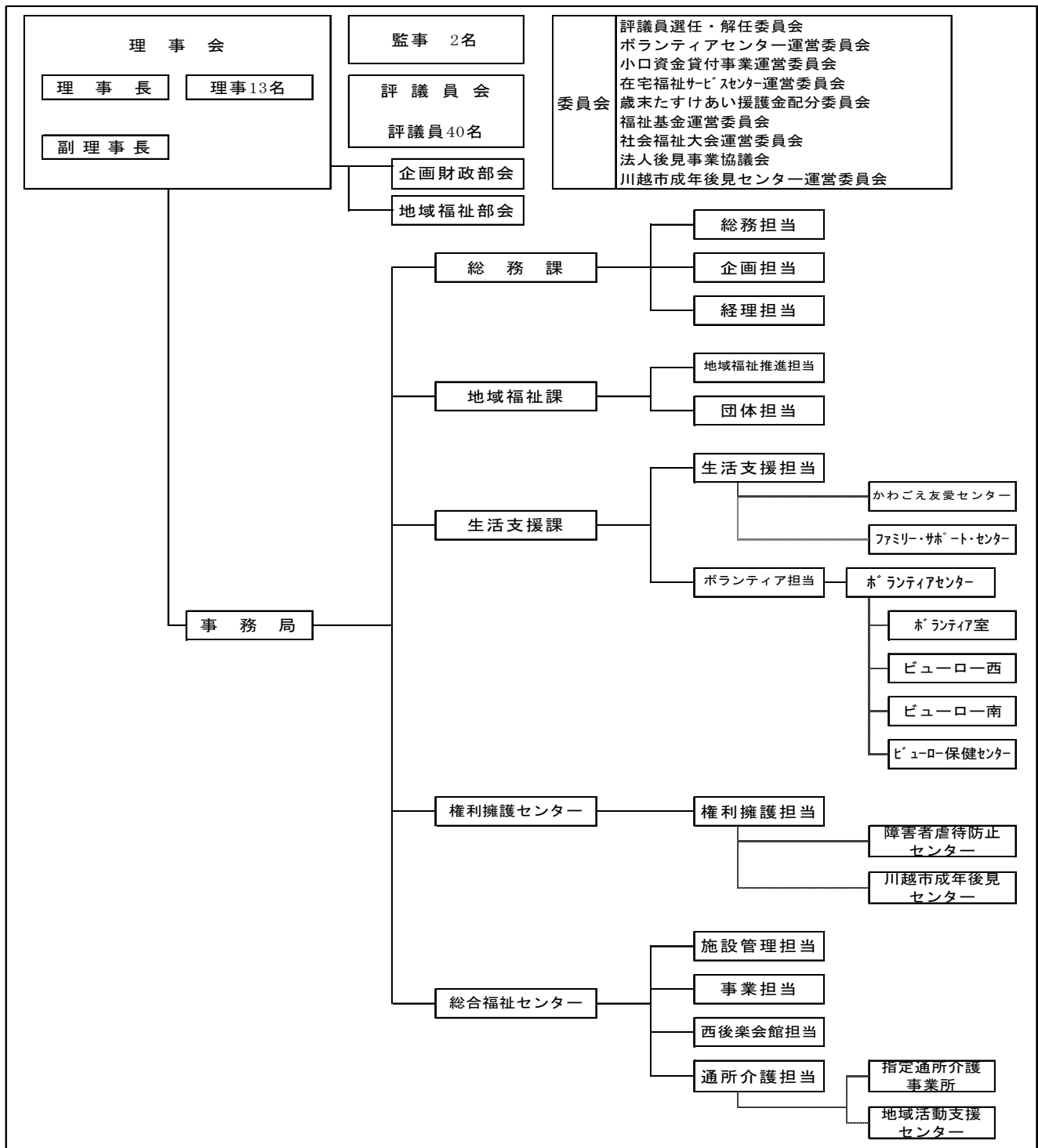
- ・いきいき体操教室 1
- ・いきいき体操教室 2
- ・女性健康体操教室
- ・ソフトエアロビクス教室
- ・ランニング教室
- ・かけっこ教室
- ・初心者体操教室 1・器械体操
- ・初心者体操教室 2・新体操
- ・ヨガ教室
- ・エアロビクス教室
- ・紙飛行機教室
- ・テーピング講座
- ・逆上がり教室
- ・ピラティス教室
- ・リトモス教室
- ・ZUMBA 教室
- ・骨盤体操教室
- ・イス DE ゆったり体操教室
- ・キッズダンス教室
- ・キッズエクササイズ教室
- ・小江戸川越トライアルミート
- ・少年少女ドッジボール大会
- ・ミニサッカー大会
- ・少年少女ミニバスケットボール大会
- ・小江戸川越トラックフェスティバル
- ・川越市民駅伝競走大会
- ・川越市武道大会
- ・陸上競技交流記録会
- ・川越市民ゴルフ大会
- ・スポーツ講演会
- ・卓球広場
- ・テニスボール寄付事業

社会福祉法人 川越市社会福祉協議会

社会福祉協議会（社協）は、福祉の対象となる人々の福祉問題を解決するため関係する機関・団体・施設及び地域の人々と協力しあって、具体的解決に向けて取り組む福祉活動の推進を積極的に図り、住民参加による「福祉のまちづくり」を進める、公共性と自主性を有する民間組織である。

特に、平成12年度に行われた社会福祉法の改正により、地域福祉の推進を図るため、社協自ら社会福祉を目的とする事業を企画・実施していくことになった。

1 組織



2 自主事業

事業名	事業内容	令和3年度
1. 社会福祉大会	市民参加による福祉の心豊かな地域社会の実現を目的とし、社会福祉の推進に貢献された方々を表彰する。	新型コロナの影響により式典は中止 大会会長表彰・感謝 148人・26団体
2. 福祉の市	高齢者や障害のある方の製作品の展示会を開催することにより、これらの方々の作品の製作意欲と生きがいを高め、社会参加の場を拡大するとともに、住民の地域福祉に対する意識の啓発をすることを目的として、平成2年から実施。	新型コロナの影響により中止
3. 在宅高齢者等給食サービス事業（ふれあい型食事サービス）	在宅の一人暮らし高齢者等に給食サービスを実施することにより、食生活の改善を通じてその健康保持を図り、在宅での生活を支援し、住みよい福祉のまちづくりを築くことを目的とし、地区社協に助成を行う。	13地区 対象者 1,123人 延12,885食
4. 友愛訪問事業	地域の中で孤立しがちな高齢者や障害者に対して、ボランティアや近隣住民が訪問活動を行い、温かい人間関係を築き、共に生きるコミュニティづくりを行う。	21地区 1地区あたり 年間60,000円 補助金交付
5. 世代間交流事業	人間関係が希薄になりがちな地域住民が、世代間交流を通してお互いにふれあうことで理解と思いやりの心を醸成し、住みよい福祉まちづくりを目的とし、地区社協に助成を行う。	3地区 延978人参加
6. 地区社会福祉協議会プラン事業	地区社協が自主的に取り組む地域に密着したふれあい助けあいの活動の地区社協に助成を行う。	13地区 延7,308人参加
7. 福祉協力員等事業	福祉協力員及びボランティアの育成を行うと共に、福祉協力員を登録し、日常的な見守り活動と地域福祉支援体制づくりを推進していくため、地区社協に助成を行う。	6地区 福祉協力員人数 387人
8. 一人暮らし高齢者集い事業	一人暮らし高齢者と地域住民が一堂に会し、日常生活や健康問題などを気軽に話し合い、あたたかな人間関係とふれあいの機会をつくることを目的とし、地区社協に助成を行う。	13地区 延1,662人参加
9. 地区別福祉懇談会	地区社協を中心に自治会をはじめ、各種団体、住民などにより、“共に生きる地域社会づくり”を目指して福祉懇談会の開催に助成を行う。	13地区 6会場 190人参加
10. 緊急連絡カード事業	一人暮らし高齢者等が、緊急事態の場合、民生委員が迅速に近親者と連絡がとれるように緊急連絡カードを配布する。また、これによって一人暮らし高齢者等に対する友愛訪問事業への展開を図る。	22地区 5,865人登録
11. 歳末たすけあい援護事業	低所得世帯、重度要介護高齢者、重度障害児者、市内民間社会福祉施設に対して地域歳末たすけあい募金配分金により見舞い激励を実施する。	歳末たすけあい 援護金 2,952件
12. 在宅介護者支援事業	在宅介護者の支援と充実を図るため、在宅介護者の集い等を開催する。	新型コロナの影響により、リフレッシュ事業の外出行事を中止し、体操教室や、グッズ配布を実施
13. 親子リフレッシュ	子育て家庭に向けた、子育てに関する講演会や親子で楽しめるイベントを開催することで、子育て家庭の悩みの解消や、親子のつながりを深めるとともに、同世代の家庭が交流を図ることで、地域のつながりを作る機会とする。	参加人数 194人
14. 心配ごと相談所	広く市民生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言・援助を行う。	相談員 相談件数 3人 78件

事業名	事業内容	令和3年度		
15. 福祉団体事務局	民生委員児童委員協議会連合会、障害者団体連絡協議会、身体障害者福祉会連合会、老人クラブ連合会、遺族会、在宅介護者友の会、ボランティア連絡会などの事務補助を行う。			
16. 各種資金の貸付	福祉資金＝低所得世帯の生活の安定を図るための資金の貸付。 安定資金＝生活保護世帯に対する生計のつなぎ資金の貸付。	0件 334件		0円 7,575,000円
17. ボランティアの養成	ボランティア養成のための各種講座等の実施。 (1) 市内学校等対象福祉体験実技 (2) 市内学校等対象福祉講話 (3) ボランティア体験プログラム (4) 傾聴ボランティアフォローアップ講座 (5) 点字ボランティア養成講座 (6) 聴覚障害者支援ボランティア養成講座 (7) ボランティア入門講座 (8) オンライン入門講座	学校対象 学校対象 103名 20名 6名 新型コロナの影響により中止 10名 25名	延 延 延 延 延 延 延	1,394人 1,560人 280人 81人 24人 10人 25人
18. ボランティアグループの育成	ボランティアグループを対象に、情報交換会及び研修会を開催するとともに、各グループに活動費の助成を行う。	登録 補助対象		148団体 16団体
19. ボランティア活動保険の加入推進	ボランティア活動中の事故に備え、保険への加入促進を図る。	加入者		2,892人
20. ボランティア体験学習機器貸出	ボランティア活動促進を図るため、福祉DVD、車椅子等の機器を貸出する。			44件
21. ボランティアビューローの運営	ボランティア活動の拠点として、総合福祉センター内にボランティア室、南文化会館、西文化会館及び総合保健センター内にボランティアビューローを開設、ボランティアの発掘、登録、斡旋等を、アドバイザーを配置して実施する。	ボランティア アドバイザー		21人
22. 在宅障害児招待事業	ボランティアの協力を得て、心身に障害のある18歳未満の児童とその家族を招待し、家族間の交流を深める。			新型コロナの影響により中止
23. 在宅福祉サービス事業 「かわごえ友愛センター」	自主的なボランティア意識を基盤とした会員制、有償・有料制を特色とした在宅福祉サービスで、高齢者や障害者などの家庭へ協力会員を派遣して、日常的な自立への援助を行う。	登録者 利用会員 協力会員 派遣件数		298人 160人 4,336件
24. 福祉車両等の貸出サービス	けがや病気等で短期に在宅で車椅子が必要になった場合に車椅子を、又常時車椅子を使用している方が外出するための交通手段として福祉車両（スロープ式軽自動車）をそれぞれ貸出している。	車椅子 福祉車両	152件 24件	152台 24台
25. 戦没者追悼支援事業	春季追悼式＝全市合同、献花による追悼式。 秋季追悼式＝市役所本庁管内11の地区は合同、出張所管内は地区ごとに実施。			2,134柱
26. 法人後見事業	高齢者や障害者等判断能力が不十分な方で、適切な成年後見人等がない方に対して、日常生活で必要となる法律行為を適切に処理するため、家庭裁判所からの選任を受け、法人として成年後見人等受任や監督を行う。	後見類型 保佐類型 保佐監督		16件 6件 1件

3 受託事業

事業名	事業内容	令和3年度
1. 生活管理指導員等派遣事業	介護保険の要介護者及び要支援者に該当しない65歳以上の在宅の高齢者に対して、日常生活に対する指導と自立した生活を送るための援助を行い、要介護状態への進行を予防する。	実利用者 30人 延利用者 1,008人 派遣時間 延 1,009時間
2. 盲人ガイドヘルパー派遣事業	重度の視覚障害者が社会生活を営む上で外出を必要とするとき、付添い者がいなく、支障がある場合にガイドヘルパーを派遣する。	利用延人数 715人
3. 川越市ファミリー・サポート・センター事業	地域の中で育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人を会員として組織し、会員同士の育児に関する相互援助活動を行う。	登録者 466人 提供会員 1,252人 依頼会員 35人 両方会員 5,534件 派遣件数
4. 福祉サービス利用援助事業	高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方に対して、地域で安心した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理、書類等預かりサービスを行う。	相談件数・利用者数 高齢認知症等 21・12 知的障害等 3・13 精神障害等 3・18 その他 0・3
5. 川越市障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の防止、早期発見するための相談窓口を設け、関係機関とともにその解決に努め、養護者等への支援を行う。	相談件数 延 73件
6. 生活福祉資金貸付事業	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度である。	生活福祉資金 12件 20,377,000円
7. 川越市介護支援いきいきポイント事業	川越市内在住の65歳以上の高齢者の方が、自身の介護予防を目的に、高齢者介護施設等において利用者への支援活動（ボランティア活動）を実施した場合、ポイントを付与する事業である。	事業登録者 523人 受入機関 118事業所 活動者 延 964人
8. 生活支援体制整備推進事業	支援が必要な方の在宅生活を支えるため、地域住民を中心とした多様な事業主体（ボランティア・NPO法人・民間企業・社会福祉法人・協同組合等）による重層的な介護予防・生活支援サービスの提供体制づくりを推進するため、生活支援コーディネーターの配置及び協議体を設置し、支えあい・助け合いのある地域づくりを推進する。	生活支援 1層 1人 コーディネーター配置数 2層 9人
9. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	福祉問題に対して、要支援者の自立を目指すとともに、地域の中での自立を支えるための取組みを中心となって行っていく。	配置数 9圏域 出張相談窓口 6ヶ所
10. 成年後見制度推進事業	権利擁護が必要な人を早期に発見・支援するため、中核機関として、広報、相談、成年後見制度利用促進、成年後見人等支援を行う。	出前講座参加人数 延 145人 一般相談 延 363件 成年後見相談所での相談 45件 成年後見入門講座 延 94人 フォローアップ研修 4人 講座修了者への情報提供 延 468人

4 指定管理者業務

事業名	事業内容	令和3年度
1. 老人福祉センター	西後楽会館の管理運営。	西後楽会館年間利用者 7,156人
2. 総合福祉センター	総合福祉センター「オアシス」の管理運営。 (1) 高齢者福祉センター事業 (2) 障害者福祉センター事業 (3) その他事業 (4) プール一般利用 (5) 体育室一般利用	年間延利用者数 19,069人 5,164人 286人 0人 0人

5 介護保険事業

事業名	事業内容	令和3年度
1. 通所型サービス事業 地域密着型通所介護事業 ※ R4年度から通常規模型 通所介護事業に形態変更	介護保険の要介護認定で、要介護状態又は要支援状態に認定された高齢者等に対し、通所サービスの提供を行う。	実利用者数 51人 延利用者数 2,366人

6 地域生活支援事業

事業名	事業内容	令和3年度
1. 地域活動支援センター事業	川越市地域活動支援センター事業の利用決定を受けた障害者に対して、創作的活動、社会適応訓練、機能訓練、レクリエーション、入浴サービス等の通所サービスを提供する。	実利用者 62人 延利用者 2,812人

公益社団法人 小江戸川越観光協会

1 概 要

名 称 公益社団法人小江戸川越観光協会

所 在 地 松江町2丁目1番地8

設立年月日 平成16年3月19日

(川越市観光協会：昭和34年12月16日)

目 的 川越市における観光産業の振興および地域の活性化に関する事業を行い、地域文化の向上、地域産業の発展に寄与する。

事業内容

- (1) 観光振興および観光客誘致事業
- (2) 他団体の実施する活動への支援および能力開発事業
- (3) 観光施設等の運営および受託事業
- (4) その他、公益目的を達成するために必要な事業

役 員 理事20（会長1、副会長3）、監事3

職 員 専務理事兼事務局長1、職員8、臨時職員9

2 会員数（令和3年度）

正会員 480名、賛助会員 46名

3 主な事業実績（令和3年度）

（1）観光振興及び観光客誘致事業

① 協会ホームページの活用

内容	件数
ページビュー数(PV)	2,740,505
フォトライブラリー利用件数	47件

② 観光キャンペーン等の開催、参加、協賛 参加キャンペーン数 2件

③ 観光イベントの実施

イベント名	参加者数
小江戸川越旅ギフトスタンプラリー	7,500人
小江戸川越春まつりフィナーレイベント	開催中止
小江戸川越花火大会有料観覧席	開催中止
川越まつり有料観覧席	開催中止
小江戸川越春の舟遊	83人

(2) 他団体の実施する活動への支援及び能力開発事業

① 他団体への支援活動事業

内容	事業数
助成による支援	6 事業
後援等による支援	24 事業

② 能力開発事業

小江戸川越ブランド産品事業の推進

認定商品数：53 商品

(3) 観光施設等の運営及び受託事業

① 観光案内事業

	対面による観光案内件数	うち、外国人観光案内件数
仲町観光案内所業務委託	41,521 件	102 件

② 観光施設等維持管理事業

仙波東照宮公開による観覧者数：12,341 人

公益社団法人 川越市シルバー人材センター

シルバー人材センターは、高齢化社会の急速な進展に対応するため、原則60歳以上の者で、健康で働く意欲のある市民を会員とした公益性・公共性の高い団体である。そのため高齢者の体力・能力に応じた仕事で、その技能・経験を活かせる場を提供し、高齢者の就業を通じて福祉の増進を図りながら、自主的に運営する団体である。

就業は発注者からセンターが請負った仕事に会員が従事する。会員の就業に対する対価は、請負金額に基づいてセンターを通じ、配分金として支払われる仕組みになっている。また、一般労働者派遣事業や有料職業紹介事業なども行っている。

1 年度別事業実績

区分 年度	会員数A(人)			受注件数(件)				就業人員(人)		契約金額(円)				就業率 B/A (%)
	男	女	計	公共	民間	個人	計	実人員B	延人員	配分金	事務費	材料費	計	
令和元年度	1,718	648	2,366	203	587	2,251	3,041	1,844	227,378	853,184,162	70,371,632	37,235,023	960,790,817	77.9
令和2年度	1,626	631	2,257	194	510	1,540	2,244	1,767	201,102	750,272,089	62,151,208	34,309,053	846,732,350	78.3
令和3年度	1,568	638	2,206	183	469	1,376	2,028	1,694	194,607	710,283,799	58,143,060	30,899,293	799,326,152	76.8

2 契約額の内訳

区分 年度	公共機関		民間		個人		合計	
	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
令和元年度	471,243,205	49.0	417,539,124	43.5	72,008,488	7.5	960,790,817	100.0
令和2年度	409,521,330	48.4	377,560,800	44.6	59,650,220	7.0	846,732,350	100.0
令和3年度	365,829,616	45.8	381,367,054	47.7	52,129,482	6.5	799,326,152	100.0

3 令和3年度 職業分類別実績表

職業分類名	受託件数 (件)	延日人員 (人)	契約金額(円)			
			配 分 金	材 料 費 等	事 務 費	計
専門的・技術的職業	6	566	2,422,505	200,326	212,396	2,835,227
事務的職業	134	7,450	33,917,788	190,654	2,729,064	36,837,506
サービスの職業	212	57,700	248,877,093	20,423,681	21,326,500	290,627,274
保安の職業	13	4,586	13,035,933	0	1,045,316	14,081,249
農林漁業の職業	904	9,575	37,429,083	3,535,363	3,450,564	44,415,010
生産工程の職業	236	3,290	10,391,643	2,088,388	880,955	13,360,986
建設・採掘の職業	1	405	2,243,904	2,321	179,512	2,425,737
運搬・清掃・包装等の職業	522	111,035	361,965,850	4,458,560	28,318,753	394,743,163
合 計	2,028	194,607	710,283,799	30,899,293	58,143,060	799,326,152

公益財団法人 川越市勤労者福祉サービスセンター

川越市勤労者福祉サービスセンターは、中小企業における企業内福利厚生の実施のために平成2年に設立した財団法人で、平成24年4月に公益財団法人へ移行した。

勤労者福祉サービスセンターは、市内中小企業勤労者1人につき月額500円の会費により、事業主及び従業員に生活の安定、健康の維持増進、余暇・自己啓発、老後生活の安定等にわたる総合的な福祉事業を相互扶助により実施している。

また、平成22年4月に川越市中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）及び川越市芳野台体育館の運営管理を行う財団法人川越労働福祉協会と合併し、勤労者の教養文化・創作活動、健康スポーツ活動等を支援する教室の開催、自主活動、各種サークルの養成を行っている。

なお、川越市中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は、中高年齢労働者の雇用促進と福祉の向上を図ることを目的として、昭和60年に雇用促進事業団により設置された施設である。（平成15年に川越市が施設を売買により取得している。）

理事9名の理事会、評議員7名の評議員会、監事2名及び事務局職員6名（うち1名常務理事兼務）で運営している。

1 会員数の推移

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業所数（事業所）	210	197	185
会 員 数（人）	1,633	1,173	1,111

2 令和3年度の主な事業実績

給付事業

共 済 事 由	支給件数
弔慰金（本人又は家族の死亡弔慰金）	41 件
見舞金（傷病、住宅災害等の見舞金）	18 件
祝 金（結婚、出生、永年勤続等の祝金）	183 件

健康の維持増進事業

事 業 名	利用状況
人間ドック利用補助	71 人
インフルエンザ予防接種補助	206 人

余暇に関する事業

事 業 名	利用状況
宿泊施設利用補助	80 人
催し事業（味覚狩り等）	217 人
観劇チケット等補助・斡旋	8,847 枚

退職金共済団体としての事業

事 業 名	加入者
パートタイマー退職金共済	93 人

川越総合卸売市場 株式会社

卸売市場法による、埼玉県卸売市場整備計画に基づき、県南西部9市町流通圏域に生鮮食料品等の安定的供給を図るため、整備したものである。昭和56年5月に川越地区卸売市場整備促進協議会（11市町村長、4青果業界、業界代表等）が設立され、以降開設準備を進めて、平成6年5月に営業を開始した。

当市場は、周辺に国道16号、県道川越越生線が走り、関越自動車道川越インター及び圏央道狭山日高インターに近く、極めて交通至便な環境にある。

1 市場の概要

市場名 埼玉川越総合地方卸売市場

所在地 大字大袋650番地

敷地面積 198,000㎡

総事業費 約180億円

取扱品目 青果物・水産物・関連商品

開設者 川越総合卸売市場株式会社

代表取締役社長 福田 忠博（令和3年6月19日就任）

開設年月日 平成6年5月30日

開設会社の構成（令和4年4月1日現在）

行政 川越市、狭山市、坂戸市、飯能市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、日高市、毛呂山町、越生町
業 界 東京新宿ベジフル株式会社、株式会社埼玉県魚市場、株式会社埼玉りそな銀行、
いるま野農業協同組合

資本金及び構成（令和4年4月1日現在）

資本金 1億円

構成 行政 98.3%

業界 1.7%

入場業者（令和4年4月1日現在）

ア 卸売業者 青果部 東京新宿ベジフル株式会社

水産物部 株式会社埼玉県魚市場

イ 仲卸業者 青果部 5業者（10店舗）

水産物部 9業者（26店舗）

ウ 関連事業者 26業者（43店舗）

エ その他 2業者（2店舗）

2 施設の概要

	施設名		面積 (㎡)	備考
主	卸売場	青果	3,300	1階
		水産	2,200	1階
	仲卸売場	青果	1,730	1階、2階
		水産	3,110	1階、2階
棟	関連店舗		6,555	1階、2階
	開設会社事務所		3,144	3階
	水産卸事務所			
附 属 棟	青果配送センター		1,248	
	水産配送センター		568	
	青果保冷库		432	
	バナナ発酵所			
	青果倉庫		342	
	水産冷蔵庫		2,547	
	食堂		324	
	守衛所		20	3棟合計
	ゴミ集積庫		55	
	発泡スチロールリサイクルセンター		133	
野外便所		115		
受水槽				
	駐車場		30,437	(1,200台)
	調整池		18,000	

3 取扱高の推移

年度	青果物		水産物		合計	
	数量 (kg)	金額 (円)	数量 (kg)	金額 (円)	数量 (kg)	金額 (円)
令和元年度	19,612,905	3,960,198,743	1,694,690	1,866,086,670	21,307,595	5,826,285,413
令和2年度	18,323,820	3,745,165,126	1,224,004	1,306,985,274	19,547,824	5,052,150,400
令和3年度	18,203,278	3,696,344,463	1,208,473	1,293,587,327	19,411,751	4,989,931,790

※ 消費税及び地方消費税は除く 合計は端数処理後計算

4 買受人市町村別一覧表

(令和4年4月1日現在)

	市町村名	件数
青 果	仲卸業者	5
	川越市	32
	狭山市	8
	坂戸市	7
	飯能市	8
	鶴ヶ島市	3
	日高市	3
	毛呂山町	3
	越生町	2
	その他	64
	小計	135
水産	仲卸業者	9
	川越市	3
	坂戸市	1
	その他	9
	小計	22
	合計	157

5 青果・水産物出荷業者都道府県別一覧表

(令和4年4月1日現在)

都道府県	青果物	水産物	都道府県	青果物	水産物
北海道	4	31	滋賀県	0	1
青森県	1	15	京都府	2	2
岩手県	0	7	大阪府	2	11
宮城県	1	0	兵庫県	2	0
秋田県	1	44	奈良県	0	0
山形県	0	2	和歌山県	8	1
福島県	5	8	鳥取県	0	7
茨城県	14	18	島根県	0	4
栃木県	1	3	岡山県	0	1
群馬県	9	3	広島県	1	8
埼玉県	194	36	山口県	0	12
千葉県	8	45	徳島県	0	1
東京都	18	98	香川県	0	2
神奈川県	1	12	愛媛県	1	5
新潟県	4	7	高知県	1	1
富山県	0	4	福岡県	1	10
石川県	0	3	佐賀県	0	3
福井県	0	2	長崎県	2	5
山梨県	2	1	熊本県	1	3
長野県	0	0	大分県	0	3
岐阜県	1	3	宮崎県	0	1
静岡県	2	34	鹿児島県	4	5
愛知県	5	8	沖縄県	0	0
三重県	0	8	合計	296	478

川越都市開発 株式会社

1 会社の概要

会社名	川越都市開発株式会社	
所在地	協田町 105 番地	
設立年月日	昭和 62 年 10 月 31 日	
出資者	○川越市	○株式会社丸広百貨店
	○東武鉄道株式会社	○武州ガス株式会社
	○株式会社埼玉りそな銀行	○株式会社みずほ銀行
	○株式会社三井住友銀行	○野村ホールディングス株式会社
	○川越商工会議所	○権利者 32 名
	損害保険ジャパン株式会社	三井住友海上火災保険株式会社
	株式会社佐藤総合計画	

○印は発起人

2 主な事業内容

- ① 市街地再開発事業により建築された建築物アトレビルの管理及び運営
- ② 土地、建物並びに付帯設備の売買、賃貸借、仲介及び管理業務
- ③ 店舗の販売促進に関する企画、調査、研究及び指導
- ④ 川越市が設置する公共施設の管理、運営に関する受託業務

令和5年 かわごえ
市 政 概 要

令和5年4月1日 発行
編集・発行 川越市議会事務局
TEL 049 (224) 6067 (直通)

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。